

法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する

政策評価書

平成24年4月

総務省

前 書 き

「司法制度改革推進計画」（平成 14 年 3 月 19 日閣議決定）においては、我が国の法曹人口は、我が国の法的需要に十分対応することができない状況にあり、今後の法曹人口の大幅な増加が急務であるとされ、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成 22 年度頃には、司法試験の合格者を 3,000 人程度とすることを目指すとされている。

法科大学院については、「司法制度改革審議会意見書－21 世紀の日本を支える司法制度－」（平成 13 年 6 月 12 日）において、司法試験、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関として位置付けられており、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法学部以外の学部出身者や社会人を一定割合入学させるよう努めることが求められている。また、法科大学院修了者については、「規制改革推進のための 3 か年計画」（平成 19 年 6 月 22 日閣議決定）において、「法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約 7～8 割）の者が新司法試験に合格できるよう努める」とされている。

法科大学院の修了者については、修了者が受験する新司法試験が開始された平成 18 年から 23 年までの間に、1 万 1,105 人が新司法試験に合格し、法学未修者からも 3,860 人が合格している。

しかし、新司法試験合格者数は目標（平成 22 年頃に 3,000 人）を達成しておらず、また、その合格率は、単年度（平成 23 年 23.5%）、累積（平成 18 年度修了者 49.6%）ともに低迷し、法科大学院教育の目標の中で示された合格率（約 7～8 割）を達成していない。この間、文部科学省は、法科大学院における教育の質の向上のための取組を行っているが、その成果は未だ十分ではない。

また、法曹人口増の 92.3%は弁護士であるが、弁護士に対する需要が当初想定されたほど顕在化せず、弁護士の就職難が生じ、これにより若手弁護士に対する OJT 研修が不足し、弁護士の質の低下につながるなどの指摘がある。

このような司法試験合格者数の目標未達成、新司法試験合格率の低迷、司法修習修了生の就職難等を背景に、法科大学院志願者は、ほぼ一貫して減少しており、平成 16 年度は 7 万 2,800 人であったものが、23 年度には 2 万 2,927 人となっている。このため、新たな法曹養成制度導入時の多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるという理念の実現に懸念が示され、法曹人口の拡大や法曹養成制度の改革について、抜本的見直しの必要性が指摘されている。

この政策評価は、「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革」に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係府省における政策の見直しに資するために実施したものである。

目 次

ページ

第 1 評価の対象とした政策等	1
1 評価の対象とした政策	1
2 政策を取り巻く環境変化等	1
3 評価を担当した部局及びこれを実施した時期等	1
4 評価の視点	2
5 政策効果の把握の手法	2
6 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	3
7 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	4
第 2 政策の概要等	5
1 政策の背景	5
2 政策の概要	6
(1) 政府の基本方針	6
(2) 政策の実施状況	12
ア 法務省の施策	12
イ 文部科学省の施策	14
ウ その他	17
第 3 政策効果の把握結果、評価の結果及び勧告	23
1 法曹人口の拡大	23
【要旨】	23
(1) 制度の概要	33
(2) 政策効果の把握結果	41
(3) 評価の結果	116
2 法科大学院教育	121
(1) 法科大学院教育の目標の達成状況	121
【要旨】	121

ア	制度の概要	122
イ	政策効果の把握結果	122
ウ	評価の結果	127
(2)	入学者の質の確保	129
ア	適性試験の活用	129
【要旨】		129
(ア)	制度の概要	130
(イ)	政策効果の把握結果	136
(ウ)	評価の結果	138
イ	競争性の確保	140
【要旨】		140
(ア)	制度の概要	140
(イ)	政策効果の把握結果	141
(ウ)	評価の結果	152
ウ	入学定員の削減	153
【要旨】		153
(ア)	制度の概要	154
(イ)	政策効果の把握結果	154
(ウ)	評価の結果	168
エ	多様性の確保	170
【要旨】		170
(ア)	制度の概要	170
(イ)	政策効果の把握結果	171
(ウ)	評価の結果	182
(3)	修了者の質の確保	184
【要旨】		184
ア	制度の概要	186
イ	政策効果の把握結果	193
ウ	評価の結果	215

(4) 法曹養成に係るコスト及び公的支援の見直し	226
【要旨】	226
ア 制度の概要	229
イ 政策効果の把握結果	234
ウ 評価の結果	276
3 法科大学院教育と司法試験、司法修習との有機的連携	278
(1) 法科大学院教育と司法試験との有機的連携	278
【要旨】	278
ア 制度の概要	279
イ 政策効果の把握結果	285
ウ 評価の結果	294
(2) 法科大学院教育と司法修習との有機的連携	296
【要旨】	296
ア 制度の概要	297
イ 政策効果の把握結果	300
ウ 評価の結果	308
4 修了者等への支援策	310
【要旨】	310
(1) 制度の概要	312
(2) 政策効果の把握結果	315
(3) 評価の結果	352
5 全体評価及び勧告	354
(1) 全体評価	354
(2) 勧告	357

第 1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策

司法制度改革の下に始められた法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する法務省及び文部科学省の政策を対象としている。

2 政策を取り巻く環境変化等

司法制度改革の一環として、①法曹人口の拡大については、将来的な実働法曹人口が5万人となることを見込んで、平成22年頃には新司法試験の合格者3,000人を目指すという目標が設定され、また、②法曹養成制度の改革については、法科大学院を中核的な教育機関とし、法科大学院の教育、司法試験及び司法修習が有機的に連携したプロセスとしての法曹養成制度が創設された。

しかし、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度については、新司法試験の合格率が低迷し（平成23年は23.5%）、政府が掲げた法曹人口の拡大目標を達成するに至っていないこと（平成22年頃には司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指すとしたが、22年の新司法試験合格者数は2,074人、23年は2,063人）等を背景に、法科大学院志願者、すなわち、法曹を目指すとする者の数が大幅に減少する等の状況にあり、現状のままでは、「質・量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹を確保する」という司法制度改革の理念が実現することは困難ではないかとの懸念が関係方面から示されている。

3 評価を担当した部局及びこれを実施した時期等

(1) 調査担当部局

総務省行政評価局：評価監視官（法務、外務、文部科学等担当）
管区行政評価局：北海道、関東、中部、近畿、中国四国、九州
四国行政評価支局
行政評価事務所：石川

(2) 実地調査時期

平成23年1月から24年4月まで

(3) 調査対象機関等

調査対象機関：法務省
文部科学省
関連調査等対象機関：最高裁判所
法科大学院：38校
日本弁護士連合会
単位弁護士会：22会
都道府県：18都道府県
市区：40市区
関係団体：経営法友会（注）

(注) 企業法務実務担当者の情報交換の場として、法人単位で企業内の法務担当者によって組織されている。

4 評価の視点

本政策評価は、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策について、法務省及び文部科学省の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

5 政策効果の把握の手法

本政策は、法科大学院、司法試験及び司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度により、質・量ともに豊かな法曹の養成を図り、もって、複雑高度化、多様化する法曹需要へ対応することを目的としており、政策効果としては、法曹人口の拡大及び法曹の質の向上という形によって発現すると考えられる。

以上のような認識の下、今回の評価に当たっては、次の手法を用いることとした。

(1) 実地調査の実施

司法制度改革の下に始められた法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する施策を所掌する法務省及び文部科学省のほか地方公共団体、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）、法科大学院等の関係団体を対象に、主に次の観点から実地調査を行い、各種施策が質・量ともに豊かな法曹の養成のために有効に機能しているかについて把握・分析した。

- ① 法曹人口拡大の実態及び法曹人口拡大による効果の発現状況（例えば、都道府県や市町村での法律相談活動等の活性化の有無、国民生活への影響等）
- ② 法曹養成に特化した教育を行う法科大学院を中核とし、法科大学院教育、司法試験及び司法修習を有機的に連携させた新たな法曹養成制度の整備状況及び制度改革の効果の発現状況（例えば、司法制度改革審議会意見書（平成 13 年 6 月）等で描かれたあるべき教育の理想との乖離等の有無、文部科学省の教育の質の向上を図るための改善方策の実施状況と効果等）

(2) 意識調査の実施

法曹関係者（法科大学院専任教員、法科大学院の修了学年に在学中の学生、法科大学院を修了し、新司法試験受験中の者、新司法試験を経て弁護士となった者、旧司法試験を経て弁護士となった者）及び国民を対象とした意識調査を実施し、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革の効果などについて、把握・分析した。

意識調査の対象者等は下表のとおりである。

図表 本意識調査に対する回答者数

(単位：人、%)

区 分		対象者数 (a)	回答者数 (b)	回収率 (b/a)
調査対象全体		-	5,117	-
法曹関係者合計(①～⑤)		11,296	2,116	18.7
内 訳	① 法科大学院専任教員	1,211	200	16.5
	② 法科大学院の修了学年に在学中の学生	2,885	220	7.6
	③ 法科大学院を修了し、新司法試験受験中の者	1,200	123	10.3
	④ 新司法試験を経て弁護士となった者	3,000	821	27.4
	⑤ 旧司法試験を経て弁護士となった者	3,000	752	25.1
	⑥ 国民	-	3,001	-

(注) 1 回収率は、小数点第2位以下を四捨五入している。

2 対象者数については、次のとおりである。

① 法科大学院専任教員：全74法科大学院のうち、本調査への協力を得た61法科大学院の専任教員1,211人(調査時点)

② 法科大学院の修了学年に在学中の学生：全74法科大学院のうち、本調査への協力を得た61法科大学院の修了学年に在学中の学生2,885人(調査時点)

③ 法科大学院を修了し、新司法試験受験中の者：全74法科大学院のうち、本調査への協力を得た61法科大学院について、基本的に一校当たり20人を抽出。ただし、一部の法科大学院については、その規模等により、一校当たり最少4人から最大30人を抽出

④ 新司法試験を経て弁護士となった者：平成23年8月23日時点で弁護士登録をしている新60期～63期の者から、修習期別の人数及び弁護士会別の登録数の比に応じ、3,000人をランダムに抽出

⑤ 旧司法試験を経て弁護士となった者：平成23年8月23日時点で弁護士登録をしている旧33期～59期及び現行60期～63期の者から、修習期別の人数及び弁護士会別の登録数の比に応じ、3,000人をランダムに抽出

3 国民については、調査会社のモニター登録者(201万6,282人)から、住民基本台帳の人口構成比に基づき、i)性別、ii)年齢(10歳ごと)、iii)地域ブロック、iv)居住地(県庁所在地等及びそれ以外)を組み合わせた条件の下で、合計3,000人まで達するように、回答を募ったものである。

6 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

(1) 政策評価・独立行政法人評価委員会(政策評価分科会)

本政策評価の企画立案及び政策評価書の取りまとめに当たって、次のとおり、政策評価・独立行政法人評価委員会の下に置かれる政策評価分科会の審議に付し、本政策評価の全般に係る意見等を得た。

① 平成22年12月27日：法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会報告書の概要の説明

② 平成23年2月28日：政策評価実施計画の説明

③ 平成24年3月14日：取りまとめの方向性の説明

なお、上記分科会の議事要旨及び議事録については、総務省ホームページに公

表している。(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/dokuritu_n/hyoukaiinkai.html)

(2) 法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会

本政策評価の実施に当たって、法務省及び文部科学省の法曹養成制度に関する検討状況を踏まえつつ、法科大学院（法曹養成制度）の在り方をめぐるこれまでの経緯や各方面の指摘・課題等を把握・分析し、本政策評価の調査・評価の在り方、方法等を検討するため、有識者等の参加を得て「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会」を開催した（8回開催）。

なお、上記研究会の議事要旨、議事録及び報告書等については、総務省ホームページにおいて公表している。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/houkadaigakuin/index.html)

7 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施した実地調査及び意識調査の結果のほか、主として次の資料を使用した。

- ① 法務省、文部科学省、最高裁判所及び日弁連等のホームページに掲載された法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策の概要や統計データ等
- ② 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（平成21年4月17日）
- ③ 法曹養成制度に関する検討ワーキングチームの「検討結果（取りまとめ）」（平成22年7月6日）
- ④ 「弁護士白書」（日本弁護士連合会）
- ⑤ 「法曹養成対策室報」（日本弁護士連合会 法曹養成対策室）
- ⑥ 「会社法務部【第10次】実態調査の分析報告」（株式会社商事法務）

第2 政策の概要等

1 政策の背景

(1) 司法制度改革審議会の設置

ア 設置の背景

社会の複雑高度化、多様化、国際化等のより一層の進展などに加え、規制緩和などの改革により、「事前規制調整型社会」から「事後監視・救済型社会」への転換が図られているなど、内外にわたる社会情勢が変容を遂げつつあることが指摘されている中で、より一層重要な役割を担うこととなる司法の機能を充実強化し、国民が身近に利用することができ、社会の法的ニーズに的確に応えることができる司法制度を構築していくことが必要とされた。

このような見地から、平成11年7月、司法制度改革審議会設置法（平成11年法律第68号。以下「審議会法」という。）第1条の規定に基づき、内閣に司法制度改革審議会（以下「審議会」という。）が設置された。

イ 所掌事務

審議会は、21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議する（審議会法第2条第1項）こととされている。また、審議会は、調査審議した結果に基づき、内閣に意見を述べる（審議会法第2条第2項）こととされている。

ウ 司法制度改革審議会意見書の取りまとめ

審議会は、2年間にわたる調査審議を経て、平成13年6月12日に、「司法制度改革審議会意見書－21世紀の日本を支える司法制度－」（以下「審議会意見」という。）を取りまとめ、内閣に提出している。

審議会意見は、我が国において、司法の役割の重要性が増大していることを踏まえ、司法制度の機能を充実強化する事が緊要な課題であることに鑑み、次の三点を基本的な方針として各種の施策を講ずるとしている。

(ア) 国民の期待に応える司法制度の構築（制度的基盤の整備）

国民にとって、より利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある司法とするため、国民の司法へのアクセスを拡充するとともに、より公正で、適正かつ迅速な審理を行い、実効的な事件の解決を可能とする制度を構築する。

(イ) 司法制度を支える法曹の在り方（人的基盤の拡充）

高度の専門的な法的知識を有することはもとより、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身につけ、社会の様々な分野において厚い層をなして活躍する法曹を獲得する。

(ウ) 国民的基盤の確立（国民の司法参加）

国民は、一定の訴訟手続への参加を始め各種の関与を通じて司法への理解を深め、これを支える。

2 政策の概要

(1) 政府の基本方針

ア 司法制度改革審議会意見に関する対処方針の決定

平成 13 年 6 月、政府は、「司法制度改革審議会意見に関する対処方針」（平成 13 年 6 月 15 日閣議決定）を決定した。

その中では、①「司法制度改革は、行政改革を始めとする社会経済構造の改革を進めていく上で不可欠な重要課題であり、政府の責任は重大である。このため、審議会意見を最大限に尊重して司法制度改革の実現に取り組むこととし、速やかにこれを推進するための所要の作業に着手する」、②「司法制度改革審議会意見を踏まえ、司法制度改革の基本理念及び推進体制等について定める司法制度改革推進のための法律案を、できる限り速やかに国会に提出して、その成立を期すとともに、司法制度改革を実現するための方策の具体化につき鋭意検討を進め、3 年以内を目途に関連法案の成立を目指すなど所要の措置を講ずることとする」とされた。

イ 司法制度改革推進法の制定

(7) 制定の趣旨

政府は、上記「司法制度改革審議会意見に関する対処方針」に基づき、審議会意見の趣旨にのっとり行われる司法制度の改革と基盤の整備（以下「司法制度改革」という。）を総合的かつ集中的に推進するため、その基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、司法制度改革推進本部を設置する等の必要があるとして、司法制度改革推進法（平成 13 年法律第 119 号。以下「改革推進法」という。）を制定した。

(イ) 目的、基本理念等

a 目的

改革推進法第 1 条において、その目的を「司法制度改革について、その基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、司法制度改革推進本部を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進すること」としている。

b 基本理念

改革推進法第 2 条において、「司法制度改革は、国民がより容易に利用できるとともに、公正かつ適正な手続の下、より迅速、適切かつ実効的にその使命を果たすことができる司法制度を構築し、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及

び確保その他の司法制度を支える体制の充実強化を図り、並びに国民の司法制度への関与の拡充等を通じて司法に対する国民の理解の増進及び信頼の向上を目指し、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを基本として行われるものとする」としている。

c 国等の責務

改革推進法第3条において、「国は、基本理念にのっとり、司法制度改革に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する」としている。

また、同条において、「日本弁護士連合会は、弁護士の使命及び職務の重要性にかんがみ、基本理念にのっとり、司法制度改革の実現のため必要な取組を行うように努めるものとする」としている。

d 基本方針

改革推進法第5条において、「司法制度改革は、基本理念にのっとり必要な制度の整備等を図るとの基本方針に基づき、推進されるものとする」としている。

ウ 司法制度改革推進本部の設置

改革推進法第8条の規定に基づき、司法制度改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に司法制度改革推進本部を置くこととされている。

平成13年12月、政府は、審議会意見の趣旨にのっとり行われる司法制度改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部員とする「司法制度改革推進本部」を設置した（注）。

（注）司法制度改革推進本部は、平成13年12月に内閣に設置され、改革推進法第8条において、設置の日から起算して3年を経過する日まで置かれるものとされており、16年11月30日をもって解散している。

エ 司法制度改革推進計画の決定

(7) 司法制度改革推進計画の決定

改革推進法第7条の規定に基づき、政府は、平成14年3月、審議会意見の趣旨にのっとり行われる司法制度改革に関し政府が講ずべき措置について、その全体像を示すとともに、司法制度改革推進本部の設置期限（平成16年11月30日）までの間に行うことを明らかにするものとして、「司法制度改革推進計画」（平成14年3月19日閣議決定。以下「推進計画」という。）を決定した。

推進計画では、「司法制度を支える体制の充実強化」として、①法曹人口の拡大（i）法曹人口の大幅な増加、ii）裁判所、検察庁等の人的体制の充実）、②法曹養成制度の改革（i）法科大学院、ii）司法試験、iii）司法修習等）、③弁護士制度の改革（i）弁護士の活動領域の拡大、ii）弁護士のアクセス拡充、iii）弁護士の執務態勢の強化・専門性の強化、iv）弁護士の

国際化等)、④検察官制度の改革、⑤裁判官制度の改革、⑥法曹等の相互交流の在り方の6事項を定めている。

a 法曹人口の拡大

上記①については、推進計画において、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを旨とする」と定めている。

b 法曹養成制度の改革

上記②については、推進計画において、「司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的な法律知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的分野や外国法の知見、国際的視野と語学力、職業倫理等が広く求められることを踏まえ、法曹養成に特化した教育を行う法科大学院を中核とし、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた新たな法曹養成制度を整備することとし、そのための措置を講ずる」と定めている。

(a) 法科大学院

推進計画において、「司法制度改革審議会意見が制度設計に関して具体的に提言しているところを踏まえ、学校教育法（昭和22年法律第26号）上の大学院としての法科大学院に関する制度を設けることとし、平成16年4月から学生の受入れの開始が可能となるよう、所要の措置を講ずる」と定めている。

(b) 司法試験

推進計画において、「①法科大学院の教育内容を踏まえた新たな司法試験を法科大学院の最初の修了者を対象とする試験から実施することとし、所要の法案を提出するなど所要の措置を講ずる、②現行司法試験の合格枠制の実施は、平成15年までとし、合格枠制の廃止について、所要の法案を提出する」と定めている。

(c) 司法修習

推進計画において、「①新司法試験実施後の司法修習が、司法修習生の増加に実効的に対応するとともに、法科大学院での教育内容も踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施されるよう、司法修習の具体的な内容等について、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討を行い、少なくとも主要な事項の枠組みについて結論を得る。また、併せて、司法修習生の給費制の在り方につき検討を行う、②司法修習所の管理・運営について、法曹三者の協働関係を一層

強化するとともに、法科大学院関係者や外部の有識者の声をも適切に反映させる仕組みを設けることに関し、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討し、なお必要な場合には、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる」と定めている。

(イ) 関係法令の整備

法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度を整備するため、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成 14 年法律第 139 号。以下「連携法」という。）及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成 15 年法律第 40 号。以下「派遣法」という。）が制定されるとともに、学校教育法、司法試験法（昭和 24 年法律第 140 号）、裁判所法（昭和 22 年法律第 59 号）が一部改正されるなど関係法令の整備が行われている。

そして、平成 16 年 4 月に 68 校の法科大学院が開設され、17 年 4 月には 74 校に増え、現在に至っている（注）。

（注）最初の法科大学院修了者（既修者のみ）が出たのは、平成 18 年 4 月で、その年の新司法試験を受験し、合格者は司法修習を経て、19 年 12 月に新たな法曹養成制度の下での初めての法曹が誕生した。

オ 規制改革の推進

法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関しては、規制改革の推進からも所要の閣議決定がなされており、「規制改革推進のための 3 か年計画」（平成 19 年 6 月 22 日閣議決定）において、共通的事項の中の「司法制度改革の推進」では、「事後チェック型行政への転換に伴い、司法の果たすべき役割がより重要となってくることから、司法制度改革推進計画（平成 14 年 3 月 19 日閣議決定）の実施等を通じ、真に実効ある司法制度改革を推進する」とされている。

また、重点計画事項の中の「法曹人口の拡大等」では、①「司法試験合格者数の拡大について、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備状況等を見定めながら、現在の目標（平成 22 年ころまでに 3,000 人程度）を確実に達成することを検討するとともに、その後のあるべき法曹人口について、法曹としての質の確保にも配意しつつ、社会的ニーズへの着実な対応等を十分に勘案して検討を行う」、②「法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び終了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約 7～8 割）の者が新司法試験に合格できるよう努める」とされている。このほか、③ i) 新司法試験委員会に置かれる新司法試験考査委員の選定の公正性及び透明性の確保、ii) 試験の出題趣旨のほか、採点実感、採点方針等出題に関する情報の詳細な公表や法科大学院として定める成績評価や修了認定の方針や基準、④ 修了者の進路等の情報等の積極的な公表の促進等が定められている。

「規制改革のための 3 か年計画（改定）」（平成 20 年 3 月 25 日閣議決定）及

び「規制改革のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）においても、同様の共通的事項及び重点計画事項が定められている。

カ 法曹養成制度に関する検討ワーキングチームの設置

（検討ワーキングチーム設置の経緯）

法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度については、関係各方面から、法科大学院志願者の大幅な減少等が生じており、現状のままでは、法曹の質を維持しつつ、その大幅な増加を図るという司法制度改革の理念を実現できないのではないかと懸念が示されていた。また、このような声に耳を傾けることなく、現状を放置するならば、法曹のユーザーである国民に対して、ニーズに即した適切な法的サービスを提供するため、「質・量ともに豊かな法曹を養成する」ことを目指した司法制度改革の実現が困難になりかねないとされていた。

新たな法曹養成制度は、制度全体が悪循環に陥りつつあることから、関係機関が連携し、好循環となるよう取り組む必要があるとして、平成22年3月、法務省及び文部科学省は、法科大学院を中核としつつ、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習とを有機的に連携させた新たな法曹養成制度の問題点・論点を検証し、これに対する改善方策の選択肢を整理するため、「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」（以下「検討ワーキングチーム」という。）を設置した。

（検討ワーキングチームの検討内容及び構成員）

検討ワーキングチームでは、新たな法曹養成制度の現状が、審議会意見が提言した理念に沿うものとなっているか否かという視点から、①現在の法曹養成制度の問題点・論点、②問題点・論点を解決するための改善方策の選択肢の整理、③改善方策を決定するためのフォーラムの在り方を検討することとされた。

検討ワーキングチームは、法務省及び文部科学省のほかに、法曹三者等が委員となっており、最高裁判所、検察庁、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）、法科大学院の教授が構成員となっていた。

（検討ワーキングチーム取りまとめ結果）

検討ワーキングチームは、平成22年3月から6月まで計11回開催され、法科大学院の教員、企業法務関係者、大手法律事務所関係者、官公庁関係者、隣接法律専門職種関係者、経済団体関係者及び労働団体関係者にヒアリングを行い、意見交換するとともに、司法研修所、法科大学院を実情視察している。同年7月6日、検討ワーキングチームは、検討結果（取りまとめ）を公表している。その内容については、①法科大学院教育、②新司法試験及び③新司法修習それぞれの問題点等と改善方策の選択肢を記載しており、意見が分かれた点については、両論併記している。

また、その取りまとめの最後には、「問題点・論点について更に具体的な検討をする必要があり、そのために新たな検討体制（フォーラム）を構築するこ

とが考えられる。フォーラムの在り方については、国民に開かれた議論の場を設け、正確かつ十分な現状分析を行い、幅広い意見を聞いて総合的かつ多角的な検討を行えるようにする必要があるとの点では意見が一致した」としている。

キ 法曹の養成に関するフォーラムの設置

(フォーラム設置の経緯)

上記検討ワーキングチームでの検討結果(取りまとめ)を踏まえ、平成 23 年 5 月 13 日、法曹の養成に関する制度の在り方について検討を行うため、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣により、「法曹の養成に関するフォーラム」(以下「フォーラム」という。)の開催が申し合わされ、同年 5 月 25 日から開催されている。

(フォーラムの検討内容及び構成員)

フォーラムにおいては、司法制度改革の理念を踏まえるとともに、平成 22 年 7 月 6 日付け「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」の検討結果(取りまとめ)及び司法修習生に対する給費制を 1 年間延長するための裁判所法の改正に関する同年 11 月 24 日付け衆議院法務委員会決議(注)の趣旨を踏まえて検討を行うとされている。その具体的な検討内容は、①個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方、②法曹の養成に関する制度の在り方とされている。

フォーラムの構成員としては、各省等の関係政務のほか、有識者として、大学教授(法科大学院教授を含む)、弁護士、元報道関係者、民間企業の顧問等が参加している。また、関係機関として最高裁判所、オブザーバーとして最高検察庁及び日弁連も参加している。

(注) 同決議では、①個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること、②法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずることとされている。

(フォーラムの第一次取りまとめ結果)

フォーラムは、平成 23 年 8 月 31 日、第 1 回会議から第 5 回会議までの検討を踏まえ、「法曹の養成に関するフォーラム第一次取りまとめ」を公表し、①個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方、②法曹の養成に関する制度の在り方を取りまとめている。

①については、司法修習生に経済的支援を行う必要があるとして、貸与制を基本とした上で、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置(十分な資力を有しない者に対する負担軽減措置)を講ずるとしている。

②については、i) 現状では、想定したほどには、法曹有資格者の社会進出は進んでおらず、法曹の養成に関する制度の在り方についても、様々な問題点が指摘されている、ii) これらを踏まえて、フォーラムにおいては、法曹の活

動領域の在り方、法曹養成制度の在り方、法曹人口の在り方等について意見交換をし、第一次取りまとめ以降も引き続き検討するとしている。

(フォーラムの検討及び今後の予定)

フォーラムは、平成 24 年 4 月 13 日までに計 12 回開催されており、23 年 8 月 31 日の第一次取りまとめ以降は、引き続き法曹の養成に関する制度の在り方について、弁護士、企業法務、人事院、地方公共団体等の関係者からのヒアリング及び法科大学院への視察を行い、現状を把握し、①活動領域拡大の方策、②活動領域拡大を踏まえた将来の法曹人口の検討、③法曹養成制度の在り方の検討についての意見交換を行いながら、その取りまとめに向けて検討を行っているところであり、24 年 5 月までに論点整理を行う予定である。

(2) 政策の実施状況

ア 法務省の施策

(7) 法科大学院教育と司法試験の有機的連携

連携法第 3 条では、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習との有機的連携の確保について、国の責務として、

- ① 法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生との有機的連携を図る責務を有すること
- ② 法曹の養成が国の機関、大学その他の法曹の養成に係る機関の密接な連携の下に行われることを確保するため、これらの機関の相互の協力の強化に必要な施策を講ずるものとする

とされている。

a 司法試験

(a) 司法試験委員会

法務省は、法務省設置法（平成 11 年法律第 93 号）第 4 条第 4 号の規定に基づき、司法試験に関する事務を所掌している。

審議会意見では、「新司法試験と法科大学院での教育内容との関連を確保するため、例えば、司法試験管理委員会に法科大学院関係者や外部有識者の意見を反映させるなど適切な仕組みを設けるべきである。」としており、法務省は、司法試験法の改正により、平成 16 年 1 月 1 日付で、それまでの司法試験管理委員会を改組し、司法試験委員会を設置した。

司法試験委員会は、司法試験法第 12 条第 1 項に基づき、法務省に置かれており、同条第 2 項において、i) 司法試験及び司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）を行うこと、ii) 法務大臣の諮問に応じ、司法試験及び予備試験の実施に関する重要事項について調査審議すること、iii) 司法試験及び予備試験の実施に関する重要事項に関し、法務大臣に意見を述べること等の所掌事務が規定されている。

司法試験委員会の構成員（委員定数 7 人）については、司法試験法第

13 条第 2 項の規定に基づき、「委員は、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する」とされており、法科大学院における教育との連携の確保を図る観点から、法曹三者に加え、法科大学院関係者が任命されている（注）。

（注）このほか、大学教授及び報道関係者が構成員に任命されている。

(b) 新司法試験の論文式試験の出題趣旨、採点実感等に関する意見等の情報の公表

法科大学院における教育との連携を確保しつつ、法科大学院での教育、司法試験受験者の学習の在り方に適切な指針を与えることができるよう、新司法試験の論文式試験の出題趣旨、採点実感等に関する意見、司法試験考査委員（注）に対するヒアリングの概要等の情報を公表している。

（注）司法試験法第 15 条第 1 項の規定に基づき、司法試験委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため置くものとされている。

b 法科大学院への実務家教員の派遣

連携法第 3 条の趣旨にのっとり、法科大学院における法曹としての実務に関する教育の実効性の確保を図り、法曹養成の基本理念に則した法科大学院における教育の充実に資することを目的として、派遣法が制定され、平成 16 年 4 月 1 日から施行されている。派遣法は、裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員が法科大学院において教授、助教授その他の教員としての業務を行うための派遣に関し必要な事項について規定している。

派遣法第 3 条第 1 項の規定に基づき、法科大学院設置者は、当該法科大学院において将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力（各種の専門的な法分野における高度の能力を含む。）を涵養するための教育を実効的に行うため、裁判官又は検察官等を教授、助教授その他の教員として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、裁判官については最高裁判所に対し、検察官等については任命権者に対し、その派遣の要請を行うことができるとされている。

派遣法に基づく法科大学院への実務家教員の派遣の形態は、i) 同法第 4 条以下の規定に基づく本来の職務とともに法科大学院における教授等の業務を行う形態（いわゆるパートタイム派遣）、ii) 同法第 11 条以下の規定に基づく本来の職務は行わずに専ら法科大学院における教授等の業務を行う形態（いわゆるフルタイム派遣）がある。

検察官の実務家教員としての法科大学院への派遣については、当該法科大学院設置者からの派遣要請書の提出により、法務省（法務総合研究所（注））と当該法科大学院との間で、条件等を定める取決めの締結に向けて、

実際に派遣される検察官の人選も踏まえて、具体的な調整や交渉を経て、派遣予定検察官の各任命権者が当該法科大学院と派遣取決書を締結し、派遣を開始する。

法務省は、法科大学院が開設された平成 16 年度から実務家教員としての検察官を派遣している。

(注) 法務省組織令(平成 12 年政令第 248 号) 第 61 条及び第 62 条の規定に基づき、法務に関する調査及び研究等を行っている法務省の施設等機関である。

c 法科大学院向けの教材の作成及び法科大学院への提供

法務省(法務総合研究所)は、刑事科目系の法科大学院向け教材(「事件記録教材、公判演習教材、刑法演習問題等」)を作成し、希望する法科大学院に提供している。

d 法務大臣と文部科学大臣の相互協力

連携法第 6 条第 1 項では、「法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院における教育の充実及び法科大学院における教育と司法試験との有機的連携の確保を図るため、相互に協力しなければならない」と規定されている。

また、連携法第 6 条第 4 項では、「文部科学大臣は、法科大学院教育と司法試験との有機的連携を確保するため、必要があると認めるときは、法務大臣に対し、協議を求めることができる」と規定されている。

しかし、これまでに同法第 6 条第 4 項の規定に基づき、法務大臣と文部科学大臣との協議等が行われた実績はない。

イ 文部科学省の施策

(7) 法科大学院の制度設計

審議会意見では、「司法(法曹)が 21 世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立するためには、法曹人口の拡大や弁護士制度の改革など、法曹の在り方に関する基本的な問題との関連に十分に留意しつつ、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備することが不可欠である。そして、その中核を成すものとして、大要、以下のような法曹養成制度に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けることが必要かつ有効であると考えられる」とし、法曹養成制度の中核機関としての法科大学院の設置が提言された。

これを受け、推進計画では、「司法制度改革審議会意見が制度設計に関して具体的に提言していることを踏まえ、学校教育法上の大学院としての法科大学院に関する制度を設けることとし、平成 16 年 4 月からの学生の受け入れ開始が可能となるよう、所要の措置を講ずる(本部及び文部科学省)」と

決定している。

推進計画に基づき、中央教育審議会において設置認可の在り方や第三者評価制度の導入も含めた法科大学院の制度設計について審議がなされ、「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（中間報告）」（平成 14 年 4 月 18 日）及び「法科大学院の設置基準等について（答申）」（平成 14 年 8 月 5 日）として取りまとめられた。これを受け、学校教育法の改正が行われ、法科大学院制度が創設された。

法科大学院は、学校教育法第 99 条第 2 項の規定に基づき、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的に設置された専門職大学院であり、平成 16 年度に 68 校が、17 年度に 6 校が開校され計 74 校となっている（平成 23 年 4 月 1 日現在。ただし、74 校中 1 校は 23 年度以降の学生募集を停止し、24 年度以降撤退予定。1 校は、25 年度以降の学生募集を停止したのち、他の法科大学院と統合予定）。

(イ) 法科大学院の教育の質の向上のための取組

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審法科大学院特別委員会」という。）は、法科大学院教育の一層の質の向上を図るため、平成 21 年 4 月 17 日、「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「中教審法科大学院特別委員会報告」という。）を取りまとめ、公表している（中教審法科大学院特別委員会報告の各指摘事項の具体的内容及び同報告を受けた文部科学省の取組については、「第 3 - 2 法科大学院教育」において後述する。）。

また、中教審法科大学院特別委員会では、中教審法科大学院特別委員会報告の指摘事項に対する各法科大学院の改善措置状況をフォローアップするため、「各法科大学院の改善状況に係る調査」を実施しており、改善が必要な法科大学院について、それぞれ改善事項を指摘している。

(ウ) 認証評価制度

法科大学院は、学校教育法第 109 条第 3 項の規定に基づき、政令で定める期間（学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 40 条の規定に基づき、5 年以内ごと）に文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けることが義務付けられている。

また、連携法第 5 条では、文部科学大臣に対し、認証評価機関による認証評価が法曹養成の基本理念を踏まえたものとなるよう意を用いるとともに、認証評価機関から認証評価の結果の報告を受けた際には、遅滞なく法務大臣に通知することなどが求められており、同条に基づき、文部科学省は、認証評価機関から認証評価の結果の報告を受けた際に、その結果を法務省に通知している。

平成 23 年 4 月現在、法科大学院を対象とする認証評価機関は、公益財団

法人日弁連法務研究財団、独立行政法人大学評価・学位授与機構及び財団法人大学基準協会の3機関である。平成18年度から21年度にかけて、全74法科大学院について一巡目の認証評価が終了しており、その結果、50校（67.6%）が「適格」と認定され、24校（32.4%）が「不適格」と認定されている。24校中17校は、22年度までに追評価・再評価により適格の認定を受けているが、残り7校は22年度末の時点では、追評価・再評価を受けていない。

一方、中教審法科大学院特別委員会報告では、質を重視した評価システムの構築のため、i)教育水準と教員の質に重点を置いた認証評価、ii)積極的な情報公開の促進、iii)フォローアップ体制の構築について提言がなされた。

これを受けて、文部科学省により、平成22年3月に学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成16年文部科学省令第7号。以下「細目省令」という。）第4条第1項が改正され、同年4月1日から施行された。

平成22年4月に施行された細目省令第4条第1項第1号では、認証評価機関が、i)入学者の選抜における入学者の適性の適確かつ客観的な評価に関すること、ii)教員組織における専任教員の適切な配置等に関すること、iii)教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設及び体系的な教育課程の編成に関することについて評価を実施することが明確化されるとともに、新たな評価項目として、iv)法科大学院の課程を修了した者の進路（司法試験の合格状況を含む。）に関することが追加されている。

また、同条第1項第2号において、認証評価基準は「法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するもの」に足りるものであることが求められている。

各認証評価機関は、細目省令の改正を受け、平成22年度に、それぞれ認証評価基準の改正を行っており、平成23年度以降は、同省令改正を受けた新たな認証評価基準の下、二巡目の認証評価が開始されている。

(I) 法科大学院設置計画履行状況等調査

文部科学省は、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」（平成19年文部科学省令第10号）第14条及び「大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第33条の規定に基づく新たに大学院等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備」（平成15年文部科学省告示第50号）第3条の規定に基づき、各法科大学院の教育水準の維持・向上及びその主体的な改善・充実に資することを目的として、法科大学院設置計画履行状況等調査（以下「履行状況等調査」という。）を行っている。

履行状況等調査は、設置認可後、当該認可時における留意事項（設置基準の要件は満たしているが、一層の改善・充実が必要と認められた事項）、学

生の入学状況、教育課程の編成・運営状況、教員組織の整備状況その他の設置計画の履行状況について、各法科大学院から報告を求め、書面、面接又は実地により調査を行うものである。

履行状況等調査は、法科大学院が新たな法曹養成制度の中核を担うものであるという制度の特質を踏まえ、特に専門的な調査審議を行う必要があることから、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会法科大学院特別審査会に付託し、行っている。

平成22年度は、21年度の履行状況等調査において留意事項が付された6法科大学院を対象に、書面調査で実施されている。その結果、5法科大学院は留意事項が付されなくなったが、1法科大学院については留意事項が付され、23年度も履行状況等調査の対象となっている。

なお、履行状況等調査の結果は、認証評価を行う認証評価機関との有機的連携を図ることを目的に、各認証評価機関に送付されている。

(オ) 法務大臣との連携

連携法第6条第1項では、「法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院における教育の充実及び法科大学院における教育と司法試験との有機的連携の確保を図るため、相互に協力しなければならない」と規定されている。

具体的には、同条第2項において、文部科学大臣は、i) 設置基準の策定又はその改廃、ii) 認証評価の基準の細目の策定又はその改廃、iii) 認証評価機関の認証又はその取消をしようとする時は、あらかじめ法務大臣に通知することとされ、それに対し、法務大臣は必要な意見を述べることができるとされている。当該規定に基づき、文部科学省は、設置基準の改正、認証評価の基準の細目の改正、新たな認証評価機関の認証を行う際に、あらかじめ法務省に通知しているが、法務省が意見を述べた実績はないとしている。

なお、同条第4項において、文部科学大臣は、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を確保するため、必要があると認める時は、法務大臣に対し、協議を求めるとされているが、文部科学省は、当該規定に基づく協議を求めた実績はないとしている。

ウ その他

(7) 最高裁判所の施策

a 司法修習委員会（司法修習委員会設置の経緯）

審議会意見においては、「司法研修所の管理・運営については、法曹三者の協働関係を一層強化するとともに、法科大学院関係者や外部の有識者の声をも適切に反映させる仕組みを設けるべきである。」とされており、この内容は推進計画に盛り込まれ、最高裁判所は、平成15年4月、司法修習委員会規則（平成15年最高裁判所規則第11号）を制定し、同規則に基づき、平成15年5月に新たに司法修習委員会を設置している。

（司法修習委員会の所掌事務）

司法修習委員会は、最高裁判所の諮問に応じ、i) 司法修習についての基本方針の策定及び実施に関する重要事項、ii) 司法修習に係る司法研修所の管理運営に関する重要事項、iii) 法科大学院における教育との有機的連携の確保に関する事項その他の司法修習に関する重要事項について調査審議し、最高裁判所に意見を述べる（司法修習委員会規則第2条）こととされている。

（司法修習委員会の委員・幹事の構成）

司法修習委員会は、10人以内の委員で組織され（司法修習委員会規則第3条）、推進計画の「法科大学院関係者や外部の有識者の声を適切に反映させる仕組み」の実現を図るため、i) 裁判官、ii) 検察官、iii) 弁護士、iv) 司法研修所長、v) 法科大学院の教員その他の学識経験のある者から最高裁判所が任命する（同規則第4条）こととされている。

また、委員を補佐する幹事は、上記 i) ～ iii) 及び v) 並びに関係機関の職員で構成する（同規則第7条）こととされている。

（司法修習委員会における議論の取りまとめ）

司法修習委員会は、平成15年7月18日、最高裁判所から「新しい司法修習についての基本方針及び関連する重要事項について」との諮問を受け、16年7月2日、「議論の取りまとめ」を答申し、これを踏まえて、最高裁判所において司法修習の見直し、それに伴う関係規則・規程等の整備が行われている。

「議論の取りまとめ」においては、司法修習の意義・理念として、i) 幅広い法的ニーズに応えられる法曹を養成するため、法科大学院教育及び法曹資格取得後の継続教育との有機的な連携と役割分担を図る、ii) 司法修習では、法曹に共通して必要である「法曹としての基本的なスキルとマインド」の養成に焦点を絞る、iii) 司法修習では、事実調査能力、法的分析能力、事実認定能力、表現能力の養成に重点を置く、の3つが挙げられている。

また、司法修習の基本構想・構成として、i) 実務家の個別的指導による「実務修習」を中核とし、体系的、汎用的教育として司法研修所における「集合修習」を実施し、両者を有機的に連携させる、ii) その順序は、法科大学院における法理論教育と実務導入教育を前提として、実務修習から開始し、その後に集合修習を実施するのが適当であるとされている。

なお、現在、新司法試験合格者を対象とする司法修習（以下「新司法修習」という。）とは別に、併行して実施されている旧司法試験合格者（平成18年（60期）から23年（65期））を対象とする司法修習（以下「現行型司法修習」という。）が実施されているが、平成23年度に司法修習を開始する者を対象とするもので終了し、以後は新司法修習のみが実施されるた

め、本政策評価においては、調査対象としていない。

b 新司法修習の概要

新たな法曹養成制度において法曹となるためには、原則として、法科大学院を修了した後、司法試験に合格し、司法修習生の修習をした後、司法修習生考試（以下「二回試験」という。）に合格しなければならない（裁判所法第43条、第66条、第67条、検察庁法（昭和22年法律第61号）第18条第1項第1号、弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条）とされている。

（司法修習の構成）

司法修習は、法科大学院における法理論教育等を前提として実施される実務教育の課程であり、全国の地方裁判所、地方検察庁、弁護士会等に委託して実施される実務修習（10か月）、司法研修所における集合研修（2か月）から構成されている。司法修習においては、これらを通じて、法曹に共通に必要なとされる事実調査能力、法的分析能力、事実認定能力、表現能力等を修得させることとされている（司法修習生指導要綱（甲）第3-1）。

(a) 実務修習

実務修習は、司法修習の中核と位置付けられ、次のとおり、分野別実務修習（8か月）と選択型実務修習（2か月）とに区分されている。

i) 分野別実務修習

分野別実務修習は、民事裁判、刑事裁判、検察及び弁護の4分野について、実務の第一線である全国各地の地方裁判所、地方検察庁及び弁護士会において、経験豊富な実務家の個別指導の下で、実際の事件の取扱いを体験的に学ぶ修習（個別修習）を中心として実施される。修習期間は、4つの分野それぞれ2か月で、計8か月となる。

ii) 選択型実務修習

選択型実務修習は、司法修習生が分野別実務修習の4分野を一通り修習した後に、自分の進路や興味、関心に応じて、主体的に選択、設計することにより、分野別実務修習の成果の深化と補完を図り、又は分野別実務修習の過程では体験できない領域における実務修習をするための課程である。修習期間は2か月である。

選択型実務修習では、分野別実務修習において弁護修習を行った弁護士事務所を拠点（ホームグラウンド）とした上で、各地方裁判所、地方検察庁、弁護士会等から提供される修習プログラムを選択するなどして修習を行うこととされている。

なお、選択型実務修習と集合修習（下記（b）参照）の順番については、集合修習が先に実施される実務修習地（A班）と選択型実務修習が先に実施される実務修習地（B班）（注）とがある。

（注）A班は東京及び大阪並びにそれら周辺の修習地であり、B班はA班以外の修

習地である。

(b) 集合修習

集合修習は、実務修習の体験を踏まえて、司法研修所（埼玉県和光市）において、体系的、汎用的な実務教育を行い、法律実務の標準を指導するものであり、民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護及び刑事弁護の5科目について実施される（クラスごとに裁判官、検察官及び弁護士の教官による指導が行われている。）。

(c) 司法修習生考試（二回試験）

二回試験は、修習期間の最後に民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護及び刑事弁護の5科目について実施される試験で、これに合格すると司法修習を終え、判事補、検事又は弁護士となる資格が与えられる。

なお、平成17年度の第59期二回試験以前は、受験した試験において不可の科目又は欠席があった者のうち、司法修習生考試委員会において、当該科目について追試を実施し、その結果も見た上で可否の決定を行うのが相当と決定された者に対して、追試が実施されていたが、平成18年度の第60期二回試験以降、追試を廃止している。

その後は、受験した考試において不可の科目又は欠席があった場合、不合格となることとされた。不合格者は、いったん罷免となり、再度司法修習生に採用されれば、次回以降の考試を受験することができるが、原則として、全ての科目を受験しなければならない。なお、二回試験は、原則として、運用により連続して3回まで受験することができる。

c. 新司法修習と旧司法試験合格者を対象とする司法修習との相違点

旧司法試験合格者を対象とする司法修習（以下「旧司法修習」という。）は、旧司法試験という「点」で選抜された者を対象とし、主として法廷実務家を養成する課程であると考えられたのに対し、新司法修習は、「法廷活動に限らない幅広い分野における法的ニーズに的確に応えられる法曹を養成するため、法科大学院における教育及び法曹資格取得後の継続教育（OJTを含む。）との有機的連携と役割分担を図ることが不可欠である」とされている（「司法修習委員会・議論の取りまとめ（骨子）」）。

新司法修習と旧司法修習との相違点は、次のとおりである（表2-(2)-①参照）。

i) 前期集合修習の廃止

新司法修習は、法科大学院における実務導入教育を前提として、実務修習から開始することとされている。このため、旧司法修習において主に事実を法的に分析・構成するための法律実務についての基本的知識、技能を体系的に取得させることを目的とした実務修習の導入のために実施されていた前期集合修習（注）は、実施されないこととなった。

（注）前期集合修習の実施期間は、52期（平成10年修習開始）までは4か月、53期（11年修習開始）～59期（17年修習開始）までは3か月となっている。

ii) 分野別実務修習期間の短縮

旧司法修習では、民事裁判、刑事裁判、検察及び弁護の4分野ごとに3か月（計12か月）とされていた分野別実務修習の期間は、新司法修習においては2か月（計8か月）となっている（注）。

（注）分野別実務修習の実施期間は、52期までは4か月（計16か月）、53期～59期までは3か月（計12か月）となっている。

iii) 選択型実務修習期間の新設

社会の法曹に対する多様化するニーズに応えるなどの観点から、新司法修習では、新たに選択型実務修習の課程（2か月）が設けられている。

iv) 集合修習期間の短縮

実務修習後において実施される集合修習について、52期まで4か月、53期から59期までは3か月実施されていたが、新司法修習では2か月に短縮されている。

v) 修習期間の短縮

以上を通じて、司法修習期間は、52期までは2年、53期から59期までは1年6か月とされていた修習期間が新司法修習においては1年に短縮された。

図表2-②-① 新司法修習及び旧司法修習の比較

区分	旧司法修習	新司法修習
実施期間	平成17年開始の司法修習まで	平成18年開始の司法修習から
対象者	旧司法試験合格者 （平成17年に採用された司法修習生（59期まで））	新司法試験合格者 （平成18年に採用された司法修習生（新60期生以降の者））
修習期間	○平成10年開始の司法修習（52期）まで：2年 ○平成11年開始の司法修習（53期）から17年開始の司法修習（59期）まで：1年6か月	1年
修習開始～終了月	○52期まで：4月～翌々年4月 ○53期～59期：4月～翌年10月	11月～翌年11月
修習内容	○司法修習 【52期まで】 ・前期集合修習（4か月） ・分野別実務修習（弁護、検察、民事裁判、刑事裁判）（16か月） ・後期集合修習（4か月） 【53期～59期】 ・前期集合修習（3か月） ・分野別実務修習（弁護、検察、民事裁判、刑事裁判）（12か月） ・後期集合修習（3か月）	○司法修習 ・（前期集合修習はない） ・分野別実務修習（弁護、検察、民事裁判、刑事裁判）（8か月） ・選択型実務修習（2か月） ・集合修習（2か月）

（注）最高裁判所の資料による。

(イ) 日本弁護士連合会の施策

a 弁護士過疎・偏在対策

日弁連では、審議会意見より以前の平成8年5月、定期総会において、全国どこにでも身近なところに弁護士が存在し、市民が適切で迅速な権利の実現を得られるような体制を整備することを目標の一つに掲げた「弁護士過疎地域における法律相談体制の確立に関する宣言」を採択した。これは、被疑者国公選弁護制度の創設、法律扶助制度の抜本的改革、法律相談事業の全国的展開・拡充などの取組の実現のために、弁護士過疎・偏在を解消し、全国各地域に弁護士が存在するような体制を主体的に整備することが必要であるとの考え方に基づくものである。

平成11年には弁護士過疎地域（地裁支部単位で法律事務所の数が10以下の地域）に赴任する弁護士に開設費や運営費を支援する「日弁連ひまわり基金」を設置し、平成12年6月に第一号となるひまわり基金法律事務所を島根県浜田市に開設している。

また、偏在解消として、平成19年12月の臨時総会で、「弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規程」を承認、翌年1月から運用を開始し、偏在対策拠点事務所の開設や派遣弁護士の養成などに関する支援を行っている。

b 弁護士の活動領域の拡大

日弁連としては、弁護士の活動領域拡大に向け、各種アンケート調査などの基礎調査、企業内弁護士や官公庁・地方自治体での弁護士登用拡大に向けたシンポジウムや会員向けの情報提供などを行っている。

c 法曹養成に関する取組

平成12年に法科大学院センターを設置し、その後、新たな法曹養成制度の開始以降は、①法曹養成制度の改善に向けた取組（法科大学院の教育の質の向上に向けた各種研究や提言の公表、フォーラムへの有識者委員の推薦等）、②法科大学院の実務家教員への支援（実務基礎科目に関する教材作成、実務家教育向けの研究会、交流会の実施等）、③新司法試験の在り方の検討（新司法試験に関するシンポジウムの開催とシンポジウム取りまとめ意見を司法修習委員会に提出）、④新司法試験合格者に対する支援（事前研修の実施、新規登録弁護士向けの研修会の実施等）を行っている。

第3 政策効果の把握結果、評価の結果及び勧告

1 法曹人口の拡大

(要旨)

(1) 制度の概要

「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」(平成13年6月。以下「審議会意見」という。)において、我が国の法曹人口は諸外国に比しても少なく、また、量的に増大し及び質的に多様化・高度化していく法的需要に対応していくため、大幅な法曹人口の増加が急務であるとされた。そして、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年頃には3,000人の司法試験合格者を輩出することを目指し、そのことによりおおむね平成30年頃には実働法曹人口が5万人となることを見込まれた。また同時に、向後10年間で裁判官を500人、検察官を1,000人増員するとの目標も示された。

この審議会意見に基づき、司法制度改革と基盤整備に関し政府が講ずべき措置についての全体像が司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定。以下「推進計画」という。)によって示され、質的・量的に増大する法的需要に応えるべき諸施策が実施された。

(2) 政策効果の把握結果

ア 政策目標の現状

(7) 目標の達成状況

推進計画においては、司法試験合格者数について、i) 現行司法試験の合格者数を平成14年に1,200人程度に、16年に1,500人程度に増加させる、ii) (法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、) 22年頃には司法試験の合格者数を年間3,000人程度とするとの2つの目標が立てられていた。

この目標の達成状況をみると、i) 平成14年の司法試験の合格者数は1,183人、16年は1,483人となっており、おおむね目標を達成しているが、ii) 22年の合格者数は2,133人、23年には22年より更に少ない2,069人となっており、目標の3,000人に対し達成率は7割未満となっている。

(4) 法曹三者別の人口拡大状況

平成13年度の法曹人口は2万1,864人であったものが、23年度には3万5,159人と1万3,295人増加し、13年度の1.6倍となっている。その内訳をみると法曹三者のいずれも増加しているが、特に弁護士の増加が顕著(増加した法曹のうち92.3%が弁護士)であり、平成23年度は1万2,272人の増加で13年度の1.7倍、裁判官は607人の増加で1.3倍、検察官は416人で1.3倍となっている。

(ウ) 3,000人目標未達成

合格者数3,000人の目標が未達成であることによる影響について、

i) 法科大学院への入学志願者の著しい減少、特に社会人・他学部出身者の志願が

激減（法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム第4回議論提出レジュメ）。

- ii) 多くの法科大学院で、受験対策を過度に意識した指導や学習が行われる傾向、多角的多様な教育を行うという法科大学院本来の教育理念の実現が困難、学生の視野狭窄傾向の再発が懸念（法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム第4回議論提出レジュメ）。
- iii) 上位 3,000 人に入れば合格できると思って法科大学院に入学した者は裏切られた気になる（法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会報告（以下「研究会報告」という。））

といった指摘がある。

当省が行った法科大学院専任教員（以下「専任教員」という。）、法科大学院の最終年次に在籍している学生（以下「学生」という。）、法科大学院を修了し司法試験受験中の者（平成 23 年司法試験合格直後の者も含む。以下「修了者」という。）、新司法試験制度を経た弁護士（以下「新弁護士」という。）、旧司法試験制度を経た弁護士（以下「旧弁護士」という。）（専任教員、学生、修了者、新弁護士及び旧弁護士を合わせて、以下「法曹関係者」という。）及び国民（調査会社モニター登録者から抽出した者。以下「国民」という。）を対象とした意識調査においては、法曹関係者の 6～8 割の者が「3,000 人目標が未達成であることにより法曹志願者が大幅に減少しており、多様な人材を受け入れるという理念が実現できないと思う。」（あるいは「どちらかといえばそう思う。」）と回答している。一方で、法曹関係者に法曹志願者が減少している理由を尋ねたところ、「合格目標が達成されていないこと」と同程度かやや高い割合で、「不合格となるリスクに比して経済的・時間的負担が大きいこと」、「就職難や安定した収入を確保できないこと」などの項目を肯定している。

また、国民からは、「3,000 人という数字にこだわりそれを達成することよりも、法曹の質の維持・向上の方が重要である」とする意見が 242 件、「合格者を目標どおり増やすべき」とする意見が 13 件寄せられている。

合格目標が達成されていないことについて、法務省は、司法試験の合否判定は、司法試験考査委員が、受験者の法曹として必要な学識・能力の有無を適切に判定した結果であり、閣議決定の 3,000 人に達しないことは遺憾ではあるもののやむを得ないと考えてとしている。なお、法務省としては、多数の法曹の養成を実現するため、法科大学院教育を充実させるべく、法科大学院に検察官を教員として派遣するほか、中央教育審議会（以下「中教審」という。）メンバーとして議論に参加・協力している。志願者減少については、i) 合格率低迷、ii) 就職難など法曹の魅力の低下、iii) 法科大学院進学による経済的・時間的負担が見合わないなどの諸要因を指摘する意見があるものと思われ、法曹の養成に関するフォーラム（以下「フォーラム」という。）において、更なる調査と改善点などの検討を行っていくとしている。

イ 政策の実施による効果、影響及び課題

(7) 法曹人口拡大の効果

a 弁護士偏在の是正

法曹人口が拡大するにつれ、弁護士の偏在、いわゆるゼロ・ワン地域は減少してきており、平成13年には全国に64か所あったが23年12月に一旦全て解消された。また、これは法曹人口拡大に加えて、弁護士会や日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）による司法過疎地域を対象とした地域事務所の開設に関する支援、さらには弁護士会や弁護士会連合会による公設事務所における派遣弁護士の育成などの取組が奏功しているとの指摘もされている。

一方、弁護士の偏在状況については是正に向けた取組はなされているものの、依然として、東京、大阪など大都市への集中、あるいは地裁支部単位でみれば本庁の管轄する地域への集中などがみられた。例えば、都道府県別で弁護士数をみると、東京への集中度合いは、わずかではあるが平成13年時点（全国の弁護士の約47.0%が東京3会所属）より23年時点（同47.6%）の方が高い。

こうした偏在を「どこまで是正すべきか」ということに関して、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）は、市民の弁護士及び司法へのアクセスをあまねく確保するという観点から、弁護士過疎に限らず、弁護士の地域的偏在がそのアクセスの障害の一因となっているため、是正は必要であるとしているが、そのためには日弁連の取組のみならず、国の司法基盤整備の推進が必要不可欠であるとしている。また、法務省は、地方でどの程度弁護士が必要とされているかなどの実情について詳しく調べる必要があり、今後、フォーラムで検討していくとしている。

b 国民の法的サービスへのアクセスの改善

弁護士へのアクセス拡充に関しては、推進計画において「法律相談活動等の充実」を具体的な目標として挙げていることから、地域における弁護士会及び自治体の法律相談の状況を調査した。その結果、相談窓口数は全体的に増加し、また、窓口も総合的な法律相談から、例えば「女性法律相談」や「労働法律相談」など分野別に窓口が開設されるなど、法律相談活動の充実が図られており、市民の法的サービスへのアクセスという観点では改善がみられた。これに関し、法曹人口の拡大により法律相談を充実できるようになったなどの効果を積極的に評価する弁護士会もあった。

なお、法律相談件数については、無料相談、特に法テラスの無料相談は、平成13年度と22年度を比較すると5倍強と顕著に増加しているものの、有料相談は半分程度に減少している。

これに関連し、実地調査した58自治体のうち13自治体において、法律相談の利用者の声として、弁護士の相談費用が高いという指摘があり、また、35自治体では、自治体における弁護士法律相談に高い需要があっても、予算制約上、窓口の拡充は困難とする回答があるなど、費用に課題があると言える。

c 弁護士活動の拡大状況

法曹人口が拡大するにつれ、国選弁護人契約（登録）は進んでおり、平成13年

の9,683人から、23年では1万9,566人となっている。しかし、平成22年度の事件受理件数について対前年度比でみると、被疑者国選は増加したものの、被告人国選及び国選付添については減少している。

また、官公庁における法曹有資格者あるいは法科大学院修了者の数も増加している。任期付公務員の在職者数についてみると、平成13年度の10人から23年度の139人に増加している。

一方、企業に勤務する弁護士（企業内弁護士）の数も、これまでのところ、特段、景気の変動にも関係なく増加してきており、平成13年には4単位弁護士会（東京3会及び大阪）の64人であったものが、23年には21会で588人と増加している。ただし、当省が行った実地調査では、弁護士会でこの状況を「企業内弁護士が増加している」と積極的に評価したのは22単位弁護士会のうちの3会しかなく、その他の弁護士会からは、「企業内弁護士の増加は弁護士全体の増加と比べれば少ない」、「企業への働きかけを行っても、弁護士採用に対してあまり積極的ではない」などの意見が聞かれた。

ただし、経営法友会（注）によるアンケート調査では、資本金500億円以上の企業のうち弁護士の採用に前向きな企業の割合は、平成17年の19.1%から22年の25.1%に上昇しているとの結果もある。当省が経営法友会を対象に行った調査でも、バブル経済崩壊以降の様々な経済危機を経ても、企業内弁護士は増加しており、今後も増加すると見込まれるとの回答があった。

（注）企業法務実務担当者の情報交換の場として、法人単位で企業内の法務担当者によって組織されている。

d 法曹人口拡大の効果に関する関係者の認識

実地調査した22単位弁護士会のうち、7会では、法曹人口拡大により市民の法的サービスの改善が図られたとしたのに対し、7会では市民の法的サービスの改善と法曹人口拡大とは直接関係がないとし、法曹人口の効果について懐疑的な回答をしている。

一方、実地調査した58自治体のうち、弁護士人口が増加したことの具体的効果を挙げる自治体はなかったが、3自治体からは、「市内に1事務所しかないなど、市民の利便性からみたら、まだ不十分だと思われるので、増えた方が望ましい」という回答があり、4自治体からは、「弁護士が増えて競争が激しくなり、結果、料金が安くなるメリットが出れば望ましい」、16自治体からは「女性相談に対応できる女性弁護士の増加や、特定の専門分野に強い弁護士の登場を望む」といった回答があった。

経営法友会からは、企業にとってのメリットとして、競争が激化する中、弁護士の専門化が進み、場面に応じて最適な者を使い分けることが促進されたことが挙げられている。また、社会の様々な場面に法曹が入りサービスを提供するようになれば、社会全体の法知識・意識のレベルが上がり、今後、中小企業なども海外進出する際、必ず直面するであろう海外での法的紛争に対してもスムーズに対応が可能となるのではないかとの見解が示された。

当省が行った専任教員、新弁護士及び旧弁護士（以下新弁護士と旧弁護士を合わせて「新・旧弁護士」という。）を対象とした意識調査の結果、「国民の法的サービスへのアクセスが拡充した」という項目については、専任教員及び新・旧弁護士は、それぞれ6～8割の者が「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と回答している。なお、法曹人口の拡大について、専任教員は、新・旧弁護士に比し、いずれの項目でもその効果を肯定的に評価している。

また、国民を対象とした意識調査では、「以前と比べて特に変化を感じられない」とする項目に「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と肯定的な回答をした者が全体の58.1%となっている。なお、効果に関する本問と合わせて、政府の法曹人口の拡大方針に関する認知度を調べたところ、「知らない」、「あまり知らない」とした者は全体の59.0%であった。

法務省の認識としては、法曹人口の拡大の効果は、各単位弁護士会における登録弁護士数の増加が一番大きな点であり、ゼロ・ワン地域の解消や過疎までいかない弁護士の少ない地方にも弁護士が増えていること、活動領域の拡大、法テラスへのニーズの対応、市民の法律関係の様々なニーズに応えられるようになっていくことにつながっているのではないかとしている。

なお、活動領域の更なる拡大に関しては、フォーラムで検討していく課題であるとしている。

(イ) 法曹人口拡大によるその他の影響等

a 裁判・調停に関する法曹需要

全裁判所の新受件数は平成13年度の約563.2万件から22年度の約431.8万件と減少し、弁護士1人当たりには換算すると、13年度が約308.7件、22年度が約149.8件と減少している。また、実際に弁護士の関与した裁判・調停の件数は、平成13年度の約32.6万件から22年度の約49.0万件と増加しており、これを弁護士1人当たりで見ると、13年度が18件、22年度が17件となっている。

事件数の増加等に関し、日弁連は、弁護士数は約1万人増加したが、現時点では審議会意見が予測した弁護士増に匹敵するほどの需要の増加を事件数の動向からは認めることができないとしている。

また、法テラスによれば、事件数の動向（特に民事事件）については、景気動向、国民の権利意識の変化、地域や家族のつながりなどといった社会的な要因や、法律制度を反映して変化していると考えられるため、その要因を1つに特定することはできないとしている。また、法曹人口の拡大の影響・効果は、これら要因との兼ね合いもあるが、弁護士が対応できる事件数は増加したと思われるとしている。

さらに今後の動向については、法曹人口拡大により訴訟以前の対応態勢が充実し、訴訟までに至らずに解決される場合、訴訟件数は伸びないが、一方で、これまで事件化されずにきた潜在的紛争が法律専門家により対処されるようになり、訴訟件数は増えることもあり得るとしている。

b 専門的知見を要する分野の法曹需要

専門的知見を要する分野の需要動向を、一例として民事事件の平成16年度と22年度の件数の比較でみた場合、「金銭を目的とする訴え」が約1.9倍となり、またそのうちの「その他」(約2.0倍)、「労働関係」(約1.4倍)、「建築関係」(約1.2倍)、「医療関係」(約1.2倍)が増加している。また、「金銭を目的とする訴え」以外では、「労働に関する訴え」の件数、弁護士関与件数がそれぞれ約2.9倍と増加している。

なお、「金銭に関する訴え—その他」には、過払案件が分類されるが、これは平成18年、19年の最高裁判所判決を受けて事件数が上昇したものであり、当該案件については、現在、収束に向かっているため、今後は件数が減少していくことが、いくつかの単位弁護士会、日弁連等から指摘されている。

「労働に関する訴え」の増加要因としては、「労使関係者の労働法令遵守意識の低さ、厳しい雇用情勢、非正規雇用労働者の増加等の雇用形態の多様化、労組の組織率の低下による紛争予防機能の低下」などが指摘されており、裁判によらずに解決する制度も整えられているが(労働審判法(平成16年法律第45号)など)、紛争は増加傾向にある。

知的財産権関係事件の動向については、平成22年度の新受件数を18年度と比較すると、知財高裁は0.9倍で866件、全高裁が0.9倍で116件、全地裁が1.1倍で605件となっている。過去2年の傾向をみると、知財高裁、全地裁については対前年度比で1.1~1.2倍とやや増加している。

国際的知見を有する法曹への需要動向を推測する指標として、企業の国際活動や外国人事件の動向をみたところ、日系企業の海外現地法人数は平成21年度の段階では約1万8,000社で、13年度以降増加傾向にある。独立行政法人日本貿易振興機構(以下「ジェトロ」という。)調査によれば、海外事業展開を、今後、積極的に行うとしている企業は平成20年以降増加傾向にあり、20年では回答企業の50.3%であったものが、23年には73.2%となっている。

一方、通訳翻訳人の付いた外国人事件数をみると、平成13年度から15年度にかけては増加したものの、16年度以降減少傾向となり、22年度は3,327人と、13年度の4割程度となっている。

国際的知見を有する法曹への需要について、フォーラムの委員からは、今後ますます日本企業が海外へ出て行く必要が出てきており、どういうニーズがあり、それに応えるには何が必要なのかといった点について調査することが重要である旨の発言があった。

実地調査した22単位弁護士会において、こうした方面への需要が伸びている印象があると回答したのは1会、潜在的ニーズが見込まれるとしたのが1会である。

一方、経営法友会としては、今後、日本企業がますます海外に進出していく中、国際的知見を有する法曹及び法科大学院修了者へのニーズは高いとしている。

専門的知見を要する法曹需要の拡大について、実地調査した22単位弁護士会のうち4会がこうした分野への需要が拡大したと評価している。しかし、当省が行

った法曹関係者への意識調査で、「様々な専門的分野への対応が可能となった」とする項目に対して、新・旧弁護士の7～8割が「そう思わない」、「どちらかと言えばそう思わない」と否定的な回答をしている。

一方、経営法友会では、法曹人口の拡大により、弁護士の専門化・深化が進み、案件に応じた専門弁護士の活用が容易になっている状況があるとしている。

また、実地調査した58自治体のうち16自治体は、今後、専門分野に対応できる弁護士の増加を期待するとし、4自治体では、弁護士の専門性の情報開示等があると使いやすいといった意見が出された。

c 裁判の迅速化

民事第一審訴訟に関する平均審理期間を平成14年度と22年度とで比較すると、全体としては8.3か月から6.8か月と短縮化されている。一方、家事事件についてはやや長期化、刑事事件については、平成18年度の3.1か月から2.9か月とやや短縮化されている。

なお、最高裁判所により開催されている「裁判迅速化に係る検証に関する検討会」の報告書（平成23年7月8日）によれば、裁判長期化の要因の1つに弁護士の執務態勢等が挙げられ、具体的には弁護士へのアクセスの遅れ、弁護士の繁忙があるとされた。

同報告書では、この問題を解決するために、①弁護士人口の増加や過疎・偏在解消の進捗状況等を勘案しながら、過疎・偏在解消のための施策を更に前進させること、②経済的障害を解消・改善するため、民事法律扶助制度の拡充等を図ること、③弁護士に関する適切な情報開示、広報の拡充、専門認定制度の創設の可否や相当性について等の検討を進めること、④一部の弁護士に事件が集中する状況があるため、そうした者の繁忙状況について注視し、改善策を検討、⑤複雑・専門的な事件に対応するため、専門委員の活用や弁護士会による研修・研究会等の検討、⑥若手弁護士のスキルアップのため、弁護士のオン・ザ・ジョブ・トレーニング（業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の習得。以下「OJT」という。）などを充実させるための具体的手法や枠組み作り等についての検討を進めることが示されている。

なお、当省が行った専任教員及び新・旧弁護士に対する意識調査の自由記載においては、「法曹人口の拡大は弁護士に偏っているため、裁判の迅速化は進んでいない」とする意見が90件、また「裁判の迅速化は法曹人口の拡大とは関係なく、裁判所の改革等による」とする意見が10件あった。

d ADRにおける法曹の活用

平成16年に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号。以下「ADR法」という。）が制定され、裁判外紛争解決手続（以下「ADR」という。）については、裁判と並ぶ紛争解決の手段として積極的活用が求められることになった。

平成 22 年度の主な ADR 機関（一部の認証 ADR 機関も含む。）による ADR 件数は、15 年度の 1.2 倍で 9,679 件となっている。

また、認証 ADR 機関も平成 24 年 1 月現在、全国で 106 機関となり、平成 22 年度の受付件数は 20 年度の 1.5 倍の 1,088 件、手続実施者数に占める弁護士数も、20 年度の 387 人から 22 年度の 891 人と約 2.3 倍に増加している。このように ADR は全体として増加傾向にあるものの、平成 21 年 1 月の内閣府世論調査によれば、いまだに認証 ADR に関する国民の認知度は低く、裁判と並ぶ制度を目指したほどには利用が拡大していないとする指摘もある。

(ウ) 法曹人口拡大（弁護士人口の増加）による新たな課題

a 弁護士への影響

日弁連より示された資料から弁護士未登録者数の推移をみると、修習期が上がるにつれ、一括登録時点での未登録者数が多くなっており、新 60 期の一括登録時点の未登録者数は 32 人（全体の 3.3%）であったのに対し、新 64 期の一括登録時点の未登録者数は 400 人（全体の 20.1%）であり、過去最高の人数となっている。

また、実地調査した 22 単位弁護士会のうち、18 会では、法曹人口の拡大により就職難が発生しているとし、11 会では、法律事務所に就職ができないことから、いわゆる「即独（注）」が発生するようになった、あるいはそうした者が以前より増加していると回答し、このうち、即独の数を把握しているのは 6 会であった。

同様に、いわゆる「ノキ弁（注）」が発生しているとする弁護士会は 4 会であり、このうち数を把握しているのは 2 会である。

（注）司法修習修了後、即、独立する者を「即独」、法律事務所に正式に就職せず、固定給なしで事務所の机だけを借り独立採算型の経営をする者を「ノキ弁」という。

即独の数は明確には把握できないものの、1 人事務所の数についてその推移をみると、21 年以降、確かに増加傾向にあり、その理由が即独によるかどうかは不明であるものの、独立している者が増えていることは事実である。

日弁連によれば、弁護士の就職難はそのこと自体が問題ではないが、そこから様々な問題が発生するとして、フォーラム第 7 回会議（平成 24 年 1 月 27 日）において、就職難から発生する問題点がいくつか示された。このうち、OJT 確保の困難に関しては、新人弁護士が一人前になるために必須とされる先輩弁護士からの指導を受ける機会が持てないということは、弁護士個人の問題ではなく、利用者の利益に関わる問題であるとしている。

同様の指摘は、実地調査した 22 単位弁護士会からもあり、現段階で OJT の機会が失われているとしたのが 8 会、今後、そうした懸念があったとしたのが 5 会であった。このうち、6 会においては、OJT 不足解消のための研修等の制度を新たに設け、2 会では従前から会独自で新人研修を行っているとしている。

この他、弁護士 1 人当たりの事件数の減少傾向が収入の低下につながっているという指摘もあり、フォーラムの第 3 回会議（平成 23 年 7 月 13 日）において公表された『司法修習終了者等の経済的な状況に関する調査』集計結果によれば、

経験年数別でみた場合、所得は平均値、中央値とも平成 18 年に比べて 22 年の方が全体的に減少しており、8～9割となっている。

ただし、フォーラムでは、これら所得の変動と、弁護士人口の拡大や個々の弁護士が受ける事件数の増減との関係、あるいは景気の動向や事件の種類の特レンド（過払案件の増加）による影響などの分析は行われていない。

b 国民・社会への影響

実地調査した 22 単位弁護士会のうち 4 会は、OJT 不足により弁護士の質が低下することを懸念し、かつ、弁護士の良し悪しを正しく判断できない状態で仕事を依頼せざるを得ない一般市民への被害・悪影響を指摘したが、どのような被害・悪影響が出ているかといった具体の数字や事例は示されなかった。

また、5 会は、弁護士の質の低下に関しては、経営困難・収入低下に陥り、加えて弁護士の相互監視機能が低下していることから、いわゆる「無理筋」訴訟の増加など、中堅以上の弁護士も含めた非行・非違行為の増加を危惧している。ただし、これが「無理筋」だとする判断基準・定義はなく、現場での感覚でしかないため、こうした事件の増加を明確に示すデータはない。

依頼人の不利益となるような事件受理などが増えているのかどうかという観点から、弁護士の懲戒請求件数及び処理件数を平成 22 年と 16 年で比べると、前者が 1.46 倍、後者が 1.63 倍と弁護士増の割合（1.42 倍）よりは若干多くなっている。

ただし、日弁連では、苦情・懲戒処分の内容等についての分析や経年比較は行っていないということであり、いわゆる「無理筋」訴訟が増加傾向にあるかどうかについての把握は不可能である。

c 法曹人口の拡大による影響に関する関係者の認識

日弁連は、平成 23 年 3 月 27 日に「法曹人口政策に関する緊急提言」を公表しているが、この中で、「これまでの法曹人口増員のペースがあまりに急激に過ぎたことに加え、法曹養成制度がいまだ十分に対応できているとはいえず、法曹の質への懸念が生じている。また、裁判官・検察官増員がほとんど進んでいないことを始め、司法基盤整備がいまだ不十分な中で、弁護士のみが急増した結果、現実の法的需要とのバランスを欠き、そのことが新人弁護士の実務法曹としての経験・能力の獲得に影響を及ぼしている。」としている。

また、当省が専任教員、新・旧弁護士を対象に行った意識調査では、法曹人口が増えたことで「雇用環境が悪化している」という項目については、いずれの属性においても 8～9割が「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」としている。

一方、「必要な経験・能力を十分習得できていない弁護士が生み出され、国民の権利保障に支障をきたすおそれが生じている」という項目については、新弁護士の 58.7%、旧弁護士の 89.3%が「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と肯定する回答をしているのに対し、専任教員の 62.5%は「そう思わない」、「どちら

かと言えばそう思わない」と否定する回答をしている。

d 法曹人口拡大に関する残された課題

法曹人口拡大に関連し、実地調査した弁護士会及び法曹関係者への意識調査の結果では、隣接法律専門職（注）について、i）法曹人口拡大の想定における隣接法律専門職の司法制度改革審議会（以下「審議会」という。）での扱い、及びii）弁護士と隣接法律専門職の業務範囲について問題視する意見がある。

（注）ここでは、司法制度改革の一環として一定の条件の下で訴訟代理権が付与された司法書士、弁理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、税務訴訟における補佐人として出廷・陳述が認められた税理士などをいう。

なお、隣接法律専門職の人口推移についてみたところ、司法書士の人数は、平成16年で1万7,817人、24年3月の段階では2万618人となっており、これに他の隣接法律専門職種のうち、弁理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、税理士を加えると、16年が13万3,603人、最新の数値では15万5,651人となっている。

なお、隣接法律専門職について、審議会意見においては、拡大する法的需要に応える人的基盤を強化するため、法曹人口の拡大とともに、隣接法律専門職を更に活用するための必要策について検討すべきことが示された。そして、推進計画に基づく隣接法律専門職種に関する措置事項として、弁護士法（昭和24年法律第205号）第72条（非違行為の禁止）の改正などが実施されたが、この点に関し、日弁連は規制の対象となる範囲・態様が明確でないと指摘し、業際問題が発生しているとしているが具体的な件数などは示していない。

潜在的需要の発掘に関しては、

- i）法テラスに関しては、コールセンターへの問合せ件数の増加（平成19年度の22.1万件から22年度の37.0万件）や法テラスが行ったアンケート調査から、法的需要が十分に顕在化していない可能性。また、民事法律扶助件数の増加（19年度の22万537件から22年度の37万4,302件へ増加）は、経済的弱者の法的ニーズ発掘の必要
- ii）大企業の弁護士利用機会は増加傾向にあり（経営法友会調査では、1,035社の企業のうち6割近くの企業が増加していると回答）、特に、専門的知識や特殊な技能を有する弁護士への需要の拡大
- iii）中小企業に関しては、法律問題に関する意識を啓発するとともに、弁護士情報（報酬・得意分野等）の提供等によって潜在的ニーズを発掘していく必要
- iv）組織内弁護士については、弁護士採用のネックとして待遇や弁護士の語学力など

があることが分かった。

この潜在的需要の発掘に関し、日弁連は個々の弁護士が行うことには限界があり、組織的に行う必要性があるとし、また、ニーズの潜在が経済的な理由である場合は、法律扶助などの公的支援が必要としている。

また、経営法友会としては、今後、企業法務の場面で更に需要が高まると予想

されるのは、i) 旧来型の契約のレビュー、ドラフティング業務といったものに加え、ii) 契約の前段階のプロジェクトの段階からの参画、iii) 企業のコンプライアンス部門への対応であるとしている。なお、採用に関しては、i) 弁護士としての特別手当、ii) 弁護士会費の企業負担、iii) 弁護士会活動、iv) 年齢が高くなるほど、それに見合った他のキャリア・経験を企業側が期待することが支障・課題であるとし、また、海外のロースクールへの留学経験が高く評価されるとしている。

さらに、法的サービスへのアクセスは改善された（ゼロ・ワン地域の解消や各種法律相談窓口の開設）が、法テラスによる調査によれば、いまだ法的サービスの提供を必要としているのに受けられない者が多く存在する可能性があるとされている。当省が行った国民の意識調査では、自由記載において、弁護士に対する不信感（147件）、敷居が高い（123件）、料金が低いイメージ（47件）など、心理的なアクセス障害と法制度への信頼の弱さをうかがわせるものが多く示され、また、実際に利用した者には、「料金が高すぎて二度と使いたくない」、「庶民では弁護士を依頼することは無理だと感じた」とする意見も34件あり、経済的なアクセス障害もみられる。

さらに、「どのように適切な弁護士を選べば良いか分からないので不安」、「自分の抱えている問題が、弁護士に頼めば解決されるかどうか分からないので、役所などで気軽に相談できる仕組みがあれば安心」といった意見も31件あり、単にアクセスできる数を増やすだけでは解決し得ない課題もみられる。

(1) 制度の概要

ア 法曹人口拡大方針と法曹人口

推進計画においては、平成14年の法曹人口が、我が国社会の法的需要に十分に対応することができておらず、今後の法的需要の増大をも考え併せると、法曹人口の大幅な増加が急務となっているとされた。そして、具体的な目標として、①旧司法試験の合格者数を、平成14年に1,200人程度に、16年に1,500人程度に増加させる、②法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指すこととされた。

推進計画において、目指すべき法曹人口の規模は具体的に示されていないが、審議会意見において、平成22年の年間合格者数を3,000人とすると、おおむね平成30年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模（法曹1人当たりの国民の数は約2,400人）に達することが見込まれるとされている。この数字については、審議会の議論の中で、欧米諸国との比較があり、英米独仏の中でも最も少ないフランス並みの法曹人口（約5万人）が最低限必要であるとされていたものである。参考までに、欧米の最新の法曹人口と我が国の法曹人口を比較すると図表1-(1)-①のとおり、人口10万人当たりの法曹人口は27.46人と我が国が最も少ない。

なお、新司法試験の合格者数に関しては、審議会意見において、法科大学院の教育目標としても別の目標値が示されている。即ち、法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、

厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約7～8割）の者が新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきとされている。

この内容は、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」（平成20年3月25日閣議決定）及び「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）に、重点計画事項として盛り込まれている。その際、新司法試験は資格試験であって競争試験ではないことに留意し、司法修習を経れば、法曹としての活動を始めることができる程度の知識、思考力、分析力、表現力等の資質を備えているかどうかを判定する試験として実施し、既に実施された試験については、このような観点からの検証を行った上でその結果を速やかに公表するとされている。

図表1－(1)－① 諸外国の法曹人口及び事件数（訴訟件数）の比較

国名	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	日本
時点	H20～23	H21～23	H20～21	H21～23	H23
A：法曹人口 （対人口10万比）	1,188,686 (387.19)	132,690 (242.09)	180,902 (221.15)	60,207 (92.59)	35,159 (27.46)
B：裁判官 （対人口10万比）	32,138 (10.47)	3,636 (6.63)	20,101 (24.57)	5,931 (9.12)	2,850 (2.23)
C：検察官 （対人口10万比）	32,471 (10.58)	3,057 (5.58)	5,122 (6.26)	1,990 (3.06)	1,791 (1.40)
D：弁護士 （対人口10万比）	1,124,077 (366.14)	125,997 (229.88)	155,679 (190.31)	52,286 (80.41)	30,518 (23.83)
参考：事件数 （時点）	不明	2,455,863 (H22)	8,831,000 (H21)	4,243,921 (H21)	4,317,903 (H22)

(注) 1 A～Dについては「裁判所データブック2011」に基づき当省が作成した。

2 2行目の「時点」はA～Dの数字についての時点を示す。

3 日本の裁判官数は、簡易裁判所判事を除いたもので、検察官数は、副検事を除いたもので、平成23年度の定員であり、弁護士数は平成23年4月1日現在の数である。

4 参考の事件数（訴訟件数）については次のとおり。

イギリス「Judicial and Court Statistics 2010」から、民事（高等法院案件を含む）、家事、刑事の新受事件数・人員の合計。ただし控訴（上訴）件数は除く。

ドイツ「Ausgewählte Zahlen für die Rechtspflege」から、民事、家事、検察、刑事、労働・社会保障、行政、財政、憲法の各裁判所の新受事件数の合計（知財除く）。

フランス「Les chiffres-clés de la Justice」の、民事・商事、刑事、行政、少年事件の既済事件数の合計。

日本「裁判所データブック2011」の、全裁判所の新受全事件数（民事・行政、刑事、家事、少年）の合計。

イ 法曹人口の拡大の根拠と関連施策の実施状況

(7) 審議会議論

審議会において、目指すべき法曹人口の拡大規模、その目標を達成するための年間合格者数についての議論は、平成12年の夏頃までにはおおむね固められていたとみること

ができる。

具体的には「経済発展に伴い、これまでの官主導規制社会から脱却し、また、国際化が進展していく中、弁護士には、裁判・法廷の業務ばかりでなく、ホームドクターのように、経済活動や国民の日常生活に密着した諸問題の解決のために必要な助言・支援・代行など様々なサービスが求められる（平成11年9月第3回会議）」、「官主導の規制社会から脱却し民主政社会となったことにより発生しうる諸問題を防ぐため、法曹が社会の隅々までいきわたることが必要であるが、現状の2万人では少なすぎる。例えば米国のような100万人規模、その2分の1の50万人では多すぎるが、フランス並みとして、フランスと日本の人口比を考えると、5～6万人が適当であろう（平成11年10月第4回会議）」などの意見が出された。

加えて「現状では弁護士は気軽に利用・相談できる存在ではなく、また、多様な法的サービスへのニーズに応えられる状況になっていない。その背景としては、弁護士人口の不足、弁護士の地域的偏在、弁護士報酬の予測困難性、弁護士の執務態勢や専門性の未発達、広告規制等による情報提供の不足等の諸事情がある（平成12年2月第12回会議）」ことが指摘された。

また、「現在の合格者1,000人の2～3割増員であれば、大幅増員と言いがたい。社会生活上の医師となるには3倍ぐらいの増加がなければならず、そのための司法・法曹の在り方の議論であり、そこから法科大学院創設という話が出ている（平成12年4月第18回会議）」、「市場や需要を基に必要な法曹人口、増加数を出すべきと言う議論もあるが、市場は産業の発達により変化するものであるので、市場の動向をみていたらいつまでも決定できない（平成12年8月集中審議）」とする意見も出された。

こうした意見を踏まえ、将来的に5万人程度の法曹を目指すこと、当面の司法試験合格者数は3,000人程度を目指すとの方向性が示されるに至っている。

(イ) 審議会意見

a 概要

審議会意見では、「今後、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に拡大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想される。」とされており、「その要因としては、経済・金融の国際化の進展や人権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等への対処、知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加、『法の支配』を全国あまねく実現する前提となる弁護士人口の地域的偏在の是正（いわゆる『ゼロ・ワン地域』の解消）の必要性、社会経済や国民意識の変化を背景とする『国民の社会生活上の医師』としての法曹の役割の増大」が挙げられている。

推進計画は、審議会意見の趣旨にのっとり行われる司法制度の改革と基盤の整備に関し、政府が講ずべき措置についての全体像が示されているものであるが、上記の法曹人口の拡大の根拠と対応する施策を整理すると、図表1-(1)-②のとおりである（注）。

（注） 本政策評価においては、推進計画のうち「Ⅲ 司法制度を支える体制の充実強化」のi)法曹

人口の拡大と ii) 法曹養成制度の改革に係る施策のみを評価の対象としているが、本図表は、法曹人口の拡大のそもそもの根拠となった課題を整理し、また、これら課題の解決は法曹人口の拡大のみによって解決が図られているものではないため、本政策評価の対象以外の施策についてもその取組の実態について把握し整理したものである。

図表 1 - (1) - ② 法曹人口拡大の根拠と対応する推進計画の項目

審議会意見（抜粋）	推進計画（抜粋）	
地球的課題や国際犯罪等への対処	Ⅱ 第 3	<p>弁護士の国際化</p> <p>(1) 弁護士の専門性及び執務態勢の強化について、必要な対応を行うほか、国際交流の推進、法曹養成段階における国際化の要請への配慮等により、国際化への対応を抜本的に強化することとし、逐次、所要の措置を講ずる。</p> <p>(2) 弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働を積極的に推進する見地から、特定共同事業の要件緩和等を行うこととし、所要の法案を提出する。</p> <p>→外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の改正（平 15 法 128）</p>
専門的知見を要する法的紛争増加への対処	Ⅱ 第 1	<p>専門的知見を要する事件への対応強化：専門的知見を要する事件の審理期間をおおむね半減することを目標とし、以下の方策等を実施する。</p> <p>(1) 民事裁判の充実・迅速化に関する方策等について、必要な対応を行う。</p> <p>→裁判の迅速化に関する法律（平 15 法 107）</p> <p>(2) 専門委員制度について、裁判所の中立・公平性を確保することなどに十分配慮しつつ、専門性の種類に応じて個別に導入の在り方を検討する。</p> <p>→民事訴訟法等の一部を改正する法律（平 15 法 108）</p> <p>(3) 鑑定制度を改善することとし、所要の措置を講ずる。</p> <p>→民事訴訟法等の一部を改正する法律（平 15 法 108）</p> <p>(4) 法曹の専門性の強化について、必要な対応を行う。</p> <p>知的財産（以降 知財）関係事件への総合的な対応強化</p> <p>(1) 知財関係訴訟事件の審理期間をおおむね半減することを目標とし、以下の方策等を実施する。</p> <p>ア 民事裁判の充実・迅速化に関する方策等について、必要な対応を行う。</p> <p>→裁判の迅速化に関する法律（平 15 法 107）</p> <p>イ 東京・大阪両地方裁判所の専門部を実質的に「特許裁判所」として機能させるため、特許権、実用新案権等に関する訴訟事件について東京・大阪両地方裁判所</p>

		<p>への専属管轄化を図ることとし、所要の法案を提出する</p> <p>→知的財産高等裁判所設置法（平 16 法 119）</p> <p>ウ 弁理士の特許権等の侵害訴訟における代理権の付与及び能力担保のための研修について、必要な対応を行う。</p> <p>→弁理士法の一部を改正する法律（平 14 法 25）</p> <p>エ 法曹の専門性の強化について、必要な対応を行う。</p> <p>(2) 日本知的財産仲裁センターや特許庁（判定制度）等のADRを拡充・活性化するとともに、これと訴訟との連携を図ることとし、逐次、所要の措置を講ずる。</p> <p>→裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平 16 法 151）</p> <p>労働関係事件への総合的な対応強化</p> <p>(1) 労働関係訴訟事件の審理期間をおおむね半減することを目標とし、民事裁判の充実・迅速化に関する方策、法曹の専門性の強化等について、必要な対応を行う。</p> <p>→裁判の迅速化に関する法律（平 15 法 107）</p> <p>(2) 労働関係事件に関し、民事調停の特別な類型として、雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の関与する労働調停の導入を図ることとし、所要の措置を講ずる。</p> <p>→労働審判法（平 16 法 45）</p> <p>(3) 労働委員会の救済命令に対する司法審査の在り方、雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の関与する裁判制度の導入の当否、労働関係事件固有の訴訟手続の整備の要否について検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>→労働組合法の一部を改正する法律（平 16 法 140）</p>
<p>法の支配を全国あまねく実現する前提となる弁護士人口の地域的偏在の是正</p>	<p>Ⅲ 第 3</p>	<p>弁護士へのアクセス拡充</p> <p>(1) 法律相談活動等の充実</p> <p>弁護士会の法律相談センター等の設置を進めることについて、日弁連における検討状況を踏まえた上で検討し、なお必要な場合には所要の措置を講ずる。</p> <p>→日弁連による「過疎地型法律事務所」や都市部における弁護士アクセスの改善のための「都市型公設事務所」の新設、「日弁連ひまわり基金」の創設による各地法律センターの設置の推進</p> <p>→日本司法支援センターによる「司法過疎対策地域事務</p>

		所」の新設
国民の社会生活上の 医師としての役割の 増大	Ⅲ 第 3	弁護士制度の改革（活動領域拡大、弁護士へのアクセス 拡充、執務体制の強化・専門性強化等）
	Ⅱ 第 1	裁判所へのアクセスの拡充 (2) 民事法律扶助の拡充 →総合法律支援法（平 16 法 74）

(注) 1 法務省資料に基づき当省が作成した。

2 図表中の→は、この計画に則して取られた措置・法令である。

b 法曹・弁護士の国際性・専門性の強化

推進計画においては法曹・弁護士の国際化の対応、専門性の強化が必要とされ、必要な措置を行うこととされている。

弁護士の国際化に関しては、これまでのところ、司法制度改革推進本部の国際化検討会において、平成 15 年 7 月に『弁護士（法曹）の国際化への対応強化・法整備支援の推進等』について（議論の整理メモ）がまとめられたのみである。この中で、弁護士（法曹）の国際化への対応強化（①弁護士事務所の執務態勢の強化・弁護士の専門性の強化、②弁護士の国際交流の推進、③法曹養成段階における国際化の要請への配慮について）と法整備支援の推進が挙げられているものの、後者（法整備支援の推進）は進められているが、前者（弁護士の国際化への対応強化）については、具体的な取組は行われていない。同様に、法曹の専門性の強化についても、特段の取組は行われていない。

c 弁護士偏在の是正（ゼロ・ワン地域の解消）

(a) 政府の方針

審議会意見及び推進計画においては、法曹人口の大幅な増加が必要であるとする理由の一つに、弁護士へのアクセスを拡充すべきとし、弁護士人口の地域的偏在の是正、いわゆる「ゼロ・ワン地域」(注)の解消の必要性が挙げられている。

弁護士人口の地域的偏在については、審議会の第 28 回会議(平成 12 年 8 月 29 日)において、最高裁判所が『弁護士の在り方』に関する裁判所の意見」を提出している。この中で、①弁護士数の少ない地域では、弁護士選任率が都市部に比して低いのみならず、弁護士が選任されている場合であっても、遠隔地の弁護士の比率も高く、弁護士の期日の確保が難しいこと、②国選弁護人の確保にも苦勞すること、③地方都市における企業倒産が相次いでおり、相当規模の庁でも弁護士である破産管財人を選任するのに苦勞していることが指摘されている。また、弁護士偏在問題については、日弁連でも積極的に取り組んでいるところであるが、このような弁護士の偏在状況を解消し、弁護士へのアクセスを抜本的に改善するために、弁護士総数を増加させることは不可欠であろうとされている。

なお、推進計画において、ゼロ・ワン地域の解消を含む、弁護士制度の改革にかかる内容については、政府とともに日弁連に対しても積極的な取組を行うことを期待するとされ、弁護士のアクセス拡充については、「弁護士会の法律相談センター等

の設置を進めることについて、日弁連における検討状況を踏まえた上で、さらになお必要な場合には、法務省は所要の措置を講ずる」とされている。

(注) 地方裁判所は、各都道府県庁所在地に本庁を置いているほか、その管轄する地域内に支部を設置しており、支部は管轄する地域内の事件を扱っている。この地方裁判所の支部は全国で203か所置かれているが、この地裁支部管轄単位で登録する弁護士がない地域（ゼロ地域）と弁護士が1人しかいない地域（ワン地域）を合わせてゼロ・ワン地域と呼称している。

(b) ひまわり基金法律事務所・司法過疎地域対策事務所の設置

【ひまわり基金法律事務所】

ゼロ・ワン地域を含む弁護士過疎対策として、日弁連では審議会の設置より以前の平成11年12月の臨時総会において、会員から特別会費を徴収し、基金（「日弁連ひまわり基金」）を創設し、公設事務所（注1）の設置と弁護士過疎地における弁護士の開業支援に一定の費用を支出することを決定している。この基金を利用して平成12年6月に島根県浜田市石見に公設事務所が設置され、平成24年1月1日現在、109か所（注2）に設置されている。

【司法過疎地域対策事務所】

また、「法テラス」（注3）においても、第一期中期目標（平成18年度～平成22年度）において、「実質的ゼロ・ワン地域」（注4）において、法律サービスの需要も考慮しつつ、日弁連、単位弁護士会、地方公共団体その他関係機関とも連携協力しながら、法テラスの常勤弁護士による法律サービスの提供が可能な体制（総合法律支援法第30条第1項第4号の規定に基づき設置された司法過疎地域事務所（注5））を整備するとの中期計画が立てられた。これに基づき、実質的ゼロ・ワン地域に優先的に設置し、加えて、地裁支部単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、一定の基準（注6）に該当するものについて、当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮し、平成24年1月現在で35か所の司法過疎地域事務所が設置されている。

(注) 1 ひまわり基金公設事務所は、弁護士法上、弁護士会・自治体等が直接に法律事務所を経営することは認められていないため、形式的には一般の法律事務所あるいは弁護士法人の形態を取った上で、日弁連・弁護士会連合会・弁護士会が開設費用や運営費用を援助し、運営支援委員会等を作ってその運営を支援する形を取っているもの。なお、法テラス（後述）の設置する法律事務所は一種の公設事務所であるが、日弁連等の設置した事務所と区別するため、通常は公設事務所とは呼ばれていない。

2 この109か所の中には、目的終了に伴い廃止された事務所や、所長弁護士が退任後に定着した事務所も含まれる、累計数である。

3 法テラスは、総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づき設立され、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の規定の一部が準用され、独立行政法人に準じた運営がされている法人である。

4 ゼロ・ワン地域のうち、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在する地域を除外したものをいう。

5 同法と同条文では、「弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことそ

の他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること」が定められている。なお、これに基づき設置された司法過疎地域事務所のことを4号事務所ともいう。

- 6 当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域であることを基準としている。

d 国民の社会生活上の医師としての役割への対応

審議会意見において、「国民の社会生活上の医師」については、次のように示されている。

国民がその健康を保持する上で医師の存在が不可欠であるように、法曹はその役割(注)を果たすべきである。また、その役割を果たすためには、法曹が、法の支配の理念を共有しながら、今まで以上に厚い層をなして社会に存在し、国家社会の様々な分野で幅広く活躍することが強く求められるとしている。

(注) その役割とは、個人や企業等の諸活動に関連する個々の問題について、法的助言を含む適切な法的サービスを提供することにより、i) それらの活動が法的ルールに従って行われるよう助力し、ii) 紛争の発生を未然に防止し、iii) 紛争が発生した場合には、法的ルールの下で適正・迅速かつ実効的な解決・救済を図ることであるとされている。

また、特に弁護士について、審議会意見では、i) 国民の正当な権利利益の実現への奉仕、ii) 社会的責任(公益性)を自覚し、社会的弱者の権利擁護活動などの「プロ・ボノ」活動、iii) 国民の法的サービスへのアクセスの保障、iv) 公務への就任、v) 後継者養成への関与等により社会に貢献することが期待されるとしている。

こうした観点から、法曹人口の拡大が図られ、ゼロ・ワン地域の解消が図られると同時に、弁護士制度の改革が進められているが、それに加え、司法制度改革の一環である国民の法曹需要に対応するための基盤整備として、「総合法律支援(司法ネット)構想」を受けて制定された総合法律支援法に基づき、法テラスが設立され、平成18年10月2日から業務が開始されている。

法テラスは、民事、刑事を問わず、あまねく全国において裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にし、弁護士等の法的なサービスをより身近に受けられるようにするため、都道府県の県庁所在地等に地方事務所を置いているほか、弁護士過疎地域などに事務所を設けており、それら事務所に勤務する弁護士(スタッフ弁護士)を配置するなどにより、市民に向け様々な法的サービスを提供している。法テラスの主な業務は、i) 情報提供業務、ii) 民事法律扶助業務、iii) 司法過疎対策業務、iv) 国選弁護等関連業務、v) 犯罪被害者支援業務である。

図表1-(1)-③ 法テラスの主な業務の概要

業務名	業務内容
i) 情報提供業務	利用者からの問い合わせ内容に応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等(弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等)に関する情報を無料で提供。

	電話についてはコールセンター（東京）を設け、専門のオペレーターが情報を提供し、面談希望の者に、全国に設けられた法テラスの地方事務所まで専門の職員が案内。
ii) 民事法律 扶助業務	経済的に余裕がない者が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う（代理援助、書類作成援助）もの。
iii) 司法過疎 対策業務	身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のために法テラスの「地域事務所」設置等を行うもの。 （総合法律支援法第 30 条第 1 項第 4 号） 地域事務所では、「民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要なサービスの提供が受けられる社会の実現」の担い手として、法テラスに勤務する弁護士（スタッフ弁護士）が常駐し、相談や依頼を受ける。
iv) 国選弁護 等関連業務	国選弁護事件に関して、法テラスにおいてスタッフ弁護士を含めた契約弁護士を確保するもので、国の委託に基づき、裁判所もしくは裁判長又は裁判官（裁判所等）の求めに応じ、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士（契約弁護士）の中から、国選弁護人の候補を指名し、裁判所等に通知するとともに、この通知に基づき国選弁護人に選任された契約弁護士にその事務を取り扱わせるもの。 なお、平成 19 年 11 月 1 日からは、改正少年法（平成 19 年法律第 68 号）の施行に伴い、国選付添人制度（国選付添人制度は、少年事件（一定の重大事件等）について、裁判所の職権により弁護士を付添人として選任する制度）についても法テラスの業務となっている。
v) 犯罪被害 者支援業務	犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携し、各地の相談窓口の情報を収集し、相談者が必要とする支援を行っている窓口を案内するとともに、被害者やその家族などが、その被害に係る刑事手続に適切に関与したり、受けた損害・苦痛の回復・軽減を図ったりするための法制度に関する情報を提供するもの。弁護士との関係については、法律相談等の支援が必要な場合に、個々の状況に応じて、弁護士（犯罪被害者支援に精通している弁護士）を紹介。

(注) 法テラスの資料に基づき当省が作成した。

(2) 政策効果の把握結果

ア 政策目標の現状

(7) 司法試験合格者数 3,000 人とする目標の達成状況

司法試験合格者数の目標の達成状況については、図表 1-(2)-①のとおり、平成 14 年の合格者数は 1,183 人、16 年は 1,483 人となっており、両年に関する目標はおおむね達成している。

しかし、平成 22 年の合格者数は 2,133 人、23 年には 22 年よりさらに少ない 2,069 人であり、目標の 3,000 人（注）の 7 割程度となっている。

(注) 司法制度改革推進計画では、3,000 人合格目標については、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながらとしている。

図表 1 - (2) - ① 平成 13 年以降司法試験合格者数の推移

(単位：人、%)

年	平成 13	14	15	16	17	18	19	20
新	—	—	—	—	—	1,009	1,851	2,065
旧	—	—	—	—	—	549	248	144
計	990	1,183	1,170	1,483	1,464	1,558	2,099	2,209
率	2.9	2.9	2.6	3.4	3.7	48.3	40.2	33.0

年	21	22	23
新	2,043	2,074	2,063
旧	92	59	6
計	2,135	2,133	2,069
率	27.6	25.4	23.5

- (注) 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。
 2 図表中の新は新司法試験合格者数を示し、旧は旧司法試験合格者数を示す。
 3 図表中の率は、平成 13 年から 17 年までは旧司法試験の、18 年以降は新司法試験の単年度合格率(合格者/受験者)である。

(イ) 法曹三者別の人口拡大状況

推進計画においては「全体として法曹人口の増加を図る中で、裁判官、検察官の大幅な増員等を含む司法を支える人的基盤の充実を図ることが必要である」とされていた。

平成 23 年度の法曹人口 (35,159 人) は、図表 1 - (2) - ②のとおり、13 年度 (2 万 1,864 人) に比べて 1 万 3,295 人増加し、約 1.6 倍の規模となっている。これを法曹三者別でみると、弁護士は 1 万 2,272 人増で約 1.7 倍 (増加したうちの 92.3%が弁護士)、裁判官は 607 人増、検察官は 416 人増でそれぞれ約 1.3 倍となっている。

なお、初めての新司法試験 (平成 18 年度) を経た合格者が修習を経て、任官者・任検者・弁護士となったのが反映されているのが平成 20 年度の数字であるが、その前年の平成 19 年度との比較でみると、19 年度 (法曹人口 2 万 7,398 人) から 23 年度にかけて法曹人口は 7,761 人 (約 1.2 倍) 増加。これを法曹三者別でみると、弁護士は約 1.3 倍、裁判官、検察官はそれぞれ約 1.1 倍の増加となっている。

弁護士はもともとの数が他二者に比べて多く、また、増加が著しいことから、法曹三者全体に占めるその割合 (構成比) は平成 13 年度の 83.5%から平成 23 年度には 86.8%と微増となっている。一方、裁判官は平成 13 年度の 10.3%から平成 23 年度は 8.1%、検察官は同じく 6.3%から 5.1%と微減となっている。

図表 1 - (2) - ② 法曹三者の人数・構成比の推移

(単位：人、%)

年度	区分	平成 13	19	20	21	22	23	差異			
		(a)	(c)				(b)	b-a	b/a (%)	b-c	b/c (%)
裁判官	人数	2,243	2,610	2,685	2,760	2,805	2,850	607	127	240	109
	構成比	10.3	9.5	9.1	8.8	8.4	8.1	4.6	—	3.1	—

検 察 官	人数	1,375	1,634	1,679	1,723	1,768	1,791	416	130	157	110
	構成比	6.3	6.0	5.7	5.5	5.3	5.1	3.1	—	2.0	—
弁 護 士	人数	18,246	23,154	25,062	26,958	28,828	30,518	12,272	167	7,364	132
	構成比	83.5	84.5	85.2	85.7	86.3	86.8	92.3	—	94.9	—
計	人数	21,864	27,398	29,426	31,441	33,401	35,159	13,295	161	7,761	115
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0	—

- (注) 1 最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会の資料を基に当省が作成した。
2 裁判官数は、簡易裁判所判事を除いたもので、各年度の定員である。
3 検察官数は、副検事を除いたもので、各年度の定員である。
4 弁護士数は、正会員数で、各年度4月1日現在の人数である。

(ウ) 現合格者数の影響

a 3,000人目標が未達成であることに対する議論

(a) 目標未達成であることによる問題の指摘

3,000人目標(注)が未達成となっていることによる影響について、

- i) 法科大学院への入学志願者が著しく減少しており、特に社会人・他学部出身者の志願が激減しているのは、新司法試験の合格状況を意識したものであることは疑いない(法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム第4回議論提出レジュメ(平成22年4月12日))
- ii) 多くの法科大学院で、受験対策を過度に意識した指導や学習が行われる傾向が強くなり(略)、多角的多様な教育を行うという法科大学院本来の教育理念の実現が困難となり(略)、学生の視野狭窄傾向の再発が懸念される(法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム第4回議論提出レジュメ(平成22年4月12日))
- iii) 上位3,000人に入れば合格できると思って法科大学院に入学した者は裏切られた気になる。政府の対応が不誠実ではないか(研究会報告)

といった指摘がある。

なお、ii)で指摘されている過度の受験対策については、全法科大学院74校のうち1校が、中教審法科大学院特別委員会第37回(平成22年1月)においてこの点を指摘され、重点的フォローアップの対象とされたが、第43回(平成23年1月)においては、この点の改善がみられるとされており、解消が進んでいると言える。

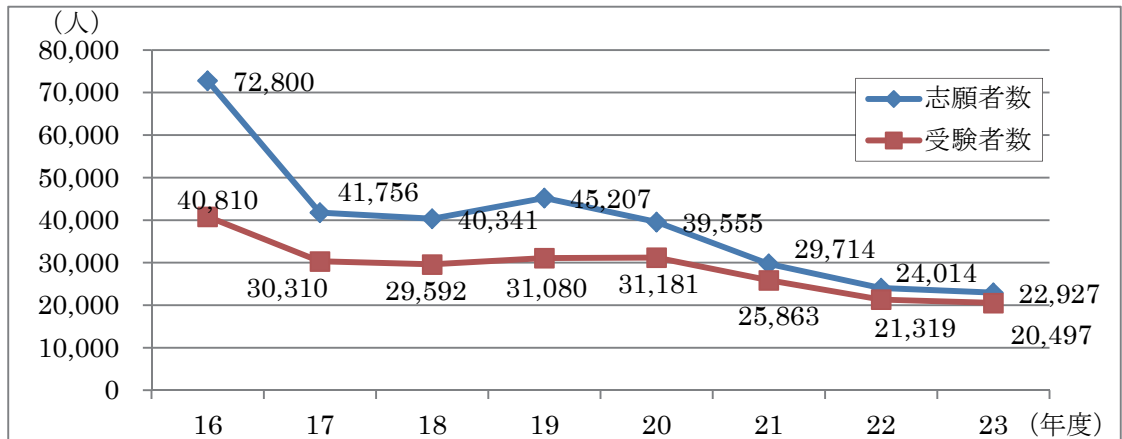
- (注) 司法制度改革推進計画では、3,000人合格目標については、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながらとしている。

(b) 法科大学院志願者数の減少

① 概要

法科大学院の入学志願者数、受験者数の推移は、図表1-(2)-③のとおりとなっており、年々減少傾向にあり、志願者数の場合、平成23年度は16年度の3分の1程度、受験者数は半分程度となっている。

図表 1 - (2) - ③ 法科大学院の入学志願者数、受験者数の推移



(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

② 意識調査結果

当省が法曹関係者を対象に行った意識調査において、法科大学院の志願者が減少している理由を尋ねたところ、図表 1 - (2) - ④のとおり、「④合格の可能性に比べ、経済的・時間的負担が大きいから。」との項目に対して、全ての属性で8割を超える者が「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と肯定している。また、「⑤就職難や安定した収入が確保されないとの懸念が生じているから。」との項目に対しては、学生、新・旧弁護士の9割を超える者が、また、修了者は89%、専任教員は76.0%の者が「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と肯定している。

一方、「②合格者数 3,000 人の目標が未達成であるから。」との項目に対する肯定（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）の割合は、専任教員が8割弱、学生、修了者が8割強、新弁護士は6割、旧弁護士5割弱となっている。

図表 1 - (2) - ④ 法科大学院志願者減少の理由

(単位：%)

質問項目	回答選択肢				
	そう思う	そう思う ええ	どちらかと言 思わない	どちらかと言 ええそう	思わない そう
① 学生数全体が減少しているから。					
専任教員	7.5	17.5	22.5	47.0	3.5
学生	5.5	15.0	21.4	58.2	0.0
修了者	5.7	11.4	19.5	58.5	4.9
新司法試験を経た弁護士	3.2	11.9	25.0	54.0	5.7
旧司法試験を経た弁護士	5.1	10.8	19.3	54.7	9.0
② 合格者数 3,000 人の目標が未達成であるから。					
専任教員	45.0	32.0	7.5	12.5	1.5
学生	60.0	28.6	5.5	5.5	0.5

修了者	65.9	18.7	6.5	8.1	0.8
新司法試験を経た弁護士	23.0	37.0	11.7	24.8	2.9
旧司法試験を経た弁護士	18.4	27.0	10.1	38.3	4.9
③ 非法学部出身者や社会人の合格率が低いから。					
専任教員	33.0	37.0	12.0	14.0	2.0
学生	48.2	27.3	8.6	14.5	0.9
修了者	51.2	24.4	9.8	12.2	2.4
新司法試験を経た弁護士	33.1	38.9	10.5	16.1	2.9
旧司法試験を経た弁護士	17.2	27.8	12.0	32.3	9.8
④ 合格の可能性に比べ、経済的・時間的負担が大きいから。					
専任教員	56.5	29.5	5.5	5.5	1.5
学生	88.2	9.5	0.9	0.9	0.0
修了者	87.8	7.3	0.8	1.6	2.4
新司法試験を経た弁護士	68.3	21.0	4.4	4.6	1.5
旧司法試験を経た弁護士	63.0	22.9	2.4	8.4	2.0
⑤ 就職難や安定した収入が確保されないとの懸念が生じているから。					
専任教員	51.5	24.5	10.5	7.0	4.0
学生	75.0	16.4	4.5	4.1	0.0
修了者	72.4	16.3	4.9	4.9	1.6
新司法試験を経た弁護士	78.9	16.7	2.7	0.9	0.6
旧司法試験を経た弁護士	80.7	14.1	0.9	2.1	1.2
④ 累積合格率と単年度合格率を混同するなど、社会に正確な情報が与えられていないから。					
専任教員	25.0	33.0	12.0	22.0	6.0
学生	36.4	21.8	12.3	23.6	5.9
修了者	35.8	21.1	9.8	28.5	4.9
新司法試験を経た弁護士	19.9	23.0	19.6	29.6	7.7
旧司法試験を経た弁護士	16.2	18.5	16.4	32.6	15.2

(注) 当省の意識調査結果による

(c) 目標未達成による支障に関する意識調査結果

当省が法曹関係者及び国民を対象に行った意識調査において、3,000人目標が未達成となっていることに関する認識を尋ねた結果は、下記及び図表1-(2)-⑤のとおりである。

【理念の実現に懸念】

「①法曹志願者が大幅に減少しており、多様な人材を受け入れるという理念が実現できないのではないかと懸念が生じている。」という項目については、法科大学院関係者（専任教員、学生、修了者）は8割以上の者が「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と回答しており、新弁護士も8割弱、旧弁護士についても6割の者が「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と回答している。

【現在の法曹需要との関係】

「②法曹人口は現在の法曹に対する需要に見合ったものとなっており、目標が達成できずとも特段の問題はない。」とする項目については、学生、修了者は「そう思わない」、「どちらかと言えばそう思わない」と回答した者が7割程度となっている

のに対し、新・旧弁護士は「そう思わない」とする者が5割、「そう思う」とする者が4割弱、国民は4割弱が「そう思わない」、「どちらかと言えばそう思わない」と回答している。

【資格試験であることと目標人数との関係について】

「③司法試験は資格試験であり、一定の水準に達しない者が不合格となるのは当然で、結果として3,000人目標を達成できなくてもやむを得ない。」という項目については、新弁護士で7割、旧弁護士で9割、専任教員、学生、修了生が2～3割が「そう思う」と回答している一方、専任教員、学生は同程度の割合の者が「そう思わない」と回答している。

【自由記載】

この間は3,000人目標の是非を問うものではなかったが、自由記載欄（本問に関する全記載数は1168件）においては、3,000人目標そのものの在り方やその是非、目標が未達成と成る要因について言及するものが大半を占めていた。

このうち、国民による自由記載に関して言えば、「3,000人という目標を達成することよりも、法曹の質の維持・向上が重要。数にこだわるべきではない」（242件）という意見が最も多く、次いで「合格者が目標に達していないのは、法科大学院その他の教育に問題があるのではないか」（72件）という意見が多い。さらに、「司法試験では法知識だけでなく、人間性や経験などもはかれるようなものが望ましい」（57件）とする意見が多い。

また、「司法試験はもっと簡単にし、i)法曹資格を免許制にして更新試験を課す、ii)科目毎に合格とする、iii)現場実習を数年経てから適性試験を課するのが良いのではないか」（i～iii合わせて12件）、「経済的理由で法曹を志す者が断念することがないような支援策が必要ではないか」（11件）、「社会的な合意のもとで始められた制度とは思わない。自分には遠い話であり、興味がない」（11件）、「法曹が増えても業界が不透明、金額が高いなど、相変わらず使いづらい」（5件）といった意見もみられた。

一方、「合格者を目標どおり増やすべき」とする意見は13件であった。

図表1－(2)－⑤ 3,000人目標未達成に関する問題意識

(単位：%)

質問項目	回答選択肢					わからない
	そう思う	そう思 えば	ど ち ら か と 言 わ な い	ど ち ら か と 言 え ば そ う 思 わ な い	思 わ な い そ う	
①法曹志願者が大幅に減少しており、多様な人材を受け入れるという理念が実現できないのではないかと懸念が生じている。						
専任教員	61.0	19.5	5.0	11.0	2.5	
学生	65.5	17.7	4.5	10.5	1.4	
修了者	65.0	20.3	5.7	8.1	-	
新司法試験を経た弁護士	53.8	23.8	5.7	12.2	3.8	

旧司法試験を経た弁護士	46.5	16.1	6.3	23.1	6.8
国民	7.2	31.2	21.9	11.6	28.1
②法曹人口は現在の需要に見合っており、目標が達成できずとも問題ない。					
専任教員	9.5	20.5	19.0	44.5	5.5
学生	8.6	12.7	16.8	50.5	11.4
修了者	4.9	9.8	14.6	56.9	13.8
新司法試験を経た弁護士	23.8	20.1	16.4	32.5	6.5
旧司法試験を経た弁護士	33.1	10.5	10.1	39.9	5.2
国民	6.7	22.8	21.6	17.8	31.1
③司法試験は資格試験であり、一定の水準に達しない者が不合格となるのは当然で、結果として3,000人目標が達成できなくてもやむを得ない。					
専任教員	32.5	23.0	10.5	31.5	1.0
学生	25.0	34.5	9.5	30.5	0.5
修了者	24.4	21.1	11.4	39.8	3.3
新司法試験を経た弁護士	72.1	18.0	2.9	5.0	1.6
旧司法試験を経た弁護士	91.6	4.1	0.7	2.0	0.8
国民	46.3	31.1	7.4	3.6	11.6
関連自由記載					
例①：3,000人という目標を達成することよりも、法曹の質の維持・向上が重要。数にこだわるべきではない			修了者を除く全属性 (特に国民) 計307件		
例②：3,000人という目標を現状・必要性等から見直すべきである			全属性 計274件		
例③：法曹志願者数の減少は、3,000人未達成というより、i) 現行制度では時間・費用がかかるものの、受験回数制限もあり、不合格者となった場合の道がないこと、ii) 合格して法曹になれたとしても就職難・収入低下などの現状が知られ、法曹の魅力が低下していることのいずれかまたは両方が大きいのではないか			全ての属性 (特に弁護士) 計185件		
例④：合格率低迷の原因は、i) 法科大学院の教育が不十分なため、ii) 法科大学院が多すぎるため、iii) 上記i、iiの両方などである			全ての属性 (特に弁護士、国民) i、ii合計163件		
例⑤：3,000人合格させるべき／今より合格者数を増やすべき。その理由は、i) 3,000は閣議決定であるから、ii) もっと弁護士間の競争が活発化する方が良いから、iii) 弁護士の多様性を増やすため、iv) 弁護士が増えた方が、潜在需要が開拓されるから、v) 3,000という数は社会のあらゆる分野に法的知識を有する者が進出することが前提であったが、現状はそうならないから、など			全ての属性 (特に専任教員、修了者) i～v合計131件		

(注) 1 当省の意識調査結果による。

2 自由記載に関しては、一人の回答者がいくつもの意見を述べている場合、それぞれ1件と計上している。

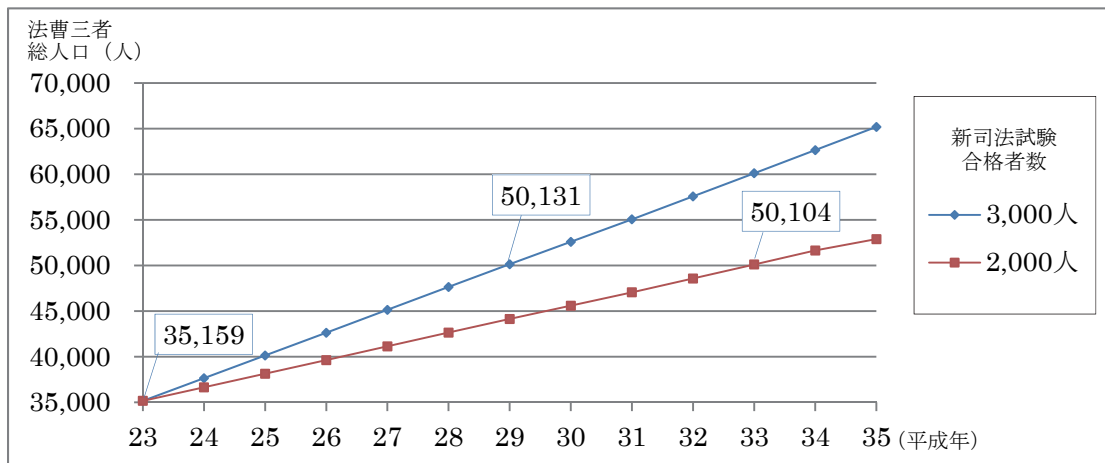
(d) 法曹人口拡大のシミュレーション

審議会意見では、平成16年に1,500人合格、22年ころには3,000人合格の達成

を目指せば、おおむね 30 年ころまでには実働法曹人口は 5 万人規模に達することが見込まれるとされていた。このことに関し日弁連のシミュレーションによれば、毎年 3,000 人の合格者が輩出されるとした場合、法曹三者は 29 年には 5 万 718 人となることが想定されている。一方、このまま毎年 2,000 人規模の合格者が出続けるとした場合、平成 30 年には 4 万 5,175 人となり、法曹人口が 5 万人を超えるのは平成 34 年（5 万 1,226 人）、1,500 人合格の場合でも平成 39 年には 5 万人を超えるとしている。

日弁連のシミュレーションにおいては、法曹三者の総人口を、前年の法曹三者の総人口に新規法曹資格者数（即ち、司法試験合格者数を 3,000 人、2,000 人などと想定）を加え、そこから 43 年前に修習を終了した者を差し引いて推計している。なお、このシミュレーションでは、平成 21 年までは実人口であるが、22 年、23 年は想定人口で推計しているため、上記計算方法に基づき、22 年、23 年を実人口として推計したものが、図表 1-(2)-⑥である。これによると、平成 24 年以降、毎年 3,000 人の合格者数を出した場合、平成 29 年には 5 万 131 人で 5 万人を超え、2,000 人の合格者数では、平成 33 年には 5 万 104 人で 5 万人を超える想定となる。

図表 1-(2)-⑥ 法曹人口（法曹三者総人口）拡大のシミュレーション



(注) 日弁連資料に基づき当省が推計し作成した。

b 法科大学院教育の目標

審議会意見及び「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」(平成21年3月31日閣議決定)において、合格目標については別の数値も上げられている。即ち、法科大学院の教育の目標として、法科大学院修了者の約7～8割が新司法試験に合格するというものである。これについて、各年度の法科大学院修了者を母数として、この目標の中で例示された合格率(法科大学院修了後5年間の受験機会を経た後の合格率(以下「累積合格率」という。))の達成状況をみると、既修者のみの17年度修了者(平成18年から22年受験)については、69.8%の者が合格し、おおむね7割目標は達成できたものの、未修者も含まれる18年度修了者(平成19年から23年受験)については49.5%が合格、50.5%が資格喪失者となり、7割目標は達成できない状況となった。また、単年度合格率でみると、平成18年度が48.3%で、以降、割合は毎年低下して

おり、23年度は23.5%となっている。

なお、法科大学院開設翌年度（平成17年度）の74校5,825人の定員では、合格者数が3,000人となったとしても、全入学者の7割が合格することは計算上不可能なことは明らか（7～8割の合格とすると4,000人以上の合格が必要）とする指摘がされている（日弁連法曹養成対策室報第4号 平成22年3月）。

c 担当府省の見解

担当府省である法務省に対し、目標未達成であることについての認識を尋ねたところ、同省は条件の部分の議論が置き去りにされ、数の部分だけが絶対的なものと思われ、一人歩きしている状況を危惧している。なお、同省としては、問われれば、この条件の部分についても説明をし、正確な情報を出しているとしている。

同省は、3,000という数は、閣議決定ではあるが、その数は絶対ではなく、条件が整った上での目標の数であり、達成することが司法試験の第一義ではない。司法試験は、司法試験法第1条に基づき、法曹三者に必要な学識及びその応用能力の有無を判定するために行うものであり、受験者の能力を専門的見地から、司法試験考査委員が適切に判定し、司法試験委員会がそれを決定している。そのため、目標の3,000という数に達する合格者が出なかったと判断されたということは、遺憾ではあるものの、一方でやむを得ないと考えるとしている。

同省は多数の法曹の養成を実現するため、法科大学院教育を充実させるべく、法科大学院に検察官を教員として派遣するほか、中教審メンバー等に入り議論に参加・協力し、一定の貢献をしているとの見解である。また、目標値としての3,000という数が多すぎるのかどうか、今後新たな目標値を設定するのかといったことについては、フォーラムで議論していくとのことであった。

なお、法曹志願者の減少については、検討ワーキングチームの検討結果にあるとおり、i) 合格率が低迷していること、ii) 弁護士の就職難などを背景として、法曹の魅力や資格としての価値が薄れていること、iii) 法科大学院進学による経済的・時間的負担が見合わないなどの種々の要因があると考えられる。志願者の増加に資するため、これら諸要因について調査し、どの点を重点的に改善していくべきか等についても、フォーラムでの検討課題としている。

イ 政策の実施による効果、影響及び課題

審議会意見及び推進計画において、法曹人口の拡大が急務であるとされた根拠は、ゼロ・ワン地域の解消や国際的・専門的知見を要する法的紛争への対応の必要性などである。このため、これらが法曹人口の拡大によりどのように解消・対処されてきているのか、また、法曹人口の拡大によるその他の効果や影響は発生していないかなどについて、各種統計資料及び弁護士会・自治体を対象とした実地調査、法曹関係者を対象とした意識調査などを分析した。

(7) 法曹人口拡大の効果

a 弁護士偏在の是正

(a) ゼロ・ワン地域の解消

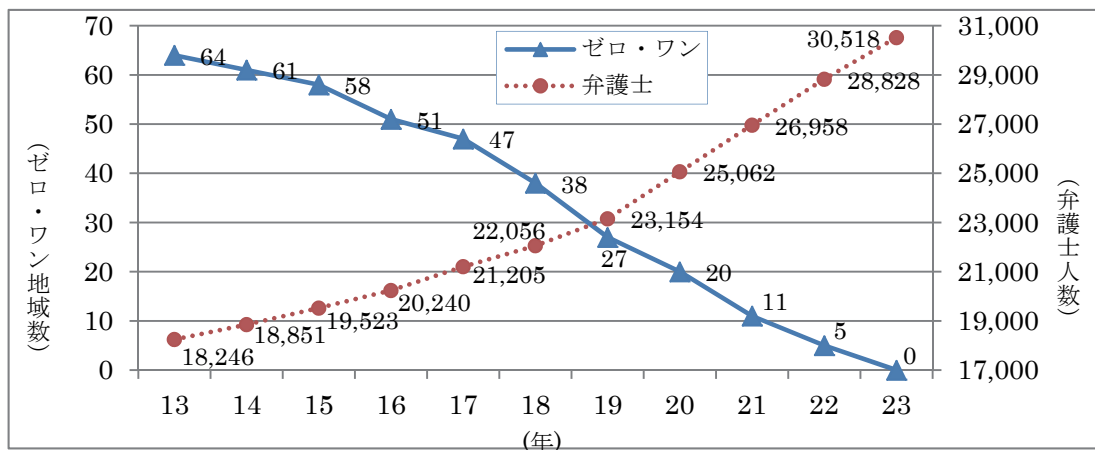
① 弁護士人口増とゼロ・ワン地域解消の状況

ゼロ・ワン地域の解消状況について調査した結果、平成13年には全国で64か所あったものが、平成23年中に解消された(注)。このゼロ・ワン地域の解消は図表1-(2)-⑦-1のとおり、弁護士が増加するにつれ、進んできている。

また図表1-(2)-⑦-2の対前年比の増加・減少率(変化率)の推移をみると、弁護士数の変化(増加)率が大きくなる(16年から17年、19年から20年にかけて)と、翌年、ゼロ・ワン地域の変化(減少)率も大きくなる(17年から18年、20年から21年)傾向がみられる。

(注) ただし、平成24年2月1日現在、金沢地方裁判所輪島支部において、ワン地域が新たに発生している。

図表1-(2)-⑦-1 ゼロ・ワン地域と弁護士人口の推移

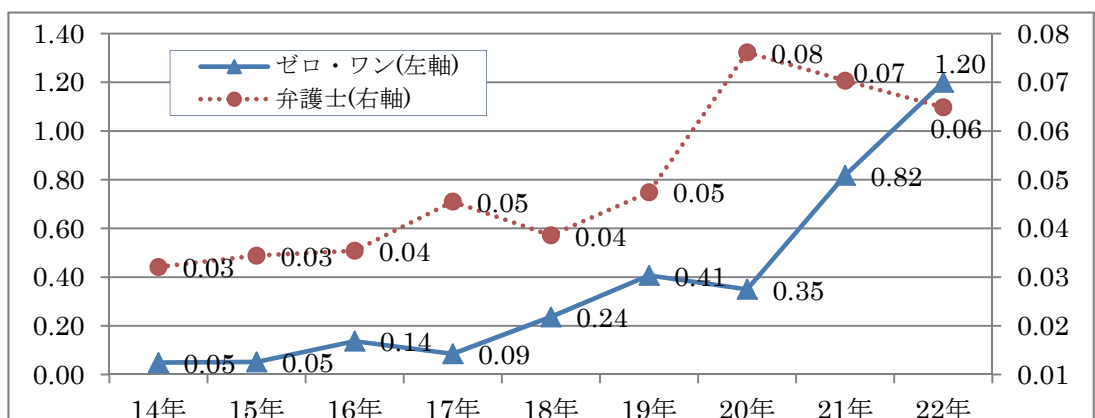


(注) 1 日弁連の資料に基づき当省が作成した。

2 ゼロ・ワン地域の数については、平成13年から22年の数は10月1日現在の、23年は12月18日現在の数である。

3 弁護士数は正会員数で、各年度の4月1日現在の人数である。

図表1-(2)-⑦-2 ゼロ・ワン地域と弁護士人口の変化率(対前年)の推移



(注) 日弁連の資料に基づき当省が作成した。

② ゼロ・ワン地域解消に関する支援制度

ゼロ・ワン地域の解消が進展してきた背景としては、法曹人口の拡大に加えて、日弁連によるひまわり基金法律事務所及び法テラスの司法過疎地域事務所の設置が大きな役割を果たしてきている。

【ゼロ・ワン地域解消と司法過疎対策事務所の開設】

平成13年から23年にかけてのゼロ・ワン地域の数と日弁連、法テラスにより開設された司法過疎対策の地域事務所数（累計）の推移をみると、図表1-(2)-⑧-1のとおり、地域事務所が増加するにつれゼロ・ワン地域が減少・解消している。

図表1-(2)-⑧-1 ゼロ・ワン地域と司法過疎地域事務所数の推移

(単位：か所)

年	平成13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
ゼロ	31	25	19	16	10	5	3	0	2	0	0
ワン	33	36	39	35	37	33	24	20	9	5	0
計	64	61	58	51	47	38	27	20	11	5	0
事務所	7	15	24	40	60	83	101	115	125	135	143

- (注) 1 日弁連の資料に基づき当省が作成した。
 2 平成13年から22年の数は10月1日現在の、23年は12月18日現在の数。
 3 図表中の事務所の欄は、同年度末までに日弁連により開設されたひまわり基金法律事務所あるいは法テラスにより開設された地域事務所数の累計である。
 4 ひまわり基金法律事務所の数には、廃止した事務所(2か所)及び派遣弁護士が任期終了後に定着し一般事務所化した事務所(33か所)も含まれている。
 5 法テラスの司法過疎地域事務所は、24年1月現在、全国に35か所設置されている(法テラスでは、地域事務所のほかに全国に45か所の地方事務所・支部を設置している。)

図表1-(2)-⑧-2は、平成13年10月1日から平成23年12月18日(最後のワン地域が解消した日)までに一度でもゼロ・ワン地域になったことがある地裁支部のうち、ひまわり基金あるいは法テラスの司法過疎対策の地域事務所の設置によりゼロ・ワン状態が解消されたものである。

これによると、同期間に一度でもゼロ地域になったことがある地裁支部は全国で34か所あるが、このうち23か所(約68%)がひまわり基金法律事務所の設置により解消され、2か所(約6%)が法テラスの地域事務所により解消されている。

また、同様に同じ期間に一度でもワン地域になったことがある地裁支部が全国で65か所あるが、このうち24か所(約37%)がひまわり基金法律事務所の設置により解消され、10か所(約15%)が法テラスの地域事務所により解消されている。

図表1－(2)－⑧－2 ゼロ・ワン地域解消と司法過疎地域事務所等の設置

区分	ゼロ・ワンが解消された地裁支部と司法過疎事務所の種類	
	ひまわり基金法律事務所	法テラスの地域事務所
ゼロ地域 延べ 34 か所	岩内（札幌）、名寄（旭川）、留萌（旭川）、網走（釧路）、根室（釧路）、五所川原（青森）、十和田（青森）、登米（仙台）、輪島（金沢）、園部（京都）、宮津（京都）、御坊（和歌山）、新見（岡山）、阿南（徳島）、安芸（高知）、島原（長崎）、平戸（長崎） 厳原（長崎）、山鹿（熊本）、阿蘇（熊本）、人吉（熊本）、日南（宮崎）、知覧（鹿児島） 23 か所	江差（函館）、壱岐（長崎） 2 か所
ワン地域 延べ 65 か所	浦河（札幌）、岩内（札幌）、紋別（旭川）、網走（釧路）、根室（釧路）、十和田（青森）、宮古（盛岡）、麻生（水戸）、佐原（千葉）、新発田（新潟）、都留（甲府）、熊野（津）、園部（京都）、宮津（京都）、柏原（神戸）、龍野（神戸）、新宮（和歌山）、益田（松江）、美馬（徳島）、島原（長崎）、壱岐（長崎）、玉名（熊本）、人吉（熊本）、鹿屋（鹿児島） 24 か所	佐渡（新潟）、魚津（富山）、御嵩（岐阜）、西郷（松江）、須崎（高知）、平戸（長崎）、福江（長崎）、厳原（長崎）、阿蘇（熊本）、知覧（鹿児島） 10 か所

(注) 1 日本弁護士連合会及び法テラスの資料に基づき当省が作成した。

2 図表中ののべか所数とは、平成13年10月1日から平成23年12月18日までの間に1度でもゼロ地域あるいはワン地域になった地裁支部のか所数である。

【ゼロ・ワン解消と過疎地赴任弁護士の育成制度】

法曹人口の拡大、公設事務所開設の取組に加え、次のとおり、司法過疎地域に赴く弁護士の人材育成・養成制度もゼロ・ワン解消に大きな役割を果たしている。

日弁連によると、司法過疎地域等への派遣弁護士の育成（養成）に関する制度としては下記のとおり3つの制度がある。

i) 公設事務所弁護士養成事務所制度

公設事務所弁護士養成事務所支援制度は、弁護士過疎地で活動することを希望する弁護士を雇用して、実務経験を積ませた上で、弁護士過疎地に送り出し、かつ、弁護士過疎地での業務を支援する事務所に対し、経済的支援を行う制度である。

この制度で養成され（都市型公設事務所での養成を含む（注））、ひまわり基金法律事務所へ派遣された弁護士は、平成24年1月1日現在、累計で148人（うち2人は予定）である。

(注) 各地の中核的な都市においては、一定の公益活動を行う事を目的とする「都市型公設事務

所」が、単位弁護士会・弁護士会連合会の支援・協力により、開設・運営されている。この都市型公設事務所が果たす役割には、社会的・経済的な理由その他により、弁護士へのアクセスが困難な地域住民のための法的支援等の他に、過疎地方公設事務所・法テラスの常勤弁護士の育成と派遣が挙げられている。

ii) 常勤スタッフ弁護士養成に関する支援制度

常勤スタッフ弁護士の養成には、①常勤スタッフ弁護士になることを目指す弁護士を雇用し、実務経験を積ませる事務所を日弁連に登録し、日弁連がその事務所に対して援助金を給付する仕組み（従来スキーム）と、②常勤スタッフ弁護士になることを目指して法テラスに就職した新人弁護士に対する実務研修を行う事務所を募集・登録し、新人弁護士を当てはめる仕組み（新スキーム）の2つの仕組みがある。

日弁連は法テラススタッフ弁護士を養成する養成事務所の募集・登録、法テラスへの紹介を通じて法テラスと協力してスタッフ弁護士の養成を行っている。

この制度で養成され、初任期にいわゆる4号事務所へ赴任した者は平成24年1月1日現在、累計で72人である。

iii) 偏在対応養成事務所支援制度（弁護士偏在解消のための経済的支援）

偏在対応養成事務所制度は、偏在解消対策地区（注1、2）へ開業・赴任予定の弁護士を養成する事務所への経済的支援制度である。

この制度による事務所において養成され、偏在解消対策地区で開業した弁護士数は平成24年1月1日現在、累計16人である。

(注) 1 日弁連では、次のいずれかに該当する地域を偏在解消対象地区としている。

- ① 地裁支部管内における弁護士1人当たり人口が3万人を超える地域
- ② 簡裁管内において法律事務所が2か所以上存在しない地域
- ③ 市町村において法律事務所が存在しない地域
- ④ その他弁護士会、弁護士会連合会が特に必要と認めた地域

2 日弁連では、弁護士1人当たり人口3万人という数字は、「偏在解消のための経済的支援」制度（平成20年開始）の策定・実施に際し、平成19年10月9日現在の全国の地裁支部のうち八王子、川崎、小倉（人口百万人を超え、弁護士数の多い上位三支部）を除いた支部管轄区域の弁護士1人当たり人口の平均値（約27,000人）に近似する数字であり、これを偏在に係る一つの目安として、偏在解消の数値目標として措定したものであるとしている。

③ ゼロ・ワン地域解消に関する関係者の認識

（日弁連の認識）

平成23年12月18日に弁護士ゼロ・ワン地域が解消されたことにより、日弁連では、翌19日に談話を発表している。この中で、①「日弁連ひまわり基金」の設置と「ひまわり基金法律事務所」の設立、②法テラスの司法過疎対応地域事務所に配属される常勤スタッフ弁護士の確保、養成及び支援、③「弁護士偏在解消のための経済的支援」制度などに取り組んできたこと等によりゼロ・ワン地域が解消されたとしている。さらに、状況によっては、今後も「弁護士ゼロ・ワン地域」

は再度発生する可能性があるともしている。

また、これらの取組のために、日弁連が投じた金額は、約 16 億円余である。

なお、「法曹人口が拡大しなければ、こうした諸制度があっても、ゼロ・ワン地域がこれほど早く解消されなかった」とする見解に対し、日弁連の認識としては、根拠がなく、双方の直接的な関係は見出しがたいと考えてとしている。

その理由としては、司法過疎事務所の開設によりゼロ・ワン地域が解消した地域（日弁連では 71 か所としている）に赴任した弁護士数は延べ 229 人であるが、これはひまわり基金創設時点（平成 11 年）の弁護士人口（17,178 人）によっても十二分に対応できたためとしている。

（単位弁護士会の認識）

ゼロ・ワン地域の解消の要因に関し、実地調査対象 22 の単位弁護士会のうち 12 会が、「日弁連、法テラスの司法過疎地域事務所の開設や、弁護士会の若手育成が解消に果たした役割は大きい。」としており、更にそのうち 4 会は、「これら制度によるところが多であり、必ずしも法曹人口の拡大によってもたらされた効果ではない」としている。

一方、ゼロ・ワン地域解消は、法曹人口の拡大による効果（都会での就職難や仕事不足により、地方に進出している者もいる）」とするものが 4 会あった。

また、「司法修習制度が変わり、地方にも修習生が来ることで、そうした地域での開業について興味を持つ者が出てきた。」との認識を示すところが 1 会あった。

（担当府省の見解）

法務省によれば、ゼロ・ワンの解消要因は、i) 法曹人口が拡大したこと、ii) 過疎地域事務所の開設、iii) 派遣弁護士の養成の全てを挙げられるとしている。特に日弁連や法テラスのゼロ・ワン解消に向けた努力は大いに評価できるとしている。

(b) 弁護士偏在の是正

① 弁護士偏在の是正状況

【法テラスの「司法過疎地域事務所の設置対象地域」数の推移】

司法過疎地域事務所の設置対象地域の数は、図表 1 - (2) - ⑨のとおり、平成 23 年は 82 か所で、20 年 7 月よりは減少しているものの、22 年よりは 2 か所増加している。このことについて、法テラスでは、当該対象地域は、地方裁判所支部管轄単位での実働弁護士数（登録弁護士の中から、高齢のため事件処理に従事していない者や国会議員であることから弁護士活動を行っていない者など客観的に見て法律事務を取り扱うことが困難と認められる者を除いたもの。）の数の変動等により随時増減することから、その影響等を受けて、増加したものとしている。

図表 1 - (2) - ⑨ 司法過疎地域事務所設置対象地域

(単位：か所)

区分	20年7月	22年7月	23年2月
対象地域数	92	80	82

(注) 法テラスの資料に基づき、当省が作成した。

【日弁連の「偏在解消対象地区」の地区数等の推移】

審議会意見においては、ゼロ・ワン地域の解消を例としつつ、弁護士人口の地域的偏在の是正が、司法改革の目標として掲げられていた。

日弁連が「偏在解消対象地区」と定義している地域（弁護士1人当たり人口3万人を超える）の地区数と解消に必要な弁護士数をみると、図表1-(2)-⑩のとおり、対象地区数は平成19年の133地区が23年には80地区へと53地区減少し、解消のために必要とされる弁護士数も平成19年の448名から23年の176名と272名減少している。日弁連では、偏在解消対象地区の解消のために、こうした地区で開業する弁護士や偏在解消対象地区に赴任する弁護士を養成する事務所に対する支援（上記(a)②参照）を行っていることもあり、このような制度も弁護士人口の地域的偏在解消に貢献しているとしている。

図表 1 - (2) - ⑩ 弁護士1人当たり人口3万人以上の地裁支部数と解消に必要な弁護士数の推移

(単位：地区数、人)

区分	平成19年	20年	21年	22年	23年
地区数	133	116	107	93	80
対前年	—	-17	-9	-14	-13
人数	448	368	297	226	176
対前年	—	-80	-71	-71	-50

(注) 1 日弁連の資料に基づき、当省が作成した。

2 平成19年は4月20日現在の数。それ以外はいずれも4月1日現在の数。

3 上記の数には、ゼロ・ワン地域も含まれている。

【県単位（弁護士会単位）での状況】

上記のとおり、弁護士人口の地域的偏在の是正はおおむね進んできているものの、依然として、弁護士が都市部に集中している状況は続いている。

図表1-(2)-⑪のとおり、平成13年度には、弁護士1人当たりの人口が多い弁護士会では3万人を上回っているところもあったが、23年度には2万人を超える弁護士会はみられなくなり、最も多い岩手弁護士会でも16,632人であり、弁護士数の増加が各単位弁護士会の登録弁護士数の増加にもつながっていることがうかがえる。

しかしながら、弁護士1人当たりの人口を単位弁護士会別にみるかぎり、平成23年度においても単位弁護士会間の格差は未だ大きい。全国平均の弁護士1人当たり人口の4,196人を下回っている弁護士会は、東京三会と大阪となっており、

東京三会の場合、平成 13 年度において 1,406 人であったものが、23 年度には 907 人となっている。

なお、東京三会の弁護士数は、平成 13 年度が全国の 47.0%であったものが、平成 23 年度には 47.6%と、わずかではあるが、集中度合いが高まっている。

図表 1 - (2) - ⑪ 平成 13 年度と 23 年度における弁護士 1 人当たりの人口の上位及び下位の 3 弁護士会

(単位：人、%)

区分	平成 13 年度			平成 23 年度		
	弁護士会	弁護士数	弁護士 1 人当たり人口	弁護士会	弁護士数	弁護士 1 人当たり人口
の 人 口 の 少 な い 弁 護 士 会	東京 三会	8,581 (47.0)	1,406	東京 三会	14,517 (47.6)	907
	大阪	2,554 (14.0)	3,448	大阪	3,721 (12.2)	2,382
	沖縄	179 (1.0)	7,364	京都	534 (1.7)	4,938
の 人 口 の 多 い 弁 護 士 会	島根県	22 (0.1)	34,614	岩手	80 (0.3)	16,632
	茨城県	95 (0.5)	31,428	秋田	68 (0.2)	15,969
	滋賀	46 (0.3)	29,192	茨城	187 (0.6)	15,876
	全国	18,246 (100.0)	6,956	全国	30,518 (100.0)	4,196

- (注) 1 日弁連の資料及び国勢調査結果(平成 12 年及び 22 年)に基づき、当省が作成した。
 2 弁護士数は、正会員数で、各年度 4 月 1 日現在の人数である。
 3 弁護士数の枠内の下段の()数字は、全弁護士数に占める割合を示す。

【地裁本庁と支部の状況】

図表 1 - (2) - ⑫のとおり、同一の都道府県内でみても、地裁の本庁と支部で弁護士 1 人当たりの人口数が異なっている。平成 23 年の東京地裁をみた場合、本庁には弁護士が 14,024 人おり、弁護士 1 人当たりの人口は 607 人と全国で最も少ない。一方、同じ東京地裁の立川支部(注)の場合、弁護士人口は 493 人で、弁護士 1 人当たりの人口は 8,232 人となっている。なお、弁護士 1 人当たりの人口が全国で最も多い地裁支部は鹿児島地裁の加治木支部で 12 万 3,092 人であるが、同じ鹿児島地裁でも本庁の場合は、弁護士 1 人当たりの人口が 5,818 人となっており、これは東京地裁の立川支部よりも少ない。

- (注) 東京地裁管内の裁判所は霞ヶ関の本庁と立川の支部のみである。なお、簡易裁判所は、霞ヶ関、立川のほかに墨田、八丈、伊豆大島、新島、八王子、武蔵野、青梅、町田にある。

図表 1 - (2) - ⑫ 地裁本庁・支部別弁護士数の推移

(単位：人、%)

地裁支部	平成 13 年 (10/16 現在)	平成 23 年 (4/1 現在)	
	弁護士数	弁護士数	弁護士 1 人当 たり国民
東京地裁本庁	8,684 (45.9)	14,024 (46.0)	607
東京地裁立川支部	300 (1.6)	493 (1.6)	8,232
鹿児島地裁本庁	76 (0.4)	127 (0.4)	5,818
鹿児島地裁加治木支部	1	2	123,092
全国	18,929	30,518	4,186

(注) 1 日弁連の資料に基づき、当省で作成した。

2 弁護士数の枠内の下段の () 数字は、全弁護士数に占める割合を示す。

【最少行政区画単位での状況】

さらに細かく東京都内を行政区画の単位でみた場合も都市部への集中化がみられる。図表 1 - (2) - ⑬のとおり、平成 23 年の千代田区の弁護士は 5,194 人であるが、葛飾区は 12 人となっており、経済活動が活発な地域に弁護士が集中している。なお、武蔵村山市及び東京都内の全ての町村（東京島嶼部含む）においては、弁護士が一人もいない状態が続いている。

図表 1 - (2) - ⑬ 都内市区町村別弁護士数の推移

(単位：人)

市区町村	平成 14 年	平成 23 年	市区町村	平成 14 年	平成 23 年
千代田区	2,959	5,194	立川市	37	131
港区	2,621	4,054	八王子市	67	81
江戸川区	6	13	羽村市	0	1
葛飾区	8	12	武蔵村山市	0	0

(注) 1 東京 3 会地域司法計画、日弁連弁護士検索 HP を基に、当省で作成した。

2 平成 23 年の弁護士数は、23 年 11 月 10 日現在のものである。

② 弁護士偏在の是正状況に関する関係者の認識

(日弁連の認識)

弁護士偏在の是正状況に関して、日弁連は平成 23 年 3 月 27 日に発表した「法曹人口政策に関する緊急提言」において、「平成 21 年 3 月に合格者数は当面現状程度にとの提言を行ったが、当時懸念されていた弁護士過疎・偏在問題や被疑者国選・裁判員制度への対応態勢問題については、現在の増員ペースによらなくても対応が可能な状況となっている。」としており、緊急に偏在の是正が必要な状況であるとはしていない。

なお、当省が日弁連を対象に行った調査によると、日弁連は「市民の弁護士及び司法へのアクセスをあまねく確保するという観点から、弁護士過疎に限らず、弁護士の地域的偏在がそのアクセスの障害の一因となっているため、偏在の是正は必要であるが、是正がある程度進んできた現時点では、当初の課題（注）に次ぐ更なる課題については現在検討中である。」としている。また、「日弁連の取組によって偏在を是正させるだけでは不十分であり、法テラスによる援助の充実、裁判官非常駐支部の解消など裁判所の支部機能の充実、民事司法・行政訴訟手続等の改革により市民が裁判を利用しやすくなるような態勢整備等、国による司法基盤整備の推進に向けた取組も必要不可欠である。」としている。

（注） 日弁連では、「弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規程」案を平成19年12月に臨時総会において議論。翌20年1月1日から同規程を施行している。

この中で、「弁護士人口急増の時代を迎えた今、適切な政策誘導によって弁護士過疎・偏在問題の解決に向けて明確な姿勢を当連合会が示すことが肝要である」とし、今後5年3か月間で弁護士1人当たり人口3万人超の地区を解消することを目標に掲げた。その目標達成のため、①全国に拠点事務所10か所を開設し、③偏在解消対象地区に約200名の偏在対応弁護士の定着を目指す、としている。

（単位弁護士会の認識）

実地調査した22単位弁護士会のうち4会から、「経済活動や住人の数といった観点からみた都市部以外での法的需要の動向、さらに交通網の発達状況や周囲の目を気にする地域性などに鑑みると、弁護士事務所が全ての市区町村で成り立つとは言い難く、更なる偏在解消の必要性は必ずしも高くない」とする見解が示された。他の1会からは「法曹人口の拡大が偏在解消に役立つと考えるのは間違いである」との見解が示され、逆に「法曹人口の拡大が偏在解消に役立った」とした会も1会あった。

（自治体の認識）

一方、弁護士を必要とする市民に近い自治体の認識について、全国から抽出した都道府県市区（58自治体）において法律相談案件に係る窓口を開設している部局（143窓口：弁護士を活用していない窓口も含む。）の担当者を対象に調査した。その結果、弁護士が現在市内に一人もいない、あるいは以前はなかった10市においては、域内の弁護士数の動向に注目し、現状維持あるいは増加に期待しているとの見解が示された。なお、この10市を含む58自治体143窓口担当者のうち78名は、弁護士が大幅に増加していることについて「今回の調査で聞くまで知らなかった」、「新聞報道などで事実を知ってはいるが実感がない」と回答している。

（担当府省の見解）

法務省によれば、法曹人口の拡大により、ゼロ・ワン地域のみならず、これまで弁護士が多くなかった地域にもより多くの弁護士が進出するようになったことは評価できるとしている。都市部への集中が続いている事に関連しては、地方で

どれぐらい弁護士が必要とされているのかなどの実情について詳しく調べる必要があるとしている。なお、既にフォーラムにおいては、司法過疎地域での稼働歴がある弁護士を招いて報告を受けている。

b 国民の法的サービスへのアクセス改善

ゼロ・ワン地域の解消によりアクセスが改善され、実際にどのような効果が発揮されているかについては、推進計画において、弁護士のアクセス拡充に関しては「法律相談活動等の充実」を具体的な目標に挙げていることから、地域における弁護士会及び自治体の法律相談の状況を調査した。

(a) 全国の弁護士会による法律相談の実施状況

全国の単位弁護士会が行っている法律相談の平成 22 年度の件数は、図表 1 - (2) - ⑭のとおり、法律相談全体は平成 13 年度に比べて 1.3 倍の 62 万 7,329 件であり、特に増加しているのは 13 年度の 1.9 倍となった無料相談の 51 万 6,153 件である。そのうち特に法テラスでの法律相談件数が大幅に増加し、13 年度の 5.2 倍の 25 万 6,719 件となっている。なお、法テラス以外の無料法律相談件数については、13 年度の 21 万 9,639 件から 25 万 9,434 件へと、1.2 倍の増加となっている。

一方、有料法律相談については、件数が大幅に減少し、0.6 倍の 11 万 1,176 件となっている。全体的にみると、平成 22 年度の相談件数は、過去 4 年で最も少ない件数となっている。

図表 1 - (2) - ⑭ 全単位弁護士会 - 法律相談件数推移

(単位：件、%)

年度	平成 13	19	20	21	22	比較(%)
有料	202,808	181,369	143,717	130,570	111,176	55
無料	269,441	486,503	496,750	537,826	516,153	192
うち 法テラス等	49,802	147,430	179,546	237,306	256,719	515
合計	472,249	667,872	640,467	668,396	627,329	133

(注) 1 日弁連「弁護士白書」に基づき、当省が作成した。

2 平成 13 年度の「法テラス等」の数字は、法律扶助協会の相談件数であり、19 年以降は法テラスの法律相談援助件数である。

3 比較の数字は、平成 13 年度と 22 年度の比較で、平成 13 年度を 100%とした場合の割合を示す。

(b) 実地調査対象弁護士会 (22 会) による法律相談の実施状況

① 概要

実地調査の対象とした単位弁護士会 (22 会) における法律相談の窓口数及び相談件数の平成 13 年度から 22 年度の推移をみると、図表 1 - (2) - ⑮のとおり、相談窓口数で見ると、有料相談窓口数は 56 か所から 48 か所にやや減少、案件により有料あるいは無料となる相談窓口数は 59 か所から 108 か所に増加、無料相談の窓口数は 24 か所から 158 か所に大幅に増加している。

また、相談件数についてみると、無料、有料、有・無両方（案件により有料あるいは無料となる相談）の全てにおいて、平成19年度をピークに減少している（全体件数でみると、19年度が216,334件、22年度が168,418件となっている。）。

図表1－(2)－⑮ 調査対象単位弁護士会（22会）法律相談実績－法律相談窓口数と法律相談件数の推移－

（単位：か所、件、％）

	年度	平成13	19	20	21	22	比較 (%)
有料	窓口数	56	45	45	49	48	86
	相談件数	46,238	49,695	46,008	42,636	37,222	81
無料	窓口数	24	57	111	113	158	658
	相談件数	22,502	47,167	44,224	41,324	37,483	167
有・無 両方	窓口数	59	115	113	127	108	183
	相談件数	71,452	119,472	112,292	105,665	93,713	131
合計	窓口数	139	217	269	289	314	226
	相談件数	140,192	216,334	202,524	189,625	168,418	120

- (注) 1 当省の22単位弁護士会についての調査結果による。
 2 有・無両方とは、案件により有料あるいは無料となる相談。
 3 比較は、平成13年度と22年度の比較。平成13年度を100%とした場合の割合。

② 単位弁護士会の認識

相談窓口の拡充等について、22会のうち1会においては、弁護士が増えたことから、管内各地での巡回相談会の開催が可能となったと評価している。

一方、12会においては、相談窓口の増加理由は市民の法的アクセスを改善するために会として積極的に展開したものであるとしており、さらにそのうち6会は、相談窓口の充実は法曹人口の拡大とは無関係であると明言している。また、1会からは「法律相談の拡充には、法律扶助の拡大等の支援を増やす必要」との見解も示された。

また、平成13年度に対する平成22年度の相談件数の減少の理由は必ずしも明確ではないが、「法テラスに流れているため」（10会）、「個々の弁護士がHPや広告などで活発な営業活動を展開しており、相談者が直接こちらに流れているため」（6会）、「隣接他士業による営業活動などの影響によるもの」（5会）、「弁護士が増加したことで相談件数の増減は相関無し」（1会）、「相談件数の減少の理由は不明」（1会）といった見解が示された。

この他1会では、「自治体の依頼で法律相談窓口数を増加してきたが、近年、自治体の財政難により、窓口数の減少や相談料の減額を求められるケースも少なくない」とのことであった。

このことに関連して、実施調査対象の自治体58自治体のうち13自治体から、弁護士や弁護士会等の相談に関しては、「市民は弁護士の相談費用が不明確で不信感を持っている」、「市民は弁護士相談の費用が高すぎて使えないので、自治体の

相談を利用する」など、利用する側からは弁護士費用が法律相談における支障との見方があり、こうしたことも、弁護士会における無料相談の増加、有料相談の減少に関連すると思われる。

(c) 実地調査対象自治体（58自治体）における弁護士活用型の法律相談

① 概要

【相談窓口の開設状況】

実地調査の対象とした自治体（58自治体）における弁護士を活用している（弁護士のみが相談員として市民からの法律相談に直接（電話対応含む。）対応）法律相談状況の推移をみると、図表1-(2)-⑩のとおり、平成22年度の段階では、調査した全ての自治体において、弁護士を活用した総合的な法律相談窓口及びあるいは専門的な法律相談窓口が開設されている。その開設数は平成13年度には190か所であったものが、22年度には329か所と139か所増加している。その内訳は、法律全般を扱う窓口が61か所、対象分野を特定した専門的な窓口が78か所増加しており、特に多重債務関係の窓口の増加が22か所と顕著であった。

【相談件数】

相談件数をみた場合、平成22年度は13年度に比較して、法律全般を扱う窓口での相談件数は18,630件、専門窓口の相談件数も25,379件減少している。（ただし、極端な例の住宅・建築の相談件数を除いた場合、4,217件の増加となる。）

個別窓口でみた場合、相談窓口数が減少しているのは交通事故法律相談のみであるが、これは交通事故件数の減少そのものにも関係すると推測される（注）。一方、多重債務については平成13年度には開設がなかったが、15年度に1か所、16年度から18年度は2か所、19年度に一举に12か所に増え、以降、20年度に16か所などと増加している。

この他、人権、犯罪被害、医療、公益通報については、いずれも13年度には開設が無かったが、平成15年度から19年度にかけて新設されている。

（注） 交通事故相談件数と交通事故件数の推移の関係についてみると、図表1-(2)-⑩のとおり、平成22年度の交通事故相談件数は1,613件で、平成13年度の3,292件から1,679件減少、率にして49.0%となっている。一方、同時期の全国の交通事案件数の推移をみると、平成22年度が4,863件で平成13年度の8,747件から3,884件減少、率にして55.6%となっている。

相談件数の増減傾向を内容別でみた場合、平成22年度の多重債務、消費生活相談件数は平成13年度と比較すれば増加しているが、ピーク時の件数からは減少している。

相談窓口数と相談件数の関係をみた場合、労働問題を扱う相談については、相談窓口数の増加率（3.7倍）に比し、相談件数の増加率（11.9倍）が顕著である。その他については、相談窓口数の増加率に応じた（あるいはその増加率より低い）相談件数の増加となっている。

図表 1 - (2) - ⑯ 実地調査対象自治体における弁護士活用型法律相談窓口・件数の推移
(単位：左欄＝相談窓口数（か所）、右欄＝相談件数（件数）)

種類	平成 13 年度		平成 22 年度		増減	
法律全般（注 3）	138	89,176	199	70,546	61	▲18,630
専門窓口 小計	52 (44)	50,837 (18,457)	130 (119)	25,458 (22,674)	78 (75)	▲25,379 (4,217)
女性・DV	14	2,908	35	3,388	21	480
多重債務	0	0	22	1,277	22	1,277
			参考 H20：1,898 件			
労働	3	76	11	906	8	830
住宅・建築（注 4）	8	32,380	11	2,784	3	▲29,596
消費生活	6	11,397	10	14,122	4	2,725
			参考 H19：20,238 件			
交通事故	11	3,292	9	1,613	▲2	▲1,679
障害者・高齢者	4	367	8	512	4	145
児童福祉	1	33	6	222	5	189
人権	0	0	5	95	5	95
外国人	3	217	4	219	1	2
企業-起業含む	2	167	3	133	1	▲34
犯罪被害者	0	0	2	106	2	106
医療	0	0	2	14	2	14
			参考 H18：41 件			
公益通報	0	0	2	67	2	67
			参考 H20：167 件			
合計 (注 5)	190 (182)	140,013 (107,633)	329 (318)	96,004 (93,220)	139 (136)	▲44,009 (▲14,413)

- (注) 1 当省の 58 自治体についての調査結果による。
 2 弁護士のみが相談員として市民からの法律相談に直接（電話対応含む。）対応し、かつ、相談件数の把握がなされているもののみを計上。
 3 同一自治体内の数カ所で開催されている場合、それぞれ 1 か所と計上。
 4 東京都の当該窓口では、平成 14 年度以降、取扱内容を絞ったため、件数が激減している。
 5 小計、合計の下段の（ ）内の数字は、住宅・建築相談を除いた数。
 6 参考の値は、それぞれの窓口での相談件数のピーク値を表す。

② 自治体の認識

実地調査した 58 自治体のうち 35 自治体は、法律相談には予算の制約から、ニーズが現状あるいは将来出てきたとしても、窓口の拡充強化は容易にはできないとの意見であった。また、2 自治体は「一度開設した窓口は、よほど相談件数が減少しない限り、閉鎖が困難」との意見であった。

このような予算の制約上、予約枠いっぱいまで相談があっても、それ以上増やせないといった事情もあるため、件数の伸びは横ばいでも、その件数だけで端的に需要の増加を把握することには限界がある。

そうした中、さほど相談件数が伸びていない窓口については、その原因として、「法律全般窓口での件数減は、当該自治体以外の様々な主体による様々な相談窓

口が開設され、相談者が分散しているのではないか」(19 自治体)、「過払関係の相談が落ち着いてきたため」(9 自治体)、「地方都市においては、人口減少・企業活動の低迷によると思われる」(2 自治体)などの意見があった。

なお、厳しい予算制約下ではあるが、法律相談件数が増加しているため窓口を拡充するとしたのは、調査対象の 58 自治体のうち名護市の 1 窓口(総合的な無料法律相談窓口)のみであった。

この他の自治体の窓口においては、仮に予約や受付件数が満杯で受け切れない相談については、同自治体内の他の窓口を紹介し、あるいは他機関(市や県、地元弁護士会、法テラスなど)の相談窓口を案内することで対処している。

実地調査対象の 58 自治体に対し、こうした法律相談で活用する弁護士の確保についての隘路を聞いたところ、窓口開設当初より地元弁護士会と、あるいは何らかの伝手で特定の事務所と契約がなされており、「現状で弁護士の確保に問題がある」といった声は皆無であった。ただし、1 自治体からは、「かつて、法律相談の需要が多かった頃、窓口を拡充したい(相談回数を増やす)と弁護士会に相談したところ、弁護士の確保が困難と断られたことがあったと聞いている」という回答もあった。

c 弁護士活動の拡大状況

推進計画では、今後、社会・経済の進展に伴い、法曹に対する需要が量的に増大するとともに、質的にも一層多様化・高度化していくことが予想されるとしたが、この 10 年で弁護士の活動がどれほど(量的・質的に)拡大してきたかを調査した。

(a) 被疑者・被告人国選弁護人等の増加

【弁護士数の推移】

被疑者国選弁護制度(注)が開始された平成 18 年頃には、弁護士数の少ない地方などでの対応態勢の整備が課題とされていたが、国選弁護人としての法テラスとの契約状況及び国選付添人の弁護士数の推移を調査した結果、図表 1-(2)-⑰のとおり、いずれも近年、大幅に増加している。国選弁護人の契約弁護士数は、平成 13 年が全国で 9,683 人であったものが、23 年 4 月には 19,566 人となっている。また、国選付添人については、平成 19 年が 654 人であったものが、23 年には 6,564 人となっている。ただし、図表 1-(2)-⑱の当番弁護士の登録状況の場合、平成 23 年と 13 年を比較すると、登録弁護士の増加が大きくないため、弁護士全体に占める当番弁護士の登録割合は 44.3%から 40.5%に低下している。

(注) 従来、被告人のみに国選弁護人が付されていたが、平成 18 年 10 月から、一定の重い刑罰が定められている事件について、被疑者に勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、被疑者のため弁護人を付さなければならないこととなった。

図表 1 - (2) - ⑰ - 1 国選弁護士登録・契約弁護士数の推移

(単位：人)

年月	全国合計	登録・契約者数最少	登録・契約者数最多
H13 5月	9,683 (登録割合 54.0%)	函館：20	東京3会：3,518
H19 4月	10,733 (契約割合 46.4%)	函館：22	東京3会：3,267
H21 4月	15,556 (契約割合 57.7%)	函館：26	東京3会：5,847
H23 4月	19,566 (契約割合 64.1%)	函館：33	東京3会：7,791

- (注) 1 日弁連、法テラス資料に基づき当省が作成した。
 2 平成 13 年については、国選弁護士登録者数。なお、名簿登録制度を取っていない単位弁護士会（長野、富山、福島、岩手）を除く。

図表 1 - (2) - ⑰ - 2 国選付添人弁護士登録者数の推移

(単位：人)

年	全国合計	最少	最多
H19 11月	654 (契約割合 2.8%)	(28 弁護士会が契約無し)	福岡県：116
H23 4月	6,564 (契約割合 21.5%)	函館・旭川：29	東京3会：791

- (注) 1 法テラス資料に基づき当省が作成した。
 2 同センターによる国選付添人制度は平成 19 年 11 月 1 日に運用開始。

図表 1 - (2) - ⑱ 当番弁護士登録者数の推移

(単位：人)

年月	全国合計	登録者数最少	登録者数最多
H13 5月	8,090 (登録割合 44.3%)	函館：18 鳥取：18	東京3会：2,158
H19 4月	9,829 (登録割合 42.5%)	函館：18	東京3会：2,775
H21 4月	10,806 (登録割合 40.1%)	函館：19	東京3会：2,695
H23 2月	12,356 (登録割合 40.5%)	函館：23	東京3会：3,471

- (注) 日弁連資料に基づき当省が作成した。

【事件受理件数の推移】

一方、事件受理件数の推移をみると、図表 1 - (2) - ⑲ のとおり、平成 22 年度の事件受理件数は、被疑者国選では対前年度比 115%と増加しているが、被告人国選では対前年度比 93%、付添人は同 77%と低下している。

なお、この点に関し、法テラスは、被告人国選弁護事件及び国選付添人事件の減少は、刑事事件及び少年事件の事件数の新受事件の減少に起因するものと推測され

るとしている。なお、これら事件数については、これまでの減少傾向からすると、今後もある程度減少することが予想されるが、社会経済情勢の変動による影響を受けて大きく増減し得るものであるため、必ずしも減少を続けるとは限らないとしている。

また、法テラスは、被疑者国選弁護事件の増加は、検挙件数は減少しているものの、各関係機関・団体の努力により、被疑者国選弁護制度の周知が図られた結果、同制度の利用を申し出る者の割合が増加したことに起因するものと考えられるとしている。

図表 1 - (2) - ⑱ 国選弁護・国選付添受理件数の推移

(単位：件)

区分	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	対前年度
国選弁護（被疑者）	6,775	7,415	61,857	70,917	115%
国選弁護（被告人）	71,305	69,756	74,658	69,634	93%
参考) 刑事事件数	1,344,417	1,239,958	1,214,022	1,161,089	96%
国選付添	210	533	552	423	77%
参考) 少年事件数	200,591	175,678	172,217	167,619	97%

- (注) 1 法テラス資料、司法統計に基づき当省が作成した。
 2 被疑者国選弁護の対象事件は、平成 21 年 5 月 21 日から拡大された。
 3 刑事事件数は同年度の既済事件数（全裁判所）の総数である。
 4 少年事件数は同年度の既済事件数（全家庭裁判所）の総数である。

【弁護人の付いた事件数の推移】

通常第一審の総事件数のうち国選弁護人の付いた件数を、平成 13 年度と 22 年度で比較すると、図表 1 - (2) - ⑳ のとおり、22 年度の件数は、全地方裁判所総数では 13 年度の 101.9%、簡易裁判所では 92.0%となっている。

これを地裁別に地裁・簡裁合わせた人員数でみると、東京高裁、福岡高裁、札幌高裁は減少、それ以外では増加となっている。なお、それぞれを弁護士 1 人当たりでみると、いずれの地裁でも減少している。

図表 1 - (2) - ⑳ 通常第一審事件の終局総人員一弁護関係別

(単位：人、%)

	平成 13 年度		平成 22 年度		
	人員	÷ 弁護士	人員	13 年度比	÷ 弁護士
全地方裁判所 総数	71,379	3.91	62,840	88.0	2.18
うち私選弁護人つき	18,486	1.01	11,317	61.2	0.39
うち国選弁護人つき	51,793	2.84	52,779	101.9	1.83
東京高裁管内	22,191	2.07	20,974	94.5	1.21
大阪高裁管内	9,406	2.70	11,179	118.8	2.22
名古屋高裁管内	4,720	4.04	5,131	108.7	2.71
広島高裁管内	2,558	4.57	2,511	98.2	2.67
福岡高裁管内	6,173	5.24	6,243	101.1	3.43

	仙台高裁管内	2,590	5.36	2,616	101.0	3.39
	札幌高裁管内	2,228	5.67	2,030	91.1	2.96
	高松高裁管内	1,927	7.01	2,095	108.7	5.15
	全簡易裁判所 総数	11,489	0.63	9,876	86.0	0.34
	うち私選弁護士つき	1,097	0.06	521	47.5	0.02
	うち国選弁護士つき	10,134	0.56	9,326	92.0	0.32
	東京高裁管内	4,119	0.38	3,679	89.3	0.21
	大阪高裁管内	1,332	0.38	881	66.1	0.17
	名古屋高裁管内	816	0.70	791	96.9	0.42
	広島高裁管内	717	1.28	862	120.2	0.92
	福岡高裁管内	1,579	1.34	1,447	91.6	0.79
	仙台高裁管内	787	1.63	1,014	128.8	1.31
	札幌高裁管内	448	1.14	360	80.4	0.52
	高松高裁管内	336	1.22	292	86.9	0.72

(注) 1 司法統計、日弁連資料に基づき当省が作成した。

2 「÷弁護士」とは、人員を管内弁護士数で除した数であり、弁護士1人当たり人員である。

3 弁護士数は、日弁連調べによる各年の各4月1日現在のものである。

【弁護士会の認識】

このように被疑者・被告人国選弁護士の契約や登録が進んだことについて、弁護士の増加によるものであると評価する弁護士会は実地調査対象 22 弁護士会のうち 9 会あった。また、若手弁護士で国選弁護事件を受任したいとの希望が多く、現状で十分対応可能あるいは飽和状態にあり事件数が足りないぐらいだとする単位弁護士会も 2 会あった。

一方、他の 1 会は、国選弁護人登録等が進んでいるのは、弁護士の増加による必然的な結果ではなく、弁護士会による支援制度・意識啓発活動の成果であるとしている。

(b) 任期付公務員の状況

司法制度改革においては、法曹が社会のニーズに積極的に対応し、公務を含む社会の様々な分野で幅広く活躍することを一つの理念としており、その一環として、法曹有資格者（司法試験合格者）が国家公務員（裁判官及び検察官を除く。）や地方公務員として活用されることが期待されているとされていた。

現状では、法曹有資格者を国家公務員として活用する形態としては、主に、i) 国家公務員採用試験による採用、ii) 経験者採用システム（新司法試験合格者を対象とした試験）による採用、iii) 特定任期付職員としての採用がある。

このうち、i) の国家公務員採用試験による採用者について、法曹資格の有無は不明であるが法科大学院修了生についてみると、図表 1-(2)-㉑-1 のとおり、I 種試験の場合、平成 18 年度が 4 人であったものが、23 年度には 22 人となり、18 年度から 23 年度の合計で 85 人、II 種試験の場合、19 年度は 8 人であったものが、23 年度には 38 人となり、19 年度から 23 年度の合計で 124 人採用されている。

ii) の経験者採用システムによる採用者は、図表 1 - (2) - ㉑ - 2 のとおり、平成 18 年度（制度創設時）から平成 23 年度までに 18 人となっている。

また、iii) 任期付職員法に基づく法曹有資格者の採用状況は、図表 1 - (2) - ㉑ - 3 のとおり、平成 23 年度の在職者数は 139 人と 13 年度の 13.9 倍、新規採用者数は 58 人と 5.8 倍となっている。

図表 1 - (2) - ㉑ - 1 国家公務員採用試験の法科大学院修了者数の推移

(単位：人)

年度		18	19	20	21	22	23	計
I 種	申込者数	162	236	365	495	647	653	2,558
	合格者数	26	65	87	71	92	93	434
	採用者数	4	11	18	19	11	22	85
II 種	申込者数	-	181	328	524	757	823	2,613
	合格者数	-	26	58	89	115	142	430
	採用者数	-	8	15	25	38	38	124

(注) 1 人事院資料に基づき当省が作成した。

2 採用者数は I 種については翌年度採用者数、II 種については名簿失効時の数、また平成 23 年度についてはいずれも 23 年 10 月現在の内定者数である。

図表 1 - (2) - ㉑ - 2 新司法試験合格者対象の経験者採用実施状況

(単位：人)

年度	18	19	20	21	22	23
申込者数	8	31	71	94	74	105
合格者数	1	3	2	4	4	6
採用者数	1	2	2	3	4	6
採用府省数	1	2	2	3	3	4

(注) 1 人事院資料に基づき当省が作成した。

2 採用者数のうち平成 23 年度については、24 年 1 月現在の内定者数である。

図表 1 - (2) - ㉑ - 3 任期付職員法に基づく法曹有資格者の採用状況（国家公務員）

(単位：人)

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
在職者数	10	20	36	55	59	63	73	96	105	115	139
新規採用者数	10	13	29	32	27	35	39	51	50	46	58

(注) 1 人事院資料に基づき当省が作成した。

2 在職者数は各年の年末時点であり、新規採用者数は年度の数である。

3 平成 23 年度の新規採用者は平成 23 年 12 月末現在の数である。

(c) 企業内弁護士の増加

① 企業内弁護士数の推移

企業内弁護士数の推移を単位弁護士会別に調査した結果、図表 1 - (2) - ㉒ のとおり、平成 13 年に 64 人であったものが、23 年には 588 人となっている。

全弁護士に占める企業内弁護士の割合は、平成13年の0.1%から23年の1.9%に増加している。

企業内弁護士は、特に本社のある東京・大阪に集中しているが、平成15年に愛知、広島、仙台、16年に京都と年々、地方都市にも出現してきており、現在、全国21（東京3会、大阪、愛知、兵庫、京都、三重、神奈川、静岡、群馬、岐阜、茨城、埼玉、千葉、富山、広島、島根、福岡、佐賀、鹿児島）の単位弁護士会において企業内弁護士が登録されている。

図表1-(2)-② 弁護士の企業勤務者（企業内弁護士）数の推移（単位弁護士会別）

（単位：人、％）

年	H13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
東京	62	77	84	103	113	150	167	239	314	384	515
大阪	2	2	3	3	3	6	9	17	20	25	35
愛知	0	0	1	1	0	0	0	1	2	3	6
兵庫	0	0	0	0	0	1	2	2	3	3	5
京都	0	0	0	1	2	3	3	1	3	3	5
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	4
神奈川	0	0	0	0	1	2	2	1	1	2	3
広島	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
静岡	0	0	0	0	1	1	1	1	2	2	2
仙台	0	0	1	1	1	1	1	1	1	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	1	3	4	9	12
計	64	79	90	110	122	165	187	267	354	435	588
対前年	-	123.4	113.9	122.2	110.9	135.2	113.3	142.8	132.6	122.9	135.2
比率	0.4	0.4	0.5	0.5	0.6	0.7	0.8	1.1	1.3	1.5	1.9
参) GDP	0.2	0.3	1.4	2.7	1.9	2.0	2.4	-1.2	-6.3	4.1	-0.3

(注) 1 日本組織内弁護士協会の資料に基づき当省が作成した。

2 平成13年は9月、14年～16年は3月、17年は5月、18年は12月、19年～21年は6月、22年は7月、23年は6月のものであるが、調査月中の変動等による誤差を含む可能性がある。

3 東京は東京3会の合計人数である。

4 勤務先の企業所在地を事務所所在地として日弁連に登録している弁護士のみを計上した。

5 対象には株式会社、相互会社、外国会社の日本支社、特殊法人、公益法人、事業組合、学校法人、国立大学法人等を含む。

6 図表中の比率は、企業内弁護士の全弁護士に占める割合

7 参考に示した GDP 欄は、我が国の国内総生産の実質成長率を示す。（出典：OECD “Economic Outlook” 2011.12）2011年の値は見込み。

② 経営法友会調査（採用状況と今後の採用意欲等）

【概要】

経営法友会（注）では、法務部門の現況について、5年ごとにその実態を調査している。最新の調査は平成22年4月～6月にかけて、会員企業1,037社及びその他証券取引所上場会社等5,073社を対象にアンケートを実施、1,035社（16.9%）から回答を得ており、詳細は次項のとおりである。

なお、回答のあった企業の業種は、最も多いのが製造業（539社）、次いでサービス業（291社）、商業（121社）、金融業（84社）となっている。

（注） 経営法友会は、企業法務実務担当者の情報交換の場として、法人単位で企業内の法務担当者によって組織されており、現在の会員数は1,000社を超えている。

【社員等としての弁護士在籍状況】

役職別での弁護士の在籍状況を平成12年、17年、22年の調査で比較すると、図表1-(2)-㉓-1のとおり、社員として在籍している社の比率が大幅に伸びており、22年は社数・人数とも17年の2.5倍以上の増加となっている。

図表1-(2)-㉓-1 弁護士の在籍状況（役職別）

（単位：％、社）

区分	H12 調査		H17 調査		H22 調査	
	比率	社数 (人数)	比率	社数 (人数)	比率	社数 (人数)
社員	23.6%	25社 (39人)	38.1%	37社 (68人)	63.8%	95社 (182人)
取締役	2.8%	3社	12.4%	12社	12.8%	19社
執行役	-	-	2.1%	2社	2.0%	3社
監査役	75.5%	80社	57.7%	56社	38.9%	58社
計		106社		97社		149社

- （注） 1 経営法友会資料に基づき当省にて作成した。
 2 それぞれの割合は、企業内弁護士が在籍している社（計）に対する割合である。
 3 社員の社数の下段の（ ）内の数字は、採用されている弁護士数を示す。

業種別での社員等としての弁護士の在籍状況を平成17年と22年で比較すると、図表1-(2)-㉓-2のとおり、いずれの業種でも増加しているが、特に金融業での増加が多くなっている。

図表1-(2)-㉓-2 弁護士の在籍状況（業種別）

（単位：％、社）

区分	H17 調査		H22 調査	
	比率	社数	比率	社数
製造業	7.2%	42社	11.9%	64社
商業	10.3%	15社	14.9%	18社
金融業	18.2%	16社	34.5%	29社
サービス業	8.9%	24社	13.1%	38社
計	8.9%	97社	14.4%	149社

（注） 経営法友会資料に基づき当省にて作成した。

【弁護士の採用意欲】

法務部門での弁護士採用の意欲を尋ねた結果を平成17年と22年で比較したところ、図表1-(2)-㉓-3のとおり、採用に前向きな社の割合は、13.1%から11.1%へ低下し、一方、応募があれば検討するとした社の割合が50.1%から

40.7%と低下している。

これを資本金規模別で見ると、500億円以上の企業と500億円未満の企業の採用意欲に相違がみられる。資本金500億円以上の企業は採用に前向きな社が前回の19.4%から25.1%（4社に1社）と上昇しているが、500億円未満の企業は11.6%から7.8%と低下している。一方、応募があれば検討するとした企業の割合は、500億円以上の企業、未満の企業ともに低下している。採用するつもりはないとした企業は、500億円以上の企業では22.4%から19.4%に低下しているのに対し、500億円未満の企業では32.9%から33.7%となっている。

このように、弁護士の採用意欲が高いのは、資本金500億円以上の企業であり、500億円未満の企業については、5年前の調査より採用意欲が低下している。

図表1-(2)-㉓-3 弁護士の採用意欲（全体、資本金別）

（単位：％）

区分	H17 調査	H22 調査
全企業		
- 是非採用したい	1.3 (13社)	3.0 (28社)
- できれば採用したい	11.8 (116社)	8.1 (76社)
- 応募があれば検討	50.1 (491社)	40.7 (382社)
- 採用するつもりはない	31.1 (305社)	31.0 (291社)
- 無回答	5.7 (56社)	17.2 (161社)
資本金500億円以上企業		
- 是非採用したい	3.0	9.7
- できれば採用したい	16.4	15.4
- 応募があれば検討	54.5	46.9
- 採用するつもりはない	22.4	19.4
- 無回答	3.6	8.6
資本金500億円未満企業		
- 是非採用したい	0.9	1.4
- できれば採用したい	10.7	6.4
- 応募があれば検討	49.3	39.4
- 採用するつもりはない	32.9	33.7
- 無回答	6.2	19.0

（注） 経営法友会資料に基づき当省で作成した。

③ 企業内弁護士数の増加に関する関係者認識

（単位弁護士会の認識）

実地調査の対象とした22単位弁護士会のうち8会からは、企業に対して弁護士雇用の働きかけを行っているが、相手側企業と接触した際に聞かれた事あるいは感触としては、「企業は顧問弁護士で十分としている」、「顧問弁護士や取締役などへの弁護士活用には、ベテラン弁護士が望まれ、法曹人口の拡大とは関係しない」、「企業としては、若い弁護士を自社のカラーに育てたいようだ」、「日系企業としては一年目の若い弁護士は雇用したがる傾向がある」など、多様な意見が聞

かれている。

「企業内弁護士が増加した」と評価しているのは3会ある。一方、「増加はしているものの、弁護士増に比すれば、それほど増加しているとは言えない」としたものが5会、「企業での採用増に向けて活動しているものの、増加していない」と回答したものが4会であった。

その他は採用に向けた活動の有無は不明であるが、「増加していない」と企業内弁護士の増加状況に関して懐疑的であったのが8会あった。

(経営法友会の認識)

経営法友会において、企業内弁護士数の推移について認識を聞いたところ、i) 企業の法務担当部門としては弁護士(有資格者)に限らず法的知識を持つ者の採用ニーズが高まってきていること、ii) バブル以降の様々な経済危機を経ても、図表1-(2)-⑱のとおり企業内弁護士数は増加していることからして、企業内弁護士が今後とも増加するとの見解が示された。

d 法曹人口拡大の効果に関する関係者認識

以上のように法曹人口が拡大するに伴い、ゼロ・ワン地域の解消、国選弁護人等の契約数の大幅な増加、企業内弁護士の大幅増加などがみられているが、総体的にみて、これら法曹人口の拡大効果を、弁護士会、自治体及び個々人の法曹関係者並びに利用者である国民はどのように評価をしているかを調査した結果は次のとおりである。

(a) 日弁連の認識

日弁連としては、平成21年3月の「当面の法曹人口のあり方に関する提言」において、大幅に法曹人口が増加してきたことに、日弁連の取組が伴って、地域的偏在は改善されつつあり、裁判員裁判・被疑者国選を支える態勢も整備されたとしている。ただし、弁護士の過疎・偏在問題は、単に弁護士の増加によってのみ解消されたものではなく、また、国選弁護人の対応態勢強化も各弁護士会の積極的な取組によるものとされており、いずれも、法曹人口の拡大のみによってなされたものではないとしている。

(b) 弁護士会の認識(実地調査結果)

実地調査した22単位弁護士会に対し、弁護士増により市民の法的サービスへのアクセスが改善されたかどうかを尋ねたところ、市民の法的サービスへのアクセスが改善されたとする弁護士会が7会あったのに対し、7会は、弁護士増と市民の法的サービスへのアクセスの改善は直接関係がないとした。

なお、司法の充実のためには、弁護士の増加だけでなく、裁判官の常勤態勢、裁判所・検察庁の地方支部の充実などが必要とする弁護士会が7会あった。

(c) 自治体の認識(実地調査結果)

上記a(b)①弁護士偏在の是正状況に関する関係者の認識でも示したとおり、過去

あるいは今日に至るまで弁護士がいなかった市においては、域内の弁護士数の動向に注目し、現状維持あるいは増加について期待しているとの意見も示された。しかし、こうした地域も含め、全国レベルでの弁護士人口の増加について認識していない自治体の担当者が多く、弁護士人口が増加したことの具体的効果を挙げる自治体は調査対象の中には皆無であった。（その一方で、調査対象の 58 自治体のうち 1 自治体からは、「かつて、相談が多かった頃、窓口を拡充したい（相談回数を増やす）と弁護士会に相談したところ、弁護士の確保が困難と断られたことがあったと聞いている」という回答もあった。）

なお、3 自治体からは、「市内に 1 事務所しかないなど、市民の利便性からみたら、まだ不十分だと思われるので、増えた方が望ましい」という回答があり、4 自治体からは、「弁護士が増えて競争が激しくなり、結果、料金が安くなるメリットが出れば望ましい」、16 自治体からは「女性相談に対応できる女性弁護士の増加や、特定の専門分野に強い弁護士の登場を望む」という回答と併せて、「どんな弁護士でもよいから人数さえ増えればよいというのではない」との回答もあった。

(d) 経営法友会の認識

企業側として法曹人口の拡大による効果を尋ねたところ、弁護士の専門化が進み、以前からあったことではあるが、場面に応じて最適な者を使い分けることが、一層進んだことがメリットであるとした。

一般企業としては、従来から、契約している顧問弁護士に加え、案件に応じてその都度、専門の弁護士を使うのが通例であるが、こうした弁護士の専門性が更に細分化・深化されてきている感覚があるとしている。特に、多くの弁護士を抱える大手事務所の場合、競争が激化する中、専門化に力を注いでおり、そのことを盛んにアピールする社もあるといった状況があるとしている。

また、法曹人口が拡大し、様々なところに法曹が入りサービスを提供できる状態になっていれば、社会全体の法律知識・意識のレベルが上がる。そうなると、現状では、弁護士との雇用・顧問契約は少ない中小企業も、海外に進出せざるを得なくなる近い将来を考えれば、当然に起こりうる海外での法的紛争に対しても、スムーズに対応が可能になるのではないかと、としている。

(e) 法曹関係者の認識（意識調査結果）

法曹人口拡大による効果について、専任教員、新弁護士、旧弁護士に尋ねた結果、図表 1 - (2) - ④のとおり、「①司法制度を支える体制が充実し、国民が弁護士に法的相談がしやすくなるなど、国民の法的サービスへのアクセスが拡充した。」という項目については、「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と肯定する者は、専任教員が 8 割弱、新弁護士が 7 割強、旧弁護士が 6 割弱である。

「④裁判が迅速に行われるようになった。」という項目については、新弁護士は 8 割程度、旧弁護士は 9 割弱が「そう思わない」、「どちらかと言えばそう思わない」と回答している。

図表 1 - (2) - ④ 法曹人口拡大による効果についての認識－法曹関係者回答

(単位：%)

質問項目	そう思う	どちらかと言え ばそう思う	ない	どちらかと言え ばそう思わ	そう思わない	わからない
①司法制度を支える体制が充実し、国民が弁護士に法的相談がしやすくなるなど、国民の法的サービスへのアクセスが拡充した。						
専任教員	33.5	46.0	5.5	10.0	4.0	
新司法試験を経た弁護士	26.9	47.3	8.5	11.0	5.8	
旧司法試験を経た弁護士	18.0	41.0	13.7	21.9	4.5	
②国民が弁護士を選べるようになった。						
専任教員	15.0	37.0	16.0	22.5	7.0	
新司法試験を経た弁護士	14.3	34.1	18.3	27.8	5.4	
旧司法試験を経た弁護士	8.4	23.0	18.6	44.1	4.7	
③潜在していた我が国社会の法的需要の発掘が進んできた。						
専任教員	8.0	32.5	27.0	26.5	5.0	
新司法試験を経た弁護士	3.7	21.8	20.0	46.7	7.7	
旧司法試験を経た弁護士	1.7	10.5	19.3	61.7	5.6	
④裁判が迅速に行われるようになった。						
専任教員	11.5	35.5	20.0	24.0	7.0	
新司法試験を経た弁護士	0.7	10.8	20.0	55.1	12.8	
旧司法試験を経た弁護士	1.1	6.5	17.3	69.3	4.7	
⑤検察官が増えたことで刑事司法が円滑に運用されるようになった。						
専任教員	3.5	14.0	29.0	35.0	16.5	
新司法試験を経た弁護士	0.1	1.8	15.6	69.3	12.8	
旧司法試験を経た弁護士	0.1	2.0	14.1	71.3	11.2	
関連自由記載						
法曹人口拡大による法的サービスへのアクセス改善を肯定						
例①：人口増による競争激化で、法的サービスの内容・報酬額等の面で工夫する弁護士が増加。法的サービスが市民や企業のニーズに合わせて多様化してきた。				専任教員、新弁護士、 旧弁護士 計 9 件		
例②：人口増による競争激化で、弁護士が積極的に広告等で露出する傾向が強まった結果、国民が弁護士にアクセスしやすくなり、また比較検討できる状況になった。						
法曹人口拡大による法的サービスへのアクセス改善に疑問・否定						
例①：アクセスが充実した感はあるが、それは制度の新設や弁護士会・法テラスの努力等によるものであり、法曹人口の増加とは				専任教員、新弁護士、 旧弁護士		

<p>関係がない。</p> <p>例②：法曹人口が増えても、経済的に法的サービスを受けられない者や、敷居が高いと感じる者、アクセスする術を知らない者がまだまだ多い。</p>	計 26 件
法曹人口拡大による潜在的需要の発掘・拡大等を否定	
<p>例①：企業や公的機関で働く弁護士は増加したが、「弁護士の活動領域が拡大」したといえる程のものではない。職域拡大には、人口以外の様々な障害要因があり、改善が進んでいるとは思わない。</p> <p>例②弁護士、弁護士会による更なる努力、法曹界全体の意識改革も必要。</p> <p>例③：そもそもそれほど「潜在的需要」が無かった。</p>	<p>専任教員、新弁護士、旧弁護士</p> <p>計 78 件</p>
国民が弁護士を選べるようになったことを否定	
<p>例①：仮に国民が弁護士を選べるようになったとしても、それは宣伝広告の自由化による影響が大きく、法曹人口の拡大との関係性は不明。</p> <p>例②：宣伝広告につられ、実際に相応しい事務所にたどりついているかどうかは疑問。一生に1～2回弁護士に依頼することがある程度の市民は、弁護士を正しく選べるとは思えない。</p>	<p>新弁護士、旧弁護士</p> <p>計 42 件</p>

(注) 1 当省の意識調査結果による。

2 自由記載に関しては、一人の回答者がいくつもの意見を述べている場合、それぞれ1件と計上している。

(f) 国民の認識（意識調査結果）

法曹人口拡大による効果について、意識調査において国民に尋ねた結果は、図表1－(2)－㉔のとおりである。

「以前と比べて特に変化が感じられない」との項目に「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と回答した者は合わせて58.1%となっている。

また、一般に弁護士増による効果に挙げられる「①身近なところに弁護士がいるようになり、相談しやすくなった。」、「②地方公共団体等の法律相談窓口が拡充し、利用しやすくなった。」、「③弁護士の競争が生じてサービス向上や費用の低廉化が進んだ。」との項目については、5割程度が否定（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）、2～3割が「分からない」、2～3割が肯定（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）と回答している。

なお、意識調査において、この問とは別に、政府の法曹人口の拡大方針に関する認知度を調べたところ、図表1－(2)－㉕のとおり、「知っている」とした者が全体の10.8%であったのに対し、「知らない」と回答した者は34.5%であった。

ものと思われる。例えば、今般の震災に対し、弁護士会が被災地に 300 人規模の弁護士を派遣し、臨時の会場を設け、短時間に多くの相談を受けることができたというのも、法曹人口の拡大あってのものではないかとしている。

国選弁護人契約弁護士は増えてきており、弁護士の少ない地域においても、これまで必要な弁護士が付けられなかったこともなく対応ができていますが、今後の更なる充足の必要性については、犯罪件数の推移などをみる必要があるとしている。

また、組織内弁護士など活動領域の拡大については、フォーラムで検討していく課題であるとしている。

(イ) 法曹人口拡大によるその他の影響

法曹人口拡大の根拠として、審議会意見では経済・金融の国際化の進展、人権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等への対処、知的財産権、医療過度、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加などが挙げられていたが、予見された事象、法的需要はその後どのように推移してきたかを調査した。

a 裁判・調停に関する法曹需要

(a) 概要

全裁判所の新受件数は、平成 13 年度が約 563.2 万件、22 年度は約 431.8 万件であり、これを単純に弁護士 1 人当たりになると、13 年度が約 308.7 件、22 年度が約 149.8 件となる。

ただし、全ての裁判に弁護士が関与するわけではないため、実際の関与状況をみるため、弁護士の選任状況が分かる裁判・調停件数だけ抜き出してみると（注 1）、図表 1 - (2) - ㉗のとおり、13 年度は関与件数が約 32.6 万件、22 年度には関与件数が約 49.0 万件と増加している。これを弁護士 1 人当たりでみる（弁護士関与件数を弁護士数で除す）と、平成 13 年度は弁護士 1 人当たり約 18 件であるが、22 年度は約 17 件とわずかばかり減少している。

なお、事件総数の増加の多くを占める民事事件は、過払金返還請求訴訟が多く含まれると指摘されているが（22 年度の場合、482,661 件(54%)程度が当該案件と推計される（注 2））、当該案件は貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 115 号）の施行により、グレーゾーン金利が撤廃され過払金を発生させない仕組みになったため、事件そのものが消滅するとの指摘が日弁連からあった。

（注）1 ここでは、民事・行政・刑事・家事・少年事件の第一審、控訴、上告の既済・終局事件のうち、弁護士選任状況が明らかになっているものの、事件数及び弁護士関与件数のみを計上している。

2 推計の仕方は、全簡易裁判所「第一審通常訴訟既済事件数」の「金銭を目的とする訴え」のうちの半数（種類別統計のある平成 9 年、10 年の傾向から推計）を「貸金」として 30 万 5,316 件、全簡易裁判所「少額訴訟既済事件数」の「金銭を目的とする訴えのうちの貸金」1,396 件、全地方裁判所「第一審通常訴訟既済事件数」の「金銭を目的とする訴えのうちのその他」の 17 万 5,949 件を合計したものの。

図表 1 - (2) - ㉔ 裁判・調停件数と弁護士関与件数の推移

(単位：件、%)

		平成 13 年度			平成 22 年度		
		事件総数	弁護士関与件数	弁護士関与率	事件総数	弁護士関与件数	弁護士関与率
		[a]	[b]	[b/a]	[a]	[b]	[b/a]
参考	全裁判所 新受件数	5,632,117	-	-	4,317,903	-	-
	÷ 弁護士数	308.7	-	-	149.8	-	-
	民事事件	492,469	173,494	35.2	898,034	343,427	38.2
	民事調停	362,912	40,754	11.2	90,875	24,781	27.3
	行政事件	2,594	2,000	77.1	3,510	2,664	75.9
	刑事事件	90,497	87,654	96.9	79,572	78,691	98.9
	家事事件	66,485	18,112	27.2	77,990	32,763	42.0
	少年事件	79,998	4,068	5.1	53,632	7,248	13.5
	総 数	1,094,955	326,082	29.8	1,203,613	489,574	40.7
	H13=1	1	1	-	1.10	1.50	-
	÷ 弁護士数	60.0	17.9	-	41.8	17.0	-

(注) 1 裁判所データブック、最高裁判所「司法統計」に基づき当省が作成した。

2 参考数値以外は、民事・行政・刑事・家事・少年事件の第一審、控訴、上告（刑事事件については上告審を含まない）の既済・終局事件の弁護士選任状況が明らかになっているものの「事件数」及び「弁護士関与件数」の計上である。

3 弁護士関与件数は、「双方」、「一方」に弁護士が付いた件数をそのまま計上しており、一件当たりの弁護士選任数ではない。

4 最下段の「÷ 弁護士数」とは、件数（事件総数及び弁護士受任件数）を同年度 4 月 1 日現在の法曹人口（H13 が 18,246 人、H22 が 28,828 人）で除した数。即ち、弁護士 1 人当たりの件数を示す。

(b) 事件数の増加等に関する関係者の認識

(日弁連、単位弁護士会の認識)

事件数の増加に関して日弁連に認識を尋ねたところ、「近年の司法試験合格者数の増大により、弁護士数は約 1 万人増加したが、現時点では司法制度改革審議会意見が予測した弁護士増に匹敵するほどの需要の増加を事件数の動向からは認めることはできない。」としている。

また、実地調査した 22 単位弁護士会のうち 13 会においては、「弁護士の急増と匹敵するほど事件数・受任件数は急増していない」「事件数、受任率は伸びていない或いはむしろ減少している」「民事通常事件が増加しているが、過払金返還請求が大半」など、事件数・受任率の拡大については否定的な意見が多い。

(法テラスの認識)

法テラスによれば、事件数（特に民事事件）については、景気動向や、国民の権利意識の変化、地域や家族のつながりなどといった社会的な要因や、法律制度を反映して変化しているものと考えられるため、その要因を一つに特定することはでき

ないとしている。

なお、法曹人口を拡大したことにより、その影響の大きさはこれら要因との兼ね合いもあるが、対応できる事件数は増加したと思われるとしている。

また、今後の動向については、法曹人口が拡大すれば、訴訟以前の対応態勢がより充実し、法律専門家同士で訴訟までに至らずに解決されるものもあり、その場合、訴訟件数は伸びないが、一方で、これまで事件化されずにきたような潜在的な紛争が法律専門家により対処されるようになった場合は、訴訟件数は増える場合もあると思われる、としている。

b 専門的知見を要する分野の法曹需要

(a) 専門的知見を要する分野の法曹需要の動向の概要

専門的知見を要する分野の需要動向を端的に表すデータは無いため、一例として民事事件の第一審通常訴訟既済事件数（事件の種類別）の動向から把握することとし、全地方裁判所の第一審通常訴訟既済事件数に関し、事件総数、弁護士関与件数、弁護士関与率及び増加率について平成16年度と22年度を比較した(注)。その結果、図表1-(2)-㉔のとおり、平成16年度から22年度にかけての事件数は14万8,706件から22万7,435件で1.62倍、弁護士関与件数は11万8,192件から17万4,524件で1.58倍となっており、同年（平成16年から22年）の法曹人口の拡大（2万4,130人→3万3,401人=1.38倍）以上の増加となっている。なお、事件総数、弁護士関与件数をそれぞれの時点の弁護士数で除し、弁護士1人当たりの事件数で見ると、総数が平成16年度の7.35件から22年度の7.89件、弁護士関与事件数は5.84件から6.05件と僅かに増加している。

事件数及び弁護士関与件数の増加状況を見ると、金銭を目的とする訴え、また、そのうちの「その他」（事件数約2.0倍、関与件数約1.9倍）、「労働関係」（事件数約1.4倍、関与件数約1.5倍）、「建築関係」（事件数約1.2倍、関与件数約1.2倍）、「医療関係」（それぞれ約1.2倍）となっている。金銭を目的とする訴え以外では、労働に関する訴えの件数、弁護士関与件数がそれぞれ約2.9倍と増加している。

最も事件数の多い「金銭に関する訴え—その他」（民事事件全体に占める割合は、平成16年度が事件総数・弁護士関与件数とも61%で、22年度は事件総数・弁護士関与件数ともに77%）には、過払案件が分類されるが、これは平成18年、19年の最高裁判決を受けて事件数が上昇したもので、当該案件は、現在、収束に向かっているため、今後は件数が減少していくことが、いくつかの単位弁護士会、日弁連等より指摘されている。

労働案件の増加要因としては、「労使関係者の労働法令遵守意識の低さ、厳しい雇用情勢、非正規雇用労働者の増加等の雇用形態の多様化、労組の組織率の低下による紛争予防機能の低下」などが指摘されており（「個別労働紛争解決制度の多様化と今後への期待」平成18年4月 21世紀政策研究所（経団連））、裁判によらずに解決する制度も整えられているが（労働審判法（平16法45）など）、紛争は増加傾向にある。

(注) 民事事件の第一審通常訴訟既済事件数の動向について、本来は平成13年度と22年度で比較すべきところ、平成13年当時は種類別の事件数の詳細が公表されていないことから、平成16年度と22年度とを比較している。

図表1-(2)-㉔ 第一審通常訴訟既済事件数(全地裁):平成16年度、22年度の事件総数、弁護士関与件数、関与率及び増加率

(単位:件数、関与率(%))

種類	平成16年度			平成22年度		
	a事件 総数	b弁護士 関与 件数	弁護士関 与率 (b/a)	a事件 総数	b弁護士 関与 件数	弁護士関 与率 (b/a)
人事目的	8,282	7,938	95.8	4	4	100.0
金銭目的	94,756	76,348	80.6	181,989 (192)	140,121 (184)	77.0
建築	2,168	1,920	88.6	2,645 (122)	2,409 (125)	91.1
医療	719	712	99.0	896 (125)	875 (123)	97.7
公害	66	62	93.9	53	50	94.3
労働	1,492	1,328	89.0	2,125 (142)	1,976 (149)	93.0
知財	320	311	97.2	321 (100)	314 (101)	97.8
その他	89,991	72,015	80.0	175,949 (196)	134,497 (187)	76.4
建物目的の訴え	27,773	17,993	64.8	28,954 (104)	19,663 (109)	67.9
土地目的	10,005	8,961	89.1	8,101	7,323	90.4
労働に関する訴え	274	263	96.0	796 (291)	772 (294)	97.0
知財	201	200	99.5	165	161	97.6
公害	14	14	100.0	7	6	85.7
その他	7,351	6,475	88.1	7,418	6,484	92.3
総数	148,706	118,192	79.5	227,435 (162)	174,524 (158)	76.9
÷弁護士数	7.35	5.84	-	7.89	6.05	-

- (注) 1 最高裁判所「司法統計」に基づき当省が作成した。
 2 22年度の括弧内の数字は16年度との比較(16年度を100とした場合)。なお、総数の括弧内数字は、総数から人事を目的とする訴えを除いて計算している。
 3 弁護士関与件数は、「双方」、「一方」に弁護士が付いた件数をそのまま計上しており、1件当たりの弁護士選任数ではない。
 4 最下段の「÷弁護士数」とは、件数(事件総数及び弁護士受任件数)を同年度4月1日現在の法曹人口(H16が20,240人、H22が28,828人)で除した数。即ち、弁護士1人当たりの件数を示す

(b) 知的財産権関係事件

知的財産権関係の民事行政事件新受件数については、知財高裁が平成17年4月1日に設立されたことから、翌18年度と22年度の推移をみると、図表1-(2)-㉑のとおり、22年度の知財高裁総数(866件)は18年度(926件)の約0.9倍、全高裁(116件)は18年度(126件)の0.9倍、全地裁(605件)は18年度(542件)の1.1倍となっている。知財高裁、全地裁については、前年度比をみると過去2年(平成21年度、22年度)は増加傾向にあり、22年度の場合、知財高裁は前年度比1.1倍、全地裁は同1.2倍となっている(注)。

(注) 現在、知財関係のうち、技術系訴訟事件(特許権、実用新案権、半導体集積回路の回路配置利用権、プログラムの著作物についての著作権者の権利に関する事件)の第一審は東京地方裁判所または大阪地方裁判所の管轄に属し、この控訴事件は東京高等裁判所の「特別の支部」である知的財産高等裁判所(以下「知財高裁」という。)が全国の事件を全て取り扱うこととなっている。また、非技術系訴訟事件(意匠権、商標権、著作権者の権利(プログラムの著作物についての著作権者の権利を除く。)、出版権、著作隣接権、育成者権、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴えに関する事件)の第一審は全国の地方裁判所の管轄に属し、この控訴事件については第一審を取り扱った各地方裁判所に対応して全国8か所にある高等裁判所が管轄を有す。

図表1-(2)-㉑ 知財関係の民事行政事件新受件数の推移

(単位：件)

年度		平成16	17	18	19	20	21	22	対前年	対18年
知財高裁	民事	-	221	194	244	203	196	278	1.4	1.4
	行政	-	1,003	732	602	595	605	588	1.0	0.8
	総数	-	1,224	926	846	798	801	866	1.1	0.9
全高裁	金銭うち知財	72	97	63	76	64	70	84	1.2	1.3
	金銭除く知財	60	105	63	61	62	51	32	0.6	0.5
	総数	132	202	126	137	126	121	116	1.0	0.9
全地裁	金銭うち知財	305	246	240	182	219	211	329	1.6	1.4
	金銭除く知財	266	295	302	286	240	287	276	1.0	0.9
	総数	571	541	542	468	459	498	605	1.2	1.1

- (注) 1 最高裁判所「司法統計」に基づき当省が作成した。
 2 知財高裁の数値には、控訴事件の他、雑事件や上告受理申し立て等の新受件数も含まれており、また、全高裁の数値と一部重複する部分がある。
 3 知財高裁の平成17年度の数値には、知財高裁の設立に伴い東京高裁から回付された事件が含まれる。
 4 全高裁の数値は、控訴審通常訴訟事件の新受件数である。

(c) 国際的知見を有する法曹への需要動向

① 国際的知見を有する法曹の必要性

審議会意見においては、i) 通商国家、科学技術立国として、内外のルール形成、運用の様々な場面での法曹の役割の重要性が一段と強まること、ii) 知的財産権の保護を始め、高度な専門性を要する領域への的確な対応が求められること、iii) 国際社会に対する貢献として、アジア等の発展途上国に対する法整備支援を推進していくことが必要であり、こうした役割を果たす法曹が必要とされた。

② 法曹需要に関連する企業国際活動や外国人事件の動向

【日本企業の海外事業活動調査】

経済産業省の「海外事業活動基本調査」では、毎年度末（3月末）時点に海外に現地法人を有する我が国企業を対象として調査票が郵送され、この回答により我が国企業の海外事業活動の実態を把握している。

経済産業省によれば、各調査年度における調査対象数、回収率の違いがあるので、各年を単純に比較できないとしているが、図表1-(2)-㉔-1のとおり、対象法人数にしても、現地法人数にしても、急激な変化をしているものはない。平成21年度段階で海外現地法人数は1万8,000社を超えており、調査対象数、回収率の違いなどを無視すれば、毎年増加傾向にある。新規設立現地法人数は毎年300以上、解散・撤退法人数も平成17年度以降は新規設立法人数と同程度（平成21年度に限れば、新規設立法人数の2倍以上）となっている。

図表1-(2)-㉔-1 現地法人数、新規設立・撤退現地法人企業数

(単位：社)

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21
対象数	3,371	3,741	4,060	4,377	4,564	4,663	4,948	5,718	6,001
現法数	12,476	13,322	13,875	14,996	15,850	16,370	16,732	17,658	18,201
新規数	734	836	802	753	495	424	409	364	310
撤退数	431	700	602	538	561	470	449	472	659

- (注) 1 「海外事業活動基本調査」(経済産業省)に基づき当省が作成した。
 2 図表中「対象数」は、調査対象となった本社企業数を示す。
 3 同「現法数」は、毎年度末における現地法人数を示す。
 4 同「新規数」は、各年度内に新規に設立された現地法人数を示す。
 5 同「撤退数」は、各年度内に進出先から解散・撤退した現地法人数を示す。
 6 経済産業省によれば、各調査年度における調査対象数の違い、回収率の違いがあるので、各年を単純に比較できないとしている。

【外資系企業動向調査】

経済産業省の「外資系企業動向調査」では、毎年度末（3月末）時点に日本国内にある外資系企業を対象として調査票が郵送され、この回答により我が国における外資系企業の経営動向を把握している。

経済産業省によれば、各調査年度における調査対象数、回収率の違いがあるので、各年を単純に比較できないとしているが、図表1-(2)-㉔-2のとおり、対象企業数、国内の外資系企業数は減少傾向にある。国内の外資系企業数は21年度には2,800社弱となり、対象企業数や回収率の違いなどを無視すれば、平成19年度をピークに減少傾向にある。新規数・撤退数は変動が大きい、毎年、200前後の新規参入・撤退企業がある状況である。

図表 1 - (2) - ㉔ - 2 外資系企業数、新規設立・撤退企業数

(単位：社)

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21
対象数	3,870	4,350	4,360	4,465	4,500	4,603	5,080	4,972	3,312
外企数	1,678	1,861	2,038	2,230	2,405	2,665	2,948	2,763	2,796
新規数	135	157	128	139	122	106	36	83	82
撤退数	100	161	138	106	106	128	101	125	164

- (注) 1 「外資系企業動向調査」(経済産業省)に基づき当省が作成した。
 2 図表中「対象数」は、調査対象となった企業数を示す。
 3 同「外企数」は、毎年度末における日本国内にある外資系企業数を示す。
 4 同「新規数」は、各年度内に新規に設立された外資系企業数を示す。
 5 同「撤退数」は、各年度内に日本国内から撤退した外資系企業数を示す。
 6 経済産業省によれば、各調査年度における調査対象数の違い、回収率の違いがあるので、各年を単純に比較できないとしている。

【国内での外国人事件の動向】

企業活動以外の国際事案として、刑事通常第一審における通訳翻訳人の付いた外国人事件の推移をみると、図表 1 - (2) - ㉔ のとおり、平成 15 年度までは通訳翻訳人が付いた外国人事件は増加しているが、平成 16 年度以降は減少傾向にある。ピークの平成 15 年度は 11,116 人であったが、13 年度の 8,032 人と比較しても、22 年度は 3,327 人と大きく減少している。

図表 1 - (2) - ㉔ 刑事通常第一審における通訳翻訳人の付いた外国人事件の推移
(地方裁判所・簡易裁判所総数)

(単位：人、対前年度比)

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
人	8,032	9,090	11,116	11,094	9,233	7,113	5,707	4,486	4,054	3,327
比	1.28	1.13	1.22	1.00	0.83	0.77	0.80	0.79	0.90	0.82

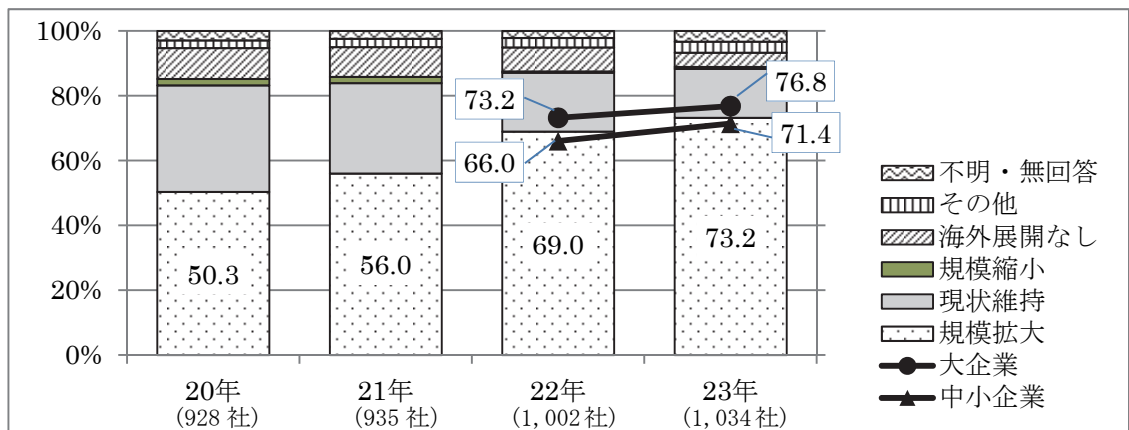
- (注) 1 「裁判所データブック 2011」に基づき当省が作成した。
 2 図表中の「比」は対前年度比を表す。

③ 日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査

ジェトロが会員日本企業に今後(3年程度)の海外での事業展開方針について尋ねたところ、図表 1 - (2) - ㉔ のとおり、海外事業の拡大を図る企業が年々増加し、平成 23 年の調査(22 年 11 月から 12 月に実施)では全体の 73.2%となっている。また、企業規模別でみると、23 年の場合、大企業(n=349)の 76.8、中小企業(n=685)の 71.4%が海外事業に積極的な姿勢を見せており、これは、22 年の前者 73.2%、後者 66.0%よりも増加している。

また、輸出における課題、阻害要因については、図表 1 - (2) - ㉔ にあるとおり、各種法規制や契約履行上の問題、知的財産保護などが項目として挙がっており、特に後 2 者については、前年よりも問題として挙げられている率が高い。

図表 1 - (2) - ㉔ 海外での事業方針



(注) JETRO 日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査概要

図表 1 - (2) - ㉕ 輸出阻害要因として挙げられた項目(複数回答)

	平成 22 年調査	平成 23 年調査
関税関連	36.5	19.3
通関手続き	11.9	19.3
各種法規制	19.1	16.3
契約履行上の問題	5.8	12.6
知的財産保護	4.9	10.3

(注) JETRO 日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査概要に基づき、当省が作成した。

④ 国際機関勤務希望者向け弁護士ロスター登録

日弁連では、平成 20 年 3 月より、弁護士の国際機関就職支援の一環として、外務省が行う「国際機関勤務希望者向け弁護士ロスター登録制度」の実施等に協力している。「国際機関勤務希望者向け弁護士ロスター登録制度」は、国際機関への採用を希望する弁護士があらかじめ外務省国際機関人事センターに自らの経歴等を登録しておく制度で、外務省に情報提供される国際機関の空席ポストに適合する人材への当該空席情報の提供を目的としている。登録された弁護士の経歴が、特定ポストの資格要件に合致する場合には、外務省国際機関人事センターからその弁護士に直接情報が提供されることになる。

なお、外務省によれば、日弁連の決定により登録された弁護士は、平成 20 年 2 月の開始以降、弁護士は 1 名、24 年 3 月現在までに国際機関への実績はない。実際の派遣には語学面の問題や、勤務先事務所との関係など、障壁が少なくないとのことである。

⑤ 国際的知見を有する法曹への需要の動向に係る認識

(フォーラム)

第 6 回フォーラム(平成 23 年 10 月 24 日開催)において、国際的な法曹・法的

案件に係るニーズに関し、「今後ますます日本企業が海外へ出て行く必要が出てきており、M&Aや現地での企業活動展開をしていく状況下、どのようなニーズがあり、それに答えるには何が必要なのかといった点について調査することが重要」との発言があった。

(単位弁護士会)

実地調査した 22 単位弁護士会において、国際的知見を有する法曹需要への動向を尋ねたところ、図表 1-(2)-③④のとおり、需要が伸びてきていると回答があったのは、A会のみである。また、潜在的ニーズが見込まれるとしたのはI会である。22 の単位弁護士会のうち、図表③④に示す 14 会以外の 8 会では、国際分野の動向について特段の見解が聞かれなかった。

図表 1-(2)-③④ 調査対象単位弁護士会における国際的知見を要する法的需要の動向

かかる需要動向についての認識	単位弁護士会
需要が伸びてきている (具体の数字はない)	A会
需要は伸びていない (従前通り)	B会、C会、D会
需要動向は不明	E会、F会、G会、H会
潜在的ニーズが見込まれる	I会
国際分野の需要はない	J会、K会、L会、M会、N会

(注) 当省の 22 単位弁護士会についての調査結果による。

上記に加え、H会では、弁護士の自己申告制により、外国語・外国法に対応可能な弁護士を把握している。

一方、I会からは、「弁護士の国際化と言え、海外のロースクール等への留学が必須であるが、これはほとんどの者が私費留学で行っている。今後、法科大学院を卒業した弁護士に自費留学を勧めても、経済的負担が大きいという問題がある。このままでは、今後、国際的に活躍できる弁護士は少なくなるのではないかと懸念がある。」との見解が示されている。

(経営法友会)

今後、日本企業がますます海外に進出していく中、国際的知見を有する者（法曹有資格者に限らず、法学部卒業者あるいは法科大学院出身者）へのニーズは高いと思われるとしている。

(d) 専門的知見を要する分野に関する法的需要の動向等に関する関係者の認識

① 実地対象の 22 単位弁護士会の認識

実地調査した 22 単位弁護士会のうち、専門的知見を要する分野の需要が増加したと評価する弁護士会は 4 会 (このうち 3 会は労働案件のみ。) にとどまっている。12 会の弁護士会が「需要は拡大していない」又は「顕在化していない」とし、そのうち 4 会は「専門的分野を開拓するための勉強会等を弁護士会で立ち上げてい

るが、需要拡大に結びついていない」、2会では「審議会の専門分野拡大の話は企業本社のある東京・大阪を対象としており、地方は関係ない」などの見解が示された。

② 日弁連の認識

弁護士専門分化、専門性の確保は重要であると考え、現在、日弁連及び弁護士会では、専門性の高い各種研修を実施しているが（例えば、東京弁護士会では、専門弁護士研修講座という連続10回程度で全回参加必修の研修を実施）、今後もたゆまぬ努力が必要である。

なお、現在のところ、日弁連において弁護士の専門分野を認定・登録する制度はない。専門分野の認定・登録とは異なるが、「ひまわりサーチ」という、市民が弁護士情報を詳しく検索できる日弁連HP上のシステムでは、弁護士が自分の取扱分野や重点取扱分野を掲載している。

また、弁護士会によっては、法律相談において専門相談の窓口を設けているところもあるが、各弁護士会独自の制度のため、日弁連としては相談員の登載要件等については把握していない。

③ 実地調査対象の58自治体の認識

上記のとおり、実地調査した58自治体で法曹人口拡大の具体的な効果は示されなかったが、専門的知見を要する分野に関連しては、今後、今ある支障や課題が解決された後の効果の発現を期待する回答があった。

具体的には、58自治体のうち16自治体では、「専門分野に対応できる適当な弁護士（例えば、女性相談での女性弁護士、労働相談での労働専門家など）の増加を望む」とし、4自治体では、「各弁護士の専門性について、市民が関心を示すこともあるため、弁護士の専門性の情報が開示されていれば、それを指標として派遣元に希望を出せるので、そうした仕組みがあると使いやすい」という意見があった。

④ 経営法友会の認識

上記(ア) d 法曹人口の拡大に関する関係者認識(d)経営法友会の認識に示したとおり、法曹人口が拡大し、競争が激化する中、特に、多くの弁護士を抱える大手事務所が専門化に力を注いでおり、企業としても、必要に応じて専門弁護士の活用が容易になっている状況があるとしている。

⑤ 法曹関係者の認識（意識調査結果）

専門的分野と法曹人口拡大に関する認識について、専任教員、新弁護士及び旧弁護士に尋ねた結果、図表1-(2)-㉞のとおり、「①質的に多様化・高度化する我が国社会の法的需要に適切に対処できるようになった。」という項目については、「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と肯定的な回答をした者が、専任教員では41.5%であるのに対し、新弁護士は21.5%、旧弁護士は7.8%となってい

る。

また、「②経済・金融の国際化の進展や人権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等に適切に対処できるようになった。」という項目については、「そう思わない」、「どちらかと言えばそう思わない」と否定的な回答をした者が、専任教員も57%と過半数を超えているが、さらに新弁護士は72.7%、旧弁護士は85.3%となっている。

さらに、「③知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争に適切に対処できるようになった。」という項目については、「そう思わない」、「どちらかと言えばそう思わない」と否定的な回答をした者が、専任教員では48.5%であるが、新弁護士は64.9%、旧弁護士は82.4%と割合が高くなっている。

このように、専門的知見を要する分野に関する法曹人口拡大効果については、専任教員と新・旧弁護士の間で認識に相違がある。

図表1－(2)－③⑤ 専門的分野と法曹人口拡大に関する認識－法曹関係者回答

(単位：%)

質問項目	そう思う	どちらかと言えばそう思う	どちらかとも言えない	どちらかとも言えない	そう思わない	わからない
①質的に多様化・高度化する我が国社会の法的需要に適切に対処できるようになった。						
専任教員	11.0	30.5	24.0	29.0	4.5	
新司法試験を経た弁護士	2.9	18.6	22.2	48.4	7.6	
旧司法試験を経た弁護士	1.3	6.5	15.8	71.1	4.0	
②経済・金融の国際化の進展や人権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等に適切に対処できるようになった。						
専任教員	4.5	23.5	26.0	31.0	13.5	
新司法試験を経た弁護士	1.8	5.2	19.0	53.7	19.9	
旧司法試験を経た弁護士	0.8	2.7	15.2	70.1	10.1	
③知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争に適切に対処できるようになった。						
専任教員	9.5	30.5	22.0	26.5	10.0	
新司法試験を経た弁護士	2.4	15.8	21.4	43.5	16.4	
旧司法試験を経た弁護士	1.1	6.8	17.6	64.8	8.6	
関連自由記載						
人口増により、専門的知見を要する法曹需要への対応が改善されたということに対して否定的な意見。						
例①：弁護士が急増したからといって、専門的知見を要する法的紛争に対処できる者が増えるわけではない。改革以前からの専門分野に精通した弁護士は活躍していたが、これらは個人の研鑽努力によるもの。					専任教員、新弁護士、 旧弁護士 計 22 件	
例②：国際的問題への対応などは、法科大学院の授業や短期留学などでは身につかず、海外で長期にきちんと仕事をする必要があ						

る。 例③：そもそも専門的知見を要する分野の需要がそれほどあるのか、疑問。	
専門的知見を要する法曹需要の拡大していることへの言及。	
例①：専門性を発揮できる弁護士の活躍の場が広がっており、今後、個々の弁護士が様々な分野で専門性を磨けば、国民のニーズに適切に対処できる。 例②：専門家の必要性を感じるが、低賃金での就職や早期独立など経営的な問題への対応に手一杯で、専門分野に関する研鑽を積む時間の確保が困難。	専任教員、新弁護士、 旧弁護士 計 7 件

(注) 当省の意識調査結果による。

(e) 専門的知見を要する分野に関する法的需要の動向等に関する担当府省の認識

専門的知見を要する分野の需要動向について、法務省としては、需要の実態、どのような分野にニーズがあり、各分野でどういう人材が求められているのかといったことについて、関係者の意見なども含め、フォーラムで把握していくこととしているとのことであった。また、弁護士の国際化に関し、審議会意見等で示されている、i) 弁護士の専門性の強化、ii) 弁護士の国際交流の推進、iii) 法曹養成段階における国際化への配慮等については、i)、ii) については、弁護士業務としての国際化対応なので、基本的には弁護士会で行うものではあると理解しているが、iii) 法曹養成という観点では、試験科目として国際関係の科目が用意されているとしている。

一方、文部科学省においては、iii) に関し、いくつかの大学院では、弁護士の国際性や専門性の養成に資する特色ある授業科目を先端科目等として開講しているが、実態としては、学生にとって最も重要なことは司法試験に合格することであり、従って、試験科目に直結しない先端科目等については、履修が進まないとの意見も聞かれているとしている。

また、推進計画において法曹養成制度の中に置かれている継続教育(注)に関しては、いくつかの大学院において、例えば、先端科目や国際法関係に関し、弁護士が単位履修や聴講などができる制度を有しているところもあるが、実際にどれくらいの弁護士がこうした教育機関・機会を利用しているかといった実態の把握はしていないとのことである。

(注) 意見書は、実務に携わる法曹も、法科大学院において、先端的・現代的分野や国際関連、学際的分野等を学ぶことは、必要な法知識の更新や活動領域の拡大にとって意義があるため、継続教育を法曹養成の総合的・体系的な構想の一環として位置付け、関係者の自発的、積極的な取組が求められるとしている。これに基づき推進計画においては、法曹の継続教育に関する態勢を総合的、体系的に整備することとし、逐次、所要の措置を講ずるとされている。

c 裁判迅速化

(a) 平均審理期間の短縮傾向

裁判の迅速化に関しては、最高裁判所が、裁判の迅速化に関する法律(平成15年法律第107号)に基づく検証を総合的、客観的、多角的に進めるために、裁判の迅

速化に係る検証に関する規則（平成15年最高裁判所規則第26号）を定め、この規則に基づき、学識経験者や法曹三者から意見を聞く検討会を開催している。本検討会は平成15年12月以降、平成23年10月末までの間に計42回開催されており、これまで4回、裁判の迅速化に係る検証に関する報告書が提出されている。

これらの報告書に基づき、全ての地裁・家裁における、終局事件数と平均利期間の推移をみると、図表1-(2)-㉔のとおり、一部において、ここ数年でやや長期化するものが散見されるが、おおむね、平成14年度と比較すれば（あるいは、ここ数年）、審理期間は短縮されてきており、迅速化が進展していることが分かる。

なお、同法第2条第1項では、裁判の迅速化は、制度・運用面の施策と態勢面の施策により図られるとされているが、制度・運用面の施策については、平成10年の現行民事訴訟法の施行を始めとする各種重要法改正を踏まえ、近年の事件の急増・困難化に対処するために、様々な運用改善の試みが既に実施され、相応の成果が上がっているとしている（第4回報告書 平成23年7月公表）。

一方、態勢面については、民事訴訟事件一般に共通する長期化要因の一つとして裁判所及び弁護士の執務態勢等が取り上げられている（第3回報告書 平成21年7月公表）。

このうち裁判所については、i) 裁判官の不足、ii) 専門的知見の取得や法的調査の為の態勢不足、iii) 合議体による審理の活用不十分、iv) 法廷等の不足が指摘されている。

また、弁護士については、i) 弁護士へのアクセスの遅れ、ii) 弁護士の繁忙（①民事事件の手持ち事件数が多い、②弁護士会の会務活動、③法科大学院への教員派遣、④市や県の公職、⑤刑事事件が優先されること）等が指摘されている。（注）

なお、知財関係については、法制度の改善等が行われており、平均審理期間も平成11年度の23.1月から22年度の14.8月と大幅に短縮化している状況にあり、基本的にはこれ以上独自に新たな施策を検討するまでの必要はないことが関係者の共通認識となっているとされている。

第4回報告書では、第3回報告書の指摘事項に関し、実情調査や最新の統計データ等をも踏まえつつ、更に検討を進めた結果、やはりこれらが長期化要因となっている可能性の高いことが確認できたとしている。

このうち、弁護士の執務態勢等に関連する要因に関しては、i) 弁護士へのアクセスの遅れを改善するため、①弁護士人口の増加や過疎・偏在解消の進捗状況等を勘案しながら、法テラスの一層の整備・充実を始めとする弁護士の過疎・偏在解消のための施策を更に前進させること、②経済的理由で弁護士にアクセスすることができない状況を改善するため、民事法律扶助制度の拡充等を図ること、③国民に対する弁護士に関する適切な情報開示や広報の拡充を図るほか、専門化の強化（専門認定制度の創設の可否や相当性について等の検討を進めること）が更なる迅速化に有効とする分析結果が示されている。

また、ii) 弁護士の繁忙（手持ち事件数が多いことや弁護士会務活動等によるもの）の解消に関しては、全体として人員の充実度が飛躍的に高まっているものの、地方部の多くでは、過払金以外の民事訴訟事件が一定層の弁護士に集中し、これら

の弁護士が多数の事件を受任して繁忙度が高い状況も伺え、①今後の更なる弁護士人口増加による影響等にも留意しつつ、一部の弁護士の繁忙状況について注視し、必要に応じて改善策を検討、②複雑な事件や専門的知見を要する事案の迅速な解決を図るため、専門委員の活用や弁護士会による研修・研究会、サポート専門家とのネットワークの拡充等、弁護士の態勢の整備の検討、③若手弁護士のスキルアップのため、弁護士のOJTを含む研修を充実させるための具体的手法や枠組み作り等についての検討を進めることが示されている。

なお、迅速化を図る施策の検討にあたっては、制度・運用面と態勢面による要因のみならず、社会・経済的背景や国民の意識といった裁判の在り方に影響を与える社会的要因についても幅広く考慮に入れることが重要であるとしている。

(注) このほか、審理を長期化させる要因としては、審理対象の量や訴訟の規模(当事者多数、争点多数)、専門性にかかわる問題、証拠にかかわる問題(証拠の不足・収集困難性)、関係者にかかわる問題など様々な事項が挙げられている。

図表1-(2)-㉔ 終局事件数と平均審理期間(全地裁/家裁)

(上段：事件数、終局人員、下段：平均審理期間(月数))

年度		平成 14	18	20	22
民事事件第一審訴訟		155,755	142,976	192,233	227,431
		8.3	7.8	6.5	6.8
事件種類	金銭その他 (過払金等)	38,576	47,694	100,545	131,346
		-	6.3	4.8	5.5
	医事関係	-	1,120	955	896
		31.1	25.5	24.7	24.9
	建築関係	-	2,875	2,935	2,645
		-	16.2	15.6	17.5
	労働関係	-	2,278	2,131	2,921
		12.0	12.5	12.3	11.8
	知財関係	643	617	559	486
		16.8	12.1	13.1	14.8
家事調停		126,685	130,331	130,547	138,917
		4.5	4.6	4.7	4.7
刑事事件通常第一審		75,570	75,370	67,644	62,840
		3.2	3.1	2.9	2.9

(注) 最高裁判所「司法統計」、「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」、「裁判所データブック」を基に、当省で作成。

(b) 裁判の迅速化に関する法曹人口拡大効果についての法曹関係者の認識(意識調査結果)

法曹人口拡大による裁判の迅速化に関する効果についての認識について、専任教員、新弁護士、旧弁護士に尋ねた結果、図表1-(2)-㉕のとおり、「①法曹人口が増えたことで、裁判が迅速に行われるようになった」という項目については、専任教員の47.0%は「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と肯定的な回答をし、

44.0%は「そう思わない」、「どちらかと言えばそう思わない」と否定的な回答をするなど、肯定・否定が拮抗している。しかし、新弁護士の場合は75.1%、旧弁護士の場合は86.6%が「そう思わない」、「どちらかと言えばそう思わない」と否定的な回答をしている。

図表1－(2)－③7 法曹人口拡大による裁判の迅速化に関する効果についての認識－法曹関係者回答

(単位：%)

質問項目	そう思う	え ど ち ら か と 言 え ば そ う 思 う	な い え ど ち ら か と 言 え ば そ う 思 わ ない	そ う 思 わ な い	わ か ら な い
①裁判が迅速に行われるようになった。					
専任教員	11.5	35.5	20.0	24.0	7.0
新司法試験を経た弁護士	0.7	10.8	20.0	55.1	12.8
旧司法試験を経た弁護士	1.1	6.5	17.3	69.3	4.7

(注) 当省の意識調査結果による。

このことに関する自由記載としては、「法曹人口の拡大といっても、弁護士だけが増員されており、裁判官が増員されていないので、裁判の迅速化は進んでいない」とする意見が90件、また「裁判の迅速化が進んでいるとしてもそれは法曹人口の拡大とは関係なく、裁判所の改革等によるもの」とする意見が10件あった。

d ADRにおける法曹の活用

(a) ADR法の概要

平成16年に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)(以下「ADR(注1)法」という。)が制定され、裁判外紛争解決手続については、裁判と並ぶ紛争解決の手段として積極的活用が求められることになった。

ADR法の制定に先立ち、司法制度改革推進本部事務局に設置されたADR検討会において、ADRの拡充・活性化に向けた議論が重ねられた。その中で、民間型ADRについては(注2、3)、ADRの存在や意義についての国民の認識・理解不足、民間ADRについての情報不足による利用に際しての不安感、ADRの積極的利用の支障となる制度上の制約等が課題であることが挙げられた。こうした議論を踏まえ、同法において、個別の民間ADR事業者(以下「ADR機関」という。)に対する信頼を形成し、国民にADRの利用を促すため法務大臣による認証制度が設けられた(認証申請は任意)。平成24年1月現在、認証ADR機関は106機関となっている。

なお、ADR法において、認証基準として、手続実施者が弁護士でない場合、「法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることが

できるようにするための措置を定めること」が規定された。

- (注) 1 Alternative Dispute Resolution (裁判外紛争解決手続) の略称で、ADR法第1条では、「訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続」としている。
- 2 同検討会においては、司法型ADR (民事調停等) に比べれば、行政型ADR、民間型ADRは必ずしも十分に機能しているとは言えないとの指摘 (平成12年度の新受件数が司法型約44.0万件、行政型約0.8万件、民間型約0.7万件) がなされた。
- 3 同検討会においては、隣接法律専門職種のADRにおける活用をいかに図るかについて検討がなされ、司法書士、弁理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、税理士、不動産鑑定士、行政書士がADRの手続実施者 (和解の仲介を行う者) となることについては問題がないことが確認された (注4)。また、これ以外の専門家もADRにおいて活用することが有益であるとされたものの、その一方で、ADRの手続には相当高度な法律的能力が必要であることが確認されたことから、隣接法律専門職種等に限定して検討することが適当と考えられた。
- 4 司法書士、弁理士、社会保険労務士、土地家屋調査士については、後述 d(a)②隣接法律専門職を含めた法曹人口の推移に示すとおり、ADR代理権等が与えられたが、行政書士及びその他の専門家については、社会的ニーズや法律的・専門的能力があるかどうかといった観点から、ADR代理権の付与について、今後の検討課題とされた。

(b) 民間型ADR全般の現状

前述のとおり、民間型ADRの認証は任意であることから、認証を受けている機関と受けていない機関が存在する。

なお、「法的ニーズ及び法曹人口問題についての報告書」(日弁連弁護士業務総合推進センター法的ニーズ・法曹人口調査検討PT (平成20年3月7日))において、ADRの事件数が比較的多いのは、①弁護士会あっせん仲裁センター、②日弁連交通事故相談センター、③交通事故紛争処理センター (いずれも日弁連、弁護士会の主宰あるいは協力による) の3つであり、その他のADRについては上記3つほどには事件数がなく、相当に低い数字にとどまっているところも多いとしている。

そこでこの①～③の実績及びその他の主な機関 (国民生活センターにおいてADR機関として紹介されているもの (注1)) のうち、HP上であっせん件数を公表しているものの新規受理件数あるいは解決件数等をみると、図表1-(2)-⑳のとおり、①～③の件数の多さが他と比べて顕著である。①～③以外では、⑩日本損害保険協会のように年間150件を超えているものもあるが、④～⑧のように数件しか実績がない機関もある。

ADR法成立後、件数が増加したものは、③交通事故紛争処理センター (15年度の5,412件から22年度の7,036件)、⑨住宅部品PLセンター (15年度の17件から22年度の72件)、⑪日本損害保険協会 (15年度の6件から22年度の154件 (注2)) であるが、これら以外については減少している。

- (注) 1 法務省の「かいけつサポート」では、主に認証ADR機関についての情報提供を行っており、国民生活センターやADR JAPAN (ADRのポータルサイトとして「かいけつサポート」に先行して情報提供のサービスを開始している。「ADR機関・制度の展開」佐藤鉄男 (法律時報83巻7号 平成23年6月)) では、認証を受けていない民間ADRに

についても情報提供を行っている。

2 件数が大幅に増加したことに関し、同協会では、周知・PR効果のほか、指定紛争解決機関制度（21年改正 金融商品取引法により創設された金融ADR制度に基づくもの）に対する利用者の期待度の大きさ、紛争解決手続に関する関係部署の連携強化、これまで取り扱わなかった交通事故賠償に関する紛争事案の取扱開始等による影響があったためと分析している。

図表1－(2)－㉔ 主なADR機関の件数

(単位：件)

ADR機関	年度			22	
	15	20	21	件数	15年比
① 弁護士会あっせん仲裁センター	1,115	1,081	1,076	896	0.8
② 日弁連交通事故相談センター	1,585	1,786	1,871	1,457	0.9
③ 交通事故紛争処理センター	5,412 (6,829)	5,976 (7,658)	6,821 (8,537)	7,036 (8,593)	1.3 (1.3)
④ 住宅紛争審査会	8 (17)	22 (33)	10 (27)	4 (24)	0.5 (1.4)
⑤ 日本知的財産仲裁センター	3 (3)	3 (10)	2 (4)	2 (6)	0.7 (2.0)
⑥ 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会	4	3	3	3	0.8
⑦ 家電製品PLセンター	36	7	2	6	0.2
⑧ 自動車製造物責任相談センター	?	16	12	9	-
⑨ 住宅部品PLセンター	17	33	34	72	4.2
⑩ 消費生活用製品PLセンター	36	12	8	11	0.3
⑪ 日本損害保険協会	6	39	67	154	25.7
⑫ 日本商品先物取引協会	164	96	66	29	0.2
①～⑫の計	8,413	9,074	9,972	9,679	1.2

- (注) 1 日弁連弁護士白書、各団体・機関のHPの情報を基に当省で作成した。
 2 ADR機関名に網掛けがしてあるものは、**認証ADR機関**である。
 3 ①には、弁護士会によって認証ADR機関も含まれる。
 4 ①、②は新規受理件数である。
 5 ③は示談・和解成立件数であり、()内の数字は和解あっせん依頼件数である。
 6 ④は各弁護士会に設けられている。件数はあっせん、調停、仲裁の申請件数の合計であり、()内の数字はそれぞれの申請受付件数である。
 7 ⑤は日弁連と日本弁理士会が共同で設立。件数は和解成立件数であり、()内の数字は調停・仲裁の手続件数である。
 8 ⑥は調停・裁定件数である。15年度の数字はないので、16年度の数字を参考に挙げている。
 9 ⑦はあっせん又は裁定手続の依頼の新規受付件数である。
 10 ⑧は和解のあっせん申立（新規受理＋前年度からの継続）件数である。
 11 ⑨は紛争処理申請受付件数である。
 12 ⑩は紛争解決にむけて同センターが協力等を行った件数である。15年度の数字はないので、16年度の数字を参考に上げている。
 13 ⑪の平成21年度、22年度の数は紛争受付件数であり、15年度、20年度の数は申立件数である。
 14 ⑫はあっせん件数である。

(c) 認証ADRの現状

認証ADR機関は、前述のとおり、平成24年1月現在、全国で106機関となっている。この受付件数の推移をみると、図表1-(2)-㉞のとおり、増加傾向にあり、新受付数でみた場合、平成22年度は1,088件と20年度の721件の1.5倍となっている。

また、手続実施者数に占める弁護士は、図表1-(2)-㉟のとおり、割合としては年々減少しているが（平成20年度は91.5%で、22年度は64.8%）、数としては増加している（20年度は387人で、22年度は891人で2.3倍の増加）。

図表1-(2)-㉞ 認証紛争解決手続の受付件数の推移

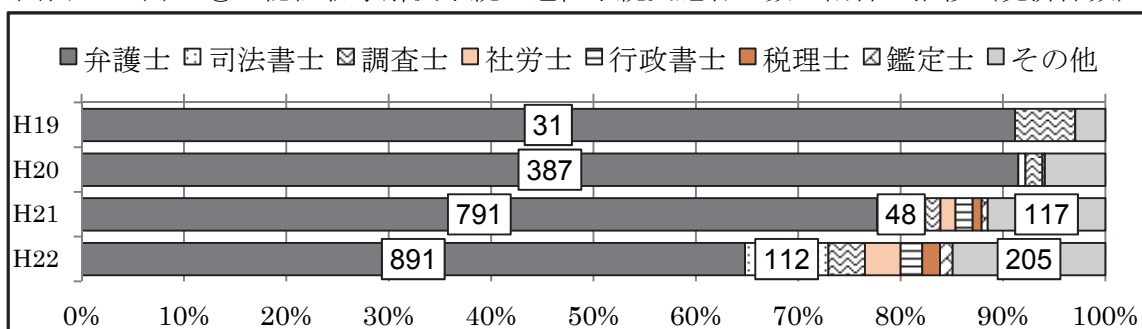
(単位：件)

年度	H19	H20	H21	H22	
				件数	対20年比
新受	68	721	889	1,088	1.51
既済	34	515	876	1,033	2.01
未済	34	240	253	300	1.25

(注) 1 法務省資料に基づき当省が作成した。

2 平成19年度は同年7月6日から20年3月31日までの期間である。

図表1-(2)-㉟ 認証紛争解決手続の選任手続実施者の数・割合の推移（既済件数）



(注) 1 法務省資料に基づき当省が作成した。

2 平成19年度は同年7月6日から20年3月31日までの期間である。

3 枠内の数字は人数を表す。

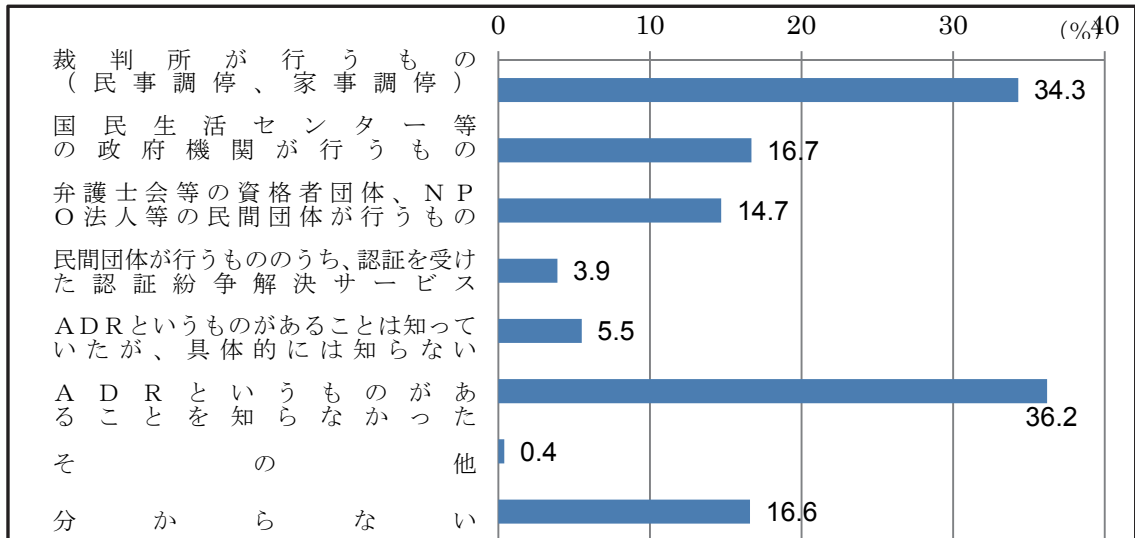
(d) ADRにおけるニーズ拡大の見込み

前述の「法的ニーズ及び法曹人口問題についての報告書」によれば、弁護士会、日弁連が主宰者等となるADRの動向は、弁護士ニーズを裏付けるものといっているが、その他のADRにおいては弁護士がどのように活動しているかは不明であり、ニーズも不透明であるとしている。その上で、報告書が公表された①弁護士会あつせん仲裁センター、②日弁連交通事故相談センター、③交通事故紛争処理センターでの件数が横ばいであることから、弁護士を大幅に増大しないと対処できないほどのニーズの拡大があるとは思われないとしている。

なお、平成21年1月の内閣府世論調査においては、図表1-(2)-㉟のとおりADRを知らない者が36.2%、認証制度の知名度もわずか3.9%でしかなかったこと、

また、認証ADR機関が（所在地にかかわらず全国の案件を扱えるものの）、東京に集中していることなどもあり、裁判と並ぶ制度を目指したほどには利用は拡大していないとする指摘もある（「ADR機関・制度の展開」佐藤鉄男（法律時報 83 巻 7 号 平成 23 年 6 月））。

図表 1 - (2) - ㉑ 裁判外紛争解決手続の認知度（複数回答）



(注) 内閣府調査結果に基づき当省が作成した。

(ウ) 法曹人口拡大（弁護士人口の増加）による新たな課題

法曹人口の拡大によって効果だけでなく何らかの支障も生じているのではないかという観点から、法曹関係者等から問題が指摘されている、i) 弁護士の就職難、ii) 1人当たり事件数の減少による収入低下、iii) これらに起因する様々な問題について調査した。

a 弁護士への影響

(a) 司法修習生の就職難等の状況

① 日弁連調査

日弁連が第4回フォーラム（平成23年8月4日）に示した資料によると、毎年5月時点（司法修習開始約6か月後の時点）での司法修習生の進路の未内定率は、新60期18%、新61期27%、新62期37%、新63期45%、新64期47%と、年々、厳しい就職状況になってきているとしている。

なお、修習中の内定率については、就職活動の状況等、様々な事情によるところがあるため、このことのみで就職難を判断することは難しいとする意見もある。

この他にも就職難を端的に示すデータはないが、日弁連により示された弁護士未登録者数（注1）の推移をみると、図表1-(2)-㉒のとおり、修習期が上がるにつれ、一括登録時点での未登録者数が多くなっており、新60期の一括登録時点の未登録者数は32人（全体の3.3%）であったのに対し、新64期の一括登録時点の未登録者数は400名（全体の20.1%）であり、過去最高の人数となっている。

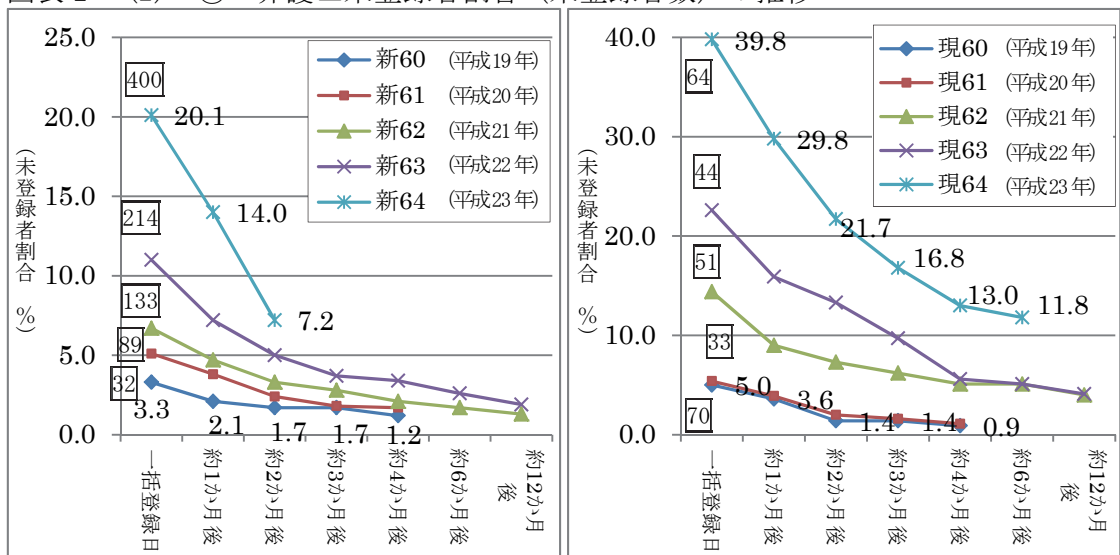
ただし、これまでのところ、一括登録時点から、1か月、2か月と時間の経過とともに未登録者の数は急激に減少している。

ちなみに、新60期は平成19年修了、新61期は平成20年修了となるが、同時期の大卒就職率をみると（卒業年4月1日現在（注2））、平成19年は96.3%、20年96.9%、21年95.7%、22年91.8%、23年91.1%となっており、これに比べても弁護士の就職が年々厳しくなっている状況がうかがえる。

(注) 1 未登録者数とは、司法修習修了後のいわゆる二回試験に合格した者のうち、任官者・任検者を除いた者が全て弁護士になると仮定し、そのうち、一斉登録日や調査時点においてまだ登録がされていない者を仮に「未登録者」とするものである。なお、の中には、企業や大学等への就職をした者も含まれており、未登録者の全てが弁護士としての就職を希望している者であるとは限らないので、あくまでも、就職難をみるための参考数値である。

2 「大学等卒業者の就職状況調査」（厚生労働省）による。

図表1-(2)-㉔ 弁護士未登録者割合（未登録者数）の推移



(注) 1 日弁連の資料に基づき当省が作成した。
 2 数字は、未登録者割合である。
 3 枠囲の数字は、各年の一括登録時点における未登録者数である。
 4 新60は新司法試験の合格者を対象に行われる新第60期司法修習生を示し、現60は旧司法試験の合格者を対象に行われる現行第60期司法修習生を示し、()内は修習修了年を示す。

② 単位弁護士会の認識

当省が行った実地調査において、就職難が発生しているあるいは就職が困難になってきているとする弁護士会は18単位弁護士会であった。このうち、具体的な数字を挙げて説明したのは7会、その状況は図表1-(2)-㉕のとおりである。

図表1-(2)-㉕ 就職難の発生状況

弁護士会	指標	実態
A会	県内修習生の就職状況	H23.6月:就職先が見つかっていない者がいる。 63期修習生の1名は就職できず、即独

B会	県内修習生の内定率の低さ	H23.6月段階で修習生の半数内定。
C会	司法修習生の就職希望者のうちの未定者数	H23=21名
D会	司法修習生の就職希望者のうちの未定者	H22.5月：24名（回答者53名中） H22.7月：21名
E会	就職未定の修習生を対象とした交流会の出席者の増加	H21：13名 H22：15名 H23：20名
F会	県内修習生の内定率の低下	H19.5月：72.5% H23.5月：34.8%
G会	一斉登録時点の未登録者の減少スピードの鈍化	図1-(2)-⑤参照（全国レベル）

- (注) 1 当省の22単位弁護士会についての調査結果による。
2 この図表と図表1-(2)-④のA～G会は一致しない。

A会にあるように、法律事務所に就職ができないことから、修習後、即、独立する者（いわゆる「即独」）が発生するようになった、あるいはそうした者が以前より増加していると回答した弁護士会は22会のうち11単位弁護士会であった。ただし、このうち、即独の数を把握しているのは5会にとどまっている。このうち1会では「60期から63期までの新人弁護士のうち合計で3%近くが即独であるが、以前であれば考えられない数字である」とし、また、他の1会では「60期～63期までは各年1名発生している」などとしている。

同様に、法律事務所に正式に就職するのではなく、固定給なしで事務所の机（軒先）だけを借りる独立採算型のいわゆる「ノキ弁」が発生しているとする弁護士会は4会（このうち数を把握しているのは2会）、「ノキ弁の把握は困難であるが、確実に増えている」「実数は把握できていないが、今後は増加する可能性」などとしたのは3会ある（注）。

また、平成24年2月に全国52の単位弁護士会のホームページを確認したところ、15の単位弁護士会（札幌、東京、第一東京、千葉県、群馬、静岡県、長野県、新潟県、愛知県、兵庫県、岡山、福岡県、佐賀県、大分県、沖縄）で、法曹人口の急激な拡大により、即独・ノキ弁等の発生や増加があり、問題であるとする声明・意見書、決議書等を公表している。

- (注) 日本弁護士連合会では、即独・ノキ弁の数の正確な把握は不可能としている。

③ 事務所規模別弁護士の推移

即独の数は特定できないが、弁護士会が指摘しているように、即独が増加しているのであれば、1人事務所の数も増加していると推測できる。そこで、事務所規模別にみた弁護士数の推移をみると、図表1-(2)-④のとおり、過去10年では、1人事務所の弁護士は平成14年が8,540人と最も多く、次いで23年の8,114人となっている。

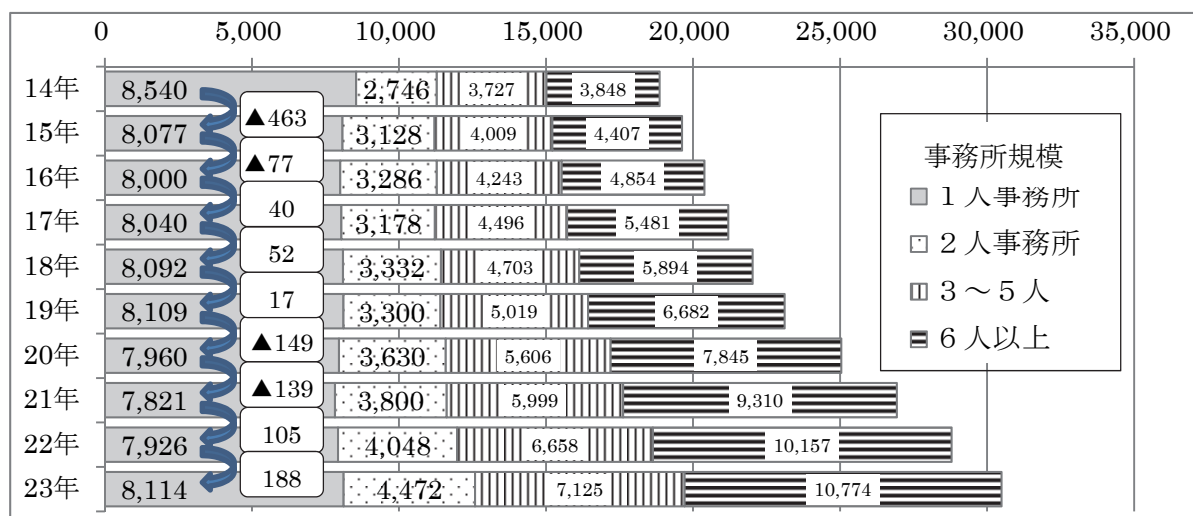
なお、14年から17年にかけては、1人事務所と2人事務所の弁護士の計が近

似であり（例えば14年が11,286人、15年が11,205人）、平成14年4月から弁護士法人制度が施行され、事務所運営の合理化・共同化が進められた時期であることから、この1人事務所弁護士の増減は、1人事務所同士の共同化あるいは共同化の解消等によると推測することができる。

一方、平成21年から23年にかけては、いずれの規模の弁護士も増加していることから、共同化の解消等による弁護士数の変化というよりは、純粋に弁護士が増加しているとみることができる。

特に、1人事務所弁護士の推移は、平成19年以降減少傾向にあったものの、21年から22年にかけて105人、22年から23年にかけて188人増加しており、独立（即独・早期独立、それ以外の別は不明）する者が増えていることは確かである。

図表1-(2)-④ 事務所の規模別弁護士数の推移



(注) 1 日弁連「弁護士白書」に基づき当省が作成した。

2 枠内の数字は前年からの増減を示す。

(b) 就職難による支障

① 日弁連の認識

弁護士の就職難は、そのこと自体は問題ではないが、そこから様々な問題が発生するとして、日弁連は第7回フォーラム（平成24年1月27日）において、就職難の問題点として次の6つを示した。

- i) 人材が活用されない国家的・社会的損失
- ii) 法曹志願者の激減
- iii) OJT確保の困難
- iv) 業基盤を持たない新人・若手へのしわ寄せ
- v) 就職活動による司法修習への影響
- vi) 中・長期的にみた質の全般的低下

このうち、i) に関しては、自由競争であるから仕方がないという考え方もあるが、多くの公費、時間をかけて司法修習まで終えた者が法曹として活躍できな

いことは、個人的というよりも、国家的・社会的損失であるとしている。

ii) に関しては、修習を終えても仕事が無いという社会へのメッセージが浸透してしまい、法科大学院の志願者が減少しているとしている。

iii) に関しては、新人弁護士が一人前になるには先輩弁護士の指導がプロフェッショナルとして必須であり、その機会が持てないということは、弁護士個人の問題ではなく、利用者の利益に係わる問題であるとしている。

なお、日弁連では、受け入れ事務所の確保がOJTの機会提供にもつながるという観点から、求人求職情報システム「ひまわり求人求職ナビ」の立ち上げや、弁護士会等への協力要請、個々の会員による採用促進に係る協力要請などの就業支援を行ってきている。

また、即時・早期独立弁護士が増加する中、その経験不足・情報不足を補う技術的支援手段を開発・提供していくのが喫緊の課題であると位置付け、平成20年12月から「即時・早期独立開業マニュアル」を作成、HPに掲載している。

② 単位弁護士会の認識

当省が行った実地調査においても、就職難や即独・ノキ弁の増加などにより、従来であれば新米弁護士が事務所の上司や周囲の先輩弁護士について体得していく基礎的ノウハウに関するOJTの機会が失われていることが問題であるとする弁護士会が22会のうち8会あった。

また、現段階ではどうにか事務所に就職するなどしてOJTが不足する事態にまで至ってはいないが、今後、OJT不足が発生しあるいは増加するなど深刻な事態になることを危惧する弁護士会が5会であった。残りの9会については、OJT不足についての言及はみられなかった。

なお、札幌弁護士会では平成23年11月29日に「法曹人口と法曹養成制度に関する決議」を臨時決議として取りまとめており、その中で、弁護士がその使命を全うするためには、法科大学院と司法修習における養成教育を経ただけでは困難であり、通常は数年間にわたるOJTを通じ、法律実務としての技能や弁護士倫理を体得していくことが不必要不可欠なプロセスである。あまりに急激な合格者増加に伴い、OJT機会を得られない新人弁護士が増加していくことは、法律実務家としての必要な技能・倫理を十分に体得していない弁護士を社会へ大量に送り出していくおそれがあり、ユーザーである市民の権利保障に支障をきたす事態になりかねない。地方においては即独も少なくないが、その場合は地方の先輩弁護士が様々な形で面倒を見ることが事実上のOJTとして機能してきたが、新人弁護士の急増によりそれも困難となりつつあるとしている(注)。

このようなことから、単位弁護士会の中には、既に会独自で新人弁護士のOJT不足解消のための研修等の制度を設けているところがあり、今回実地調査した22単位弁護士会の中では6会が実施している。このほか、OJT研修とは異なるが、従前から、会独自で新人研修を行ってきているとしたのは、少なくとも2会ある。

(注) OJTの重要性を示唆するものとしては、法曹養成検討会における司法修習委員会の議論取りまとめ(平成16年7月2日)に、次のような内容の記述がある(以下、要約)。

法科大学院では、法理論教育を中心に担い、司法修習では、法律実務教育を中心に担うべきである。なお、今後、法曹の活動は法廷実務に限らず、取り扱う問題が多様化・専門化していく中、各分野に特有の専門的知識・技法や技術的・形式的事項については、それぞれの法曹資格取得後の継続教育(OJTを含む)に委ねることが望ましい。よって、司法修習の課程においては、多様化・専門化する法曹の活動にも耐え得る基礎となる実務的能力を養成することを目指すべきである。

(c) 事件数の減少と収入低下

【経験年数別所得額の変化】

上記「(イ)法曹人口拡大に関連する事項の動向－a裁判・調停に関する法曹需要」において示したとおり、弁護士1人当たりの事件数・受任件数は全国的にみると減少傾向にある。こうした事件数の減少により、収入が低下したという意見が意識調査において多数みられている。

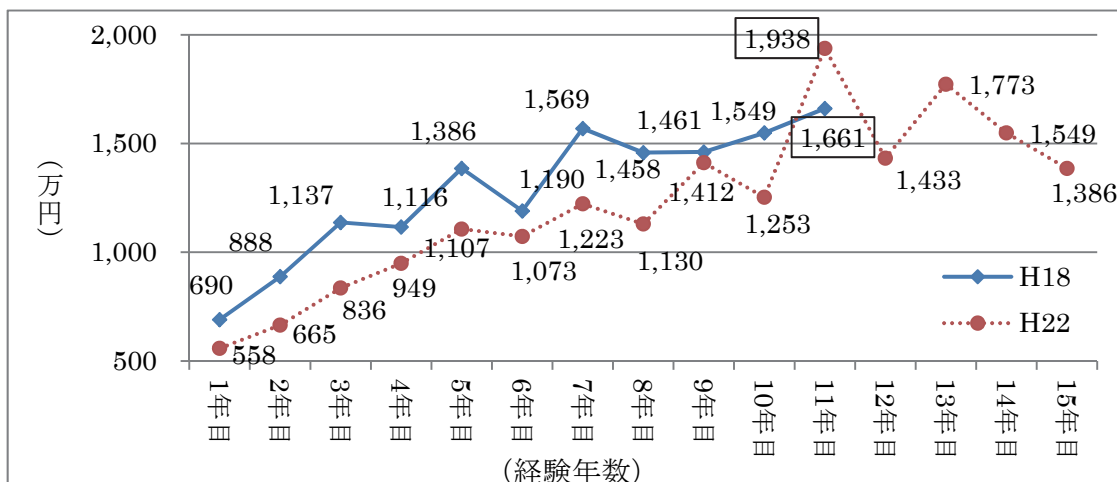
フォーラムの第3回会議(平成23年7月13日)において公表された『司法修習終了者等の経済的な状況に関する調査』集計結果によれば、図表1-(2)-④-1、2のとおり、経験年数別でみた場合、所得は平均値、中央値とも平成18年に比べて22年の方が全体的に減少している。

平均値については、経験年数が11年の者の額は平成18年には1,661万円、22年には1,938万円と、22年の方が高くなっているが、それ以外の経験年数では22年の所得額は18年の73～97%であり、経験年数が1年目から11年目まで全体でみると22年には18年の約81%となっている。

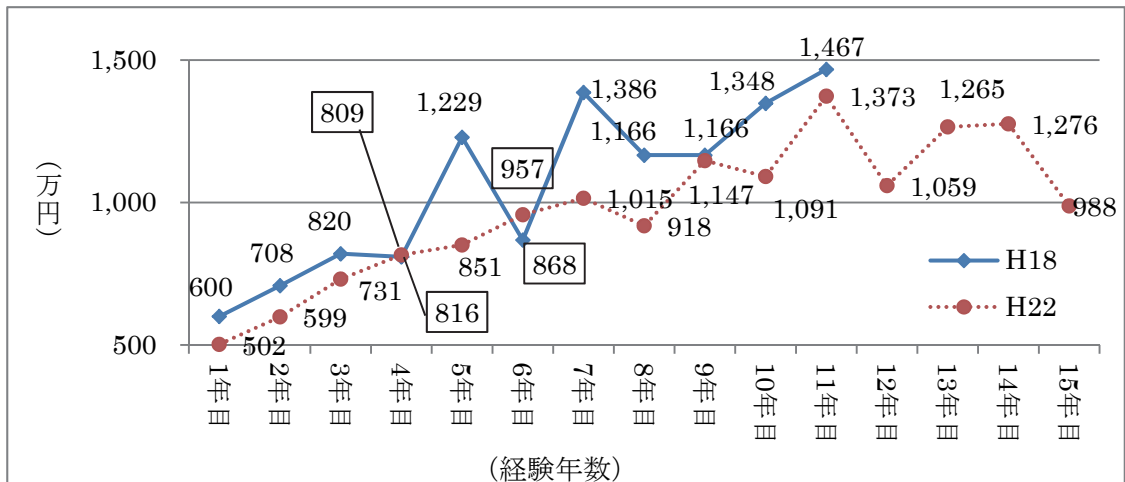
中央値については、経験年数が4年目の者は平成18年には809万円、22年には816万円、経験6年目では18年には868万円、22年には957万円と、22年の方がやや高くなっているが、それ以外の経験年数では22年の所得額は18年の69～98%、経験年数が1年目から11年目までの全体でみると22年には18年の約87%となっている。

参考までに「国民生活基礎調査」による我が国の平均所得をみると、平成21年は549.6万円であり、18年の566.8万円の97%となっている。

図表1-(2)-④-1 弁護士経験年数所得(平均値)の比較



図表1-(2)-④-2 弁護士経験年数所得(中央値)の比較



(注) フォーラムの資料に基づき当省が作成した。

【所得分布】

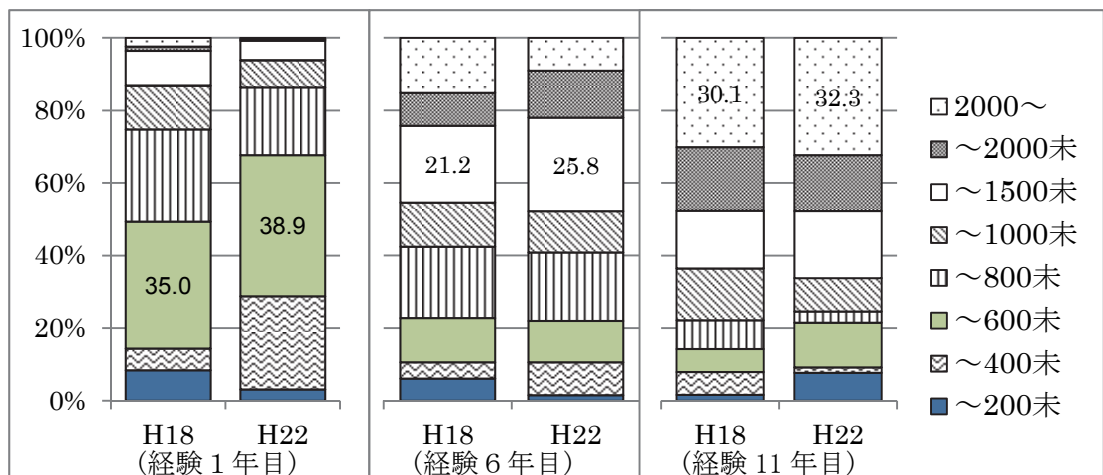
平成18年と22年での、経験1年目、6年目、11年目の者の所得分布の比較をみると、図表1-(2)-④-3のとおり、経験1年目、6年目、11年目とも最多分布帯の金額は平成18年も22年も同じで、1年目が400万～600万円未満、6年目が1,000万～1,500万円未満、11年目が2,000万円以上となっている。

経験1年目の比較をみると、200万円未満の者が平成18年は全体の8.4%であり、22年は全体の3.1%と減少しているのに対し、200万円～400万円未満の者は18年が6.0%であり、22年は25.7%と増加している。また、平成18年には経験1年目で2,000万円以上の者が全体の2.4%であったが、22年は0.4%となっている。

経験6年目の場合も1年目と同様の傾向を示し、200万円未満の者が減少し、200万円～400万円未満の者が増加し、2,000万円以上の者が減少している。

一方、経験11年目の場合は、200万円未満の者が増加、200万円～400万円未満の者が減少、2,000万円以上の者が増加している。

図表1-(2)-④-3 弁護士経験年数別所得分布の比較



(注) フォーラム資料に基づき当省が作成した。

なお、フォーラムでは、これら所得の変動と、弁護士人口の拡大や個々の弁護士が受ける事件数の増減との関係、あるいは景気の動向や事件の種類トレンド（過払案件の増加）による影響などの分析は行われていない。

b 国民・社会への影響

(a) 弁護士の質の低下に関する単位弁護士会の認識

実地調査した弁護士会や意識調査で、法曹人口の拡大（司法試験合格者の増加）そのものが、若手弁護士の質の低下を招いているとする指摘がなされているが、既に審議会の集中審議（平成 12 年 8 月 7 日）、すなわち法曹人口拡大以前の段階において、「最近の修習生のレベルの低下は研修所教官を驚かせているほどだ」とする発言もあり、法曹人口拡大による若手弁護士のレベル低下との因果関係は明確にできない。

ただし、実地調査の対象とした 22 単位弁護士会の中には、上記 a (b) で述べたような就職難による OJT 不足により弁護士の質が低下することを懸念し、かつ、弁護士の良し悪しを正しく判断できない状態で仕事を依頼せざるを得ない一般市民への被害・悪影響を指摘する会が 4 会あった。ただしどのような被害・悪影響が出ているかと言った具体の数字や事例は示されなかった。

弁護士の質の低下に関しては、若手の弁護士の問題と同時に、法曹人口が拡大し弁護士が増えすぎたことにより経営困難・収入低下に陥り、加えて弁護士の相互監視機能が低下していることから、いわゆる「無理筋」訴訟の増加など、中堅以上の弁護士も含めた非行・非違行為の増加を危惧する意見も 5 会であった。ただし、これが「無理筋」だとする判断基準・定義は無く、現場での感覚でしかないため、こうした事件の増加を明確に示すデータはない。

一方、弁護士の増加による支障について「評価を行っていない」とする会が 1 会、また、弁護士の増加による支障は今のところ発生していないとする会が 1 会、特別な支障は発生していないが、今後においては不透明であるとする会が 1 会があった。

(b) 弁護士に対する苦情申し立て、懲戒件数

弁護士の質については、依頼人の不利益となるような事件受理などが増えているのかどうかという観点から、弁護士に対する苦情や弁護士の懲戒処分数などの推移をみると、苦情件数・対象人数も近年増加傾向（平成 22 年の 16 年比：1.31～1.33 倍）にあるが、弁護士増の割合（同 1.42 倍）より少なくなっている。一方、懲戒請求件数及び処分件数はそれぞれ 1.46 倍、1.63 倍と弁護士増の割合よりは若干多くなっている。なお、平成 22 年と 15 年とを比較した場合、弁護士の増加は 1.48 倍であるのに対し、請求件数は 1.64 倍、一方、処分件数は 1.36 倍である。

図表 1 - (2) - ④⑥ 苦情件数・苦情対象弁護士数及び懲戒請求・処分件数

(単位：件、人)

区分		平成 15	16	17	18	19	20	21	22
苦情窓口	苦情件数	-	8,112	8,212	8,861	8,668	9,427	9,764	10,807 (1.33)
	弁護士数	-	6,364	6,295	7,035	6,645	7,095	7,598	8,317 (1.31)
懲戒処分	請求件数	1,127	1,268	1,192	1,367	1,490	1,596	1,402	1,849 (1.46)
	処分件数	59	49	62	69	70	60	76	80 (1.63)
参考)	弁護士人口	19,523	20,240	21,205	22,056	23,154	25,062	26,958	28,828 (1.42)

(注) 1 日弁連「弁護士白書」に基づき当省が作成した。

2 平成 19 年の懲戒請求件数は、光市事件弁護団への請求件数 (8,095 件) を除いた数字である。

3 平成 22 年の () 内の数字は、対平成 16 年を 1 とした場合の数字である。

4 日弁連では、弁護士又は弁護士法人の対応等についての苦情の申立てを受け付ける市民窓口を各弁護士会に設け、平成 16 年 1 月から各会統一の基準に基づく統計を作成している。上 2 段は苦情件数であり、下 2 段は同時期の懲戒請求件数と処分件数である。

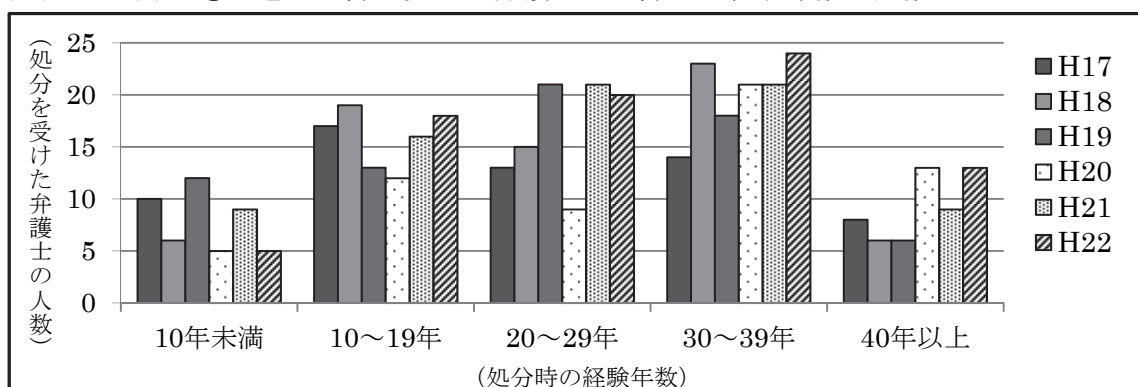
また、単位弁護士会で指摘があったように、若年層だけでなく中堅層でも問題が発生しているかどうかを把握するため、懲戒処分を受けた時点での弁護士の経験年数比較した結果、図表 1 - (2) - ④⑦のとおり、最も多い 30 年～39 年を中心に中堅～ベテランクラスの者が若手より顕著に多くなっている。

なお、日弁連では、苦情・懲戒処分の内容等についての分析や経年比較は行っていないということであり、いわゆる「無理筋」訴訟が増加傾向にあるかどうかについての把握は不可能である。

いわゆる中堅クラスによる「無理筋」訴訟の増加と言われていることに関し、日弁連では、新人よりも多くの事案を扱う年代だからこそ、逆に処分の申立件数が多くなることも考えられ、このことをもって中堅層での問題が発生しているとは言い切れないとしている。

また、これまで事件とされなかったものが事件化されるようになったことをもって、「無理筋」訴訟が増加しているということはず、むしろ、これまで泣き寝入りしていた案件が事件化されるようになったとの評価も可能であるとしている。

図表 1 - (2) - ④⑦ 懲戒処分を受けた弁護士の処分時の経験年数別人数



- (注) 1 日弁連「弁護士白書」に基づき当省が作成した。
2 各年とも暦年（1月1日～12月末日）を基準とする。

c 法曹人口の拡大による影響に関する関係者の認識

(a) 日弁連の認識

日弁連は、平成23年3月27日に「法曹人口政策に関する緊急提言」を公表しているが、この中で、「これまでの法曹人口増員のペースがあまりに急激に過ぎたことに加え、法曹養成制度がいまだ十分に対応できているとはいえず、「法曹の質」への懸念が生じている。また、裁判官・検察官増員がほとんど進んでいないことを始め、司法基盤整備がいまだ不十分な中で、弁護士のみが急増した結果、現実の法的需要とのバランスを欠き、そのことが新人弁護士の実務法曹としての経験・能力の獲得に影響を及ぼしている。」としている。

また、平成24年3月15日の「法曹人口政策に関する提言」によれば、弁護士急増政策の前提となった需要予測が外れ、新人弁護士の就職難が深刻化し、事件漁り的ないびつな需要の掘り起こしがはびこる危険性を指摘している。また、就職難により、OJT機会が十分に得られず、実務経験・能力が不足した弁護士が社会に多数輩出される懸念、加えて、就職難が法曹志願者（法科大学院志願者）や法学部志望者の減少をも招き、長期的な法曹の質の低下をもたらす懸念も挙げている。

なお、ここで言う法曹の質とは、同じく日弁連が平成21年3月18日に公表した「当面の法曹人口のあり方に関する提言」において、「法曹に必要な資質として、改革審意見は「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等」を掲げている。新しい法曹養成制度は、このような「質」を育成・確保すべく設計された。」としており、非常に多岐にわたる能力・知見や人間性といったものまでが含まれるとしている。

(b) 法曹関係者の認識（意識調査結果）

法曹人口拡大による影響について、専任教員、新弁護士、旧弁護士に尋ねたところ、図表1-(2)-④のとおり、法曹人口が増えたことで「雇用環境が悪化している」という項目については、いずれの属性においても8～9割が「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」としている。

一方、「必要な経験・能力を十分習得できていない弁護士が生み出され、国民の権利保障に支障をきたすおそれが生じている。」という項目については、新弁護士の58.7%、旧弁護士の89.3%が「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と肯定する回答をしているのに対し、専任教員の62.5%は「そう思わない」、「どちらかと言えばそう思わない」と否定する回答をしている。

また、「弁護士1人当たりの仕事量(事件数)が減少し、年間収入が低下している。」との質問に対しては、専任教員の46.5%、新弁護士の78.7%、旧弁護士の87.9%が「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と肯定する回答をしている。

図表 1 - (2) - ④ 法曹人口拡大による影響についての認識 - 法曹関係者回答

(単位：%)

質問項目	そう思う	ええばそう思う	どちらかと言えない	ええばそう思わない	どちらかと言えない	そう思わない	わからない
①弁護士の雇用環境が悪化（いわゆる「就職難」が発生）している。							
専任教員	51.0	30.0	6.5	7.0	3.0		
新司法試験を経た弁護士	89.2	8.4	0.7	0.7	0.7		
旧司法試験を経た弁護士	94.0	3.2	0.1	1.2	0.3		
②必要な経験・能力を十分習得できていない弁護士が生まれ出され、国民の権利保障に支障をきたすおそれが生じている。							
専任教員	14.5	16.5	23.0	39.5	5.5		
新司法試験を経た弁護士	32.0	26.7	19.4	11.6	10.1		
旧司法試験を経た弁護士	65.0	24.3	3.1	2.4	4.0		
③弁護士 1 人当たりの仕事量（事件数）が減少し、年間収入が低下している。							
専任教員	18.5	28.0	20.0	12.0	20.5		
新司法試験を経た弁護士	49.7	29.0	5.6	3.5	11.7		
旧司法試験を経た弁護士	63.3	24.6	3.7	2.8	4.4		
関連自由記載							
弁護士の就職難等から生じる O J T 不足について指摘。							
<p>例①：弁護士業務は、司法研修所卒業後も少なくとも 2 年は、実務経験を積まなければ一人前とはいえないが、就職できず即独を余儀なくされた新弁護士の場合、十分な経験、O J T が受けられないので、サービスを受ける依頼者に不利益な結果を生じさせる恐れ。</p> <p>例②：急激な法曹人口の増加により、次代の法曹を養成する指導者が不足している。また、仕事不足で弁護士事務所の経営が困難になったことから、ベテラン弁護士が仕事に集中せざるを得なくなり、後進の育成の余裕がなくなっていることもある。</p>						専任教員、新弁護士、 旧弁護士 計 31 件	
事件数減少・収入低下による弊害（倫理観の喪失や無理筋の増加・利益優先化・公益的活動の低下）を指摘。							
<p>例①：これまでであれば訴訟にならなかったような案件まで訴訟提起するなど、着手金獲得目的とも思える訴訟が増加傾向にある。</p> <p>例②：金銭面での安心・安定感がないため、公益活動への意識がますます低くなり、弁護士会の委員会活動などが不活発になる恐れ。</p> <p>例③：弁護士急増・事件数減少により、利益率が低く手間のかかる事件（いわゆる「悪筋」）は受任しないという傾向がさらに強まる。手弁当の弱者救済などに取り組みせず、司法制度改革の意図と真逆の方向になる。</p>						新弁護士、旧弁護士 計 62 件	

(注) 1 当省の意識調査結果による。

2 自由記載に関しては、一人の回答者がいくつもの意見を述べている場合、それぞれ 1 件と計上

している。

d 法曹人口拡大に関する残された課題

(a) 隣接法律専門職との関係

① 概要

法曹人口の拡大に関し、実地調査対象とした弁護士会及び意識調査における法曹関係者で、隣接法律専門職について問題を指摘する意見がみられる。

具体的に問題としているのは、i) 法曹人口拡大の想定における隣接法律専門職の審議会での扱い及びii) 弁護士と隣接法律専門職の業務範囲である。

このうち、i) については、当省が行った意識調査では、審議会において、法曹人口の拡大規模の参考とした他国では、隣接法律専門職と弁護士が明確に区別されていないが、こうした点も考慮して我が国の法曹人口を想定したのか、といった意見が法曹関係者から合わせて82件あった。また、ii) についても、取扱い分野が士業間で重複・競合しているとする意見（非弁行為もみられるとする意見も含む。）が、新・旧弁護士から12件あった。

なお、審議会における、隣接法律専門職の議論の中心は、拡大する法的需要に応える人的基盤を強化するため、法曹人口の拡大とともに、隣接法律専門職を更に活用するための必要策について検討すべきではないかといったものであった（注）。

(注) このほか、平成12年8月の集中審議において、法曹人口は、隣接法律専門職種や弁護士法第72条等の論点と関連しており、これらについて十分な検討をしない段階で、拡大する法曹人口の具体的な数字を出すのは問題であるとの指摘がある。

また、平成13年2月2日の第46回会議においては、将来、質・量ともに豊かな法曹が実現した後に、隣接法律専門職と法曹がお互いに競争し合い淘汰されることによって、落ち着くべきところに落ち着くこととなればよいのではないかといった意見も出されている。

② 隣接法律専門職を含めた法曹人口の推移

隣接法律専門職とは何かといった明確な定義はないので、司法制度改革の一環として一定の条件の下で訴訟代理権が付与された司法書士（注1）、弁理士（注2）、社会保険労務士（注3）及び土地家屋調査士（注4）、同じく司法制度改革により、税務訴訟における補佐人として出廷・陳述が認められた税理士（注5）とした場合、法曹及び隣接法律専門職の人口規模の推移は、図表1-(2)-④のとおり、司法書士だけみても、平成16年が17,817人、24年1月の段階では20,618人となっており、これに他の隣接法律専門職種を加えると、16年が133,603人、最新の数字では155,651人となっている。

(注) 1 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（平14法33）

2 弁理士法の一部を改正する法律（平14法25）

3 社会保険労務士法の一部を改正する法律（平17法62）

4 土地家屋調査士法の一部を改正する法律（平17法29）

5 税理士法の一部を改正する法律（平13法38）

図表 1 - (2) - ④ 法曹・隣接法律専門職の人口の推移

(単位：人)

区分	H16		最新			
	人数	時点	人数	時点	対 16 年比	
参考) 弁護士	20,240	04.01	32,002	H24.01.01	1.6	
隣接法律専門職	司法書士	17,817	09.01	20,618	H24.03.01	1.2
	うち認定司法書士	8,744	09.01	13,885	H24.03.01	1.6
	弁理士	5,654	03.31	9,146	H23.12.31	1.6
	社会保険労務士	28,172	01.31	35,959	H23.04.01	1.3
	土地家屋調査士	18,590	04.01	17,489	H23.04.01	0.9
	税理士	63,370	03.31	72,439	H24.01.31	1.1
	合計	133,603			155,651	1.2

(注) 1 H16年の人数は「ADR検討会」資料、最新的人数は各団体のHPの情報を基に、当省で作成した。

2 認定司法書士とは、簡裁訴訟代理等関係業務の認定司法書士を指す。

3 社会保険労務士の最新的人数、対16年比は、参考数値(詳細が不明なため)。

③ 隣接法律専門職の活用に関する措置事項

意見書においては、上述のとおり、拡大する法的需要に応える人的基盤を強化するため、法曹人口の拡大とともに、隣接法律専門職を更に活用するための必要策について検討すべきことが示された。

推進計画に基づく隣接法律専門職種に関する措置事項としては、

i) 一定の条件下で司法書士、弁理士等に訴訟代理権を付与

ii) ADRに関する共通的な制度基盤の整備の一環として、隣接法律専門職種等を含む専門家を調停人・あっせん人としてより一層活用できるようにするADR法の成立

iii) 弁護士法第72条については、隣接法律専門職の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め検討し、同条ただし書きの改正を行う等

がある。

このうち、iii)の弁護士法第72条(非違行為の禁止)の改正に関しては、「ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない」とするものであるが、日弁連はこの点に関し、法曹制度検討会の第5回会合(平成14年6月18日)において、包括的に「又は他の法律」を付加することは、規制の対象となる範囲・態様が明確でないとの問題点を指摘した。今日も、隣接業種の者が職務を行える範囲は、それぞれの法律の中で規定されているが、それらの規定が必ずしも明確ではないため、業際問題が発生しているとしているが、具体的な数などは示されていない。

(b) 潜在的需要の発掘

① 日弁連の分析

前述の「法的ニーズ及び法曹人口問題についての報告書」（日弁連弁護士業務総合推進センター法的ニーズ・法曹人口調査検討PT（平成20年3月7日））において、裁判件数や事件における弁護士選任率、法律相談、国選弁護受任件数、弁護士過疎・偏在地域におけるニーズなど、すでに顕在化しているニーズに加え、適正な法曹人口を論ずる上では潜在的ニーズの動向についても検討することが必要とされている（注）。

（注） 20年に公表された同報告書では「30年程度前にはほとんど弁護士が取り扱う事件ではなかった個人破産や個人の債務整理がいまや弁護士の主要な業務分野の一つとなり、また、従前は顧みられなかった株主総会指導が大きな弁護士の活躍分野になっているなど、潜在的ニーズが掘り起こされたケースは数多い。また、我が国経済のグローバル化に伴い、大量の弁護士の投入を要するM&Aなどの企業法務・戦略的法務や知的財産権事件が脚光を浴びるようになってきている。」とし、また、成年後見や裁判員裁判も今後の課題とされていた。

同報告書において、アンケート調査等を基に i) 法テラス、ii) 大企業、iii) 中小企業、iv) 組織内弁護士等の向後5年間程度における潜在的ニーズの顕在化に関する分析が行われている。

これによると

- i) 法テラスのコールセンターに寄せられる問い合わせ件数が相当の量に達している（平成19年度は約22.1万件、22年度は約37.0万件）ことから、市民の潜在的ニーズが相当に存在していると分析。また、民事法律扶助件数の大幅な伸び（平成19年度の220,537件から22年度の374,302件へ増加）は経済的弱者の法的ニーズ発掘の必要性を示すとしている。
- ii) 大企業に関しては、弁護士のニーズは、急激ではないが上昇傾向にある。ただし、法律紛争の高度化・専門化傾向を背景に、顧問弁護士としても専門分野を持つ者へのニーズが高まっていることから、専門的知識や特殊な技能を有する弁護士に対するニーズの総量を増大させること、また、従前にも増す積極的かつ多面的な弁護士の活用の促進がニーズの顕在化には必要であるとしている。
- iii) 中小企業に関しては、相当数の法的課題を抱えているが、法律事務手続関係の業務や法的課題の相談先としては、税理士などの隣接法律専門職の方が弁護士よりも利用されており、弁護士が取り扱うべき法的課題であることを認識していない企業や、弁護士は費用面が問題とする企業も多いなど、中小企業の法律問題に関する意識を啓発するとともに、弁護士情報（報酬・得意分野等）の提供等によって潜在的ニーズを発掘していく必要があることなどが示されている。
- iv) 組織内弁護士に関しては、官公庁・自治体ともに、積極的に具体的に弁護士を採用しようとする状況はみられなかった。企業側からは、弁護士採用のネックとして、待遇面を挙げており、さらに、積極的海外展開をしている企業では語学力が必須であるとのことであり、弁護士によるこれらの対応も求められると

している。

② 法テラスの調査結果

法テラスが平成 20 年秋に実施した「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査」によると、一般の法律相談については年間 228 万～272 万人、扶助要件該当者の無料法律相談については年間 58～83 万人、裁判費用立替については年間 16～30 万人の潜在的ニーズがあると推計（注）されている。

これらと、平成 22 年度の法テラスの情報提供件数（60 万 4,732 件）、無料法律相談件数（25 万 6,719 件）、援助決定事件数（11 万 7,583 件）を比較すると、まだ十分にニーズが顕在化されていない可能性がある。

（注） 調査において、具体的な法律問題を抱え法律相談を必要としていた回答者割合の 13.8%から、母集団、すなわち住民基本台帳の成人人口における法律相談ニーズを推定すれば、年間 228～272 万人（信頼水準 95%）になるとしている。

同様に、扶助要件該当者のうち、法律相談ニーズがあると認められた者の割合の 3.9%から母集団で 58～83 万人、裁判費用立替のニーズがあると認められた者の割合の 1.3%から母集団で 16～30 万人と推計されている。

③ 経営法友会の調査結果

企業の採用については、上記(ア) c (c) 企業内弁護士数の増加についてみてきたが、ここではさらに、経営法友会が行った法務部門の現況に係る調査から、企業における弁護士の活用状況、弁護士に依頼する内容や企業法務部門の重点課題などを、潜在的需要の顕在化の観点から調査した。

【弁護士利用機会の変化】

前述の経営法友会調査において、「5 年前と比較して弁護士（法律事務所）の利用機会に変化があるか」を尋ねている。その結果、図表 1－(2)－⑤①－1 のとおり、「増加している」とする回答がいずれの年の調査でも最も多い回答となっているが、22 年調査については 17 年に比べて 10%近く減少した。しかし、依然として過半数（1,035 社中 606 社 58.6%）の企業において弁護士利用機会は増加している状況にある。

図表 1－(2)－⑤①－1 弁護士利用機会の変化

（単位：％）

弁護士の利用機会	H12 調査	H17 調査	H22 調査
増加している	58.3	68.4	58.6
変わらない	36.4	25.0	31.2
減少している	2.3	2.3	4.3
無回答	3.0	4.3	6.0

（注） 経営法友会資料に基づき当省で作成した。

【弁護士に依頼する業務内容】

弁護士に依頼している業務について頻度が高い上位5つを尋ねたところ、図表1-(2)-⑤-2のとおり、平成22年の調査では、訴訟対応が64.5%と最も高く、次いで苦情、トラブルなどの紛争解決が62.2%となっている。

上位を占める依頼内容は17年、22年とも同一傾向となっている。17年調査と22年調査では選択肢の数及び選択数が異なるので、2つの調査の比較は単純にはできないが、「コンプライアンス関係」、「海外の契約書など、法的文書の審査」はこの5年間に依頼が2倍程度増加し、依頼した企業のうち5社に1社において依頼頻度が高い業務内容に挙げられている。

図表1-(2)-⑤-2 弁護士への依頼業務内容

(単位：%、順位)

課題	H17 調査		H22 調査	
	割合	順位	割合	順位
訴訟対応（債権回収・保全を除く）	79.7%	1位	64.5%	1位
苦情、トラブルなどの紛争解決（債権回収・保全を除く）			62.2%	2位
株主総会の準備・運営	38.2%	2位	42.2%	3位
債権回収・保全	36.4%	3位	41.5%	4位
国内契約書などの審査	28.6%	4位	36.1%	5位
国内の戦略法務（M&Aなど）の指導・助言	20.3%	5位	31.6%	6位
意見書・鑑定書の依頼	18.7%	6位	28.7%	7位
コンプライアンス関係	9.4%	9位	21.7%	8位
海外の契約書など、法的文書の審査	11.3%	8位	20.5%	9位
国内の契約書などの作成	12.6%	7位	18.5%	10位
海外の契約書など、法的文書の作成	9.1%	10位	12.7%	11位
海外の戦略法務の指導・助言	4.4%	11位	9.6%	12位
社内の法務教育の講師	3.2%	12位	8.4%	13位

(注) 1 経営法友会資料に基づき当省で作成した。

2 H17調査時は頻度が高い上位3つを選択、H22は上位5つを選択している。

【企業内（法務部門）での重点的課題】

過去5年間に法務部門が重点的に取り組んだ課題について尋ねたところ、図表1-(2)-⑤-3のとおり、平成22年の調査では、「会社法対応」62.8%、「社内法務教育の推進」44.7%、「個人情報保護法・営業機密保護関連」43.0%となっている。

上記②の弁護士への依頼内容と同じく、上位を占める重点的課題は平成17年、22年とも同一傾向となっている。

平成17年調査と22年調査では選択肢の数及び選択数が異なるので、2つの調査の比較は単純にはできないが、5年間で重点課題が大きく異なっているものもある。例えば、平成17年は個人情報保護法関係が75.5%で1位の課題となっていたが、22年は43.0%で3位の課題となっている。このことについて、経営法友

会では、この5年経過の中で、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）の施行に伴う社内体制等の整備が進んだことが伺えるとしている。

一方、平成17年には選択肢に含まれていなかった「下請法の遵守」、「債権管理・回収」、「内部統制システムの確立」、「労務問題」などが22年には上位10位以内に入っている。

図表1-(2)-⑤-3 法務部門が過去5年間に重点的に取り組んだ課題

(単位：％、順位)

課題	H17 調査		H22 調査	
	割合	順位	割合	順位
会社法対応	63.0%	2位	62.8%	1位
社内法務教育の推進	39.8%	4位	44.7%	2位
個人情報保護法・営業機密保護関連	75.7%	1位	43.0%	3位
	23.8%	9位		
コンプライアンスプログラムの制定・推進	59.8%	3位	42.8%	4位
下請法の遵守	—		38.5%	5位
債権管理・回収	—		35.0%	6位
グループ内の企業再編	32.7%	5位	33.2%	7位
M&A等企業再編関連	26.8%	8位	32.3%	8位
内部統制（内部監査）システムの確立	—		32.2%	9位
労務問題	—		28.6%	10位
国内・海外の独禁法遵守	30.7%	7位	27.3%	11位
公益通報者保護法	—		26.8%	12位
知的財産権の保護管理	—		26.2%	13位
危機管理体制の確立	32.1%	6位	23.3%	14位
反社会的勢力による被害への防止策	—		22.9%	15位
企業不祥事対策	—		18.8%	16位
消費者対応関連	10.0%	11位	17.6%	17位

(注) 1 経営法友会資料に基づき当省で作成した。

2 H17 調査時は上位5つを選択、H22は上位7つを選択している。

④ 潜在的需要の発掘に関する関係者の認識

(単位弁護士会の認識)

実地調査において、単位弁護士会に対して法的需要の発掘があったかどうか尋ねたところ、「増えていない」とする弁護士会、また「需要が伸びているのは過払い金返還訴訟事案のみ」や「相談件数は横ばいから減少傾向」と回答するなど、従来からある訴訟案件や相談案件についての回答が多く、潜在的需要という観点から見解を述べたのは、4会である。

具体的には、「セカンドオピニオンを求める相談者が増加している」、「企業等の法遵守意識の向上、市民の権利意識の向上等のニーズに加え、法テラスの犯罪被害者支援や弁護士会の活動の成果等により、弁護士の役割が増大しつつある」とする会が各1会、「以前に比べると裁判実務以外で活躍している者が増えているが、

さらなる需要拡大には、民事司法制度の改革や法的扶助の拡大など、リーガルサービスを受ける機会の充実が必要」、「潜在的需要の効果的な発掘手段が見当たらない」とする会が各1会あった。

(法曹関係者の認識（意識調査結果）)

法曹人口拡大により潜在的需要の発掘が進んだかどうかについて、法科大学院専任教員、新弁護士、旧弁護士に尋ねたところ、図表1-(2)-⑥のとおり、法曹人口が増えたことで「①法曹人口が拡大したことで、潜在していた我が国社会の法的需要の発掘が進んできた。」という項目について、「そう思わない」「どちらかと言えばそう思わない」と回答したのが、専任教員の場合は全体の53.5%、新弁護士は66.7%、旧弁護士は81.0%となっている。

図表1-(2)-⑥ 潜在的法曹需要の発掘に関する認識－法曹関係者回答

(単位：%)

質問項目	そう思う	どちらかと言えばそう思う	neither	どちらかと言えばそう思わない	そう思わない	わからない
①法曹人口が拡大したことで、潜在していた我が国社会の法的需要の発掘が進んできた。						
専任教員	8.0	32.5	27.0	26.5	5.0	
新司法試験を経た弁護士	3.7	21.8	20.0	46.7	7.7	
旧司法試験を経た弁護士	1.7	10.5	19.3	61.7	5.6	
関連自由記載						
潜在的需要の発掘が進んでいない。						
例①：需要は拡大していない。(新弁護士、旧弁護士) 例②：企業、官公庁等へのさらなる職域拡大が必要。(専任教員、新弁護士、旧弁護士) 例③：弁護士(会)による需要発掘に向けた営業活動が必要。(専任教員、新弁護士、旧弁護士) 例④：職域を広げるためには、法曹自身の意識改革が必要。(専任教員、新弁護士、旧弁護士) 例⑤：民事法律扶助の拡充など制度面の改善・強化が必要。(新弁護士、旧弁護士)						計 51 件
需要が増加した・発掘が進んでいる。						
例①：活動領域は拡大した。(旧弁護士) 例②：活動領域の拡大など、需要は増えたが、法曹人口の拡大ほどには増加していない。(新弁護士、旧弁護士)						計 8 件

(注) 当省の意識調査結果による。

(日弁連の認識)

潜在的ニーズの発掘に関して、平成24年1月に日弁連に対する当省の調査によれば、i) 潜在的ニーズの発掘を個々の弁護士が行う事には限界がある、ii) ニーズが潜在している理由が経済的なものである場合は、法律扶助などの公的支援が必要、と回答している。

また、活動領域拡大に係る日弁連としての取組については、第7回フォーラム(平成24年1月27日開催)において報告されたところによると、i) 企業、官公庁、自治体を対象とした弁護士ニーズ調査、ii) 企業内弁護士増加に向けたシンポジウムや経団連等との意見交換会の開催、iii) 国家公務員採用に関する協議会の開催などの働きかけ、iv) 自治体との意見交換会、シンポジウム開催など、「できる限りの活動領域拡大に向けた取組を行ってきている」とされている。

(経営法友会の認識)

平成24年1月に経営法友会に対する当省の調査によれば、企業法務の場面での法曹需要は既に高く、今後更に需要が高まると予想されるのは、i) 旧来型の契約のレビュー、ドラフティング業務といったものに加え、ii) 契約の前段階のプロジェクトの段階からの参画、iii) 企業のコンプライアンス部門の3つが挙げられるとしている。

ii) に関しては、単にニーズを待っているだけでなく、何か新規のプロジェクトなどが開始される段階において、法的な課題は明確にされており、それがクリアできているかといった予防的観点からアドバイスし、当該プロジェクトに早期から参画していけるよう、常日頃から情報収集に努め、社内でのコミュニケーションをよく取ることが必要であるとしている。

iii) に関しては、企業のコンプライアンス意識の高まりを受け、弁護士倫理をしっかりと身につけている者に対し、企業のコンプライアンス作り、社会の一般社員向けの法律研修やセミナーなどの業務を期待する声もあるとしている。

こうした、コミュニケーション能力や法曹倫理といったものに加え、国際的な知見・外国語能力も必須であるとされた。今後ますます国際取引が増加していく中、企業法務に携わる者には、取引相手企業の国・地域の法知識及び高い外国語能力が求められる。それらの能力を養うためには、法科大学院の学習程度ではなく、米国、欧州、BRICs等のロースクールへの留学や事務所での経験、また、その経験を活かした海外とのネットワークが高く評価されるとしている。

ただし、弁護士の採用を拡大することについては、いくつかの支障が示された。それは企業側としてはi) 弁護士としての特別手当、ii) 弁護士会費の企業負担、iii) 弁護士会活動を容認する必要性であり、弁護士側としては、iv) 年齢が高くなるほど、それに見合った他のキャリア・経験を企業側が期待することである。

こうした条件をクリアすることが、企業内弁護士のさらなる増加には必要であろうとの見解であった。なお、i) については、まだ一部に資格料として当然だと思っている者がいるものの、最近の若手弁護士は期待しなくなっており、この面での支障は小さくなってきているとのことである。また、採用は、今後も、

東京や大阪など企業活動の盛んな大都市圏に集中するだろうとしている（注）。

（注） 日弁連が平成 18 年 10～11 月に、国内企業（3,795 社）、外資系企業（1,457 社）等を対象に行った「弁護士採用に関する調査」において（回答数 1,446 社）、弁護士採用にあまり積極的でない企業（1,335 社（92.3%））は、その理由として、i）顧問弁護士で対応は十分（961 社（72.0%））、ii）報酬（給与）が問題（162 社（12.1%））iii）現在の法務部・知財部等のセクションで不自由しない（156 社（11.7%））などを挙げている。

（c） 法的サービスへのアクセスに関する課題

① 法的サービスのアクセスに係る支障

法的サービスへのアクセス拡充について、ゼロ・ワン地域の解消や、自治体・弁護士会による法律相談窓口の拡充、さらに、国民が、あまねく全国において、弁護士等による法的サービスの提供が受けられることを目的としての法テラス設立があった。しかし、上記(b)潜在的需要の発掘②法テラス調査結果にも示したとおり潜在的需要（調査結果から推計した成人人口における法律相談等のニーズ）と顕在化している需要（平成 22 年度の法テラスの法律相談等の件数）に乖離があり、法的サービスの提供を必要としているのに受けられない者が存在することが伺える。

法テラスのニーズとサービスに関するこうした状況については、前述の「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査」によれば、様々な課題があることが指摘されている。

同調査によると、調査時点で、法テラスの無料法律相談について一般の周知度が 22.0%で特に若年層の周知度が低く、また、その利用意欲については積極的な者は 54.1%、どちらかと言えば消極的な者が 38.0%であった。利用に消極的な理由は「面倒」、「話を聞いてくれなさろう」、「話が難しそう」、「相談しても無駄」、など心理的なアクセス障害と法制度への信頼の弱さをうかがわせるものが多く、この他には「法テラスをよく知らない」などの理由が挙げられているとのことである。

同調査では、法テラスの無料法律相談の利用者に対しても、利用への躊躇度合・理由についても尋ねているが、利用者の 2 割強が利用に際して躊躇を感じ（「大いに感じた」「感じた」）、その理由は「費用が分からない」が約 3 割で最多で、次に「弁護士・司法書士は近づきにくい」が約 25%となっている。なお、「弁護士・司法書士は近づきにくい」と答えた者の 74.4%は、法テラスの前に事前に弁護士・司法書士に相談してきているとのことである。躊躇した理由で 3 番目に多かったのは「他人に知られたくない」で約 15%であった。

② 法的サービスへのアクセスに関する関係者認識

（単位弁護士会の認識）

実地調査の対象とした単位弁護士会（22 会）によると、法曹人口の拡大に限らず制度改革全体として、また、その他の弁護士会等の取組等により、「法的サービスへのアクセスが改善した」と具体的な理由を挙げたのが 5 会であった。その具

体的理由としては、i) 身近に居るようになったことから、ii) 競争化により無料相談の料金を安くする者も増えたことから、などである。

一方、「市民は適切な弁護士を選べないことから、法曹人口の増加や相談窓口の増加などでアクセスが増えても、真にアクセスが改善したとは言えない」とする会が3会であった。

(経営法友会の認識)

経営法友会が前述の調査において会員企業に、弁護士に依頼する場合に参考として知りたい情報について上位3つを尋ねたところ、図表1-(2)-㉔のとおり、専門分野、関与事件その他の実績、報酬額という順であった。それぞれの割合は明らかになっていないが、平成17年調査でも同じ順位であったとしてある。

また、同会によれば、弁護士の業務広告が解禁され、専門分野を示すことが可能になっており、ホームページなどでの開示が進んではいるが、顧客としての企業にとっては、より詳細で具体的な情報を得る機会を求めているとしている。

図表1-(2)-㉔ 弁護士について知りたい情報

(単位：社、%)

専門分野	909	87.8
関与事件その他の実績	659	63.7
報酬額	617	59.6
顧問先	161	15.6
法律以外の専門知識	131	12.7
年齢、修習期	52	5.0
学歴、学位	34	3.3
その他	17	1.6
無回答	70	6.8

(注) 経営法友会資料に基づき当省で作成した。

(意識調査 (法曹関係者))

上記(ア) d (e)の意識調査結果のとおり、法的サービスへのアクセス改善に関する法曹関係者の自由記載の中には、市民の弁護士選択における不確実性を危惧する意見があった。具体的には、「仕事の関係で何度も弁護士を使う企業と異なり、一生に一度頼むかどうかというレベルの市民には、正しい弁護士を選ぶことは容易ではなく、選択を間違えば取り返しのつかない不利益を被ることになる。弁護士が増え身近にいるようになったとしても、どのように適切な弁護士にアクセスすれば良いかを知らなければ、アクセスが改善したとは言えない。」といった意見が25件あった。

これに関連して、「弁護士が増え競争が激化する中、TV等の宣伝広告ができる経済的余裕のある事務所、宣伝広告の上手な事務所が、市民からアクセスしやすく選ばれ易い」、「弁護士が増えアクセスが増えたとしても、むしろ低質なサービ

スを提供する者が増えたため、市民の利益をかえって損なう恐れすらある」といった意見もそれぞれ12件ずつあった。

この他、「アクセスを改善するためには、公的扶助の拡充が必要」とする意見が3件あった（それぞれ重複意見を含む。）。

（意識調査（国民））

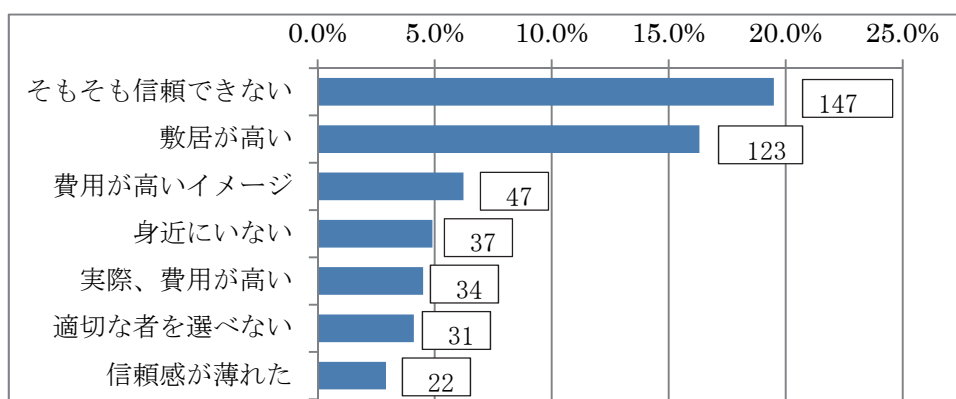
当省が行った意識調査において、法曹人口拡大の効果に関する意見を尋ねた際、図表1-(2)-㉓のとおり、法的サービスへのアクセス障害についての様々な意見が寄せられている。

自由記載欄に具体的な書き込みがあったのは、754件であったが、このうち、特に、「弁護士は利益優先で、信頼できないイメージがある」など弁護士に対する不信感が147件（本項に関する自由記載754件のうち19.5%）、や、「敷居が高く、身近な感じはしない」が123件（16.3%）、「料金が高いイメージがあり使えない」が47件（6.2%）など、前述①法的サービスのアクセスに係る支障と同様、心理的なアクセス障害と法制度への信頼の弱さをうかがわせるものがある。

また、実際に5年以内に弁護士を利用したことがある者では、「料金が高すぎて二度と使いたくないと思わない」、「庶民では弁護士を依頼することは無理だと感じた」とする意見も34件（4.5%）あり、経済的なアクセス障害もみられる。

また、地方を中心に、物理的に「身近にいない」とする意見も37件あるが、前述のような不信感などを背景に、「どのように適切な弁護士を選べば良いかわからないので不安」、「自分の抱えている問題が、弁護士に頼めば解決されるかどうか分からないので、役所などで気軽に相談できる仕組みがあれば安心」といった意見も31件（4.1%）あり、単にアクセスできる数を増やすだけでは解決され得ない課題もみられる。

図1-(2)-㉓ 法曹人口拡大効果に関する自由記載のうち、アクセス障害に係る記載例の、自由記載全体に占める割合（複数計上）



- (注) 1 当省の意識調査結果による。
2 一人の回答者がいくつもの意見を述べている場合、それぞれ1件と計上している。
3 枠内の数字は、同意見の件数を示している。

(3) 評価の結果

ア 法曹人口の拡大とその効果

平成 13 年度から 23 年度までに法曹人口は 1 万 3,295 人の増加で 1.6 倍となっている。増加した法曹人口の法曹三者での内訳は、弁護士 1 万 2,272 人 (1.7 倍)、裁判官 607 人、検察官 416 人 (各 1.3 倍) となっている。

法曹人口、特に、弁護士が増加したことの効果として、

- i) いわゆるゼロ・ワン地域の解消 (平成 13 年には全国に 64 か所あったが、23 年 12 月に一旦全て解消されたこと (ただし、平成 24 年 2 月 1 日現在、ワン地域が新たに発生している。))、
- ii) 弁護士会・地方公共団体による法律相談の拡充 (弁護士会の法律相談は平成 13 年度の 47 万 2,249 件から 22 年度の 62 万 7,329 件へ 1.3 倍増加、実地調査した 58 自治体の相談窓口数は 13 年度の 190 か所から 22 年度の 329 か所に増加)、
- iii) 国選弁護人契約 (登録) の増加 (平成 13 年の 9,683 人から、23 年の 1 万 9,566 人と 2 倍規模に増加)、
- iv) 法曹有資格者及び法科大学院修了者 (有資格者外も含む) の国家公務員数の増加や任期付公務員の在職者数の増加 (平成 13 年度の 10 人から 23 年度の 139 人へ増加)、
- v) 企業内弁護士の増加 (平成 13 年には 4 単位弁護士会 (東京 3 会及び大阪) の 64 人であったものが、23 年には 21 会で 588 人と 9.2 倍規模に増加)、
- vi) 弁護士が関与した裁判・調停件数の増加 (平成 13 年度の 32 万 6,349 件から 22 年度の 48 万 9,800 件へ 1.5 倍規模に増加)、
- vii) 経営法友会としては、法曹人口の拡大により、弁護士の専門化が進み、場面に応じて最適な者を使い分けることが、以前からあったことではあるが、より一層進んだとしていること、
- viii) 当省が行った意識調査において、専任教員及び新・旧弁護士に法曹人口の拡大による効果に関し、国民の法的サービスへのアクセスが拡充したかどうか尋ねたところ、3 者とも 6～8 割が「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と肯定的回答をしていること

が挙げられる。

このように、法曹人口が拡大することで、地域的にも、また、社会の様々な場面において法曹の活躍が広がり、推進計画で目指すとされた「法の精神、法の支配、自由と公正を核とする法 (秩序) が、あまねく国家、社会に浸透し、国民の日常生活において息づく」ための基盤は整備されてきていると言える。

なお、ゼロ・ワン地域については、弁護士会によるひまわり基金や法テラスによる司法過疎地域事務所の開設 (累計で 143 か所)、弁護士会等による派遣弁護士の育成などの取組が多であるとの指摘が日弁連から示されているが、ゼロ・ワン地域の減少と法曹 (弁護士) 人口拡大の間にも一定程度の相関関係がみられることから、ゼロ・ワン地域の解消において、法曹人口拡大と日弁連等の取組 (支援制度) とは、いわば車の両輪の関係にあるものと思われる。

イ 法曹需要の拡大及び顕在化

審議会意見において法曹人口拡大の根拠とされた、法曹・法的サービスへの需要や対処の必要性について、国際化・専門化の進展に伴う新たな分野での動向、地域的偏在の是正、社会生活上の医師としての法曹の役割の増大（法廷外の活動領域の拡大）等の観点で、平成13年から今日までの各指標の推移を調べたところ、同審議会で見込まれたほどの需要の拡大や顕在化を確認することはできなかった。

(7) 法律相談

- i) 弁護士会の法律相談は平成13年度の47万2,249件から22年度の62万7,329件へ1.3倍増加。ただし、その内訳をみると、増加しているのは法律扶助の対象となる法テラスの無料法律相談に集中しており、一方、有料法律相談については、0.55倍とほぼ半減となっている。また、法律相談件数全体をみると、平成22年度の件数は過去4年で最も少ない件数となっている。
- ii) 実地調査した58自治体の相談窓口数は13年度の190か所から22年度の329か所に増加しているが、相談件数については13年度の14万13件から22年度の9万6,004件と減少傾向を示している。

(イ) 新たな需要

- i) 邦人企業の海外現地法人数は21年段階で1万8,200社余りとなっている。また、ジェトロが会員日本企業を対象に、平成20年以降実施している海外事業展開に関する調査では、海外事業の拡大を図る企業は毎年増加しており、20年は928社のうち50.3%が拡大を図るとしていたものが、23年は1,034社のうちの73.2%となっている。また、23年調査（23年11月から12月にかけて実施）では、中小企業においても7割を超える社が海外事業に積極的な姿勢を示している回答となっている。
- ii) 経営法友会からは、今後の日本企業の海外進出に向け、①まずは国内の様々なところに法曹が入ることが、社会全体の法律知識・意識のレベルを上げ、海外進出において発生が予想される法的紛争に対応がスムーズに行くことにつながる、②国際的知見（国際法、語学力）を有する者へのニーズは高いなどの意見が出されている。
- iii) 国際的分野に関する法曹・法的需要については、実地調査した22単位弁護士会のうち2会のみが拡大した（潜在的見込みも含む。）としている。
- iv) 専門的知見を要する訴訟分野の動向として、平成22年度の民事通常第一審事件数の種別件数をみると、労働関係訴訟のみ対16年度比2.9倍と顕著に増加している。ただしその件数は796件であり、民事通常第一審事件の0.3%である。

この他の専門的分野としては、建築、医療訴訟案件の22年度件数の16年度比は1.2～1.3倍程度である。

平成22年度の知財高裁、全高裁、全地裁における知財関係事件の新受件数は、18年度と比べると0.9～1.1倍程度である。平成21年度、22年度の知財高裁及び全地裁の件数を前年度比で見ると増加傾向にあるが、22年度の場合は1.1～1.2倍程度（件数では知財高裁が866件、全地裁が605件）である。

- v) 専門的知見を要する分野の需要拡大を肯定したのは、実地調査した22弁護士会のう

ち4会であり、うち3会は労働関係のみ需要が拡大しているとの認識を示している。

(ウ) 活動領域の拡大

- i) 企業内弁護士は平成13年の64人から23年の588人と増加しているものの、全弁護士に占める割合はいまだ1.9%に過ぎず、弁護士人口の拡大を吸収するほどではない。
- ii) 任期付公務員についても、平成13年度の10人から23年度の139人に増加しているが、やはり弁護士人口の拡大を吸収するほどではない。

(エ) その他の需要動向

- i) 国選弁護士契約について、全国的に契約数は増加しているが、平成22年度の国選弁護（被疑者・被告人）受理件数は、前年度比1.03倍と横ばいであり、国選付添受理件数は前年度比0.77倍と減少傾向にある。また、刑事事件数そのものは近年減少傾向にある。
- ii) 裁判・調停の弁護士関与件数は、平成13年度から22年度にかけて1.5倍の増加となっているが、弁護士1人当たりでみると、13年度の17.9件から22年度の17.0件へと微減となっている。

なお、ここに含まれる民事通常第一審事件数は平成16年度から22年度にかけて14万8,706件から22万7,453件、弁護士関与件数は11万8,192件から17万4,524件に増加しているが、22年度の件数の8割弱はいわゆる過払訴訟案件が含まれる「金銭その他」が占め、当該案件は収束に向かっているため、今後は件数が減少していくものとみられる。

- iii) 主なADR機関のADR件数の推移をみたところ、平成15年度の8,413件から22年度の9,679件と1.2倍の増加にとどまっており、裁判と並ぶ制度を目指したほどには利用が拡大していない。なお、平成21年1月の内閣府世論調査では、ADRそのものを知らなかった者が全体の36.2%となっている。
- iv) 簡易裁判所において取り扱うことができる民事事件（訴訟の目的となる物の価額が140万円を超えない請求事件）等について、代理業務を行うことができる認定司法書士数は平成24年3月1日現在1万3,885人（全司法書士の67.3%）となっている。
- v) 当省が行った意識調査では、潜在的需要の顕在化を、専任教員53.5%、新弁護士66.7%、旧弁護士81.0%が否定している。
- vi) 意識調査で国民に法曹人口拡大の効果を尋ねたところ、「身近なところに弁護士がいるようになり相談しやすくなった」、「法律相談窓口が充実し、相談しやすくなった」との項目については、5割程度が否定（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）、残りは「わからない」とする回答と肯定する回答が2割5分ずつの同程度となっている。

以上のように、審議会意見で予見されたような、法曹人口の拡大が急務とされた需要の大幅な増加あるいは顕在化というものは、確認されなかった。

ウ 3,000人合格目標の達成状況と影響

推進計画における、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めなが

ら、平成 22 年頃には司法試験の合格者数を年間 3,000 人程度とするとの目標について、実際の合格者数は、平成 22 年が 2,133 人、23 年が 2,069 人となっており、目標の 3,000 人の 7 割弱の達成率となっている。

また、単年度合格率でみると、平成 18 年が 48.3%で、以降、割合は毎年低下しており、23 年は 23.5%となっている。このように合格者数が 3,000 人に達しない中、後述図表 4-1(1)-③ (p.318) のとおり、平成 24 年 3 月 31 日時点で 5 年 3 回までの受験資格喪失者数は 4,252 人となっている。

なお、利用者である国民の立場からすると、上記イでも示したとおり、需要が審議会意見において予見されたほどには拡大・顕在化しておらず、ただちに 3,000 人を達成しなければならないほどの大きな支障は確認されていない。

一方、3,000 人の目標に達してはいなくとも、現在の需要規模の中、年間 2,000 人規模の合格者数が輩出されるようになったことで、新たに、就職難や即独の発生・増加が重要な課題として指摘されている。

弁護士の一括登録日における未登録者数の推移をみると、修習期が上がるにつれ、その数が多くなっており、新 60 期の一括登録時点の未登録者数は 32 人（全体の 3.3%）であったのに対し、新 64 期の一括登録時点の未登録者数は 400 人（全体の 20.1%）と、過去最高の人数となっている。ただし、一括登録時点での未登録者は、過去の例からみれば、時間の経過とともに減少するとみられる。

実地調査した 22 単位弁護士会のうち、18 会は、就職難の発生を指摘あるいは今後の発生を危惧、11 会は、法律事務所に就職ができないことから、いわゆる「即独」、「ノキ弁」が発生するようになった、あるいはそうした者が以前より増加していると回答している。

さらに当省が行った意識調査において、法曹人口が拡大したことにより弁護士の雇用環境が悪化（いわゆる「就職難」が発生）しているとの項目に対し、専任教員の 81.0%、新弁護士の 97.6%、旧弁護士の 97.2%が「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と肯定する回答をしている。

日弁連によれば、弁護士の就職難や即独、ノキ弁の増加は、そのこと自体が問題ではなく、そこから様々な問題が発生するとしており、特に、新人弁護士が一人前になるために必須とされる先輩弁護士からの指導を受ける OJT 機会が持てないことについては、弁護士個人だけではなく、利用者の利益に係わる問題であるとしている。同様の指摘は実地調査した 22 単位弁護士会からもあり、現段階で OJT の機会が失われているとしたのが 8 会、今後、そうした懸念があったとしたのが 5 会であった。また、4 会は、OJT 不足により弁護士の質が低下することを懸念し、かつ、弁護士の良し悪しを正しく判断できない状態で仕事を依頼せざるを得ない一般市民への被害・悪影響を指摘している。

なお、「法曹養成検討会における司法修習委員会の議論とりまとめ」（平成 16 年 7 月 2 日）において、法曹養成のうち司法修習の課程においては、基礎となる実務的能力を養成し、各分野に特有の専門的知識・技法や技術的・形式的事項については、それぞれの法曹資格取得後の継続教育（OJT を含む。）に委ねることが望ましいとしており、OJT 機会が法曹養成過程の一部であるとしている。

このように、現状では 3,000 人合格目標は達成されていないものの、法曹人口の拡大の根拠となった需要の大幅な拡大・顕在化はしておらず、3,000 人未達成による支障は確認

されていないが、一方、現状の2,000人規模の合格者数でも就職難の発生やOJT不足などの課題が指摘されている。

エ 需要拡大の可能性

現行の需要規模における2,000人規模の合格者により就職難等の問題の発生が指摘されている状況となっているが、今後の需要動向によってはこの状況も変わり得るといえ、実際、需要拡大の可能性（潜在的需要）を示唆する調査結果も現れている。

当省が行った意識調査において、3,000人目標が達成されていないことに関し、「法曹人口は現在の需要に見合っており、目標未達成でも問題はない」との項目については、肯定する意見、否定する意見、わからないとする意見がほぼ同率となっている。また、上記アのとおり、国民の法的サービスへのアクセスを可能とする基盤は整備されつつあるが、その一方で、意識調査において国民からは、「弁護士は信用できない」（147件）、「敷居が高い」（123件）、「料金が低い（イメージも含む。）」（81件）、「選び方が分からない」（31件）等の意見が寄せられている。

このほか、実地調査した58自治体のうち16自治体からは、法曹人口の拡大により、専門的知見を有する弁護士が増加することへの期待、4自治体からは弁護士の専門性に係る情報の明確な開示が望ましいとする意見が出されており、また、企業では弁護士の専門性・国際性に期待をしているとの調査結果もあった。ただし、弁護士の専門分野を認定・登録する制度はない。

このようなことから、今後、弁護士に関する情報開示・広報の充実、弁護士の専門性・国際性を高める取組の充実などが図られることにより、弁護士活動が十分に浸透し、さらに需要が拡大していく可能性も推察される。

以上のことから、法曹人口の拡大に関しては、次のような課題が認められる。

法曹人口の増員ペース（年間合格者数）に関しては、当初の議論において、具体的なデータ分析による需要動向の将来予測に基づき目標が出されていたわけではなく、3,000人合格目標については、合格率の低下傾向からみても、近い将来の達成は見込み難い。一方、弁護士の活動領域の拡大、弁護士関与事件数等の増加などの需要拡大はあるものの量的に小さく、法曹の利用者である国民の立場からみても、3,000人が合格していないことによる大きな支障は認められていない。今後、需要が拡大する可能性も否定されるものではないが、現状では2,000人規模の増員ペース（年間合格者数）を吸収する需要は顕在化しておらず、現在の需要規模と増員ペースの下、弁護士の供給過多となり、新人弁護士の就職難や即独、ノキ弁が発生・増加し、OJT不足による質の低下などの課題が指摘される状況となっている。

年間合格者数に関しては、これまでのところ目標値についての検討はなされていない。

2 法科大学院教育

(1) 法科大学院教育の目標の達成状況

(要旨)

法科大学院は、司法試験（法科大学院の教育内容を踏まえた新たな司法試験をいう。以下同じ。）、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関として位置付けられており、多様なバックグラウンドを有する人材を広く受け入れ、密度の高い授業により、将来の法曹として必要な学識、その応用能力等を修得させることが求められている。

これについては、「司法制度改革審議会意見書－21世紀の日本を支える司法制度－」（平成13年6月。以下「審議会意見」という。）において、法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約7～8割）の者が司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきとされている。また、この内容は、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」（平成20年3月25日閣議決定）及び「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）に重点計画事項として盛り込まれている。

各年度の法科大学院修了者を母数として、法科大学院修了後5年間の受験機会を経た後の合格率（以下「累積合格率」という。）をみると、平成17年度修了者は69.76%と目標の中で例示された合格率の下限にほぼ到達したが、18年度修了者は49.52%と目標の中で例示された合格率に達していない。

これを法科大学院別にみると、平成17年度修了者が目標の中で例示された合格率を達成したものは、57校中26校（45.61%）、18年度修了者では、68校中7校（10.29%）である。

平成17年度修了者と18年度修了者との達成状況に相当な差異があるのは、17年度修了者が既修者（注）のみであるのに対し、18年度修了者は未修者と既修者の両方となっていることによる。

（注）既修者とは、法科大学院における既修者認定試験に合格し、法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると法科大学院が認める者が学ぶ課程をいい、それ以外の者が学ぶ課程を未修者という。標準修業年限は、未修者については3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号。以下「設置基準」という。）第18条第2項）、既修者については2年（設置基準第25条第1項及び第2項）とされている。

既修者と未修者との違いは、法学部卒業生であるかどうかではなく、法学部出身者であっても、既修者認定試験を受験しない、又は不合格になった者は未修者となる。したがって、既修者、未修者とも、法学部と法学部以外の学部の出身者が混在することになる。

各年度修了者の累積合格率の推移をみると、既修者は平成17年度修了者69.76%、18年度修了者63.43%、19年度修了者64.79%、20年度修了者66.86%と安定的に推移している。一方、未修者は平成18年度修了者39.47%、19年度修了者31.41%、20年度修了者28.90%と低下傾向にある。

また、平成18年度から20年度までの修了者について、目標の中で例示された合格率を達成している法科大学院は、いずれも7校あるが、その実校数は10校

であり、固定化されている。一方、この間の累積合格率が10%未満の法科大学院は、平成18年度修了者では3校、19年度修了者では8校、20年度修了者では7校あり（実校数は12校）、法科大学院間の格差が生じている。

さらに、司法試験の年間合格者数3,000人が達成されず、また、単年度合格率も低迷し、法科大学院志願者数の減少が続く中、一部の法科大学院では教育の質が確保されていないとの指摘があることを踏まえ、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審法科大学院特別委員会」という。）では、法科大学院における教育の質の一層の向上を図るための改善方策について審議し、平成21年4月17日、「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「中教審法科大学院特別委員会報告」という。）を取りまとめている。これを受け、文部科学省は、平成21年度から、各法科大学院に対し、法科大学院の教育の質を確保するための取組を行うよう促している。

ア 制度の概要

（法科大学院教育の目標）

「司法制度改革審議会意見書－21世紀の日本を支える司法制度－」（平成13年6月。以下「審議会意見」という。）において、法科大学院の教育内容及び教育方法について、「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備するという趣旨からすれば、法科大学院の学生が在学期間中その課程の履修に専念できるような仕組みとすることが肝要とされている。また、このような観点から、法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約7～8割）の者が司法試験（法科大学院の教育内容を踏まえた新たな司法試験をいう。以下同じ。）に合格できるよう、充実した教育を行うべきとされている。

また、この内容は、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」（平成20年3月25日閣議決定）及び「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）に重点計画事項として盛り込まれている。また、その際、司法試験は資格試験であって競争試験ではないことに留意し、司法修習を経れば、法曹としての活動を始めることができる程度の知識、思考力、分析力、表現力等の資質を備えているかどうかを判定する試験として実施し、既に実施された試験については、このような観点からの検証を行った上でその結果を速やかに公表するとされている。

イ 政策効果の把握結果

（目標の達成状況）

各年度の法科大学院修了者を母数として、この目標の中で例示された合格率（法科大学院修了後5年間の受験機会を経た後の合格率（以下「累積合格率」

という。)) の達成状況をみると、図表 2 - (1) - ①のとおり、平成 17 年度修了者 2,176 人のうち司法試験合格者 (18 年から 22 年受験) は 1,518 人、合格率 69.76%、18 年度修了者 4,418 人では、2,188 人 (19 年から 23 年受験)、合格率 49.52%となっている。

このように、累積合格率は、平成 17 年度修了者は目標の中で例示された合格率の下限にほぼ達したが、18 年度修了者は目標の中で例示された合格率に達していない。

図表 2 - (1) - ① 平成 17 年度修了者及び 18 年度修了者の累積合格率

(単位：人、%)

	平成 17 年度修了者 (18 年～22 年受験)	18 年度修了者 (19 年～23 年受験)
修了者数	2,176	4,418
合格者数	1,518	2,188
累積合格率	69.76	49.52

(注) 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

これを法科大学院別にみると、図表 2 - (1) - ②のとおり、平成 17 年度修了者が目標の中で例示された合格率を達成したものは、57 校中 26 校 (45.61%)、18 年度修了者では、68 校中 7 校 (10.29%) である。

平成 17 年度修了者と 18 年度修了者との達成状況に相当な差異があるのは、17 年度修了者が既修者 (注) のみであるのに対し、18 年度修了者は未修者と既修者の両方となっていることによる。

(注) 既修者とは、法科大学院における既修者認定試験に合格し、法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると法科大学院が認める者が学ぶ課程をいい、それ以外の者が学ぶ課程を未修者という。標準修業年限は、未修者については 3 年 (専門職大学院設置基準 (平成 15 年文部科学省令第 16 号。以下「設置基準」という。) 第 18 条第 2 項)、既修者については 2 年 (設置基準第 25 条第 1 項及び第 2 項) とされている。

既修者と未修者との違いは、法学部卒業者であるかどうかではなく、法学部出身者であっても、既修者認定試験を受験しない、又は不合格になった者は未修者となる。したがって、既修者、未修者とも、法学部と法学部以外の学部の出身者が混在することになる。

図表 2 - (1) - ② 平成 17 年度修了者及び 18 年度修了者が目標の中で例示された合格率を達成している法科大学院

平成 17 年度修了者 (18 年～22 年受験可)	18 年度修了者 (19 年～23 年受験可)
100% : 4 校 80%以上 90%未満 : 13 校 70%以上 80%未満 9 校	80%以上 90%未満 : 2 校 70%以上 80%未満 : 5 校

(注) 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

平成 18 年度修了者の合格者数及び合格率を未修者、既修者の別にみると、図表 2 - (1) - ③のとおり、未修者は 2,564 人の修了者のうち合格者は 1,012 人、合格率は 39.47%であり、目標の中で例示された合格率を達成した法科大学院は、68 校中 3 校 (4.41%) となっている。また、既修者は 1,854 人の修了者のうち合格者は 1,176 人、合格率は 63.43%であり、目標の中で例示された合格率を達成した法科大学院は、55 校中 18 校 (32.73%) となっている。

図表 2 - (1) - ③ 平成 18 年度修了者が目標の中で例示された合格率を達成している法科大学院 (未修者、既修者別)

未修者	既修者
80%以上 90%未満 : 2 校 70%以上 80%未満 : 1 校	100% : 9 校 80%以上 90%未満 : 5 校 70%以上 80%未満 : 4 校

(注) 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

(累積合格率の推移)

修了者全体の累積合格率は、図表 2 - (1) - ④のとおり、平成 17 年度修了者 69.76%、18 年度修了者 49.52%、19 年度修了者 45.34%、20 年度修了者 44.61%、21 年度修了者 37.52%、22 年度修了者 25.29%と低下傾向を示している。

未修者の累積合格率は、図表 2 - (1) - ④のとおり、平成 18 年度修了者 39.47%、19 年度修了者 31.41%、20 年度修了者 28.90%、21 年度修了者 23.68%、22 年度修了者 16.22%と低下傾向を示している。

一方、既修者の累積合格率は、図表 2 - (1) - ④のとおり、平成 17 年度修了者 69.76%、18 年度修了者 63.43%、19 年度修了者 64.79%、20 年度修了者 66.86%、21 年度修了者 57.76%、22 年度修了者 37.99%と、受験回数が 1 回しかない 22 年度を除けば、ほぼ 6 割程度で安定的に推移している。

図表 2 - (1) - ④ 累積合格率（修了年度別）

（単位：人、％）

		平成 17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
全 体	修了者	2,176	4,418	4,910	4,994	4,792	4,535
	合格者	1,518	2,188	2,226	2,228	1,798	1,147
	合格率	69.76	49.52	45.34	44.61	37.52	25.29
未 修 者	修了者	-	2,564	2,862	2,927	2,846	2,645
	合格者	-	1,012	899	846	674	429
	合格率	-	39.47	31.41	28.90	23.68	16.22
既 修 者	修了者	2,176	1,854	2,048	2,067	1,946	1,890
	合格者	1,518	1,176	1,327	1,382	1,124	718
	合格率	69.76	63.43	64.79	66.86	57.76	37.99

（注）法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

（単年度合格率の推移）

全体の単年度合格率は、図表 2 - (1) - ⑤のとおり、平成 18 年 48.25%、19 年 40.18%、20 年 32.98%、21 年 27.64%、22 年 25.41%、23 年 23.54%と低下傾向にあり、19 年と比べると 41.41%低下している。

未修者の単年度合格率は、図表 2 - (1) - ⑤のとおり、平成 19 年 32.35%、20 年 22.52%、21 年 18.87%、22 年 17.30%、23 年 16.23%と低下傾向にあり、19 年と比べると 49.83%低下している。

一方、既修者の単年度合格率も、図表 2 - (1) - ⑤のとおり、平成 18 年 48.25%、19 年 46.01%、20 年 44.34%、21 年 38.67%、22 年 37.02%、23 年 35.42%と低下傾向にあるが、18 年と比べると 26.59%の低下で、低下幅は未修者に比べ小さい。

図表 2 - (1) - ⑤ 単年度合格率

(単位：人、%)

		平成 18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年
全 体	受験者	2,091	4,607	6,261	7,392	8,163	8,765
	合格者	1,009	1,851	2,065	2,043	2,074	2,063
	合格率	48.25	40.18	32.98	27.64	25.41	23.54
未 修 者	受験者	-	1,966	3,259	4,118	4,808	5,428
	合格者	-	636	734	777	832	881
	合格率	-	32.35	22.52	18.87	17.30	16.23
既 修 者	受験者	2,091	2,641	3,002	3,274	3,355	3,337
	合格者	1,009	1,215	1,331	1,266	1,242	1,182
	合格率	48.25	46.01	44.34	38.67	37.02	35.42

(注) 法務省の資料による。

(目標達成校と 10%未満校)

個別の法科大学院ごとに、未修者の修了者が初めて受験した平成 19 年から 23 年までの司法試験の累積合格率をみると、18 年度から 20 年度までの修了者について目標の中で例示された合格率を達成している法科大学院は、図表 2 - (1) - ⑥のとおり、いずれも 7 校あるが、その実校数は 10 校であり、固定化されている。一方、この間の累積合格率が 10%未満の法科大学院は、図表 2 - (1) - ⑦のとおり、平成 18 年度修了者では 3 校、19 年度修了者では 8 校、20 年度修了者では 7 校あり(実校数は 12 校)、法科大学院間の格差が生じている。

図表 2 - (1) - ⑥ 累積合格率が目標の中で例示された合格率を達成している法科大学院

平成 18 年度修了者 (19 年～23 年受験可)	19 年度修了者 (20 年～23 年受験可)	20 年度修了者 (21 年～23 年受験可)
80%以上 90%未満: 2 校 70%以上 80%未満: 5 校	70%以上 80%未満: 7 校	80%以上 90%未満: 1 校 70%以上 80%未満: 6 校

(注) 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

図表 2 - (1) - ⑦ 累積合格率が 10%未満の法科大学院

平成 18 年度修了者 (19 年～23 年受験可)	19 年度修了者 (20 年～23 年受験可)	20 年度修了者 (21 年～23 年受験可)
5 % 未満 : 1 校	5 % 未満 : 4 校	5 % 未満 : 3 校
5 % 以上 10 % 未満 : 2 校	5 % 以上 10 % 未満 : 4 校	5 % 以上 10 % 未満 : 4 校

(注) 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

(法科大学院の教育の質の向上のための取組)

司法試験の年間合格者数 3,000 人が達成されず、また、単年度合格率も低迷し、法科大学院志願者数の減少が続く中、一部の法科大学院では教育の質が確保されていないとの指摘があることを踏まえ、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審法科大学院特別委員会」という。）では、法科大学院における教育の質の一層の向上を図るための改善方策について審議し、平成 21 年 4 月 17 日、「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「中教審法科大学院特別委員会報告」という。）を取りまとめている。これを受け、文部科学省は、平成 21 年度から、各法科大学院に対し、法科大学院の教育の質を確保するための取組を行うよう促している（取組の詳細については、後述 2 - (2)以降を参照）。

ウ 評価の結果

法科大学院は、司法試験、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関として位置付けられており、多様なバックグラウンドを有する人材を広く受け入れ、密度の高い授業により、将来の法曹として必要な学識及びその応用能力並びに実務の基礎的素養を修得させることを目的としている。

多様なバックグラウンドを有する人材の受入れという点については、法科大学院の中には、出願資格を社会人（フルタイム）経験者を有する者とするもの、夜間コースや平日夜間・土日開講を行うものなど、有職社会人等を積極的に受け入れ、多様性の確保を図っているものがある。

また、各法科大学院においては、理論と実務との架橋を意識し、積極的に法律実務基礎教育に取り組んでおり、実地調査した 38 法科大学院でみると、エクスターンシップを開講しているものが 36 校、リーガルクリニックを開講しているものが 25 校などとなっている。

これらの取組は、法曹養成制度改革の理念に沿ったものと評価されるべきものである。

上記の目的に鑑みると、「規制改革推進のための 3 か年計画」（平成 19 年 6 月 22 日閣議決定）等において示された、法科大学院を修了した者のうち相当程度（例えば約 7 ～ 8 割）の者が司法試験に合格できるよう努めるという教育上の目標の中で例示された合格率は、前提条件（法曹となるべき資質・意欲を

持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われること)が付いているとは言え、維持されるべきものである。

しかし、平成 17 年度修了者は 69.76%と目標の中で例示された合格率の下限にほぼ到達したが、18 年度修了者は 49.52%で目標の中で例示された合格率に達していない。

この達成状況の差は、平成 17 年度修了者が既修者のみであるのに対し、18 年度修了者は未修者と既修者の両方となっていることによる。

未修者の司法試験合格率は、累積でも単年度でも、既修者に比べ相当低くなっており、例えば、各年度修了者の累積合格率の推移をみると、既修者は安定的に推移しているのに比べ、未修者は低下傾向にある。

また、平成 18 年度から 20 年度までの修了者について、目標の中で例示された合格率を達成している法科大学院は、いずれも 7 校あるが、その実校数は 10 校と少なく、固定化されている。一方、この間の累積合格率が 10%未満の法科大学院は、平成 18 年度修了者では 3 校、19 年度修了者では 8 校、20 年度修了者では 7 校あり（実校数は 12 校）、法科大学院間の格差が生じている。

このような状況から、法科大学院全体として、教育上の目標の中で例示された合格率を達成するのは、現状では困難とみられる。

今後は、法科大学院の教育の質を一層向上させ、未修者と既修者や、法科大学院間の格差を解消していくことが課題である。

(2) 入学者の質の確保

ア 適性試験の活用

(要旨)

審議会意見においては、法科大学院の入学者選抜について、「入学者選抜は、公平性、開放性、多様性の確保を旨とし、入学試験のほか、学部成績や活動実績等を総合的に考慮して可否を判定すべきである。多様性の拡大を図るため、法学部以外の学部の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるべきである」と提言されている。また、法学既修者であるか否かを問わず、全ての出願者について適性試験(注)を行うという方向で各試験の在り方を検討する必要があるとし、その際、適性試験は統一的なものとするのが適切であると提言されている。

(注) 法律学についての知識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試す試験である。

適性試験は、各法科大学院が独自に実施するのではなく、統一的な試験として適性試験実施機関(注)が実施しているが、その受験については、当該適性試験を明確に義務付ける根拠規定はなく、受験を義務付けるかは、各法科大学院の裁量に委ねられている。ただし、設置基準第20条において「入学者の適性を適確かつ客観的に評価する」と定められているのは、審議会意見の趣旨を徹底するため、統一的な適性試験の受験による適性の評価を想定しているものであり、事実上の根拠規定であるといえる。全74法科大学院は、入学者選抜試験において適性試験の成績の提出を義務付けている。このため、法科大学院志願者は、まず適性試験実施機関が実施する適性試験を受験し、その結果を添えて、希望する各法科大学院の入学者選抜試験に出願、受験することとなる。

(注) 適性試験実施機関としては、平成15年度から22年度までは、独立行政法人大学入試センターと財団法人日弁連法務研究財団の2機関があり、それぞれ別個に適性試験を実施していた。

平成23年度からは、独立行政法人大学入試センターが撤退し、法科大学院協会、公益財団法人日弁連法務研究財団及び社団法人商事法務研究会の3者が共同で設置する適性試験管理委員会が、唯一の適性試験実施機関となっている。適性試験は年2回行われており、受験料は1回1万5,750円となっている。

なお、平成23年度適性試験の志願者7,829人のうち5,503人(70.29%)が2回受験を申し込んでいる。

中教審法科大学院特別委員会では、入学者の質を確保するため、適性試験の最低基準点を設定することを求めており、その目安を総受験者の下位から15%程度としている。中教審法科大学院特別委員会の改善状況調査結果(平成23年9月14日)では、平成23年度入学者選抜試験において、73法科大学院中54法科大学院が結果として適性試験の下位15%未満の者を合格させていないことが明らかにされている。

適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関性については、法科大学院協会が取りまとめた「適性試験成績と法科大学院学業成績との相関関係に関する調査研究報告書」(平成20年3月。以下「調査研究報告書」という。)において、一部の法科大学院では有意な相関性がみられたとされている。

当省が実地調査した 38 法科大学院においては、適性試験の最低基準点を設定しているもの、設定していないものが、いずれも 19 校であった。

また、適性試験の成績と法科大学院入学後の相関性について、相関があるとするものが 7 校、相関がないとするものが 22 校、分からないとするものが 9 校であった。

さらに、入学者選抜試験における配点割合を調査したところ、配点割合を下げているものが 11 校、配点割合を上げているものが 5 校であった。

当省が実施した意識調査において、法科大学院専任教員（以下「専任教員」という。）、法科大学院の最終年次に在籍している学生（以下「学生」という。）、法科大学院を修了し司法試験受験中の者（平成 23 年司法試験合格者を含む。以下「修了者」という。）及び新司法試験制度を経た弁護士（以下「新弁護士」という。）の計 1,364 人を対象に、適性試験の有効性の評価について尋ねたところ、「①法曹養成に特化した教育を行う前提として、判断力・思考力・分析力・表現力等の資質を測るため有効である。」との回答肢に対し「そう思う」（「どちらかと言えばそう思う」を含む。以下同じ。）と回答した者は 33.2%、「そう思わない」（「どちらかと言えばそう思わない」を含む。以下同じ。）と回答した者は 55.5%、「②適性試験の成績と法科大学院の成績に一定の相関が認められ、入学者の適性の評価としては有効である。」との回答肢に対し「そう思う」と回答した者は 22.5%、「そう思わない」と回答した者は 58.0%、「③適性試験の成績と司法試験の成績に相関は認められないなど、あまり有効とはいえない。」との回答肢に対し「そう思う」と回答した者は 57.0%、「そう思わない」と回答した者は 24.1%となっている。

(7) 制度の概要

審議会意見においては、法科大学院の入学者選抜について、「入学者選抜は、公平性、開放性、多様性の確保を旨とし、入学試験のほか、学部成績や活動実績等を総合的に考慮して合否を判定すべきである。多様性の拡大を図るため、法学部以外の学部の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるべきである」と提言されている。また、法学既修者であるか否かを問わず、全ての出願者について適性試験（注）を行うという方向で各試験の在り方を検討する必要があるとし、その際、適性試験は統一的なものとするのが適切であると提言されている。

（注）法律学についての知識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試す試験である。

（適性試験の導入状況）

適性試験は、各法科大学院が独自に実施するのではなく、統一的な試験として適性試験実施機関（注）が実施しているが、その受験については、当該適性試験を明確に義務付ける根拠規定はなく、受験を義務付けるかは、各法

科大学院の裁量に委ねられている。ただし、設置基準第 20 条において「入学者の適性を適確かつ客観的に評価する」と定められているのは、審議会意見の趣旨を徹底するため、統一的な適性試験の受験による適性の評価を想定しているものであり、事実上の根拠規定であるといえる。全 74 法科大学院は、入学者選抜試験において適性試験の成績の提出を義務付けている。このため、法科大学院志願者は、まず適性試験実施機関が実施する適性試験を受験し、その結果を添えて、希望する各法科大学院の入学者選抜試験に出願、受験することとなる。

(注) 適性試験実施機関としては、平成 15 年度から 22 年度までは、独立行政法人大学入試センターと財団法人日弁連法務研究財団の 2 機関があり、それぞれ別個に適性試験を実施していた。

平成 23 年度からは、独立行政法人大学入試センターが撤退し、法科大学院協会、公益財団法人日弁連法務研究財団及び社団法人商事法務研究会の 3 者が共同で設置する適性試験管理委員会が、唯一の適性試験実施機関となっている。適性試験は年 2 回行われており、受験料は 1 回 1 万 5,750 円となっている。

なお、平成 23 年度適性試験の志願者 7,829 人のうち 5,503 人 (70.29%) が 2 回受験を申し込んでいる。

なお、適性試験の志願者数は、平成 15 年度は延べ 5 万 9,393 人 (独立行政法人大学入試センターが 3 万 9,350 人、財団法人日弁連法務研究財団が 2 万 43 人) であったが、減少傾向にあり、22 年度は延べ 1 万 6,470 人 (独立行政法人大学入試センターが 8,650 人、公益財団法人日弁連法務研究財団が 7,820 人) となっており、適性試験実施機関が一本化された 23 年度は 7,249 人 (延べ 1 万 2,173 人) となっている。

(適性試験の意義)

中教審法科大学院特別委員会報告においては、「適性試験は、法科大学院入学時に、法科大学院における学修の前提として要求される法律以外の能力を測るものであり、法律そのものの試験ではないので、必ずしも法科大学院の成績や司法試験の成績との相関関係は強くないが、そこで測定される一定程度の判断力・思考力・分析力・表現力等は高度専門職業人として備えるべき資質・能力である。このため、法科大学院の入学者選抜においては、他の成績と合わせた総合判定の考慮要素の一つとして、または、もっぱら入学最低基準点として、適性試験を重要な判定資料として活用することが求められる。」とされ、法科大学院の成績等との相関関係は強くないとしながらも、「適性試験の得点も含む総合判定方式で合否を決定する場合であっても、適性試験を課している制度趣旨を無意味にするような著しく低い点数の者を入学させないよう、統一的な入学最低基準点を設定する必要がある。」とされている。

(最低基準点の設定)

中教審法科大学院特別委員会報告においては、「統一的な最低基準点につ

いては、総受験者の下位から 15%程度の人数を目安として、適性試験実施機関において、毎年の総受験者数、平均点、得点分布状況や標準偏差など諸要素を考慮しながら、当該年度の具体的な基準点が設定されるべきである。この目安については、将来的に、受験者の状況等を踏まえながら、適切な時期に再度の検証をすることが求められる。」とされている。また、中教審法科大学院特別委員会では、「適性試験最低基準点の目安については、絶対点での設定は困難であり、また必ずしも適切でもないため、相対的な得点分布を基に、平均点の上下標準偏差の広がりとして、おおむね7割の者が入るところが標準偏差の範囲とされ、そこから外れる上下15%のうち、下位の15%については著しく低い得点として考えられていることなどを踏まえて、目安として提言されたものである。」としている。

なお、第47回中教審法科大学院特別委員会（平成24年3月7日）において、適性試験の最低基準点については、各法科大学院が総受験者の下位から15%を基本として設定する必要があるとの考え方が示された。

（改善状況調査結果）

中教審法科大学院特別委員会の各法科大学院の改善状況に係る調査（以下、「改善状況調査」という。）結果（平成23年9月14日）では、「平成23年度の入学者選抜において、適性試験最低基準点を設定したものは、73法科大学院（入学者募集を止めた1校を除く。）中27法科大学院であり、そのほとんどが総受験者数の下位から15%の者が属する点数又はそれを上回る点数を基準点としている。また、適性試験最低基準点を設定するまでには至っていないものの、選抜の過程において適性試験の点数が著しく低い者は不合格とする運用を行っているものも少なくなく、全体で54法科大学院が結果として適性試験の下位15%未満の者を合格させていない。その一方で、19法科大学院では、適性試験の下位15%未満の者を合格させている。」となっている。

しかし、この19法科大学院からは、i) 適性試験の成績や法科大学院入学後の成績、司法試験との成績との間に有意の相関が認められない、ii) 適性試験の成績が著しく低い者であっても入学後に学力が伸びる可能性があることから、入学者選抜の段階で絞り切ることは適切でないといった意見が出されている。

これに対して、中教審法科大学院特別委員会は、「これまで得られた検証結果等に照らす限り、適性試験の点数が高い者は法科大学院入学後の成績が良い、あるいは、新司法試験の成績も良いという正の相関が顕著に認められるとは言えない。しかし、ごく一部の例外を除くと、適性試験の点数が著しく低い者は、一般に法科大学院入学後の成績も良くなく、仮に修了できたとしても新司法試験に合格していないという指摘（注）もある。そのような意味から、入学者選抜における質の確保のための最低ラインとして、適性試験の点数が著しく低い者を合格させることのないように、適性試験最低基準点

を設定し、厳格に運用することが必要と考えられる。」と反論している。

(注) 改善状況調査時における調査対象法科大学院の専任教員の実感

(適性試験の成績と法科大学院入学後の成績等との相関性の調査)

文部科学省から「先導的・大学改革推進委託事業」による委託を受けて実施した「法科大学院入学者選抜における適性試験の実効性等に関する調査研究」(受託校：京都大学)の一部として、法科大学院協会が、独立行政法人大学入試センター及び財団法人日弁連法務研究財団と緊密に連携して実施し取りまとめた「適性試験成績と法科大学院学業成績との相関関係に関する調査研究報告書」(平成20年3月。以下「調査研究報告書」という。)においては、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績又は司法試験の合否との相関性を分析している。

(法科大学院入学後の成績との相関関係)

平成16年度、17年度のいずれかの年度の入学者において、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との間の相関係数の一部が有意になる法科大学院は、図表2-(2)-ア-①のとおり、既修者、未修者のいずれも4校みられる。有意な相関係数として算出された値は、入学者の人数が非常に少ない場合(協力校8既修者)を別にすれば、既修者で0.2台前半から0.3台前半、未修者で0.2台後半から0.3台後半程度となっている。

入学者選抜を経ることで適性試験の成績の標準偏差が小さくなった影響を補正すると、図表2-(2)-ア-①のとおり、既修者では補正することにより0.2以上の値となる場所はみられなかったが、未修者では補正することにより0.2以上の値となる場所が7校みられる。

補正した相関係数を含めて考えれば、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績の間にある程度の相関がみられるものは、既修者よりも未修者に多くなっている。

これは、既修者では何らかの形で法律科目の試験が課されており、法律の知識という点ではある水準以上の集団が入学することとなるため、法科大学院入学後の成績の標準偏差が小さくなる可能性があることによる。一方、未修者には法律科目の試験は課せられないので、法律の知識という点では、既修者に比べ個人差が大きな集団が入学することとなり、法科大学院入学後の成績の標準偏差も大きくなる可能性が高いことによる。

(司法試験の合否との相関関係)

平成16年度の既修者の入学者において、適性試験の成績と司法試験の合否との間の相関係数が有意となった法科大学院は1校(協力校12既修者)のみである(図表2-(2)-ア-①参照)。受験者全体の標準偏差(14.19点)と各法科大学院入学者の標準偏差(3.87から9.06)の大きさからみると、法科大学院を志願する集団が、適性試験、入学者選抜試験を経て、法科大学

院ごとに似通った能力の集団に分割されたことが示唆される。また、司法試験については合格又は不合格の極端に刻みの粗い尺度であり、このように細分された集団（各法科大学院）の中では、適性試験の成績と司法試験の合否との間に強い相関関係がみられなくても不思議はない。

そこで、平成 16 年度の既修者の入学者の適性試験の成績と 18 年度の司法試験の合否を対応させた情報（824 名分）に基づいて、司法試験合格率が適性試験の成績によって連続的に変化する現象を関数化して、各法科大学院の入学者の適性試験の成績の平均値から、その法科大学院出身者の司法試験合格率の予測するモデルに組み入れたところ、各法科大学院の司法試験合格率の実測値に適合する傾向がみられた。これは、個別の法科大学院では適性試験の成績と司法試験の合否との間に有意な相関がみられなくても、法科大学院全体を考慮したモデルに当てはめれば、適性試験の成績から司法試験の合否を予測することが可能である（適性試験の成績と司法試験の合否との間に有意な相関がある）ことを示している。

図表 2 - (2) - ア - ① 適性試験の成績と法科大学院入学後の成績又は司法試験の合否との相関性の有無

		平成 16 年度入学者		平成 17 年度入学者	
		成績 (G P A)	司法試験	成績 (G P A)	司法試験
協力校 1 (小規模)	既修者	×	×	×	—
	未修者	×	—	×	—
協力校 2 (大規模)	既修者	×	×	×	—
	未修者	△ (0.2 以上)	—	×	—
協力校 3 (小規模)	既修者	×	×	—	—
	未修者	△ (0.2 以上)	—	△ (0.2 以上)	—
協力校 4 (大規模)	既修者	×	×	×	—
	未修者	△ (0.2 以上)	—	△ (0.2 以上)	—
協力校 5 (大規模)	既修者	×	×	○ (0.3 台前)	—
	未修者	×	—	×	—
協力校 6 (大規模)	既修者	×	×	×	—
	未修者	△ (0.2 以上)	—	△ (0.2 以上)	—
協力校 7 (小規模)	既修者	×	—	×	—
	未修者	△ (0.2 以上)	—	×	—
協力校 8 (小規模)	既修者	×	×	○ (0.6 台後)	—
	未修者	△ (0.2 以上)	—	×	—
協力校 9 (大規模)	既修者	×	×	×	—
	未修者	×	—	×	—
協力校 10 (小規模)	既修者	×	×	—	—
	未修者	×	—	○ (0.3 台後)	—
協力校 11 (小規模)	既修者	—	—	—	—
	未修者	×	—	×	—
協力校 12 (大規模)	既修者	○ (0.2 台半)	○ (0.2 台後)	○ (0.2 台前)	—
	未修者	×	—	○ (0.3 台後)	—
協力校 13 (大規模)	既修者	×	×	×	—
	未修者	○ (0.3 台後)	—	○ (0.3 台前)	—
協力校 14 (大規模)	既修者	×	×	×	—
	未修者	△ (0.2 以上)	—	△ (0.2 以上)	—
協力校 15 (大規模)	既修者	×	×	×	—
	未修者	○ (0.2 台後)	—	×	—
協力校 16 (大規模)	既修者	×	×	○ (0.2 台後)	—
	未修者	×	—	×	—

(注) 1 調査研究報告書による。

2 「○」は「有意な相関性あり」を、「△」は「補正により有意な相関性あり」を、「×」は「相関性なし」を、「—」は「分析未実施」を、それぞれ示す。

(法科大学院を取り巻く環境変化等を踏まえた新たな調査の必要性)

調査研究報告書は、74 法科大学院の中から 16 法科大学院 (21.62%) を抽出し、平成 16 年度、17 年度入学者を対象に、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績又は司法試験の合否との相関性を分析したものである。

しかし、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績又は司法試験の合否との相関性についてより精緻に分析するためには、全法科大学院を対象に情報を収集し分析することが必要である。

また、平成 16 年度、17 年度入学者を対象としたが、18 年度以降も入学者選抜試験は行われ続けており、司法試験合格率の低迷等により法科大学院志願者が減少し続けるなど、調査、分析当時とは法科大学院を取り巻く環境にも変化が生じている。

このような法科大学院を取り巻く環境変化を踏まえれば、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績又は司法試験の合否との相関性についても変化が生じていることも予測されることから、改めて調査、分析を行う必要が生じていると判断される。

(イ) 政策効果の把握結果

a 最低基準点の設定

当省が実地調査した 38 法科大学院のうち、最低基準点を設定しているものが、19 法科大学院あり、このうち 7 法科大学院は、筆記試験や面接試験の成績が優れていれば、最低基準点を満たしていなくても総合的に判断して合格とする場合があるとしている（図表 2 - (2) - ア - ②参照）。

また、最低基準点を設定していないものが、19 法科大学院であり、このうち 2 法科大学院は、最低基準点は設定していないが、適性試験の成績が著しく低い場合には不合格とするとしている（図表 2 - (2) - ア - ②参照）。

最低基準点を設定しない理由については、i) 既修者の場合、適性試験の成績が振るわなくても、法律科目試験の成績が優秀であれば、総合的には中位レベルで合格する場合があること、ii) 法科大学院入学後の努力次第では司法試験に合格することは可能であることなどとなっている。

図表 2 - (2) - ア - ② 最低基準点の設定状況

(単位：校)

区 分	校数	備考
最低基準点を設定	12	
最低基準点は設定しているが、他の試験の成績が良い場合は総合判断	7	
最低基準点を未設定	17	
最低基準点は設定していないが、適性試験の成績が著しく低い場合は不合格	2	
合 計	38	

(注) 当省の調査結果による。

b 法科大学院入学後の成績との相関性

当省が実地調査した 38 法科大学院において、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関性の有無について調査したところ、次のとおり、相関があるとするものが 7 法科大学院、相関がないとするものが 22 法科大学院、分からないとするものが 9 法科大学院であった（図表 2 - (2) - ア - ③参照）。

- ① 相関性があるとする 7 法科大学院においては、i) 調査・分析した結果、一定の相関関係がみられた、ii) 適性試験結果が上位にある学生は、入学後の成績が良い傾向にあるなどとして、相関性があるとしている。
- ② 相関性がないとする 22 法科大学院においては、i) 議論・分析してきたが、全く相関関係はない、ii) 適性試験の成績が良いからといって、法科大学院で伸びるとは限らない、iii) 適性試験の下位何%は、法科大学院で学習しても成果が上がらないとは言えないなどとして、相関性がないとしている。
- ③ 分からないとする 9 法科大学院においては、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関性について分析したことがないとしている。
 なお、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関性がないとする法科大学院の中においても、受験者、特に法律基礎知識の能力を測ることが認められていない未修者については、その能力を測る客観的指標としての意味はあるとするものが 6 校ある。

図表 2 - (2) - ア - ③ 法科大学院入学後の成績との相関性

(単位：校)

区 分	校数	備考
相関性がない	22	
相関性がある	7	
相関性を分析したことがない	9	
合 計	38	

(注) 当省の調査結果による。

c 入学者選抜試験における適性試験の配点割合

入学者選抜試験における適性試験と筆記試験や面接試験との比重に差があることから、当省が実地調査した 38 法科大学院において、入学者選抜試験における適性試験の配点割合について調査したところ、配点割合を見直しているものは、16 法科大学院ある。その内訳をみると、次のとおり、配点割合を下げているものが 11 法科大学院、配点割合を上げているものが 5 法科大学院であった（図表 2 - (2) - ア - ④参照）。

- ① 配点割合を下げている 11 法科大学院においては、その理由について、i) 適性試験と学業成績との相関係数が必ずしも高くない、ii) 司法試

験の合格には論文力が重要と判断したなどとしている。

- ② 配点割合を上げている 5 法科大学院においては、その理由について、
 i) 未修者については、適性試験の点数が高い者が司法試験に合格する可能性が比較的高い傾向にある、ii) 文部科学省が一定の相関はあるとしているので、適性試験の比重を高めることは合理的であるなどとしている。

図表 2 - (2) - ア - ④ 適性試験の配点割合の見直し状況

(単位：校)

区 分	校数	備考
配点割合を下げている	11	
配点割合を上げている	5	
合 計	16	

(注) 当省の調査結果による。

d 意識調査結果

当省が実施した意識調査において、法科大学院専任教員（以下「専任教員」という。）、法科大学院の最終年次に在籍している学生（以下「学生」という。）、法科大学院を修了し司法試験受験中の者（平成 23 年司法試験合格者を含む。以下「修了者」という。）及び新司法試験制度を経た弁護士（以下「新弁護士」という。）の計 1,364 人を対象に、適性試験の有効性の評価について尋ねたところ、「①法曹養成に特化した教育を行う前提として、判断力・思考力・分析力・表現力等の資質を測るため有効である。」との回答肢に対し「そう思う」（「どちらかと言えばそう思う」を含む。以下同じ。）と回答した者は 33.2%、「そう思わない」（「どちらかと言えばそう思わない」を含む。以下同じ。）と回答した者は 55.5%、「②適性試験の成績と法科大学院の成績に一定の相関が認められ、入学者の適性の評価としては有効である。」との回答肢に対し「そう思う」と回答した者は 22.5%、「そう思わない」と回答した者は 58.0%、「③適性試験の成績と司法試験の成績に相関は認められないなど、あまり有効とはいえない。」との回答肢に対し「そう思う」と回答した者は 57.0%、「そう思わない」と回答した者は 24.1%となっている。

(ウ) 評価の結果

中教審法科大学院特別委員会の改善状況調査結果（平成 23 年 9 月 14 日）では、平成 23 年度入学者選抜試験において、73 法科大学院中 27 法科大学院（36.99%）が適性試験最低基準点を設定しており、また、結果として、73 法科大学院中 54 法科大学院（73.97%）が適性試験の下位 15%未満の者を合格させていないという実態が明らかにされていることから、法科大学院においては、適性試験の成績による選別が行われてきている。

適性試験の下位 15%未満を目安とする最低基準点の設定は、中教審法科大学院特別委員会により、各法科大学院に対して促されているが、一方で、法科大学院関係者の中には、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関性はないとの指摘がある。

適性試験の成績と法科大学院入学後の成績等の相関性については、調査研究報告書において、一部の法科大学院で有意な相関性がみられたとされている。

しかし、調査研究報告書は、74 法科大学院中 16 法科大学院（21.62%）を抽出し、平成 16 年度、17 年度の入学者を対象に実施したものであり、調査対象範囲が限定されている。なお、調査研究報告書においても、平成 18 年度以降の入学者についてもデータを蓄積して、各入学者集団の能力分布の年度間の変動の傾向を把握した上で、相関関係の有無や大小を論ずるべきであるとしている。

以上のことから、適性試験の活用に関しては、次のような課題が認められる。

法科大学院協会の調査研究報告書は、調査対象校が 16 校と少なく、また、平成 16 年度、17 年度の入学者のみを対象に調査、分析したものであることから、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関性について、より精緻な情報を得るため、調査対象校を拡大するとともに、18 年度以降の入学者も対象に含め、改めて調査、分析を行うことが課題となっている。

イ 競争性の確保

(要旨)

中教審法科大学院特別委員会では、法科大学院志願者数の減少傾向が継続している中、法科大学院が法曹養成機関としての社会的責任を果たすためには、プロセス養成の入口である入学者選抜の段階における質の確保が極めて重要であり、その上で充実した教育を提供するとともに、厳格な成績評価及び修了認定を実施することで、質の高い修了者を輩出することが必要であるとして、各法科大学院に対し、入学者の質の確保に対する取組を求めており、具体的には、競争性の確保として、競争倍率2倍の確保を求めている。

中教審法科大学院特別委員会が、各法科大学院に対して競争性の確保を促した結果、74法科大学院全体における志願者数、受験者数及び合格者数は、減少し続けているが、競争倍率は、入学定員の削減や合格者の厳選により、平成22年度の2.74倍から、23年度は2.88倍と上昇している。法科大学院（入学者募集を止めた1大学を除く。）ごとにみると、平成22年度より23年度の競争倍率が上昇したものが49校、競争倍率が下降したものが24校ある。また、競争倍率が2倍を下回っている法科大学院は、平成22年度の40校から19校へと半減している。

しかし、依然として競争倍率が2倍を下回っている法科大学院が19校存在している。

(7) 制度の概要

(法科大学院教育の質の向上のための取組)

中教審法科大学院特別委員会では、法科大学院志願者数の減少傾向が継続している中、法科大学院が法曹養成機関としての社会的責任を果たすためには、プロセスによる法曹養成の入口である入学者選抜の段階における質の確保が極めて重要であり、その上で充実した教育を提供するとともに、厳格な成績評価及び修了認定を実施することで、質の高い修了者を輩出することが必要であるとして、各法科大学院に対し、入学者の質の確保に対する取組を求めていくこととしている。

中教審法科大学院特別委員会報告においては、「特に、競争倍率（受験者数/合格者数）が2倍を下回る状況は、入学者選抜における選抜機能が十分に働いているとはいえず、現時点で、このような状況にある法科大学院については、質の高い入学者を確保するため、早急に入学定員を見直すなど、競争的な環境を整えることが不可欠である。」とされ、各法科大学院に対して、競争性の確保に取り組むよう促している。

また、中教審法科大学院特別委員会においては、「競争倍率2倍以上の確保は、それのみで入学者の質が十分確保されるとは言えないとしても、少なくとも、これを下回る（不合格者よりも合格者の方が多い）状況では、選抜

機能が働いているとは言い難いことから、最低限守るべき基準として提示されているものである。」としている。

(イ) 政策効果の把握結果

a 74 法科大学院における競争倍率

中教審法科大学院特別委員会が、各法科大学院に対して競争性の確保を促した結果、74 法科大学院全体における志願者数、受験者数及び合格者数は、減少し続けているが、競争倍率は、入学定員の削減（後述 2-(2)-ウ参照）や合格者の厳選により、図表 2-(2)-イ-①のとおり、平成 22 年度の 2.74 倍から、23 年度は 2.88 倍と上昇している。

法科大学院別に、平成 22 年度と 23 年度の入学者選抜試験の実施状況を比較すると、

- i) 受験者数、合格者数ともに増加したことにより競争倍率が上昇したものが 10 校（定員減 1 校、定員同 9 校）
- ii) 受験者数、合格者数ともに増加しているが競争倍率が下降しているものが 3 校（定員減 2 校、定員同 1 校）
- iii) 受験者数が増加したことにより競争倍率が上昇したものが 12 校（定員減 4 校、定員同 8 校）
- iv) 合格者数が増加したことにより競争倍率が下降したものが 11 校（定員減 3 校、定員同 8 校）
- v) 受験者数、合格者数ともに減少しているが競争倍率が上昇したものが 27 校（定員減 8 校、定員同 19 校）
- vi) 受験者数、合格者数ともに減少したことにより競争倍率が下降しているものが 10 校（定員減 3 校、定員同 7 校）

である。

また、競争倍率が 2 倍を下回っている法科大学院は、図表 2-(2)-イ-②のとおり、平成 22 年度の 40 校から、23 年度は 19 校へと半減している。しかし、3 年連続して競争倍率が 2 倍を下回っており、競争性の確保ができていない法科大学院がいまだ 14 校存在している（図表 2-(2)-イ-③参照）。

これら 14 校をみると、図表 2-(2)-イ-③のとおり、司法試験の合格率が平均以下のものが 13 校であり、このうち受験者数が前年度(22 年度)より減少しているものが 10 校と、司法試験実績の低迷が受験者数の減少に影響を与えているものと判断できる。

(合格者の厳選)

一方、合格者を厳選したため、合格者数が入学定員を下回っている法科大学院は、図表 2-(2)-イ-④のとおり、平成 22 年度の 16 校から、23 年度は 25 校へと急増している。

図表 2 - (2) - イ - ① 競争倍率の推移 (74法科大学院)

(単位：人、倍)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	5,590	5,825	5,825	5,825	5,795	5,765	4,906	4,571
志願者数	72,800	41,756	40,341	45,207	39,555	29,714	24,014	22,927
受験者数	40,810	30,310	29,592	31,080	31,181	25,863	21,319	20,497
合格者数	9,171	9,681	10,006	9,877	9,564	9,216	7,790	7,108
競争倍率	4.45	3.13	2.96	3.15	3.26	2.81	2.74	2.88

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

図表 2 - (2) - イ - ② 競争倍率が 2 倍を下回っている法科大学院 (74法科大学院)

(単位：校)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
法科大学院	1	17	19	20	26	42	40	19

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

図表 2 - (2) - イ - ③ 3 年連続して競争倍率が 2 倍を下回っている法科大学院

(単位：人、倍、%)

法科大学院名	区 分	平成 21 年度	22 年度	23 年度
A 大学	入学定員	40	18	18
	受験者数	73	41	54
	合格者数	39	34	34
	競争倍率	1.87	1.21	1.59
	司法試験合格率	15.38	12.20	7.69
B 大学	入学定員	100	70	70
	受験者数	123	122	94
	合格者数	79	76	50
	競争倍率	1.56	1.61	1.88
	司法試験合格率	14.81	10.17	6.38
C 大学	入学定員	50	40	40
	受験者数	94	74	61
	合格者数	76	64	50
	競争倍率	1.24	1.16	1.22
	司法試験合格率	6.98	4.26	2.90
D 大学	入学定員	50	40	30
	受験者数	55	23	30
	合格者数	45	17	23
	競争倍率	1.22	1.35	1.30

	司法試験合格率	6.00	3.64	9.86
E 大学	入学定員	80	60	60
	受験者数	224	141	86
	合格者数	138	104	59
	競争倍率	1.62	1.36	1.46
	司法試験合格率	11.69	10.34	4.46
F 大学	入学定員	30	30	30
	受験者数	78	44	30
	合格者数	53	39	17
	競争倍率	1.47	1.13	1.76
	司法試験合格率	12.50	5.45	10.87
G 大学	入学定員	70	60	60
	受験者数	163	94	81
	合格者数	90	54	61
	競争倍率	1.81	1.74	1.33
	司法試験合格率	12.90	7.23	6.90
H 大学	入学定員	35	35	25
	受験者数	36	31	20
	合格者数	30	23	17
	競争倍率	1.20	1.35	1.18
	司法試験合格率	15.38	8.82	2.44
I 大学	入学定員	50	50	40
	受験者数	185	129	112
	合格者数	97	83	78
	競争倍率	1.91	1.55	1.44
	司法試験合格率	30.51	13.70	26.25
J 大学	入学定員	50	40	40
	受験者数	104	73	53
	合格者数	67	53	43
	競争倍率	1.55	1.38	1.23
	司法試験合格率	18.92	20.00	9.72
K 大学	入学定員	60	40	40
	受験者数	78	76	84
	合格者数	58	52	48
	競争倍率	1.34	1.46	1.75
	司法試験合格率	18.00	14.04	13.79
L 大学	入学定員	125	125	100

	受験者数	435	361	225
	合格者数	274	192	194
	競争倍率	1.59	1.88	1.16
	司法試験合格率	19.37	20.33	14.61
M大学	入学定員	60	50	50
	受験者数	331	182	159
	合格者数	190	129	96
	競争倍率	1.74	1.41	1.66
	司法試験合格率	18.92	10.00	16.07
N大学	入学定員	60	48	48
	受験者数	153	142	139
	合格者数	92	75	84
	競争倍率	1.66	1.89	1.65
	司法試験合格率	25.00	20.78	12.50

(注) 1 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

2 司法試験合格率の網掛けは、平均以上のものを示す。

図表 2 - (2) - イ - ④ 合格者数が入学定員を下回っている法科大学院 (74法科大学院)

(単位：校)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
法科大学院	0	0	2	1	1	13	16	25

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

b 実地調査 38 法科大学院における競争倍率

当省が実地調査した 38 法科大学院全体における志願者数、受験者数及び合格者数は、平成 20 年度以降減少しているが、競争倍率は、入学定員の削減や合格者の厳選により、図表 2 - (2) - イ - ⑤のとおり、平成 21 年度は 2.94 倍であったが、22 年度は 3.08 倍、23 年度は 3.26 倍と回復している。

法科大学院別に、平成 22 年度と 23 年度の入学者選抜試験の実施状況を比較すると、

- i) 受験者数、合格者数ともに増加したことにより競争倍率が上昇したものが 7 校 (定員減 1 校、定員同 6 校)
- ii) 受験者数、合格者数ともに増加しているが競争倍率が下降しているものが 3 校 (定員減 2 校、定員同 1 校)
- iii) 受験者数が増加したことにより競争倍率が上昇したものが 5 校 (定員減 1 校、定員同 4 校)
- iv) 合格者数が増加したことにより競争倍率が下降したものが 6 校 (定員

減1校、定員同5校)

v) 受験者数、合格者数ともに減少しているが競争倍率が上昇したものが12校(定員減4校、定員同8校)

vi) 受験者数、合格者数ともに減少したことにより競争倍率が下降しているものが5校(定員同5校)

である。

また、競争倍率が2倍を下回っている法科大学院は、図表2-(2)-イ-⑥のとおり、平成21年度には22校に達したが、22年度は20校に減少し、23年度は10校と半減している。

(合格者の厳選)

一方、合格者を厳選したため、合格者数が入学定員を下回っている法科大学院は、図表2-(2)-イ-⑦のとおり、平成21年度に8校発生し、23年度は14校へと増加している。

図表2-(2)-イ-⑤ 競争倍率の推移(38法科大学院)

(単位:人、倍)

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	3,185	3,380	3,380	3,380	3,380	3,380	2,866	2,701
志願者数	39,513	22,461	22,171	24,424	21,224	16,456	15,251	14,247
受験者数	35,372	20,688	20,513	22,762	19,283	15,204	14,160	13,219
合格者数	4,856	5,068	5,449	5,461	5,308	5,170	4,596	4,055
競争倍率	7.28	4.08	3.76	4.17	3.63	2.94	3.08	3.26

(注) 当省の調査結果による。

図表2-(2)-イ-⑥ 競争倍率が2倍を下回っている法科大学院(38法科大学院)

(単位:校)

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
法科大学院	1	9	12	10	15	22	20	10

(注) 当省の調査結果による。

図表2-(2)-イ-⑦ 合格者数が入学定員を下回っている法科大学院(38法科大学院)

(単位:校)

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
法科大学院	0	0	0	0	0	8	8	14

(注) 当省の調査結果による。

c 競争性が確保されていない例

(a) A大学

A大学は、開学（平成17年度）以来7年連続して競争倍率が2倍を下回っている。A大学では、入学定員を平成23年度に35名から25名に削減している。しかし、志願者数は、平成20年度の90名から、21年度は49名、22年度は31名、23年度は21名と、また、受験者数は、平成20年度の70名から、21年度は36名、22年度は31名、23年度は20名と、それぞれ減少しており、競争倍率は改善していない（図表2-(2)-イ-⑧参照）。

これについて、A大学では、i)開学が1年遅れ、また、初年度は、全て未修者であったことから、未修者が初受験するということで注目を集めた平成19年司法試験に受験者を送り込めなかったこと、ii)翌20年司法試験でも合格者を輩出できなかったこと、iii)受験予備校を大多数の学生が利用していることから、その者への経済的支援をしたところ、それが誤解され「しっかり教育してくれない」との誤った情報が先行し、マイナスイメージが生じてしまったことから、志願者が本学を選択することを敬遠しているとしている。

また、平成21年度からは、定員内不合格者が発生しているが、これについて、A大学では、資質が一定の基準に達していないと判断した場合、入学定員に達していなくとも、合格させないためであるとしている。

図表2-(2)-イ-⑧ A大学における入学者選抜試験の実施状況

(単位：人、倍)

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	-	35	35	35	35	35	35	25
志願者数	-	56	86	66	90	49	31	21
受験者数	-	56	75	57	70	36	31	20
合格者数	-	40	63	49	52	30	21	17
競争倍率	-	1.40	1.19	1.16	1.35	1.20	1.35	1.18

(注) 当省の調査結果による。

(b) B大学

B大学は、平成18年度から6年連続して競争倍率が2倍を下回っている。B大学では、入学定員を平成22年度に50名から40名、23年度に40名から30名に削減している。しかし、志願者数は、平成20年度の161名から、21年度は98名、22年度は43名、23年度は41名と、また、受験者数は、平成20年度の87名から、21年度は55名、22年度は23名（23年度は30名と回復）と、それぞれ減少しており、競争倍率は改善していない（図表2-(2)-イ-⑨参照）。

これについて、B大学では、志願者数が減少する中、優秀な人材を確

保するためには適切な競争が必要であり、いたずらに定員を上げておくべきではないとの考えもあり、入学定員を削減したが、結果として、それ以上に志願者数が減少してしまったとしている。

また、平成 21 年度からは、定員内不合格者が発生しているが、これについて、B 大学では、資質が一定の基準に達していないと判断した場合、入学定員に達していなくとも、合格させないためであるとしている。

図表 2 - (2) - イ - ⑨ B 大学における入学者選抜試験の実施状況

(単位：人、倍)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	50	50	50	50	50	50	40	30
志願者数	1,211	227	230	225	161	98	43	41
受験者数	975	150	143	133	87	55	23	30
合格者数	61	63	83	88	67	45	17	23
競争倍率	15.98	2.38	1.72	1.51	1.30	1.22	1.35	1.30

(注) 当省の調査結果による。

(c) C 大学、D 大学及び E 大学

C 大学、D 大学及び E 大学は、司法制度改革の理念に沿って、夜間・土日開講や長期履修コースを設置し、社会人（有職者）が働きながら、法科大学院の教育を受けることができる取組を進めている大学である。

しかし、司法試験の合格率の低迷等から、社会人の法曹志願者は減少しており、いずれの大学も、平成 20 年度から 4 年連続して競争倍率が 2 倍を下回っている。3 大学は、いずれも入学定員を平成 22 年度に削減しているが、志願者数、受験者数は減少しており、競争倍率は改善していない（図表 2 - (2) - イ - ⑩、⑪及び⑫参照）。

これについて、D 大学では、入学者選抜ではなく入学後の成績評価で厳選する方針を採っている（未修者の場合、1 年次から 2 年次への進級で約 3 分の 1 が留年している。平成 22 年度の 1 年次から 2 年次への進級率 62.1%）としている。

しかし、このような考え方については、中教審法科大学院特別委員会において、法科大学院が法曹養成のための高度専門教育機関であることからすれば、入学した学生に対しては、充実した教育を行うことにより、可及的に法曹資格を得られるようなレベルに導くことが求められているのであり、また、入学する学生との関係でも、入学時に広く受け入れ、入学後に絞り込むというような対応は多くの学生の期待を裏切りかねないとの批判がなされている。

また、C 大学では、未修者と既修者の司法試験合格率に相当の格差があることから、非法学部出身者や社会人が法曹資格取得に挑戦することに躊躇する傾向が強く、3 年制コースを中心に未修者を積極的に受け入

れている法科大学院では、その影響を受けて競争倍率が向上しない傾向にあるとしている。

なお、C大学では、平成21年度と23年度には、定員内不合格者が発生しているが、これについて、同大学では、資質が一定の基準に達していないと判断した場合、入学定員に達していなくとも、合格させないためであるとしている。

図表2-(2)-イ-⑩ C大学における入学者選抜試験の実施状況

(単位：人、倍)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	100	100	100	100	100	100	70	70
志願者数	1,605	642	398	245	201	125	126	96
受験者数	1,605	642	398	240	195	123	122	94
合格者数	144	152	149	102	128	79	76	50
競争倍率	11.15	4.22	2.67	2.35	1.52	1.56	1.61	1.88

(注) 当省の調査結果による。

図表2-(2)-イ-⑪ D大学における入学者選抜試験の実施状況

(単位：人、倍)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	50	50	50	50	50	50	40	40
志願者数	905	378	143	235	163	113	82	65
受験者数	837	369	140	227	143	94	71	61
合格者数	93	122	110	113	99	76	64	50
競争倍率	9.00	3.02	1.27	2.01	1.44	1.24	1.16	1.22

(注) 当省の調査結果による。

図表2-(2)-イ-⑫ E大学における入学者選抜試験の実施状況

(単位：人、倍)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	70	70	70	70	70	70	60	60
志願者数	1,022	466	284	219	166	167	95	81
受験者数	996	448	271	213	161	163	94	81
合格者数	97	112	93	98	83	90	54	61
競争倍率	10.27	4.00	2.91	2.17	1.94	1.81	1.74	1.33

(注) 当省の調査結果による。

d 競争性が確保された例

○ A大学

A大学は、平成20年度から3年連続して競争倍率が2倍を下回っていたが、23年度については競争倍率2倍を確保している(図表2-(2)

－イ－⑬参照)。

しかし、前年度よりも志願者数、受験者数とも減少している。

図表 2 - (2) - イ - ⑬ A 大学における入学者選抜試験の実施状況

(単位：人、倍)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	100	100	100	100	100	100	100	80
志願者数	1,187	425	368	586	425	449	390	262
受験者数	956	256	296	462	293	373	279	223
合格者数	180	134	164	153	178	203	161	111
競争倍率	5.31	1.91	1.80	3.02	1.65	1.84	1.73	2.01

(注) 当省の調査結果による。

e 入学者への経済的支援の強化により受験者数が回復した例

○ A 大学

A 大学は、平成 18 年度から 22 年度まで 5 年連続して競争倍率が 2 倍を下回っていたが、23 年度は競争倍率が 2 倍を回復している。同大学では、平成 22 年度に入学定員を 60 名から 30 名に削減したが、受験者数がそれ以上に減少し、競争倍率は 2 倍を回復しなかった。このため、平成 23 年度に入学定員を 30 名から 25 名に削減するとともに、入学者への経済的支援の強化として、既修者全員の学費免除（授業料 60 万 4,000 円、施設費 20 万円の計 80 万 4,000 円の給付）、未修者全員の学費低減（奨学金 24 万 1,000 円の給付）を実施したため、受験者数が回復し、競争倍率も回復している（図表 2 - (2) - イ - ⑭参照）。

これについて、中教審法科大学院特別委員会報告においては、専ら司法試験の合格率の向上に資することが期待される入学者を確保するため、奨学金や授業料免除の拡大などの競争が過熱化しつつある中で、奨学金の特典を受ける学生と受けない学生との間に過度の不均衡を生じさせることがないよう配慮することが求められると提言されている。

図表 2 - (2) - イ - ⑭ A 大学における入学者選抜試験の実施状況

(単位：人、倍)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	-	60	60	60	60	60	30	25
志願者数	-	373	335	303	202	161	65	189
受験者数	-	267	213	205	175	128	52	159
合格者数	-	77	142	127	112	77	49	72
競争倍率	-	3.47	1.50	1.61	1.56	1.66	1.06	2.21

(注) 当省の調査結果による。

f 競争倍率向上のための取組状況

当省が実地調査した 38 法科大学院のうち、平成 21 年度から 23 年度の 3 年間連続して競争倍率 2 倍を確保している 12 法科大学院（図表 2 - (2) - イ - ⑮参照）を除いた 26 法科大学院について、競争倍率向上のための取組（入学定員の削減を除く。以下同じ。）状況を調査した結果、いずれの法科大学院においても、競争倍率向上のための取組を行っている。

これら 26 法科大学院における取組内容をみると、i) 入学者説明会等の広報活動の充実（14 校）、ii) キャンパス外での入学者選抜試験の実施（13 校）の順となっている（図表 2 - (2) - イ - ⑯参照）。

図表 2 - (2) - イ - ⑮ 3 年連続して競争倍率 2 倍を確保している法科大学院
（単位：人、倍）

法科大学院名	区 分	平成 21 年度	22 年度	23 年度
A 大学	入学定員	100	80	80
	受験者数	413	341	474
	合格者数	132	101	111
	競争倍率	3.13	3.38	4.27
B 大学	入学定員	40	36	36
	受験者数	268	204	147
	合格者数	48	45	39
	競争倍率	5.58	4.53	3.77
C 大学	入学定員	300	24	24
	受験者数	856	900	1,161
	合格者数	278	238	239
	競争倍率	3.08	3.78	4.86
D 大学	入学定員	100	85	85
	受験者数	470	484	412
	合格者数	105	92	92
	競争倍率	4.48	5.26	4.48
E 大学	入学定員	260	260	230
	受験者数	1,623	1,609	1,492
	合格者数	497	475	423
	競争倍率	3.27	3.39	3.53
F 大学	入学定員	300	300	270
	受験者数	2,616	2,432	1,843
	合格者数	591	618	626
	競争倍率	4.43	3.94	2.94
G 大学	入学定員	200	170	170

	受験者数	1,892	1,116	1,225
	合格者数	499	514	317
	競争倍率	3.79	2.17	3.86
H 大学	入学定員	300	300	270
	受験者数	1,642	1,726	2,499
	合格者数	604	578	846
	競争倍率	2.72	2.99	2.95
I 大学	入学定員	80	70	70
	受験者数	283	467	379
	合格者数	96	89	99
	競争倍率	2.95	5.25	3.83
J 大学	入学定員	200	160	160
	受験者数	717	623	501
	合格者数	213	172	170
	競争倍率	3.37	3.62	2.95
K 大学	入学定員	100	80	80
	受験者数	727	663	688
	合格者数	231	180	185
	競争倍率	3.15	3.68	3.15
L 大学	入学定員	75	60	60
	受験者数	429	410	386
	合格者数	120	130	129
	競争倍率	3.58	3.15	2.99

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

図表 2 - (2) - イ - ⑯ 競争倍率向上のための取組内容

(単位：校)

区 分	校数	備考
入学者説明会等の広報活動の充実	14	
キャンパス外での入学者選抜試験の実施	13	
入学者に対する経済的支援の実施	7	
入学者選抜試験の回数の増加	7	
入学者選抜の厳格化を実施	5	

(注) 当省の調査結果による。

(ウ) 評価の結果

競争倍率は、入学定員の削減や合格者の厳選により、全体として、平成22年度の2.74倍から、23年度は2.88倍へと上昇している。また、競争倍率が2倍を下回っている法科大学院は、平成22年度の40校から19校へと半減している。

このようなことから、これらの取組が競争性の確保に一定の効果を上げているものと評価できる。

しかし、依然として競争倍率が2倍を下回っている法科大学院が19校存在している。

また、これら19校のうち8校は、競争倍率が1.5倍を下回っており、中には、競争倍率が1.16倍の法科大学院や1.18倍の法科大学院がある。

さらに、これら19校のうち14校は、3年連続して競争倍率が2倍を下回っており、競争性の確保の取組が効果を上げていない。

以上のことから、競争性の確保に関しては、次のような課題が認められる。依然として競争倍率が2倍を下回っている法科大学院が19校存在しており、更なる競争性の確保の取組が必要な法科大学院がある。

ウ 入学定員の削減

(要旨)

中教審法科大学院特別委員会では、今後、法科大学院教育の質の一層の向上を図るため、入学者の質の確保、教育体制の充実や大量の司法試験不合格者の削減などの観点から、法科大学院自らが主体的に入学定員の削減などの適正化に向けた見直しを個別に検討することが必要であるとして、各法科大学院に対し、入学定員の見直し（削減）を求めている。

(入学定員の見直しと定員充足率)

中教審法科大学院特別委員会が、各法科大学院に対して入学定員の適正化を促した結果、74 法科大学院全てにおいて、平成 20 年度以降、それぞれ入学定員を削減し、入学定員の総計は、19 年度の 5,825 人が 23 年度には 4,571 人と 1,254 人の削減となっている。しかし、それ以上に入学者数が減少している（平成 19 年度の 5,713 人が 23 年度には 3,620 人と 2,093 人減少）ことから、欠員は解消されておらず、23 年度は 60 法科大学院で 951 人の欠員が生じており、定員充足率は 79.19%となっている。

また、74 法科大学院のうち、定員充足率が 80%を下回っている法科大学院は、平成 21 年度は 36 校、22 年度は 37 校、23 年度は 41 校（入学者募集を止めた 1 校を除く。）と増加している。平成 23 年度に定員充足率が 80%を下回った 41 校の分布をみると、20%未満が 5 校、30%未満が 4 校、40%未満が 5 校、50%未満が 7 校、60%未満が 11 校、70%未満が 3 校、80%未満が 6 校となっている。

定員充足率の低い法科大学院は、司法試験の合格率も低い傾向にあり、例えば、定員充足率 20%未満の 5 校では、合格率 5%未満が 3 校、平均の半分（11.77%）未満が 1 校、平均（23.54%）未満が 1 校となっている。

また、平成 23 年度の入学者数が 10 人に満たないものが 11 校あり、これらの法科大学院も、司法試験の合格率が低く、5%未満が 5 校、10%未満が 2 校、15%未満が 3 校、平均（23.54%）未満が 1 校となっている。

さらに、入学定員規模別に、司法試験の合格率をみると、平均（23.54%）を超えている法科大学院は、30 人未満のものが 13 校中 1 校（7.69%）、50 人未満のものが 32 校中 3 校（9.38%）、100 人未満のものが 19 校中 8 校（42.11%）、100 人以上のものが 9 校中 6 校（66.67%）となっている。

(未修者に大きい入学定員の削減)

74 法科大学院のうち、入学定員に未修者、既修者の別がある 30 法科大学院（平成 23 年度時点。新たに未修者、既修者の別を設けた法科大学院を除く。）について、未修者、既修者別の入学定員の削減状況をみると、未修者は 1,423 人から 1,050 人へと 373 人の削減（削減率 26.21%）、既修者は 2,007 人から 1,795 人へと 212 人の削減（削減率 10.56%）となっている。

その内訳をみると、i) 未修者のみを削減しているものが 10 校で、未修者の

削減人数は 185 人（既修者は 10 人増員）、ii）未修者の削減率を大きくしているものが 9 校で、削減人数は未修者が 130 人、既修者が 118 人、iii）既修者のみを削減しているものが 4 校で、既修者の削減人数が 35 人、iv）既修者の削減率を大きくしているものが 5 校で、削減人数は未修者が 38 人、既修者が 47 人、v）未修者と既修者を同率で削減しているものが 2 校で、削減人数は未修者が 20 人、既修者が 22 人となっている。

(7) 制度の概要

(定員充足率の改善の必要性)

中教審法科大学院特別委員会報告では、「現在、74 校の法科大学院（国立 23 校・公立 2 校・私立 49 校）が設置され、平成 20 年度の入学定員の総計は 5,795 人であるが、定員過欠員の状況は、平成 16 年度（177 名超過）を除き、入学定員に対して入学者数が下回る状態が続き、平成 20 年度では 388 名（46 法科大学院）の欠員が生じている。このうち、平成 19 年度及び 20 年度の 2 か年連続で入学者数が入学定員に満たない法科大学院は 28 校あり、そのうち入学定員の 8 割を満たしていない法科大学院が 10 校ある。」とし、定員充足率の改善の必要性を指摘している。

(入学定員の削減の必要性)

また、中教審法科大学院特別委員会報告においては、今後、法科大学院教育の質の一層の向上を図るため、次のような状況がみられる法科大学院については、自ら主体的に入学定員の削減などの適正化に向けた見直しを個別に検討する必要があると提言されている。

- ① 志願者が減少し競争倍率が低いため質の高い入学者を確保することが困難な状況
- ② 入学定員の規模に比して質の高い教員の数を確保することが困難な状況
- ③ 修了者の多くが司法試験に合格しない状況が継続（その見通しも含む。）している状況

また、中教審法科大学院特別委員会報告においては、そのような状況にない法科大学院においても、入学者の質の確保、教育体制の充実や大量の司法試験不合格者の削減などの観点から、入学定員の見直しに主体的に取り組み、法科大学院全体としての入学定員の適正化に寄与することが求められていると提言されている。

(イ) 政策効果の把握結果

a 74 法科大学院の定員削減状況

74 法科大学院では、この方針を受け、平成 20 年度以降、それぞれ入学定員を削減し、入学定員の総計は 19 年度の 5,825 人が 23 年度には 4,571

人と1,254人の削減となっている。しかし、それ以上に入学者数が減少している（平成19年度の5,713人が23年度には3,620人と2,093人減少）ことから、欠員は解消されておらず、23年度は60法科大学院で951人の欠員が生じており、定員充足率は79.19%となっている（図表2-(2)-ウ-①参照）。

図表2-(2)-ウ-① 入学者数等の推移（74法科大学院）

（単位：人、％）

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	5,590	5,825	5,825	5,825	5,795	5,765	4,906	4,571
志願者数	72,800	41,756	40,341	45,207	39,555	29,714	24,014	22,927
入学者数	5,767	5,544	5,784	5,713	5,397	4,844	4,122	3,620
欠員	▲177	281	41	112	398	921	787	951
定員充足率	103.17	95.18	99.30	98.08	93.13	84.02	83.97	79.19

（注）文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

74法科大学院のうち、定員充足率が80%を下回っている法科大学院は、図表2-(2)-ウ-②のとおり、平成21年度は36校、22年度は37校、23年度は41校（入学者募集を止めた1校を除く。）と増加している。また、3年連続して定員充足率が80%を下回っている法科大学院は、図表2-(2)-ウ-③のとおり、27校となっている。

平成23年度に定員充足率が80%を下回った41校の定員充足率の分布をみると、図表2-(2)-ウ-④のとおり、20%未満が5校、30%未満が4校、40%未満が5校、50%未満が7校、60%未満が11校、70%未満が3校、80%未満が6校となっている。

このうち、定員充足率20%未満の5校における平成23年司法試験合格率をみると、図表2-(2)-ウ-⑤のとおり、5%未満のものが3校、平均の半分（11.77%）未満のものが1校、平均（23.54%）未満のものが1校となっている。

また、平成23年度の入学者数が10人に満たないものが11校あり、このうち前年度（22年度）も入学者数が10人に満たなかったものが4校ある（図表2-(2)-ウ-⑥参照）。

これら11校における平成23年司法試験合格率をみると、図表2-(2)-ウ-⑥のとおり、5%未満のものが5校、10%未満のものが2校、15%未満のものが3校、平均（23.54%）未満のものが1校となっている。

さらに、入学定員規模別に、平成23年度司法試験合格率をみると、図表2-(2)-ウ-⑦のとおり、合格率が平均（23.54%）を超えている法科大学院は、30人未満のものが13校中1校（7.69%）、50人未満のものが32校中3校（9.38%）、100人未満のものが19校中8校（42.11%）、100人以上のものが9校中6校（66.67%）となっている。

図表 2 - (2) - ウ - ② 定員充足率が80%を下回っている法科大学院（74法科大学院）

(単位：校)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
法科大学院	3	10	8	6	16	36	37	41

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

図表 2 - (2) - ウ - ③ 3年連続して定員充足率が80%を下回っている法科大学院

(単位：人、%)

法科大学院名	区 分	平成 21 年度	22 年度	23 年度
A 大学	入学定員	50	30	30
	合格者数	34	23	12
	入学者数	18	14	8
	定員充足率	36.00	46.67	26.67
	司法試験合格率	12.12	5.13	5.56
B 大学	入学定員	60	35	35
	合格者数	66	36	36
	入学者数	29	22	26
	定員充足率	48.33	62.86	74.29
	司法試験合格率	17.28	10.98	10.39
C 大学	入学定員	30	25	25
	合格者数	31	14	14
	入学者数	16	10	8
	定員充足率	53.33	40.00	32.00
	司法試験合格率	16.67	5.71	2.50
D 大学	入学定員	100	70	70
	合格者数	79	76	50
	入学者数	47	43	27
	定員充足率	47.00	61.43	38.57
	司法試験合格率	14.81	10.17	6.38
E 大学	入学定員	60	50	50
	合格者数	73	106	60
	入学者数	33	29	24
	定員充足率	55.00	58.00	48.00
	司法試験合格率	8.99	3.61	9.41
F 大学	入学定員	50	40	40

	合格者数	66	37	30
	入学者数	31	25	16
	定員充足率	62.00	62.50	40.00
	司法試験合格率	10.91	7.35	6.94
G 大学	入学定員	50	50	45
	合格者数	76	47	35
	入学者数	33	28	15
	定員充足率	66.00	56.00	33.33
	司法試験合格率	10.42	13.24	2.53
H 大学	入学定員	50	40	30
	合格者数	45	17	23
	入学者数	21	5	15
	定員充足率	42.00	12.50	50.00
	司法試験合格率	6.00	3.64	9.86
I 大学	入学定員	50	40	40
	合格者数	60	19	15
	入学者数	30	9	9
	定員充足率	60.00	22.50	22.50
	司法試験合格率	7.14	9.09	12.50
J 大学	入学定員	50	35	35
	合格者数	53	34	22
	入学者数	20	17	13
	定員充足率	40.00	48.57	37.14
	司法試験合格率	6.67	15.09	6.56
K 大学	入学定員	30	30	30
	合格者数	53	39	17
	入学者数	16	16	14
	定員充足率	53.33	53.33	46.67
	司法試験合格率	12.50	5.45	10.87
L 大学	入学定員	70	60	60
	合格者数	90	54	61
	入学者数	53	41	38
	定員充足率	75.71	68.33	63.33
	司法試験合格率	12.90	7.23	6.90
M 大学	入学定員	40	35	35
	合格者数	33	30	22
	入学者数	21	19	19

	定員充足率	52.50	54.29	54.29
	司法試験合格率	26.09	27.45	15.56
N 大学	入学定員	30	20	20
	合格者数	36	26	22
	入学者数	23	13	10
	定員充足率	76.67	65.00	50.00
	司法試験合格率	11.11	16.22	14.89
O 大学	入学定員	40	25	25
	合格者数	50	38	52
	入学者数	19	16	18
	定員充足率	47.50	64.00	72.00
	司法試験合格率	22.45	31.48	23.44
P 大学	入学定員	35	35	25
	合格者数	30	23	17
	入学者数	16	10	4
	定員充足率	45.71	28.57	16.00
	司法試験合格率	15.38	8.82	2.44
Q 大学	入学定員	30	30	25
	合格者数	78	52	20
	入学者数	23	10	4
	定員充足率	76.67	33.33	16.00
	司法試験合格率	15.79	14.29	20.51
R 大学	入学定員	50	50	40
	合格者数	97	83	78
	入学者数	36	27	26
	定員充足率	72.00	54.00	65.00
	司法試験合格率	30.51	13.70	26.25
S 大学	入学定員	60	40	40
	合格者数	67	34	11
	入学者数	19	7	4
	定員充足率	31.67	17.50	10.00
	司法試験合格率	1.96	5.41	3.23
T 大学	入学定員	50	45	30
	合格者数	75	26	11
	入学者数	33	11	4
	定員充足率	66.00	24.44	13.33
	司法試験合格率	5.56	5.45	2.63

U 大学	入学定員	60	40	40
	合格者数	58	52	48
	入学者数	23	22	19
	定員充足率	38.33	55.00	47.50
	司法試験合格率	18.00	14.04	13.79
V 大学	入学定員	60	35	35
	合格者数	53	35	17
	入学者数	30	8	9
	定員充足率	50.00	22.86	25.71
	司法試験合格率	10.71	10.26	2.63
W 大学	入学定員	30	20	20
	合格者数	8	0	-
	入学者数	5	0	-
	定員充足率	16.67	0.00	-
	司法試験合格率	7.69	0.00	0.00
X 大学	入学定員	30	20	20
	合格者数	27	12	15
	入学者数	18	11	10
	定員充足率	60.00	55.00	50.00
	司法試験合格率	4.35	10.34	8.70
Y 大学	入学定員	50	30	30
	合格者数	40	34	15
	入学者数	27	23	8
	定員充足率	54.00	76.67	26.67
	司法試験合格率	12.77	11.67	14.29
Z 大学	入学定員	30	15	15
	合格者数	27	16	12
	入学者数	14	9	7
	定員充足率	46.67	60.00	46.67
	司法試験合格率	5.71	0.00	6.25
AA 大学	入学定員	40	30	30
	合格者数	44	32	20
	入学者数	17	15	11
	定員充足率	42.50	50.00	36.67
	司法試験合格率	10.00	11.76	7.69

(注) 1 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

2 W大学は、平成23年度から入学者募集を停止している。

図表 2 - (2) - ウ - ④ 平成23年度に定員充足率80%未満の41法科大学院の分布
(単位：校)

	10% 以上 20% 未満	20% 以上 30% 未満	30% 以上 40% 未満	40% 以上 50% 未満	50% 以上 60% 未満	60% 以上 70% 未満	70% 以上 80% 未満
法科大学院数	5	4	5	7	11	3	6

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

図表 2 - (2) - ウ - ⑤ 平成23年度の定員充足率が20%未満の法科大学院
(単位：人、%)

法科大学院名	区 分	平成 21 年度	22 年度	23 年度
A 大学	入学定員	60	40	40
	合格者数	67	34	11
	入学者数	19	7	4
	定員充足率	31.67	17.50	10.00
	司法試験合格率	1.96	5.41	3.23
B 大学	入学定員	50	45	30
	合格者数	75	26	11
	入学者数	33	11	4
	定員充足率	66.00	24.44	13.33
	司法試験合格率	5.56	5.45	2.63
C 大学	入学定員	35	35	25
	合格者数	30	23	17
	入学者数	16	10	4
	定員充足率	45.71	28.57	16.00
	司法試験合格率	15.38	8.82	2.44
D 大学	入学定員	30	30	25
	合格者数	78	52	20
	入学者数	23	10	4
	定員充足率	76.67	33.33	16.00
	司法試験合格率	15.79	14.29	20.51
E 大学	入学定員	50	40	40
	合格者数	75	42	20
	入学者数	40	16	7
	定員充足率	80.00	40.00	17.50
	司法試験合格率	7.58	3.70	11.46

(注) 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

図表 2 - (2) - ウ - ⑥ 平成23年度の入学者数が10人に満たない法科大学院

(単位：人、%)

法科大学院名	区 分	平成 21 年度	22 年度	23 年度
A 大学	入学定員	35	35	25
	合格者数	30	23	17
	入学者数	16	10	4
	定員充足率	45.71	28.57	16.00
	司法試験合格率	15.38	8.82	2.44
B 大学	入学定員	30	30	25
	合格者数	78	52	20
	入学者数	23	10	4
	定員充足率	76.67	33.33	16.00
	司法試験合格率	15.79	14.29	20.51
C 大学	入学定員	60	40	40
	合格者数	67	34	11
	入学者数	19	7	4
	定員充足率	31.67	17.50	10.00
	司法試験合格率	1.96	5.41	3.23
D 大学	入学定員	50	45	30
	合格者数	75	26	11
	入学者数	33	11	4
	定員充足率	66.00	24.44	13.33
	司法試験合格率	5.56	5.45	2.63
E 大学	入学定員	30	15	15
	合格者数	27	16	12
	入学者数	14	9	7
	定員充足率	46.67	60.00	46.67
	司法試験合格率	5.71	0.00	6.25
F 大学	入学定員	50	40	40
	合格者数	75	42	20
	入学者数	40	16	7
	定員充足率	80.00	40.00	17.50
	司法試験合格率	7.58	3.70	11.46
G 大学	入学定員	50	30	30
	合格者数	34	23	12
	入学者数	18	14	8
	定員充足率	36.00	46.67	26.67

	司法試験合格率	12.12	5.13	5.56
H 大学	入学定員	30	25	25
	合格者数	31	14	14
	入学者数	16	10	8
	定員充足率	53.33	40.00	32.00
	司法試験合格率	16.67	5.71	2.50
I 大学	入学定員	50	30	30
	合格者数	40	34	15
	入学者数	27	23	8
	定員充足率	54.00	76.67	26.67
	司法試験合格率	12.77	11.67	14.29
J 大学	入学定員	50	40	40
	合格者数	60	19	15
	入学者数	30	9	9
	定員充足率	60.00	22.50	22.50
	司法試験合格率	7.14	9.09	12.50
K 大学	入学定員	60	35	35
	合格者数	53	35	17
	入学者数	30	8	9
	定員充足率	50.00	22.86	25.71
	司法試験合格率	10.71	10.26	2.63

(注) 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

図表 2 - (2) - ウ - ⑦ 入学定員規模別の司法試験合格率が平均以上の法科大学院

30 人未満	30 人以上 50 人未満	50 人以上 100 人未満	100 人以上
13 校中 1 校 (7.69%)	32 校中 3 校 (9.38%)	19 校中 8 校 (42.11%)	9 校中 6 校 (66.67%)

(注) 1 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

2 入学者募集を止めた 1 校は除いてある。

b 調査対象 38 法科大学院の定員削減状況

当省が実地調査した 38 法科大学院においても、平成 22 年度以降、それぞれ入学定員を削減し、入学定員の総計は 21 年度の 3,380 人が 23 年度は 2,651 人と 729 人の削減（削減率 21.57%）となっているが、それ以上に入学者数の減少率が高い（21 年度の 2,915 人が 23 年度は 2,236 人と 679

人減少。減少率 23.29%) ことから、欠員は解消されておらず、23 年度は 32 法科大学院で 415 人の欠員が生じており、定員充足率は 84.35% となっている (図表 2-(2)-ウ-⑧ 参照)。

図表 2-(2)-ウ-⑧ 入学者数等の推移 (38法科大学院)

(単位：人、%)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	3,185	3,380	3,380	3,380	3,380	3,380	2,866	2,651
志願者数	39,513	22,461	22,171	24,424	21,224	16,456	15,251	14,247
入学者数	3,264	3,217	3,384	3,313	3,166	2,915	2,529	2,236
欠員	▲79	163	▲4	67	214	465	337	415
定員充足率	102.48	95.18	100.12	98.02	93.67	86.24	88.24	84.35

(注) 当省の調査結果による。

当省が実地調査した 38 法科大学院のうち、定員充足率が 80% を下回っている法科大学院は、図表 2-(2)-ウ-⑨ のとおり、平成 20 年度は 8 校であったものが、21 年度に 17 校に急増し、23 年度は 21 校に増加している。

平成 23 年度に定員充足率が 80% を下回った 21 校の定員充足率の分布をみると、図表 2-(2)-ウ-⑩ のとおり、10% 以上 20% 未満が 2 校、20% 以上 30% 未満が 2 校、30% 以上 40% 未満が 3 校、40% 以上 50% 未満が 2 校、50% 以上 60% 未満が 7 校、60% 以上 70% 未満が 2 校、70% 以上 80% 未満が 3 校となっている。

なお、定員充足率が 80% を下回る法科大学院が急増した時期は、競争性の確保のための合格者の厳選が始まった時期と一致している (上述 2-(2)-イ 参照)。

図表 2-(2)-ウ-⑨ 定員充足率が80%を下回っている法科大学院 (38法科大学院)

(単位：校)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
法科大学院	1	3	3	3	8	17	18	21

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (2) - ウ - ⑩ 平成23年度に定員充足率80%を下回っている21法科大学院の分布

単位：校

	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上	60%以上	70%以上
	20%未満	30%未満	40%未満	50%未満	60%未満	70%未満	80%未満
	2	2	3	2	7	2	3

(注) 当省の調査結果による。

c 入学定員を削減しても定員充足率が改善されない例

○ A大学

A大学は、開学（平成16年度）以来、定員充足率は最も高くても17年度の66.67%であり、入学者が一桁にまで減少した22年度、23年度は、それぞれ22.86%、25.71%となっている（図表2-(2)-ウ-⑪参照）。

これは、入学定員（規模）が入学者数（実需）を上回って設定されていたためと考えられたことから、A大学では、平成22年度に過去の入学者数（実需）に見合った規模に入学定員を削減した（60名から35名に削減）。しかし、平成22年度の入学者数は8名と21年度よりも22名減少し、定員充足率は改善されていない。

これについて、A大学では、入学者は司法試験の合格実績で法科大学院を選択する傾向にあり、更なる入学定員の削減は、私学として経営上難しいと考えているとしている。

図表 2 - (2) - ウ - ⑪ A大学における入学者数の推移

(単位：人、%)

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	60	60	60	60	60	60	35	35
志願者数	846	336	166	110	103	70	64	34
入学者数	35	40	29	36	33	30	8	9
欠員	25	20	31	24	27	30	27	26
定員充足率	58.33	66.67	48.33	60.00	55.00	50.00	22.86	25.71

(注) 当省の調査結果による。

d 定員充足率が改善された例

○ A大学

平成21年度、22年度と定員充足率が80%を下回っていたが、23年度には定員充足率が124.00%と一転して過員となっている（図表2-(2)-ウ-⑫参照）。

これについて、A大学では、平成22年度に入学定員を削減した（60名から30名に削減）が、定員充足率が下がった（51.67%から33.33%）ため、23年度に更に入学定員を削減する（30名から25名に削減）とともに、入学者に対する経済的支援の強化している（詳細は、2-(2)-イ-(イ)-e参照）。

図表2-(2)-ウ-⑫ A大学における入学者数の推移

(単位：人、%)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	-	60	60	60	60	60	30	25
志願者数	-	373	335	303	202	161	65	189
入学者数	-	58	60	58	51	31	10	31
欠員	-	2	0	2	9	29	20	▲6
定員充足率	-	96.67	100.00	96.67	85.00	51.67	33.33	124.00

(注) 当省の調査結果による。

e 未修者に大きい入学定員の削減

74法科大学院のうち、入学定員に未修者、既修者の別がある30法科大学院（平成23年度時点。新たに未修者、既修者の別を設けた法科大学院を除く。）について、未修者、既修者別の入学定員の削減状況をみると、図表2-(2)-ウ-⑬のとおり、i)未修者のみを削減しているものが10法科大学院で、未修者の削減人数は185人（既修者は10人増員）、ii)未修者の削減率を大きくしているものが9法科大学院で、削減人数は未修者が130人、既修者が118人、iii)既修者のみを削減しているものが4法科大学院で、既修者の削減人数は35人、iv)既修者の削減率を大きくしているものが5法科大学院で、削減人数は未修者が38人、既修者が47人、v)未修者と既修者を同率で削減しているものが2法科大学院で、削減人数は未修者が20人、既修者が22人となっている。

上記i)及びii)の19法科大学院（63.33%）は、規模が比較的大きい大学院が多い（削減後の定員規模が80名以上の法科大学院が14校）ことから、30法科大学院の総計でみると、未修者は1,423人から1,050人へと373人の削減（削減率26.21%）、既修者は2,007人から1,795人へと212人の削減（削減率10.56%）となっている（図表2-(2)-ウ-⑬参照）。

図表 2 - (2) - ウ - ⑬ 30法科大学院における未修者・既修者別の定員削減状況
(単位：人、%)

		全体	未修者	既修者
未修のみを削減	A 大学	100→80 (-20.0)	45→25 (-44.4)	55→55 (0.0)
	B 大学	100→80 (-20.0)	45→25 (-44.4)	55→55 (0.0)
	C 大学	100→90 (-10.0)	50→40 (-20.0)	50→50 (0.0)
	D 大学	50→45 (-10.0)	30→25 (-16.7)	20→20 (0.0)
	E 大学	300→270 (-10.0)	100→70 (-30.0)	200→200 (0.0)
	F 大学	100→80 (-20.0)	50→30 (-40.0)	50→50 (0.0)
	G 大学	100→80 (-20.0)	40→20 (-50.0)	60→60 (0.0)
	H 大学	100→80 (-20.0)	60→30 (-50.0)	40→50 (25.0)
	I 大学	60→50 (-16.7)	35→25 (-28.6)	25→25 (0.0)
	J 大学	100→80 (-20.0)	50→30 (-40.0)	50→50 (0.0)
	小 計	1,110→935 (-15.8)	505→320 (-36.6)	605→615 (1.7)
未修の削減率大	K 大学	300→240 (-20.0)	100→75 (-25.0)	200→165 (-17.5)
	L 大学	100→85 (-15.0)	30→25 (-16.7)	70→60 (-14.3)
	M 大学	65→52 (-20.0)	20→10 (-50.0)	45→42 (-7.7)
	N 大学	260→230 (-11.5)	80→70 (-12.5)	180→160 (-11.1)
	O 大学	200→170 (-15.0)	100→80 (-20.0)	100→90 (-10.0)
	P 大学	200→160 (-20.0)	60→35 (-41.6)	140→125 (-10.7)
	Q 大学	75→60 (-20.0)	40→30 (-25.0)	35→30 (-14.3)
	R 大学	150→130 (-13.3)	50→40 (-20.0)	100→90 (-10.0)
	S 大学	125→100 (-20.0)	65→50 (-23.1)	60→50 (-16.7)
	小 計	1,475→1,227 (-16.8)	545→415 (-23.9)	930→812 (-12.7)
既修のみを削減	T 大学	50→40 (-20.0)	15→15 (0.0)	35→25 (-28.6)
	U 大学	65→50 (-23.1)	15→15 (0.0)	50→35 (-30.0)
	V 大学	60→55 (-8.3)	18→18 (0.0)	42→37 (-11.9)
	W 大学	70→65 (-7.1)	30→30 (0.0)	40→35 (-12.5)
	小 計	245→210 (-14.3)	78→78 (0.0)	167→132 (-21.0)
既修の削減率大	X 大学	50→45 (-10.0)	35→33 (-5.7)	15→12 (-20.0)
	Y 大学	50→40 (-20.0)	30→25 (-16.7)	20→15 (-25.0)
	Z 大学	100→80 (-20.0)	30→25 (-16.7)	70→55 (-21.4)
	AA 大学	60→40 (-33.3)	50→34 (-32.0)	10→6 (-40.0)
	AB 大学	130→100 (-23.1)	50→40 (-20.0)	80→60 (-25.0)
	小 計	390→305 (-21.8)	195→157 (-19.5)	195→148 (-24.1)
同率	AC 大学	60→48 (-20.0)	50→40 (-20.0)	10→8 (-20.0)
	AD 大学	150→120 (-20.0)	50→40 (-20.0)	100→80 (-20.0)
	小 計	210→168 (-20.0)	100→80 (-20.0)	110→88 (-20.0)
合 計		3,430→2,845 (-17.1)	1,423→1,050 (-26.2)	2,007→1,795 (-10.6)

(注) 当省の調査結果による。

f 未修者を標準とする制度の理念と矛盾している例

A大学では、司法試験合格率が既修者（平成20年度修了者の21年試験の合格率は、61.76%）に比べ低い未修者（同21.31%）については、入学者の質の向上を図るため競争倍率を高め、厳選した入学者に対して少人数による手厚い教育を行う必要があるとしている。

そのため、平成22年度の入学定員の見直しに当たっては、未修者の定員を60名から30名に削減する一方、既修者の定員を40名から50名に増員している。

未修者教育を強化するため、入学者選抜試験において法曹となるべき能力を持った者を厳選することや入学した者に少人数による手厚い教育を行うことは重要なことであるが、多様な人材を法曹に受け入れるという法曹養成制度改革の理念や未修者（3年課程）を標準とする法科大学院制度設計を踏まえれば、多様な人材の受皿となる未修者の定員を削減する一方で既修者の定員を増員することは、制度の趣旨に反することがないように注意することが必要である。

g 非法学部出身者及び社会人の入学動向

非法学部出身者及び社会人の入学動向をみると、図表2-(2)-ウ-⑭のとおり、非法学部出身者の7割から8割が、社会人の6割から7割が、未修者に入学しており、この傾向は、平成16年度以降ほぼ変わっていない（平成23年度は、非法学部出身者748人中545人（72.86%）、社会人764人中469人（61.39%）が未修者に入学）。

図表2-(2)-ウ-⑭ 非法学部出身者及び社会人の入学動向

(単位：人、%)

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
非法学部	1,988	1,660	1,634	1,490	1,410	1,224	868	748	
	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	
	既修者	311	213	311	314	256	278	204	203
		15.64	12.83	19.03	21.07	18.16	22.71	23.50	27.14
未修者	1,677	1,447	1,323	1,176	1,154	946	664	545	
	84.36	87.17	80.97	78.93	81.84	77.29	76.50	72.86	
社会人	2,792	2,091	1,925	1,834	1,609	1,298	993	764	
	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	
	既修者	1,038	687	718	717	597	464	348	295
		37.18	32.86	37.30	39.09	37.10	35.75	35.05	38.61
未修者	1,754	1,404	1,207	1,117	1,012	834	645	469	
	62.82	67.14	62.70	60.91	62.90	64.25	64.95	61.39	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 各欄の上段は人数、下段はその割合である。

(ウ) 評価の結果

(入学定員の見直しと定員充足率)

中教審法科大学院特別委員会が、各法科大学院に対して入学定員の適正化を促した結果、74 法科大学院全てにおいて、平成 20 年度以降、それぞれ入学定員を削減しているが、定員充足率が 80%を下回っている法科大学院は、平成 21 年度は 36 校、22 年度は 37 校、23 年度は 41 校と増加している。

定員充足率の低い法科大学院は、司法試験の合格率も低い傾向にあり、例えば、定員充足率 20%未満の 5 校では、合格率 5%未満が 3 校、平均の半分 (11.77%) 未満が 1 校、平均 (23.54%) 未満が 1 校となっている。

また、平成 23 年度の入学者数が 10 人に満たないものが 11 校あり、これらの法科大学院も、司法試験の合格率が低く、5%未満が 5 校、10%未満が 2 校、15%未満が 3 校、平均 (23.54%) 未満が 1 校となっている。

これら定員充足率の極端に低い法科大学院や入学者数の極端に少ない法科大学院については、教育の質を確保する観点から、実入学者数に見合った更なる入学定員の見直しが求められる。

また、入学定員規模別にみても、司法試験合格率が平均 (23.54%) を超えている法科大学院が、定員 30 人未満校では 13 校中 1 校 (7.69%) であるのに対し、定員 100 人以上校では 9 校中 6 校 (66.67%) であり、法科大学院の教育の質を確保するためには、一定程度の入学定員規模を確保することが必要と判断される。

入学定員規模の小さい法科大学院に対し、教育の質を確保する観点から、更なる入学定員の削減を求める場合、実入学者に見合った定員削減が困難な法科大学院が生ずるとみられ、法科大学院として撤退することも想定される。

(未修者に大きい入学定員の削減)

入学定員に未修者、既修者の別がある法科大学院においては、30 校中 19 校が未修者の定員削減率を既修者の定員削減率より大きくしている。

未修者のみの削減や未修者の削減率を大きくしている法科大学院は、その理由として、未修者教育の強化 (入学者選抜試験において法曹となるべき能力を厳選することや入学者した者に少人数による手厚い教育を行うこと) を挙げている。

しかし、非法学部出身者の 7 割から 8 割が、社会人の 6 割から 7 割が未修者に入学しており、未修者が非法学部出身者及び社会人の受皿となっていることが推察される。

以上のことから、入学定員の削減に関しては、次のような課題が認められる。

定員充足率が極端に低い法科大学院や入学者数が極端に少ない法科大学院については、教育の質を確保する観点から、実入学者数に見合った入学定員の見直しを求めるべきである。

入学定員規模の小さい法科大学院について、教育の質を確保する観点から、更なる入学定員の削減を求める場合、実入学者に見合った定員削減が困難な法科大学院が生ずるとみられ、法科大学院として撤退することも想定されるが、その場合、在籍学生の教育に支障が生じないよう十分な措置が必要である。

入学定員の見直しに当たって、未修者のみの削減や未修者の削減率を大きくすることは、多様な人材を受け入れるという法曹養成制度改革の理念や未修者（3年課程）を標準とする法科大学院制度設計に反することがないよう注意することが必要である。

エ 多様性の確保

(要旨)

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成 14 年法律第 139 号。以下「連携法」という。）第 2 条第 1 項、設置基準第 19 条及び第 20 条において、法科大学院は、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するとともに、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとされている。

また、「専門職大学院設置基準第 5 条第 1 項等の規定に基づく専門職大学院に関し必要な事項」（平成 15 年文部科学省告示第 53 号。以下「平成 15 年告示」という。）第 3 条第 1 項において、法科大学院は、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者（非法学部出身者）又は実務等の経験を有する者（社会人）の占める割合が 3 割以上となるよう努めるものとされている。

74 法科大学院における入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合は、平成 16 年度は 53.5%であったものが、17 年度 45.6%、18 年度 41.9%、19 年度 39.4%、20 年度 40.5%、21 年度 40.4%、22 年度 34.4%、23 年度 32.0%と長期低下傾向にある。

また、実地調査した 38 法科大学院のうち、入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合が 3 割を満たしていないものは、平成 17 年度に 2 校発生し、18 年度 3 校、19 年度 4 校、20 年度 6 校、21 年度 8 校、22 年度 10 校、23 年度 18 校と増加傾向にある。

個別に法科大学院をみると、出願資格に社会人としての実務経験を求めている法科大学院、夜間コースや平日夜間・土日開講を行っている法科大学院など、有職社会人等を積極的に受け入れ、多様性の確保を図っている法科大学院がある一方、長期にわたって努力目標を達成していない法科大学院がある。

(7) 制度の概要

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成 14 年法律第 139 号。以下「連携法」という。）第 2 条第 1 項において、法科大学院において、各法科大学院の創意をもって、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行うこととされている。

また、法科大学院の入学者選抜に当たっては、設置基準第 19 条及び第 20 条において、法科大学院は、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するとともに、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとされている。

さらに、「専門職大学院設置基準第 5 条第 1 項等の規定に基づく専門職大学院に関し必要な事項」（平成 15 年文部科学省告示第 53 号。以下「平成 15 年告示」という。）第 3 条第 1 項において、法科大学院は、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者（非法学部出身者）又は実務等

の経験を有する者（社会人）の占める割合が3割以上となるよう努めるものとし、同条第2項において、当該割合が2割に満たない場合は、入学者の選抜の実施状況を公表するものとされている。

(イ) 政策効果の把握結果

a 非法学部出身者又は社会人の割合

74 法科大学院における入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合は、平成16年度は53.5%と過半数を超えていた。しかし、平成17年度は45.6%に低下し、18年度から21年度までは40%前後で推移し、22年度には34.4%に低下し、23年度は32.0%となっている（図表2-(2)-エ-①参照）。

図表2-(2)-エ-① 入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合（74法科大学院）

(単位：%)

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
非法学部出身者又は社会人の割合	53.5	45.6	41.9	39.4	40.5	40.4	34.4	32.0

(注) 文部科学省の資料による。

当省が実地調査した38法科大学院における非法学部出身者又は社会人の割合は、平成16年度の58.4%を頂点に年々低下しており、23年度は31.4%となっている（図表2-(2)-エ-②参照）。このうち非法学部出身者又は社会人の割合（平成23年度）が3割を満たしているものが20校（52.63%）あるが、3割を満たしていないものが18校（47.37%）ある（図表2-(2)-エ-③参照）。

さらに、非法学部出身者又は社会人の割合が3割を満たしていない法科大学院は、図表2-(2)-エ-③のとおり、平成17年度に2校発生し、それから年々増加し、23年度は18校となっている。

図表2-(2)-エ-② 入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合（38法科大学院）

(単位：%)

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
非法学部出身者又は社会人の割合	58.4	48.5	44.1	42.0	40.8	37.9	34.6	31.4

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (2) - エ - ③ 入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合が 3 割を満たしていない法科大学院 (38法科大学院)

(単位：校)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
法科大学院	0	2	3	4	6	8	10	18

(注) 当省の調査結果による。

b 多様性確保のための取組状況

当省が実地調査した 38 法科大学院のうち、平成 21 年度から 23 年度のうち 2 か年の入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合が 3 割を満たしていない 12 法科大学院 (図表 2 - (2) - エ - ④参照) について、多様性の確保のための取組状況を調査した結果、10 校では多様性の確保のための取組を行っているが、2 校では行っていない (図表 2 - (2) - エ - ⑤参照)。

多様性の確保のための取組を行っている 10 校における取組内容をみると、i) 有職等の理由がある場合、長期履修を認める制度の設定 (3 校)、ii) 社会人や有資格者を対象とした入学者選抜試験を実施 (2 校)、iii) 社会人や非法学部出身者の入学者枠の設定 (1 校) の順となっている (図表 2 - (2) - エ - ⑥参照)。

図表 2 - (2) - エ - ④ 平成21年度から23年度のうち 2 か年の入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合が 3 割を満たしていない法科大学院

(単位：人、倍)

法科大学院名	区 分	平成 21 年度	22 年度	23 年度
A 大学	入学者数	93	76	78
	うち社会人等	32	18	21
	社会人等の割合	34.41	23.68	26.92
B 大学	入学者数	273	229	228
	うち社会人等	66	49	49
	社会人等の割合	24.18	21.40	21.49
C 大学	入学者数	103	88	87
	うち社会人等	28	19	15
	社会人等の割合	27.18	21.59	17.24
D 大学	入学者数	248	235	229
	うち社会人等	69	44	57
	社会人等の割合	27.82	18.72	24.89
E 大学	入学者数	291	271	271

	うち社会人等	91	75	68
	社会人等の割合	31.27	27.68	25.09
F 大学	入学者数	91	65	84
	うち社会人等	20	24	20
	社会人等の割合	21.98	36.92	23.81
G 大学	入学者数	206	166	159
	うち社会人等	58	44	44
	社会人等の割合	28.16	26.51	27.67
H 大学	入学者数	99	82	86
	うち社会人等	20	23	23
	社会人等の割合	20.20	28.05	26.74
I 大学	入学者数	74	54	58
	うち社会人等	28	16	12
	社会人等の割合	37.84	29.63	20.69
J 大学	入学者数	30	8	9
	うち社会人等	8	5	2
	社会人等の割合	26.67	62.5	22.22
K 大学	入学者数	99	83	79
	うち社会人等	27	27	16
	社会人等の割合	27.27	32.53	20.25
L 大学	入学者数	29	21	11
	うち社会人等	10	6	2
	社会人等の割合	34.48	28.57	18.18

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (2) - エ - ⑤ 多様性確保のための取組の実施状況

(単位：校)

区 分	校数	備考
多様性確保のための取組を実施	10	
多様性確保のための取組を未実施	2	
合 計	12	

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (2) - エ - ⑥ 多様性確保のための取組内容

(単位：校)

区 分	校数	備考
有職である等の理由がある場合、長期履修を認める制度の設定	3	
社会人や有資格者を対象とした入学者選抜試験を実施	2	
社会人や非法学部出身者の入学者枠の設定	1	
その他（社会人経験を加点要素とするなど）	6	

(注) 当省の調査結果による。

c 多様性が確保されている例

(a) A 大学

A 大学は、開学（平成 17 年度）以来 7 年連続して入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合が 100%となっている（図表 2 - (2) - エ - ⑦参照）。

A 大学は、アドミッションポリシーとして、社会人としての実務経験等を有する者であって、法的な問題を発見し、理論的に分析する能力を獲得することによって、将来、既に獲得した知識・経験・技能と法的な知識・技能とを結び付けて、リーガル・サービスを提供しようと希望する者を求めていることを掲げている。

そして、出願資格として、社会人（フルタイム）としての実務経験を有することを求めている（アルバイト等や社会人となる見込みの者は、出願資格審査が必要）ことから、入学者全てが社会人経験者となっている。

なお、A 大学は、有職社会人の利便を考慮して、学校施設を東京都内に設置している。

図表 2 - (2) - エ - ⑦ A 大学における非法学部出身者又は社会人の割合
(単位：人、%)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学者数	-	40	40	43	40	40	36	36
うち社会人等	-	40	40	43	40	40	36	36
社会人等の割合	-	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
未 修 者	入学者数	-	40	40	43	40	40	36
	うち社会人等	-	40	40	43	40	40	36
	社会人等の割合	-	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
既 修 者	入学者数	-	-	-	-	-	-	-
	うち社会人等	-	-	-	-	-	-	-
	社会人等の割合	-	-	-	-	-	-	-
入学定員	-	40	40	40	40	40	36	36
うち未修者	-	40	40	40	40	40	36	36
未修者の割合	-	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

(注) 当省の調査結果による。

(b) B 大学

B 大学は、開学（平成 16 年度）以来 7 年連続して入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合が 50%を上回っている（図表 2 - (2) - エ - ⑧参照）。

B 大学は、アドミッションポリシーとして、出身大学・文系理系・学部を問わず、公平で、開放的で、多様性を重視した選抜を行うことを掲げている。

そして、開学（平成 16 年度）から 22 年度までは、未修者のみの開講であり、また、有職社会人のための夜間主コース（平日夜間と土曜日に授業）を開講している。

なお、平成 23 年度から、既修者を開講しているが、これについて、B 大学では、入学説明会等において、既修者を希望する声が多くなってきたため、開講することとしたが、本学の基本は未修者であるとしている。

また、B 大学は、平成 23 年 8 月、D 大学との統合を決定し、25 年度以降の学生募集を停止することとしている。

図表 2 - (2) - エ - ⑧ B 大学における非法学部出身者又は社会人の割合
(単位：人、%)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学者数	97	97	88	66	77	47	43	27
うち社会人等	83	82	57	57	61	31	31	23
社会人等の割合	85.57	84.54	64.77	86.36	79.22	65.96	72.09	85.19
未 修 者	入学者数	97	97	88	66	77	47	43
	うち社会人等	83	82	57	57	61	31	19
	社会人等の割合	85.57	84.54	64.77	86.36	79.22	65.96	82.61
既 修 者	入学者数	-	-	-	-	-	-	4
	うち社会人等	-	-	-	-	-	-	4
	社会人等の割合	-	-	-	-	-	-	100.00
入学定員	100	100	100	100	100	100	70	70
うち未修者	100	100	100	100	100	100	70	60
未修者の割合	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	85.71

(注) 当省の調査結果による。

(c) C 大学

C 大学は、開学（平成 16 年度）以来 7 年連続して入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合が 50% を上回っている（図表 2 - (2) - エ - ⑨ 参照）。

C 大学は、アドミッションポリシーとして、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的な知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力などの基本的資質及び社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力などを有する人材の育成を目指してあらゆる階層・分野から将来の司法を担うべく使命感にあふれる意欲的な学生を求めていることを掲げている。

また、入学定員の概ね 30% ないし 50% は、非法学部出身者又は社会人を受け入れることを想定しており、非法学部出身者約 5 人、社会人約 5 人の計 10 人の優先合格枠を設定している。

加えて、有識社会人のため、平日夜間と土日の授業のみの履修で、修了要件を満たすことが可能となる授業時間割編成を行っている。

図表 2 - (2) - エ - ⑨ C 大学における非法学部出身者又は社会人の割合
(単位：人、%)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学者数	56	52	45	48	51	41	27	33
うち社会人等	36	42	38	40	35	35	23	30
社会人等の割合	64.29	80.77	84.44	83.33	68.63	85.37	85.19	90.91
未 修 者	入学者数	34	47	43	45	50	38	28
	うち社会人等	25	38	37	37	34	32	25
	社会人等の割合	73.53	80.85	86.05	82.22	68.00	84.21	84.00
既 修 者	入学者数	22	5	2	3	1	3	5
	うち社会人等	11	4	1	3	1	3	5
	社会人等の割合	50.00	80.00	50.00	100.00	100.00	100.00	100.00
入学定員	50	50	50	50	50	50	40	40
うち未修者	-	-	-	-	-	-	-	-
未修者の割合	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 当省の調査結果による。

2 C 大学では、入学定員を未修者、既修者の別に区分していない。

(d) D 大学

D 大学は、開学（平成 16 年度）以来 7 年連続して入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合が 50%を上回っている（図表 2 - (2) - エ - ⑩参照）。

D 大学は、アドミッションポリシーとして、ハイブリッド法曹（法律知識と法律以外の様々な専門知識の両方を併せ持つことによって、新しい問題に対処できる人材）の養成を実現するため、法学以外の専門知識や技量を身に付けた人材や法律専門職などで活躍している人材を積極的に受け入れることを掲げている。

そして、開学（平成 16 年度）以来、未修者のみの開講であり、また、有職社会人の便宜を図るため、東京キャンパスにおいて平日夜間と土曜の授業のみの履修で、修了要件を満たすことが可能となる授業時間割編成を行っている。

なお、D 大学は、平成 23 年 8 月、B 大学との統合を決定している。

図表 2 - (2) - エ - ⑩ D 大学における非法学部出身者又は社会人の割合
(単位：人、%)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
入学者数	78	79	76	69	65	53	41	38	
うち社会人等	67	66	57	50	59	44	35	30	
社会人等の割合	85.90	83.54	75.00	72.46	90.77	83.02	85.37	78.95	
未 修 者	入学者数	78	79	76	69	65	53	41	38
	うち社会人等	67	66	57	50	59	44	35	30
	社会人等の割合	85.90	83.54	75.00	72.46	90.77	83.02	85.37	78.95
既 修 者	入学者数	-	-	-	-	-	-	-	
	うち社会人等	-	-	-	-	-	-	-	
	社会人等の割合	-	-	-	-	-	-	-	
入学定員	70	70	70	70	70	70	60	60	
うち未修者	70	70	70	70	70	70	60	60	
未修者の割合	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	

(注) 当省の調査結果による。

(e) E 大学

E 大学は、開設（平成 16 年度）以来 7 年連続して入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合が 50% を上回っている（図表 2 - (2) - エ - ⑩参照）。

E 大学は、アドミッションポリシーとして、視野の広い実践的人材の育成を謳う建学の精神をよく理解し、高度で専門的な職業能力を有する良き法曹を目指す者を求めているとし、入学者選抜においては、公平性、開放性、多様性を旨とし、出身学部等を限定することなく帆場広く門戸を開放することを掲げている。

また、多様なバックグラウンドを有する社会人を積極的に受け入れ、働きながら学べる体制を整備し、視野の広い法曹を養成するとの教育目標の下、平日夜間と土日を中心とした授業時間割編成を行っている。

図表 2 - (2) - エ - ⑪ E 大学における非法学部出身者又は社会人の割合
(単位：人、%)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
入学者数	55	49	45	51	41	33	11	4	
うち社会人等	51	40	33	44	31	22	11	4	
社会人等の割合	92.73	81.63	73.33	86.27	75.61	66.67	100.00	100.00	
未 修 者	入学者数	55	46	42	48	40	32	10	4
	うち社会人等	51	37	30	41	30	21	10	4
	社会人等の割合	92.73	80.43	71.43	85.42	75.00	65.63	100.00	100.00
既 修 者	入学者数	0	3	3	3	1	1	1	0
	うち社会人等	0	3	3	3	1	1	1	0
	社会人等の割合	0.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	0.00
入学定員	50	50	50	50	50	50	45	30	
うち未修者	-	-	-	-	-	-	-	-	
未修者の割合	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 E 大学では、入学定員を未修者、既修者の別に区分していない。

d 多様性が確保されていない例

(a) A 大学

A 大学は、平成 15 年告示第 3 条第 1 項の努力目標である非法学部出身者又は社会人の割合が 3 割以上を平成 17 年度から 7 年連続して達成していない（図表 2 - (2) - エ - ⑫参照）。

なお、法科大学院の入学者選抜試験においては、法学部新卒者が未修者に出願することが可能であり、それが未修者に占める非法学部出身者又は社会人の割合を低下させていることから、A 大学では、平成 22 年度の入学定員の見直しの際に、「法学部の出身者で社会人に該当しない者は、法学既修者枠に出願することを推奨する。」との方針を策定し、法学部新卒者が未修者に出願しないよう促している。このため、未修者入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合は、平成 22 年度には 100.00%、23 年度には 96.97%となっている。

図表 2 - (2) - エ - ⑫ A 大学における非法学部出身者又は社会人の割合
(単位：人、%)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
入学者数	205	203	202	203	208	206	166	159	
うち社会人等	67	49	49	50	59	58	44	44	
社会人等の割合	32.68	24.14	24.26	24.63	28.37	28.16	26.51	27.67	
未 修 者	入学者数	58	58	61	59	59	55	39	33
	うち社会人等	43	41	43	47	49	46	39	32
	社会人等の割合	74.14	70.69	70.49	79.66	83.05	83.64	100.00	96.97
既 修 者	入学者数	147	145	141	144	149	151	127	126
	うち社会人等	24	8	6	3	10	12	5	12
	社会人等の割合	16.33	5.52	4.26	2.08	6.71	7.95	3.94	9.52
入学定員	200	200	200	200	200	200	160	160	
うち未修者	60	60	60	60	60	60	35	35	
未修者の割合	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	21.88	21.88	

(注) 当省の調査結果による。

(b) B 大学

B 大学は、平成 15 年告示第 3 条第 1 項の努力目標である非法学部出身者又は社会人の割合が 3 割以上を平成 18 年度から 6 年連続して達成していない(図表 2 - (2) - エ - ⑬参照)。

なお、B 大学は、開学当初から、未修者の入学定員のうちに「社会人特別選抜枠」(概ね 5 人)及び「理系特別選抜枠」(概ね 10 人)を設けている。

図表 2 - (2) - エ - ⑬ B 大学における非法学部出身者又は社会人の割合
(単位：人、%)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
入学者数	308	306	299	296	296	273	229	228	
うち社会人等	130	101	80	78	82	66	49	49	
社会人等の割合	42.21	33.01	26.76	26.35	27.70	24.18	21.40	21.49	
未 修 者	入学者数	106	103	94	97	99	85	66	68
	うち社会人等	96	85	60	60	59	49	41	41
	社会人等の割合	90.57	82.52	63.83	61.86	59.60	57.65	62.12	60.29
既 修 者	入学者数	202	203	205	199	197	188	163	160
	うち社会人等	34	16	20	18	23	17	8	8
	社会人等の割合	16.83	7.88	9.76	9.05	11.68	9.04	4.91	5.00
入学定員	300	300	300	300	300	300	240	240	
うち未修者	100	100	100	100	100	100	75	75	
未修者の割合	33.33	33.33	33.33	33.33	33.33	33.33	31.25	31.25	

(注) 当省の調査結果による。

(c) C大学

C大学は、平成15年告示第3条第1項の努力目標である非法学部出身者又は社会人の割合が3割以上を平成20年度から4年連続して達成していない。また、平成22年度は2割を下回っており、同告示第3条第2項に基づく入学者の選抜の実施状況の公表対象となっている(図表2-(2)-エ-⑭参照)。

図表2-(2)-エ-⑭ C大学における非法学部出身者又は社会人の割合
(単位:人、%)

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学者数	274	250	256	259	235	248	235	229
うち社会人等	108	91	84	94	65	69	44	57
社会人等の割合	39.42	36.40	32.81	36.29	27.66	27.82	18.72	24.89
未修者	入学者数	86	74	77	88	67	80	69
	うち社会人等	64	45	45	45	26	37	32
	社会人等の割合	74.42	60.81	58.44	51.14	38.81	46.25	46.38
既修者	入学者数	188	176	179	171	168	155	160
	うち社会人等	44	46	39	49	39	32	26
	社会人等の割合	23.40	26.14	21.79	28.65	23.21	19.05	16.25
入学定員	260	260	260	260	260	260	260	230
うち未修者	80	80	80	80	80	80	80	70
未修者の割合	30.77	30.77	30.77	30.77	30.77	30.77	30.77	30.43

(注) 当省の調査結果による。

(d) D大学

D大学は、平成15年告示第3条第1項の努力目標である非法学部出身者又は社会人の割合が3割以上を平成21年度から3年連続して達成していない。また、平成23年度は2割を下回っており、同告示第3条第2項に基づく入学者の選抜の実施状況の公表対象となっている(図表2-(2)-エ-⑮参照)。

図表 2 - (2) - エ - ⑮ D 大学における非法学部出身者又は社会人の割合
(単位：人、%)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
入学者数	100	105	106	104	100	103	88	87	
うち社会人等	42	39	38	24	31	28	19	15	
社会人等の割合	42.00	37.14	35.85	23.08	31.00	27.18	21.59	17.24	
未 修 者	入学者数	30	31	32	31	29	32	26	26
	うち社会人等	26	24	21	14	15	18	10	10
	社会人等の割合	86.67	77.42	65.63	45.16	51.72	56.25	38.46	38.46
既 修 者	入学者数	70	74	74	73	71	71	62	61
	うち社会人等	16	15	17	10	16	10	9	5
	社会人等の割合	22.86	20.27	22.97	13.70	22.54	14.08	14.52	8.20
入学定員	100	100	100	100	100	100	85	85	
うち未修者	30	30	30	30	30	30	25	25	
未修者の割合	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	29.41	29.41	

(注) 当省の調査結果による。

e 「社会人」及び「非法学部出身者」の定義

平成 15 年告示は、各法科大学院に対し、入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合を 3 割以上となるよう求めているが、「社会人」及び「非法学部出身者」の統一的な定義はなく、各法科大学院が独自に定義して運用している。

このため、「大学院等での学習やその他の勉学経験」を社会人経験として認めている法科大学院が認められる (A 大学)。

これについて、A 大学では、全国的にみても、夜間の法科大学院で働きながら学んでいる学生の多い大学を除けば、社会人の定義付けを厳格に行えば、3 割が目安とされている「非法学部出身者又は社会人」の割合を達成するのは困難ではないかとしている。

「社会人」及び「非法学部出身者」の統一的な定義がないことについて、文部科学省は、どのように定義するかは、各法科大学院のアドミッションポリシーとも密接に関係してくるので、行政側で統一的な定義を設定することは難しく、また、明確な法令違反でもない限り、指導はできないとしている。

(ウ) 評価の結果

法科大学院全体としては、努力目標 (3 割以上) を達成しているが、その割合は、平成 16 年度は 53.5%であったものが、17 年度 45.6%、18 年度 41.9%、19 年度 39.4%、20 年度 40.5%、21 年度 40.4%、22 年度 34.4%、23 年度 32.0%と長期低下傾向にある。

また、実地調査した 38 法科大学院のうち、入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合が 3 割を満たしていないものは、平成 17 年度に 2 校発

生し、18年度3校、19年度4校、20年度6校、21年度8校、22年度10校、23年度18校と増加傾向にある。

個別に法科大学院をみると、出願資格に社会人としての実務経験を求めている法科大学院、夜間コースや平日夜間・土日開講を行っている法科大学院など、有職社会人等を積極的に受け入れ、多様性の確保を図っている法科大学院がある。

一方、長期にわたって努力目標を達成していない法科大学院がある。なお、これらの法科大学院の中には、入学定員の見直しに際し、多様性を確保するため法学部新卒者の既修者への進学を促す取組を講じているものがある。

しかし、文部科学省は、中教審法科大学院特別委員会の改善状況調査において、多様な人材の確保に関する取組状況を把握し、長期にわたって努力目標を達成していない法科大学院に対し、その結果に基づき、是正のための取組を促しているが、十分なものとはなっていない。

このような状況が続くと、法曹養成制度改革の理念である法曹への多様な人材の受入れが維持できなくなるおそれがある。

なお、非法学部出身者の7割から8割が、社会人の6割から7割が未修者に入学しており、未修者が非法学部出身者及び社会人の受皿となっていることが推察される（前述2-(2)-ウ参照）。

以上のことから、多様性の確保に関しては、次のような課題が認められる。

法科大学院全体としては、非法学部出身者又は社会人の割合の努力目標を達成しているが、その割合は長期低下傾向にある。

努力目標未達成の法科大学院も増加している。

努力目標未達成の法科大学院の中には、長期にわたって未達成のものがある。

(3) 修了者の質の確保

(要旨)

ア 厳格な成績評価

- ① 平成 20 年 3 月以降、中教審法科大学院特別委員会において法科大学院の教育の質の向上に係る審議が開始され、その中で、法科大学院修了者の質を確保するため、成績評価の厳格化の方針が打ち出された。

上記審議を踏まえて取りまとめられた中教審法科大学院特別委員会報告では、各法科大学院が厳格な成績評価・進級判定・修了認定の徹底に取り組むことや、そのための方策として、GPA 制度（注）の活用、再試験等の廃止、成績評価の水準に関する教員間での共通認識の形成等が提言された。

（注）GPA（グレード・ポイント・アベレージ）は、各科目の成績から特定の方式によって算出する学生の成績評価方式のことであり、例えば、授業科目の成績評価を 5 段階（A・B・C・D・F）で評価し、それぞれに対して 4・3・2・1・0 のグレード・ポイントを付与し、それに各単位数を掛けて足した合計点を総単位数（履修登録単位数の総数）で割ってスコア化するものである。

また、未修者 1 年次における学修はその後の基礎となることから、未修者 1 年次から 2 年次への成績評価及び進級判定は厳格になされることとされた。

- ② 中教審法科大学院特別委員会の審議を受け、各法科大学院が成績評価の厳格化に取り組んだ結果、74 法科大学院において、未修者 1 年次から 2 年次への進級率の低下がみられ、平成 20 年度は 84.8%であったところ、22 年度には 75.8%となっている。

当省が実地調査した 38 法科大学院においても、未修者、既修者双方の進級率及び修了認定率の低下がみられ、特に、未修者 1 年次から 2 年次への進級率の低下の傾向が大きかった。

- ③ 当該 38 法科大学院においては、成績評価の厳格化のための取組として、平成 21 年度以降に GPA を成績評価に導入した法科大学院が 14 校、成績評価の分布等の見直しを行った法科大学院が 5 校、再試験等を廃止した法科大学院が 6 校であった。

- ④ 各法科大学院において成績評価の厳格化の取組が進められ、進級率の低下等がみられる一方で、司法試験の合格率は低下しており、平成 20 年の合格率は 33.0%であったところ、23 年の合格率は 23.5%となっている。既修者・未修者別にみると、23 年の合格率は、既修者が 35.4%であるのに対し、未修者は 16.2%であり、未修者の合格率は、既修者の半分未満となっている。

- ⑤ 74 法科大学院において、修了直後の司法試験を受験しない「受け控え者」が増加傾向にあり、平成 19 年には 714 人（修了者の 16.2%）であったものが、平成 23 年には、1,006 人（修了者の 22.2%）まで

増加している。

受け控え率の高い法科大学院は、直近修了者の司法試験合格率も低い傾向にあり、23年の司法試験で受け控え率が50%を超えていた法科大学院14校の、直近修了者の合格率(直近修了者数ベース)をみると、直近修了者の合格率平均(74校)は25.3%であるのに対し、14校の合格率は、0.0%が4校、5%未満が5校、10%未満が3校、20%未満が2校であった。

イ 共通的な到達目標

中教審法科大学院特別委員会報告において、法科大学院の修了者が共通に備えておくべき能力を明確にし、偏りのない学修を確保することにより修了者の質を保証するため、全ての法科大学院における共通的な到達目標を策定する必要があるとあり、各法科大学院は、共通的な到達目標を踏まえた上で、それを超える到達目標を設定することが望まれるとの提言がなされた。

これを踏まえ、研究者教員及び法曹関係者からなる調査研究班が、共通的な到達目標のモデル案を作成しており、平成22年9月には、同委員会第2ワーキング・グループでの検討も踏まえた上で、同班による共通的な到達目標モデル(第2次案修正案)が公表された。

当省が実地調査した38法科大学院においては、上記モデル案を踏まえた到達目標を策定の上、公表している法科大学院が22校みられた。

ウ 未修者対策

(法律基本科目の量的充実)

中教審法科大学院特別委員会報告では、未修者1年次における法律基本科目の基礎的な学修を強化するため、未修者1年次における法律基本科目の上乗せが提言された。

この提言を受け、文部科学省は平成22年3月に設置基準を改正することにより(同年4月施行)、各法科大学院が履修上限単位数を引き上げ、未修者1年次に法律基本科目を6単位程度増加させることを可能とした。

74法科大学院において、平成22年度以降、履修上限単位数を引き上げ、法律基本科目を増設した法科大学院は、50校であった。各法科大学院は、入門科目の新設(30校)や既存の授業科目の単位数の引上げ(24校)、演習科目の新設等(16校)を行い、未修者教育の充実を図っている(文部科学省公表資料。複数回答可)。

(未修者の質の確保)

- ① 未修者の進級率や標準修業年限修了率が低下する一方、未修者を中心に、退学者、除籍者の増加もみられた。74 法科大学院において、平成 18 年度入学未修者及び 19 年度入学既修者のうち、20 年度末までに退学、除籍となった者は 502 人であったのに対し、20 年度入学未修者及び 21 年度入学既修者のうち、22 年度末までに退学、除籍となった者は 543 人であった。

退学者数、除籍者数を未修者、既修者別にみると、20 年度末時点での退学者、除籍者 502 人のうち未修者 428 人、既修者 74 人、22 年度末時点での退学者、除籍者 543 人のうち未修者 478 人、既修者 65 人であり、退学者、除籍者の大部分が未修者となっている。

- ② 司法試験の合格率についても、既修者と未修者との間で差が生じている。平成 23 年の合格率は未修者 16.2%、既修者 35.4%となっており、未修者の合格率は既修者の約半分となっている。修了年度別の累積合格率も、既修者は、平成 17 年度修了者の累積合格が 69.8%、18 年度修了者が 63.4%であるのに対し、未修者の 18 年度修了者の累積合格率は、39.5%となっている(注 平成 17 年度及び 18 年度修了者は、受験回数制限により、既に累積合格率が確定している。)

また、直近修了者が修了直後の司法試験を受験しない「受け控え者」も、その多くが未修者であり、平成 20 年司法試験の受け控え者 933 人(19 年度修了者の 19.0%)中、未修者は 783 人(27.4%)、既修者は 150 人(7.3%)であり、23 年司法試験の受け控え者 1,006 人(22 年度修了者の 22.2%)中、未修者は 835 人(31.6%)、既修者は 171 人(9.0%)であった。

ア 制度の概要

(7) 背景

審議会意見においては、法科大学院における厳格な成績評価及び修了認定について、「法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度(例えば約 7～8 割)の者が後述する新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきである。厳格な成績評価及び修了認定については、それらの実効性を担保する仕組みを具体的に講じるべきである。」と提言されている。

これを受け、連携法第 2 条第 1 号においては、「法科大学院において(中略)、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもって、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確

保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力（弁論の能力を含む。次条第三項において同じ。）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。」と規定されている。

法科大学院の成績評価及び修了認定については、設置基準において、i) 厳格な成績評価及び修了認定の実施(第10条第2項)、ii) 法科大学院の課程の修了要件(第23条)等について規定されている。

また、平成15年告示においては、i) 法科大学院が開設すべき科目群、ii) 履修科目の登録の上限等が規定されている。

(イ) 中教審法科大学院特別委員会報告

前述のとおり、審議会意見に示された制度当初の理念では、「厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で」法科大学院の課程を修了した者のうち相当程度(例えば約7～8割)の者が司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うことが求められていた。

しかし、司法試験の合格率は、初回の平成18年試験が48.3%(注既修者のみ・受験者数ベース)、19年試験が40.2%(未修者32.3%・既修者46.0%)、20年試験が33.0%(未修者22.5%・既修者44.3%)と低下傾向にあった。

そのため、中教審法科大学院特別委員会において、平成20年3月以降、法科大学院における教育の質の一層の向上に係る議論が開始され、平成21年4月17日の中教審法科大学院特別委員会において中教審法科大学院特別委員会報告が取りまとめられた。

同報告において、修了者の質の確保との関係では、「第2修了者の質の保証」の中で、i) 共通的な到達目標の設定と達成度評価方法の実施、ii) 教育内容の充実と厳格な成績評価・修了認定の徹底、iii) 司法試験との関係(司法試験の合格状況が厳しい法科大学院の教育方法の改善及び抜本的見直し)等の教育の質の向上のための改善方策が示されている。

(ウ) 文部科学省の取組

a 厳格な成績評価及び修了認定の更なる徹底の取組

文部科学省は、中教審法科大学院特別委員会報告を受け、各法科大学院に対し、厳格な成績評価及び修了認定の徹底により、修了者の質を確保するよう促している。

同報告では、厳格な成績評価及び修了認定を徹底するため、i) 法学未修者1年次における学修は、2年次以降の学修の前提とな

るものであるから、1年次における成績評価・単位認定及び2年次への進級判定は厳格に行われる必要があること、ii)一部の成績区分への偏りが生じることのないよう、適切な成績評価の分布の確保を前提とした上で、GPA制度を進級判定や修了認定において積極的に活用すること、iii)再試験を実施する場合には、それが定期期末試験における成績不良者の救済措置とならないよう、適切に運用される必要があること等が提言された。

また、後述する共通的な到達目標との関係では、各法科大学院は、修了者の共通的な到達目標の達成度を評価するため、厳格な成績評価による単位認定・進級判定及び修了認定に取り組むことが期待されるとされた。

さらに、司法試験との関係では、法曹を養成するという法科大学院の設置の目的に鑑みれば、3回の司法試験の受験の結果、修了者のうち、司法試験に合格し、法曹として活躍できる者の割合が相当に低い状況が継続的にみられる法科大学院については、入学定員数の見直しを含めた適切な入学者選抜、教育水準の確保・向上並びに、厳格な成績評価及び修了認定の徹底などを担保するための方策を早急に講じ、現状の改善を図る必要があるとされた。

b 改善状況調査及びフォローアップ対象校へのフォローアップ状況

中教審法科大学院特別委員会報告を受けて、文部科学省及び中教審法科大学院特別委員会は、修了者の質の保証のため、以下の取組を行っている。

(特別委員会第3ワーキング・グループの取組)

前述のとおり、教育の質の改善につき、各法科大学院に対して継続的なフォローアップを行うため、平成21年2月に、中教審法科大学院特別委員会の下に第3ワーキング・グループが設置された。同ワーキング・グループは、各法科大学院の教育の質の改善状況に係る調査(改善状況調査)及びフォローアップを3回にわたって実施、その結果を取りまとめ、以下の中教審法科大学院特別委員会(平成22年1月22日、同年9月16日、23年1月26日)において報告した。

各法科大学院における成績評価の厳格化に係る取組については、同ワーキング・グループが実施した第1回目(平成22年1月22日)及び第3回目(23年1月26日)の改善状況調査結果及びフォローアップの中で取り上げられている。

(平成 22 年 1 月 22 日 第 1 回改善状況調査結果)

平成 21 年 4 月に、第 3 ワーキング・グループから全ての法科大学院に対し、中教審法科大学院特別委員会報告を踏まえた教育の質の向上に係る現状の分析及び改善のための取組を提示するよう依頼がなされた。

第 3 ワーキング・グループにおいて全ての法科大学院から提示された取組について精査した結果、入学者の質の確保及び修了者の質の確保が十分でない、あるいは今後それらの質の確保が困難になることが懸念される法科大学院がみられたため、それらの法科大学院 40 校に対し、平成 21 年 7 月にヒアリングが行われた。

その結果、更にフォローアップを行う必要があると判断された 26 法科大学院（以下「フォローアップ対象校」という。）に対し、平成 21 年 10 月から 22 年 1 月にかけて実地調査（法科大学院生との意見交換や授業見学等）が行われた。

実地調査の結果、26 校中 12 校が、改善の努力の継続が必要であることから、「継続的にフォローアップを実施する必要がある」との指摘を受け、14 校が、大幅な改善が必要であることから「重点的にフォローアップを実施する必要がある」との指摘を受けた。

厳格な成績評価との関連では、「定期試験の問題及び答案について一部の科目につき確認したところ、可とされた答案に不可相当のものがある、試験の内容が法科大学院生としての到達度を測るのに適切か疑問を感じさせる問題があった等、厳格な成績評価が十分に実施されていない。」との指摘がなされている。

また、各法科大学院に対する第 3 ワーキング・グループの委員の所見は、別表 1 のとおりである。成績評価及び修了認定の厳格化について指摘を受けた法科大学院は、26 校中 11 校となっている（別表 1 の第 1 回改善状況調査の委員所見参照。授業内容や方法の検討のみの指摘を受けている法科大学院は除外した。）。

各法科大学院に対する指摘の具体的な内容は、i) 厳格な成績評価・修了認定の徹底が不十分（7 校）、成績評価についての教員の認識・教員間の連携・教員の組織体制が不十分（4 校）、学修到達度の明確性や認識の共有が不十分（3 校）等であった（重複あり）。

(平成 23 年 1 月 26 日 第 3 回改善状況調査結果)

第 3 回改善状況調査では、平成 22 年司法試験の結果が 9 月に発表されたことを踏まえ、第 1 回の調査で指摘された課題等を中心に、各法科大学院における教育の質の向上に向けた改善の進捗状況について確認が行われた。

今回の調査では、前述のとおり、書面調査及び平成 22 年司法

試験の結果を踏まえ、司法試験の合格率、または修了直後の修了者における新司法試験の合格率が著しく低い状況が継続していることなどから、修了者の質の確保に早急に取り組む必要があると考えられる法科大学院 8 校に対して、ヒアリング調査が行われた。

その結果、当該法科大学院の現状や改善のための取組等についてより詳細な確認が必要とされた前述の 8 校中 3 校と、第 1 回改善状況調査のフォローアップ対象校 26 校中 25 校(23 年度学生募集を停止した 1 校は除く。)に対して、実地調査(教員との意見交換、定期試験答案確認、学生面談等)が行われた。

調査の結果、第 1 回目のフォローアップ対象校 25 校のうち 17 校が、改善の取組は一定以上なされているものの「更に改善に取り組む必要がある」との指摘を受け、8 校が、改善の取り組みが全体的に進んでいるとは言い難く「早急に改善に取り組む必要がある」との指摘を受けた。なお、新たにフォローアップ対象となった 3 校は、「継続的にフォローアップを実施する必要がある」との指摘を受けている。

今回の調査では、成績評価及び修了認定の厳格化については、各法科大学院においても、GPA 制度の導入、成績評価基準の見直し、研究者教員と実務家教員の連携強化、FD 等を通じた教員間での共通認識の形成等の取組が実施されていることが確認された。

一方で、一部の法科大学院において、修了者の多くが修了直後の司法試験を受験せず、受験しても合格率が著しく低いといった状況がみられることが確認された。このような状況を改善するために、第 3 ワーキング・グループは、それらの法科大学院に対し、i) 学生に対する学修の到達目標の明示、ii) FD 活動等を通じた教育内容・方法の改善、iii) 成績評価及び修了認定の厳格化等により一層取り組むことを求めている。

また、一部の法科大学院では、成績評価及び修了認定の在り方について、i) 一部の科目の定期試験について、明らかに基礎的な理解を欠いていると思われる答案に、合格点ないしそれ以上の評価を与えている、ii) 授業科目ないし担当教員により成績評価基準・方法が異なる、成績判定が各教員に任せきりにされており、その妥当性の確認が困難であるなど、組織としての成績評価管理の体制が未整備などの課題がみられたため、こうした課題がみられた法科大学院においては、改善の取組の実効性を早急に検証し、組織的な対応を図ることが必要とされた。

（法科大学院の質の向上に関する改善状況調査ワーキング・グループの設置）

中教審が第6期を迎えて初めて開催された平成23年6月の中教審法科大学院特別委員会における審議において、法科大学院に対して教育の質の向上に向けた改善を継続的に促していくため、これまでの第3ワーキング・グループの活動を引き継ぐ組織として「法科大学院の質の向上に関する改善状況調査ワーキング・グループ」を設置し、引き続き改善状況に係る調査を実施することが決定された。

同ワーキング・グループは、平成23年度入学者選抜の結果を踏まえ、入学者の質の確保の観点から課題があると考えられる法科大学院に対して調査を実施し、23年9月に当該調査結果を取りまとめた。同ワーキング・グループは、平成24年3月現在、平成23年司法試験結果を踏まえた、各法科大学院の改善状況の調査を実施している。

c 共通的な到達目標策定に向けた取組

（共通的な到達目標の目的）

前述の中教審法科大学院特別委員会報告において、法科大学院の修了者の質を確保する観点から、「将来の法曹として、法科大学院修了者が共通に備えておくべき能力を明確にし、偏りのない学修を確保することにより修了者の質を保証するため、すべての法科大学院における共通的な到達目標を策定する必要」があり、各法科大学院は、共通的な到達目標を踏まえた上で、それを超える到達目標を設定することが望まれるとの提言がなされた。

共通的な到達目標の策定が求められた背景には、司法試験委員会の考査委員ヒアリングや司法研修所の教官の所感などにおいて、法科大学院を修了した司法試験受験者や司法修習生の中に、基本分野の法律に関する基礎的な理解や法的思考能力が十分身につけていないと思われるものが一部に見られるとの指摘や、法科大学院が担うべき法律実務基礎科目の内容について明確な共通の理解が無いため、法科大学院によって法律実務基礎科目の内容が不統一である等の指摘がなされたことがあった。

同報告によると、共通的な到達目標の策定により、各法科大学院における学修のばらつきが解消され、修了者の質及び法科大学院教育全体の質の向上が期待されている。

（共通的な到達目標の内容）

中教審法科大学院特別委員会報告によると、共通的な到達目標策定の対象となる法分野は、法科大学院の教育において共通に修

得することが期待される能力等の主要な部分を明確にするという趣旨から、法律基本科目及び法律実務基礎科目とすることが適切であるとされた。

また、共通的な到達目標に掲げられる質・能力として、将来の法曹として必要な基礎的な理解、体系的な法的思考能力、創造的・批判的思考能力、事例分析能力及び論理的表現能力等、幅広い能力が必要であるとされた。

さらに、共通的な到達目標の対象及び内容として、当該法分野の理解にとって不可欠な法制度の枠組み、基本となる法理、重要な条文等について、それらの趣旨や要件・効果、解釈や適用の仕方について理解しているか等が挙げられた。

なお、共通的な到達目標の内容は、「法改正などの法的状況や社会的環境の変化あるいは学問分野の進展などに応じて適宜変更されるべきであり、少なくとも5年ごとに1回程度の見直しが行われる必要がある」とされている。

（これまでの検討の経緯）

共通的な到達目標の在り方については、平成20年6月以降、中教審法科大学院特別委員会の第2ワーキング・グループを中心に検討が重ねられてきた。

一方、平成20年度及び21年度に文部科学省の補助金（大学改革推進等補助金専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム）の支援を得て、研究者教員及び法曹関係者の参加の下に、共通的な到達目標の在り方について調査研究が行われ、その具体的モデルの第1次案が21年12月に、第2次案が22年3月に、その後、22年9月には第2次案の修正案（共通的到達目標モデル第2次案修正案）が公表されている。

調査研究グループは、中教審法科大学院特別委員会での審議を参考にモデル案を作成した。一方、同委員会の第2ワーキング・グループは、調査研究グループによる作業状況を注視しつつ、共通的な到達目標の在り方について検討を重ねた。

その後、同特別委員会では、共通的な到達目標の法科大学院教育における位置付け及び共通的な到達目標と認証評価との関係について検討を行い、平成22年9月16日、審議結果を取りまとめている。同取りまとめでは、共通的到達目標を踏まえ、各法科大学院がそれを超える内容の到達目標を策定することが期待されるとの提言がなされた。

d 未修者対策

(夜間コースや長期履修制度の整備)

中教審法科大学院特別委員会報告では、多様な人材の確保のため「今後、より多くの多様な経験を有する優秀な社会人学生の法科大学院への入学を促進するため、入学者選抜方法における社会人に対する一定の配慮のみならず、夜間コースの設定や長期履修コースの運用により、働きながら学修できる環境を整備する」ことが必要であるとの提言がなされている。

(法律基本科目の量的充実)

中教審法科大学院特別委員会報告では、成績評価の厳格化と併せて、教育内容充実の観点から、法学未修者教育をより一層充実させるため、法律基本科目の質的量的拡充、取り分け、未修者1年次における法律基本科目の基礎的な学修を確保するため、未修者1年次における法律基本科目の上乗せが提言された。

同報告の提言を受け、文部科学省は、未修者の1年次における法律基本科目の学修を強化する目的で、平成22年3月に設置基準を改正した(同年4月1日施行)。今回の改正により、第25条第1項ただし書(注)が追加され、法学未修者1年次では、1年当たりの履修登録上限単位数の上限である36単位を超えて、法律基本科目を6単位程度増加することが可能とされた。

(注) 第25条第1項「法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第23条に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については30単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 政策効果の把握結果

(7) 目標の達成状況

審議会意見においては、司法試験の合格率に関して、「法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度(例えば約7～8割)の者が後述する新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきである。」とされている。ここでいう「例えば約7～8割」の合格率とは、法務省及び文部科学省の見解によると、単年度の合格率ではなく、法科大学院修了者の累積の合格率との見方もあるとされている。

法科大学院修了者の、修了年度別、未修・既修別の累積合格率は、

図表 2 - (3) - ①のとおりである。

修了後 5 年の期間制限により、平成 24 年以降の司法試験を受験できないためすでに累積合格率の確定した平成 17 年度及び 18 年度修了者についてみると、17 年度修了者（既修者のみ）の累積合格率は 69.8%、18 年度修了者の合格率は全体で 49.5%、未修者が 39.5%、既修者が 63.4%となっている。いずれの年度の修了者も、既修者は、目標の中で例示された合格率の下限である 7 割に比較的近い数値になっているのに対し、未修者の合格率は、それに比べて低くなっている。

まだ受験機会の残っている 19 年度以降の修了者についてみても、19 年度及び 20 年度修了の既修者の合格率は、いずれも累積の合格率が 60%を超えているのに対し、未修者の合格率は、それぞれ 19 年度修了者が 31.4%、20 年度修了者が 28.9%となっており、それぞれの修了年度の既修者の合格率の半数以下となっている。

そのため、特に未修者について、審議会意見に掲げられた「相当程度」というには合格率が低迷していると言える。

図表 2 - (3) - ① 各年度の修了者の司法試験累積合格率
(単位：人、%)

修了年度	修了者数	累積 合格者数	累積 合格率	累積合格率	
				既修者	未修者
平成 17	2,176	1,518	69.8%	69.8%	—
平成 18	4,418	2,188	49.5%	63.4%	39.5%
平成 19	4,910	2,226	45.3%	64.8%	31.4%
平成 20	4,994	2,228	44.6%	66.9%	28.9%
平成 21	4,792	1,798	37.5%	57.8%	23.7%
平成 22	4,535	1,147	25.3%	38.0%	16.2%

(注) 文部科学省の資料による。

(イ) 施策の実施による効果

a 厳格な成績評価及び修了認定を徹底するための取組の効果

(a) 未修者 1 年次から 2 年次への進級における進級率の低下

中教審法科大学院特別委員会において成績評価の厳格化の方針が打ち出された平成 20 年 3 月以降、各法科大学院において成績評価の厳格化の取組が進められている。同報告では、修了者の質の確保のため、成績評価及び修了認定の厳格化を提言しており、取り分け、未修者 1 年次から 2 年次への進級については、その後の学修の基礎になることから、厳格な成績評価及び進級判定が必要とされた。

当省では、中教審法科大学院特別委員会での審議を受けた各法科大学院における成績評価及び修了認定の厳格化の取組の効果について把握するため、各法科大学院における進級率及び修了認定率について調査した。

① 74 法科大学院における進級率・（修了認定率）の推移

74 法科大学院の未修者 1 年次から 2 年次への進級率は、平成 16 年度には 94.7%であったところ、平成 22 年度には、75.8%まで低下している。20 年度から 21 年度にかけて、特に低下の幅が大きく、平成 20 年度の 84.8%から、21 年度には 79.0%に減少している（図表 2 - (3) - ②）。

なお、未修者 1 年次から 2 年次への進級判定を導入していない法科大学院は、平成 21 年度には 11 校であったが、22 年度には 5 校、23 年度には 4 校と、減少している（※23 年度については、当省が実地調査及びホームページで確認した。）。

図表 2 - (3) - ② 未修者 1 年次から 2 年次への進級率の推移

(単位：人、%)

	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22
進級判定対象者数	2,419	2,617	2,687	2,818	2,775	2,522	2,224
進級者数	2,290	2,430	2,406	2,466	2,353	1,992	1,685
進級率	94.7	92.9	89.5	87.5	84.8	79.0	75.8

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

② 38 法科大学院における進級率・修了認定率の推移

当省が実地調査により把握した 38 法科大学院の進級率及び修了認定率の推移は、以下のとおりである。

(38 法科大学院における進級率の推移)

38 法科大学院の進級率の推移をみると、未修者の 1 年次から 2 年次、2 年次から 3 年次、既修者の 2 年次から 3 年次のいずれについても、進級率の低下が見られた。

また、進級率が最も低く、進級率の低下傾向が最も大きかったのは、未修者の 1 年次から 2 年次への進級率であった。未修者の 1 年次から 2 年次への進級率は、特に平成 20 年度から 21 年度にかけて減少の幅が大きく、85.2%から 79.8%へと減少している。

なお、修了認定率についても、未修者・既修者の双方に低

下傾向が見られるが、未修者の方が既修者に比べ修了認定率は低く、低下の傾向も大きい。特に、未修者の修了認定率は、平成 20 年度から 21 年度にかけて、5.5%減少しており、低下の傾向が大きい。

(38 法科大学院における未修者の進級率及び修了認定率の推移についての分析)

38 法科大学院の未修者の進級率及び修了認定率の推移について分析したところ、以下のような傾向がみられた。

38 法科大学院中、平成 20 年度から 22 年度にかけて、未修 1 年次から 2 年次への進級率に低下傾向がみられる法科大学院は 26 校であった。上記 26 校中、平成 21 年度から 22 年度に G P A 制度を導入した法科大学院は 13 校、進級に必要な G P A 値を引き上げた法科大学院は 2 校、成績評価の分布・配点の見直しを行った法科大学院は 2 校、進級制を導入した法科大学院は 1 校、再試等を廃止した法科大学院は 5 校である（重複あり）。

また、平成 20 年度以降、未修者 2 年次から 3 年次の進級率に低下傾向がみられた法科大学院は 21 校であり、修了認定率に低下傾向がみられた法科大学院は 20 校であった。

(38 法科大学院における既修者の進級率及び修了認定率についての分析)

38 法科大学院の既修者の進級率及び修了認定率をみていくと、まず、既修者の進級率は、平成 16 年度から 21 年度にかけては約 98%から約 99%の間で推移しており、23 年度は 96.6%に低下しているが、未修者の進級率と比べれば、進級率は高く、進級率の低下も小さい。

また、既修者の修了認定率は、平成 17 年度から 21 年度にかけては 98%台で推移しており、22 年度は 97.1%に低下しているが、未修者の修了認定率(22 年度 85.9%)と比較しても約 10%高くなっている。

なお、修了判定対象者が 10 名以上の法科大学院（注）についてみると、既修者の修了認定率が 90%を超えている法科大学院は、平成 20 年度は 15 校中 14 校、21 年度は 14 校中 12 校、22 年度は 15 中 14 校であった

(注) 修了判定対象者が 10 人以下の法科大学院では、修了認定率の変動が大きいと見られるため、10 人以上の法科大学院を対象とした。

図表 2 - (3) - ③ 38 法科大学院における進級率・修了認定率の推移
(単位：%)

	年次	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
未修	1年次	95.8	93.6	91.0	88.7	85.2	79.8	77.2
	2年次	—	98.0	97.0	95.6	94.5	93.8	89.7
	修了時	—	—	93.9	91.4	92.3	86.8	85.9
既修	2年次	98.2	99.1	98.4	98.9	99.0	98.6	96.6
	修了時	—	98.5	98.1	98.1	98.7	98.3	97.1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 進級率は、進級者数/当該年度における進級判定対象者数によって算出した。

(b) 標準修業年限修了率の低下

各法科大学院が成績評価及び修了認定の厳格化に取り組み、進級率及び修了認定率が低下した結果、標準修業年限修了率にも低下がみられた。

なお、標準修業年限修了率とは、入学者のうち、標準修業年限で修了した者の割合を指す。つまり、平成 20 年度に修了した未修者の標準修業年限修了率が 70% という場合、平成 18 年度に入学した未修者のうち、標準修業年限で修了した者が 70% であることを意味する。

① 74 法科大学院の標準修業年限修了率の推移

平成 20 年 3 月に中教審法科大学院特別委員会において成績評価の厳格化の方針が打ち出されてから、各法科大学院において成績評価の厳格化の取組が進んでおり、未修者・既修者ともに標準修業年限修了率の低下が見られる。特に、既修者は、図表 2 - (3) - ④のとおり、平成 17 年度から 20 年度までは、90% から 93% の間で推移していたところ、平成 21 年度修了者から、標準修業年限修了率の低下がみられ、平成 22 年度には、初めて 90% 以下になっている。

また、未修者についても、既修者と同様に標準修業年限修了率に低下傾向がみられる。平成 17 年度当初から、既修者に比べ未修者の方が標準修業年限修了率は低いが、その差は年々拡大傾向にあり、平成 18 年度修了者の既修者と未修者の標準修業年限修了率の差は 15.0% であったのに対し、19 年度は 18.3%、20 年度は 22.9%、21 年度は 24.1%、22 年度は 25.6% となっている。

図表 2 - (3) - ④ 74 法科大学院の標準修業年限修了者数及び修了率の推移
(単位：人、%)

修了年度	入学者数			標準修業年限修了者数			標準修業年限修了率		
		既修者	未修者		既修者	未修者		既修者	未修者
H 17	2,350	2,350	—	2,176	2,176	—	92.6	92.6	—
H 18	5,437	2,021	3,416	4,382	1,819	2,563	80.6	90.0	75.0
H 19	5,673	2,156	3,517	4,548	1,972	2,576	80.2	91.5	73.2
H 20	5,774	2,147	3,627	4,538	1,996	2,542	78.6	93.0	70.1
H 21	5,615	2,051	3,564	4,263	1,871	2,392	75.9	91.2	67.1
H 22	5,346	2,000	3,346	3,932	1,791	2,141	73.6	89.6	64.0

(注) 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

- 2 修了年度が同じでも、既修者と未修者とは入学年度が異なっている。例えば、上記の表中の平成 18 年度標準修業年限修了者とは、平成 17 年度入学の既修者及び 16 年度入学の未修者のうち、標準修業年限で修了した者の割合を指す（既修者の標準修業年限は 2 年、未修者は 3 年）。

② 38 法科大学院の標準修業年限修了率の推移

当省が実地調査した 38 法科大学院全体についても、74 法科大学院と同様、標準修業年限率の低下がみられた（図表 2 - (3) - ⑤参照）。未修者・既修者別の傾向は、以下のとおりである。

（未修者の傾向）

当省が実地調査した 38 法科大学院の未修者の標準修業年限修了率は、平成 18 年度以降、年々低下しているが、19 年度から 20 年度にかけてと、20 年度から 21 年度にかけて、特に低下の傾向が大きくなっている。74 法科大学院全体と同じく、未修者と既修者の標準修業年限修了率の差が、拡大する傾向もみられる。

平成 20 年度以降、未修者の標準修業年限修了率に低下傾向がみられる法科大学院は、38 校中 23 校であった。

また、標準修業年限修了率は、法科大学院によって差が生じており、平成 22 年度修了未修者についてみると、80% 台の法科大学院が 6 校ある一方で、20% 台の法科大学院が 2 校、40% 台の法科大学院が 9 校みられた。

（既修者の傾向）

既修者の標準修業年限修了率は、平成 17 年度修了者が 92.2%、22 年度修了者は 93.7% であり、その間も若干の変動はあるものの、91.3% から 95.3% の間で推移しており、特に

低下傾向はみられなかった。

なお、当省が実地調査した平成 22 年度修了者についてみると、29 校中（注 38 校中 9 校については平成 21 年度に既修者が入学していない）、標準修業年限修了率 100% の法科大学院は 13 校、90% 台の法科大学院は 9 校みられた。

図表 2 - (3) - ⑤ 38 法科大学院における標準修業年限修了率の推移

（単位：人、％）

修了年度	入学者数		標準修業年限修了者数			標準修業年限修了率			
		既修者	未修者		既修者	未修者		既修者	未修者
H 17	1,329	1,329	—	1,225	1,225	—	92.2	92.2	—
H 18	3,057	1,122	1,935	2,538	1,024	1,514	83.0	91.3	78.2
H 19	3,334	1,216	2,118	2,748	1,124	1,624	82.4	92.4	76.7
H 20	3,433	1,237	2,196	2,764	1,162	1,602	80.5	93.9	73.0
H 21	3,310	1,204	2,106	2,588	1,147	1,441	78.2	95.3	68.4
H 22	3,182	1,194	1,988	2,452	1,119	1,333	77.1	93.7	67.1

（注）1 実地調査に基づき当省が作成した。

- 2 修了年度が同じでも、既修者と未修者とでは入学年度が異なっている。例えば、上記の表中の平成 18 年度標準修業年限修了者とは、平成 17 年度入学の既修者及び 16 年度入学の未修者のうち、標準修業年限で修了した者の割合を指す（既修者の標準修業年限は 2 年、未修者は 3 年）。

③ 退学者、除籍者の増加

74 法科大学院において、標準修業年限修了率の低下に伴い、平成 20 年度から 22 年度にかけて入学者に占める退学者、除籍者の割合の増加もみられた。

平成 18 年度入学者未修者及び 19 年度入学既修者のうち 20 年度までに退学、除籍となった者は 502 人（8.7%）、19 年度入学未修者及び 20 年度入学既修者のうち 21 年度までに退学、除籍となった者は 545 人（9.7%）、20 年度入学未修者及び 21 年度入学既修者のうち 22 年度までに退学、除籍となった者は 543 人（10.2%）であった。

退学者、除籍者の割合を未修者・既修者別にみると、18 年度入学者未修者のうち 20 年度までに退学、除籍となった者は 428 人（11.8%）、19 年度入学未修者のうち 21 年度までに退学、除籍となった者は 486 人（13.6%）、20 年度入学未修者のうち 22 年度までに退学、除籍となった者は 478 人（14.3%）であった。

一方、19 年度入学既修者のうち 20 年度までに退学、除籍となった者は 74 人（3.4%）、20 年度入学既修者のうち 21 年

度までに退学、除籍となった者は 59 人 (2.9%)、21 年度入学既修者のうち 22 年度までに退学、除籍となった者は 65 人 (3.3%) であった。

(c) G P A の制度の導入校の増加

中教審法科大学院特別委員会報告では、厳格な成績評価を徹底するための一方策として、適切な成績分布の確保を前提とした上での G P A 制度の進級判定や修了認定における積極的な活用が提言された。

中教審法科大学院特別委員会報告によると、平成 20 年度に進級時や修了時の判定の際に単位修得以外に G P A 制度の数値を考慮していた法科大学院は 22 校 (平成 20 年度)、平成 21 年度以降に G P A 制度を導入予定 (当時) の法科大学院は 12 校であった。

平成 22 年の時点で、G P A による成績評価を導入している法科大学院は 60 校であった (文部科学省の資料による)。なお、当省の実地調査では、上記 60 校に加え、平成 22 年度に新たに G P A 制度を導入した法科大学院が 1 校みられた。

平成 24 年度には、さらに 2 校が G P A による成績評価の導入を予定しており、各法科大学院における G P A 制度の導入が進んでいる。

(38 法科大学院における G P A 制度の導入状況)

当省が実地調査した 38 法科大学院中、成績評価に G P A を導入している法科大学院 (進級時や修了時の判定の際に要件としていない法科大学院も含む) は、33 校 (86.8%) であった (23 年 4 月 1 日時点)。このうち、平成 21 年度以降に G P A を導入した法科大学院は 14 校である。

また、G P A を成績評価に導入している 33 法科大学院中、一定以上の G P A の取得を進級要件又は修了要件の一つとしている法科大学院は、28 校であった。このうち、G P A を進級要件と修了要件の双方に用いている法科大学院は 11 校、進級要件として用いている法科大学院は 14 校、修了要件として用いている法科大学院は 3 校である。

(G P A 制度の導入の仕方は法科大学院によって区々)

このように、G P A を成績評価に導入している法科大学院は近年増加傾向にあるが、その一方で、以下のように、法科大学院ごとに G P A の導入の仕方は区々となっている。

一定以上の G P A の取得を進級要件又は修了要件としている

28 法科大学院の進級又は修了に必要な G P A の数値は、1.2 から 2.0 までであった。

なお、G P A の算出方法は、成績を 100 点満点に換算した上で 60 点以上を合格とし、合格の中でも 10 点刻みに 4 段階(例：評価の高い順に A + (90 点以上)：4 点、A (80 点以上)：3 点、B (70 点以上)：2 点、C (60 点以上)：1 点)のポイントをつけて評価するのが一般的であるが、一部の法科大学院では、評価の区分が違うなど G P A の算定方法が異なるために、法科大学院間での G P A の数値の比較は困難となっている。

(G P A 値の引上げを実施した法科大学院)

G P A を進級要件又は修了要件に用いている 28 校中、G P A 値の引上げを行った法科大学院は 3 校。そのうち 2 校は、認証評価を受けた際に、より厳格な成績評価を行う必要があるとの指摘を受けたことから、G P A 値の引上げを実施している。(M 大学は、平成 21 年に公益財団法人日弁連法務研究財団の認証評価を受け、AJ 大学は、平成 20 年に同財団の認証評価を受けており、いずれも、適合と判定されている。)

I 大学は、未修の 1 年次から 2 年次への進級の際にのみ進級制度を導入しており、2 年次への進級に必要な G P A の数値を、平成 23 年度に 1.60 から 1.80 に引き上げた。同法科大学院は、その理由として、未修者は個人の学力の差が大きく、中には長期的視野で実力をつける必要のある者もいることから、特に厳格な成績評価を実施しているとしている。

図表 2 - (3) - ⑥ 【事例】 G P A の引上げを行った法科大学院

M 大学	22 年度：進級要件 1.5→1.7
AJ 大学	22 年度：修了要件 1.5→2.0 (法律基本科目は 1.8)
I 大学	23 年度：進級要件・未修のみ引上げ 1.60→1.80

一方で、28 校中、G P A 値の引下げを実施している法科大学院が 4 校みられた。

Y 大学法科大学院では、開設年である平成 17 年度は 1.75 であった G P A を、18 年度に 1.50 に引き下げている。同法科大学院は、有職社会人が在籍する夜間の法科大学院であるため、学生への負担が大きいという理由から、G P A の引下げがなされた。

AC 大学法科大学院では、平成 21 年度に、進級及び修了に必要な G P A を 2.0 から 1.5 に引き下げている。同法科大学院は、

引下げの理由として、①最終年次の必修科目数の少なさに比して修了要件としてのGPAが高かったこと、②改正前、2年次から3年次への進級要件としてのGPAは2.0であったため、2年次新規既修入学者のGPAを1.5とすることにより、2年次進級の未修在生とのGPAが異なることから生ずる混乱（特に成績評価）を回避するため、の2点を挙げている。

○大学の未修の1年次から2年次の進級要件のGPAを引き下げた理由は、純粹未修の学生は、勉強の仕方を覚え、学習の効果が出るまでにある程度時間が必要であるためと、GPA制度を導入してから、学生間で過度の競争を招き、完全未修の学生がクラスで孤立するなど、かえって学習効果が上がらなかったためであるとしている。

図表 2 - (3) - ⑦ 【事例】 GPA値の引下げを行った法科大学院

Y大学（18年度：進級要件 1.75→1.50）
AC大学（21年度：進級及び修了要件 2.0→1.5 ※未修2年次への進級は元々1.5のため変更せず）
Q大学（20年度：進級 1.7 修了 1.8 ※修了 2.0 から段階的に引下げ）
O大学（23年度：未修2年次への進級のみ 1.5→1.2 ※他の年次の進級は 1.5）

（GPA制度を未導入の法科大学院）

38 法科大学院中、平成 23 年 4 月現在、GPAによる成績評価を導入していない法科大学院は 5 校（うち 2 校は 24 年度から導入予定、1 校は 22 年度から試行的に導入）であった。

T 大学は、未導入の理由として、学生数の多い大規模校であれば、GPAのような相対評価が有効に機能するが、一学年の定員が 60 名程度の規模で学生の質も比較的均質だと、無理に相対評価の正規分布に当てはめて学生を評価しようとする、かえって公平性に欠けるおそれがあるということを挙げている。

なお、法科大学院によっては、GPAを進級又は修了要件に用いている法科大学院であっても、受講者が 15 名以下の講義では GPAによる評価は行わないと要項等に明記している法科大学院もみられた。

(d) 成績評価の厳格化のための各法科大学院の取組の進展

平成 21 年 4 月の特別委員会報告では、成績評価・進級判定・修了認定の厳格化のために、i)各授業科目の認定に当たっては、個々の法科大学院ないしはクラスにおける相対評価ではなく、

全国的な水準を踏まえた絶対的な到達度評価を基準とする必要があること、ii)一部の成績区分への偏りが生じることのないよう、適切な成績分布の確保が必要であり、これを前提として、GPA制度が進級判定や修了判定に積極的に活用されること、iii)GPA制度の運用に当たっては、形式的な導入にとどまり、厳格な成績評価による単位認定に基づいた進級判定・修了認定の機能を十分に果たさないという事態に陥らないよう運用されるべきであること、iv)再試験を実施する場合は、それが定期期末試験における成績不良者の救済措置とならないよう、適切に運用される必要があること、vi)厳格な成績評価の実施に当たっては、成績評価の水準に関して教員間での共通認識の形成が不可欠であり、その実現のためにFD活動の実施等の努力をすることが提言された。

(38 法科大学院における成績評価の厳格化の取組状況)

中教審法科大学院特別委員会報告との関係では、i)の全国的な水準を踏まえた到達度評価の実現に関しては、法科大学院の修了者が修得すべきミニマム・スタンダードを踏まえた評価を実施するため、各法科大学院において到達目標の策定が進められている(後述)。また、各法科大学院におけるGPAの導入状況については、前述のとおりであるため、ここでは、上記ii)適切な成績分布の確保等、成績評価基準の見直し、iv)再試験等の適切な運用、v)教員間における共通認識の形成(FD活動等)等の取組を中心に当省の調査結果を記載する。

当省が実地調査した38法科大学院では、平成21年度以降、成績評価の厳格化について、以下の取組が見られた(別表2参照。前述したGPAの導入状況は除く。)

① 適切な成績分布の確保

当省が実地調査した38法科大学院中、平成21年度以降に、成績評価の分布等、成績評価基準の見直しを行った法科大学院は4校であり、その具体的な見直し内容は、以下のとおりである。

i) M大学

平成22年度に成績評価の分布の見直し。SとA合わせて最大40%以下としていたものを、30%以下に引下げ

ii) R大学

平成21年度までは相対評価の分布の中に不合格も含まれ

ていたが、平成 22 年度からは、合否判定は絶対評価とした。

iii) V 大学

平成 23 年度から期末試験と並ぶ評価方法である平常点の内容・割合を統一、成績評価基準をいっそう明確化・詳細化した。

iv) AI 大学

平成 22 年度に採点評価方法の統一化・厳格化を実施し、成績分布のばらつきの見直しを実施

② 再試験等の適切な運用

当省が実地調査した 38 法科大学院中、平成 21 年度以降に再試験等を廃止した法科大学院は 7 校であった。そのうち、平成 22 年度に廃止した法科大学院は 4 校、23 年度に廃止した法科大学院は 4 校である（うち 1 校は未修者のみ 22 年度に廃止。実数は 6 校）。

③ F D 活動の見直し等

当省が実地調査した 38 法科大学院では、平成 21 年度以降、F D 活動の見直し等について以下の取組がみられた。

- 研究科委員会による成績評価の判定に先立ち、教務委員会による点検を実施。（M 大学）
- 成績評価について教員間の意識を共通化するため、基準を明確化し、F D 会議等で複数回にわたって検討。（AL 大学）
- 複数クラスある科目については、クラスごとではなく学年全体で評価を実施。（AL 大学）
- 科目間で成績評価の分布にばらつきが生じないように、評価の際に研究科長がチェックし、基準と異なる分布の場合には、教員から理由を聴取の上、改善を促す。（N 大学）
- 23 年 1 月の中教審法科大学院特別委員会の改善状況調査の指摘を受け、成績評価の厳格化に係る組織的な取組を開始。23 年 4 月以降、教員が法科大学院の授業のみに専念するようになり、マンパワーが増大したため、試験問題の複数教員による事前チェックや採点結果のチェック体制を整備。（V 大学）

④ その他

上記以外の取組としては、条件付進級制度（注）の廃止（1

校)や、強制退学制度(2校)の導入等の取組がみられた。

(注) 条件付進級制度とは、取得単位数及びGPA値が進級要件を満たさなかった場合であっても、一定の取得単位数及びGPA値を満たしていれば、進級を認める制度である。また、強制退学制度とは、同一学年度2年連続原級留置となった場合に、当該学生を強制的に退学又は除籍とする制度である。

b 共通の到達目標モデル(第2次案修正案)を踏まえた各法科大学院における到達目標の策定状況

(38法科大学院における到達目標策定状況)

共通の到達目標は、現在公表されている「共通の到達目標モデル(第2次案修正案)」が、法科大学院関係者からは概ね適切であるとの評価を受けているが、当省が実地調査した38法科大学院中、共通の到達目標モデル(第2次案修正案)を踏まえた到達目標を策定の上、ホームページやシラバス等で公表している法科大学院は、38校中22校であった。

上記の22校以外に、23年度中に策定予定としている法科大学院(2校)や、一部の科目については既に策定済みであり、その他の科目についても今後策定予定としている法科大学院及び到達目標を現在策定中の法科大学院(3校)、策定を検討中の法科大学院(2校)、到達目標は現在未策定であるが、同モデルを踏まえて授業を実施している法科大学院(1校)がみられた。

なお、実地調査した38法科大学院では、共通の到達目標モデル(第2次案修正案)について、「当該モデルは教科書の目次の羅列的であり適切ではない」としている法科大学院もみられた。

(法科大学院協会のアンケート調査)

平成22年12月から23年1月にかけて実施された法科大学院協会の「共通の到達目標モデル(第2次案修正案)」に関するアンケート調査によると、当該時点で、各法科大学院における到達目標の策定について、「既に策定している」と回答した法科大学院は72校中5校、「策定する予定である」と回答した法科大学院は47校であった。

上記アンケートによると、各法科大学院における到達目標と「共通の到達目標モデル(第2次案修正案)」との関係については、同モデルは「適切であり、それを踏まえる」と回答した法科大学院が4校(5.6%)、「おおむね適切であり、それを踏まえる」と回答した法科大学院が44校(62.0%)であり、同モデルを適切であるとし、それを踏まえて到達目標を策定するとした法科大学院が、全体の7割近くみられた。

一方、「不十分であるが、それを踏まえる」と回答した法科大

学院が2校(2.8%)、「おおむね適切であるが、それとは独立して策定する」と回答した法科大学院が1校(1.4%)、「その他」と回答した法科大学院が20校みられた。なお、「その他」と回答した法科大学院の中には、分野によって粗密があるといった回答や同モデルを踏まえて到達目標を策定するかは今後検討するとの回答、他大学との共同策定等の回答がみられた。

上記アンケート結果及び当省の調査結果から、共通的な到達目標は、多くの法科大学院において概ね適切であるとの評価を受けており、関係者間において、事実上、共通的な到達目標モデルとして認識されているものとみられる。

(ウ) 修了者の質の確保のための課題

a 司法試験の合格率の低下

(長期的な合格率低下の傾向)

司法試験の単年度の合格率は年々低下傾向にあり、平成23年の司法試験合格率は23.5%（受験者ベース）、既修者の合格率は35.4%、未修者の合格率は16.2%であった。

また、累積の合格率（修了者ベース）が10%に満たない法科大学院の数は、平成18年度修了者(19年～23年試験受験可)について3校、19年度修了者(20年～24年試験受験可)について8校、20年度修了者(21年度～25年度試験受験可)について7校（実数校は12校）。18年度、19年度、20年度修了者のいずれについても累積合格率が10%に満たない法科大学院は2校となっている。

なお、当省が実地調査した38法科大学院において、未修者1年次から2年次への進級率が、平成20年度から22年度までの3年間継続して90%以上の法科大学院は、3校（進級制を採っていない法科大学院を除く）であった。これら3校の平成23年司法試験合格率（直近修了者の未修者のみ・受験者ベース）は、39.1%とであり、74校の合格率と比べて、高い傾向にある。

(標準修業年限修了率の低下や退学者、除籍者の増加との関係)

法科大学院において成績評価の厳格化の取り組みが進められた結果、標準修業年限修了率の低下や退学者、除籍者の増加がみられた。平成22年度の標準修業年限修了率が50%未満（74校平均73.6%）の法科大学院は74校中19校、平成20年度入学未修者及び21年度入学既修者に占める退学者、除籍者の割合が30%（74校平均10.2%）以上の法科大学院は7校であった。図表2-（3）-⑧及び⑨のとおり、上記19校の平成23年司法試験における直近修了者の合格率は12.3%、上記7校の23年司法試験合格率は3.4%であり、74校平均の25.3%よりも低くなっていた。

図表 2 - (3) - ⑧ 74 法科大学院の標準修業年限修了率と司法試験合格率
(単位：人、%)

平成 22 年度標準修業年限修了率	法科大学院数 (74 校)			平成 23 年司法試験 (74 校)		
	全体	未修	既修	修了者数	合格者数	合格率
100%	0	0	24			
90%以上 100%未満	6	1	15	935	453	48.4
80%以上 90%未満	16	10	9	1,599	414	25.9
70%以上 80%未満	12	19	2	855	162	18.9
60%以上 70%未満	7	9	3	262	34	13.0
50%以上 60%未満	14	15	5	360	20	5.6
40%以上 50%未満	12	11	0	371	57	15.4
30%以上 40%未満	3	3	1	105	7	6.7
20%以上 30%未満	2	4	0	33	0	0
20%未満	2	2	1	15	0	0
合計	74	74	60	4,535	1,147	25.3

- (注) 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。
 2 平成 21 年度既修入学者がゼロの法科大学院が 14 校あるため、既修の合計は 60 校
 3 司法試験合格率は、直近修了者の合格者数/直近修了者数で計算

図表 2 - (3) - ⑨ 74 法科大学院の退学・除籍率と司法試験合格率
(単位：人、%)

平成 22 年度退学・除籍率	法科大学院数 (74 校)			平成 23 年司法試験 (74 校)		
	全体	未修	既修	修了者数	合格者数	合格率
100%	0	0	1			
40%以上 50%未満	3	2	0	30	0	0.0
30%以上 40%未満	4	8	0	89	4	4.5
20%以上 30%未満	14	13	0	414	25	6.0
10%以上 20%未満	23	25	4	1,130	197	17.4
10%未満	30	26	69	2,872	921	32.1
合計	74	74	74	4,535	1,147	25.3

- (注) 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

- 2 退学・除籍率は、平成20年度入学未修者及び21年度入学既修者のうち、22年度末までに退学、除籍となった者の割合
- 3 司法試験合格率は、直近修了者の合格者数/直近修了者数で計算

b 受け控えの増加

(受け控えの把握の理由)

中教審法科大学院特別委員会第3ワーキング・グループが実施した各法科大学院の改善状況調査結果(平成23年1月26日)によると、一部の法科大学院においては、修了者の多くが修了直後の司法試験を受験せず、受験しても合格率が著しく低いといった状況が見られ、このような状況を改善するために、法科大学院が学生に対して学修の到達目標を示すとともに、教育内容・方法の改善や成績評価及び修了認定の一層の厳格化等に取り組むことにより、十分な学力を身につけた者のみを修了させる必要があるとの指摘がなされている。

また、文部科学省の公的支援の見直しの指標の中には、「直近修了者(司法試験の直前の3月に修了した者)のうち司法試験を受験した者の数が半数未満、かつ直近修了者の合格率(直近修了者の合格者数/直近修了者の受験者数)が全国平均合格率の半分未満。」という指標が含まれている。

上記のように、法科大学院の修了者が修了直後の司法試験を受験しない「受け控え」は、法科大学院における修了者の質の確保と関わるため、当省では、受け控え者数の推移及び直近修了者の司法試験の受け控え率について把握した。

(受け控え者数及び受け控え率の推移)

当省が修了直後の司法試験を受験しない者(以下「受け控え者」という。)の数について調査したところ、74法科大学院において、受け控え者数の増加の傾向がみられた。平成19年には16.2%(714人)であった受け控え率(直近修了者のうち修了直後の司法試験を受験しなかった者の割合)が、23年には22.2%(1,006人)に増加しており、既修・未修別にみると、23年の既修者の受け控え率は9.0%(171人)であるのに対し、未修者の受け控え率は31.6%(835人)となっており、受け控え者の大部分は未修者である。

また、受け控え率が50%を超えている法科大学院は、平成19年が3校、20年が3校、21年が8校、22年が9校、23年が14校と増加している。

(受け控え率と司法試験合格率との関係)

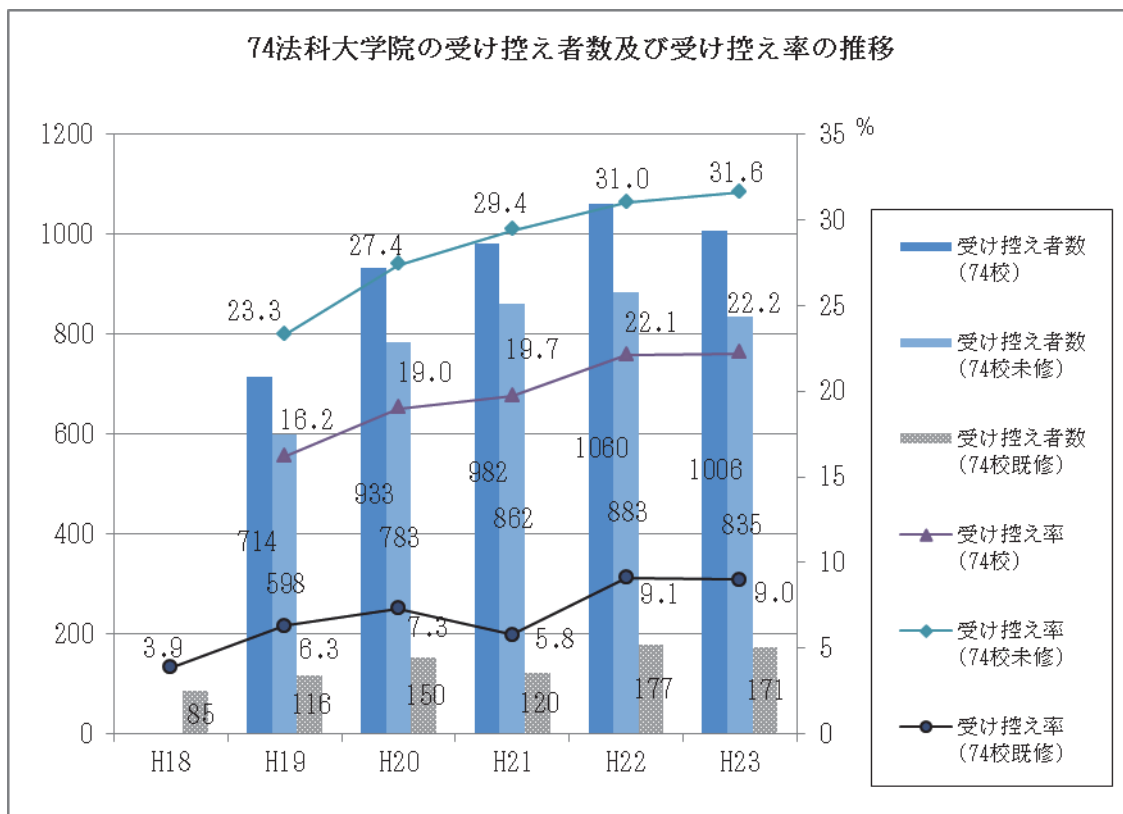
受け控え率の高い法科大学院は、直近修了者の司法試験の合格率も低い傾向にあり、23年の司法試験で受け控え率が50%を超えてい

た法科大学院14校の、直近修了者の合格率(直近修了者数ベース)をみると、直近修了者の合格率平均(74校)は25.3%であるのに対し、14校の合格率は、0.0%が4校、5%未満が5校、10%未満が3校、20%未満が2校であった。

一方、受け控え率が低い法科大学院は、直近修了者の司法試験合格率が高い傾向にあり、23年の司法試験で受け控え率が10%未満の法科大学院6校の直近修了者の合格率(直近修了者数ベース)は、60.0%以上が1校、50.0%以上が3校、40.0%以上が2校となっている。

図表 2 - (3) - ⑩ 74 法科大学院における受け控え率の推移

(単位：人、%)



(注) 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

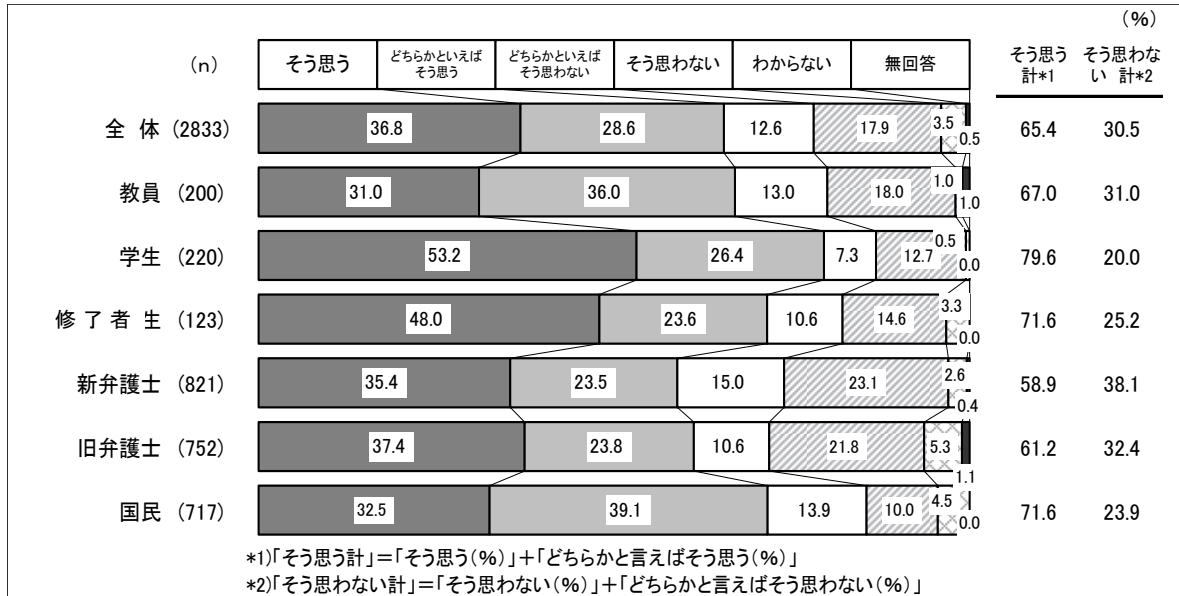
(意識調査結果)

当省が実施した意識調査によると、図表 2 - (3) - ⑪のとおり、専任教員の 67.0%、学生の 79.6%、修了者の 71.6%、新弁護士の 58.9%、旧司法試験制度を経た弁護士(以下「旧弁護士」という。)の 61.2%、国民の 71.6%が、「法科大学院を修了後、直ちに合格する自信が持てない者の増加は問題」という項目に対し、「そう思う」又は「どちらかと言えばそう思う」と回答している。

図表 2 - (3) - ⑪ 意識調査結果（受け控え③）

【説明】最近、法科大学院を受験しても直近の新司法試験を受験しない者等が増えてきています。

問 10. ③ 法科大学院を修了しても直ちに新司法試験に合格する自信が持てない者が増えているということは問題である。



- (注) 1 当省の調査結果による。
2 国民は、上記の設問では、制度改革認知の質問で『1.知っている』『2.おおむね知っている』いずれかを選択した方のみを対象とした。
3 「n」は、回答者数を示す。

c 未修者対策

(夜間及び長期履修コース等の開講状況)

平成 22 年度において、夜間及び昼夜間開講制の法科大学院は 8 校、長期履修制度を設けている法科大学院は 25 校であった(注 文部科学省の資料による。上記 8 校は 25 校と重複しているため、実数は 25 校。夜間及び昼夜間開講制の法科大学院 8 校のうち 1 校は、平成 25 年度以降の学生募集を停止し、他の昼夜間開講制の法科大学院と統合予定)。

なお、当省が実地調査した 38 法科大学院においては、長期履修制度について、4 年間から最大 8 年間の履修を認める法科大学院がみられた。

(基礎的な学修の強化の必要性)

中教審法科大学院特別委員会報告では、平成 20 年の司法試験において、未修者の合格率 (22.5%) が既修者の合格率 (44.3%) の半分程度であったことや、法学未修者教育のための修了要件単位数や法律基本科目の授業時間数が十分でない等の指摘があったこと

を背景に、今後、法学未修者の教育をより一層充実させるため、司法制度改革の理念・趣旨に反して法律基本科目以外の授業科目群を軽視することにならないよう十分に留意しながら、法律基本科目の質的充実はもとより、量的充実を図る必要があるとされた。

取り分け、未修者1年次における法律基本科目の基礎的な学修を確保するため、各法科大学院が法律基本科目の単位数を6単位程度増加させ、これを1年次に配当することを可能にする必要があるとされた。

同報告の提言を受け、文部科学省は平成22年3月に設置基準を改正し（同年4月施行）、履修上限単位数を引き上げ、未修者1年次に法律基本科目を6単位程度増加させることを可能とした。

（各法科大学院における上乘せの実施状況）

設置基準の改正を受け、平成22年4月以降、法律基本科目の増設を行い、履修上限単位数を引き上げた法科大学院は、平成22年度が36校、23年度が15校であった（文部科学省の資料による。22、23の両年度に法律基本科目の単位数増加を行っている法科大学院が1校あるため、実数は50校。）。

各法科大学院は、入門科目の新設（30校）や既存の授業科目の単位数の引上げ（24校）、演習科目の新設等（16校）を行い、未修者教育の充実を図っている（文部科学省の資料による。複数回答可）。当省が実地調査した38法科大学院においても、純粋未修者が法律的な思考を身につけられるように入門科目を新設した法科大学院や、既存の法律基本科目の単位数を増やし、量的拡充を図った法科大学院がみられた。

なお、当省の実地調査では、法律基本科目の上乗せを実施しなかった法科大学院のうち1校において、上乘せを実施しなかった理由について、「法学未修者にとって、履修科目の増加は過度な負担を招き消化不良を起こす恐れがあるため、単位数を増やすのではなく、自習時間の確保や指導体制の強化を図ることとした。」という意見もみられた。

（授業方法の工夫や自学自習の支援等）

また、未修者教育充実のための取組として、未修者1年次における授業方法の工夫（双方向・多方向的な授業方法と講義形式による授業方法との組合せ等）を実施している法科大学院は62校、未修者1年次における自学自習の支援を行っている法科大学院は68校、未修者を対象とした導入教育を実施している法科大学院は57校であった（文部科学省の資料による。）。

なお、当省が調査した38法科大学院においても、チューター制

やクラス担任制、法科大学院のOB弁護士等を活用したアドバイザー制度等、様々なかたちで未修者等に対する自学自習の支援が実施されていた。

（法科大学院の入学者における多様性の確保）

当省が調査により把握した各法科大学院における多様性の確保のための取組状況は、多様性の確保（2-（2）-エ参照）で前述したとおりである。

平成15年告示第3条第1項において、各法科大学院は、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者（非法学部出身者）又は実務等の経験を有する者（社会人）の占める割合が3割以上となるよう努めるものとされている。非法学部又は社会人の占める割合は、74法科大学院全体では、努力目標である3割は達成しているものの、平成16年度以降、低下傾向にあり、16年度には53.5%であったものが、23年度には、32.0%となっている。

また、当省が実地調査した38法科大学院においては、3割の努力目標未達成の法科大学院も増加しており、平成17年度には2校であったものが、23年度には18校となっており、入学者に占める非法学部又は社会人の割合は減少している。

一方で、入学定員の削減率は、既修コースに比べ未修コースの方が大きくなっている。74法科大学院のうち、入学定員に未修者、既修者の別がある30法科大学院（平成23年度時点。23年度に新たに未修者・既修者の別を設けた法科大学院を除く。）について、未修者・既修者別の入学定員の削減状況をみると、未修者は1,423人から1,050人へと373人の削減（削減率26.21%）であるのに対し、既修者は2,007人から1,795人へと212人の削減（削減率10.56%）であり、未修コースの削減率は、既修コースの削減率の2.5倍となっている。

（司法試験合格者における多様性の確保）

法科大学院を修了して司法試験に合格した者のうち、非法学部出身者の合格者数及び合格率は、図表2-（3）-㊸のとおりである。

平成18年から23年にかけて、既修・未修合わせて2,170人の非法学部出身者が、司法試験に合格している。2,170人のうち、既修者は786人、未修者は1,384人であり、非法学部の出身者の合格者のうち63.8%が未修者であった。

合格者全体に占める非法学部出身者の割合は、平成18年度から23年度の合格者の合計11,105人のうち、19.5%（2,170人）であった。

また、各年度の合格者数全体に占める非法学部出身者の合格者数

の割合は、平成 19 年度が 22.3%、20 年度が 21.6%、21 年度が 20.9%、22 年度が 19.0%、23 年度が 18.1%と、低下傾向にある。

一方、既修者と未修者の合格率に差が生じているのは前述のとおりであるが、未修者の中でみると、法学部出身者と非法学部出身者の合格率の差は比較的小さく、いずれの年度においても、その差は数%以内となっている。しかし、平成 21 年までは、未修者の中でも法学部出身者より非法学部出身者の合格率の方が高かったところ、22 年以降は、法学部出身者の方が合格率が高くなっている。

また、未修者の合格者数についてみると、未修者のうち法学部出身者の合格者数は、平成 19 年の 344 人から 23 年度には 621 人と増加しているのに対し、非法学部出身者の合格者数は、19 年の 292 人から 260 人に減少しており、前述したとおり、入学者に占める非法学部出身者の割合が低下していることもあいまって、未修者の合格者に占める、非法学部出身者の割合の低下がみられた。

図表 2 - (3) - ⑫ 非法学部出身者の司法試験合格状況

(単位：人、%)

	全体	既修者		未修者	未修者	
		法学部出身者	非法学部出身者		法学部出身者	非法学部出身者
H18	1,009	1,009	893	116		
	48.3%	48.3%	48.8%	44.6%		
H19	1,851	1,215	1,095	120	636	344
	40.2%	46.0%	46.3%	43.2%	32.3%	32.1%
H20	2,065	1,331	1,182	149	734	436
	33.0%	44.3%	44.5%	42.9%	22.5%	22.1%
H21	2,043	1,266	1,126	140	777	491
	27.6%	38.7%	39.4%	33.6%	18.9%	18.6%
H22	2,074	1,242	1,095	147	832	584
	25.4%	37.0%	37.3%	35.1%	17.3%	18.4%
H23	2,063	1,182	1,068	114	881	621
	23.5%	35.4%	36.6%	27.0%	16.2%	17.2%
合計	11,105	7,245	6,459	786	3,860	2,476

(注) 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

2 上段は司法試験合格者数、下段は合格率である。

(成績評価の厳格化及び進級率の低下)

平成 20 年 3 月以降、中教審法科大学院特別委員会において成績

評価の厳格化の方針が打ち出されて以降、各法科大学院において、成績評価の厳格化の取組が進められている（2－(3)－イ参照）。また、中教審法科大学院特別委員会報告では、前述のとおり、未修者1年次から2年次への進級判定の厳格化が提言された。

各法科大学院が成績評価の厳格化に取り組んだ結果、74法科大学院の未修者1年次から2年次への進級率は、平成20年度の84.8%から、21年度は79.0%、22年度には75.8%に低下した（図表2－(3)－②参照）。

（標準修業年限修了率の低下と退学者・休学者等の増加）

各法科大学院が成績評価の厳格化に取り組んだ結果、74法科大学院の標準修業年限修了率も低下傾向にあり、特に、未修者に標準修業年限修了率の低下の傾向がみられた。

標準修業年限修了率を既修・未修別でみると、平成22年度修了既修者（21年度入学）の標準修業年限修了率は89.6%であったのに対し、22年度修了未修者（20年度入学）の標準修業年限修了率は64.0%であり、既修者と未修者の標準修業年限修了率に差が生じている。

また、図表2－(3)－⑬のとおり、74法科大学院の入学者に占める退学者、除籍者の割合も増加しており、退学者、除籍者の多くは未修者となっている。退学・除籍となった者を既修・未修別に見ると、平成20年度入学未修者及び21年度入学既修者のうち、22年度末までに退学・除籍となった543人のうち、既修者が65人(12.0%)、未修者が478人(88.0%)であった。なお、入学者に占める退学者・除籍者の割合をみると、21年度入学既修者のうち、22年度末までに退学・除籍となった者は2,000名中65人(3.3%)、20年度入学未修者のうち、22年度末までに退学・除籍となった者は3,346名中478人(14.3%)となっている。

図表2－(3)－⑬ 入学者に占める退学者、除籍者の割合の推移

(単位:人、%)

	入学者数			退学、除籍者数			退学、除籍率		
	全体	未修	既修	全体	未修	既修	全体	未修	既修
18年度入学未修者及び 19年度入学既修者	5,774	3,627	2,174	502	428	74	8.7%	11.8%	3.4%
19年度入学未修者及び 20年度入学既修者	5,615	3,564	2,051	545	486	59	9.7%	13.6%	2.9%
20年度入学未修者及び 21年度入学既修者	5,346	3,346	2,000	543	478	65	10.2%	14.3%	3.3%

(注)1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

- 2 退学、除籍率は、①18年度入学未修者及び19年度入学既修者のうち20年度末までに退学、除籍となった者の割合、②19年度入学未修者及び20年度入学既修者のうち21年度末までに退学、除籍となった者の割合、③20年度入学未修者及び21年度入学既修者のうち22年度末までに退学、除籍となった者の割合である。

(司法試験合格率の低下)

上記のように、各法科大学院において、未修者教育の充実及び成績評価の厳格化の取組が進められているが、司法試験の単年度の合格率は年々低下傾向にあり、平成23年の司法試験合格率は23.5%（受験者ベース）、既修者の合格率は35.4%、未修者の合格率は16.2%となっている。

また、累積の合格率(修了者ベース)も、既修者と未修者で差が生じており、すでに累積合格率の確定した平成17年度及び18年度修了者についてみると、17年度修了者(既修者のみ)の累積合格率は69.8%、18年度修了者は、全体が49.5%、未修者が39.5%、既修者が63.4%となっている。

(受け控えの増加について)

74 法科大学院において、受け控え者の数は増加傾向にあり、平成19年には16.2%（714人）であった受け控え率(直近修了者のうち修了直後の司法試験を受験しなかった者の割合)が、23年には22.2%（1,006人）まで増加している。

また、受け控え率を既修・未修別に見ると、23年の既修者の受け控え率は9.0%（171人）であるのに対し、未修者の受け控え率は31.6%（835人）となっており、受け控え者の大部分は未修者であった。

さらに、受け控え者が50%を超えている法科大学院は、平成19年が3校、20年が3校、21年が8校、22年が9校、23年が14校と増加傾向にある。受け控え率が低い法科大学院では、司法試験の合格率も低い傾向がみられた（2-(3)-イ参照）。

ウ 評価の結果

(7) 厳格な成績評価

74 法科大学院において未修者1年次から2年次への進級率の低下がみられ、特に平成20年度から21年度にかけて進級率の低下が大きくなっているのは、平成20年3月以降、中教審法科大学院特別委員会において教育の質の向上に係る審議が開始され、成績評価の厳格化の方針が打ち出されたことにより、各法科大学院が成績評価の厳格化に取り組んだ効果によるものと推察される。

なお、平成20年度以降未修者1年次から2年次への進級率の低

下がみられず、かつ未修者の司法試験合格率も比較的高い法科大学院も一部にみられ、そのような法科大学院では、未修者について修了者の質の確保に成功しているものと推察される。

しかし、司法試験の合格率は低下傾向にあり、修了者の累積合格率が10%に満たない等、長期にわたって少数の合格者しか輩出できていない法科大学院も一部にみられる。

また、各法科大学院で厳格な成績評価及び修了認定の厳格化の取組が進められたところ、74法科大学院の標準修業年限修了率は低下し、退学者・除籍者等の数も増加がみられた。退学者・除籍者の大部分は未修者であり、法科大学院に入学しても、修了できない者が多数生じている。

さらに、司法試験の受け控え率は上昇しており、受け控え者の数も増加傾向にある。平成20年の受け控え率は19.0%（933人）、23年は22.2%（1,006人）であった。受け控え者の多くは未修者であり、平成23年の受け控え者は、未修者835人、既修者171人であった。

以上のことから、厳格な成績評価について、次のような課題が認められる。

74法科大学院全体で進級率及び標準修業年限修了率の低下がみられる一方、司法試験の合格率は低下が続いていることから、一部の法科大学院においては、厳格な成績評価及び修了認定が徹底されていない可能性がある。

また、一部の法科大学院では、長期にわたって司法試験の合格率が低迷しており、かつ、修了直後の司法試験を受験しない修了者の割合が増加している傾向もみられ、このような法科大学院においては、修了者の質の確保に懸念がある。

さらに、退学者、除籍者等の入学者に占める割合が上昇し、成績評価の厳格化や教育の質の向上の取組が一定程度行われたとみられる法科大学院であっても、司法試験の合格率に改善のみられないものも一部にみられた。このような法科大学院においては、入学者の質の確保に問題がある可能性がある。

(イ) 共通的な到達目標

共通的な到達目標としては、現在公表されている共通的な到達目標モデル（第2次案修正案）が、将来の法曹として法科大学院修了者が共通に備えておくべき能力を明確にしたものとして、関係者間においておおむね適切であるとの認識が多くみられるが、各法科大学院における到達目標の策定は進んでおらず、法科大学院間の学修のばらつきは、解消されていない。

(ウ) 未修者対策

法科大学院においては、多様な人材を確保するため、平成 15 年告示第 3 条第 1 項の規定に基づき非法学部出身者又は社会人の入学者に占める割合を 3 割以上になるよう努めるものとされており、74 法科大学院において、平成 16 年度から 23 年度まで、この努力目標を達成しているものの、16 年度以降、非法学部出身者又は社会人の入学者に占める割合は低下傾向にある。当省が実地調査した 38 法科大学院では、この努力目標未達成の法科大学院の増加傾向もみられ、23 年度入学者については、38 校中 18 校(47.4%)が未達成となっている。

一方、これまで、各法科大学院においては、導入科目の開設や自学自習に対する支援体制の強化など、未修者教育充実のための取組がなされてきた。平成 22 年度以降は、設置基準の改正により法律基本科目の増設も可能になり、未修者教育の更なる充実が図られている。

また、平成 18 年から 23 年にかけて、既修者・未修者合わせて 2,170 人の非法学部出身者が司法試験に合格しており、そのうち 1,384 人(63.8%)が未修者であったことから、これまでのところ、未修者として入学し法科大学院制度を経た法曹が、一定以上確保されていることが推測される。

しかしながら、未修者の合格率は既修者に比べ低く、低下の傾向が続いており、法科大学院を修了できない者や、修了しても、修了直後の司法試験を受験するに至らない受け控え者の数が増加している。

また、こうした状況が、非法学部及び社会人の法科大学院志願者、ひいては未修者の志願者の減少につながっている。

以上のことから、未修者対策に関しては、次のような課題が認められる。

退学者、除籍者数、司法試験合格率、受け控え率等複数の指標から、既修者に比べて、未修者は質の確保の観点で課題がみられる。

今後更に未修者の法科大学院志願者が減少すると、多様な者を法曹として養成するという制度の理念に十分に対応できなくなるおそれがある。

しかし、文部科学省及び中教審法科大学院特別委員会では、平成 24 年 3 月現在、未修者教育充実のため、今後いかなる施策を行っていくべきか検討がなされているものの、具体的な方針や取組等は示されていない。

別表1 フォロワーアップ対象校の改善状況について

	第1回改善状況調査結果(22年1月)		第3回改善状況調査結果(23年1月)					H23競争倍率		H22合格率		H21合格率		H23合格率		
	継続	重点	H21競争倍率	H22競争倍率	H23競争倍率	既修	未修	全体	既修	未修	全体	既修	未修	全体	既修	未修
A大学	○	改善のための取組が実施され、今後一定の成果が見込まれると考えられる。 しかしながら、平成19年度修了生については依然として合格者が1人にとどまるなど、新司法試験についても相対に厳しい合格状況にあることを考えれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。	1.87	1.21	1.59	—	15.4	15.4	—	12.2	12.2	—	7.7	7.7	—	7.7
B大学	○	組織的なFD活動が十分機能していないと考えられ、個々の教員による授業内容の検討も十分とはいえない点がかかる。 また、具体的改善方策の検討も進んでいない状況であることから、改善が着実に実施されているとは言い難い。 さらに、新司法試験の合格状況も相対に厳しいことも踏まえれば、重点的にフォローアップを実施する必要がある。	1.75	1.69	2.45	66.7	6.1	11.1	50.0	14.3	16.2	—	14.9	14.9	—	14.9
C大学	○	授業内容・方法・評価について、教員と学生との間で十分な共通理解が図られていない また、学生面談の結果、基本的な理解を十分身に付けたという自信を持っていないまま修了する者も少なからずいるのではないかと推測される。 さらに、平成20、21年新司法試験では受け控えが多く、新司法試験の合格状況も相対に厳しいことを踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。	1.74	1.33	2.07	—	4.4	4.4	0.0	10.7	10.3	—	8.7	8.7	—	8.7
D大学	○	授業科目間での内容の調整が図られていないなど、組織的な改善に取り組むことが必要であるという認識が不十分である。 さらに、新司法試験の合格状況も相対に厳しいことも踏まえれば、重点的にフォローアップを実施する必要がある。	1.52	1.08	2.05	33.3	5.1	7.1	0.0	20.8	19.2	—	4.6	4.6	—	4.6

E大学	○	<p>大学の改善方針が一部学生側に伝わっていない部分があると思われる。</p> <p>また、授業内容の検討や学生への情報提供などについて組織的な取組が不十分な状況にあると考えられる。</p> <p>さらに、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言いがたく、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	<p>入学選抜において、入学者の質の確保が十分にされていないといえない。</p> <p>学修の到達目標について教員間で話し合い、学生に示すなど、改善の努力がなされているが、授業や定期試験の実施方法に課題もあり、さらに組織として改善を徹底することが望まれる。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	1.56	2.00	2.08	—	5.7	5.7	—	0.0	0.0	—	6.3	6.3
F大学	○	<p>改善の努力が行われているもの、組織的なFDの取組が十分に実施されていないと考えられる。</p> <p>また、入学選抜でも厳しい状況にある。合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	<p>入学選抜については、依然として厳しい状況にある。</p> <p>授業参観や成績評価に関し、FDの取組が活発化しており、成果につながるよう引き続き努力することが必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	2.21	1.36	1.72	—	100	100	—	13.2	13.2	—	16.7	16.7
G大学	○	<p>学生の質の確保が相当難となっているにもかかわらず、入学選抜での競争性の確保に関する取組や教育内容・方法の改善のための取組が十分なされていないと思われる。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言いがたく、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	<p>入学選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>教育内容・体制の問題点について組織的な分析がなされておらず、カリキュラムの改善、成績評価の厳格化、学修の到達度の明確化等がいずれも不十分である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言いがたく、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、急に改善に取り組む必要がある。</p>	1.53	1.61	2.08	25.0	10.3	12.1	0.0	5.4	5.1	0.0	5.9	5.6
H大学	○	<p>改善のための取組が実施されているものの、入学選抜の状況などからみて、なお、競争的環境の下で質の高い学生を確保できるか懸念がある。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	<p>入学選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>きめ細やかな学修支援が行われている一方で、学修の到達目標の明確化や成績評価の厳格化、より思考力を高めるための教育内容の改善が必要ではないかと思われる。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	1.39	1.71	2.29	28.6	11.8	16.7	0.0	8.0	5.7	0.0	3.1	2.5
I大学			<p>入学選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。</p> <p>成績評価の厳格化の取組も不十分である。教員間の連携により、学生に学修の到達目標を示しつつ、教育方法や成績評価方法等の改善に取り組む必要がある。</p> <p>新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	1.56	1.61	1.88	—	14.8	14.8	—	10.2	10.2	—	6.4	6.4

J大学	○	<p>授業内容や方法の改善に向けた取組は一定程度行われているものの、入学選抜の状況や新司法試験の結果を踏まえた改善策について、組織的な取組がいまだ十分とはいえない。さらに、新司法試験について相対に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォロアップを実施する必要がある。</p>	<p>入学選抜における競争性の確保を意図し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。きめ細かな学修支援が実施されている。成績評価等について、組織的な取組が十分とはいえない部分がある。指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	1.45	1.24	2.40	—	7.6	7.6	—	3.7	3.7	0.0	11.6	11.5
K大学	○	<p>改善の取組は実施されているが、改善効果が認められる段階に至っていないとはいえない。厳格な成績評価・修了認定の徹底などについては、改善が十分な状況に達しているとはいえない。さらに、新司法試験の合格状況も相当に厳しいことも踏まえれば、継続的にフォロアップを実施する必要がある。</p>	<p>入学選抜における競争性の確保を意図し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。GPA制度の導入等、厳格な成績評価についての取組がなされているが、FD等により、組織的に更なる改善に取り組む必要がある。指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	1.35	1.32	2.63	7.1	3.9	5.0	3.3	9.7	7.6	0.0	5.6	4.6
L大学			<p>入学選抜における競争性は確保されているが、相当数の合格者を出しながら、入学者が入学定員を大幅に下回っており、入学者の質の確保がなされているのが検証が必要である。成績評価・修了認定の厳格性の確保に疑問がある。カリキュラムや授業内容・方法、教育体制、成績評価等の在り方について組織的な改善の取組が必要である。新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、継続的にフォロアップを実施する必要がある。</p>	3.27	2.58	2.63	20.0	7.6	9.0	0.0	4.0	3.6	0.0	9.9	9.4
M大学	○	<p>教育内容や方法の改善や成績評価の厳格化に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者の質の確保に向けて改善の取組が十分にされているとはいえない。さらに、新司法試験について相対に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォロアップを実施する必要がある。</p>	<p>入学選抜において、入学者の質の確保がなされているかなお懸念がある。GPA制度の導入等、成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、なお課題も見られ、その徹底に取り組む必要がある。カリキュラムや授業内容・方法の改善について、より抜本的な措置を講じる必要がある。指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	2.09	1.35	2.00	0.0	11.1	10.9	0.0	7.5	7.4	33.3	5.8	6.9
N大学	○	<p>厳格な成績評価が実施されていない科目が一部にみられ、成績評価の在り方に問題がある。個々の教員の成績評価の厳格性に対する認識も十分であり、組織的なFD活動や改善への取組がなされているとはいえない。また、入学選抜での競争性確保に向けた改善も十分である。さらに、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえない。重点的にフォロアップを実施する必要がある。</p>	<p>入学選抜において、競争性確保がなされず、入学者の質の確保を図るという認識が極めて不十分である。GPA制度の導入等、成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、厳格性の担保がなされず、その徹底に組織的に取り組む必要がある。組織として、教育の在り方の抜本的な見直しにすみやかに取り組む必要がある。指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えず、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	1.24	1.16	1.22	0.0	8.3	7.0	0	6.1	4.3	0.0	3.3	2.9

O大学		O	<p>入学者選抜は実質的に機能しておらず、入学者の質が十分に確保されていないといえる。また、教員間の連携による、教員の資質能力の向上や授業内容の質の向上への取組が不十分である。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言いがたく、重点的にフォローアップする必要がある。</p>	1.22	1.35	1.30	0.0	6.1	6.0	0.0	3.8	3.6	—	9.9	9.9
P大学		O	<p>改善の努力は行われているものの、いずれについても現状を大きく好転させるまでには至っていないと思われる。</p> <p>特に厳格な成績評価・修了認定の徹底に関する取組自体も未だ不明確な部分が見られ、入学者や教員の質の確保などでも相当に厳しい状況にある。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言いがたく、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	1.98	2.11	2.13	10.0	3.3	7.1	15.8	2.6	9.1	16.7	9.6	12.5
O大学		O	<p>入学定員の見直しなどの入学者の質の確保や、厳格な成績評価などの修了者の質の保証などに向けた取組が十分に行われていないにもかかわらず、改善の必要性があることに対する十分な認識がなされていないと思われる。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言いがたく、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	1.84	1.73	2.01	14.4	11.1	13.1	14.6	10.5	12.9	5.4	7.7	6.5
R大学			<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。</p> <p>また、授業内容・方法の改善や、成績評価の厳格化に向けた取組が不十分であり、その改善に組織的に取り組む必要がある。</p>	1.62	1.36	1.46	20.0	10.5	11.7	0.0	11.5	10.3	0.0	4.7	4.5
S大学		O	<p>授業方法や定期試験問題について、学修到達度を的確に認識したうえで改善を行うべき点が見られる。</p> <p>また、カリキュラムの構成意図が学生側に十分伝わっているかについて懸念がある。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	2.21	1.85	1.77	0	7.1	6.7	33.3	11.4	15.1	12.5	5.7	6.6

T大学	○	授業内容や方法の改善に向けた取組は一定程度行われているものの、入学選抜の改善に向けた取組が十分なされるとはいえない。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。	1.47	1.13	1.76	16.7	12.0	12.5	0.0	6.1	5.5	0.0	11.4	10.9
U大学	○	成績評価の厳格化に向けた取組に着手しているものの、教員組織のあり方や教育方法などについて改善が不十分であると考えられる。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。	1.81	1.74	1.33	—	12.9	—	7.2	7.2	—	6.9	6.9	
V大学	○	法科大学院として、改善の必要性が正しく認識されていないため、成績上位者による予備校の答案練習を組織的に支援するなど、受け入れた学生を自ら責任を持って教育しようという意識が希薄であり、法科大学院での教育を中心とした教育課程および学修指導体制を再構築する必要がある。また、入学選抜での競争性確保についても深刻な状況にあるにもかかわらず適切な対策がとられていないままであり、改善計画自体も全般的に不明確である。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言えず、特に重点的にフォローアップを実施する必要がある。	1.20	1.35	1.18	100.0	12.0	15.4	50.0	6.3	8.8	—	2.4	2.4
W大学	○	成績評価の厳格化など改善の取組が進められているが、すべての教員にそれが徹底されているとは言えない状況にあると思われる。また、それぞれの授業でも到達度を見据えて責任をもって学生を教育するという共通の認識のもとに行われているとはうかがえない。入学選抜の状況からみて、質の確保についても不十分である。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言えず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。	1.52	1.56	2.00	0.0	2.2	2	50.0	2.9	5.4	0.0	3.3	3.2
X大学	○	改善のための取組が実施されているものの、入学選抜での競争倍率が低く、入学者の質の確保に懸念が見られる。さらに新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。	1.66	1.06	2.18	—	10.4	10.4	—	11.4	11.4	0.0	6.6	6.5

Y大学	○	厳格な成績評価が実施されていない科目が一部みられるなど、成績評価の在り方に重大な問題があるにもかかわらず、対策が講じられていない。 また、学生に対して到達レベルを明確にした教育を行うための組織的な取組もなされていない。 また、入学選抜状況を踏まえた入学定員見直しなどの入学者の質の確保に関する認識と取組も不十分である。 さらに、新司法試験についても相当厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言えず、重点的にフォローアップが必要である。	入学選抜における入学者の質の確保は一定程度なされている。 成績評価について、依然としてその在り方に問題がある。 学生に対して学修の到達目標を明確にした教育を行っており、FDも十分に機能していないため、組織的な改善に向けた取組・意識も欠けている。 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいないと言え、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。	1.66	1.06	2.18	16.7	3.3	5.6	16.7	4.1	5.5	20.0	1.4	2.6
Z大学	○	学生の要望などを踏まえ、授業内容や方法の改善のための取組は一定程度行われている。 しかし、入学選抜の状況とそれに伴う入学者の質の確保、少人数をいかけた取組など、いまだ改善が十分とはいえない。 さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップする必要がある。	入学選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。 授業内容・方法等について、継続的に改善されている。 指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。	1.34	1.46	2.00	18.2	18.0	37.5	10.2	0.0	15.1	15.1		
AA大学	○	競争倍率を2倍に近づける努力は行っているものの、質の高い入学者の確保の見通しが立っていないといえない。 また、新司法試験の合格状況に関する分析・認識が不十分であり、授業や成績評価の改善効果が認められる段階にまでは行っていない。 さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言えず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。	入学選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。 成績評価の厳格性に問題があり、教員間で認識を共有し、改善に取り組む必要がある。 現状や教育の問題点に対する分析・認識が不十分である。 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えず、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。	1.3	1.74	2.00	50.0	7.7	10.7	0.0	10.8	10.3	0	2.9	2.6
AB大学	○	入学選抜が実質的に機能していないため、入学者の質が十分確保されていないといえる。 入学者の質の確保のための今後の取組も不明確である。 さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言えず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。	平成23年度より学生募集停止	1.88	合格者無し	募集停止	16.7	5.0	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
AC大学	○	教育方法やカリキュラムの改善に向けた取組は開始されているものの、法科大学院で必要とされる到達度に対する認識や教育の改善の方向性についてなお検討すべき課題も多岐ある。また、入学者の質の確保のための取組も十分とは思われない。さらに、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言えず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。	入学選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する取組が不十分である。 教育方法やカリキュラムについて改善のための議論が行われているものの、議論の途上にある部分も多く、引き続き改善の取組を推進する必要がある。 成績評価の厳格化のための取組は一定程度なされているが、カリキュラムの改革とあわせて引き続き組織的に検討を行う必要がある。 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいないと言え、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。	1.36	1.47	2.05	9.1	10.3	10	7.7	13.2	11.8	14.3	6.7	7.7

(注)法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

別表2 38法科大学院の成績評価面及び修了認定の厳格化に係る見直し状況等

法科大学院	未・既修	入学定員 (H23)	GPA 導入状況	GPA 導入年	GPAの見直し状況等	成績評価の 分布の見直し等	到達目標の 策定状況	FD活動の見直し等	その他
1 A大学	未修 既修	大規模	○	H21	未修2年次進級のみ GPA1.4 未導入		策定済み (シラバスに記載)		H22 同じ学年で2回留年した者は強制退学(従来は退学勧告) C判定の単位が10分の7以下という進級要件あり H19から進級制導入
2 B大学	未修	中規模	△		H22に試行的導入	H18に成績評価基準の明文 化及び統一化を実施	策定済み (教育の理念・目標と養成する 法曹像)		
3 C大学	既修	小規模	◎	H22 H23(新設)	GPA1.60 GPA1.60		策定済み (理念・目的・3つの方針)	FD活動の中で新司法試験の結果と法科大学院教育との関連について検討	H22に進級制とGPAを導入
4 D大学	未修	小規模	○	開設時	進級要件:全必修科目の修得 必修を1科目のみ落としたりは、 GPA2.0以上あれば進級可		策定済み (シラバスに記載)	1年次終了時1.30、2年次終了時1.50未満の学 生には退学勧告あり(H21以降～)	
5 E大学	未修	中規模	◎	H20	GPA1.7		策定済み		
6 F大学	未修	中規模	○	H22	GPA1.5		策定済み (シラバスに記載)	H22 再試験の廃止	
7 G大学	未修	小規模	◎	H19	進級要件 GPA1.8 修了要件 GPA2.0		策定済み (シラバスに記載)	H23 再試験の廃止 通算GPA2.0未満1.8以上の場合、修了認定試験 を受けられ、それに合格すれば修了できる	
8 H大学	未修	小規模	▲	開設時	GPA1によって成績の順位をつけてお り、履修人数制限科目の履修許可や、 奨学金の受給者決定等に利用 2012年度以降の入学学生については進 級要件とする		策定中 (一部科目ではこれを明示し、 2019年度には全科目で明示予 定)		
9 I大学	未修	大規模	○	H20	H23 1.60→1.80に引上げ 既修は進級制無し		策定中	学生アンケートを集計・公表し、FD活動のさ らなる充実を図っている。	1学年に履修クラスがあるか、FD活動等を通じて 教員間で連携し、同一のシラバス・授業計画や 試験問題のもとに授業や試験を実施している。 再試験の廃止については、今後具体化する予 定
10 J大学	未修	大規模	△	H24 (予定)	H24年3月に24年度からの導入を決定		策定済み		
11 K大学	未修	小規模	▲	開設時	GPAは個人面談の際の学習指導等の 際へ使用		23年度中に策定し24年度から 実施予定	成績判定教授会の際に成績評価基準につ いて協議を共有	
12 L大学	未修	中規模	○	H22	GPA1.5		策定済み		
13 M大学	未修	小規模	○	開設時	H22 GPA1.5→1.7に引上げ H22 GPA1.5→1.7に引上げ	H22にSとA合わせて40%以下 下→30%以下へ引下げ	未策定	研究科委員会による成績評価の判定に先 立ち、教務委員会による点検を実施	GPAの教員と成績評価の分布は認定評価の 指標を受け見直し
14 N大学	未修	小規模	◎	H21	GPA1.25		未策定 (策定に向けて検討中)	科目間で成績評価の分布にばらつきが生じ ないよう、評価の際に研究科長がチェック し、基準と異なる分布の場合には教員に理 由を尋ねた上、改善を促している。	
15 O大学	未修	大規模	○	H19	H23 GPA1.5→1.2に引下げ H22 3年次への進級制導入		策定済み (1学生が最低履修すべき内 容(科目別))		
16 P大学	未修	小規模	▲	H20	GPAを算出しFD委員会等で検討し、成 績評価のばらつき解消に努める		策定済み (シラバスに記載)		H19 成績評価基準の設定 H23 未修2年次への進級の際にあった再評価 制度を廃止
17 Q大学	未修	中規模	◎	開設時	H21 修了要件GPA1.9→1.8に引下げ 進級要件GPA1.7		未策定		進級制があるのは1→2年次のみ
18 R大学	未修	小規模	◎	H21	GPA1.5	H21までは相対評価の分布 の中にD(不合格)が含まれ ていたため、H22からは各 判定は絶対評価とした	未策定		H21年度から、GPA制度の導入と同時に2年連 続留年すると除籍になる制度を導入
19 S大学	未修	小規模	×		未導入		策定済み (HPに記載)		・H23 進級要件の厳格化(必要修得単位の増 加) ・H23 修了再試験の廃止 ・H19 法務総合演習(事実上の修了検定)の設

法科大学院	未・既	入学定員 (H23)	GPA 導入年	GPA 導入状況	GPAの 戻直し状況等	成績評価の 分布の見直し等	到達目標の 策定状況	FD活動の見直し等	その他
20 T大学	未修 既修	中規模		x x	未導入 未導入		未策定 (モデルを踏まえ授業を実施)		H22再試の廃止
21 U大学	未修 既修	小規模	H19 H19	● ●	GPA1.50 GPA1.50		策定済み (ハイレベル化に記載)		期末試験の採点基準や試験問題について、事前事後チェックを複数の教員で実施
22 V大学	未修 既修	小規模	H21	◎	GPA1.2	平成22年度から期末試験と並ぶ評価方法である平常点の内容・割合を統一、成績評価基準をいっそう明確化・詳細化した。	策定済み		H20再試験の廃止
23 W大学	未修 既修	大規模	開設時 開設時	◎ ◎	GPA1.5 GPA1.5		策定中 (平成24年4月に固有の到達目標(採点)を策定・公表。同年春学期までに「第1次案」を策定する予定)		※再試により合格した科目のGPIは0.5ポイントで算定
24 X大学	未修 既修	小規模	H22 H22	○ ○	GPA1.30 GPA1.30		策定済み		最終試験に合格することが修了要件となっている
25 Y大学	未修 既修	小規模	開設時	◎	H17 GPA1.75→1.50に引下げ		策定済み		期末試験受験及びレポート提出資格取得のための出席要件の緩和 授業の8割〜2/3以上出席
26 Z大学	未修 既修	中規模	H22	○	GPA1.50		策定済み		21年4月の特別委員会報告を踏まえ、H22からGPAを利用した進級制限制度を導入
27 AA大学	未修 既修	中規模	H21 H21	● ●	GPA2.00 GPA2.00		H23中に策定予定		成績評価の方法や基準に關しては、教員懇談会や委員会、FD会議で検討を重ねて共通化
28 AB大学	未修 既修	小規模	開設時 開設時	▲ ▲	進級・修了判定ではなく学習指導の資料として利用		策定済み		定例のFD研究会等で全教員間で情報共有を図り、成績評価が厳正に行われているかを定期的に点検
29 AC大学	未修 既修	小規模	H17 H17	◎ ◎	H21 GPA2.0→1.5に引下げ H21 GPA2.0→1.5に引下げ		策定済み (シラバスに記載)		H22 再試験の廃止
30 AD大学	未修 既修	小規模	H21	○	GPA1.70		策定済み (シラバスに記載)		修了には所定の単位を修得した上で最終試験に合格する必要がある H20に、最終試験について、口述試験に加えて論文試験を課すこととした。
31 AE大学	未修 既修	中規模	開設時 H23(新設)	○ ○	GPA1.50 GPA1.50		未策定		H21 案件付進級制度の廃止 H22 再試験の廃止
32 AF大学	未修 既修	小規模	H22	○	GPA2.5		策定済み (HPに記載)		・中教審のヒアリングを踏まえGPAを導入 ・認証評価の指摘を受け自由選択科目の一部を選択必須科目とした。
33 AG大学	未修 既修	小規模	開設時 開設時	▲ ▲	23単位以上修得で2年次に進級 進級制限無し		未策定		進級制は未修の1〜2年次のみ 進級制を廃止
34 AH大学	未修 既修	中規模	H24 (予定)	△	未導入		未策定 (検討中)		H19に2単位減(進級・修了要件) H22 採点評価方法の統一・厳格化(平均点の配分の見直し)
35 AI大学	未修 既修	小規模	H21	◎	GPA1.5	H22 採点評価方法の統一・厳格化 (成績分布のばらつきの見直し)	未策定		H22 再試験後の評価の厳格化(CとDのみ) ・学年末特別試験(再々試験)の廃止 ・認証評価の指摘を受けて改善を推進 ・H22からは、定期試験の自己評価や改善計画を提出する取組も開始 年間の修得単位数が16単位未満の者は除く
36 AJ大学	未修 既修	小規模	開設時 開設時	● ●	進級制未導入 H22 GPA1.5→2.0(認証評価の指摘) ※すべての科目は2.0、法律基本科目のGPAは1.8		未策定		・H22 再試験後の評価の厳格化(CとDのみ) ・H23 再試験後の評価の厳格化(CとDのみ) ・H22 再試験の廃止
37 AK大学	未修 既修	大規模	H19 H20	◎ ◎	GPA2.0 GPA2.0		策定済み (基本理念・教育目標)		
38 AL大学	未修 既修	中規模	H22 H22	◎ ◎	GPA1.70 GPA1.70		未策定		成績評価について、教員の意識を共通化する ため、基準を明確化し、FD会議で検討を重ね ている。また、複数クラスある科目は、クラスごとではなく、全体で評価を実施している

注 1 当省の調査結果による。
2 入学定員は、大規模校100人以上、中規模校50人以上100人未満、小規模校50人未満である。
3 GPA導入状況は、以下の6類型に整理している。
△…導入予定、試行的に導入
▲…進級・修了要件以外で利用
x…未導入(検討中も含む)
◎…進級要件として利用
○…進級要件として飲み利用
●…修了要件としてのみ利用

(4) 法曹養成に係るコスト及び公的支援の見直し

(要旨)

ア 法曹養成に係るコスト

(7) 国が投入している行政コスト（予算）

法曹養成制度については、

- ① 法科大学院の運営等に対する文部科学省の国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金特別補助の法科大学院支援、法務省の教員派遣費等
- ② 司法試験及び司法試験予備試験の実施費用
- ③ 司法修習の実施費用

が投入されており、法科大学院制度が開始された平成16年度から22年度までの累計で約1,431億円となっている。

(イ) 法科大学院における国費の投入

a 司法試験合格者1人当たりの国費投入額の推計

- ① 法科大学院に対する国費の投入額は、平成16年度から22年度までの間に585億円と推計（文部科学省推計額625億円から、個別教育プロジェクトへの支援費を差し引き、法務省の教員派遣費等を加えたもの）

(注) 運営費交付金及び経常費補助金特別補助は、教員数及び学生定員により算定。

学生数が定員に満たない場合には、減額調整あり。

- ② 上記585億円のうち、平成17年度から22年度までの法科大学院修了者2万5,825人に対応する国費は527億3,000万円と推計（585億円から、23年試験を受験していない23年度以降の修了者に係る投入額を除いたもの）
- ③ 平成17年度から22年度までの間の法科大学院修了者2万5,825人のうち、18年から23年までの間に実施された司法試験に合格した者は1万1,105人

平成19年度から22年度までの修了者の中には、24年から27年までの間に実施される司法試験の受験が可能な者がおり、これらの者について、24年から27年までの司法試験合格者数を以下の方法により既修者・未修者別に推計

i) 既修者に係る合格者数の推計

既に5年間の受験期間が終了している平成17年度及び18年度修了者の受験年別合格者数を基にした場合、19年度から22年度までの修了者について、受験期間1年目から5年目までの受験資格者がそれぞれの残り受験期間（5年目に達するまでの間）内にどれだけ合格するのかを推計したところ、599人となる。

ii) 未修者に係る合格者数の推計

既に5年間の受験期間が終了している平成18年度修了者の受験年別合格者数を基にした場合、19年度から22年度までの修了者について、受

験期間 1 年目から 5 年目までの受験資格者がそれぞれの残り受験期間（5 年目に達するまでの間）内にどれだけ合格するのかを推計したところ、677人となる。

平成23年試験までの合格者数の実績値 1 万1,105人に、上記 i) 及び ii) で算出した24年試験以降の推計値1,276人（既修者599人、未修者677人）を加えると、17年度から22年度までの修了者 2 万5,825人の最終的な合格者数は 1 万2,381人と推計

④ 以上の推計データにより、司法試験合格者一人当たりの国費投入額を推計すると、

i) 修了者全員が司法試験に合格したとする場合：約204万円

ii) 修了者の 7 割の者が合格したとする場合：約292万円

iii) 累計合格者数の推計 1 万2,381人が合格したとする場合：約426万円

b 法科大学院間のコスト

法科大学院修了者の累積合格者数及び經常費補助金特別補助の法科大学院支援を基に、累積合格者率上位 5 校の平均と下位 5 校の平均の合格者一人当たりのコストを推計すると、

i) 上位 5 校の平均では約222万円であるのに対し、

ii) 下位 5 校の平均では約3,693万円と約17倍になっている。

(ウ) 司法試験に要する費用

法務省は、司法試験費用として、平成 23 年度は 4 億 3,500 万円を支出している。

なお、司法試験の受験手数料は、平成23年度で 2 万8,000円（電子出願の場合は 2 万7,200円）である。

(イ) 司法修習における法曹養成コスト

平成 18 年度から 23 年度までの司法修習関係予算 710 億 3,400 万円及び 18 年から 23 年までの間の新司法修習修了者 8,642 人を基に、司法修習修了者 1 人当たりの法曹養成コストを推計すると、約 587 万円となる（P.243 参照）。

(オ) 法科大学院の学費

法科大学院の学費等の額（23 年度平均額）を試算すると、

i) 国立 269万円（未修者の 3 年分）

ii) 私立 402万円（未修者の 3 年分）

となる。

イ 公的支援の見直し

文部科学省は、平成 22 年 9 月 16 日、中教審法科大学院特別委員会の審議を経た後、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて」（文部科学省決定）を決定している。

当該決定において、次のとおり、i) 入学者の質の確保という観点からは競争倍率を、ii) 司法試験の合格状況という観点からは司法試験合格率等を、公的支援の見直し対象を選定する指標としている。

- ① 公的支援の見直し実施年度の前年度の入学者選抜における競争倍率(受験者数/合格者数)が 2 倍未満
- ② 公的支援の見直し実施年度の前年度までに、以下の i)、ii) のいずれかに該当する状況が 3 年以上継続(注)
 - i) 司法試験の合格率(合格者数/修了年度を問わない全受験者数)が全国平均の半分未満
 - ii) 直近修了者(司法試験の直前の 3 月が含まれる年度に修了した者)のうち司法試験を受験した者の数が半数未満、かつ、直近修了者の合格率(直近修了者の合格者数/直近修了者の受験者数)が全国平均の半分未満(注) 例えば、1 年目は i) のみ該当、2 年目は ii) のみ該当、3 年目は i)、ii) 両方に該当という場合も含まれる。

組織見直しの具体的措置としては、国立大学法人運営費交付金(法科大学院の設置時に措置した額(学生経費相当分は除く。))を考慮)及び私立大学等経常費補助金(国立大学法人運営費交付金と同程度の額を目安)を減額調整することとしており、平成 24 年度予算から対応することとしている(注)。

(注) 私立大学等経常費補助金については、日本私立学校振興・共済事業団において補助金交付要綱等の改正を行い、減額調整手続を進めることとなっている。

上記の指標①及び②の両方に該当し、平成 24 年度に公的支援の見直しの対象となる法科大学院は、6 校となっている。

なお、上記の指標①及び②の両方には該当しないものの、どちらかに該当するものが、①については 13 校、②については 14 校ある。

公的支援の見直しの対象の選定は、上記の 2 指標で判断されることとなったが、以下のとおり、その運用に当たって配慮すべき要素や付け加えるべき要素がある。

- ① 法曹養成制度改革では、社会人等として経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には非法学部出身者や社会人を一定割合以上入学させるべきとされている。これらの者は、法律学の基礎知識を持たない未修者として入学することとなるが、未修者については、司法試験の合格率(平成 23 年は 16.23%)が既修者(同 35.42%)に比べ低い傾向が、未修者の受験が始まった平成 19 年以降継続している。

このため、法曹養成制度改革の理念に沿って、未修者を中心に教育を行って

いる法科大学院は、司法試験合格率が低迷している状況にある。

- ② 3年連続して司法試験の合格率が全国平均の半分未満等である13校の競争倍率をみると、平成22年度の競争倍率2倍未満から23年度に競争倍率2倍以上に回復したものが11校ある。このうち10校は、定員内不合格者を出している。
- ③ 上記の指標①及び②の両方に該当しない27校の中には、3年連続して競争性の確保が図られていないものが8校、長期的に法科大学院教育の質の確保が図られず、司法試験合格率が低迷しているものが7校ある。
- ④ 司法試験の不合格者数は、年々増加しており、100人以上の不合格者を出している法科大学院もみられる。
- ⑤ 退学者・除籍者や休学者が大量に発生している。特に、未修者は既修者に比べて多く、退学者・除籍者等の割合も上昇している。

なお、既に撤退や他の法科大学院との統合を表明した法科大学院がある。

ア 制度の概要

(7) 法曹養成に係るコスト

連携法律では、法曹養成のための施策を実施するために必要な法制上の措置、財政上の措置等を講じることが国の責務とされている(第3条第5項)。

法曹養成制度については、法科大学院の運営等に対して、国立大学法人運営費交付金(以下「運営費交付金」という。)、私立大学等経常費補助金(以下「経常費補助金」という。)特別補助等の国費が投入されており、また、司法試験の実施、司法修習の実施に対しても国費が投入されている。

しかし、連携法施行後、今日まで約9年にわたって実施されてきた法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策全体のコスト及び効果は明確にされていない。

このため、当省が、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する施策を推進するために国が投入している行政コスト(予算)並びに法科大学院で教育を受けるために必要な個人負担等について、以下の手法により、把握・分析を行った。

- ① 国が投入している行政コスト(予算)
 - i) 法科大学院関係予算、司法試験等関係予算、司法修習関係予算
 - ii) 法曹養成制度に国が投入している行政コスト(予算)から、法科大学院修了者、司法試験合格者、司法修習修了者一人当たりにより要している国の費用を試算
- ② 法科大学院で教育を受けるために必要な個人負担等
 - i) 法科大学院で教育を受けるために必要とされる入学金、学費等の個人負担額を把握し、法科大学院生一人当たりの額を試算
 - ii) 法科大学院が行っている奨学金等の支給等の支援状況を把握

a 国が投入している行政コスト（予算）

(a) 法科大学院関係予算

① 文部科学省の法科大学院に対する支援措置

審議会意見では、i) 法科大学院の人的・物的諸条件の整備など設立・運営に要する費用については適正な公的支援が行われる必要がある、ii) 資力の十分でない者が経済的理由から法科大学院に入学することが困難となることのないように、奨学金、教育ローン、授業料免除制度等の各種支援制度を十分に整備・活用すべきであるとされている。これを受け、文部科学省は次のような公的支援を行っている。

i) 運営費交付金及び経常費補助金

文部科学省は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）に基づき、国立大学法人に対し、教育研究活動を継続的・安定的に支えるために必要な基盤的経費として、法科大学院に係る経費を含め、運営費交付金を交付している。

また、文部科学省は、私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）に基づき、教育条件の維持・向上及び学生の修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高めるため、学校法人に対し、教育研究に係る経常的経費を対象として、日本私立学校振興・共済事業団（日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9 年法律第 48 号）に基づき設立された特殊法人。以下「私学事業団」という。）を通じて、経常費補助金を交付している。

経常費補助金には、一般補助（専任教員等給与費、専任職員給与費、教育研究経常費等を対象）、特別補助（特定の分野・課程等の教育の振興のために一般補助に増額して交付）がある。法科大学院を設置する私立大学に対しては、一般補助のほか、法科大学院支援のための特別補助が交付されている。

ii) 国公立大学を通じた大学教育改革の支援

文部科学省は、各大学における大学教育改革の取組を促進するため、国公立大学を通じた大学教育改革の支援のプログラムを実施しており、特色ある優れた取組に対して、大学改革推進等補助金交付要綱（平成 17 年 4 月 1 日文部科学大臣決定）に基づき補助金を交付し重点的な財政支援を行っている。

この一環として、平成 16 年度から 21 年度までの間、専門職大学院等を対象にして、法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム、法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム等を実施し、専門職大学院等から申請のあった教育プロジェクトから優れた教育プロジェクトを選定し経費措置を行った。

② 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業

独立行政法人日本学生支援機構（以下「学生支援機構」という。）

は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号。以下「学生支援機構法」という。）に基づき、経済的理由により修学に困難がある学生等に対して学資の貸与等を行っている。

法科大学院生は、学生支援機構が学生支援機構法第 14 条の規定に基づき貸与する第一種学資金（無利息の学資金）及び第二種学資金（利息付きの学資金）について、大学院修士課程及び大学院博士前期課程に在籍する者を対象とした額の学資金の貸与を受けることができる。その際、第二種学資金の貸与では、法科大学院生は他の大学院生よりも増額した学資金の貸与を受けることができる措置が設けられている。

③ 法務省の法科大学院に対する協力

法務省は、検察官の法科大学院への派遣、法科大学院で用いる教材の作成・配布等を行っており、そのための予算措置が講じられている。

i) 検察官の法科大学院への派遣

法科大学院設置者は、法科大学院において法曹としての実務に必要な能力を涵養するための教育を行うため、裁判官又は検察官その他の一般職の国家公務員（以下「検察官等」という。）を教授等として必要とするときは、裁判官については最高裁判所に対し、検察官等については任命権者に対し、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成 15 年法律第 40 号。以下「派遣法」という。）第 3 条第 1 項の規定により、その派遣を要請することができることとされている。

派遣法第 4 条の規定に基づき、検察官等が職務とともに教授等の授業を行うために法科大学院に派遣（いわゆる「パートタイム派遣」）される場合、法科大学院から相当額の報酬等を受け、本来の業務に従事しない時間につき給与を減額して支給されるが、特に必要があると認められる場合に国から減額分の一部を支給することができることとされている（派遣法第 7 条）。また、派遣法第 11 条の規定に基づき、検察官等が専ら教授等の授業を行うために法科大学院に派遣（いわゆる「フルタイム派遣」）される場合、派遣期間中は法科大学院から相当額の報酬等を受け、国は給与を支給しないが、特に必要があると認められる場合に国から給与の一部を支給することができることとされている（派遣法第 13 条）。法務省は、このような法科大学院に派遣する検察官の給与及び社会保険料について予算措置を行っている。

また、法科大学院に派遣される検察官に対する事前研修等を実施しており、そのための経費について予算措置を行っている。

なお、教授等の授業を行うために裁判官を法科大学院に派遣する場合、派遣法第 4 条の規定に基づく職務とともに教授等の授業を行

うための派遣（いわゆる「パートタイム派遣」）に限られ、法科大学院から報酬等の支払を受けず、裁判官としての給与は減額されない（派遣法第6条）。また、裁判官の派遣を受けている法科大学院設置者は、教授等の業務の対償に相当するものとして、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成15年政令第546号）で定める金額を国庫に納付しなければならないとされている。こうしたことから、法科大学院に派遣する裁判官について、派遣のための予算措置は行われていない。

ii) 教材の作成・配布等

法務省は、平成15年度から、法科大学院の教育に用いる刑事法分野の教材（「事件記録教材」、「公判演習教材」等の書籍）を作成し法科大学院に提供しており、そのための経費について予算措置を行っている。

(b) 司法試験等関係予算

法務省は、司法試験及び予備試験を実施するための経費として、司法試験委員及び司法試験考査委員に対する手当、試験問題印刷費、試験会場借料等について予算措置を行っている。

(c) 司法修習関係予算

最高裁判所は、司法修習生に対して国が支給する司法修習手当（平成23年11月から貸与制に移行）、司法修習の実施に係る経費等について予算措置を行っている。

また、法務省は、検察庁において実施する司法修習生の実務研修に係る経費について予算措置を行っている。

(イ) 公的支援の見直し

（組織見直しの経緯）

中教審法科大学院特別委員会は、法科大学院教育の改善状況調査結果（平成22年1月22日公表）に基づき、「法科大学院における組織見直しの促進方策について」（平成22年3月12日中教審法科大学院特別委員会）を取りまとめ、i) 各法科大学院では、中教審法科大学院特別委員会報告を踏まえて、教育の改善が進められていること、ii) しかし、その一方で、入学者選抜における競争性や授業内容、成績評価、教育体制に深刻な課題を抱える法科大学院が存在し、それらの法科大学院はほぼ共通して司法試験の合格状況が低迷していること、iii) その中には、組織の見直し（統廃合を含む。）の検討に着手していないなど、現状に対して深刻な認識を持っていない法科大学院がみられることなどの課題を指摘している。

そして、中教審法科大学院特別委員会は、このような状況を踏まえれば、

これらの課題を解決されないままに放置することは、法科大学院制度全体の信頼に関わるため、深刻な課題を抱える法科大学院において、速やかに抜本的な見直しを実施されることが急務であるとし、文部科学省に対し、これらの法科大学院に対する組織の自主的・自律的な見直しを促すために、法科大学院に対する公的支援の在り方について見直しを検討すべきと提言している。

（公的支援の見直しの指標）

「法科大学院における組織見直しの促進方策について」においては、公的支援の見直しの対象の選定は、客観的かつ明確な基準に基づいて行うことが望ましく、その際、i) 授業内容、成績評価、教育体制に深刻な課題が見られること、ii) 司法試験の合格状況に大きな問題があること、iii) 入学者選抜の機能が働いておらず、入学者の質の確保が困難となっていることなどを考慮して判断することが考えられると提言されている。

これを受け、文部科学省は、公的支援の見直しには定量的指標を使用することとし、平成 22 年 9 月 16 日、中教審法科大学院特別委員会の審議を経た後、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて」（文部科学省決定）を決定している。

当該決定において、以下のとおり、i) 入学者の質の確保という観点からは競争倍率を、ii) 司法試験の合格状況という観点からは司法試験合格率等を、公的支援の見直し対象を選定する指標としている。なお、文部科学省は、授業内容、成績評価、教育体制に深刻な課題が見られる法科大学院は、ほぼ共通して司法試験の合格状況が低迷していることから、司法試験の合格率等を指標とすることで、これらの状況についても反映できると判断している。

- ① 公的支援の見直し実施年度の前年度の入学者選抜における競争倍率（受験者数/合格者数）が 2 倍未満
- ② 公的支援の見直し実施年度の前年度までに、以下の i)、ii) のいずれかに該当する状況が 3 年以上継続（注）
 - i) 司法試験の合格率（合格者数/修了年度を問わない全受験者数）が全国平均の半分未満
 - ii) 直近修了者（司法試験の直前の 3 月が含まれる年度に修了した者）のうち司法試験を受験した者の数が半数未満、かつ、直近修了者の合格率（直近修了者の合格者数/直近修了者の受験者数）が全国平均の半分未満

（注）例えば、1 年目は i) のみ該当、2 年目は ii) のみ該当、3 年目は i)、ii) 両方に該当という場合も含まれる。

（組織見直しを促す具体的方法）

組織見直しの具体的措置としては、運営費交付金（法科大学院の設置時に措置した額（学生経費相当分は除く。）を考慮）及び経常費補助金（運営費

交付金と同程度の額を目安)を減額調整することとしており、平成24年度予算から対応することとしている(注)。

(注) 経常費補助金については、私学事業団において補助金交付要綱等の改正を行い、減額調整手続を進めることとなっている。

イ 政策効果の把握結果

(7) 法曹養成に係るコスト

国が投入している行政コスト(予算)は、法科大学院制度が開始された平成16年度から22年度までの間でみると、約1,431億円(注)となっている。

(注) 内訳は次のとおりである。

- ① 法科大学院関係予算
 - i) 文部科学省：625億円(後述の図表2-(4)-③)
 - ・国立大学法人における法科大学院に係る国立大学法人運営費交付金
 - ・私立大学等経常費補助金特別補助の法科大学院支援
 - ・国公私を通じた取組支援のうち法科大学院に係る取組への支援
 - ii) 法務省の教員派遣費等：6億6,800万円(図表2-(4)-⑤の網掛け部分)
- ② 司法試験等関係予算：24億4,200万円(図表2-(4)-⑥の網掛け部分)
- ③ 司法修習関係予算
 - i) 最高裁判所：770億900万円(図表2-(4)-⑦の網掛け部分)
 - ii) 法務省：4億3,100万円(図表2-(4)-⑧の網掛け部分)

a 法科大学院関係予算の推移

① 文部科学省

各国立大学法人は、国立大学法人法に基づき、中期計画において中期計画期間(6年間)の予算案を作成し文部科学大臣の認可を受ける。中期計画には6年間に国から受ける運営費交付金の額が示されているが、国立大学法人会計基準では、学部別、大学・大学院別に区分して経理を行うこととされていないため、運営費交付金の額は各国立大学法人への交付額として表されている。

文部科学省では、運営費交付金は、詳細な用途の特定がない「渡し切りの交付金」であるため、例えば、法科大学院に対して運営費交付金の予算をいくら措置するといった仕組みにはなっておらず、法科大学院への運営費交付金の予算額は、その年の運営費交付金全体の内数になると説明している。

このため、文部科学省は、文部科学省における法科大学院関係予算は、図表2-(4)-①のとおりであり、各年度の合計額を算定するのは困難であるとしている。

図表 2 - (4) - ① 文部科学省における法科大学院関係予算の推移（平成 16～23 年度）
（単位：百万円）

区分 \ 年度	16	17	18	19	20	21	22	23	合計
国立大学法人における法科大学院に係る運営費交付金	1,241,570 の内数	1,231,729 の内数	1,221,478 の内数	1,204,377 の内数	1,181,333 の内数	1,169,520 の内数	1,158,515 の内数	1,152,750 の内数	
経常費補助金特別補助の法科大学院支援	2,500	4,000	4,797	4,680	4,652	4,490	3,999	3,759	32,877
国公立を通じた取組支援のうち、法科大学院に係る取組への支援	1,257	1,330	1,167	357	469	86	—	—	4,666

（注） 1 文部科学省資料に基づき当省が作成した。

- 2 「経常費補助金特別補助の法科大学院支援」については、平成 16 年度から 18 年度までは予算額である。平成 19 年度以降は、法科大学院を含む専門職大学院に対する経常費補助として一括した額が予算に計上されており、法科大学院に係る予算額を切り分けることはできないため、各年度において法科大学院に交付された実績額を記載した。
- 3 「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」は、「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」（平成 16～17 年度実施）、「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」（18 年度実施）、「専門職大学院等教育推進プログラム」（19 年度実施）を、20～21 年度は「専門職大学院等における高度専門職業人教育推進プログラム」（20 年度実施）である（選定された教育プロジェクトへの財政支援期間は 2 年間又 3 年間）。

一方、文部科学省は、法科大学院に対して投じられた国費の額について、次のとおり、国会答弁等において公開している。

- i) 平成 22 年 4 月 16 日衆議院法務委員会において、法科大学院への国費の投入額を問う質問に対して、平成 21 年度に法科大学院に対して投じられた国費（文部科学省関係予算）は約 82 億 6,000 万円となる旨を答弁（図表 2 - (4) - ②）
- ii) 平成 23 年 8 月 4 日に開催された「法曹の養成に関するフォーラム（第 4 回）」に提出された資料において、平成 16 年度から 22 年度までの間に、文部科学省が法科大学院に行った財政支援の額は 625 億円となる試算を公表している（図表 2 - (4) - ③）。

図表 2 - (4) - ② 法科大学院に対して投じられた国費についての国会答弁（平成 22 年 4 月 16 日衆議院法務委員会における鈴木文部科学副大臣答弁）

（質問者：河合委員）

…（略）…法科大学院に対して、国が、政府がどのくらいの国費を投じているか。文部科学副大臣、おわかりでしたらお答えをいただきたいと思います。

（答弁者：鈴木文部科学副大臣）

まず、21 年度ベースを参考に申し上げますと、私立の法科大学院を含む専門職大学院に対する経常費補助が 45 億円、それから国公立を通じた教育の取り組みに対する支援ということで5.6 億円、それから国立大学法人における法科大学院に係る運営費交付金相当額ということで試算をいたしますと 32 億円…（略）…

（注）衆議院のホームページ掲載の議事録に基づき当省が作成した。

図表 2 - (4) - ③ 法科大学院に係る文部科学省の財政支援額の推移(平成 16～22 年度)

(単位：億円)

区分 \ 年度	16	17	18	19	20	21	22	合計
法科大学院に係る文部科学省の財政支援額	89	99	98	93	92	83	71	625

(注) 1 法曹の養成に関するフォーラム(第4回)(平成23年8月4日開催)資料に基づき当省が作成した。

2 上表の金額は文部科学省の試算によるものである。法曹の養成に関するフォーラムに提出された資料では、次の注記が付されている。

- ・①国立大学法人における法科大学院に係る運営費交付金(試算額)、②私立法科大学院に着目した私立大学等経常費補助金特別補助(交付実績額)、③国公私を通じた教育改革の取組支援(法科大学院を含む専門職大学院を対象)(予算額)の合計。
- ・国立大学法人運営費交付金は詳細な使途がない「渡し切りの交付金」であるため、法科大学院に係る額を算定することはできないが、一定の考え方にに基づき試算。
- ・23年度については、②の交付実績が23年度末に公表されるため現時点では未定。

3 文部科学省は、運営費交付金について、次のような考え方にに基づき試算したと説明している。

(1) 平成16年度から21年度までの運営費交付金

i) 運営費交付金予算額を算定する際の教育研究経費について、法科大学院の教員数、学生数等に基づき、法科大学院に係る教育研究経費相当額(推計値)を算出

ii) 法科大学院の学生収容定員等に基づき、法科大学院に係る授業料等収入相当額(推計値)を算出

iii) i から ii を減算して、法科大学院に係る運営費交付金(推計値)を算出

(2) 平成22年度の運営費交付金

国立大学法人の第2期中期目標期間(平成22年度～27年度)における運営費交付金算定方法の見直しにより、平成21年以前と同様の計算を行うことはできないため、平成21年度試算額から入学定員減による影響額を差し引いて試算を行った。

② 学生支援機構

学生支援機構が実施している奨学金事業予算に占める法科大学院に係る事業費は、図表2-(4)-④のとおりであり、平成22年度で112億8,100万円となっている。このうち、法科大学院の学生に対しては、81億円の奨学金(事業費の71.7%)が貸与されている。

図表 2 - (4) - ④ 学生支援機構における法科大学院関係予算の推移(平成 16～23 年度)

(単位：百万円)

区分 \ 年度	16	17	18	19	20	21	22	23	合計
学生支援機構の奨学金事業費予算のうち法科大学院に係る事業費予算	6,803	10,494	12,911	12,936	12,869	12,236	11,281	11,043	90,573

(注) 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

2 本図表には、学生支援機構の奨学金事業費予算のうち、法科大学院生を対象にした事業費予算額を計上している。文部科学省では、貸与基準を満たす者のほぼ全員に貸与できるよう、申請状況により柔軟に対応しているため、実績額は異なると説明している。

③ 法務省

法務省における法科大学院関係予算の推移は、図表2-(4)-⑤のとおりであり、平成16年度に5,600万円であったものが、22年度は1億400万円に増加している。法科大学院への検察官の派遣人数は、平成16年度は19人であったが、22年度は51人に増加しており、予算増の要因となっている。

図表 2 - (4) - ⑤ 法務省における法科大学院関係予算の推移（平成 16～23 年度）

（単位：百万円、人）

区分	年度	16	17	18	19	20	21	22	23	合計
法科大学院協力経費		5	4	4	5	4	4	3	2	31
法科大学院派遣関係経費		50	90	94	110	94	98	102	91	730
検察官の派遣人数		19	44	53	49	49	52	51	48	365
合 計		56	94	98	115	99	102	104	94	761

- （注） 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。
 2 予算は、当初予算である。
 3 「法科大学院協力経費」は、法科大学院に派遣する検察官への事前研修、法科大学院の教育に用いる教材の作成・配布に係る経費である。
 4 「法科大学院派遣関係経費」は、法科大学院派遣職員に対する給与及び保険料である。
 5 「検察官の派遣人数」は、職務とともに教授等の授業を行うために法科大学院に派遣される場合（派遣法第 4 条の規定に基づく派遣）及び専ら教授等の授業を行うために法科大学院に派遣される場合（派遣法第 11 条の規定に基づく派遣）の双方を含んでいる。また、1 人の検察官が複数の法科大学院に派遣されたる場合もあり、本表では派遣された検察官の延べ人数を計上している。
 6 端数処理（四捨五入）のため、合計が一致しない場合がある。

b 司法試験等関係予算の推移

法務省における司法試験等関係予算の推移は、図表 2 - (4) - ⑥のとおりであり、新司法試験が開始された平成 18 年度は 2 億 9,100 万円であったものが、22 年度は 4 億 9,900 万円に増加している。新司法試験の受験者数は、平成 18 年度は 2,091 名であったが、22 年度は 8,163 名に増加しており、予算増の要因となっている。

また、旧司法試験のみが実施されていた平成 15 年度における旧司法試験の実施に係る予算額 9,400 万円であり、22 年度新司法試験及び司法試験予備試験の実施に係る予算額は、その約 5 倍の 4 億 6,500 万円となっている。

なお、司法試験の受験手数料は、平成 23 年度で 2 万 8,000 円（電子出願の場合は 2 万 7,200 円）である。

図表 2 - (4) - ⑥ 法務省における法曹養成に関する予算額の推移（平成 15～23 年度）

（単位：百万円）

区分	年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	合計
司法試験制度改革推進等経費		21	22	16	9	7	11	6	1	0	93
新司法試験		—	—	54	172	348	383	423	448	435	2,263
司法試験予備試験		—	—	—	—	—	—	—	17	261	278
小 計		21	22	70	181	355	394	429	466	696	2,635
旧司法試験		94	94	107	110	77	62	42	33	1	621
合 計		115	116	177	291	432	456	471	499	697	3,256

- （注） 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。
 2 予算は、当初予算である。
 3 「新司法試験」は、新司法試験の実施に必要な経費（例えば、委員手当（考査委員、司法試験委員）、諸謝金（論文答案審査、問題作成）、旅費、印刷製本費、借料及び損料）。
 4 「司法試験予備試験」は、司法試験予備試験の実施に必要な経費。
 5 「旧司法試験」は、旧司法試験の実施に必要な経費。

- 6 「司法試験制度改革推進等経費」は、司法試験制度改革に伴う事務処理体制確立及び運用改善等のために必要な経費。
- 7 端数処理（四捨五入）のため、合計が一致しない場合がある。

c 司法修習関係予算の推移

(a) 最高裁判所の予算措置

最高裁判所における司法修習等に関する予算額の推移は、図表2-(4)-⑦のとおり、平成15年度に75億9,300万円であったものが、22年度には、112億6,700万円となっている。この間、平成18年11月から新司法試験に合格した者に対する司法修習が開始されており、司法修習手当、国家公務員共済組合負担金、司法修習生研修委託費、研修費等が増加している。

司法修習手当は、最高裁判所における司法修習等に関する予算で最も大きな割合を占め、平成21年度までは増加してきたが、16年の裁判所法の改正により、司法修習生に対し国が給与を支給する制度（給費制）に代えて、国が修習資金を無利息で貸与する制度（貸与制）が導入され、22年11月1日から実施される予定であったため、22年度予算から減少に転じている。

なお、平成16年の改正法は22年11月1日から施行されたが、同年11月26日の議員立法による裁判所法の改正により、貸与制の実施は1年延長され、23年11月1日以降に採用された司法修習生から実施されている。

図表2-(4)-⑦ 最高裁判所における司法修習等に関する予算額の推移（平成15～23年度）

（単位：百万円）

年度 \ 区分	15	16	17	18	19	20	21	22	23	合計
【司法修習生に係る経費】										
司法修習手当	6,387	6,421	7,596	9,149	10,030	10,499	10,895	6,905	6,545	74,428
国家公務員共済組合負担金	643	657	778	984	1,118	1,116	1,228	732	696	7,952
貸与制関連経費	0	0	0	0	0	0	0	2,719	2,418	5,138
【司法修習の実施に係る経費】										
司法修習生研修委託費	73	73	92	116	156	154	163	160	156	1,145
司法修習生旅費	214	250	291	340	325	319	268	262	220	2,490
講師謝金	46	46	46	50	36	37	37	34	32	364
弁護教官等謝金	108	115	199	231	228	219	214	190	187	1,690
研修旅費等	23	23	23	23	44	52	57	58	58	363
修習記録・テキスト	27	26	31	34	38	38	38	38	25	295
研修費等	71	70	64	97	137	147	150	167	165	1,068
司法修習企画運営システム	0	0	0	0	44	3	5	2	2	56
司法修習生の増加に伴う器具備品整備経費	0	71	0	49	0	0	0	0	0	120
合計	7,593	7,751	9,119	11,073	12,158	12,585	13,056	11,267	10,505	95,108

- (注) 1 最高裁判所の資料に基づき当省が作成した。
 2 予算額は当初予算である。
 3 平成 22 年度は、当初、司法修習生手当支給が廃止され、貸与制に移行する予定であったが、引き続き、手当が支給されることとなった。本図表の平成 22 年度については、貸与制に移行することを前提とした当初予算である。
 4 司法研修所に係る経費は、司法修習以外に裁判官研修に関する経費もあるため、その切り分けが困難なものについては計上していない。
 5 端数処理（四捨五入）のため、合計が一致しない場合がある。

(b) 法務省における予算措置

法務省における司法修習等に関する予算額の推移は、図表 2 - (4) - ⑧のとおり、平成 15 年度に 7,000 万円であったものが、23 年度には、5,900 万円となっている。

図表 2 - (4) - ⑧ 法務省における司法修習に関する予算額の推移（平成 15～23 年度）

（単位：百万円）

区分 \ 年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	合計
司法修習体制充実経費	70	49	51	84	61	45	76	65	59	559

- (注) 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。
 2 予算は、当初予算である。
 3 「司法修習体制充実経費」は、検察庁における司法修習生の実務修習の実施に要する経費（講師謝金、旅費等）である。
 4 端数処理（四捨五入）のため、合計が一致しない。

d 法曹養成制度の各プロセスにおける一人当たりのコスト

(a) 法科大学院における国費の投入額

平成 16 年度から 22 年度までの間に法科大学院に投入された国費及び 17 年度から 22 年度までの間に法科大学院を修了した者（計 2 万 5,809 人）を対象として（図表 2 - (4) - ⑨）、司法試験合格者一人当たりでみた国費の投入額を試算した。

その際、i) 修了者全員が司法試験に合格した場合、ii) 修了者の 7 割が司法試験に合格した場合、iii) 既に受験資格期間が終了した平成 17 年度及び 18 年度修了者に係る 5 年間の司法試験の累積合格率を基に平成 18 年から 27 年までの司法試験合格者数を推計した場合に分けて試算を行った。

図表 2 - (4) - ⑨ 試算の対象期間、対象コスト、対象者に関するイメージ図

		平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		16.4.1-17.3.31	17.4.1-18.3.31	18.4.1-19.3.31	19.4.1-20.3.31	20.4.1-21.3.31	21.4.1-22.3.31	22.4.1-23.3.31	23.4.1-24.3.31				
法科大学院関係予算													
文科省		7,643	8,570	8,633	8,943	8,731	8,214	7,100					
法務省		56	94	98	115	99	102	104					
合計		7,699	8,664	8,731	9,058	8,830	8,316	7,204					
平成16年 4月入学	既修者	2,350		●試験(5月)	●	●	●	●					
	未修者	3,417			●	●	●	●					
平成17年 4月入学	既修者	2,063			●	●	●	●					
	未修者	3,481			●	●	●	●					
平成18年 4月入学	既修者	2,179				●	●	●					
	未修者	3,605				●	●	●					
平成19年 4月入学	既修者	2,169					●	●					
	未修者	3,544					●	●					
平成20年 4月入学	既修者	2,066						●					
	未修者	3,331						●					
平成21年 4月入学	既修者	2,021							●				
	未修者	2,823							●				
平成22年 4月入学	既修者	1,923								●			
	未修者	2,199								●			
各年度の修了者数			18年3月 2,176人	19年3月 4,418人	20年3月 4,910人	21年3月 4,994人	22年3月 4,792人	23年3月 4,535人					
			17年度修了者～22年度修了者の合計					25,825人					

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

① 試算の手順

(国費の投入額の推計)

i) 国費の投入額は、法科大学院関係予算のうち、法科大学院の運営及び法科大学院の学生の教育に係るものとして、図表 2 - (4) - ⑩のとおり、文部科学省の法科大学院に係る運営費交付金及び経常費補助金特別補助、法務省の法科大学院協力費及び法科大学院派遣関係経費を対象とした。

なお、文部科学省の法科大学院に係る運営費交付金及び経常費補助金特別補助の額については、図表 2 - (4) - ⑪のとおり、文部科学省の法科大学院に係る財政支援額の試算額(図表 2 - (4) - ③)から、法科大学院に係る取組に対する「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」の交付実績額を差し引いて算出した。また、法務省の法科大学院協力費及び法科大学院派遣関係経費は、当初予算額とした。

図表 2 - (4) - ⑩ 法科大学院への国の投入コストの試算額（平成 16～22 年度）

（単位：百万円）

区分 \ 年度	16	17	18	19	20	21	22	合計
文部科学省関係	7,643	8,570	8,633	8,943	8,731	8,214	7,100	57,834
法務省関係	56	94	98	115	99	102	104	668
合計	7,699	8,664	8,731	9,058	8,830	8,316	7,204	58,502

（注） 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

図表 2 - (4) - ⑪ 法科大学院に係る文部科学省の財政支援額の試算額（平成 16～22 年度）

（単位：百万円）

区分 \ 年度	16	17	18	19	20	21	22	合計	
文部科学省の試算額	8,900	9,900	9,800	9,300	9,200	8,300	7,100	62,500	
内訳	国立大学法人における法科大学院に係る運営費交付金	5,143	4,570	3,836	4,263	4,079	3,724	3,101	28,716
	経常費補助金特別補助の法科大学院支援	2,500	4,000	4,797	4,680	4,652	4,490	3,999	29,118
	国公私を通じた取組支援のうち、法科大学院に係る取組への支援	1,257	1,330	1,167	357	469	86	—	4,666

（注） 1 文部科学省の資料、法曹養成フォーラム（第 4 回）（平成 23 年 8 月 4 日開催）の資料等に基づき当省が作成した。

2 「国立大学法人における法科大学院に係る運営費交付金」については、法科大学院に係る文部科学省の財政支援額の試算額から、経常費補助金及び国公立大学を通じた大学教育改革の支援額を差し引いた推計額である。

3 「経常費補助特別補助の法科大学院支援」については、平成 16 年度から 18 年度までは予算額である。平成 19 年度以降は、法科大学院への交付の実績額である（図表 2 - (4) - ①参照）。

4 「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」は、法科大学院に係る取組に対する交付実績額である（図表 2 - (4) - ①参照）。

ii) 平成 16 年度から 20 年度までの間の法科大学院在学学生は、17 年度から 22 年度までに修了した者であり、この間の国費の投入額は 17 年度から 22 年度までの間に法科大学院を修了した者に投じられたものとみることができる。

○ 平成 16 年度～20 年度（単位：百万円）：

$$7,699 + 8,664 + 8,731 + 9,058 + 8,830 = 42,982$$

しかし、平成 21 年度及び 22 年度の法科大学院在学学生は、22 年度までの修了者と 23 年度以降の修了者から成ることから、i) 全在学学生数から 23 年度以降に修了する者を差し引いて 22 年度までに修了する者を算出し、ii) 全在学学生数に対する 22 年度までに修了する者の割合を、21 年度及び 22 年度の国費の投入額に乗じて、22 年度修了者に係る国費の投入額を推計した。

- 平成 21 年度（単位：百万円）：
 $8,316 \times \{(\text{平成 21 年度在学者} : 3,544 \text{ 人} + 5,397 \text{ 人} + 4,844 \text{ 人} - 21 \text{ 年度入学者のうちの未修者} : 2,823 \text{ 人}) / 21 \text{ 年度在学者} : 3,544 \text{ 人} + 5,397 \text{ 人} + 4,844 \text{ 人}\} = 6,613$
- 平成 22 年度（単位：百万円）：
 $7,204 \times \{(22 \text{ 年度在学者} : 3,331 \text{ 人} + 4,844 \text{ 人} + 4,122 \text{ 人} - 21 \text{ 年度入学者のうちの未修者} : 2,823 \text{ 人} - 22 \text{ 年度入学者} : 4,122 \text{ 人}) / 22 \text{ 年度の在学者} : 3,331 \text{ 人} + 4,844 \text{ 人} + 4,122 \text{ 人}\} = 3,135$
 以上から、平成 16 年度から 22 年度までの国費の投入額を次のとおり推計する。
 上記の合計額（単位：百万円）：52,730

（司法試験合格者数の推計）

- i) 平成 17 年度から 22 年度までの間の法科大学院修了者 25,825 人のうち、18 年から 23 年までの間に実施された司法試験に合格した者は 11,105 人である。
 平成 17 年度修了者（16 年度入学の既修者が該当）及び 18 年度修了者（16 年度入学の未修者及び 17 年度入学の既修者が該当）については、5 年間の司法試験受験期間を経過している。
 しかし、平成 19 年度から 22 年度までの修了者の中には、24 年から 27 年までの間に実施される司法試験の受験が可能な者がいる。これらの者について、平成 17 年度及び 18 年度修了者に係る 5 年間の司法試験合格率を基に、平成 24 年から 27 年までの司法試験合格者数を推計した。
- ii) 平成 24 年から 27 年までの司法試験合格者数の推計に当たっては、19 年度から 22 年度までの修了者を既修者、未修者に分けて行った。

図表 2 - (4) - ⑫ 法科大学院修了者の既修者・未修者別内訳（平成 17～22 年度）
 （単位：人）

年度	17	18	19	20	21	22	合計
修了者	2,176	4,418	4,910	4,994	4,792	4,535	25,825
既修者	2,176	1,854	2,048	2,067	1,946	1,890	11,981
未修者	—	2,564	2,862	2,927	2,846	2,645	13,844

（注） 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

（既修者に係る司法試験合格者数の推計）

- i) 既に 5 年間の受験期間が終了している平成 17 年度及び 18 年度修了者の受験年別合格者数（図表 2 - (4) - ⑬）から、受験期間 1 年目から 5 年目までの受験資格者が、それぞれの受験期間（5 年目に達するまでの間）内に、どれだけの人数が合格しているかという実績

値を算出した（図表 2 - (4) - ⑭）。

図表 2 - (4) - ⑬ 平成 17 年度及び 18 年度修了者（既修者）の受験年別にみた合格者数

（単位：人）

	17 年度修了者 (2,176 人)		18 年度修了者 (1,854 人)		合 計	
	合格者	累積合格者	合格者	累積合格者	合格者	累積合格者
受験期間 1 年目	1,009	—	819	—	1,828	—
受験期間 2 年目	396	1,405	258	1,077	654	2,482
受験期間 3 年目	99	1,504	78	1,155	177	2,659
受験期間 4 年目	8	1,512	12	1,167	20	2,679
受験期間 5 年目	6	1,518	9	1,176	15	2,694

（注）文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

図表 2 - (4) - ⑭ 受験年別にみた平成 17 年度及び 18 年度修了者（既修者）の合格実績率

（単位：人）

	平成 17 年度及び 18 年度修了者 (4,030 人)		
	受験資格者 (A)	n 年目から 5 年目までの間の合格者 (B)	n 年目の受験資格者の合格実績率 (B/A)
受験期間 1 年目	4,030	2,694	0.6684
受験期間 2 年目	2,202	866	0.3933
受験期間 3 年目	1,548	212	0.1370
受験期間 4 年目	1,371	35	0.0255
受験期間 5 年目	1,351	15	0.0111

（注）1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

- 2 「n 年目の受験資格者の合格実績率」とは、例えば、受験期間 2 年目の欄であれば、2 年目時点での受験資格者 2,202 人のうち 5 回目の試験までにどれだけの人数が合格したかという割合を指す。

ii) 計算式は次のとおりである。

（受験期間 1 年目）

・受験資格者数

平成 17 年度修了者 2,176 人 + 18 年度終了者 1,854 人 = 4,030 人

・受験期間 1 年目から 5 年目までの間の累積合格者 2,694 人

・受験期間 1 年目の受験資格者が 1 年目から 5 年目までの間の試験に合格した実績率 $2,694 \text{ 人} / 4,030 \text{ 人} = 0.6684$

（受験期間 2 年目）

・受験資格者数

1 年目の受験資格者 4,030 人 - 1 年目合格者 1,828 人 = 2,202 人

・受験期間 2 年目から 5 年目までの間の累積合格者 866 人

・受験期間 2 年目の受験資格者が 2 年目から 5 年目までの間の試験に合格した実績率 $866 \text{ 人} / 2,202 \text{ 人} = 0.3933$

(受験期間 3 年目)

- ・受験資格者数
2 年目の受験資格者 2,202 人－2 年目合格者 654 人＝1,548 人
- ・受験期間 3 年目から 5 年目までの間の累積合格者 212 人
- ・受験期間 3 年目の受験資格者が 3 年目から 5 年目までの間の試験に合格した実績率 212 人／1,548 人＝0.1370

(受験期間 4 年目)

- ・受験資格者数
3 年目の受験資格者 1,548 人－3 年目合格者 177 人＝1,371 人
- ・受験期間 4 年目から 5 年目までの間の累積合格者 35 人
- ・受験期間 4 年目の受験資格者が 4 年目から 5 年目までの間の試験に合格した実績率 35 人／1,371 人＝0.0255

(受験期間 5 年目)

- ・受験資格者数
4 年目の受験資格者 1,371 人－4 年目合格者 20 人＝1,351 人
- ・受験期間 5 年目の累積合格者 15 人
- ・受験期間 5 年目の受験資格者が 5 年目の試験に合格した実績率 15 人／1,351 人＝0.0111

iii) 平成 19 年度から 22 年度までの修了者について、残りの受験期間(図表 2－(4)－⑮の太線囲み部分)における合格者数を、上記 i) で算出した合格率により推計する。

図表 2－(4)－⑮ 平成 19 年度～22 年度修了者(既修)の受験年別累積合格者

(単位：人)

	19 年度修了者			20 年度修了者			21 年度修了者			22 年度修了者		
	受験資格者	合格者	累積合格者	受験資格者	合格者	累積合格者	受験資格者	合格者	累積合格者	受験資格者	合格者	累積合格者
受験期間 1 年目	2,048	974	974	2,067	948	948	1,946	820	820	1,890	718	718
受験期間 2 年目	1,074	232	1,206	1,119	308	1,256	1,126	304	1,124	1,172		
受験期間 3 年目	842	96	1,302	811	126	1,382	822					
受験期間 4 年目	746	25	1,327	685								
受験期間 5 年目	721											

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

iv) 計算式は次のとおりである。

「n 年目時点(平成 23 年試験終了後)の受験資格者数」×「受験資格者の残り受験期間(5 年目に達するまでの間)内における合格実績率(17 年度及び 18 年度修了者の実績値)」

これにより計算すると、平成 19 年度修了者～22 年度修了者が、残り受験期間(5 年目に達するまでの間)内において合格する者の数は次のとおり推計できる。

- ・平成19年度修了者 8人 (計算式: $721 \text{人} \times 0.0111$)
- ・平成20年度修了者 17人 (計算式: $685 \text{人} \times 0.0255$)
- ・平成21年度修了者 113人 (計算式: $822 \text{人} \times 0.1370$)
- ・平成22年度修了者 461人 (計算式: $1,172 \text{人} \times 0.3933$)

計 599 人

(未修者に係る司法試験合格者数の推計)

i) 既に5年間の受験期間が終了している平成17年度修了者の司法試験受験年別の合格者数(図表2-(4)-⑩)から、受験期間1年目から5年目までの受験資格者が、それぞれの受験期間(5年目に達するまでの間)内に、どれだけの人数が合格しているかという実績値を算出した(図表2-(4)-⑪)。

図表2-(4)-⑩ 平成18年度修了者(未修者)の受験年別にみた合格者数

(単位:人)

	18年度修了者(2,564人)	
	合格者	累積合格者
受験期間1年目	636	636
受験期間2年目	242	878
受験期間3年目	90	968
受験期間4年目	32	1,000
受験期間5年目	12	1,012

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

図表2-(4)-⑪ 受験年別にみた平成18年度修了者(未修者)の合格実績率

(単位:人)

	受験資格者 (A)	n年目から5年目までの 間の合格者(B)	n年目の受験資格者の 合格実績率(B/A)
受験期間1年目	2,564	1,012	0.3947
受験期間2年目	1,928	376	0.1950
受験期間3年目	1,686	134	0.0795
受験期間4年目	1,596	44	0.0276
受験期間5年目	1,564	12	0.0077

(注) 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

2 「n年目の受験資格者の合格実績率」とは、例えば、受験期間2年目の欄であれば、2年目時点での受験資格者1,928人のうち5回目の試験までにどれだけの人数が合格したかという割合を指す。

ii) 計算式は次のとおりである。

(受験期間1年目)

・受験資格者数

平成18年度終了者 2,564人

- ・受験期間 1 年目から 5 年目までの間の累積合格者 1,012 人
- ・受験期間 1 年目の受験資格者が 1 年目から 5 年目までの間の試験に合格した実績率 $1,012 \text{ 人} / 2,564 \text{ 人} = 0.3947$

(受験期間 2 年目)

- ・受験資格者数
1 年目の受験資格者 2,564 人 - 1 年目合格者 636 人 = 1,928 人
- ・受験期間 2 年目から 5 年目までの間の累積合格者 376 人
- ・受験期間 2 年目の受験資格者が 2 年目から 5 年目までの間の試験に合格した実績率 $376 \text{ 人} / 1,928 \text{ 人} = 0.1950$

(受験期間 3 年目)

- ・受験資格者数
2 年目の受験資格者 1,928 人 - 2 年目合格者 242 人 = 1,686 人
- ・受験期間 3 年目から 5 年目までの間の累積合格者 134 人
- ・受験期間 3 年目の受験資格者が 3 年目から 5 年目までの間の試験に合格した実績率 $134 \text{ 人} / 1,686 \text{ 人} = 0.0795$

(受験期間 4 年目)

- ・受験資格者数
3 年目の受験資格者 1,686 人 - 3 年目合格者 90 人 = 1,596 人
- ・受験期間 4 年目から 5 年目までの間の累積合格者 44 人
- ・受験期間 4 年目の受験資格者が 4 年目から 5 年目までの間の試験に合格した実績率 $44 \text{ 人} / 1,596 \text{ 人} = 0.0276$

(受験期間 5 年目)

- ・受験資格者数
4 年目の受験資格者 1,596 人 - 4 年目合格者 32 人 = 1,564 人
- ・受験期間 5 年目の累積合格者 12 人
- ・受験期間 5 年目の受験資格者が 5 年目の試験に合格した実績率
 $12 \text{ 人} / 1,564 \text{ 人} = 0.0077$

ii) 平成 19 年度から 22 年度までの修了者について、残りの受験可能期間(図表 2 - (4) - ⑱の太線囲み部分)における合格者数を、上記 i) で算出した合格率により推計する。

図表 2 - (4) - ⑱ 平成 19 年度～22 年度修了者（未修）の受験期間別累積合格者数

（単位：人）

	19 年度修了者			20 年度修了者			21 年度修了者			22 年度修了者		
	受験資格者	合格者	累積合格者	受験資格者	合格者	累積合格者	受験資格者	合格者	累積合格者	受験資格者	合格者	累積合格者
受験期間 1 年目	2,862	492	492	2,927	458	458	2,846	413	413	2,645	429	429
受験期間 2 年目	2,370	229	721	2,469	249	707	2,433	261	674	2,216		
受験期間 3 年目	2,141	138	859	2,220	139	846	2,172					
受験期間 4 年目	2,003	40	899	2,081								
受験期間 5 年目	1,963											

（注）文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

iii) 計算式は次のとおりである。

「n 年目時点（平成 23 年試験終了後）の受験資格者数」×「受験資格者の残り受験期間（5 年目に達するまでの間）内における合格実績率（18 年度修了者の実績値）」

これにより計算すると、平成 19 年度修了者～22 年度修了者が、残り受験期間（5 年目に達するまでの間）内において合格する者の数は次のとおり推計できる。

- ・平成 19 年度修了者 15 人（計算式：1,963 人×0.0077）
- ・平成 20 年度修了者 57 人（計算式：2,081 人×0.0276）
- ・平成 21 年度修了者 173 人（計算式：2,172 人×0.0795）
- ・平成 22 年度修了者 432 人（計算式：2,216 人×0.1950）

計 677 人

② 試算の結果

平成 17 年度～22 年度の修了者について、司法試験合格者一人当たりでみた国費の投入額を算出すると、次のとおりとなる。

i) 平成 17 年度～22 年度の修了者全員が司法試験に合格したと仮定し、合格者一人当たりの国費投入額を推計した場合

- ・合格者数：2 万 5,825 人
- ・一人当たりの国費投入額：52,730 百万円÷2 万 5,825 人=204 万円

ii) 平成 17 年度～22 年度の修了者の 7 割が司法試験に合格したと仮定し、合格者一人当たりの国費投入額を推計した場合（3 か年計画で修了者の 7～8 割を合格目標としている）

- ・合格者数：1 万 8,078 人（2 万 5,825 人×0.7）
- ・一人当たりの国費投入額：52,730 百万円÷1 万 8,078 人=292 万円

iii) 平成 17 年度及び 18 年度修了者に係る 5 年間の司法試験合格率を基に平成 18 年から 27 年までの司法試験合格者数を推計し、その人数で合格者一人当たりの国費投入額を推計した場合

- ・合格者数：1 万 2,381 人（1 万 1,105 人（平成 23 年試験までの実

績数) + 1,276 人 (24 年試験以降の推計値)

・一人当たりの国費投入額 : 52,730 百万円 ÷ 1 万 2,381 人 = 426 万円

③ 法科大学院間のコスト

法科大学院間で法曹養成に係るコストに差があるかについて、平成 17 年度から 22 年度までの修了者の累積合格者数と、平成 16 年度から 22 年度までに交付された経常費補助金特別補助の法科大学院支援に係る助成額の総額を基に、新司法試験の累積合格率上位 5 校の平均と下位 5 校の平均の合格者一人当たりコストを算出した。その結果、上位 5 校の平均では約 222 万円であるのに対し、下位 5 校の平均では約 3,693 万円であり、約 17 倍となっている。

法曹養成に当たっては、大学の規模や未修者と既修者の割合等も勘案する必要があるが、厳しいコスト意識を持つことが必要となっている。

図表 2 - (4) - ⑩ 法科大学院間のコスト比較

(単位 : 人、%、千円)

	修了者数	合格者数 (A)	合格率	私立大学等経常費補助金の特別補助額のうち、法科大学院支援に係る助成額 (B)	合格者一人当たりの私立大学等経常費補助金の特別補助額のうち、法科大学院支援に係る助成額 (A/B)
上位 5 校	5,333	3,144	58.95	6,968,170	2,216
下位 5 校	741	58	7.83	2,141,853	36,929

(注) 1 国立大学については、学部別、大学・大学院別に区分して経理を行うこととされていないので、法科大学院ごとの運営費交付金額が分からないことから、私立大学について、法科大学院ごとに明らかになっている経常費補助金特別補助の法科大学院支援に係る助成額を基に試算した。

2 上位 5 校とは、平成 18 年から 23 年までの新司法試験の累積合格率が高い 5 校であり、修了者数、合格者数、補助金総額はこれら 5 校の合計である。

3 下位 5 校とは、平成 18 年から 23 年までの新司法試験の累積合格率が低い 5 校であり、修了者数、合格者数、補助金総額はこれら 5 校の合計である。

(b) 司法試験に要する費用

法務省は、司法試験費用として、平成 23 年度の場合、4 億 3,500 万円を支出している。

なお、司法試験の受験手数料は、平成 23 年度で 2 万 8,000 円 (電子出願の場合は 2 万 7,200 円) である。

図表 2 - (4) - ㊸ 司法試験等関係予算額の推移（平成 18～23 年度）

（単位：百万円）

区分 \ 年度	18	19	20	21	22	23	合計
司法試験制度改革推進等経費	9	7	11	6	1	0	34
新司法試験	172	348	383	423	448	435	2,209
合 計	181	355	394	429	449	435	2,243

- （注） 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。
 2 予算は、当初予算である。

(c) 司法修習における法曹養成コスト

平成 17 年度から 22 年度までの間の法科大学院修了者で、司法試験を受験し合格した者は、18 年から 23 年の間に司法修習期間に入る。この間の司法修習は、図表 2 - (4) - ㊸のとおり、旧司法試験合格者を対象とする旧司法修習（期間 1 年 6 月）及び現行型司法修習（期間 1 年 4 月）並びに新司法試験合格者を対象とする新司法修習（期間 1 年）の 3 種類の司法修習が併行して実施されている。

平成 18 年から 23 年までの間に、司法研修所において新司法修習を修了した者 8,642 人について、次のような手順により、修了者 1 人当たりの養成コストを推計した。

i) 各年度における司法修習について、「司法修習生の人数×司法修習期間の月数」により数値化（単位：人月）し、司法修習全体に対する新司法修習の割合を求め、各年度の投入コストに乗じて、新司法修習に係るコストを推計する。

- ・平成 18 年度：11,157 百万円 × 3,964 人月 / 30,418 人月 = 1,454
- ・平成 19 年度：12,219 百万円 × 15,176 人月 / 27,812 人月 = 6,667
- ・平成 20 年度：12,630 百万円 × 22,668 人月 / 28,072 人月 = 10,199
- ・平成 21 年度：13,132 百万円 × 24,428 人月 / 27,272 人月 = 11,763
- ・平成 22 年度：11,332 百万円 × 24,256 人月 / 26,080 人月 = 10,539
- ・平成 23 年度：10,564 百万円 × 24,180 人月 / 25,172 人月 = 10,148

ii) 平成 18 年から 23 年までの間における新司法修習に係るコストの累計を算出し、この間に新司法修習を修了した者 8,642 人で除して、修了者 1 人当たりの養成コストを推計する。

- ・50,770 百万円 / 8,642 人 = 587 万円

図表 2 - (4) - ㉔ 平成 18 年度～23 年度に実施された司法修習の種類及び期間

修習の種類	平成18												19											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
旧司法修習(1年6月)	■	■	■	■	■	■																		
現行型司法修習(1年4月)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
新司法修習(1年)													●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

修習の種類	20												21											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
旧司法修習(1年6月)																								
現行型司法修習(1年4月)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎								
新司法修習(1年)	●	●	●	●	●	●	●	●	◎	◎	◎	◎	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲

修習の種類	22												23											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
旧司法修習(1年6月)																								
現行型司法修習(1年4月)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△								
新司法修習(1年)	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◆	◆	◆	◆

- (注) 1 最高裁判所の資料に基づき当省が作成した。
 2 図表中の記号は司法修習生の期別を示すものであり、「■」は第 59 期(旧 1,499 人)、「○」は第 60 期(現行 1,455 人、新 991 人)、「●」は第 61 期(現行 568 人、新 1,812 人)、「◎」は第 62 期(現行 261 人、新 2,043 人)、「▲」は第 63 期(現行 150 人、新 2,021 人)、「△」は第 64 期(現行 102 人、新 2,022 人)、「◆」は第 65 期(現行 73 人、新 2,001 人)を示す。

図表 2 - (4) - ㉕ 司法修習等に関する予算額の推移(平成 18～23 年度)
(単位: 百万円)

区分	年度	18	19	20	21	22	23	合計
最高裁判所		11,073	12,158	12,585	13,056	11,267	10,505	70,644
法務省		84	61	45	76	65	59	390
合計		11,157	12,219	12,630	13,132	11,332	10,564	71,034

- (注) 1 最高裁判所の資料に基づき当省が作成した。
 2 予算額は当初予算である。

e 法科大学院で教育を受けるために必要なコスト(個人負担等)

(a) 法科大学院で教育を受けるために必要とされる費用

法科大学院に入学し、教育を受けるために必要となる主な費用には、次のものがある。

① 法科大学院適性試験の受験料

連携法第 2 条第 1 項では、法科大学院の入学者選抜について、法科大学院において入学者の適性の的確な評価の確保に配慮して行うこととされている。これを受け、設置基準第 19 条では、法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価す

るものとされている。

各法科大学院では、設置基準の趣旨を踏まえ、入学者選抜試験の出願において、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試す適性試験の成績の提出を求めている。このため、法科大学院に入学しようとする者は、まず適性試験を受験しなければならない。

適性試験は、平成 15 年から 22 年までの間は、独立行政法人大学入試センターが「法科大学院適性試験」の名称で、また、公益財団法人日弁連法務研究財団（以下「日弁連法務研究財団」という。）及び社団法人商事法務研究会（以下「商事法務研究会」という。）が組織する適性試験委員会が「法科大学院統一適性試験」の名称で、それぞれ実施してきた。前者の受験料は 1 万円、後者の受験料は 1 万 500 円である。

平成 23 年からは、法科大学院協会、日弁連法務研究財団及び商事法務研究会の三者が組織する適性試験委員会が「法科大学院全国統一適性試験」として実施しており、その受験料は 1 万 5,750 円となっている。

平成 23 年度に適性試験の受験を志願した者が納入した受験料の合計額を試算すると、約 2 億 1 千万円（2 億 997 万 9,000 円）になる（注）。

（注） 1 当省の試算による。

2 次の計算式による。

$$15,750 \text{ 円} \times (5,956 \text{ 人 (第 1 回目試験の志願者数)} + 7,386 \text{ 人 (第 2 回目試験の志願者数)})$$

② 法科大学院入学試験の検定料（受験料）

法科大学院の入学試験に係る検定料（受験料）は、国立及び公立の法科大学院では 3 万円、私立の法科大学院では平均約 3 万 3,000 円（最低額 2 万円、最高額 3 万 5,000 円）となっている。

平成 23 年度に法科大学院入学試験を受験した者が納入した検定料（受験料）について、検定料（受験料）の免除・割引等の適用を受けない一般受験者ベースで試算すると、国立の法科大学院では約 2 億 1,000 万円（2 億 1,015 万円）、公立の法科大学院では約 3,400 万円（3,417 万円）、私立の法科大学院では約 5 億 1,200 万円（5 億 1,206 万 8,000 円）になる（注）。

（注） 1 当省の試算による。

2 次の計算式による。

国立：30,000 円×7,005 人

公立：30,000 円×1,139 人

私立：20,000 円×108 人+25,000 円×96 人+30,000 円×379 人+
32,000 円×183 人+33,000 円×161 人+35,000 円×13,856 人

図表 2 - (4) - ㉓ 法科大学院（73 校）の入学試験検定料

国立 23 校	30,000 円	
公立 2 校	30,000 円	
私立 48 校	平均 33,125 円	
	20,000 円	3 校
	25,000 円	1 校
	30,000 円	5 校
	32,000 円	2 校
	33,000 円	2 校
	35,000 円	35 校

- (注) 1 法科大学院 73 校（学生の募集を停止している 1 校を除いた。）の平成 23 年度入学者に係る募集要項及びホームページ等の情報により、当省が作成した。
 2 本表では、入学試験検定料（受験料）の免除・割引等の適用を受けない一般の受験者の場合について計上している。

③ 法科大学院の学費等

法科大学院の入学試験に合格した者が、初年度に納入する学費等の額は、図表 2 - (4) - ㉔のとおり、国立の法科大学院では約 109 万円、公立の法科大学院では平均約 105 万円、私立の法科大学院では平均約 149 万円（最低額 90 万円、最高額 200 万円）となっている。

また、法科大学院に 3 年間在学した場合の 1 人当たりの学費等の合計を試算すると、国立の法科大学院では約 270 万円、公立の法科大学院では平均約 248 万円、私立の法科大学院では平均約 402 万円（最低額 240 万円、最高額 540 万円）になる。

図表 2 - (4) - ㉔ 法科大学院（73 校）の学費等の額

	初年度の学費等	3 年間の学費等	
国立 23 校	1,086,000 円 (内訳) 入学金 282,000 円 授業料 804,000 円	2,694,000 円 (内訳) 入学金 282,000 円 授業料 2,412,000 円	
公立 2 校	平均 1,045,500 円 (内訳) 入学金 312,000 円 授業料 733,500 円	2,482,500 円 (内訳) 入学金 282,000 円 授業料 2,200,500 円	
私立 48 校	平均 1,493,025 円 (内訳) 入学金 227,458 円 授業料・施設設備費等(注 3) 1,265,567 円	平均 4,024,160 円 (内訳) 入学金 227,458 円 授業料・施設設備費等(注 3) 3,796,702 円	
	100 万円未満	1 校	
	100 万円以上 120 万円未満	3 校	
	120 万円以上 140 万円未満	7 校	
	140 万円以上 160 万円未満	25 校	
	160 万円以上 180 万円未満	7 校	
	180 万円以上 200 万円未満	4 校	
	200 万円以上	1 校	
		200 万円以上 250 万円未満	1 校
		250 万円以上 300 万円未満	1 校
		300 万円以上 350 万円未満	6 校
		350 万円以上 400 万円未満	18 校
		400 万円以上 450 万円未満	12 校
		450 万円以上 500 万円未満	6 校
		500 万円以上	4 校

- (注) 1 法科大学院 73 校（学生の募集を停止している 1 校を除いた。）の平成 23 年度又は 24 年度入学者に係る募集要項及びホームページ等の情報により、当省が作成した。

2 学費等は、入学金、授業料、施設設備費等の合計額であり、保険料、同窓会費等は含まれていない。

また、施設設備費等には、施設設備費、実験実習費、教育充実等を計上した（私立の法科大学院 45 校において納付を求めている。）。

3 本表は、学費等の免除・割引等の適用を受けない一般の法科大学院生の場合について計上している。

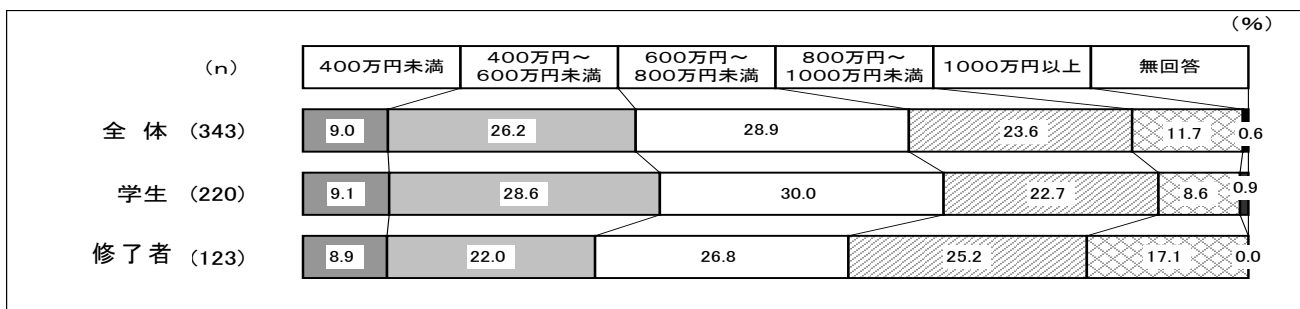
(b) 法科大学院生の経済的負担等
(法科大学院修了までに要する費用)

当省の意識調査結果によると、学生及び修了者に対して、「法科大学院大学に入学してから修了するまでに、法科大学院に要する経費（納付する経費）とそれ以外の経費（生活費等を含む）を合計してどの程度の費用を要しますか」という項目について尋ねたところ、図表 2 - (4) - ㉕のとおり、学生は、「600 万円～800 万円未満」とする者が最も多く、「400 万円～600 万円未満」とする者が続いている。また、修了者は、「600 万円～800 万円未満」とする者が最も多く、「800 万円～1000 万円未満」とする者が続いている。

これらの経費のうち、法科大学院に納入する費用については、図表 2 - (4) - ㉖のとおり、学生、修了者とも「300 万円～400 万円未満」とする者が最も多く、「200 万円～300 万円未満」とする者が続いている。また、生活費については、図表 2 - (4) - ㉗のとおり、学生、修了者とも「300 万円～400 万円未満」とする者が最も多く、「200 万円未満」とする者が続いている。

図表 2 - (4) - ㉕ 法科大学院修了までの間の経費の総額

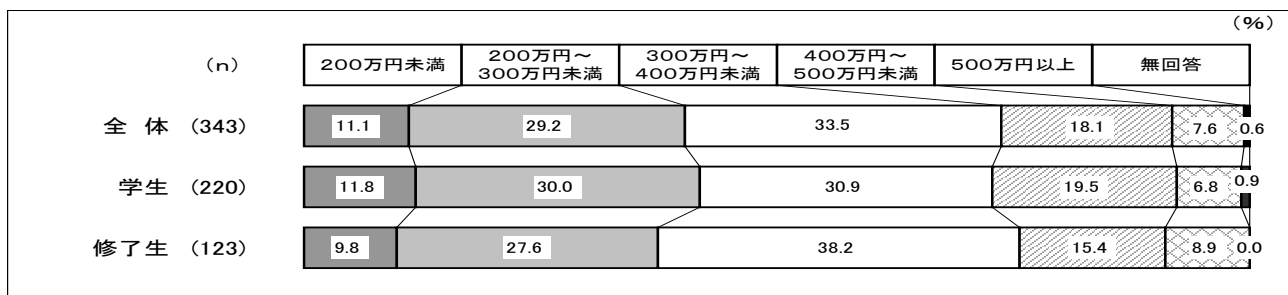
問 19 法科大学院に入学してから修了するまでに、法科大学院に要する経費（納付する経費）とそれ以外の経費（生活費等を含む）を合計してどの程度の費用を要しますか。該当するものを一つ選んでください。学生の方は見込額でお答えください（以下同じ）



(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (4) - ㉔ 法科大学院修了までの間の法科大学院への納入費用

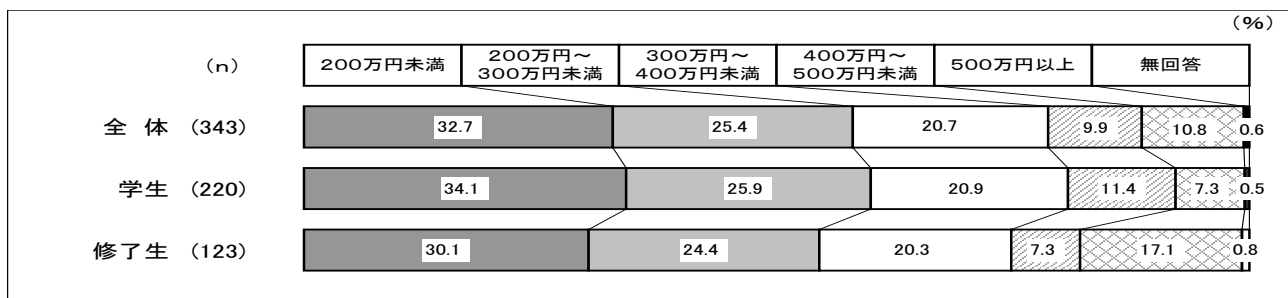
問 19-2 問 19 で答えた費用のうち、入学金、授業料、施設整備費、教材費等の法科大学院に納入する費用はどの程度ですか。該当するものを一つ選んでください。



(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (4) - ㉕ 法科大学院修了までの間の生活費

問 19-4 問 19 で答えた費用のうち、生活費はどの程度ですか。該当するものを一つ選んでください。



(注) 当省の調査結果による。

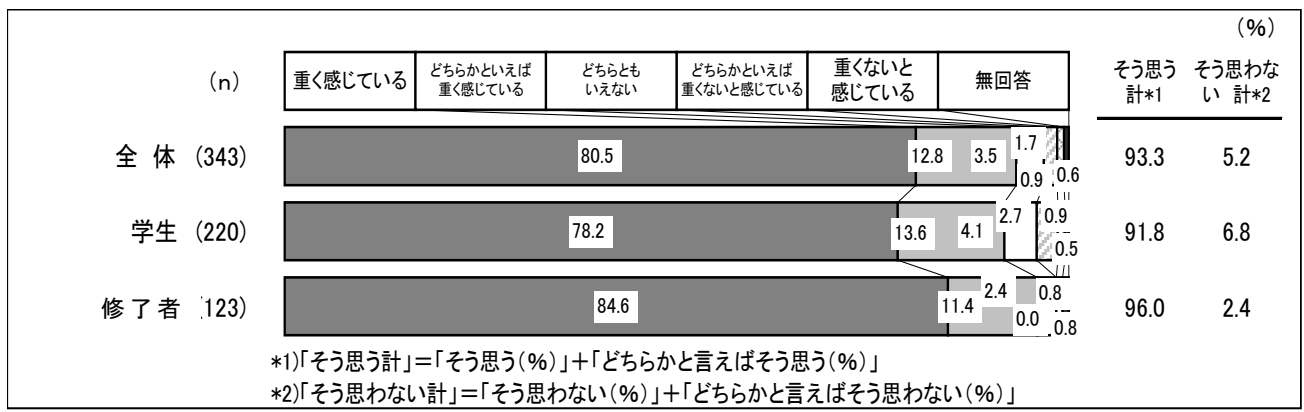
(法科大学院生及び修了者の負担感)

当省の意識調査結果によると、学生及び修了者に対して、「法科大学院に入学してから修了するまでに要する経費について、負担を感じているか」という項目について尋ねたところ、図表 2 - (4) - ㉔のとおり、学生の 91.8%、修了者の 96.0%が「重たく感じている」又は「どちらかと言えば重たく感じている」としている。

また、図表 2 - (4) - ㉕のとおり、学生の 74.1%、修了者の 82.1%が、「法曹になれないリスクが高い現状ではそのリスクに見合わない高額な経費である」としており、また、学生の 71.4%、修了者の 69.9%が、「経済的に恵まれない者は法科大学院を目指せなくなっている」としている。

図表 2 - (4) - ㉘ 法科大学院を修了するために要する経費の負担感

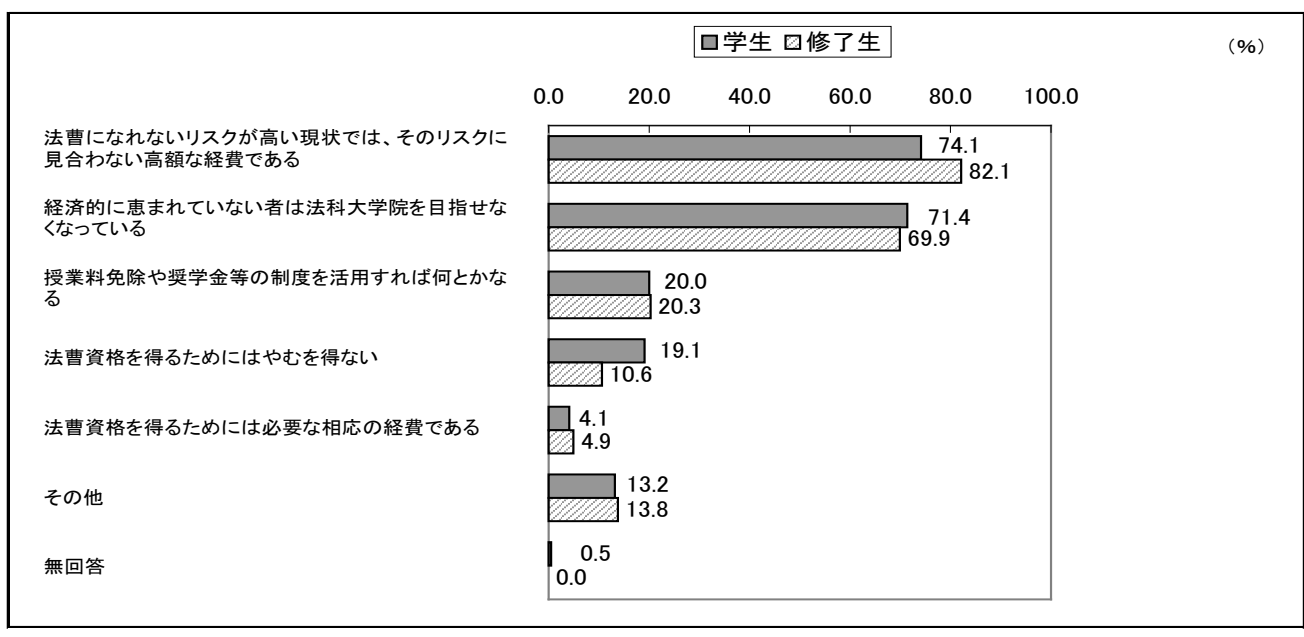
問 17 あなたは、法科大学院に入学してから修了するまでに要する経費について、負担を感じていますか。該当するものを一つ選んでください。



(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (4) - ㉙ 法科大学院を修了するために要する経費に関する認識

問 18 あなたは法科大学院を修了するためには相当の経費を要するということについて、どのようなご意見をお持ちですか。該当するものをすべて選んでください。



(注) 当省の調査結果による。

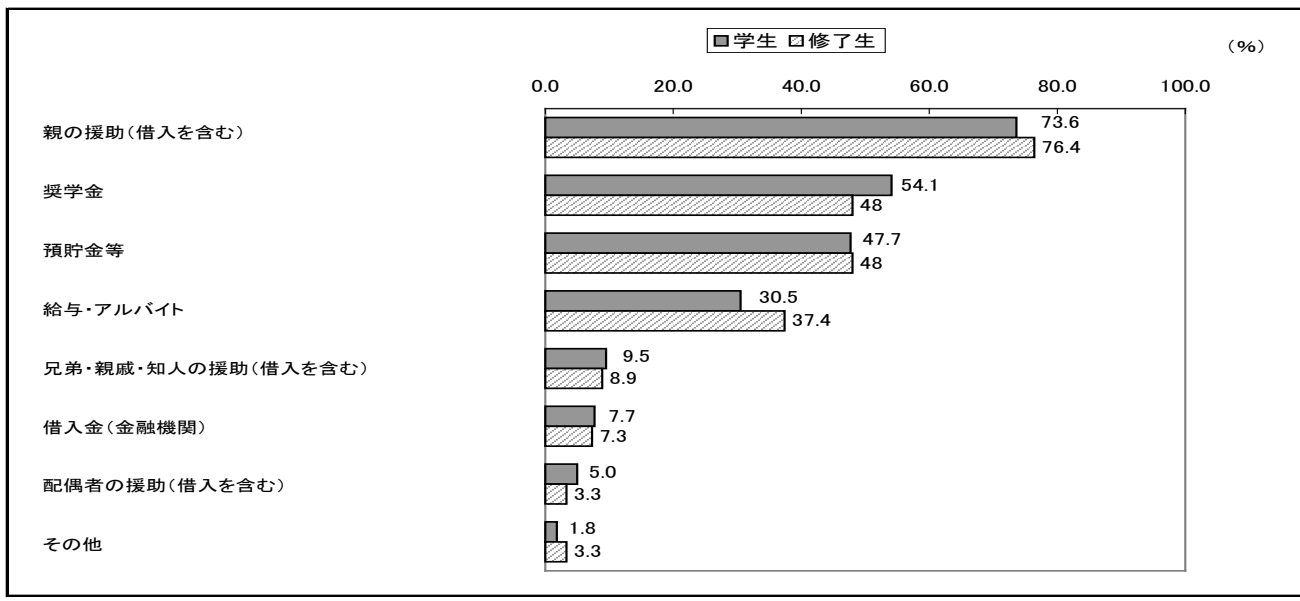
(費用の支払方法)

当省の意識調査結果によると、学生及び修了者に対して、「法科大学院大学に入学してから修了するまでに要する費用の支払いは、どのような方法によりますか」という項目について尋ねたところ、図表 2 - (4) - ㉚のとおり、学生の 73.6%、修了者の 76.4%が「親の援助（借入を含む）」としており、学生、修了者ともに「奨学金」及び「預貯金等」とする者が続いている。

学生及び修了者に対して、費用の支払いのうち、親・兄弟・親戚・知人からの援助によるものの合計額を尋ねたところ、図表2-(4)-㉑のとおり、学生は、「200万円～400万円未満」とする者が最も多く、「400万円～600万円未満」とする者が続いている。また、修了生は、「200万円～400万円未満」とする者が最も多く、「200万円未満」とする者が続いている。

図表2-(4)-㉑ 法科大学院を修了するために要する費用の支払方法

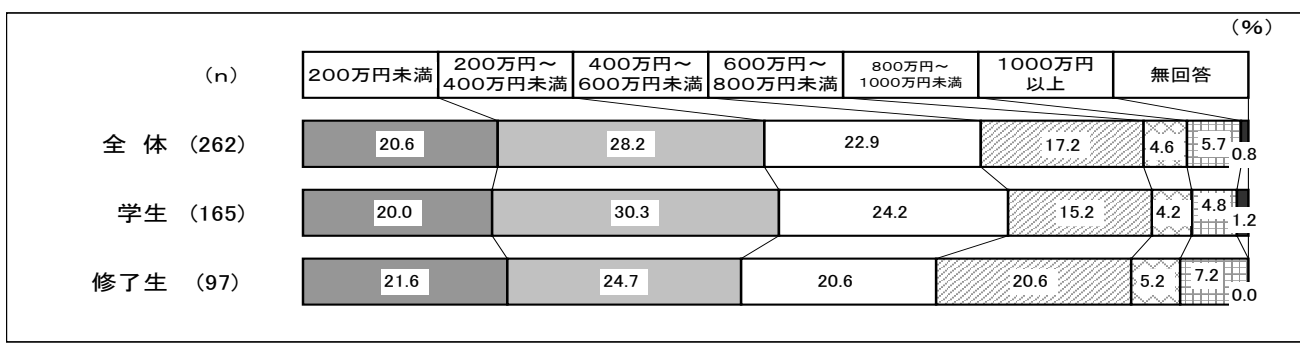
問 20 法科大学院に入学してから修了するまでに要する費用の支払いは、どのような方法によりますか。該当するものをすべて選んでください。



(注) 当省の調査結果による。

図表2-(4)-㉒ 法科大学院を修了するための親・兄弟等からの援助額

問 20-2 問 20 で答えた費用のうち、親・兄弟・親戚・知人からの援助の額は合計でどの程度ですか。該当するものを一つ選んでください。



(注) 当省の調査結果による。

(c) 専門職大学院に在籍する大学院生の生活状況

学生支援機構が実施した学生生活調査結果によれば、法科大学院を含

む専門職大学院に在籍する学生の収入は、図表2-(4)-㉔のとおり、258万9,700円（平成22年）となっており、内訳をみると、4割は家庭からの給付によるものであり、3割は奨学金によるものである。

また、支出は、224万3,700円（平成22年）となっており、内訳をみると、学費が124万3,600円、生活費が100万100円となっている。

図表2-(4)-㉔ 専門職大学院に在籍する学生の収入及び支出の状況

(単位：円、%)

区 分		18年度調査 (18年11月実施)	20年度調査 (20年11月実施)	22年度調査 (22年11月実施)
収入	家庭からの給付	1,139,500 (40.0)	1,149,200 (41.4)	1,039,700 (40.1)
	奨学金	833,700 (29.3)	860,200 (31.0)	796,800 (30.8)
	アルバイト	103,000 (3.6)	106,400 (3.8)	104,100 (4.0)
	定職収入・その他	774,000 (27.2)	662,800 (23.9)	649,100 (25.1)
	計	2,850,200 (100)	2,778,600 (100)	2,589,700 (100)
支出	学費	1,322,400 (57.3)	1,277,800 (57.5)	1,243,600 (55.4)
	生活費	983,600 (42.7)	944,700 (42.5)	1,000,100 (44.6)
	計	2,306,000 (100)	2,222,500 (100)	2,243,700 (100)

- (注) 1 学生支援機構の「平成20年度学生生活調査」結果に基づき当省が作成した。
 2 「家庭からの給付」とは、家庭から給付を受けた額及び家庭が本人に代わって直接支払った額を合計した金額である。
 3 「奨学金」は、学生支援機構からの奨学金、大学等からの給付奨学金、貸与制の奨学金等の合計額である。
 4 「アルバイト」は、定職に当てはまらないもので、学生生活を送る上で、学費又は生活費を補うために働いて得た報酬である。
 5 「定職収入」は、社会的に一定の職業を持ち、その収入によって本人若しくは家族の全部又は大部分を継続的に賄っている場合の本人の定職収入額である。
 6 「その他」は、本人の資産から生ずる利子収入・配当収入等の額、本人が奨学金以外の借入れをして支出に充当した額等上記2～4に該当しない収入である。
 7 「学費」は、授業料、学校納付金（入学金等入学初年度のみの納入金は除く）、修学費（教科書・参考図書・文具等の購入費、実習旅行費等）、課外活動費、通学費の合計額である。
 8 「生活費」は、食費（自宅通学者は外食時の経費）、住居・光熱費（自宅通学者は除く）、保健衛生費（診療代、薬代、理髪美容代等）、娯楽・嗜好費、その他の日常費（被服・通信費、帰省のための交通費等）の合計額である。

(d) 法科大学院における奨学金等

- ① 国立大学及び公立大学では、経済的理由により授業料の納付が困難な者等を対象にした授業料減免措置が設けられており、学部学生や大学院生のみならず、法科大学院生も利用が可能である。

そのほかに、国立法科大学院及び公立法科大学院では、図表2-(4)-㉔のとおり、法科大学院生を対象とした経済的支援措置が設けられている。

図表 2 - (4) - ㉓ 法科大学院生を対象とした奨学金等の経済的支援の実施校数
(国立法科大学院、公立法科大学院)

(単位：校)

	経済的支援の内容		
	奨学金等の給付	学費の免除、減額措置	奨学金、貸与金の貸与（無利息）
国立法科大学院（全 23 校）	10	6	2
公立法科大学院（全 2 校）	0	1	0

(注) 日本弁護士会連合会の資料、法科大学院のホームページ等の情報に基づき当省が作成した。

② 私立大学では、複数の奨学金制度を有する大学が多く、学部の学生、大学院生（法科大学院生を含む。）を対象に実施されているもののほか、法科大学院生に限定して実施されているものもある。

私立法科大学院の全 49 校のうち 48 校では、図表 2 - (4) - ㉔のとおり、法科大学院生が利用可能な経済的支援措置が設けられている。

図表 2 - (4) - ㉔ 法科大学院生を対象とした奨学金等の経済的支援の実施校数
(私立法科大学院)

(単位：校)

	経済的支援の内容		
	奨学金等の給付	学費の免除、減額措置	奨学金、貸与金の貸与（無利息）
私立法科大学院（全 49 校）	44	11	17

(注) 日本弁護士会連合会の資料、法科大学院のホームページ等の情報に基づき当省が作成した。

(イ) 公的支援の見直し

a 現状

各法科大学院では、中教審法科大学院特別委員会報告を受け、入学者選抜試験における競争性の確保、厳格な成績評価及び修了認定の徹底、入学定員の見直しなどの取組を行ってきており、以下のとおり、一定の成果は発現してきている。

(競争倍率)

73 法科大学院（入学者募集を止めている1校を除く。）における平成23年度の入学者選抜試験の競争倍率をみると、2倍を確保しているものは54校であり、2倍を下回っているものは19校であるが、2倍を下回っているものは、前年度の40校から半減している（図表2-(2)-イ-②参照）。

(司法試験合格率)

74 法科大学院における平成21年から23年の司法試験の合格状況をみると、いずれの年度も司法試験の合格率が全国平均の半分以上のものが35校、いずれかの年度に司法試験の合格率が全国平均の半分未満のものが19校、いずれの年度も司法試験の合格率が全国平均の半分未満のものが20校ある。

各年別でみると、図表2-(4)-㉟のとおり、司法試験の合格率が全国平均の半分未満のものは、平成21年が29校、22年が30校、23年が33校と増加している。

一方、平成21年、22年のいずれかに司法試験の合格率が全国平均の半分未満であったものの、その後、司法試験の合格率が全国平均の半分以上に回復したものが6校ある。

図表2-(4)-㉟ 司法試験の合格率が全国平均の半分未満の法科大学院

	平成21年	22年	23年
いずれの年度も全国平均の半分未満のもの	20校	20校	20校
いずれかの年度が全国平均の半分未満のもの	9校	10校	13校

(注) 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

(公的支援の見直し対象となる法科大学院)

しかし、前述した指標①及び②の両方に該当し、平成24年度に公的支援の見直しの対象となる法科大学院は、6校となっている。

なお、前述した指標①及び②の両方には該当しないものの、どちらかに該当するものが、図表2-(4)-㉞及び2-(4)-㉟のとおり、①については13校、②については14校ある。

図表 2 - (4) - ㉔ 競争倍率が 2 倍未満の法科大学院（平成 23 年度入学者選抜）

（単位：人、倍）

法科大学院名		入学定員	受験者数	合格者数	競争倍率
A 大学		70	94	50	1.88
B 大学		40	61	50	1.22
C 大学		30	30	23	1.30
D 大学		60	86	59	1.46
E 大学		30	30	17	1.76
F 大学		60	81	61	1.33
1	G 大学	18	54	34	1.59
2	H 大学	35	39	22	1.77
3	I 大学	25	95	52	1.83
4	J 大学	25	20	17	1.18
5	K 大学	40	112	78	1.44
6	L 大学	40	53	43	1.23
7	M 大学	40	84	48	1.75
8	N 大学	100	225	194	1.16
9	O 大学	50	159	96	1.66
10	P 大学	48	139	84	1.65
11	Q 大学	80	190	100	1.90
12	R 大学	22	35	18	1.94
13	S 大学	22	31	18	1.72
74 法科大学院全体		4,571	20,497	7,108	2.88
基準値		-	-	-	2.00

（注） 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

2 網掛けしている法科大学院は、公的支援の見直し対象校である。

図表 2 - (4) - ㉕ 司法試験合格率が全国平均の半分未満等の法科大学院（平成 21 年から 23 年）

（単位：％）

法科大学院名	司法試験合格状況		平成 21 年	22 年	23 年
A 大学	i) 全体	合格率	14.81	10.17	6.38
	ii) 直近 修了者	受験率	41.67	60.38	41.67
		合格率	6.67	6.25	3.33
B 大学	i) 全体	合格率	6.98	4.26	2.90
	ii) 直近 修了者	受験率	58.33	50.00	47.37
		合格率	4.76	13.33	11.11
C 大学	i) 全体	合格率	6.00	3.64	9.86
	ii) 直近 修了者	受験率	72.22	58.97	45.83
		合格率	3.85	0.00	9.09
D 大学	i) 全体	合格率	11.69	10.34	4.46
	ii) 直近	受験率	68.52	55.22	66.00

		修了者	合格率	8.11	10.81	3.03
E 大学		i) 全体	合格率	12.50	5.45	10.87
		ii) 直近 修了者	受験率	69.23	73.33	66.67
			合格率	22.22	27.27	18.75
F 大学		i) 全体	合格率	12.90	7.23	6.90
		ii) 直近 修了者	受験率	37.93	45.10	48.98
			合格率	22.73	4.35	16.67
1	G 大学	i) 全体	合格率	12.12	5.13	5.56
		ii) 直近 修了者	受験率	68.42	50.00	33.33
			合格率	0.00	0.00	0.00
2	H 大学	i) 全体	合格率	7.58	3.70	11.46
		ii) 直近 修了者	受験率	62.50	55.81	38.64
			合格率	6.67	0.00	17.65
3	I 大学	i) 全体	合格率	5.00	7.61	4.63
		ii) 直近 修了者	受験率	61.70	52.94	69.49
			合格率	3.45	7.41	4.88
4	J 大学	i) 全体	合格率	8.99	3.61	9.41
		ii) 直近 修了者	受験率	80.36	67.65	55.17
			合格率	8.89	8.70	18.75
5	K 大学	i) 全体	合格率	10.91	7.35	6.94
		ii) 直近 修了者	受験率	68.09	72.97	54.29
			合格率	12.50	11.11	15.79
6	L 大学	i) 全体	合格率	1.96	5.41	3.23
		ii) 直近 修了者	受験率	41.67	60.00	50.00
			合格率	0.00	0.00	0.00
7	M 大学	i) 全体	合格率	10.42	11.43	6.49
		ii) 直近 修了者	受験率	61.36	50.00	44.44
			合格率	18.52	3.70	5.00
8	N 大学	i) 全体	合格率	5.56	5.45	2.63
		ii) 直近 修了者	受験率	26.83	38.71	37.04
			合格率	9.09	8.33	0.00
9	O 大学	i) 全体	合格率	10.71	10.26	2.63
		ii) 直近 修了者	受験率	63.64	68.18	57.14
			合格率	14.29	6.67	0.00
10	P 大学	i) 全体	合格率	7.69	0.00	0.00
		ii) 直近 修了者	受験率	26.67	16.67	0.00
			合格率	0.00	0.00	0.00
11	Q 大学	i) 全体	合格率	4.35	10.34	8.70
		ii) 直近 修了者	受験率	40.00	40.00	61.11
			合格率	0.00	16.67	0.00
12	R 大学	i) 全体	合格率	12.77	11.67	14.29
		ii) 直近 修了者	受験率	65.63	70.37	48.39
			合格率	28.57	15.79	6.67
13	S 大学	i) 全体	合格率	5.71	0.00	6.25
		ii) 直近 修了者	受験率	68.18	40.00	72.22
			合格率	6.67	0.00	7.69

14	T大学	i) 全体	合格率	10.00	11.76	7.69
		ii) 直近 修了者	受験率	60.71	26.67	66.67
			合格率	17.65	0.00	0.00
全国平均		i) 全体	合格率	27.64	25.41	23.54
		ii) 直近 修了者	受験率	80.34	78.04	77.87
			合格率	35.04	33.04	32.50
基準値		i) 全体	合格率	13.82	12.71	11.77
		ii) 直近 修了者	受験率	50.00	50.00	50.00
			合格率	17.52	16.52	16.25

- (注) 1 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。
2 網掛けしている法科大学院は、公的支援の見直し対象校である。
3 網掛けしている数値は、基準値を下回っているものである。

b 公的支援見直しの問題点

公的支援の見直しの対象の選定は、前述した2指標で判断されることとなったが、以下のとおり、その運用に当たって配慮すべき要素や付け加えるべき要素がある。

(未修者と既修者の司法試験合格率の差)

法曹養成制度改革では、社会人等として経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には非法学部出身者や社会人を一定割合以上入学させるべきとされている。

これらの者は、法律学の基礎知識を持たない未修者として入学することとなるが、未修者については、司法試験の合格率（平成23年は16.23%）が既修者（同35.42%）に比べ低い傾向が、未修者の受験が始まった平成19年以降継続している。このため、法曹養成制度改革の理念に沿って、未修者を中心に教育を行っている法科大学院は、既修者を中心に教育を行っている法科大学院に比べ、司法試験合格率が低迷している状況にある。

ちなみに、公的支援の見直し対象6校における平成23年度入学者に占める未修者の割合は7割以上である（図表2-(4)-⑳参照）。

図表 2 - (4) - ㉔ 公的支援の見直し対象 6 法科大学院の入学状況（平成 23 年度）
（単位：人、％）

	入学者数		
		未修者	既修者
A 大学	27	23	4
	100.00	85.19	14.81
B 大学	33	28	5
	100.00	84.85	15.15
C 大学	15	11	4
	100.00	73.33	26.67
D 大学	29	29	0
	100.00	100.00	0.00
E 大学	14	13	1
	100.00	92.86	7.14
F 大学	38	38	0
	100.00	100.00	0.00

（注）文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

（定員充足率）

3 年連続して司法試験の合格率が全国平均の半分未満等である 13 法科大学院（公的支援の見直し対象の 6 校及び入学者募集を止めた 1 校を除く。）の競争倍率をみると、図表 2 - (4) - ㉔のとおり、平成 22 年度の競争倍率 2 倍未満から 23 年度に競争倍率 2 倍以上に回復したものが 11 校ある。このうち 10 校は、定員内不合格者を出している。

このような措置を採られた場合、競争倍率 2 倍以上を確保しても、入学者の質の確保が図られているとは判断できず、これを補完する指標が必要となる。合格者数の減少に伴い入学者数も減少し、定員充足率も低下することから、補完する指標として定員充足率を加味する必要がある。

図表 2 - (4) - ㊸ 3年連続して司法試験の合格率が全国平均の半分未満等の法科大学院の入学者選抜試験の実施状況

(単位：人、倍)

法科大学院名	区 分	平成 21 年度	22 年度	23 年度
A 大学	入 学 定 員	50	30	30
	受 験 者 数	52	37	*25
	合 格 者 数	34	23	12
	定員内不合格者数	16	7	*13
	競 争 倍 率	1.53	1.61	2.08
	修正競争倍率	1.04	1.23	1.00
B 大学	入 学 定 員	50	40	40
	受 験 者 数	109	52	48
	合 格 者 数	75	42	20
	定員内不合格者数	-	-	20
	競 争 倍 率	1.45	1.24	2.40
	修正競争倍率	1.45	1.24	1.20
C 大学	入 学 定 員	60	48	48
	受 験 者 数	136	75	79
	合 格 者 数	101	57	30
	定員内不合格者数	-	-	18
	競 争 倍 率	1.35	1.32	2.63
	修正競争倍率	1.35	1.32	1.65
D 大学	入 学 定 員	60	50	50
	受 験 者 数	239	274	158
	合 格 者 数	73	106	60
	定員内不合格者数	-	-	-
	競 争 倍 率	3.27	2.58	2.63
	修正競争倍率	3.27	2.58	2.63
E 大学	入 学 定 員	50	40	40
	受 験 者 数	138	50	60
	合 格 者 数	66	37	30
	定員内不合格者数	-	3	10
	競 争 倍 率	2.09	1.35	2.00
	修正競争倍率	2.09	1.25	1.50
F 大学	入 学 定 員	60	40	40
	受 験 者 数	102	53	*22
	合 格 者 数	67	34	11
	定員内不合格者数	-	6	*11

	競争倍率	1.52	1.56	2.00
	修正競争倍率	1.52	1.33	1.00
G大学	入学定員	60	30	25
	受験者数	128	52	159
	合格者数	77	49	72
	定員内不合格者数	-	-	-
	競争倍率	1.66	1.06	2.21
	修正競争倍率	1.66	1.06	2.21
H大学	入学定員	50	45	30
	受験者数	89	*40	*23
	合格者数	75	26	11
	定員内不合格者数	-	*14	*12
	競争倍率	1.19	1.54	2.09
	修正競争倍率	1.19	1.00	1.00
I大学	入学定員	60	35	35
	受験者数	69	61	*34
	合格者数	53	35	17
	定員内不合格者数	7	-	*17
	競争倍率	1.30	1.74	2.00
	修正競争倍率	1.15	1.74	1.00
J大学	入学定員	30	20	20
	受験者数	47	*16	31
	合格者数	27	12	15
	定員内不合格者数	3	*4	5
	競争倍率	1.74	1.33	2.07
	修正競争倍率	1.57	1.00	1.55
K大学	入学定員	50	30	30
	受験者数	*46	38	30
	合格者数	40	34	15
	定員内不合格者数	*6	-	15
	競争倍率	1.15	1.12	2.00
	修正競争倍率	1.00	1.12	1.00
L大学	入学定員	30	15	15
	受験者数	42	32	25
	合格者数	27	16	12
	定員内不合格者数	3	-	3
	競争倍率	1.56	2.00	2.08

	修正競争倍率	1.40	2.00	1.67
M大学	入学定員	40	30	30
	受験者数	60	47	41
	合格者数	44	32	20
	定員内不合格者数	-	-	10
	競争倍率	1.36	1.47	2.05
	修正競争倍率	1.36	1.47	1.37

- (注) 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。
2 *印は、受験者数が既に入学定員を下回っているものを示す。
3 平成23年度の競争倍率の網掛けは、23年度に2倍を回復したものを示す。

(長期的に競争倍率や司法試験合格率が低迷している法科大学院)

公的支援の見直し対象は、競争倍率(2倍未満)及び司法試験合格率(3年連続して全国平均の半分未満等)の両方に該当する6校であるが、このほか、競争倍率が該当するものが13校、司法試験合格率が該当するものが14校ある。

競争倍率が該当する13校について、平成21年度及び22年度の競争倍率をみたところ、図表2-(4)-㊸のとおり、いずれの年度も競争倍率が2倍未満のものが8校あり、23年度を含めて3年連続して競争性の確保が図られていないものがある。

また、司法試験合格率が該当する14校について、平成19年及び20年の司法試験合格率をみたところ、図表2-(4)-㊹のとおり、いずれの年も司法試験合格率が全国平均の半分未満等のものが7校あり、長期的に法科大学院教育の質の確保が図られていないことから、司法試験合格率が低迷しているものがある。

しかし、これら15校は、他の指標が該当しないため、公的支援の見直し対象とはされていない。

図表2-(4)-㊸ 13校における競争倍率の推移

法科大学院名	区分	平成21年度	22年度
A大学	入学定員	40	18
	受験者数	73	41
	合格者数	39	34
	競争倍率	1.87	1.21
B大学	入学定員	50	35
	受験者数	117	63
	合格者数	53	34
	競争倍率	2.21	1.85
C大学	入学定員	40	25

	受験者数	84	76
	合格者数	50	38
	競争倍率	1.68	2.00
D 大学	入学定員	35	35
	受験者数	36	31
	合格者数	30	23
	競争倍率	1.20	1.35
E 大学	入学定員	50	50
	受験者数	185	129
	合格者数	97	83
	競争倍率	1.91	1.55
F 大学	入学定員	50	40
	受験者数	104	73
	合格者数	67	53
	競争倍率	1.55	1.38
G 大学	入学定員	60	40
	受験者数	78	76
	合格者数	58	52
	競争倍率	1.34	1.46
H 大学	入学定員	125	125
	受験者数	435	361
	合格者数	274	192
	競争倍率	1.59	1.88
I 大学	入学定員	60	50
	受験者数	331	182
	合格者数	190	129
	競争倍率	1.74	1.41
J 大学	入学定員	60	48
	受験者数	153	142
	合格者数	92	75
	競争倍率	1.66	1.89
K 大学	入学定員	100	80
	受験者数	354	251
	合格者数	116	97
	競争倍率	3.05	2.59
L 大学	入学定員	30	22
	受験者数	91	76

	合格者数	54	37
	競争倍率	1.69	2.05
M大学	入学定員	30	22
	受験者数	84	38
	合格者数	38	28
	競争倍率	2.21	1.36

(注) 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

2 網掛けは、競争倍率2倍未満のものである。

図表2-(4)-㊸ 14校における司法試験合格率の推移

(単位：%)

法科大学院名	司法試験合格状況		平成19年	20年
A大学	i) 全体	合格率	9.38	18.92
		ii) 直近 修了者	受験率	94.12
		合格率	9.38	11.76
B大学	i) 全体	合格率	20.00	20.00
		ii) 直近 修了者	受験率	81.08
		合格率	20.00	20.83
C大学	i) 全体	合格率	19.57	13.10
		ii) 直近 修了者	受験率	61.11
		合格率	15.15	14.58
D大学	i) 全体	合格率	17.50	24.59
		ii) 直近 修了者	受験率	73.33
		合格率	18.18	31.03
E大学	i) 全体	合格率	21.43	10.00
		ii) 直近 修了者	受験率	77.14
		合格率	18.52	8.33
F大学	i) 全体	合格率	19.44	8.89
		ii) 直近 修了者	受験率	72.34
		合格率	20.59	5.88
G大学	i) 全体	合格率	-	8.33
		ii) 直近 修了者	受験率	-
		合格率	-	8.33
H大学	i) 全体	合格率	14.29	3.57
		ii) 直近 修了者	受験率	38.89
		合格率	14.29	6.25
I大学	i) 全体	合格率	36.36	33.33
		ii) 直近 修了者	受験率	44.44
		合格率	37.50	46.15
J大学	i) 全体	合格率	5.26	0.00
		ii) 直近 修了者	受験率	60.71
		合格率	0.00	0.00
K大学	i) 全体	合格率	16.57	15.38
	ii) 直近	受験率	64.29	61.11

	修了者	合格率	16.67	0.00
L 大学	i) 全体	合格率	28.57	20.00
	ii) 直近 修了者	受験率	72.41	58.33
		合格率	28.57	19.05
M 大学	i) 全体	合格率	8.00	4.35
	ii) 直近 修了者	受験率	86.21	52.94
		合格率	8.00	11.11
N 大学	i) 全体	合格率	3.45	11.90
	ii) 直近 修了者	受験率	72.97	52.78
		合格率	0.00	15.79
全国平均	i) 全体	合格率	40.18	32.98
	ii) 直近 修了者	受験率	83.90	81.00
		合格率	39.28	36.86
基準値	i) 全体	合格率	20.09	16.49
	ii) 直近 修了者	受験率	50.00	50.00
		合格率	19.64	18.43

- (注) 1 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。
2 網掛けしている数値は、基準値を下回っているものである。

(大量の不合格者)

司法試験の受験者数は、平成 18 年の 2,091 人から、19 年 4,607 人、20 年 6,261 人、21 年 7,392 人、22 年 8,163 人、23 年 8,765 人と毎年増加している。しかし、合格者数は、平成 18 年 1,009 人、19 年 1,851 人、20 年 2,065 人、21 年 2,043 人、22 年 2,074 人、23 年 2,063 人と 2,000 人程度で頭打ちとなっている。

このため、不合格者数は、平成 18 年 1,082 人、19 年 2,756 人、20 年 4,196 人、21 年 5,349 人、22 年 6,089 人、23 年 6,702 人と毎年増加しており、21 年以降は毎年 700 人程度増加している。法科大学院の中には、毎年 100 人以上の不合格者を出しているものもあり、図表 2-(4)-㊸のとおり、平成 21 年から 23 年まで 3 年連続して 100 人以上の不合格者を出しているものが 16 校ある。

大量の不合格者の発生は、司法試験の合格者数や合格率が目標に達成していないためであるが、これは司法試験に合格できる能力を修得できていない者を修了させている法科大学院教育の質が問題とされるものである。上記の 16 校の中には、司法試験合格率が平均を超えているものが、いずれの年も 8 校あるが、司法試験の合格率が高くても、大量の不合格者を発生させていることは、当該法科大学院の修了者の質にばらつきがあり、必ずしも修了者の質が確保されていないことを示している。

図表 2 - (4) - ㊸ 3年連続して不合格者数が100以上の法科大学院

(単位：人、%)

法科大学院名	区 分	平成 21 年度	22 年度	23 年度
A 大学	受験者数	380	397	432
	合格者数	124	130	128
	不合格者数	256	267	294
	合 格 率	32.63	32.75	29.63
B 大学	受験者数	310	335	375
	合格者数	96	85	90
	不合格者数	214	250	285
	合 格 率	30.97	25.37	24.00
C 大学	受験者数	373	439	461
	合格者数	162	189	176
	不合格者数	211	250	285
	合 格 率	43.43	43.05	38.18
D 大学	受験者数	243	249	262
	合格者数	60	47	40
	不合格者数	183	202	222
	合 格 率	24.69	18.88	15.27
E 大学	受験者数	235	262	277
	合格者数	45	55	65
	不合格者数	190	207	212
	合 格 率	19.15	20.99	23.47
F 大学	受験者数	389	411	416
	合格者数	216	201	210
	不合格者数	173	210	206
	合 格 率	55.53	48.91	50.48
G 大学	受験者数	317	355	342
	合格者数	147	179	164
	不合格者数	170	176	178
	合 格 率	46.37	50.42	47.95
H 大学	受験者数	207	220	210
	合格者数	35	32	35
	不合格者数	172	188	175
	合 格 率	16.91	14.55	16.67
I 大学	受験者数	153	163	184
	合格者数	20	21	12
	不合格者数	133	142	172
	合 格 率	13.07	12.88	6.52
J 大学	受験者数	174	175	200
	合格者数	46	46	42

	不合格者数	128	129	158
	合格 率	26.44	26.29	21.00
K 大学	受験者数	144	168	193
	合格者数	40	33	39
	不合格者数	104	135	154
	合格 率	27.78	19.64	20.21
L 大学	受験者数	191	182	178
	合格者数	37	37	26
	不合格者数	154	145	152
	合格 率	19.37	20.33	14.61
M 大学	受験者数	138	165	183
	合格者数	25	24	31
	不合格者数	113	141	152
	合格 率	18.12	14.55	16.94
N 大学	受験者数	288	277	315
	合格者数	145	135	172
	不合格者数	143	142	143
	合格 率	50.35	48.74	54.60
O 大学	受験者数	155	180	171
	合格者数	52	70	49
	不合格者数	103	110	122
	合格 率	33.55	38.89	28.65
P 大学	受験者数	154	159	170
	合格者数	30	58	54
	不合格者数	124	101	116
	合格 率	19.48	36.48	31.76
合計	受験者数	3,851	4,137	4,369
	合格者数	1,280	1,342	1,343
	不合格者数	2,571	2,795	3,026
	合格 率	33.24	32.44	30.74
全体（平均）	受験者数	7,392	8,163	8,765
	合格者数	2,043	2,074	2,063
	不合格者数	5,349	6,089	6,702
	合格 率	27.64	25.41	23.54

(注) 当省の調査結果による。

(退学者・休学者)

法曹となることを目指して法科大学院に入学したが、退学や休学を余儀なくされている者が大量に発生している。

例えば、平成 20 年度から 22 年度に標準修業年限が到来した各年度の入学者に占める退学者・除籍者数等は、図表 2 - (4) - ㊸のとおり、未修者の退学者・除籍者等の割合は既修者に比べ高く、また、上昇傾向にある。

これらの者の中には、経済的困窮等を理由とする者も含まれるが、最終的に修了できない者(退学者・除籍者)が大量に発生していることの一因には、必ずしも入学者の質が確保されていないことも考えられる。

図表 2 - (4) - ㊸ 入学者に占める退学・除籍者等の状況

(単位：人、%)

	未修者		既修者	
平成 20 年度 修了予定者	18 年度入学者	3,627	19 年度入学者	2,147
		100.00		100.00
	退学者・除籍者	428	退学者・除籍者	74
		11.80		3.45
休学者	72	休学者	8	
	1.96		0.37	
平成 21 年度 修了予定者	19 年度入学者	3,564	20 年度入学者	1,996
		100.00		100.00
	退学者・除籍者	486	退学者・除籍者	59
		13.64		2.96
休学者	90	休学者	11	
	2.53		0.55	
平成 22 年度 修了予定者	20 年度入学者	3,346	21 年度入学者	2,000
		100.00		100.00
	退学者・除籍者	478	退学者・除籍者	65
		14.29		3.25
休学者	125	休学者	16	
	3.74		0.80	

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

c 組織見直しの取組

(a) A 大学

A 大学と B 大学は、平成 23 年 8 月 8 日、統合し新たに「B 法科大学院」として運営していくことに合意している。

具体的には、A 大学は、平成 24 年度予定の入学者をもって募集を停止し、24 年 4 月から統合作業を開始し、28 年 3 月を目途に終了する予定であり、統合後は「B 法科大学院」として、B 大学の施設において、社会人をより積極的に受け入れ、有職者が自信を持って法曹になれる学習環境を持った法科大学院として法曹養成教育に当たっていくこととしている（図表 2 - (4) - ④参照）。

統合の理由及び経緯について、A 大学では、当省の調査に対し、次のように説明している。

統合の理由として、

- ① 法科大学院の収支では、毎年 2 億円程度の赤字が発生しているが、法学部を持たない単科大学のため、その赤字を吸収する手段がなく、法曹志願者の減少により経営が難しくなったこと
- ② 多様な人材から法曹を養成するという司法制度改革の理念と現実との乖離が激しく、従来の法学部中心の法曹養成に回帰してきており、このような中で、弁護士会が中心となって法曹を養成する必要性に疑義が生じてきたこと

を挙げている。

また、経緯として、今後の在り方について、i) 経営母体の変更、ii) 他の法科大学院との統合、iii) 撤退（廃止）の 3 方策について検討することとし、まず経営母体の変更を検討したが、結果が出ないので、他の法科大学院との統合を考え、同じように有職社会人のための夜間コースを開設し、3 年制コースを中心とする B 大学に対し統合を働きかけたところ、合意に至ったものであるとしている。

さらに、統合の効果として、法科大学院志願者が減少する中、夜間講座を開設し有職社会人に積極的に対応してきたほか、実務家教員を主体として実践的な教育を行ってきたという点でも共通性があり、統合することによりその特色を更に優れたものにすることができると考えたことによるとしている。

図表 2 - (4) - ④ A 大学の概要

大学の特色	<p>A 弁護士会が中心となって設立された法科大学院であって、実務基礎科目を充実させた「プロセス」としての法曹養成教育を行うことを目的としている。</p> <p>アドミッションポリシーとして、出身大学・文系理系・学部を問わず、公平で、開放的で、多様性を重視した選抜を掲げており、未修者教育を原則とし、有職社会人に配慮し、夜間主コースを開設している。ただし、平成 23 年度から既修者（昼間主コース）を開設したが、これは未修者教育で得た経験を既修者のために活かすことを目的としている。</p>
入学定員	<p>平成 21 年度：100 名</p> <p>平成 22 年度：70 名</p> <p>平成 23 年度：70 名（未修者 60 名、既修者 10 名）</p>
入学者選抜試験	<p>平成 21 年度：受験者数 123 名、合格者数 79 名、競争倍率 1.56 倍</p> <p>平成 22 年度：受験者数 122 名、合格者数 76 名、競争倍率 1.61 倍</p> <p>平成 23 年度：受験者数 94 名、合格者数 50 名、競争倍率 1.88 倍</p>
司法試験合格率	<p>平成 21 年：全体 14.81%、直近修了者 6.67%（受験率 41.67%）</p> <p>平成 22 年：全体 10.17%、直近修了者 6.25%（受験率 60.38%）</p> <p>平成 23 年：全体 6.38%、直近修了者 3.33%（受験率 41.67%）</p>
公的支援の見直しの対象	該当
組織見直しの形	B 大学と統合（統合後は「B 法科大学院」として B 大学の施設で運営） A 大学は、平成 25 年度から入学者募集を停止
組織見直しの理由	<p>① 毎年度 2 億円程度の赤字が発生しているが、法学部を持たない単科大学のため、赤字を吸収する手段がなく、法曹志願者の減少により経営が難しくなったこと</p> <p>② 多様な人材から法曹を養成するという司法制度改革の理念と現実とのかい離が激しく、従来（旧制度下）の法学部中心の法曹養成に回帰してきており、このような中で、弁護士会が中心となって法曹を養成する必要性に疑義が生じてきたこと</p>
公的支援の見直しに対する意見	<p>① 法科大学院は、いずれも収支は赤字であり、経常費補助金を削減されることは、私学経営上相当の痛手がある。</p> <p>② 司法試験合格率を指標とすることは、合格率の良い既修者中心の教育への誘導となりかねず、司法制度改革の理念に沿って未修者教育を中心としてきた法科大学院を排除するものである。</p> <p>③ 司法制度改革の理念に沿った取組を支援するのであれば理解できるが、旧制度下の法学部中心の法曹養成に回帰するような支援の見直しを行うのは理解できない。</p>

（注）当省の調査結果による。

(b) C大学の撤退（募集停止）

平成 23 年度の入学者選抜試験（22 年度実施）から学生募集を取り止めた C 大学は、当省の調査に対し、次のように説明している。

C 大学は、平成 22 年度の入学者選抜試験（21 年度実施）において、志願者 3 名、合格者 0 名となったことから、学内において今後の在り方について検討を行った。その結果、法曹界において活躍できる十分な能力を持った学生を確保することが困難であると判断し、加えて全国的にも法科大学院の受験生が年々減少し、司法試験合格者、合格率も法科大学院制度発足時の想定より大きく下回っていることも判断材料の一つとして、学生募集を 23 年度の入学者選抜試験から停止し、在学生の修了をもって撤退（廃止）することとしている（図表 2 - (4) - ㊸参照）。

その撤退（廃止）の理由について、C 大学では、

- ① 中教審法科大学院特別委員会における改善状況調査の結果（平成 22 年 1 月 26 日）、重点フォローアップ校に指定され、入学者選抜試験について抜本的改善が要求されたこと
 - ② このため、平成 22 年度の入学者選抜試験（21 年度実施）から、適性試験の最低合格点（下位 15%）及び小論文、書類審査等を合わせた総合点の合格基準点（満点の 60%）を設定したが、これらの基準点を上回る者がおらず、合格者がゼロとなったこと
 - ③ また、平成 18 年の最初の司法試験の合格者数がゼロであったことが、マスコミに喧伝され、志願者数の減少に拍車がかかったこと
 - ④ 司法試験の合格実績の向上のため、指導体制の改善に取り組んできたが、結果が出なかったことから、志願者数が回復しなかったこと
 - ⑤ 他の法科大学院との統合も検討したが、統合先として適切、妥当な法科大学院が見つからなかったこと
- を挙げている。

図表 2 - (4) - ④ C 大学の概要

大学の特色	「市民の目線で考えることのできる法律家」を養成することに重点を置いており、第一に、消費者法に強い法律家の養成に力を注ぐということ、第二に、各地方自治体の活動に関連して活躍していけるような法律家を養成するということを目的としている。
入学定員	平成 21 年度： 30 名 平成 22 年度： 20 名 平成 23 年度： - 名（募集停止）
入学者選抜試験	平成 21 年度：受験者数 15 名、合格者数 8 名、競争倍率 1.88 倍 平成 22 年度：受験者数 4 名、合格者数 0 名、競争倍率 - 倍 平成 23 年度：受験者数 - 名、合格者数 - 名、競争倍率 - 倍
司法試験合格率	平成 21 年：全体 7.69%、直近修了者 0.00%（受験率 26.67%） 平成 22 年：全体 0.00%、直近修了者 0.00%（受験率 16.67%） 平成 23 年：全体 0.00%、直近修了者 0.00%（受験率 0.00%）
公的支援の見直しの対象	平成 23 年度入学者選抜試験から募集停止のため対象外
組織見直しの形	撤退（在学生在が修了した時点（平成 23 年度末予定）で廃止）
組織見直しの理由	① 中教審法科大学院特別委員会において、重点フォローアップ校に指定され、入学者選抜試験の抜本的改善が要求されたこと ② このため、平成 22 年度の入学者選抜試験から、適性試験の最低合格点（下位 15%）及び小論文、書類審査等を合わせた総合点の合格基準点（満点の 60%）を設定したところ、これらの基準を上回る者がおらず、合格者がゼロとなったこと ③ もともと司法試験の合格実績が上がらず、志願者数が減少していたこと ④ 以上のことから、入学者を募集しても、質の高い学生を確保することが困難と判断したこと
公的支援の見直しに対する意見	重点フォローアップ校に指定された時点で、公的支援の見直しが実施されれば、その対象となると認識したが、それ以前に撤退を決めたため、特に意見はない。

（注）当省の調査結果による。

ウ 評価の結果

公的支援の見直し指標は、法科大学院入学者選抜試験の競争倍率及び司法試験合格率の 2 指標であるが、以下のような法科大学院の実態を踏まえると、その運用に当たって配慮すべき要素や付け加えるべき要素がある。

- ① 未修者については、司法試験の合格率が既修者に比べ低い傾向が、未修者の受験が始まった平成 19 年度以降継続している。このため、未修者を中心に教育を行っている法科大学院は、既修者を中心に教育を行っている法科大学院に比べ、司法試験合格率が低迷している状況にある。
- ② 競争倍率は、意図的に合格者を減少させることにより、2 倍以上を確保することが可能であり、司法試験合格率（3 年連続して全国平均の半分未満等）

が該当しそうな場合、公的支援の見直し対象となることを避けるため、このような措置を採るおそれがあることは否定できない。現に、3年連続して司法試験の合格率が全国平均の半分未満等である13校中11校は、平成23年度入学者選抜試験において、競争倍率が2倍以上に回復しているが、うち10校は、定員内不合格者を出している。このような措置を採られた場合、競争倍率2倍以上を確保しても、入学者の質の確保が図られているとは判断できず、これを補完する指標が必要となる。合格者数の減少に伴い入学者数も減少し、定員充足率も低下することから、補完する指標として定員充足率を加味する必要がある。

- ③ 公的支援の見直し対象は、競争倍率（2倍未満）及び司法試験合格率（3年連続して全国平均の半分未満等）の両指標に該当する法科大学院であるが、どちらか一方の指標に該当するものが27校ある。このうち、平成21年度から23年度までの3年間連続して競争倍率が2倍未満のものが8校、19年から23年までの5年間連続して司法試験合格率が全国平均の半分未満等のものが7校ある。

このように、競争性や法科大学院教育の質の確保が相当期間改善されない法科大学院であっても、もう一方の指標が該当しないことから、公的支援の見直し対象とならない。

以上のことから、公的支援の見直しに関しては、次のような課題が認められる。

未修者については、司法試験の合格率が既修者に比べ低い傾向が、未修者の受験が始まった平成19年度以降継続している。このため、未修者を中心に教育を行っている法科大学院は、既修者を中心に教育を行っている法科大学院に比べ、司法試験合格率が低迷している状況にある。

競争倍率は、意図的に合格者を減少させることで、2倍以上を確保することが可能であり、司法試験合格率（3年連続して全国平均の半分未満等）が該当しそうな場合、公的支援の見直し対象となることを避けるため、このような措置を採るおそれがあることは否定できない。

競争性や法科大学院教育の質の確保が相当期間改善されない法科大学院であっても、もう一方の指標が該当しないことから、公的支援の見直し対象とならない。

3 法科大学院教育と司法試験、司法修習との有機的連携

(1) 法科大学院教育と司法試験との有機的連携

(要旨)

ア 法科大学院教育と司法試験との有機的連携

法科大学院教育と司法試験との有機的連携として、

- ① 司法試験委員会による i) 司法試験受験者の総合点の得点分布や論文式試験の得点分布に関する資料の新たな公表、 ii) 「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)を受けた「新司法試験の採点実感等に関する意見」の公開
- ② 法務省による「事件記録教材」等の実務科目用教材の作成及び法科大学院への配布
等が行われている。

また、司法試験委員会委員7人のうち2人に法科大学院教授が任命され、司法試験の問題作成や採点を行う司法試験考査委員233人のうち113人に法科大学院及び大学法学部の教授等が任命されている。

イ 法科大学院における司法試験合格状況の把握・分析

新たに認証評価に盛り込まれた法科大学院における自校の修了者の司法試験合格状況の分析に当たっては、まずは各法科大学院での修了者の司法試験の受験動向を把握することが必要となるが、各法科大学院ではその把握に努めているものの、法科大学院修了後に司法試験を受験すること、修了後5年間の受験機会があることにより、その動向把握自体に苦慮している法科大学院がみられた。

ウ 司法試験に関する情報提供

法科大学院教員、日本弁護士連合会等から、合格水準に関する検証が可能となるよう、論文式試験の模範答案や答案例等の公表が求められているが、法務省は、i) 論文式試験は正解が一義的に定まっているものではないこと、ii) 形式的に模倣した答案や画一的な内容の答案が増え、適切な能力判定ができなくなるおそれがあるとして、これを実施していない。

一方、司法試験委員会は、法科大学院での教育や受験者の学習に適切な指針となるよう、平成18年の新司法試験開始当初から「新司法試験総合点別人員調(総合評価)」等を新たに公表し、20年から「新司法試験の採点実感等に関する意見」を公表するなど、情報提供の拡大を行っている。このようなことから、当省が行った意識調査において、法科大学院専任教員(以下「専任教員」という。)、法科大学院の最終年次に在籍している学生(以下「学生」という。)、法科大学院を修了し司法試験受験中の者(平成23年司法試験合格直後の者も含む。以下「修了者」という。)、新司法試験制度を経た弁護士(以下「新弁護士」という。)の8割以上が、旧司法試験に比べ関係情報の公表が行われていると回答している。

しかし、当省が、平成 20 年から 23 年における「新司法試験の採点実感等に関する意見」の公表状況を調査したところ、i) 各科目担当の司法試験審査委員が法科大学院における教育に対する意見を述べている「法科大学院教育に求めるもの」の記述がないものが一部にみられ、ii) どのような答案が、「新司法試験における採点及び成績評価等の実施方法・基準について」（平成 22 年 11 月 17 日新司法試験審査委員会議申合せ事項）に示されている答案水準に関する区分（「優秀」、「良好」、「一応の水準」、「不良」）のいずれに該当するのか説明がないものがみられる。

エ 司法試験の受験回数制限

司法試験受験者の大量かつ長期間の滞留による弊害を防止するため、司法試験法（昭和 24 年法律第 140 号）第 4 条第 1 項には、5 年間 3 回の受験回数制限の規定が設けられている。これまでの法科大学院修了者のうち、司法試験を 3 回受験しいずれも不合格とされた者及び受験回数にかかわらず、この期間を経過した者計 4,252 人が、受験回数制限により受験資格を喪失した。

受験者の受験回数別に合格率をみると、平成 20 年以降の新司法試験では、いずれの試験実施年においても受験回数 1 回目の受験者の合格率が最も高くなっており、21 年以降は受験回数が増すごとに合格率が低下している。

受験者の受験期間別に合格率をみると、既修者、未修者ともに、受験期間の年数が増すごとに合格率が低くなっており、受験期間が 5 年目の受験者の合格率が最も低くなっている。

ア 制度の概要

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成 14 年法律第 139 号。以下「連携法」という。）第 2 条第 3 号では、司法試験において、法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの判定を行うことと規定されている。司法試験法（昭和 24 年法律第 140 号）第 1 条第 3 項においても、司法試験は、法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものと規定されている。

また、連携法第 3 条において、国は、i) 法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図る責務を有すること、ii) 法曹の養成が国の機関、大学その他の法曹の養成に関係する機関の密接な連携の下に行われることを確保するため、これらの機関の相互の協力の強化に必要な施策を講ずるものと規定されている。

(7) 司法試験委員会

審議会意見では、司法試験と法科大学院での教育内容との関連を確保するため、司法試験管理委員会に法科大学院関係者や外部有識者の意見を反映させる適切な仕組みを設けるべきであるとされている。これを受けて、法務省は、司

法試験法の改正により、平成 16 年 1 月 1 日付けで、従前の司法試験管理委員会を改組し、司法試験委員会を設置した（図表 3 - (1) - ①参照）。

司法試験委員会の委員の定数は 7 人とされ、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験を有する者のうちから法務大臣が任命することとされている（司法試験法第 13 条第 1 項及び第 2 項）。

また、司法試験法第 15 条の規定に基づき、試験問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるために司法試験委員会に司法試験考査委員が置かれている。司法試験考査委員は、司法試験委員会の推薦に基づき、司法試験を行うことについて必要な学識経験を有する者のうちから法務大臣が試験ごとに任命している。

図表 3 - (1) - ① 司法試験委員会の概要

区 分	司 法 試 験 委 員 会
設置年月日	平成 16 年 1 月 1 日
委 員	定数：7 人（裁判官、検察官、弁護士及び学識経験を有する者のうちから法務大臣が任命。任期 2 年）（司法試験法第 13 条）
所 掌 事 務	① 司法試験及び予備試験を行うこと ② 法務大臣の諮問に応じ、司法試験及び予備試験の実施に関する重要事項について調査審議すること ③ 司法試験及び予備試験の実施に関する重要事項に関し、法務大臣に意見を述べること ④ その他法律によりその権限に属させられた事項を処理すること （司法試験法第 12 条第 2 項）
性 格	国家行政組織法第 8 条の「審議会等」（法務省設置法第 5 条）

（注）司法試験法第 15 条第 1 項では、司法試験委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験考査委員を置くこととされている。

また、司法試験考査委員は、司法試験委員会の推薦に基づき、司法試験を行うことについて必要な学識経験を有する者のうちから、法務大臣が試験ごとに任命することとされている。

（イ） 司法試験

司法制度改革推進計画（平成 14 年 3 月 19 日閣議決定）では、法科大学院の教育内容を踏まえた新たな司法試験（以下「新司法試験」という。）を、法科大学院の最初の修了者を対象とする試験から実施することとし、所要の法案の提出など所要の措置を講ずることとされた。また、新司法試験実施後も 5 年間程度は併行して現行司法試験を引き続き実施するとともに、経済的事情等の理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保することとされた。

法科大学院の学生の受入れは平成 16 年 4 月から開始されており、新司法試験は最初の法科大学院入学者が修了（法学既修者が修了）した 18 年から実施されている。23 年までは旧司法試験も併行して実施されており、受験者は、法務省令で定める手続に従い、あらかじめ選択して出願するところにより、新司法試験又は旧司法試験のいずれか一方のみを受けることができる（司法試験法附則第 7 条、第 8 条 1 項）。

a 司法試験の受験資格

新司法試験は、従来の司法試験と同じく、「裁判官、検察官又は弁護士となる者とする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験」であるが（司法試験法第1条第1項）、新たに「法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする」（同法第1条第3項）とされている。

新司法試験の実施に当たって、司法試験法に、司法試験を受験することができる受験資格、受験回数及び受験期間についての規定が新たに設けられた。司法試験法第4条第1項では、法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）（平成23年から実施）の合格を司法試験の受験資格とし、司法試験の受験は法科大学院修了の日又は予備試験の合格発表の日後の最初の4月1日から5年を経過するまでの期間において3回まで可能としている。

b 受験回数制限の導入

（司法制度改革審議会の指摘）

「司法制度改革審議会意見書－21世紀の日本を支える司法制度」（平成13年6月。以下「審議会意見」という。）では、司法試験について、法科大学院の教育内容を踏まえたものとし、かつ、十分にその教育内容を習得した法科大学院修了者に司法修習を施せば、法曹としての活動を始めることが許される程度の知識、思考力、分析力、表現力等を備えているかどうかを判定することを目的とするとしている。また、法科大学院教育については、修了者のうち相当程度（例えば約7～8割）の者が新司法試験に合格できるよう充実した教育を行うべきであるとしている。

その上で、法科大学院修了者の新司法試験の受験については、法科大学院制度及び新司法試験制度の趣旨から、3回程度の受験回数制限を課すべきであるとしている。

（受験回数制限の導入理由）

法務省は、受験回数制限について、旧司法試験において指摘されていた受験者の大量かつ長期間の滞留による弊害（受験競争の激化、合格率の低下、受験者における受験技術優先の傾向等）が新司法試験においても発生することを防止するために設けられたものであるとしている。

また、法務省は、受験回数制限の導入の際に、i) 法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度を新たに整備する以上、法科大学院における教育効果が薄れないうちに司法試験を受けさせる必要があることから、また、ii) 長期間受験しても合格できない者に早期に転進を促して、法学専門教育を受けた者を法曹以外の職業で活用するよう、合理的な範囲内で受験回数の制限を設ける必要があると考えられた旨を説明している（法曹の養成に関するフォーラム（第7回）（平成24年1月27日開催）における法務省説明）。

c 新司法試験及び旧司法試験の内容

(a) 試験方法

新司法試験は、短答式（択一式を含む。以下同じ。）及び論文式による筆記試験により行われ、合格者の判定は、短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た者につき、短答式試験及び論文式試験の成績を総合して行われている。また、合格判定及び司法修習を早期に実施する観点から短答式試験と論文式試験は、同時期に実施されている。

(b) 試験科目等

新司法試験の試験科目は、図表3-(1)-②のとおり、i) 短答式試験では、公法系科目（憲法及び行政法）、民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法）、刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法）、ii) 論文式試験では、公法系科目、民事系科目、刑事系科目及び選択科目（専門的な法律の分野に関する科目（1科目を選択））とされている。

新司法試験の科目を公法系科目、民事系科目及び刑事系科目とした理由について、法務省は、法科大学院において、個々の基本的な法律科目を融合させて公法系・民事系・刑事系科目へと発展させて教育するものであることを踏まえ、「公法系科目」、「民事系科目」及び「刑事系科目」とし、例えば実体法と訴訟法の融合的な出題を可能とするよう、試験科目が設定されたものであると説明している（司法試験委員会会議（第64回）（平成22年3月29日）における法務省の説明）。

なお、旧司法試験の試験科目は、i) 短答式試験では、憲法、民法、刑法の3科目、ii) 論文式試験では、憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の6科目、iii) 口述式試験は、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の5科目とされていた。

図表3-(1)-② 司法試験の試験科目、問題数等

区分	新司法試験		旧司法試験（第二次試験）	
	試験科目	問題数・点数等	試験科目	問題数・点数等
筆記試験	①公法系科目	40問程度(100点満点) ※配点：各問1～4点	①憲法 ②民法 ③刑法	各20問(1問1点。それぞれ20点満点)
	②民事系科目	75問程度(150点満点) ※配点：1問2点が基本だが、3点以上の配点も考慮		
	③刑事系科目	40問ないし50問程度(100点満点) ※配点：問題ごとに差を設けることを考慮		
	①公法系科目	2問(1問100点の計200点満点)	①憲法 ②民法 ③商法 ④刑法 ⑤民事訴訟法 ⑥刑事訴訟法	各2問(1問40点満点。それぞれ2問平均が科目得点)
②民事系科目	3問(1問100点の計300点満点)(注2)			
③刑事系科目	2問(1問100点の計200点満点)			
④選択科目(注3)	2問(2問で100点満点) ※配点：1問50点が基本だが、例えば、60点・40点の傾斜配点も可			

口述試験			①憲法 ②民法 ③刑法 ④民事訴訟法 ⑤刑事訴訟法	各科目 60 点が基準点（一応の水準を超えている者は 61～63 点。一応の水準に達していない者は 59 点以下）
------	--	--	---------------------------------------	---

- (注) 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。
 2 新司法試験の論文式試験の民事系科目については、平成 18 年から 22 年までは、「200 点配点の問題 1 問と、100 点配点の計 300 点満点」により試験が実施されていた。
 3 「選択科目」は、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法(公法系)、国際関係法(私法系)から 1 科目選択する。

(c) 合格者の決定方法

新司法試験の採点及び合格者の判定は、司法試験法第 15 条の規定に基づき、司法試験考査委員が行うこととされている。また、新司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議による判定に基づき、司法試験委員会が決定することとされている（司法試験法第 8 条）。

① 新司法試験の採点及び合格者の判定

司法試験考査委員による試験の採点、成績評価等は、「新司法試験における採点及び成績評価等の実施方法・基準について」（平成 22 年 11 月 17 日新司法試験考査委員会議申合せ事項）（以下「採点及び成績評価等の実施方法・基準」という。）に基づき行われている。

採点及び成績評価等の実施方法・基準では、i) 短答式試験は、各科目の合計点により合否の判定を行い、最低ライン（満点の 40%点）に達していない科目が 1 科目でもある場合には不合格とする、ii) 総合評価は、短答式試験の得点と論文式試験の得点を合算した総合点をにより行うが、論文式試験で最低ライン（満点の 25%点）に達していない科目が 1 科目でもある場合には不合格とされている。これに基づき、平成 21 年以降の新司法試験では、総合評価の合否判定は、短答式試験の素点（350 点満点）を 0.5 倍したものに、論文式試験の得点（採点格差調整後）（注 1）を 1.75 倍したものを加算した点数（1,575 点満点（175 点+1,400 点））を総合点として算出（総合評価）（注 2）されている。

なお、採点及び成績評価等の実施方法・基準は、新司法試験の実施結果を踏まえて、見直しを行うものとされており、平成 17 年 11 月 16 日に作成されて以降、これまで 2 回（21 年 1 月 21 日、22 年 11 月 17 日）の見直しが行われている。

(注) 1 論文式試験の得点は、複数の考査委員が分担して採点を行うこと、問題ごとの難易度により平均点、採点のばらつきの程度が異なることから偏差値による採点格差の調整が行われている。

2 平成 18 年から 20 年までの新司法試験では、短答式試験の素点（350 点満点）に、論文式試験の得点（採点格差調整後）を 1.75 倍したものを加算した点数（1750 点満点）を総合点として算出（総合評価）していた。

② 合格者の決定（短答式試験）

短答式試験の合格に必要な成績については、新司法試験考査委員会議において判定を行い、司法試験委員会における協議を経て決定される。

平成 23 年司法試験では、短答式試験の各科目において満点の 40% 点（公法系科目 40 点、民事系科目 60 点、刑事系科目 40 点）以上の成績を得た者のうち、各科目の合計得点が 210 点以上の成績を得た 5,654 人が短答式試験の合格者とすることが決定されている（平成 23 年 6 月 1 日司法試験委員会決定）。

③ 合格者の決定（総合評価）

司法試験考査委員は、総合評価を行った後、新司法試験及落判定考査委員会において合格点数及び合格者数の判定を行う。司法試験の合格者は、その結果に基づき、司法試験委員会が協議を行い決定している。

平成 23 年司法試験では、論文式の各科目において素点の 25% 点（公法系科目 50 点、民事系科目 75 点、刑事系科目 50 点、選択科目 25 点）以上の成績を得た者のうち、総合評価の総合点 765 点以上の 2,063 人を司法試験の合格者とすることが決定されている（平成 23 年 9 月 7 日司法試験委員会決定）。

(ウ) 法科大学院における司法試験合格状況の把握・分析
（特別委員会報告）

法科大学院修了者の進路の把握については、「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（平成 21 年 4 月 17 日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）（以下「中教審法科大学院特別委員会報告」という。）において、「質を重視した評価システムの構築」として、「教育水準と教員の質に重点を置いた認証評価」等が取り上げられている。

「教育水準と教員の質に重点を置いた認証評価」について、中教審法科大学院特別委員会報告では、「認証評価においては、次の二巡目のサイクルに向けて、質の評価に軸足を置いた評価基準・方法などへの改善が求められる」として、認証評価基準では、法科大学院教育の質の保証の観点から、重点評価項目とする必要があるものとして、例えば、修了者の進路（注）（司法試験の合格状況を含む。）が挙げられている。

（注）ここでは、「司法試験の合格状況」について取り上げており、「修了者の進路」（就職先等の進路）については、後述「4 修了者等への支援策」参照。

（学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正）

中教審法科大学院特別委員会報告を受けて、文部科学省は、法科大学院が法曹養成の中核的な機関としての役割を十分果たしているか評価するために、評価基準・方法を改善する必要があるとして、平成 22 年 1 月に中央教育審議会に諮問し、2 月に同審議会の答申を受けて、同年 3 月、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成 16 年文部科学省令第 7 号）を改正し、法科大学院の課程を「修了した者の進路（司法試験の合格状況を含む。）に関する事」について認証評価を行うことを追加し、同年 4 月 1 日から施行している。

文部科学省は、上記省令の改正に際して、「専門職大学院及び学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成 22 年 3 月 22 日付け 21 文科高第 668 号文部科学大臣政務官通知）により、その趣旨や留意事項を各法科大学院に通知している。

その中で、「司法試験の合格状況」については、単に司法試験の合格率等の数値的指標のみでなく、合格状況の分析やその改善に向けた教育内容、教育体制の見直しが適切に行われているかなど、法科大学院の取組について、総合的に評価される必要があるということを示している。

イ 政策効果の把握結果

(7) 司法試験委員会

司法試験委員会の 7 人の委員のうち、学識経験を有する者のうちから法務大臣が任命することとされている 4 人の委員は、平成 16 年 1 月発足当初から、法科大学院教授 2 人、大学教授 1 人、報道関係者 1 人が任命されている。法科大学院教授の司法試験委員への任命は、法科大学院の教育との連携を図る観点から行われているものである。

また、平成 23 年実施の司法試験に係る司法試験考査委員の数は、図表 3 - (1) - ③のとおり、全体で 233 人となっており、うち約半数の 113 人（48.5%）は法科大学院及び大学法学部の教員（教授、准教授）が任命されている。

図表 3 - (1) - ③ 司法試験考査委員の構成（平成 23 年司法試験考査委員）

（単位：人、％）

科目	公法系		民事系			刑事系		選 択								
	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法	倒産法	租税法	経済法	知的財産法	労働法	環境法	国際関係法・公法系		国際関係法・私法系
職名等																
大学・大学院教授等	12	10	12	14	15	14	12	5	2	2	2	7	2	2	2	113 (48.5)
法務省等関係者	6	7	5	4	6	3	2	2	1	1	2	2	1	1	1	44 (18.9)
法務省	3	6	4	3	6	3	2	2	1		2	1	1	1	1	36
法務総合研究所教官	3		1	1												5
他の府省職員		1								1		1				3
裁判所関係者	4	6	3	2	2	8	8	1	1	1	1	1	1	1	1	41 (17.6)
裁判官		3		2				1	1	1	1	1	1	1	1	13
司法研修所教官	4		2		2	8	7									23
元裁判官		3	1				1									5
弁護士	3	3	5	5	3	2	4	2	1	1	1	2	1	1	1	35 (15.0)
計	25	26	25	25	26	27	26	10	5	5	6	12	5	5	5	233 (100)

(注) 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。

2 元裁判官の法科大学院教授、検察官又は弁護士である法科大学院教授については、「大学・大学院教授等」の欄に計上している。

(イ) 司法試験に関する情報提供

(論文式試験に係る情報の提供)

法科大学院教員、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）等から、合格水準に関する検証が可能となるよう、論文式試験の模範答案や答案例等の公表が求められているが（注）、法務省は、i）論文式試験は正解が一義的に定まっているものではないこと、ii）形式的に模倣した答案や画一的な内容の答案が増え、適切な能力判定ができなくなるおそれがあるとして、公表を実施していない。

- (注) 1 総務省の「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会」のヒアリング（平成22年11月9日開催第6回会議）では、法科大学院教授から、「実際に司法試験の問題を出している人に、模範答案というのをいくつか出してほしいんです。そうでないと、もう学生たちは疑心暗鬼です。断片的な講評の類は法務省のホームページにも出ていますが、断片的なので、かえって疑心暗鬼になるんです。…（中略）…3つか4つ、こういうのがいい答案の例ですというのをぜひ示していただきたい。…（中略）…司法試験の優秀な答案、あるいは中くらいの答案、すれすれの答案、だめ答案、これを出していただきたい。」との意見が出されている。
- 2 日弁連では、「新司法試験の合否判定に関する要望書」（平成21年10月20日）において、司法試験委員会に対して新司法試験の合格水準に関する検証が可能になるよう、合否のボーダーラインにあるいくつかの答案を公表するよう求めている。

一方、司法試験委員会により、新司法試験開始当初から、法科大学院での教育や受験者の学習に適切な指針となるよう、司法試験に関する情報の提供が行われている。

- i) 論文式試験の問題の出題意図、解答に当たって論じるべき点等をまとめた「新司法試験論文式試験問題出題趣旨」を、合格発表後、法務省ホームページ等で公表（「司法試験論文式試験における出題の趣旨の公表について」（平成17年11月8日司法試験委員会決定））
- ii) 司法試験受験者の総合点の得点分布をまとめた「新司法試験総合点別人員調（総合評価）」、論文式試験の得点分布をまとめた「新司法試験論文式試験得点別人員調（合計得点、公法系科目、民事系科目、刑事系科目、選択科目）」を新たに公表
- iii) 司法試験委員会において、試験答案の採点を行った各科目の司法試験考査委員に対して、答案内容や法科大学院の教育に求めること等についてヒアリングを行い、その結果を法務省ホームページで公開（平成18年試験から21年試験まで実施）

(新司法試験の採点実感等に関する意見)

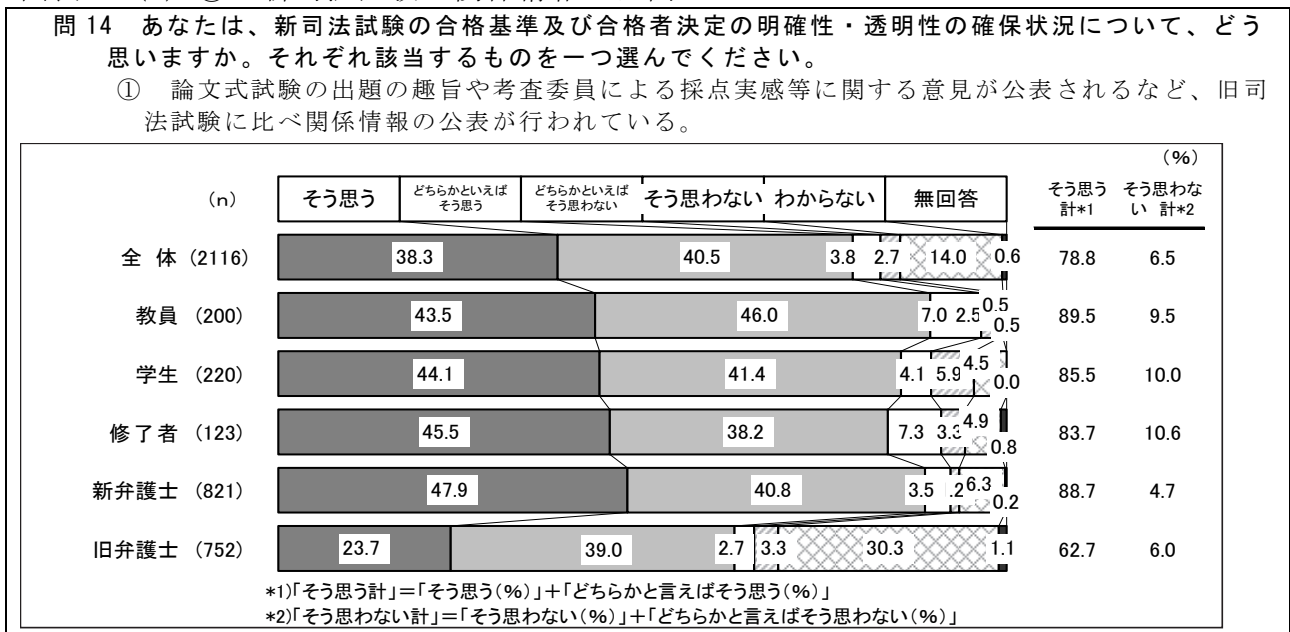
「規制改革推進のための3か年計画（改定）」（平成20年3月25日閣議決定）において、「実際に出題された司法試験問題については、受験生や法科大学院教員等に対しては有益な情報として資するとともに、考査委員に対しては試験問題に関する不正な情報提供のリスクを必要以上に負わせないメリットもあることから、試験の出題趣旨のほか、採点実感、採点方針等出題に関する情報をできる限り詳細に公表する」こととされた。

当該閣議決定を受け、司法試験委員会は、平成20年から、司法試験考査委員が作成した「新司法試験の採点実感等に関する意見」を法務省ホームページで公開している。

(当省の意識調査結果)

当省の意識調査結果によると、教員、学生、修了者、新弁護士及び旧弁護士に対して、「論文式試験の出題の趣旨や考査委員による採点実感等に関する意見が公表されるなど、旧司法試験に比べ関係情報の公表が行われている」という項目について尋ねたところ、図表3-(1)-④のとおり、教員、学生及び新弁護士の約9割、修了生の8割が「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」としている。

図表3-(1)-④ 新司法試験の関係情報の公開



(注) 当省の調査結果による。

(新司法試験の採点実感等に関する意見)

法務省は、「新司法試験の採点実感等に関する意見」について、特定の書式や記載事項等を定めたものではなく、司法試験考査委員の裁量により作成していると説明している。科目や試験実施年により相違がみられるが、閣議決定で示された「出題趣旨」、「採点方針」、「採点実感」に、「法科大学院教育に求めるもの」を加えた構成となっている。

これらのうち、「法科大学院教育に求めるもの」については、例えば、図表3-(1)-⑤のとおり、法科大学院における教育に対する意見が述べられており、法科大学院教育と司法試験を一層推進する観点から、重要なものとなっている。しかし、各年の各科目における「新司法試験の採点実感等に関する意見」をみると、図表3-(1)-⑥のとおり、一部に「法科大学院教育に求めるもの」の記述がないものがある。

図表 3 - (1) - ⑤ 採点実感における「法科大学院教育に求めるもの」の記述例

試験年及び試験科目	「法科大学院教育に求めるもの」の記述例（抜粋）
平成 23 年試験：公法系科目（行政法）	……行政実体法について自分で理論を組み立てる能力、及びその前提となる行政法総論に関する正確な理解を、身に付けられるような教育が法科大学院に求められる。
平成 23 年試験：刑事系科目（刑法）	……法科大学院教育においては、判例の学修等を通して、学生に生きた刑法の知識・理解を修得させるとともに、それを的確に論述する能力を涵養するよう一層努めていただきたい。
平成 23 年試験：選択科目（経済法）	……法科大学院は、出題の趣旨を正確に理解し、引き続き、知識偏重ではなく、基本的知識を正確に修得し、それを的確に使いこなせる能力の育成に力を注いでいただくとともに、論述においては、論点主義的な記述ではなく、構成要件の意義を正確に示した、当該行為が市場に市場における競争へどのように影響するかを念頭に置いて、事実関係を丹念に検討し、要件に当てはめることを論理的・説得的に示すことができるように教育してほしい。

（注） 法務省の資料に基づき当省が作成した。

図表 3 - (1) - ⑥ 採点実感における「法科大学院教育に求めるもの」の記述の有無

科目	試験	20 年試験	21 年試験	22 年試験	23 年試験
憲法		—	○	○	—
行政法		○	○	○	○
民法		○	○	—	—
商法		○	○	○	○
民事訴訟法		○	○	○	○
刑法		○	○	○	○
刑事訴訟法		○	○	○	○
倒産法		○	○	○	○
租税法		○	○	—	○
経済法		○	○	○	○
知的財産法		○	○	○	○
労働法		○	○	○	○
環境法		○	○	○	○
国際関係法（公法系）		—	○	—	—
国際関係法（私法系）		○	○	○	—

（注） 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。

2 「○」は「法科大学院教育に求めるもの」の記述があるもの、「—」は記述がないものである。

司法試験考査委員による試験の採点、成績評価等は、「採点及び成績評価等の実施方法・基準」に基づき行われており、答案の水準を「優秀」、「良好な水準」、「一応の水準」、「不良」の 4 区分に分けている。

平成 22 年司法試験に係る「新司法試験の採点実感等に関する意見」から、どのような答案が、答案水準の 4 区分のいずれに当てはまるのかということ記述しているものがみられるようになったが（図表 3 - (1) - ⑦参照）、法科大学院教育と司法試験を一層推進する観点から、重要な情報である（注）。しかし、各年の各科目における「新司法試験の採点実感等に関する意見」をみると、図

表3-1-⑧のとおり、一部に答案水準に関する記述がないものがある。

(注) 日弁連では、「新司法試験の可否判定に関する要望書」(平成21年10月20日)において、司法試験委員会に対して、新司法試験の合格水準に関する検証が可能になるよう、「現在行われている論文式試験の出題の趣旨の公表のあり方を一歩進め、出題の趣旨との関係で、合格水準に達する答案について、どのような内容と程度の理解が求められているかに関する情報を公開すること。具体的には、論文式試験については、優秀、良好、一応の水準、不良の4段階に分けて採点するものとされているが(「採点及び成績評価等の実施方法・基準について」第2・1(2))、どのような内容と程度が、それぞれのランクの答案において想定されているかに関する情報を公開すること。」としている。

図表3-1-⑦ 採点実感における答案水準に関する記述例

試験年及び試験科目	答案水準に関する記述例(抜粋)
平成23年試験：刑事系科目(刑事訴訟法)問1	<「優秀」の水準> ……別件逮捕・拘留に関し各自の基本的な立場を刑事訴訟法の解釈として論じた上で、各逮捕及びこれらに引き続く身体拘束ごとに、各事例中に現れた具体的事実を的確に抽出、分析しながらその適法性を論じ……
	<「良好」の水準> 法解釈について一定の見解を示した上で、事例から必要かつ十分な具体的事実を的確に抽出できてはいたが、更に踏み込んで個々の事実が持つ意味を深く考えることが望まれるような答案……
	<「一応の水準」> 法解釈について一定の見解を示されているものの、具体的事実の抽出、当てはめが不十分であるか、法解釈については十分に論じられていないものの、問題文から必要な具体的事実を抽出して一応の結論を導き出すことができていた答案……
	<「不良」の水準> ……各逮捕及びこれらに引き続く身体拘束について、個々の具体的な事実関係が事例中に現れているにもかかわらず、これを全く抽出、分析していない答案……

(注) 法務省の資料に基づき当省が作成した。

図表3-1-⑧ 採点実感における答案水準に関する記述の有無

試験科目	22年試験	23年試験
憲法	—	—
行政法	○	○
民法	○	○
商法	○	○
民事訴訟法	○	○
刑法	—	○
刑事訴訟法	○	○
倒産法	○	○
租税法	—	○
経済法	○	○
知的財産法	○	○
労働法	—	—
環境法	○	○
国際関係法(公法系)	○	—
国際関係法(私法系)	○	○

(注) 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。

2 「○」は「答案水準」に関する記述があるもの、「—」は記述がないものである。

(ウ) 法科大学院に対する教材の提供

法務省（法務総合研究所）は、平成15年度から順次、法科大学院の教育に用いる刑事法分野の教材（「事件記録教材」、「公判演習教材」、「刑法演習問題」、「刑事訴訟法演習問題」等の書籍）を作成し、法科大学院に提供している。

(イ) 法科大学院における司法試験合格状況の把握・分析

a 法科大学院別・修了年度別の受験動向についてのデータ等の公表状況

法科大学院は、認証評価において、司法試験の合格状況について、その分析をし、その改善に向けた教育内容、教育体制の見直しが求められている。

修了者の司法試験合格状況の分析に当たっては、自ら自校の修了者の司法試験の受験状況（受験回数、可否）を把握することが必要となる。しかし、実地調査した法科大学院の中には、法科大学院修了後に司法試験を受験すること、修了後5年間受験機会があることにより、その動向把握自体に苦慮しており、i) 受験資格保有期間中の司法試験の受験動向についての情報が得られない、ii) 個人情報保護との兼ね合いがある等の意見がみられた。特に修了から2、3年経過した修了者の受験動向が分からないとする意見もみられた。

このような法科大学院修了者の司法試験の受験動向について、法務省は、司法試験実施年ごとの法科大学院別かつ修了年度別（既修・未修別）の受験者数及び合格者数を試験終了後に同省ホームページの「資格・採用情報」の「司法試験」のページにおいて公表している。また、試験終了時点での受験資格喪失者数も含めそれらを一覧にした「法科大学院別受験者数・合格者数調」を取りまとめている。この情報は、同省ホームページの「審議会等」の「司法試験委員会」の委員会会議資料において公表されており、また、中央教育審議会等の会議においても配布されている。

このため、各法科大学院においては、試験実施年ごとの修了年度別（既修・未修別）の受験者数、合格者数及び受験資格喪失者数までは、これらの資料を参考に把握できるようになっている。また、合格者の氏名については、官報に公示されるため、各法科大学院において修了者から直接聴取する以外に修了者の氏名を官報に掲載された氏名と突合することにより、把握することは可能である。加えて、法務省は、各法科大学院からの問合せがあれば、合格者の氏名については回答しているため、合格者の氏名は把握できるようになっている。

一方、法科大学院において、自校修了者の司法試験の受験状況及び合格状況の把握・分析を行って今後の教育内容・方法の改善を図るためには、自校修了者の司法試験受験者の氏名、受験回数、可否の情報が必要となっている。しかし、法科大学院の中には、上記のとおりそれらの動向の把握に苦慮しているものがある。

これらの情報は、もとより法科大学院が自ら把握すべきものであるが、各法科大学院が必要に応じて法務省に同省が保有するこれらの情報提供を要

請し、それに対して法務省から情報が提供されれば、法科大学院における受験状況及び合格状況の把握・分析が容易になる。

b 司法試験受験者の氏名等の提供と個人情報保護法との関係

法務省が、司法試験に関する情報を保有、利用する目的は、試験の実施、合否判定及び司法試験制度の検討に関する資料の作成並びに法科大学院における教育の充実を図るためとされている。

法科大学院が教育内容・方法の改善を図るために、人数ではなく人物を特定して分析する方法を採るに当たっては、例えば、直近修了者のうち受験した者とそうでない者を分類し、受験した者のうち合否で更に分類し、合格者以外の者のうち、次の年に1度目に受験した者、2度目に受験した者、いまだ受験していない者とを分類し、受験した者のうち合否で更に分類するということを繰り返し、それぞれの者の法科大学院における傾向を分析するなどして、教育内容・方法の改善を図ることが可能である。

(オ) 法科大学院協会からの司法試験に関する情報提供

法科大学院協会は、毎年、会員の法科大学院を対象に新司法試験に関するアンケート調査を実施しており、各科目の試験内容を適切と評価するかどうかを尋ね、その理由の記載を求めるとともに、試験全体についての意見の記載を求めている。調査結果を取りまとめた報告書は公表されており、司法試験委員会会議において司法試験委員会事務局（法務省大臣官房人事課）から内容が報告されている。

(カ) 受験回数制限

a 法科大学院修了者の司法試験受験資格喪失者数の推移

受験回数制限により、法科大学院修了の日後の最初の4月1日から5年を経過するまでの期間において司法試験を3回受験し、いずれも不合格とされた者及び受験回数にかかわらずこの期間を経過した者は、司法試験の受験資格を喪失することとなる。

平成17年度から22年度までの法科大学院の修了者で、司法試験受験資格を喪失した者の数は、図表3-(1)-⑨のとおり、平成23年新司法試験終了後時点において4,252人（注）に上っている。

（注）司法試験を3回受験して不合格とされた者及び受験期間の5年間を経過した者の合計数である。

図表 3 - (1) - ⑨ 法科大学院の修了年度別にみた新司法試験の受験資格喪失者数（平成 17 年度～22 年度）

（単位：人、％）

	17 年度 修了者	18 年度 修了者	19 年度 修了者	20 年度 修了者	21 年度 修了者	22 年度 修了者	計
法科大学院修了者数	2,176 (100)	4,418 (100)	4,910 (100)	4,994 (100)	4,792 (100)	4,535 (100)	25,825 (100)
受験可能な試験の実 施年	18～22 年	19～23 年	20～24 年	21～25 年	22～26 年	23～27 年	—
受験者実数	2,122	4,244	4,653	4,675	4,209	3,529	23,432
合格者数	1,518 (69.8)	2,188 (49.5)	2,226 (45.3)	2,228 (44.6)	1,798 (37.5)	1,147 (25.3)	11,105 (43.0)
受験資格喪失者数	658 (30.2)	2,230 (50.5)	809 (16.5)	522 (10.5)	30 (0.6)	3 (0.1)	4,252 (16.5)

- （注） 1 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。
 2 平成 23 年新司法試験終了後（平成 23 年 9 月 8 日現在）の法科大学院全校（74 校）の状況である。
 3 平成 17 年度及び 18 年度修了者の受験資格喪失者数は、法科大学院を修了したが、新司法試験を受験しなかった者等も含んでいる。

b 受験回数及び受験期間ごとにみた合格率

（受験回数別の合格率）

平成 18 年から 23 年までに実施された新司法試験について、受験者の受験回数別に合格率をみると、図表 3 - (1) - ⑩のとおり、短答式試験では、いずれの試験実施年においても受験回数が増すごとに合格率が高くなっており、受験回数が 3 回目の受験者の短答式試験合格率が最も高くなっている。

しかし、論文式試験結果を加えた最終的な合否をみると、図表 3 - (1) - ⑪のとおり、平成 20 年以降の司法試験では、いずれの試験実施年においても受験回数 1 回目の受験者の合格率が最も高くなっており、21 年以降は受験回数が増すごとに合格率が低下している。

図表 3 - (1) - ⑩ 受験者の受験回数別の新司法試験短答式試験合格率（平成 18 年～23 年試験）

（単位：％）

区分	試験実施年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	平均合格率
受験回数 1 回目の受験者		80.5	72.3	70.1	65.0	67.0	61.4	68.2
受験回数 2 回目の受験者		—	89.1	82.2	72.0	71.8	66.3	73.5
受験回数 3 回目の受験者		—	—	94.2	80.8	83.9	69.5	77.5
合計		80.5	75.5	74.3	68.4	70.7	64.5	70.5

- （注） 法務省の資料に基づき当省が作成した。

図表 3 - (1) - ⑪ 受験者の受験回数別の新司法試験合格率（平成 18 年～23 年試験）

（単位：％）

試験実施年 区分	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	平均合格率
受験回数 1 回目の受験者	48.3	39.2	34.8	31.1	28.6	27.6	33.5
受験回数 2 回目の受験者	—	44.4	28.1	21.8	21.9	20.3	24.4
受験回数 3 回目の受験者	—	—	33.8	22.5	21.1	18.5	21.1
合 計	48.3	40.2	33.0	27.6	25.4	23.5	29.8

（注） 法務省の資料に基づき当省が作成した。

（受験期間別の合格率）

平成 18 年から 23 年までに実施された司法試験について、受験者の受験期間別に合格率をみると、図表 3 - (1) - ⑫⑬のとおり、既修者、未修者ともに、受験期間の年数が増すごとに合格率が低くなっており、受験期間が 5 年目の受験者の合格率が最も低くなっている。

図表 3 - (1) - ⑫ 受験者（既修者）の受験期間別の新司法試験合格率（平成 17 年度～22 年度修了者）

（単位：％）

修了年度 区分	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年
受験期間 1 年目	48.3	47.1	51.3	48.7	46.4	41.8
受験期間 2 年目	43.9	33.1	28.2	35.4	34.8	—
受験期間 3 年目	30.6	20.9	23.3	31.5	—	—
受験期間 4 年目	6.2	7.7	13.8	—	—	—
受験期間 5 年目	4.0	5.5	—	—	—	—

（注） 法務省の資料に基づき当省が作成した。

図表 3 - (1) - ⑬ 受験者（未修者）の受験期間別の新司法試験合格率（平成 18 年度～22 年度修了者）

（単位：％）

修了年度 区分	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年
受験期間 1 年目	32.3	23.7	22.2	21.0	23.7
受験期間 2 年目	20.5	17.1	18.2	18.4	—
受験期間 3 年目	12.6	14.7	13.5	—	—
受験期間 4 年目	5.9	6.0	—	—	—
受験期間 5 年目	2.4	—	—	—	—

（注） 法務省の資料に基づき当省が作成した。

ウ 評価の結果

(7) 法科大学院教育と司法試験との有機的連携

法科大学院教育と司法試験の有機的連携について、i) 司法試験委員に法科大学院教授（7 人中 2 人）が任命され、司法試験考査委員に法科大学院及び大

学法学部の教授等（233人中113人）が任命されていること、ii）司法試験委員会は、「新司法試験総合点別人員調（総合評価）」、「新司法試験の採点実感等に関する意見」等の司法試験に関する情報を新たに公開していること、iii）法務省は法科大学院の教育に用いる教材を作成し、法科大学院に提供していること、iv）法科大学院協会は、毎年、会員の法科大学院を対象に実施した新司法試験に関するアンケート調査結果報告書を公表し、司法試験委員会会議においてその内容が報告されていることなど、一定の取組が実施されている。

(イ) 法科大学院教育の充実を図るための司法試験受験者氏名等の提供

法科大学院における司法試験の受験状況の分析に当たっては、まずは各法科大学院が修了者の受験動向の把握に努め、分析を行うことが求められるが、法科大学院修了後に司法試験を受験すること、修了後5年間受験機会があることにより、各法科大学院では、受験動向の把握自体が困難となっている。

法務省が保有している受験に関する情報の利用目的は、「試験の実施、合否判定及び司法試験制度の検討に関する資料の作成並びに法科大学院における教育の充実を図るため」とされている。このため、各法科大学院において自校の修了者の司法試験合格状況を把握・分析し、今後の教育内容・方法の改善を図るため、法務省が各法科大学院の要請に応じて当該情報を提供することは、要請する各法科大学院に使用目的を明示させ、当該目的のために利用する限りにおいては、可能である。

(ウ) 司法試験に関する情報提供

司法試験委員会は、「新司法試験総合点別人員調（総合評価）」、「新司法試験論文式試験問題出題趣旨」、「新司法試験の採点実感等に関する意見」等の公表により情報提供の拡大を行ってきており、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」を受け、司法試験委員会が公表している「新司法試験の採点実感等に関する意見」については、同閣議決定で示された「出題趣旨」、「採点方針」、「採点実感」等の情報が記載されている。

しかし、i）法科大学院における教育に対する意見である「法科大学院教育に求めるもの」、ii）司法試験考査委員が試験の採点、成績評価等を行う際に用いられる「採点及び成績評価等の実施方法・基準」に示されている答案水準に関する区分（「優秀」、「良好な水準」、「一応の水準」、「不良」）の違いについては、記述がないものがみられる。これらは、法科大学院教育と司法試験の連携を推進する観点から重要な情報であり、更なる情報提供が必要となっている。

(イ) 受験回数制限

司法試験法第4条第1項の規定による5年間3回の受験回数制限により、これまでに法科大学院修了者のうち4,252人が受験資格を喪失しており、受験者の長期滞留防止には一定の役割を果たしている。

受験回数制限については、i）導入の前提である司法試験の年間合格者3,000人や法科大学院修了者の7～8割の者が司法試験に合格するといった目標が

達成されていないこと、ii) 受験者にとって負担となっており、司法試験の受け控えの原因ともなっているとして、撤廃又は緩和が求められている。

しかし、今後、i) 法科大学院の教育の質の確保に係る取組、ii) 法曹以外の道を目指す修了者への就職支援、在学生への就職支援が講じられることにより、司法試験合格率の向上や法学専門教育を受けた者の法曹以外の職業での活用が図られる可能性があること、iii) 平成 23 年から予備試験が開始されていること、iv) 受験回数や受験期間の年数を追うごとに合格率が低下していることを考慮すれば、現時点において受験回数制限の見直しを行うまでに至っていないとみられる。

(2) 法科大学院教育と司法修習との有機的連携

(要旨)

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）第2条第3号において、「司法修習生の修習において、法科大学院における教育との有機的な連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を修得させる」と規定されているが、法科大学院教育と司法修習の有機的連携の確保がどの程度達成され、どのような効果を上げているかについて実態を把握・分析した結果は、以下のとおりである。

ア 司法修習委員会の委員の選任状況

平成15年度に裁判官1名（10%）、検察官1名（10%）、弁護士1名（10%）、司法研修所長1名（10%）、法科大学院関係者3名（30%）、その他の有識者3名（30%）の合計10名が任命されて以降、その構成に変化はない。

イ 司法研修所のノウハウ（授業計画参考資料、教材）の法科大学院に対する提供

(7) 「法科大学院における「民事訴訟実務の基礎」の教育の在り方について」及び「法科大学院における「刑事訴訟実務の基礎」の教育の在り方について」の周知状況及び活用状況

当該資料は、司法修習委員会が、司法修習側からみた法科大学院における実務導入教育の内容のポイントや留意事項を取りまとめ、i) 最高裁判所のウェブサイトへの掲示、ii) 平成21年3月14日の法科大学院協会総会後に開催されたシンポジウム資料として机上配布、iii) 裁判官派遣教員を通じての情報提供、iv) 法律専門誌による周知などの方法により法科大学院に対して提供している。

両資料について、実地調査した38法科大学院のうち33校が資料の存在を知っていた。その活用状況を確認したところ、活用しているものが20校、活用していないものが11校、活用状況が不明としているものが2校であった。

また、当該資料の存在を知らなかったとしている4校にシンポジウムへの参加状況を確認したところ、2校は欠席したとしており、2校は出欠状況が不明としている。なお、回答がないものが1校あった。

(1) 司法研修所が作成した書籍教材の提供

司法研修所においては、書籍教材について法科大学院協会を通じて各法科大学院に情報提供を行ったり、各法科大学院の希望の

有無を聴取した上で視聴覚教材を無償で郵送するなどしている。

ウ 法科大学院教員と司法研修所教官との意見交換会の実施

法科大学院協会では、新司法修習の集合修習に関する見学及び司法研修所との意見交換を内容とする教員研修を定期的に行き、意見交換の内容を法科大学院協会のホームページに掲載し、法科大学院及び法科大学院教員に対して情報提供を行っている。

エ 法科大学院に対する裁判官及び検察官の派遣状況

(裁判官の派遣状況)

裁判官について、平成23年度は74法科大学院のうち58校に対して延べ75人が派遣されている。

実地調査した38法科大学院についてみると、平成23年度は32校に対して派遣されており、そのメリットを聴取したところ、現役の裁判官が派遣されることにより、現場での最先端の動きを把握することができることなどを挙げている。また、平成23年度に裁判官が派遣されていない6校のうち3校については元裁判官の実務家教員で足り、必要性を感じないことから派遣要請を行っていない、としている。

(検察官の派遣状況)

検察官について、平成23年度は74法科大学院のうち、45校に対して延べ48人が派遣されている。

実地調査した38法科大学院についてみると、平成23年度は26校に対して派遣されており、そのメリットを聴取したところ、現役の検察官が派遣されることにより、現場での最先端の動きを把握することができることを挙げている。また、平成23年度に検察官が派遣されていない12校のうち7校については、元検察官や弁護士の実務家教員で足り、必要性を感じないことから派遣要請を行っていないとしている。

ア 制度の概要

連携法第2条第3号では、司法修習生の修習において、法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を修得させることと規定されている。

また、連携法第3条において、法科大学院における教育と司法試験（法科大学院の教育内容を踏まえた新たな司法試験をいう。以下同じ。）及び司法修習との有機的連携の確保について、国の責務として、
i) 法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図る責務を有すること、
ii) 法曹の養成が国の機関、大学

その他の法曹の養成に係る機関の密接な連携の下に行われることを確保するため、これらの機関の相互の協力の強化に必要な施策を講ずるものとするのが規定されている。

これらの規定にのっとり、法科大学院の教育と司法修習との有機的連携の確保に係る取組として、関係機関では次の取組が行われている。

(ア) 司法研修所が有するノウハウの法科大学院への提供

a 「法科大学院における「民事訴訟実務の基礎」の教育の在り方について」及び「法科大学院における「刑事訴訟実務の基礎」の教育の在り方」の提供

(資料提供の経緯・趣旨)

平成21年3月5日の司法修習委員会において、司法修習側からみた法科大学院における教育（実務導入教育）の内容のポイントや留意事項が議論され、「法科大学院における「民事訴訟実務の基礎」の教育の在り方について」及び「法科大学院における「刑事訴訟実務の基礎」の教育の在り方について」が同委員会意見として取りまとめられている。

当該資料は、法科大学院で教育されている法律実務基礎科目について、司法研修所として法科大学院に求める内容を授業計画案やシラバスを作る際の基本的な構成要素や留意事項という形で示したものであるが、法科大学院に対してこのような教育を期待するという趣旨であって、細かなところまで拘束する趣旨ではないとされている（第14回司法修習委員会議事録、平成21年3月5日）。

(司法研修所から法科大学院に対する両資料の提供方法)

また、最高裁判所は、当該資料を、i) 最高裁判所のウェブサイトへの掲載、ii) 平成21年3月14日の法科大学院協会総会後に開催された法律実務基礎科目に係るシンポジウム資料として机上配布、iii) 裁判官派遣教員を通じた法科大学院への情報提供、iv) 法律専門誌による周知などの方法により、公開、周知している。

b 司法研修所が作成した教材の提供

司法修習委員会においては、「司法研修所が、旧制度時代に蓄積してきた教材の作成方法や指導方法、起案その他の指導方法等の教育上のノウハウを法科大学院の教育に提供することが、全体のシステムを動かす上で重要」、「法科大学院に対し、教材だけでなくノウハウ的なものも提供し、あるいは意見交換をしていくということも重要な課題」とされている（第12回司法修習委員会議事録、平成20年3月6日）。

最高裁判所は、i) 司法研修所が編集した教材の法科大学院へ

の提供、ii)法科大学院教員と司法研修所との意見交換会の実施、
iii)裁判官派遣教員を研究員とした研究会の開催等を行っている。

(イ) 裁判官及び検察官の法科大学院への派遣

連携法第3条の趣旨にのっとり、法科大学院における法曹としての実務に関する教育の実効性の確保を図り、法曹養成の基本理念に即した法科大学院における教育の充実に資することを目的として、平成15年5月、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成15法律第40号。以下「派遣法」という。)が制定され、16年4月1日から施行されている。

(裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣手続)

派遣法においては、裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員(以下「検察官等」という。)が法科大学院において教授、助教授その他の教員としての業務を行うための派遣に関し必要な事項が規定されている。

派遣法においては、法科大学院設置者は、裁判官については最高裁判所に対し、検察官等については任命権者に対し、その派遣を要請することができる(第3条第1項)と規定されている。この規定に基づき、実務家教員の法科大学院への派遣は、法科大学院の要請に基づいて行われており、その手続は、最高裁判所に対するものについては最高裁判所規則で、検察官等に対するものについては人事院規則で定められている。

(法科大学院への実務家教員の派遣形態)

また、最高裁判所及び検察官等の任命権者に対して、派遣法に基づく要請があった場合は、派遣の必要性等を勘案して、相当と認める時は、期間を定めて派遣することとなる(第4条、第11条)。

派遣法に基づく法科大学院への実務家教員の派遣形態は、i)本来の職務とともに法科大学院における教授等の業務を行う形態(いわゆるパートタイム派遣。第4条)、ii)本来の職務は行わずに専ら法科大学院における教授等の業務を行う形態(いわゆるフルタイム派遣。第11条)の二種類がある。

派遣教員が検察官等の場合については、上記のパートタイム派遣及びフルタイム派遣のいずれもが可能であるが、裁判官の場合には憲法上の厳格な身分保障などに鑑み、パートタイム派遣の制度のみとなっている。

イ 政策効果の把握結果

(7) 司法修習委員会の委員及び幹事の選任状況

a 司法修習委員会委員の選任状況

当省の調査結果によると、司法修習委員会委員の選任状況は、平成15年度に裁判官1名（10%）、検察官1名（10%）、弁護士1名（10%）、司法研修所長1名（10%）、法科大学院関係者3名（30%）、その他の有識者3名（30%）の合計10人が任命されて以降、その構成に変化はない。

b 司法修習委員会幹事の選任状況

司法修習委員会幹事の選任状況は、平成15年度に裁判官2名（13.3%）、検察官2名（13.3%）、弁護士2名（13.3%）、関係機関の職員6名（40.0%）、法科大学院関係者3名（20.0%）の合計15名が任命されて以降、構成に変化はない。

(イ) 司法研修所のノウハウ（授業計画参考資料、教材）の法科大学院に対する提供

a 「法科大学院における「民事訴訟実務の基礎」の教育の在り方について」及び「法科大学院における「刑事訴訟実務の基礎」の教育の在り方について」の提供

司法修習委員会が、司法修習側からみた法科大学院における実務導入教育の内容のポイントや留意事項を「法科大学院における「民事訴訟実務の基礎」の教育の在り方について」及び「法科大学院における「刑事訴訟実務の基礎」の教育の在り方について」として取りまとめ、法科大学院に対して提供している。

最高裁判所から法科大学院に対する当該資料の提供方法については、i) 最高裁判所のウェブサイトへの掲示、ii) 平成21年3月14日の法科大学院協会総会後に開催されたシンポジウム資料として机上配布、iii) 裁判官派遣教員を通じての情報提供、iv) 法律専門誌による周知などの方法により行われている。

(a) 法科大学院38校における周知状況及び活用状況は、図表3-(2)-①のとおりである。

（資料の周知状況）

実地調査した38法科大学院について、その周知状況を確認したところ、資料の存在を知っていたものが33校、存在を知らなかったものが4校、回答がないものが1校であった。当該資料の存在を知らなかった4校にシンポジウムへの参加状況を確認したところ、2校は欠席したとしており、2校は出席状況が不明としている。

文部科学省は、当該資料の周知について、特段の取組を行っ

ていないが、当該資料が最高裁判所によって作成・提供されている事実を法科大学院に対して周知する必要があるとしている。

（資料の活用状況）

資料の存在を知っていた法科大学院33校について、その活用状況を確認したところ、資料を活用しているものが20校、活用していないものが11校、活用状況が不明としているものが2校であった。

資料を活用している20校について、その活用状況を確認したところ、当該資料を参考に授業計画を策定したとしている法科大学院が8校あり、特に1校においては、「刑事訴訟実務の基礎」に係る資料の使い勝手が良いとしている。

また、資料を活用していない11校について、その理由を確認したところ、資料の内容がすでに実施している内容であるためとするものが5校、分量が多すぎるなど活用しにくい内容であるためとするものが2校、資料の活用方法について検討中であるためとしているものが2校、参考としている資料が当該資料以外に多数あるためとしているものが1校、活用していない理由が不明のものが1校であった。

ただし、司法修習委員会においては、当該資料の作成趣旨について「司法研修所として法科大学院に求める教育内容を授業計画案やシラバスを作る際の基本的な構成要素や留意事項という形で示したものであり、あくまで、司法研修所側としては法科大学院に対してこのような教育を期待するという趣旨であり、細かな教育内容を拘束するものではない」としている（第14回司法修習委員会議事録、平成21年3月5日）。

また、最高裁判所は、当該資料について、最高裁判所の司法修習委員会等における議論の一応の到達点を反映したものであるが、法科大学院関係者との意見交換などを通じて更に議論が深められることが期待されているものとしている。

図表 3-(2)-① 授業計画参考資料の周知状況及び活用状況
(単位：校)

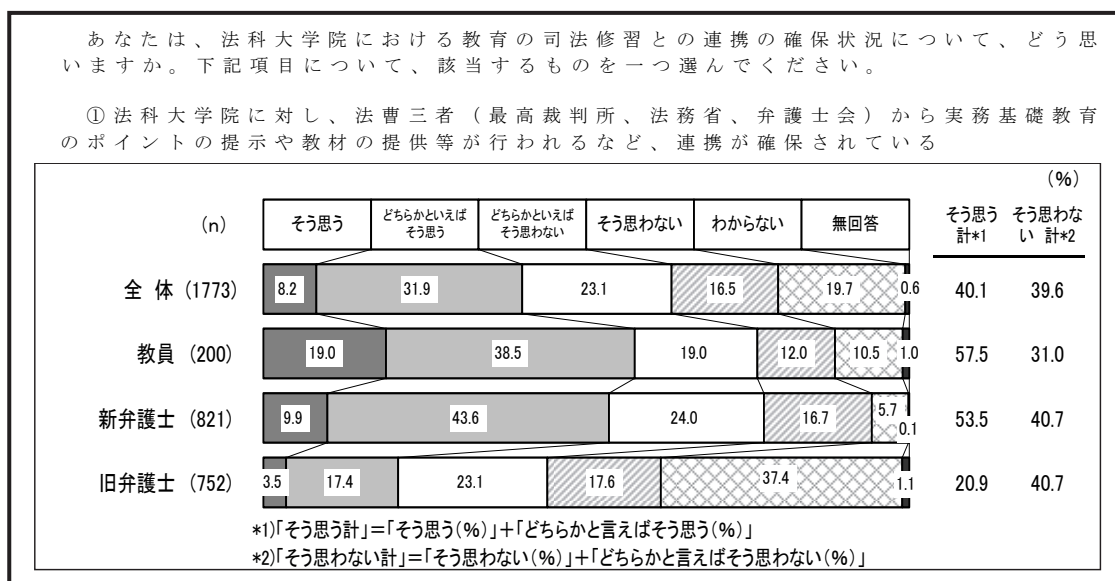
内 容	法科大学院数
資料を知っている	33
資料を活用している	20
資料を活用していない	11
資料の活用状況不明	2
資料を知らない	4
合 計	37

(注) 1 当省の調査結果による。

2 回答がない法科大学院(1校)があるため、上表の合計数と調査対象法科大学院数38校が合わない。

② 当省の意識調査結果において、法科大学院専任教員(以下「専任教員」という。)、新司法試験制度を経た弁護士(以下「新弁護士」という。))及び旧司法試験制度を経た弁護士(以下「旧弁護士」という。))に対して、実務基礎教育のポイントの提示や教材の提供が適切に行われ、法科大学院の教育と司法修習生の修習との有機的連携が確保されているか尋ねたところ、図表3-(2)-②のとおり、教員の57.5%及び新弁護士の53.5%が「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」としている。また、旧弁護士の40.7%が「そう思わない」又は「どちらかといえばそう思わない」、37.4%が「わからない」としている。

図表 3-(2)-② 意識調査結果(連携確保状況①)



(注) 当省の調査結果による。

b 司法研修所が作成した教材の提供

司法研修所が、旧制度時代に蓄積してきた教材の作成方法や指導方法、起案その他の指導方法等も含めた教育上のノウハウを法科大学院に提供することが、プロセスとしての法曹養成をより効果的に行う上で重要である（第12回司法修習委員会議事録、平成20年3月6日）とされている。

司法研修所においては、書籍教材について法科大学院協会を通じて各法科大学院に情報提供を行ったり、各法科大学院の希望の有無を聴取した上で視聴覚教材を無償で郵送するなどしている。

(ウ) 法科大学院教員と司法研修所との意見交換会

法科大学院協会では、新司法修習の集合修習に関する見学及び司法研修所との意見交換を内容とする教員研修について、平成23年度は、民事系教員研修は8月に（参加者12名）、刑事系教員研修は9月に（参加者14名）、いずれも司法研修所において実施している。

教員研修は、集合修習の授業を傍聴することで、法科大学院（主に研究者教員）に司法修習の実際についての知見を持ってもらうことに加えて、司法修習との有機的な連携を踏まえた法科大学院教育の在り方に関して、司法研修所教官と法科大学院教員との意見交換を行うことを目的としている。

なお、教員研修への参加者は人数が限られていることから、意見交換の内容は法科大学院協会のホームページに掲載され、法科大学院及び法科大学院教員に対して情報提供が行われている。

(イ) 法科大学院に対する裁判官及び検察官の派遣状況

連携法第3条の趣旨にのっとり、派遣法で規定されている裁判官や検察官の派遣状況を調査、分析した結果は以下のとおりである。

① 裁判官派遣教員

（裁判官派遣教員数の推移）

法科大学院に派遣されている裁判官教員数は、図表3-(2)-③のとおり、平成16年度は34名（1.4%）であったものが、23年度には75名（2.6%）まで増加している。

図表 3 - (2) - ③ 裁判官派遣教員数 (単位：人、%、校)

年度	H16 (a)	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23 (b)	b/a ×100	
裁判官	全 体 人 数	2,385	2,460	2,535	2,610	2,685	2,760	2,805	2,850	119.5
	実 務 家 教 員 数	34 (1.4)	61 (2.5)	68 (2.7)	71 (2.7)	73 (2.7)	74 (2.7)	75 (2.7)	75 (2.6)	220.6
	派 遣 校 数	29	48	55	56	57	57	58	58	200.0

(注) 1 最高裁判所提供資料による。
2 実務家教員数は、延べ数である。

(法科大学院ごとの裁判官派遣教員数の推移)

また、全74法科大学院ごとに見ると、図表 3 - (2) - ④のとおり、平成23年度に裁判官が2名以上派遣されているものが14校、1名派遣されているものが44校、派遣されていないものが16校となっている。派遣されていない16校はすべて発足当初（平成16年度又は17年度）から派遣されていない。

図表 3 - (2) - ④ 平成23年度裁判官派遣実績 (単位：校、%)

項 目	法科大学院数
2名以上派遣されている法科大学院	14 (18.9)
1名派遣されている法科大学院	44 (59.5)
派遣されていない法科大学院	16 (21.6)
合 計	74

(注) 最高裁判所提供資料による。

(実地調査対象法科大学院の平成23年度裁判官派遣状況)

さらに、当省が実地調査した38法科大学院のうち、平成23年度に裁判官派遣教員が配置されている32校について、そのメリットを聴取したところ、元裁判官ではなく現役の裁判官が派遣されることによって現場の最先端の動きが分かることであるとしている。

また、裁判官が派遣されていない法科大学院6校のうち3校については元裁判官や弁護士の実務家教員で足りており、現役裁判官の必要性を感じないことから派遣要請を行っていないとしている。

(裁判官派遣教員を研究員とした研修会)

法科大学院に派遣されている裁判官を対象として、司法研修所において、法律実務教育研究会を開催しており（平成23年度は23年9月と24年2月の2回実施）、法科大学院をめぐる最新の情報を提供するとともに、法科大学院で派遣教員が担当する実務基礎

科目について、実際の指導を行うに際して直面する諸問題についての共同研究を行っている。

② 検察官派遣教員

(検察官派遣教員数の推移)

法科大学院に派遣されている検察官教員数は、図表3-(2)-⑤のとおり、平成16年度は19名(1.3%)であったものが、23年度には48名(2.7%)まで増加している。

そのうち、平日夜間及び土日の授業時間帯の講義を担当している者の実績は、平成18年度は2名であったものが、23年度は4名となっている。なお、平成16年度及び17年度については、勤務日及び勤務時間について定めた取決書が保存期間(5年)を経過しており、平日夜間及び土日の勤務の有無は不明である。また、派遣法第11条派遣(フルタイム派遣)の検察官については、法科大学院設置者との取り決め上、取決書に定められた枠内において法科大学院側で割り振ることとなっているため、法務省では平日夜間及び土日を含む時間帯を担当する者の実績は把握できないことから、派遣法第7条による派遣(パートタイム派遣)のみの実績となっている。

図表3-(2)-⑤ 検察官派遣実績 (単位：人、%、校)

年度	H16 (a)	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23 (b)	b/a ×100
人数	1,505	1,548	1,591	1,634	1,679	1,723	1,768	1,791	119.0
実務家 教員数	19 (1.3)	44 (2.8)	53 (3.3)	49 (3.0)	49 (2.9)	52 (3.0)	51 (2.9)	48 (2.7)	252.6
平日夜 間及び 土日	不明	不明	2	1	3	2	3	4	—
派遣 校数	19	41	45	46	46	47	47	45	236.8

- (注) 1 法務省提供資料による。
 2 実務家教員数は、延べ数である。
 3 派遣法第7条(パートタイム派遣)の実績のみ。第11条(フルタイム派遣)の実績は、取決書に定められた枠内において法科大学院側で割り振るため、法務省では把握できない。
 4 平成16年度及び17年度については、勤務日及び勤務時間について定めた取決書の保存期間が保存期間(5年)を経過しており、平日夜間及び土日を含む時間帯の勤務の有無は不明。

(法科大学院ごとの検察官派遣教員数の推移)

また、全74法科大学院ごとに見ると、図表3-(2)-⑥のとおり、平成23年度に検察官が2名以上派遣されているものは3校、1名派遣されているものは42校、派遣されていないものは29校となっている。派遣されていない29校のうち21校は、発足当初(平成16年度又は17年度)から派遣されていない。

図表 3-(2)-⑥ 平成23年度検察官派遣実績（単位：校、％）

項目	法科大学院数
2名以上派遣されている法科大学院	3 (4.1)
1名派遣されている法科大学院	42 (56.8)
派遣されていない法科大学院	29 (39.2)
合計	74

（注）法務省提供資料による。

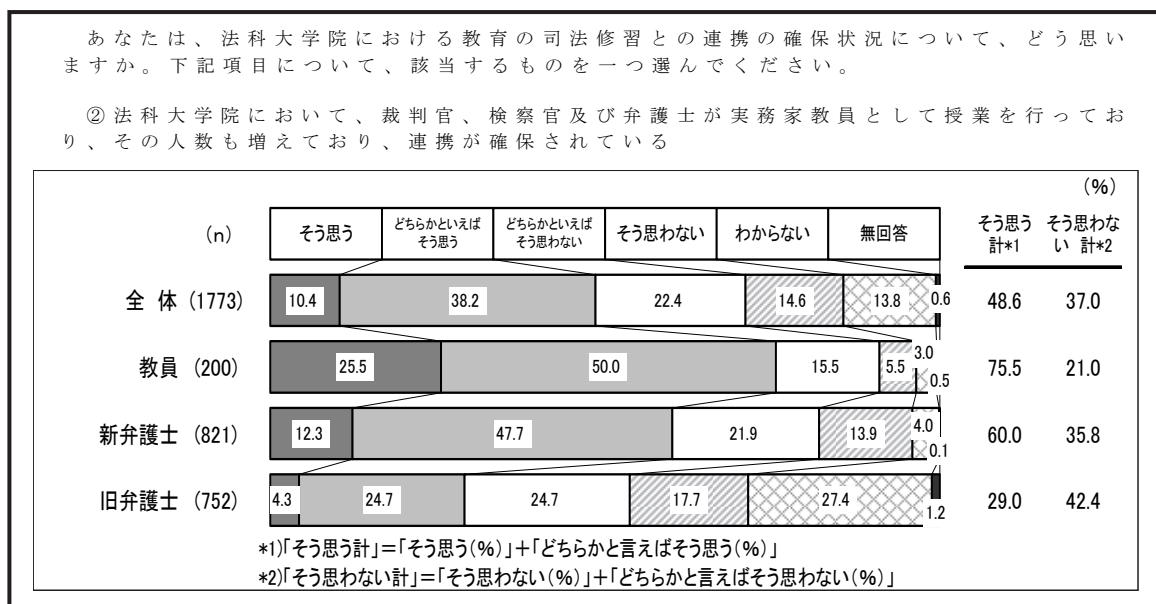
（実地調査対象法科大学院の平成23年度検察官派遣状況）

さらに、実地調査した法科大学院38校のうち、平成23年度に検察官派遣教員が配置されている26校について、そのメリットを聴取したところ、元検察官ではなく現役の検察官が派遣されることによって現場の最先端の動きを把握できることであるとしている。

また、配置されていない法科大学院12校のうち7校については、元検察官や弁護士の実務家教員で足りており、現役の検察官の必要性を感じないことから、派遣要請を行っていないとしている。

- ③ 当省の意識調査結果において、教員、新弁護士及び旧弁護士に対して、裁判官等が実務家教員として適切に派遣され、法科大学院の教育と司法修習生の修習との有機的連携が確保されているか尋ねたところ、表2-(3)-⑦のとおり、教員の75.5％及び新弁護士の60.0％が「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」としている。旧弁護士の42.4％が「そう思わない」又は「どちらかといえばそう思わない」、27.4％が「わからない」としている。

図表 3-(2)-⑦ 意識調査結果（連携確保状況②）



(注) 当省の調査結果による。

(自由記載事項：実務家教員の派遣による連携確保状況)

また、自由記載事項から実務家教員の派遣に関する記述を分類・集計した結果は、図表 3-(2)-⑧のとおりであり、回答数が多い事項としては、実務家教員の講義は有用である(21件)、実務家教員の派遣状況は区々となっている(14件)などの意見があった。

図表 3-(2)-⑧ 意識調査結果（実務家教員の派遣に係る連携の確保状況）
(単位：件)

自由記載分類		教員	新弁護士	旧弁護士	合計
派遣状況	① 実務家教員の派遣状況は法科大学院によって区々となっている。		12	2	14
	② 実務家教員の待遇(給与等)が悪く、確保が難しくなっている。		2	5	7
	③ 実務家教員は十分に配置されている。		1	1	2
	④ 実務家教員は十分に配置されていない。		1		1
	⑤ 地方の小規模の法科大学院には、事実上派遣が認められていない。	1			1
の能力へ	① 実務家教員(の講義)は有用である。	6	13	2	21
	② 実務家教員の能力には不足がある。	1	2	2	5
	③ 法科大学院側に実務家を軽視する風潮がある。			1	1
合計		8	31	13	52

(注) 当省の調査結果による。

（自由記載事項：実務家教員の派遣に係る今後の充実方策）

また、自由記載事項から実務家教員の派遣に係る今後の充実方策に関する記述を分類・集計した結果は、図表3-(2)-⑨のとおりであり、回答数が多い事項としては、法科大学院における実務家教員の数を増やすべき（17件）、法科大学院における実務家教員の待遇を改善し、教員を確保しやすくするべき（3件）、実務家教員を法科大学院の運営にもっと関与させるべき（3件）などの意見があった。

図表3-(2)-⑨ 意識調査結果（実務家教員の派遣に係る今後の充実方策）（単位：件）

自由記載分類		教員	新弁護士	旧弁護士	合計
教員確保	① 法科大学院における実務家教員の数を増やすべきである。	2	8	7	17
	② 法科大学院における実務家教員の待遇を改善し、教員を確保しやすくするべき。			3	3
	③ 法科大学院に対して派遣する教員数の最低基準を規定するべき。	1	1		2
	④ 法科大学院における実務家教員の数を増やせば良いというわけではない。			1	1
向能力	① 実務家教員の教育能力を向上させる取組を行うべき。	1		1	2
関与	① 実務家教員を法科大学院の運営にもっと関与させるべき。		1	2	3
	② 派遣期間を長くすることで、実務家教員の法科大学院への関与を深めるべき。		1		1
合計		4	11	14	29

（注）当省の調査結果による。

ウ 評価の結果

法科大学院教育と司法修習の有機的連携について、i) 当省が実地調査した38法科大学院について、司法研修所により提供された授業計画参考資料である「法科大学院における「民訴訟実務の基礎」の教育の在り方について」及び「法科大学院における「刑事訴訟実務の基礎」の教育の在り方について」が法科大学院に対して広く認知され（38校中33校）、そのうち約6割の法科大学院（33校中20校）が同資料を参考として授業計画を作成していること、ii) 年に2回、法科大学院教員と司法研修所教官の間で意見交換会が開催され、その結果は法科大学院協会のウェブページにおいて広く公表されていること、iii) 全74法科大学院において、平成16年度から23年度にかけて裁判官及び検察官の派遣数が増加していること（裁判官数：2.2倍、検察官数：2.5倍）から、一定の取組が行われており、連携は図られているものとみられる。

また、当省の意識調査において、専任教員及び新弁護士は、i) 実務基礎教育のポイントの提示及び教材の提供、ii) 裁判官、検察官及び弁護士等の派遣が適切に行われていることにより、法科大学院教育と司法修習の有機的連携が確保されているとみている。

なお、有機的連携に係る取組が実施された結果として、例えば、i) 司法研修所が提供している授業計画参考資料を参考として授業計画が作成されることにより、法科大学院における実務基礎科目の内容が司法修習の内容を踏まえたものになること、ii) 裁判官及び検察官の派遣数の増加により、法科大学院における実務教育の実効性が向上することといった効果が生じていると推察される。

4 修了者等への支援策

(要旨)

(1) 修了者の進路の把握

- ① 平成 23 年司法試験（法科大学院の教育内容を踏まえた新たな司法試験をいう。以下同じ。）終了後において、74 法科大学院の修了者の累計 2 万 5,825 人のうち合格者数は 1 万 1,105 人（43.0%）、修了後 5 年を経過（24 年 3 月 31 日での経過予定を含む。）し受験資格を喪失した者（以下「受験資格喪失者」という。）の累計は 4,252 人（16.5%）となっている。

修了の年度別でみると、既修者のみであった平成 17 年度修了者 2,176 人では、658 人（30.2%）が受験資格を喪失し、また、未修者も加わった 18 年度修了者 4,418 人では、24 年 3 月 31 日に 2,230 人（50.5%）が受験資格を喪失している。

- ② 大量の受験資格喪失者が発生している一方、実地調査した 38 法科大学院において、修了者（司法試験合格者、受験資格を保有する者及び受験資格喪失者）の就職や進学等の進路、又は今後の司法試験の受験動向等、その実態が必ずしも把握できていない状況がみられた。

当該 38 法科大学院のうち 29 校において、組織として修了者の進路の把握が行われている。この 29 校を含め実地調査した 38 校においては、平成 23 年 4 月 1 日現在、司法試験合格者以外で進路が把握できていない者は、修了者 1 万 5,320 人のうち 4,922 人（32.1%）となっている。

- ③ 法科大学院は、i) 修了者の進路を把握・分析し、今後の教育内容・方法に役立てること及び入学希望者等への情報公開を趣旨として、認証評価基準に修了者の進路の項目が追加されたこと、ii) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）が改正され、平成 23 年 4 月から修了者の進路の公表が求められていることから、修了者の進路の把握の必要性を認識している。しかし、法科大学院からは、i) 強制的な措置にはなっていない、ii) 個人情報保護との兼ね合いがある等、制度的な支障等があり困難であるとする意見、また、修了者の意思によるものである等、制度的な要因以外の支障があり困難であるとする意見がみられた。

(2) 法科大学院（38 校）における不合格者対策の実施状況

- ① 当省が実地調査した 38 法科大学院のうち 37 校において、司法試験受験予定者に対する支援が行われており、特段の支援を行っていないものが 1 校みられた。支援の内容は、i) 法科大学院の施設・設備（自習室、資料室、図書室、ロッカー等）の利用が 36 校、ii) オフィスアワーの利用等による教員への質問が 32 校、iii) 授業（正課）への聴講が 21 校、iv) 正課外の勉強会等への参加が 29 校、v) 在学生が使用している教材等の閲覧・使用が 30 校となっている。

このほか、i) アドバイザー支援制度や ii) OB 組織からの寄附基金に基

づき、弁護士をチューターとする修了者の勉強会の実施などの取組もみられた。

- ② 当該 38 法科大学院において、受験資格喪失者に特化した支援を実施しているものはみられなかった。しかし、受験資格を保有する修了者と同様に、i) ジュリナビを通じた求人情報の提供、ii) 大学として取り組んでいる既卒者向けの就職支援のサービスを利用させるなどの就職支援等の取組がみられた。

当該 38 法科大学院の中には、「受験資格喪失者がそもそも特定できない」とする意見や「受験資格喪失者は今後増えてくるため、何らかの手を差し伸べる必要はあるが、不合格者対策は社会全体の制度設計と関わっており、関係府省が協力して、支援策を考える必要がある」とする意見がみられた。

- ③ 司法試験の受験には、法科大学院修了後 5 年間に 3 回まで受験できるという受験回数制限が設けられているが、当省が実施した意識調査においては、法科大学院専任教員、新司法試験制度を経た弁護士、旧司法試験制度を経た弁護士及び国民に対して、その趣旨及び大量の受験資格喪失者が生じていることを示した上で、政府が不合格対策として特段の措置を講ずる必要性の有無について尋ねたところ、約 6 割が「必要はない」と回答した。

(3) 法科大学院（38 校）における在学生及び修了者に対する就職等の支援状況

- ① 実地調査した 38 法科大学院において、在学生に対する就職等の支援状況をみると、大学全体の就職支援等のサービスの利用も含め、就職支援対策を実施しているものが 35 校みられた。このうち、i) 就職に関する情報提供（法曹以外の進路の情報提供を含む。）を行っているものが 35 校、ii) 隣接士業、公務員試験対策に係る講座の開設を行っているものが 14 校みられた。

大学として行っている就職支援ではなく、法科大学院独自の取組として、i) 就職担当教員の配置、ii) OB・OG等の外部講師（法曹、企業法務従事者、行政官等）による講演会等の取組がみられた。

- ② 当該 38 法科大学院のうち 26 校において、修了者に対する就職等の支援が行われており、特段の支援を行っていないものが 12 校みられた。
- ③ 在学生及び修了者に対する法曹以外への就職支援等を行うことについては、i) 学生のニーズがない（4 校）、ii) 法曹養成に特化した法科大学院において別の道への支援を行うことははばかれる（1 校）とする法科大学院もみられた一方で、i) 希望する学生に対する就業支援の充実を図る（1 校）、ii) 現状の司法試験の合格率に鑑みると、今後は法科大学院が就職支援を行う必要があると考えている（1 校）とする法科大学院もみられた。
- ④ 法科大学院修了者に対するニーズについて、経営法友会（企業内の法務担当者によって組織される団体）では、企業法務では、法学を学んで企業で活躍する者も求めているため、法曹の資格を持っていなくても、修了者は魅力ある人材であるとしている。

(4) 法科大学院修了者の再入学及び司法試験予備試験受験の状況

① 今回、当省が調査した結果、司法試験の受験資格を再度取得するために、法科大学院へ再入学している者が、実地調査した 38 法科大学院のうち 14 校で 25 人いることが把握された。当該 38 法科大学院の中には、入学手続において、再入学であることを明らかにする必要がないため、再入学者の有無自体が把握できないとする法科大学院もみられた。

一方、再入学については、司法制度改革の理念に照らして、i) 一切認めていないものが当該 38 法科大学院のうち 2 校、ii) 条件を付け制限を設けているものが 9 校みられた。この 9 校のうち、i) 受験回数制限が設けられている趣旨から、修了から 5 年を経過していない者については認めていないものが 5 校、ii) 同一学位の取得になるため、学内の修了者は認めていないものが 4 校みられた。

② 74 法科大学院において、法科大学院修了者で受験資格を喪失した者の中には、平成 23 年から開始された司法試験予備試験を受験している者もみられ、出願者が 471 人、受験者が 198 人、このうち最終合格者は 19 人であった。

(1) 制度の概要

ア 修了者の進路の把握

(中教審法科大学院特別委員会報告)

法科大学院修了者の進路の把握については、「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」(平成 21 年 4 月 17 日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会)(以下「中教審法科大学院特別委員会報告」という。)において、「質を重視した評価システムの構築」として、①「教育水準と教員の質に重点を置いた認証評価」及び②「積極的な情報公開の推進」等が取り上げられている。

まず、「教育水準と教員の質に重点を置いた認証評価」について、中教審法科大学院特別委員会報告では、「認証評価においては、次の二巡目のサイクルに向けて、質の評価に軸足を置いた評価基準・方法などへの改善が求められる」として、認証評価基準では、法科大学院教育の質の保証の観点から、重点評価項目とする必要があるものとして、例えば、修了者の進路(司法試験の合格状況を含む。)が挙げられている。

次に、「積極的な情報公開の推進」について、中教審法科大学院特別委員会報告では、①法科大学院修了者は、司法試験の受験資格を付与されることから、法科大学院の教育活動について、社会的な関心が高いため、また、②法科大学院入学希望者にとっても、入学を選択する際に各法科大学院の教育活動の情報は必要不可欠であるため、「今後、各法科大学院においては、例えば、入学者選抜、教育内容、教員及び司法試験をはじめとする修了者の進路等の情報を一層、積極的に提供していく必要がある」とされており、法科大学院が一層、積

極的に公開していく情報の一つとして、司法試験を始めとする修了者の進路等が挙げられている。

なお、中教審法科大学院特別委員会報告においては、修了者の進路等とは、「修了者数、修了率、司法試験受験者数・合格者数・合格率及び進路など」とされており、さらに、「このような各法科大学院における情報（特に修了者の進路など）については、法科大学院の自主的な組織において総合的に集積・管理しておくことが期待される」とされている。

（学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正）

中教審法科大学院特別委員会報告を受けて、文部科学省は、法科大学院が法曹養成の中核的な機関としての役割を十分果たしているか評価するために、評価基準・方法を改善する必要があるとして、平成 22 年 1 月に中央教育審議会に諮問し、2 月に同審議会の答申を受けて、同年 3 月、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成 16 年文部科学省令第 7 号）を改正し、法科大学院の課程を修了した者の進路（司法試験の合格状況を含む。）について認証評価を行うことを追加し、4 月 1 日から施行している。

文部科学省は、平成 22 年 3 月の改正に際して、「専門職大学院及び学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成 22 年 3 月 22 日付け 21 文科高第 668 号文部科学大臣政務官通知）により、その趣旨や留意事項を各法科大学院に通知している。その中で、①法科大学院の修了者の進路については、司法試験の合格状況や法曹三者への進路のみでなく、各法科大学院の掲げる人材育成の目標を踏まえた企業や官公庁等の多様な職域への進路を含むものであるということに留意する必要がある、②司法試験の合格状況については、単に司法試験の合格率等の数値的指標のみでなく、合格状況の分析やその改善に向けた教育内容、教育体制の見直しが適切に行われているかなど、法科大学院の取組について、総合的に評価される必要があるということを示している。

（法科大学院認証評価機関における認証評価基準の改正）

これを受けて、各法科大学院認証評価機関（注）は、修了者の進路を把握することを評価基準に盛り込んでいる。

- ① 公益財団法人日弁連法務研究財団は、法科大学院評価基準（平成 22 年 5 月 11 日策定、22 年 12 月 1 日一部改正）において、「自己改革」に対する評価として、「法科大学院に求められる社会的使命をどの程度果たしているかを適切に探索・探求しているか」という視点で、「修了者の進路（法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）、企業、官公庁等の多様な職域への進路をいい、過去 5 年間の司法試験の合格状況も含まれる。）を適切に把握するよう努力

しているか」について評価の対象としている。そして、「修了者の進路」等の検証等の結果を踏まえ、「問題の有無を適切に把握し、問題がある場合にはそれにどのように取り組み、問題がない場合にも、よりよい法曹養成教育が可能になるよう改善の取り組みがなされているか。また、それらの取り組みがどのように機能しているか。」とされている。

- ② 独立行政法人大学評価・学位授与機構は、法科大学院評価基準要綱（平成16年10月策定、22年9月改定）において、i）「自己点検及び評価等」の中で、「修了者の進路及び活動状況」を含む評価が実施され、その結果が法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること、ii）「情報の公表」の中で、法科大学院の教育活動等に関する重要事項として、積極的に提供され、毎年度公表されるべき事項の一つとし、法科大学院の課程を修了した者の進路を認証評価の対象としている。同要綱における「修了者の進路及び活動状況」とは、その解釈指針において、「司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況、並びに企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況」とされている。
- ③ 財団法人大学基準協会は、法科大学院基準において、大項目「教育の内容・方法・成果等」の中に「司法試験の合格状況を含む修了者の進路の把握及び公表」として「修了者の法曹以外を含めた進路を把握する体制を整備しているか」、「修了者の進路の状況及び社会における活動の状況等を、社会に対して公表しているか」を、評価の視点としている。また、「司法試験受験者数及び合格者数並びに標準修業年限修了者数及び修了率等に関する情報を適切に把握・分析し、法科大学院の恒常的な改善を図るために活用しているか。かつ、それが理念・目的及び教育目標の達成に結び付いているか」については、法令に準じて求める基本事項であるとしている。

このように、法科大学院認証評価においては、修了者の把握が求められているのは、入学志願者等への情報公開という観点に加え、法科大学院が教育研究活動を通じていかなる教育効果が上がっているかを不断に検証することが重要であり、そのためには、法曹三者の進路だけでなく、それ以外の企業や官公庁といった方面に就職した者を含んだ修了者の進路に関する情報を把握・分析することによって、教育内容・方法等の改善を図り、恒常的に改善努力を行うことが必要であることとされる2つの側面がある。

（注）平成23年3月現在、法科大学院を対象とする認証評価機関は3機関（公益財団法人日弁連法務研究財団（平成16年8月31日認証）、独立行政法人大学評価・学位授与機構（平成17年1月14日認証）及び財団法人大学基準協会（平成19年2月16日認証））である。

（学校教育法施行規則の改正）

また、大学等（短期大学、大学院を含む。）が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進することを目的として、平成22年に学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）が改

正され、大学等の教育研究活動等の状況について公表する情報の一つとして、修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学、就職等の状況に関することが規定され、23年4月1日から施行されている（注）。

（注）学校教育法施行規則第172条の2は、「大学」について規定しているが、文部科学省は、同条は大学院を含むとしており、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成22年6月16日付け22文科高第236号）で明示しているとしている。

（2）政策効果の把握結果

ア 修了者の進路の把握

（7）司法試験実施年別の合格者数及び不合格者数

司法試験（法科大学院の教育内容を踏まえた新たな司法試験をいう。以下同じ。）の実施年別の受験結果は、図表4-(1)-①のとおり、受験者数は毎年増加し続けているものの、合格率は、18年司法試験の48.3%から毎年低下し続けており、直近の23年司法試験では23.5%となっている。

このため、実施年ごとの司法試験に合格しなかった者の数（不合格者数）は、毎年増加し続けており、図表4-(1)-①及び②のとおり、平成18年司法試験は1,082人であったものが、直近の23年司法試験では、6,702人となっている。

上述のとおり、司法試験は、5年間に3回までの受験回数制限が設けられているため、まだ受験資格を保有している者は、翌年以降の司法試験を受験することができるが、一方、司法試験を3回（法科大学院修了前2年間の旧司法試験の受験回数も含む。）受験し、合格しなかった者又は3回未満の受験であっても、修了から5年以上が経過した者は、受験資格を喪失する。

当省の「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会」においては、委員の中から、「受験資格喪失者などの不合格者に対するケアはどの程度行われているのか。現在、法務省及び文部科学省は、その実態を把握していないが、速やかに把握し、何らかの抜本的対策を講ずべき」という指摘がみられた（注）。

（注）「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会報告書」（平成22年12月、法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会）参照。

図表 4 - (1) - ① 司法試験の実施年別の受験結果（全 74 校）

（単位：人、％）

	平成 18 年 試験	19 年 試験	20 年 試験	21 年 試験	22 年 試験	23 年 試験
出願者数	2,137	5,401	7,842	9,734	11,127	11,891
受験予定者数	2,125	5,280	7,710	9,564	10,908	11,686
受験者数	2,091	4,607	6,261	7,392	8,163	8,765
短答式試験の合格に必要な成績を得た者数	1,684	3,479	4,654	5,055	5,773	5,654
最終合格者数	1,009	1,851	2,065	2,043	2,074	2,063
合格率	48.3	40.2	33.0	27.6	25.4	23.5
不合格者数	1,082	2,756	4,196	5,349	6,089	6,702

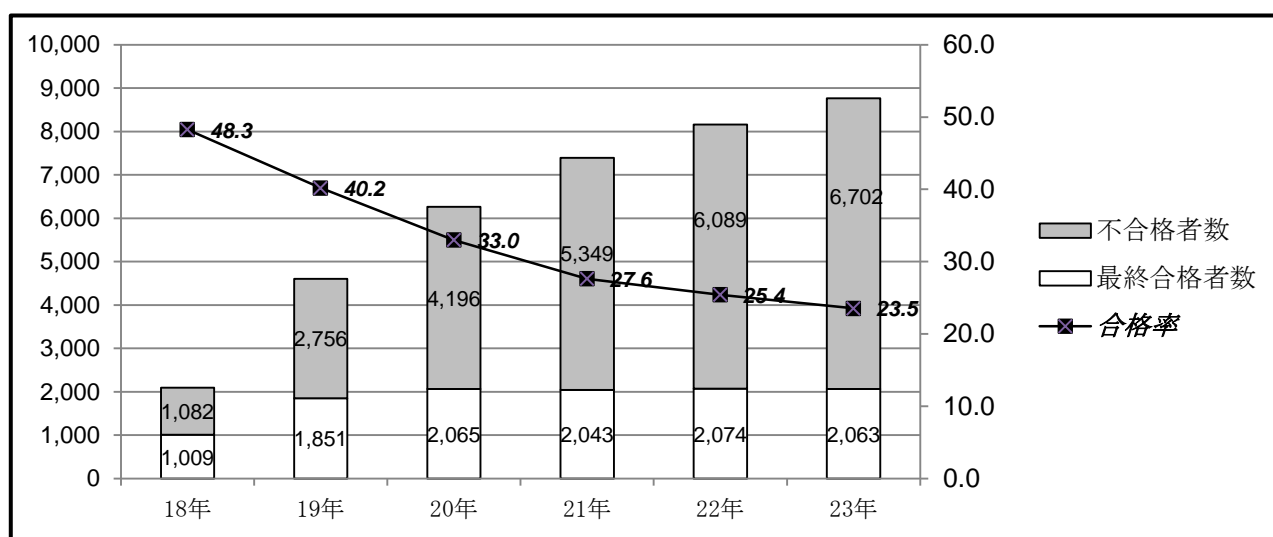
（注） 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。

2 「出願者数」と「受験予定者数」があるのは、法科大学院修了見込みの段階で翌年の司法試験の出願手続が開始されるためであり、修了した者のうち出願していた者が受験予定者数である。

3 平成 18 年試験については、未修者の修了者が当該時点でいないため、既修者のみである。

図表 4 - (1) - ② 司法試験の実施年別の受験結果（全 74 校）

（単位：人、％）



（注）法務省の資料に基づき当省が作成した。

(イ) 74 法科大学院における受験資格喪失者の累計

（司法試験合格率）

「司法制度改革審議会意見書－21 世紀の日本を支える司法制度－」（平成 13 年 6 月。以下「審議会意見」という。）において、「法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約 7～8 割）の者が司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきである」、「第三者評価による適格認定を受けた法科大学院の修了者の新司法試験の受験については、法科大学

院及び新司法試験制度の趣旨から、3回程度の受験回数制限を課すべき」とされ、当初は、司法試験は、修了者に対して3回程度の受験機会を付与すれば、その約7、8割は合格するものと想定されていた。

また、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)においては、「法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度(例えば約7～8割)の者が新司法試験に合格できるように努める」とされた。

しかし、司法試験の実施年(単年)ごとの合格率は、図表4-(1)-③のとおり、司法試験が開始された平成18年以降、5割を超えたことがなく、最も高いもので既修者の修了者のみを受験した18年試験の48.3%となっている。さらに、合格率は、18年以降、毎年低下し続けており、直近の23年試験では23.5%となっている。このため、3回までの受験機会があるとしても、修了者の相当程度(例えば約7～8割)が合格することは厳しい状況となっている。

(74 法科大学院における受験資格喪失者の累計)

一方、司法試験は、審議会意見に盛り込まれたように、i) 法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備する以上、法科大学院における教育効果が薄れないうちに司法試験を受験させる必要があること、また、ii) 受験生が滞留することにより新たな受験競争が始まることを回避し、本人に早期に転身を促して、法学専門教育を受けた者を法曹以外の職業で活用することから、合理的な範囲内で受験回数の制限を設ける必要があるとされた。

そこで、司法試験法(昭和24年法律第140号)第4条には、司法試験の受験に当たっては、「法科大学院修了の日後の最初の4月1日から起算した5年間経過する期間のうち3回の範囲内」という受験回数制限が設けられている。このため、この期間内に合格しない限りは、受験資格を喪失する者(以下「受験資格喪失者」という。)(注1)が生じることとなる。

図表4-(1)-③のとおり、平成18年試験終了後から21年試験終了後までは、5年以上を経過した者が生じていないため、受験資格喪失者は少なかったものの、18年に司法試験が開始されて以降、毎年、受験資格喪失者が生じている。また、修了から5年以上を経過した者が生じ始めた22年以降の司法試験では、3回までの受験機会を行使しなかった者であっても期間の満了に伴い、受験資格を喪失するため、22年試験終了後は1,101人、23年試験終了後は2,286人(注2)がそれぞれ新たに生じ、23年試験終了後までの受験資格喪失者は、累計で4,252人となっている。

今後は、法科大学院の入学定員の見直し等による修了者の減少により、司法試験の受験者自体が大幅に減少することが見込まれているが、修了から5年を経過する者が毎年必ず生じていくことから、現状の合格率等の下では、

毎年、相当数の受験資格喪失者が生じることとなる。

なお、法務省では、平成 24 年の司法試験の実施に係る予算を概算するに当たって、平成 23 年度に、修了見込者数、受験予定者数及びこれまでの実績等を基に、受験者数等を予測しており、その数値を用いると、受験回数の満了による受験資格を喪失する者は、図表 4 - (1) - ④のとおり、24 年司法試験では 1,733 人、25 年試験では 1,841 人と予測される。

(注 1) ここでの「受験資格喪失者」は、司法試験を 3 回受験し（法科大学院修了前 2 年間の旧司法試験の受験回数も計上される。）、合格せずに受験資格を喪失した者だけでなく、法科大学院を修了したものの、合格しないまま受験資格を有する 5 年間を経過した者も含めている。

したがって、法科大学院を修了したものの、司法試験に合格していない者であるため、3 回全ての受験機会を行使せず法曹以外の進路に転向した者や修了後に旧司法試験の受験を選択し、それに合格した者等も含まれている。

(注 2) 注 1 のとおり、平成 18 年度修了者のうち司法試験に合格しなかった者は、23 年司法試験終了直後（最終合格発表日である 23 年 9 月 8 日）の時点では、正確には 24 年 3 月 31 日を迎えていないため、修了から 5 年が経過しておらず、受験資格喪失とはならないが、事実上 24 年の司法試験は受験できないため、ここでは、受験資格喪失者に含めている。

図表 4 - (1) - ③ 司法試験年ごとの受験資格喪失者数（全 74 校）

（単位：人、％）

	平成 18 年 試験	19 年 試験	20 年 試験	21 年 試験	22 年 試験	23 年 試験	累積者数
受験者数	2,091	4,607	6,261	7,392	8,163	8,765	23,432
合格者数 (合格率)	1,009 (48.3)	1,851 (40.2)	2,065 (33.0)	2,043 (27.6)	2,074 (25.4)	2,063 (23.5)	11,105 (-)
24 年 3 月 31 日時点での 受験資格喪失者数 (() 内の数は(注) 4 参照)	6 (6)	47 (47)	241 (241)	571 (571)	1,101 (872)	2,286 (1,381)	4,252 (3,118)
うち 17 年度修了者	6	44	183	62	363	—	658 (確定)
うち 18 年度修了者	—	3	55	449	222	1,501	2,230 (確定)
うち 19 年度修了者	—	—	3	58	475	273	809
うち 20 年度修了者	—	—	—	2	41	479	522
うち 21 年度修了者	—	—	—	—	0	30	30
うち 22 年度修了者	—	—	—	—	—	3	3

(注) 1 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

2 平成 23 年司法試験終了後（平成 23 年 9 月 8 日現在）の法科大学院全校（74 校）の状況である。

3 平成 17 年度及び 18 年度修了者の受験資格喪失者数は、法科大学院を修了したが、司法試験を受験しなかった者等も含んでいる。

4 新司法試験における受験回数の対象となる試験を 3 回受験し、合格しなかった者（3 回目に旧司法試験を受験した者を除く。）数である。

5 「累積者数」中の「受験者数」は実数である。

6 平成 18 年試験終了後及び 19 年試験終了後に受験資格喪失者が生じているのは、法科大学院修了 2 年前に受験した旧司法試験の受験回数が算入されるためである。

図表 4 - (1) - ④ 受験資格喪失者のうち 3 回受験し 3 回合格しない者数

(単位：人)

		平成 20 年 試験	21 年 試験	22 年 試験	23 年 試験	24 年 試験	25 年 試験
受験資格喪失者のうち 3 回 受験し 3 回合格しない者数	予測	—	—	—	1,324	1,733	1,841
	実績	241	571	872	1,381	—	—

(注) 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。

2 平成 24 年司法試験の実施に係る予算を概算するために平成 23 年度に算出した数値を基にした予測である。

3 修了から 5 年を経過し、受験資格を喪失する者は含まれない。

(修了年度別にみた受験資格喪失者数)

平成 17 年度修了者及び 18 年度修了者で司法試験に合格しなかった者は、23 年司法試験終了後は、3 回（法科大学院修了前 2 年間の旧司法試験の受験回数も含む。）の受験の有無にかかわらず法科大学院修了翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年以上が経過するため、その全員が受験資格を喪失している（注 1）。

平成 23 年司法試験終了後の受験資格喪失者数の割合をみると、図表 4 - (1) - ⑤及び⑥のとおり、既修者だけであった 17 年度修了者は、修了者 2,176 人のうち 658 人（30.2%）が受験資格を喪失している。また、既修者だけでなく、新たに未修者も加わった 18 年度修了者は、修了者 4,418 人のうち 2,230 人（50.5%）が受験資格を喪失している（注 1、2）。

(注 1) 平成 17 年度修了者は、当時開設していた法科大学院 62 校の既修者のみの修了者であり、18 年度修了者は、当時開設していた法科大学院 69 校の既修者及び未修者の修了者である。

(注 2) 平成 18 年度修了者は、正確には平成 24 年 3 月 31 日で受験資格を喪失する。

図表 4 - (1) - ⑤ 平成 23 年司法試験までの修了年度別にみた受験資格喪失者数等
(全 74 校)

(単位：人、%)

	平成 17年度 修了者	18年度 修了者	19年度 修了者	20年度 修了者	21年度 修了者	22年度 修了者	累計
修了者数	2,176	4,418	4,910	4,994	4,792	4,535	25,825
合格者数	1,518	2,188	2,226	2,228	1,798	1,147	10,105
受験未了者数 (受験資格保有者数)	—	—	1,875	2,244	2,964	3,385	11,468
受験資格喪失者数 (24年3月31日時点)	658 (確定)	2,230 (確定)	809	522	30	3	4,252
うち新司法試験における 受験回数の対象となる 試験を3回受験し、 合格しなかった者(3 回目に旧司法試験を受 験した者を除く。)数	429 (確定)	1,325 (確定)	809	522	30	3	3,118
修了者に占める受験資 格喪失者の割合	30.2 (確定)	50.5 (確定)	16.5	10.5	0.6	0.1	16.5

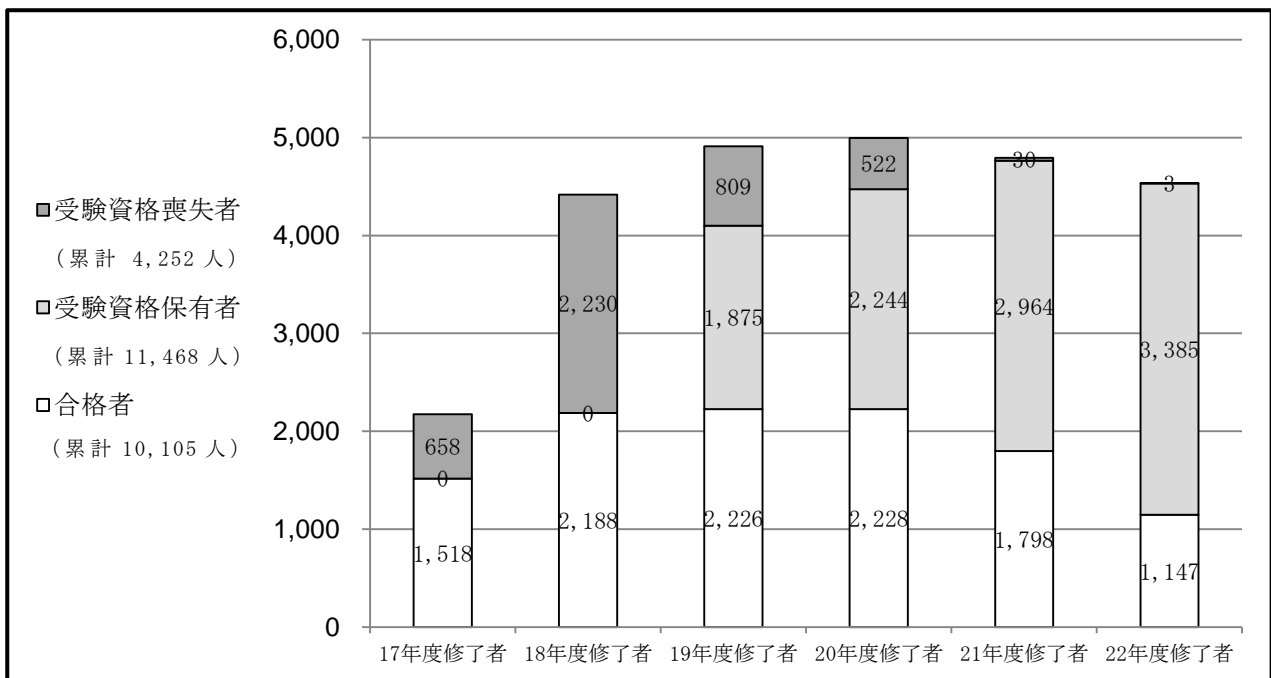
(注) 1 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

2 平成 23 年司法試験終了後(平成 23 年 9 月 8 日現在)の状況である。

3 平成 17 年度及び 18 年度修了者の受験資格喪失者数は、法科大学院を修了したが、司法試験を受験しなかった者等も含んでいる。

図表 3 - (4) - ⑥ 平成 23 年司法試験までの修了年度別にみた受験資格喪失者数等
(全 74 校)

(単位：人、%)



(注) 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

(ウ) 法科大学院（38校）における修了者の進路の把握に関する取組状況

修了者の進路の把握については、上述のとおり、平成23年度から各法科大学院において取組が開始されている。しかし、現状は、司法制度改革当初の想定より、法科大学院を修了しても、司法試験に合格していない者が多くなっていること、また、平成21年4月の中教審法科大学院特別委員会報告において、法科大学院の自主的な組織における総合的な集積・管理が期待されていることから、今回、当省が実地調査した38法科大学院について、組織としての修了者の進路の把握状況を調査した。

その結果、図表4-(1)-⑦のとおり、平成23年4月1日現在、組織として取組を行っているものが29校（76.3%）（注）、行っていないものが9校（23.7%）みられた。なお、取組を行っていない9校でも、今後、取組を予定している又は検討しているとしている。

（注）ただし、取組を行っている法科大学院には、修了時のみアンケート調査を実施し、「司法試験受験予定」までしか把握していないとする法科大学院も含めている。

しかし、司法試験は、法科大学院修了後に受験することになるため、修了時の進路の把握のみでは、その受験結果及びその後の就職等の進路の把握はできない。

図表4-(1)-⑦ 修了者の進路の把握についての組織としての取組の実施状況（38校）

（単位：校）

取組の有無	法科大学院数
組織として取組を行っている法科大学院	29
組織として取組を行っていない法科大学院	9
うち今後予定している又は検討としている法科大学院	9
合計	38

- （注） 1 当省の調査結果による。
2 平成23年4月1日現在の状況である。

(イ) ホームページによる修了者の進路に関する公表状況

平成24年2月28日現在において、74法科大学院のホームページによる修了者の進路に関する公表状況を見ると、図表4-(1)-⑧のとおり、司法試験合格者の就職先等を掲載しているものは17校（修了年度及び人数の内訳が不明な1校を含む。）みられた。このうち就職先の法律事務所名も掲載しているものもみられる（1校）。

一方、図表4-(1)-⑧のとおり、合格者以外の就職先等を掲載しているものは6校（修了年度及び人数の内訳が不明な1校を含む。）みられた。このうち合格者とそれ以外の者の進路を分けて掲載し、法曹以外の道へ進んだ者の就職先等も掲載し情報提供しているものもみられる（2校）。

図表 4 - (1) - ⑧ 各法科大学院のホームページでの修了者の進路に関する情報の公表状況（平成 24 年 2 月 28 日現在）（全 74 校）

（単位：校）

法科大学院ホームページでの掲載内容		法科大学院数	
修了者の進路	合格者の進路	司法試験合格者の就職先等（裁判所、弁護士事務所、企業法務、官公庁等の別）を掲載しているもの	17
		うち就職先の名称等（法律事務所等名）までを掲載しているもの	1
	上記以外の進路	法曹以外の道に進んだ者の就職先等（官公庁、民間企業等の別）を掲載しているもの	6
		うち就職先の名称等（企業等名）までを掲載しているもの	0

- （注） 1 当省の調査結果による。
 2 平成 24 年 2 月 28 日現在の状況である。
 3 上表は、修了者の進路に関する情報等を主要な目的として、掲載しているものであり、ホームページに自己評価書のリンクを掲載しているのみのもものは、含まない。
 4 就職先については、修了年度別や内訳の人数までは不明であるものも含む。

（オ） 法科大学院（38 校）で把握している修了者の進路の状況

今回、当省が、実地調査した 38 法科大学院が把握している平成 23 年 4 月 1 日現在の修了年度別の修了者の進路は、次のとおりである。

（司法試験合格者）

図表 4 - (1) - ⑨、⑩のとおり、修了したばかりであり、調査時以降の平成 23 年 5 月の司法試験を目指す者が必然的に多くなる 22 年度修了者を除いてみると、17 年度修了者から 21 年度までの修了者では、司法試験合格者（各法科大学院で旧司法試験合格と把握しているとみられる者を含む。）が最も多くなっている。38 校中 26 校の既修者のみであった 17 年度修了者は、1,225 人のうち 927 人であり修了者の 75.7% であるが、18 年度から 21 年度までの修了者では、修了者の約 3 割又は 5 割となっている。

（法曹以外の道に就職した者及び進学した者）

一方、法曹以外の職種への就職や進学として把握されている者は、これまでの修了者の累計 1 万 5,320 人のうち 721 人（4.7%）となっている。実地調査した 38 校において把握できている限りでは、進学よりも就職が多く、その内訳は、一般企業等（図表 4 - (1) - ⑨中の「上記以外」に当たる。）が最も多く、次いで、官公庁、企業（法務部門）となっている。隣接士業の資格を取得し活動している者は各年度修了者別にみても若干数となっている。同表の「就職」の「上記以外」には、助教として採用されている者もみられる。

（司法試験受験予定者）

修了者は、修了後5年間は3回までの司法試験の受験資格を保有しているため、翌年以降の司法試験受験を予定している者もおり、各法科大学院では、修了者に対して、個別に聴取しているほかに、自校の施設や設備等を利用して学習を続けている登録研修生等の制度があるため、それらの登録者数を把握している。

平成22年度修了者は、23年司法試験が修了後最初の司法試験となることから、おのずと受験予定者の割合も約7割と高いが、38校において、司法試験受験予定とされている者は、図表4-(1)-⑨のとおり、平成18年度から22年度までの修了者1万5,320人のうち累計で3,599人(23.5%)となっている。

（進路が把握できていない者）

また、司法試験（各法科大学院で旧司法試験合格と把握されているとみられる者を含む。）以外の者で進路が把握できていない者は、既修者のみで修了者自体も少なかった17年度修了者は252人と少ないものの、18年度から21年度までの修了者は、それぞれ1,000人前後となっており、各修了年別にみても、修了者の約3割から4割となっている。

平成17年度から22年度までの修了者で、22年4月1日現在、司法試験合格していない者9,334人(注)のうち進路が把握できていない者の累計は、図表4-(1)-⑨のとおり、4,922人となっており(32.1%)となっている。これらの者は、司法試験に合格した者ではないため、法曹以外への就職、進学等をしているとみられる。

(注)ただし、旧司法試験合格者が含まれる。

（進路の把握状況の実態）

さらに、当省が調査した結果、実地調査した38法科大学院のうち、全員が不明となっているものが5校みられ、それ以外の33校についても、「司法試験合格」及び「司法試験受験予定」のみ把握しているがそれ以外の進路については「不明」となっているものが5校みられた。

また、実地調査した38法科大学院のうち、進路が決まっていない者の状況として、「司法試験受験予定」自体も「不明」とする法科大学院もみられ、直近の平成22年度修了者は受験予定として把握しているものがあるものの22年度以前の修了者は、受験予定について「不明」となっているものが14校みられた。

組織としての取組を行っているとしている28校の把握状況に限ってみても、①未把握が2校（うち1校は、修了者数に比べ十分な把握ができておらず、有意な数字ではなく、回答できないとするもの）、②司法試験合格者のみの把握が1校みられた。さらに、「新司法試験合格」者についても、その就職状況までは把握していないとする法科大学院もみられた（3校）。

図表 4 - (1) - ⑨ 法科大学院で把握できている進路の状況 (38校)

(単位:人、%)

	平成 17年度 修了者	18年度 修了者	19年度 修了者	20年度 修了者	21年度 修了者	22年度 修了者	合計
38校の修了者数の合計	1,225 (100.0)	2,544 (100.0)	2,908 (100.0)	2,982 (100.0)	2,898 (100.0)	2,763 (100.0)	15,320 (100.0)
新司法試験合格者	927 (75.7)	1,382 (54.3)	1,424 (49.0)	1,338 (44.9)	915 (31.6)	—	5,986 (39.1)
把握されている旧司法試験合格とみられる者	5 (0.4)	1 (0.0)	5 (0.2)	6 (0.2)	4 (0.1)	1 (0.0)	22 (0.1)
就職した者及び進学した者の小計	41 (3.3)	147 (5.8)	199 (6.8)	150 (5.0)	110 (3.8)	74 (2.7)	721 (4.7)
就職した者	37 (3.0)	141 (5.5)	196 (6.7)	147 (4.9)	105 (3.6)	71 (2.6)	697 (4.5)
法曹三者(司法修習生を含む。)	※ 就職状況までは把握していないと回答する法科大学院もみられたため、「新司法試験合格者数」として、別途上記に計上した。						
官公庁	9 (0.7)	35 (1.4)	62 (2.1)	48 (1.6)	30 (1.0)	17 (0.6)	201 (1.3)
企業(法務部門)	6 (0.5)	23 (0.9)	32 (1.1)	27 (0.9)	20 (0.7)	20 (0.7)	128 (0.8)
隣接士業	4 (0.3)	13 (0.5)	2 (0.1)	12 (0.4)	8 (0.3)	5 (0.2)	44 (0.3)
上記以外	18 (1.5)	70 (2.8)	100 (3.4)	60 (2.0)	47 (1.6)	29 (1.0)	324 (2.1)
進学した者	4 (0.3)	6 (0.2)	3 (0.1)	3 (0.1)	5 (0.2)	3 (0.1)	24 (0.2)
法学系大学院	4 (0.3)	5 (0.2)	2 (0.1)	2 (0.1)	0 (0.0)	1 (0.0)	14 (0.1)
その他	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.0)	1 (0.0)	4 (0.1)	2 (0.1)	8 (0.1)
法科大学院再入学	0 (0.0)	1 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.0)
司法試験受験予定としている者	—	108 (4.2)	354 (12.2)	594 (20.0)	623 (21.5)	1,920 (69.5)	3,599 (23.5)
新司法試験合格でない者のうち進路が把握できていない者	252 (20.6)	906 (35.6)	926 (31.8)	894 (30.0)	1,246 (43.0)	768 (27.8)	4,922 (32.1)

(注) 1 法務省及び文部科学省の資料並びに当省の調査結果による。

2 平成 23 年 4 月 1 日現在の状況である。

3 「隣接士業」は、司法書士、行政書士、公認会計士、社会保険労務士及び税理士を言う。

4 就職の「上記以外」は、法務部門以外への企業への就職のほか、助教に採用された者等である。

5 「新司法試験合格者」数は、平成 22 年新司法試験までの累計である。

6 「旧司法試験合格とみられる者(把握されている者)」数は、新司法試験合格者数と各法科大学院が調査表において「就職(法曹三者(司法修習生を含む。))」に記入した数の差である。

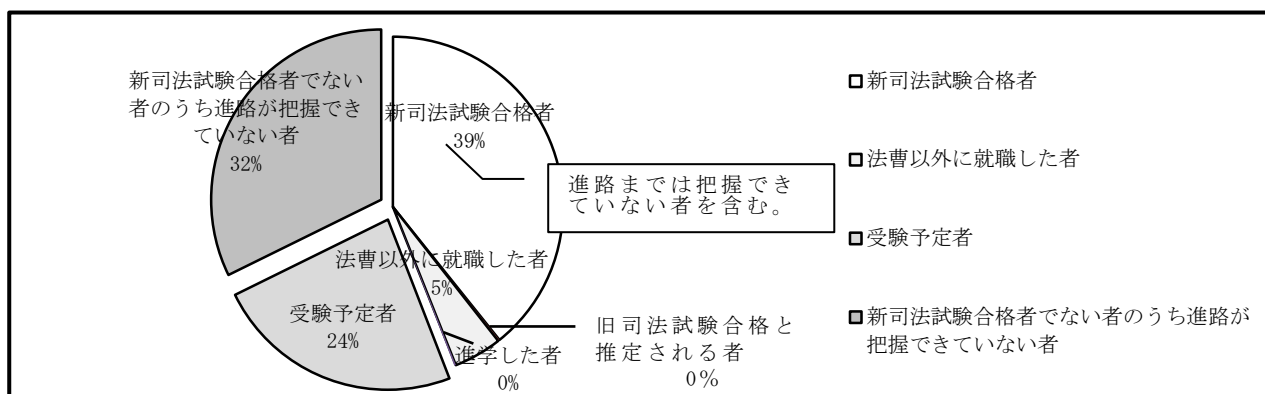
7 平成 22 年度の修了者は、修了直後であるため、「司法試験受験予定としている者」が多くなっている。

ただし、「司法試験受験予定としている者」は、38 校において、作成を依頼した調査表に計上していた数であり、実態とは一致せず、司法試験合格、就職又は進学以外の者を全員計上している法科大学院もみられた。

8 例えば、司法試験に合格したものの司法研修所に行かず、官公庁に就職した者等があり、重複して計上している場合があるため、一部、内訳と 38 校の修了者の合計とは一致しない。

9 平成 17 年度修了者の合計は、当時設置されていた 26 校の累計であり、18 年度修了者の合計は、当時設置されていた 33 校の累計である。

図表 4－(1)－⑩ 法科大学院で把握できている修了者の進路の状況（38 校、平成 23 年 4 月 1 日現在 ※23 年司法試験実施前）



(注) 当省の調査結果による。

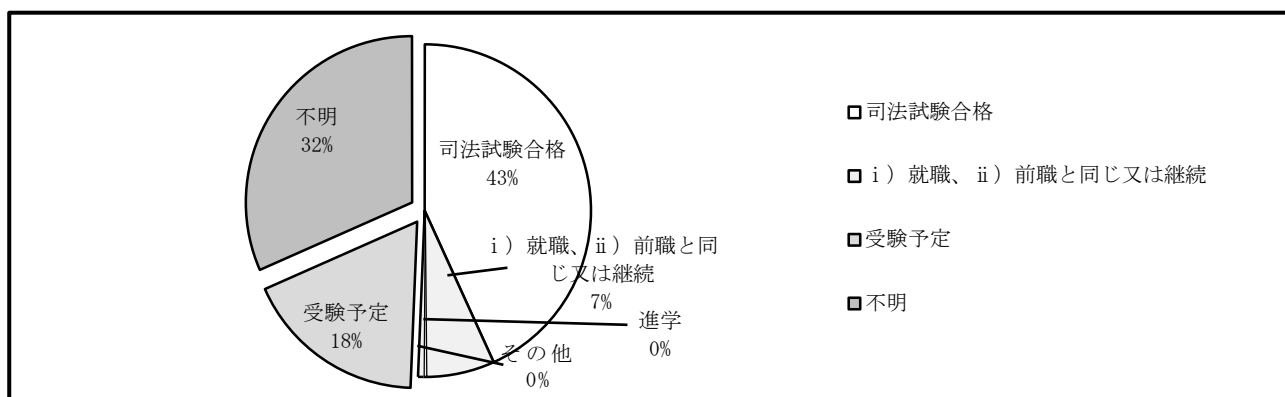
（文部科学省における進路の把握に関する取組）

文部科学省は、平成 23 年 11 月から各法科大学院（全 74 校）に対して、修了者の進路について、調査を行っており、24 年 3 月 7 日に開催した第 47 回中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審法科大学院特別委員会」という。）において、23 年 10 月末現在の集計結果を公表している。

同取りまとめは、74 法科大学院分であり、平成 23 年司法試験の実施後の同年 10 月末現在の状況である。この中で、不明とされており進路が把握できていない者は、17 年度修了者は 22.7%、18 年度修了者は 39.5%、19 年度修了者は 33.7%、20 年度修了者は 31.3%、21 年度修了者は 30.2%、22 年度修了者は 28.3%となっている。図表 4－(1)－⑩のとおり、23 年司法試験の実施後においても、修了者 2 万 5,825 人のうち不明とされている者は累計で 8,167 人であり、その割合は修了者の 31.6%となっている。

なお、同取りまとめにおいても、司法試験合格者についての就職等の進路についての集計結果はみられない。

図表 4－(1)－⑪ 法科大学院で把握できている修了者の進路の状況（全 74 校、平成 23 年 10 月末現在 ※23 年司法試験実施後）



(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

（法科大学院協会における進路の把握に関する取組）

なお、修了者の進路の把握については、現在、法科大学院協会（注）において、法科大学院修了者及び在学生に対し、調査への協力を依頼して、司法試験の受験状況や就職状況等に関する情報の収集が行われているところであるが、文部科学省は、平成 24 年 2 月現在、システムの構築中であるとしている。

（注）法科大学院相互の協力を促進して法科大学院における教育水準の向上を図り、もって優れた法曹を養成し、社会に貢献することを目的として、平成 15 年 12 月に設立された、法科大学院を設置する法人により構成されている団体である。平成 24 年 2 月現在、全 74 校が加盟しているほか、準会員校として 6 校が加盟している。

①法科大学院が行う法学教育の内容及び教育条件整備の検討と提言、②法科大学院の教員の研修、③司法試験の在り方に関する検討と提言、④法科大学院の入学者選抜方法の検討と提言、⑤適性試験に関する検討と提言等の事業を行っている。

（カ） 法科大学院（38 校）における修了者の進路の把握方法

（把握方法）

実地調査した 38 法科大学院のうち組織として修了者の進路の把握についての取組を行っているとする 29 校における修了者の進路の把握方法をみると、図表 4 - (1) - ㊸のとおり、修了者に対するアンケート、メール、郵便での照会が 22 校（延べ数）と最も多く、次いで、指導教員や事務局による聴取（自主的な申告の要請を含む。）が 13 校（延べ数）となっている。このほか、修了者のサイト（ジュリナビ（注）を含む。）や知人・同窓会等の第三者による情報提供により把握している例がみられた。

また、修了者の進路の把握に当たっては、図表 4 - (1) - ㊹のとおり、他の法科大学院の参考となるような独自の取組をしている法科大学院もみられた。例えば、①法科大学院（法務研究科）に就職担当の教員を 1 人配置し、修了者の進路について個別の情報収集（1 校）、②修了後も就職支援情報を提供するなどして、修了者との連絡が取れるようにし、修了式、司法試験合格発表以降も経年的なアンケートの実施（1 校）、③修了後のメールアドレス等の聴取の他に、法科大学院のホームページにおいて、「修了後の進路報告について」を掲載し、修了者に進路の報告の呼び掛け（1 校）といった取組がみられた。

なお、実地調査において、修了者の進路の把握を組織的に行っているとした 29 校のうち 15 校は、下記図表 4 - (1) - ㊸の取組を複数組み合わせ、修了者の進路の把握に努めている。例えば、①メール登録の他に修了者のサイトや同窓会による把握、②郵送での回答がない場合は、指導教員を通じての把握等の取組がみられた。

（注）平成 20 年 4 月から運用を開始した、法科大学院修了者と在学生を対象とする就職・キャリアプランニング支援のためのサイトである。平成 24 年 2 月現在、74 法科大学院中 70 校が参加している。詳細については、後述 4 - (3) - ウ - (イ) - b 参照。

図表 4 - (1) - ⑫ 修了者の進路の把握方法 (38 校)

(単位：校)

取組の内容	法科大学院数
ホームページでの呼び掛け	1
修了者のサイト（ジュリナビを含む。）の活用	5
アンケート、メール、郵便での照会	22
就職担当の専門教員の配置	1
指導教員や事務局による聴取（自主的な申告の要請を含む。）	13
知人や同窓会等の第三者による情報提供	5
弁護士会登録者の調査	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 23 年 4 月 1 日現在の状況であり、「今後検討している」又は「予定している」とする法科大学院は含めていない。

3 法科大学院数は、延べ数である。

図表 4 - (1) - ⑬ 【事例】法科大学院における修了者の進路の把握の取組

取組例①

- 法科大学院に就職担当の教員が 1 人配置されており、修了者の進路について、個別に情報収集している。
- 同窓会組織を利用して、各年度修了者の同窓会幹事が本人の同級生等からの情報を基に把握し、大学側に情報提供している。

取組例②

- アンケートを修了式において実施し、修了者の進路の把握に活用している。これに基づき、「司法試験を受験する」と回答した者については、司法試験の時期に再び受験に関するアンケートを行い、実際の受験状況等を調査し、受験者数等の詳細を把握している。また、修了年度以降もアンケートを実施し、修了者の進路の把握に努めている。
- 担当教授が修了年度以降、修了者とのつながりから進路を把握している場合もあるため、そのような経路によって進路を把握する場合がある。

取組例③

- 修了時に大学側からの連絡等を行う際の住所、電話番号、メールアドレス等を聴取し、司法試験の合否情報等を報告・連絡してほしい旨を要請するとともに、法科大学院ホームページのトップページの「修了後の進路報告について」のバーを設け、進路について決定・変更等があればメールでの連絡を要請している。
- 特待生（修了時の成績上位 20 人を対象）及び法務研修生等として法科大学院施設を利用する修了者に対し、教員等が日常の接触時に聴き取り等による司法試験受験の意向や進路等の情報収集に努めている。

(注) 当省の調査結果による。

(今後の検討状況)

今後、取組を予定している又は検討しているとした9校の中には、例えば、①平成24年度から予算を確保し、受け控えや受験資格喪失等、修了者の状況を把握するための基盤整備(1校)、②平成23年12月に全修了者に対して、進路及び司法試験の受験歴等を項目とするアンケートの実施中(1校)、③必要に応じて就職問題委員会の設置等を検討(1校)、④ジュリナビの活用を検討(1校)、⑤1期生から名簿を作成し、地道に修了者一人一人の進路の把握に努める(1校)としている法科大学院もみられた。

(進路の把握時点)

さらに、修了者の進路の把握時点をみると、司法試験受験前や受験後、合格発表後の時点で把握を行っている法科大学院もみられた。例えば、修了後1回目の司法試験終了時と合格発表時の2回の時点で、修了者にアンケートを送付して進路の把握に努めている(1校)、また、上述のとおり、経年的にアンケートを実施し、修了者の進路の把握に努めている(1校)とする法科大学院もみられた。

一方で、修了時のみに把握しているとする法科大学院も若干数みられた。しかし、修了者は、法科大学院修了の翌年度以降の司法試験を受験することになるため、修了時のみの把握では、「司法試験受験予定」とまでしか把握できず、実際の司法試験の受験状況や受験結果あるいはその後の進路等についての把握はできない。

(キ) 法科大学院(38校)における修了者の進路の把握に当たっての支障等 (各法科大学院が困難であるとする理由)

修了者の進路の把握については、実地調査した38法科大学院のうち27校(組織として取組を行っている29校のうちでは21校、組織として取組を行っていない9校のうちでは6校)において、以下の理由から、実際に把握することは、困難であるとする意見がみられた。

a 制度的な支障等

まず、以下のとおり、受験資格保有期間中の法科大学院ごとの司法試験の受験動向についての情報が得られない、個人情報保護との兼ね合いがある等、制度的な支障等があり困難であるとする意見がみられた。

- ① 強制的な措置にはなっていない(1校)
- ② 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に抵触しない手続等の制度化(社会的なインフラ整備)が必要である(2校)
- ③ 修了後に司法試験があるため、修了時は「司法試験受験予定」までとしかどうしても把握できない(1校)
- ④ 受験資格保有期間中の受験動向が分からない、法務省が司法試験の受

験結果について、法科大学院にも情報を開示してほしい（3校）

- ⑤ 法務省から受験資格喪失者（ここでは、3回受験し3回不合格となった者）について氏名等の情報提供がないため、把握することができない（1校）
- ⑥ 修了者は法科大学院に籍を置いていないために、法科大学院からの情報提供を受けることが困難である（2校）
- ⑦ 受験指導が禁止されていることから、司法試験に不合格となった者を指導することが難しい状況にあり、修了者の協力が得られない（1校）
- ⑧ ジュリナビによる就職支援を円滑に行うため、文部科学省からの一定の助成を受けたい（平成21年度から助成が廃止された（注））（1校）

（注）ジュリナビについては、後述4-(3)-ウ-(イ)-b参照。

ジュリナビに対する助成額は、平成19年度は約2,000万円、20年度は約2,160万円であった。

b 制度的な要因以外による支障等

次に、以下のように修了者の意思によるものである、修了者の住所が不明である等、制度的な要因以外の支障があり困難であるとする意見がみられた。

- ① 修了者の意思によるものであり、把握が困難
 - i 修了者自身の意思によるものであり、正確な把握は困難（調査等を実施しても回収率が低い、プライバシーの問題、年月が経つと途絶える、ジュリナビも全員が登録していない）（20校）
 - ii 司法試験不合格者や他業種に就職した者は接触を避ける傾向にある、有職のまま入学した者は簡単に教えてくれない（8校）
- ② 住所不明等により修了者との連絡を取ることができない（3校）
- ③ 大規模校になると組織的な対応が困難（1校）

（文部科学省が想定している把握すべき進路等）

上述のとおり、実地調査した38法科大学院のうち25校（上記(b)の①に該当する法科大学院の実数）において、修了者の進路の把握は、修了者の意思によるものであるため、困難であるとしており、取組内容に違いはあるものの、正確な把握は難しい状況がみられた。

この点に関して、文部科学省は、司法試験の合否に関する情報だけではなく、就職先までの把握が必要であるとしている。また、同省は、修了後に司法試験があり、就職することから、進路の把握に当たっては、難しい面もあると承知しており、どこの時点で把握すればよいかというものはないが、少なくとも司法試験の受験資格を保有し得る5年間は把握できていることが望ましいとしている。

(法科大学院において今後検討している方法や課題)

また、今後検討を行っているとしている法科大学院からは、例えば、法務研修生等(注)の登録時に、進路等の記載事項を盛り込み確実に把握する仕組みの確立も考えられる(1校)としている法科大学院もみられた。さらに、今後取り組んでいく上での課題として、①学生と教員との関係を密にしてい く必要がある(1校)、②経年修了者に対する把握が課題である(1校)とする意見がみられた。

(注) 実地調査した38法科大学院のうち35校では、無償で提供するものも含めて、修了後に司法試験受験を目指す者に対して、法科大学院の施設や設備を利用することを認める制度を設けている。修了後、最初の受験までは無料としている法科大学院もみられる。35校のうち1校は、法務研修生等の名称をもった制度ではないが、無償で法科大学院の施設等を利用させている。

これらの者の名称は、例えば、「法務研修生」や「専門研究員」、「法務研究員」、「学生アドバイザー(SA)」等、法科大学院ごとに異なっているため、ここでは、「法務研修生等」と総称している。

(ク) 修了者の進路の把握を行う必要性についての法科大学院(38校)の認識

平成23年4月1日現在において、組織として修了者の進路の把握の取組を行っていない9校の中には、「修了者の進路に関する情報は、在学生及び法科大学院にとって有益な情報であるが、進路の把握は困難であり、各大学がそれぞれの判断で任意に努力すべきことであり、大学に義務を課すことは適切でない」とする法科大学院(1校)もみられた。また、当省が把握の取組を行っているものの中に含めている28校の中にも、「修了者の進路の把握は困難であり、また、法科大学院は在学生の教育に責任を負うものであり、修了者の動向まで把握する必要性は高くない」とする法科大学院(1校)もみられた。しかし、平成21年4月の中教審法科大学院特別委員会報告においては、「各法科大学院における情報(特に修了者の進路など)については、法科大学院の自主的な組織において総合的に集積・管理しておくことが期待される」とされている。

また、文部科学省は、上述のとおり、留意事項を示した通知を発出しているほか、修了者の進路の把握に関しては、法科大学院の間で認識に差はあるとしながらも、例えば、法科大学院協会の総会の開催の機会に、法科大学院に対し、法科大学院をめぐる情勢などの説明において、修了者の進路の把握の必要性についても、改めて説明しているとしている。

なお、調査時点においては、組織として修了者の進路の把握の取組を行っていなかった法科大学院の中には、以下のような理由からその必要性が低いなどとするものが3校みられた。

- ① 有職者が多いため、職場に戻ることができる者が多い(1校)
- ② 入学者の中には通学している事実を会社に伝えていない者もあり、修了後に連絡することは基本的に行っていないため、修了者の進路の把握ができない(1校)

- ③ 学生数が少人数であることから、組織的に特別な方法を採用しなくとも、修了者の進路は大体把握できる（1校）

イ 法務省、文部科学省及び法科大学院（38校）における不合格者対策の実施状況

(7) 法務省及び文部科学省による不合格者対策の実施状況

a 法務省による不合格者対策の実施状況

法務省は、法務省設置法（平成11年法律第93号）の規定に基づき、司法試験に関する事務は所掌しているが、法科大学院修了者を把握していないため、修了者に対する就職支援等は、文部科学省及び法科大学院協会が主となる取組であるとしており、特段の対策を講じていない。

同省は、まずは不合格者を減らすことが重要であるとしながら、不合格者への支援策は、大学を修了しても就職が決まらない者と同じようなアプローチになるのではないかとしており、各法科大学院においても、就職相談等が開始されており、そういった枠組みで考えるべきではないかとしている。

ただし、司法試験に合格しなかった者が、他の分野でどのようなニーズがあるのかについては、法曹養成に関するフォーラム（注）において、支援策が議論されるかどうかは別として、把握しておくことは必要ではないかとしている。

（注）平成23年5月13日、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の申合せにより開催され、法曹の養成に関する制度の在り方について検討を行っている。24年4月13日までに12回開催されている。

b 文部科学省による不合格者対策の実施状況

一方、文部科学省は、大学等の新規学校卒業者等への就職支援など教育行政を所管する立場として実施している支援は行っているが、法科大学院修了者に限った特段の対策を講じていない。

文部科学省は、認証評価基準の中に修了者の進路の把握を求めることとなった経緯も踏まえ、各法科大学院において、在生も含めた修了者に対する就職支援を充実させていくことも必要であるとしている。

(イ) 法科大学院（38校）における不合格者対策の実施状況

法科大学院修了者に対する支援（以下「不合格者対策」という。）としては、①司法試験に合格していない者（以下「司法試験受験予定者」という。）に対する支援と②受験資格喪失者に対する支援の2種類が考えられる。

今回、当省が実地調査した38法科大学院における不合格者対策を調査したところ、以下のような取組がみられた。

a 司法試験受験予定者に対する支援状況

(法科大学院における司法試験受験予定者に対する支援状況)

法科大学院における司法試験受験予定者に対する支援の実施状況についてみると、実地調査した38法科大学院のうち35校において、修了後に司法試験受験を目指す者に対して、登録料を支払わせた上で、法科大学院の施設や設備を利用することを認めている法務研修生等(注1、2)の制度を設け、受験への支援を実施している。また、実地調査した38法科大学院では、図表4-(2)-①のとおり、

- ① 法科大学院の施設・設備(自習室、資料室、図書室、ロッカー等)の利用を認めているものが36校(このうち法務研修生等のみ認めているものが27校)、認めていないものが2校(注3)
- ② オフィスアワー(注4)の利用等による教員への質問を認めているものが32校(このうち法務研修生等のみ認めているものが9校)、認めていないものが6校
- ③ 授業(正課)への聴講を認めているものが21校(このうち法務研修生等のみ認めているものが11校)、認めていないものが17校
- ④ 正課外の勉強会等への参加を認めているものが29校(このうち法務研修生等のみ認めているものが11校)、認めていないものが9校
- ⑤ 在学生が使用している教材等の閲覧・使用を認めているものが30校(このうち法務研修生等のみ認めているものが17校)、認めていないものが8校

みられた。

取組の中には、法務研修生等と認定するための登録料や利用料の徴収するものや、教員の裁量による場合もあるものの、調査した38校のうち37校の法科大学院において、司法試験受験予定者に対し、図表4-(2)-①に示すいずれかの支援が実施されていた。

(注1) 名称は、例えば、「法務研修生」や「専門研究員」、「法務研究員」、「学生アドバイザー(SA)」等、法科大学院ごとに異なっているため、ここでは、「法務研修生等」と総称している。

(注2) 修了後、最初の受験までは無料としている法科大学院もみられる。

(注3) ただし、2校のうち1校は、大学の研究所において、有料で自習室の貸出を行っている。

(注4) 学生からの質問や相談に応じるために、教員が必ず研究室にいる時間帯のことである。

図表 4 - (2) - ① 司法試験受験予定者への支援状況 (38 校)

(単位：校)

支援の内容	法科大学院数	うち法務研修生等のみとしている法科大学院数
① 法科大学院の施設・設備（自習室、資料室、図書室、ロッカー）の利用を認めている法科大学院	36 / 38	27 / 36
② オフィスアワーの利用等による教員への質問を認めている法科大学院	32 / 38	9 / 32
③ 授業（正課）への聴講を認めている法科大学院	21 / 38	11 / 21
④ 正課外の勉強会等への参加を認めている法科大学院	29 / 38	11 / 29
⑤ 在学生在が使用している教材等の閲覧・使用を認めている法科大学院	30 / 38	17 / 30

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 23 年 4 月 1 日現在の状況である。

3 ①から⑤までのいずれも教員の裁量等、条件付きで認めている場合を含む。

4 法務研修生等は登録料を支払い、登録される。修了後、最初の司法試験までは無料としている法科大学院もみられる。

(法科大学院における司法試験受験予定者への特色ある支援の取組)

このほか、司法試験受験予定者への支援例として、

- ① アドバイザー支援制度（注 1）（1 校）
- ② 司法試験に係る講評会（修了者にも呼び掛けているもの）（1 校）
- ③ 合格者・若手弁護士を招いた談話会や講演会の開催（修了者にも呼び掛けているもの）（1 校）
- ④ （司法試験そのものに対する支援ではないが、）「キャリア支援委員会」を設置し、受験から合格発表までの間に特別講義・講演を実施して、能力・適性に応じた法曹への進路を決定することができるよう、そのきっかけの提供（1 校）
- ⑤ チューター制度の導入、OB 組織からの寄付基金に基づき弁護士をチューターとする修了者勉強会の実施（ただし、学生負担もあり。）（2 校）
- ⑥ 修了者のフォローアップとして、2 年次以上の演習科目の期末試験を利用した答案添削（1 校）

の取組がみられた。

また、法務研修生等とは別に、特待生として、修了時の成績上位 20 人を対象として、大学院の在學生とほぼ同じ条件で施設（自習室、図書室、ロッカー等）を無料で利用できる制度を設けているものもみられる（1 校）。同大学では、この制度を設けた理由は、聴講生費用が 95,600 円と高いことや 3 月の修了直後から 5 月中旬の司法試験受験までに場合によっては、2 か月程度の利用しかできないにもかかわらず、利用料金を求められるのは不経済なことから、修了者から要望が寄せられたためとしている

(注2)。

(注1) 教員が、1人当たり10人程度の学生を受け持ち、目指すべき法曹やそのための履修方法、学習方法の改善等、アドバイザーとして学習・生活上の全般にかかわる諸問題等の相談に気兼ねすることなく相談しやすい環境を作って応じているものであり、少人数の特性を生かしたきめ細かな学生へのケアを行っているものである。

(注2) 法務研修生等の制度を設けている法科大学院の中には、修了後最初の司法試験までは無料としているものもみられる。

(身分付与としての法務研修生等制度のメリット)

なお、法務研修生等の制度による支援については、修了者が法科大学院の施設を自由に利用できるというメリットのほか、修了者は無職で身分がないため、子どもを保育園に預けることができないという事例が実際にあったことから、修了者にとっては身分を付与するメリットもあり、法科大学院にとっては、修了者の自学自習状況を把握し得るというメリットがあるとする法科大学院もみられた(1校)。

b 受験資格喪失者に対する就職等の支援状況

次に、不合格者対策のうち、受験資格喪失者に対する支援の実施状況についてみると、実地調査した38法科大学院において、受験資格喪失者に特化した支援を実施している法科大学院はみられなかった。

しかし、受験資格を保有する修了者と同様に、①ジュリナビを通じた求人情報の提供、②大学として取り組んでいる既卒者向けの就職支援のサービス(例えば、i)就職に関する相談・アドバイス、ii)求人ファイルの閲覧、iii)メーリングリストを通じた就職情報の配信、iv)修了者組織との共催による情報交換会)を利用させるなどの就職支援等の取組がみられた(注)。

一方、当省の調査においては、法科大学院から、「受験資格喪失者に支援を行うにしても、法科大学院では受験資格喪失者を把握できない」とする意見もみられた(1校)。

さらに、受験資格喪失者への支援について、法科大学院から、「受験資格喪失者(ここでは、3回受験し3回不合格となった者)は、今後増えてくるため、何らかの手を差し伸べる必要はある。しかし、これはまず文部科学省を始めとした行政がやるべきことである。不合格者対策は社会全体の制度設計と関わっており、一つの法科大学院がどうこうできる問題ではない。関係府省が協力して、支援策を考える必要があるのではないかと提起する意見もみられた(1校)。

(注) 修了者への就職等の支援については、後述の「4-(3)-ウ-イ) 法科大学院(38校)における在学生及び修了者に対する就職等の支援状況」参照。

(ウ) 国が不合格者対策を講ずる必要性

a 国が特段の措置を講ずる必要性について（意識調査結果）

今回、当省が実施した意識調査において、法科大学院専任教員（以下「専任教員」という。）、新司法試験制度を経た弁護士（以下「新弁護士」という。）、旧司法試験制度を経た弁護士（以下「旧弁護士」という。）及び国民に対し、受験回数制限を設けた趣旨を示した上で、政府が不合格者対策として特段の措置を講ずる必要性の有無について2つの設問を尋ねた結果は、以下のとおりである。

まず、①「法科大学院修了後、新司法試験の不合格が3回続いた結果として受験資格を失った者を支援する観点から、政府が特段の措置を講ずるべきである」か否かについて尋ねたところ、図表4-(2)-②のとおり、教員では、半々に分かれたものの、全体(2,490人)のうち、1,544人(62.0%)が「そう思わない」又は、「どちらかと言えばそう思わない」と回答した。

次に、②「大学を卒業した者が選んだ結果であり、また、他の国家資格からみても、政府が特段の支援策を講ずる必要はない」か否かについて尋ねたところ、図表4-(2)-③のとおり、専任教員では、半々に分かれたものの、全体(2,490人)のうち、1,496人(60.1%)が「そう思う」又は、「どちらかと言えばどう思う」と回答した。

このように、意識調査において、上記2つの設問とも、受験回数制限の下、3回続けて不合格となった者に対し、政府が特段の措置を講ずる必要はないとする回答が過半数を占めた。

b 国が特段の措置を講ずる必要はないとする意見

また、自由記載にあった政府が特段の措置を講ずる必要はないとする主な理由は、以下のとおりであり、専任教員は特段の措置を講ずる必要性はないとする旨の自由記載が少なかったものの、新弁護士、旧弁護士及び国民では、属性に関係なく同じような意見がみられた（注）。

- i 受験回数制限を承知の上で受験しているため、自己責任である（専任教員、新弁護士、旧弁護士、国民）
- ii 旧司法試験に比べれば、決して合格率は低くない（旧弁護士）
- iii 資格試験であるため、合格水準に達しないのであれば、やむを得ない（旧弁護士、国民）
- iv 国民の税金を使って、不合格者対策を講ずることに理解は得られない（新弁護士、旧弁護士、国民）
- v 旧司法試験でも救済措置は一切無かった（新弁護士、旧弁護士）
- vi 司法試験を目指していた者（法科大学院修了者）だけが特別に保護される必要はない（新弁護士、旧弁護士、国民）
- vii 個人の選択の問題であり、政府が踏み込むべき問題ではない（新弁護士）
- viii 能力がある者であれば、支援がなくとも十分就職できる（新弁護士）

- ix 再入学が認められるのであれば、特段の措置は必要ない（専任教員）
 - x 救済策として予備試験がある（新弁護士）
- 等

（注）意見の後の（ ）内は、自由記載に回答した者の属性を示す。

上記に挙げた意見は、意見の数に関係なく、不合格者対策は必要がないと回答した者の主な意見を記載している。不合格者対策についての自由記載の内容については、図表4-(2)-④参照。

c 国が特段の措置を講ずる必要があるとする意見

一方、意識調査結果において、①「法科大学院修了後、新司法試験の不合格が3回続いた結果として受験資格を失った者を支援する観点から、政府が特段の措置を講ずるべきである」又は、②「大学を卒業した者が選んだ結果であり、また、他の国家資格からみても、政府が特段の支援策を講ずる必要はない」との質問に対して、全体としての割合は約3割（①「そう思う」32.8%、②「そう思わない」34.3%）と低いものの、「政府が特段の措置を講ずる必要がある」とする回答する者の中には、自由記載において、以下のような対策を講ずるべきとする意見がみられた（注）。

- i 受験回数制限を撤廃又は緩和する、再検討する（専任教員、新弁護士、旧弁護士、国民）
 - ii 合格率の改善を図る（専任教員、旧弁護士、国民）
 - iii 法科大学院への再入学を1回まで認める（専任教員）
 - iv 修了者に予備試験の一定科目免除等を講ずる（新弁護士）
 - v 修了者への他資格の免除を講ずる、企業や官公庁への採用の促進を図る（専任教員、新弁護士、旧弁護士、国民）
 - vi 法科大学院が就職支援等の措置を講ずる（旧弁護士）
 - vii 法科大学院を廃止又は統合する（専任教員、新弁護士、旧弁護士、国民）
 - viii 法科大学院の定員削減を図る、入学選抜、成績評価、修了認定の厳格化を図る（新弁護士、旧弁護士、国民）
 - ix 制度発足当初の不合格者には特段の措置を講ずる（新弁護士、国民）
- 等

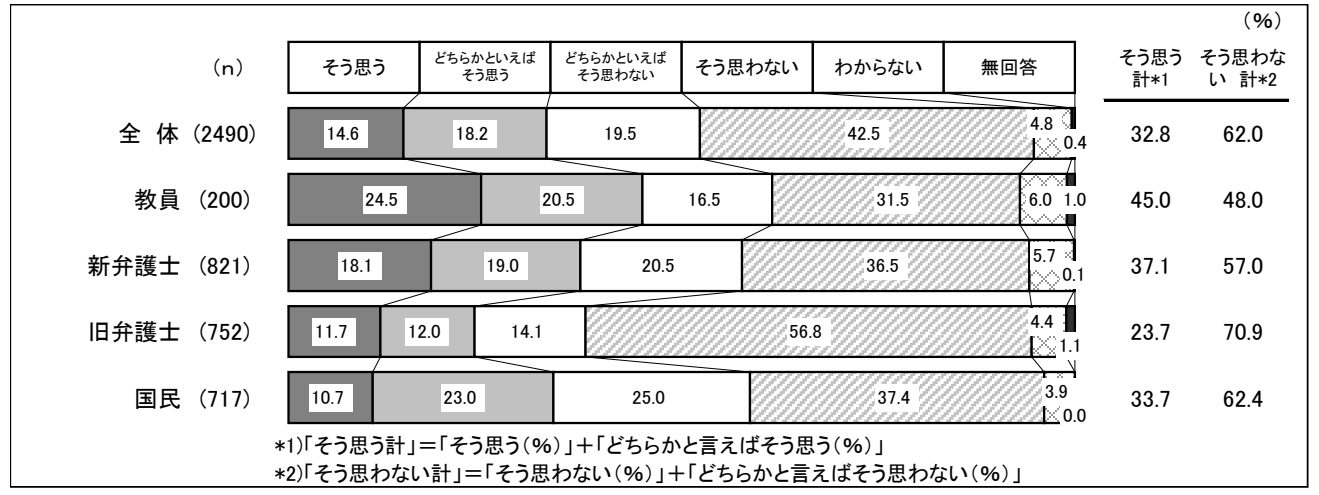
（注）意見の後の（ ）内は、自由記載に回答した者の属性を示す。

上記に挙げた意見は、意見の数に関係なく、不合格者対策は必要であると回答した者の主な意見を記載している。不合格者対策についての自由記載の内容については、図表4-(2)-④参照。

図表 4 - (2) - ② 意識調査結果（不合格者対策①）

【説明】受験生の大量かつ長期間の滞留による種々の弊害を防止するために設けられた法科大学院修了後5年間に3回までという新司法試験の受験回数制限の下、この資格を失った者が平成22年までに1,737人発生しています。こうした者の中には、法科大学院に再入学して受験資格を得ようとする者や、法曹の道を断念し他の道に進んだ者がいます。

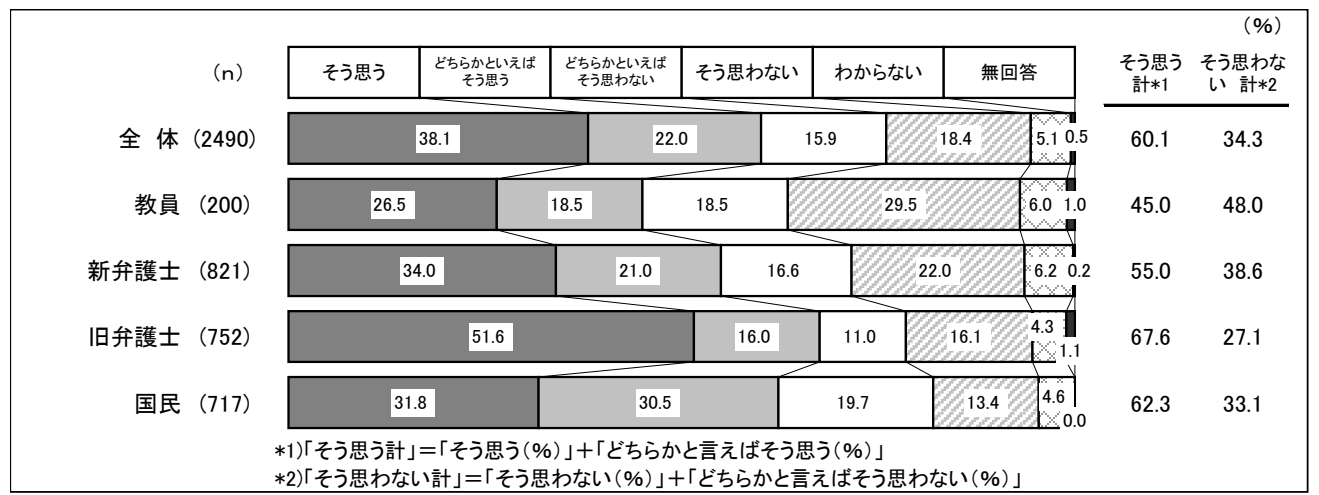
問 12. ①法科大学院修了後、新司法試験の不合格が3回続いた結果として受験資格を失った者を支援する観点から、政府が特段の措置を講ずるべきである。



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 国民は、上記の設問では、制度改革認知の質問で『1.知っている』『2.おおむね知っている』いずれかを選択した方のみを対象とした。
 3 「n」は、回答者数を示す。

図表 4 - (2) - ③ 意識調査結果（不合格者対策②）

問 12. ②大学を卒業した者が選んだ結果であり、また、他の国家資格の例からみても、政府が特段の支援策を講ずる必要はない。



- (注) 図表 4 - (2) - ②の (注) に同じ。

図表4-(2)-④ 意識調査結果（不合格者対策に関する問いに対する自由記載の内容）
（単位：件）

自由記載の内容	専任教員	新弁護士	旧弁護士	国民	計
① 受験回数制限を撤廃又は緩和すべきである、受験回数制限について再検討すべきである	21	55	79	47	202
② 特段の措置を講ずる必要はない（自己責任である、司法試験を目指していた者だけが特別扱いされる必要はない、個人の選択の問題であり政府が踏み込むべき問題ではない等）	5	44	48	53	150
③ 法科大学院修了者の企業や官公庁への採用の促進を図る（政府主導でないとするものを含む。）	6	22	9	3	40
④ （具体策は示さないが、）何らかの措置を講ずるべきである	3	10	9	10	32
⑤ 制度設計の問題である、又は、制度を廃止し旧制度に戻すべきである	1	2	13	16	32
⑥ 政府、関係者又は法科大学院の責任を求める意見	4	13	15	0	32
⑦ 法科大学院の定員を削減すべきである、法科大学院での入学選抜、成績評価、修了認定の厳格化を図るべきである	1	7	7	7	22
⑧ 法科大学院を廃止、又は統廃合すべきである	1	3	12	1	17
⑨ 再度目指す修了者には、特例措置を講ずる（受験回数が進むほど合格基準点を引き上げる、再入学者に対し特例措置を講ずる、司法試験予備試験の一定科目免除等講ずる、敗者復活可能な道を整備する等）	1	3	2	3	9
⑩ 法科大学院への再入学は認めるべきではない	1	1	4	1	7
⑪ 法科大学院修了者への他資格の免除を講ずる	1	3	1	2	7
⑫ どのような改善策がよいか分からない	0	0	2	4	6
⑬ 受験回数制限は否定しない	0	3	1	2	6
⑭ 特段の措置で解決できる問題ではない	1	2	2	0	5
⑮ 今後の入学者に対しては特段の措置を講ずる必要はないが、制度発足当初の不合格者には措置を講ずるべきである	0	2	1	1	4
⑯ 不合格者への救済措置ではなく、不合格者を減らす対策を講ずるべきである	0	2	1	1	4
⑰ 司法試験合格率の改善を図る	1	0	1	1	3
⑱ 司法試験予備試験の充実を図るべきである	0	0	3	0	3
⑲ その他	2	19	25	33	79
合 計	49	191	235	185	660

（注）1 当省の調査結果による。

2 延べ数である。

3 不合格者対策に関する問いに対する回答者数は、専任教員 200 人、新弁護士 821 人、旧弁護士 752 人、国民 717 人である。

ウ 法科大学院（38 校）等における在学生及び修了者に対する就職等の支援の状況

(7) 在学生に対する就職等の支援の実施状況

a 支援の実施状況

（法科大学院制度の意義）

法科大学院は、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 18 条第 1 項において、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする専門職学位課程のうち専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものを置く専門職大学院」と規定されている。また、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成 14 年法律第 140 号）第 2 条第 1 号において、「専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするもの」と規定されている。

さらに、平成 21 年 4 月の中教審法科大学院特別委員会報告においては、「新たな法曹養成制度の中核的な教育機関として、司法試験及び司法修習と有機的連携を図りつつ、法曹に必要な学識及び能力を備えた者を養成するという目的で設置されているもの」とされている。

しかし、文部科学省は、平成 23 年 12 月の衆議院法務委員会の答弁において、「法科大学院修了者については、法曹以外の分野でも、企業法務や公務員等として活躍することが期待されている」としており、また、「各法科大学院において、修了者進路状況について、調査・把握し、今後の教育に役立てることが重要と考えている」としている（注）。

（注）平成 23 年 12 月 6 日の衆議院法務委員会における自由民主党・橋慶一郎議員の質問に対する文部科学省の答弁による。

（法科大学院修了者の現状）

上述の図表 4 - (1) - ⑨では、調査対象とした 38 校の修了者のうち、官公庁や企業（法務部門）等に就職している者や、隣接士業の資格を取得して活動している者もみられた。また、法学系大学院等に進学している者や助教として採用されている者も若干数みられた。さらには、後述の 4 - (3) - エ - (ア) のとおり、再入学している者や司法試験予備試験を受験している者もあり、司法試験を引き続き目指している者もみられた。

平成 21 年 9 月に開催された第 34 回の中教審法科大学院特別委員会では、合格率 50% を基準にして、21 年司法試験の結果、「合格率 50% を超える法科大学院はわずか 3 校であり、相当数の法科大学院修了者が法曹の道を断念せざるを得ない」とする談話が取りまとめられている。これと同様に、法科大学院別にみた平成 22 年及び 23 年の司法試験の合格率が 50% 以上の法科大学院をみると、図表 4 - (3) - ①のとおり、22 年は全 74 校中 2 校のみ、23 年は全 74 校中 3 校のみであり、3 回までの受験資格はあるとしても、現状は、法科大学院修了者の多くが法曹の道を断念せざるを得

ない状況となっている。

また、上述 4-(3)-ア-(7)のとおり、23 年司法試験修了時点では、22 年度までの修了者の累計 2 万 5,825 人に対して、受験資格喪失者数は、4,252 人（16.5%）となっている。

図表 4-(3)-① 司法試験の実施年別・合格率別にみた法科大学院数（全 74 校）
（単位：校）

司法試験合格率	平成 18 年 試験	19 年 試験	20 年 試験	21 年 試験	22 年 試験	23 年 試験
60%以上	12	5	1	1	0	0
50%以上 60%未満	12	5	4	2	2	3
40%以上 50%未満	9	10	7	5	5	2
30%以上 40%未満	9	14	14	7	7	8
20%以上 30%未満	6	18	15	14	14	12
10%以上 20%未満	3	12	21	27	29	21
10%未満	7	4	12	18	17	28
合計	58	68	74	74	74	74

（注）法務省の資料に基づき当省が作成した。

（法科大学院（38 校）における在学生に対する就職等の支援状況）

そこで、今回、当省が、実地調査した 38 法科大学院における在学生に対する就職等の支援状況について調査したところ、図表 4-(3)-②のとおり、就職等の支援を実施しているものが 35 校みられた。このうち①就職に関する情報提供（法曹以外の進路の情報提供を含む。）を実施しているものが 35 校、②隣接士業、公務員試験対策に係る講座の開設を実施しているものが 14 校みられた（注）。支援を実施しているほとんどの法科大学院において、大学全体としての就職支援等の取組を利用させている状況がみられた。

（注）支援状況は、法科大学院単独の取組ではなく、大学全体としての就職支援等の取組を含む。

図表 4-(3)-② 在学生に対する就職等の支援状況（38 校）

（単位：校）

支援の内容	法科大学院数
在学生に対する就職等の支援	35
うち就職に関する情報提供(法曹以外の進路の情報提供を含む。)	35
うち隣接士業、公務員試験対策に係る講座の開設	14

（注）1 当省の調査結果による。

2 平成 23 年 4 月 1 日現在の状況である。

3 法科大学院単独の取組ではなく、大学全体としての就職支援等の取組を含む。

b 法科大学院（法務研究科等）独自の取組

上記 a は、法科大学院としての在学生に対する就職等の支援に関する取組ではなく、大学全体としての就職支援等の取組を含めたものであるが、法科大学院（法務研究科等）において独自に行っている取組として、例えば、①法科大学院（法務研究科等）に就職担当教員の配置、②弁護士、検察官 O B 等を講師とする講演会の開催や法律事務所での執務見学会の実施、③ベンチャー企業の若手経営者を講師とする企業法務の現場の紹介等がみられた。

【取組例】

- ① 就職担当教員・チューター担当教員等の配置（5校）
- ② O B・O G等の外部講師（法曹、企業法務従事者、行政官等）による講演会の開催等（6校）
- ③ 官庁又は企業説明会（セミナー）の開催、人事院主催の霞が関インターンシップに参加（5校）
- ④ 公共政策ローヤーへの関心を高めるため、「政策形成と法」、「自治体ローヤリング」を授業科目として設置（1校）
- ⑤ 新入生に対して、実社会で適用するスキルを養うことを目的に、専門業者によるコミュニケーションプログラムとタイムマネジメントの研修の実施（1校）
- ⑥ 法科大学院進路選択セミナー等の開催（2校）
- ⑦ 専門業者による就職に必要なスキルのトレーニング（エントリーシートの作成等）を目的とする個別就活指導を企画・実施（1校）

このほか、実地調査の対象としていない法科大学院の中には、当該法科大学院のホームページによると、司法試験に合格することが厳しい状況を迎える中で、学生のキャリア支援を強化するため、法科大学院に就職支援チームを設置し、専属の職員（非常勤嘱託）を配置して、法律事務所の採用情報収集、民間企業の法務職採用情報収集、修了者の就職先の開拓、交渉、就職相談対応等を実施しているものもみられる。

また、実地調査した 38 法科大学院の中には、今後、以下のような取組を行いたいと考えている又は行う予定としている法科大学院もみられた。

- ① 大学就職相談部と相談しながら大学所在地内の中小企業に対し、雇用の働き掛け（1校）
- ② 今後、在学生から就職希望があった場合は、法科大学院に設置されている学生支援委員会、学年担任（学年チーフインストラクター）及びインストラクター（専任教員のうち研究者教員と実務家教員のペア）による就職に関する指導・助言（1校）

c. 在学生に対する就職支援等のニーズに関する法科大学院の意見

(在学生に対する就職支援等の取組を実施していない理由)

在学生に対する就職等の支援を実施していない法科大学院では、以下のような理由から、現在は、取組を実施していないとしている。

- ① 就職に対する支援を求められることがない
 - i 在学生から就職に対する支援を求められたことがないため、必要性はないと判断している（2校）
 - ii 在学中は司法試験を目指しているものと認識している、法曹養成に全力を傾けている（4校）
- ② 多くの者が有職社会人であり、就職（転職）状況について一定の理解があるので、支援の必要性は低い（2校）

(法曹以外の進路に関する在学生の動向)

一方、法曹以外の進路に関する在学生の動向については、実地調査した38法科大学院において、見解の相違がみられた。

- ① 近年、司法試験を受験せず、あるいは司法試験に合格しても、公務員や民間など法曹以外の職に就く者も若干増えてきつつある（1校）
- ② 在学生の法曹以外への就職希望者はほとんどいない（4校）

(在学生に対する就職等の支援についての法科大学院の意見)

また、在学生に対する就職等の支援について、実地調査した38法科大学院からは、①就職希望調査を行うことについては、法曹を目指すことが前提なので、それを断念することを奨励するようではばかられる（1校）、②在学生の就職活動については、自ら就職活動を行っていくのが基本である（1校）とする意見もみられ、法科大学院としては、就職支援は行いにくい、又はその必要性が低いとしている意見もみられた。

一方、中には、法科大学院修了者全てが司法試験に合格する状況ではないため、今後は同大学院が就職支援を行う必要があると考えている（1校）とする意見もみられ、現在の合格率等に鑑みれば、在学時からの就職等の支援の必要性が高まっている状況もみられた。また、希望する学生に対する就職支援の充実を図るとする意見もみられた（1校）。

なお、①司法試験及び司法修習の日程は、企業や公務員に進む者のことが全く考慮されていない、その点で法科大学院生の進路としては門戸が狭い（2校）とする意見や②隣接士業である司法書士試験は、登記実務を教えれば、養成は可能であるが、法曹養成に特化した法科大学院において、他の資格を目指す取組を行うことは難しい面がある（1校）とする意見もみられた。

(イ) 修了者に対する就職等の支援の実施状況

a 法科大学院（38校）における修了者に対する就職等の支援の実施状況

実地調査した38法科大学院について修了者に対する就職等の支援の実施状況をみると、図表4-(3)-③のとおり、支援を実施している法科大学院は26校みられ、一方、支援を実施していない法科大学院は12校みられた。

就職支援を実施している法科大学院の中には、図表4-(3)-④のとおり、修了者のうち、法曹を目指さない者及び司法試験不合格者に対して、法科大学院が主体となって、各界で活躍する大学のOB・OGを招待し、就職を支援する懇談会を開催している。CD大学では、在学生に対して、民間企業への就職を特に考えている者に対し、専門業者による就職に必要なスキルのトレーニング（エントリーシートの作成等）を目的とする個別就活指導を企画・実施しているものもみられる（1校）。

また、今後、在学生に対する就職支援と同様に、大学就職部と相談しながら設置都道府県内における中小企業に対し、雇用の働き掛けを行いたいと考えている法科大学院もみられる（1校）。同大学は、中小企業に限定しているのは、法科大学院の修了者は大学の新卒者より高齢であり、大企業においては、採用の可能性が低いと推測したためであるとしている。

なお、修了者が毎年約150人から200人出ている法科大学院では、上述のとおり、就職支援については、「在学生は新司法試験を目指しているものと認識しており、その必要性は低いが、修了者への対策の方が課題である」としている。このため、毎年の司法試験の合格率も一定の成果を出し、在学時は本来の法曹養成に全力を傾けているとする法科大学院であっても、もともと修了者数自体が多い大規模校である法科大学院では、修了者に占める不合格者の数自体も多いことから、修了者への就職支援等は在学生への就職支援等より、必要性が高くなっている。

図表4-(3)-③ 修了者に対する就職等の支援の実施状況（38校）

（単位：校）

支援の有無	法科大学院数
就職等の支援を行っている法科大学院	26
就職等の支援を行っていない法科大学院	12
合計	38

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成23年4月1日現在の状況である。

図表 4 - (3) - ④ 【事例】法科大学院における修了者に対する就職支援の取組

取組例

- ① 修了者のうち法曹を目指さない者及び司法試験に合格しなかった者に対して、ここ数年、年に1回、法科大学院が主体となって、各界で活躍する同大学のOB及びOGを招待し、就職を支援するための懇談会を開催している。
- ② 平成20年度からキャリアサポート委員を置き、上記懇談会の企画担当、法科大学院協会が行う就職支援に関する会合への出席等の活動を行わせている。

(注) 当省の調査結果による。

b 法科大学院協会における修了者に対する就職等の支援の実施状況

(法科大学院協会における修了生職域委員会)

修了者に対する就職等の支援については、各法科大学院だけでなく、法科大学院を設置する法人により構成されている法科大学院協会(注1)においても、取組が行われている。

法科大学院協会では、平成20年3月に修了生職域委員会を設置し(注2)、①企業法務シンポジウムの開催、②官公庁業務説明会の開催、③修了者の職域拡大のための経済界・官公庁との協議、④修了者の就職・就業動向調査を行っている。

(注1)「法科大学院協会」については、4-(3)-ア-(エ)の(法科大学院(38校)で把握している修了者の進路の状況)の(注2)参照

(注2)平成20年3月に「法科大学院修了者職域問題検討会」として設置され、22年12月に「修了生職域委員会」に名称変更している。

(ジュリナビ)

また、13大学が共同研究し、平成20年から法科大学院修了者と在大学生を対象とする就職・キャリアプランニング支援のためのインターネットサイトである「ジュリナビ」が開設されている。

ジュリナビが開設された目的は、法科大学院教育を通じて質の高い法曹を社会の隅々に輩出していくことが司法制度改革の理念であったが、現状は当初の理念とは異なり、新しい法曹が社会で活躍しているもののその活動領域は旧来型の法曹三者の職域がほとんどであったため、①司法制度改革の理念を達成するために法曹三者以外の法曹の新しい職域を開拓すること、②法曹の職に関する情報の流通を促進することである。

ジュリナビは、文部科学省の平成19年度「専門職大学院等における高度職業人養成教育推進プログラム(注1)」に選定され、その助成(19年度約2,000万円、20年度約2,160万円。ただし、21年度は助成廃止(注2))を受けたものであり、全ての法科大学院修了者及び在大学生を対象に、就職・キャリアプランニング情報を提供している。ジュリナビは、修了者の活動領域を拡大するため、上述の法科大学院協会の修了生職域委員会と連携して活動している。

ジュリナビは、平成 24 年 2 月現在で、74 法科大学院のうち 70 校が参加し(注 3)、費用を負担している。法科大学院の参加の有無にかかわらず、在学生及び修了者は利用できる。

なお、その運営は、特別目的会社に委託されている。

(注 1) 高等教育機関における高度専門職業人養成等の一層の強化を図ることを目的として、国公立の大学が行う、産業界等との連携に基づいた教育方法等の充実に資する先導的な取組について国が支援を行うものである。

(注 2) 平成 21 年度は、高度職業人養成教育推進プログラムが含まれる大学教育・学生支援推進事業については、補助事業ではなく、先導的でよい取組に支援する性格の事業であることから、立ち上げ時に助成をすることで十分だったため、助成は廃止されている。なお、平成 22 年 11 月の行政刷新会議での事業仕分けにおいて、「国の事業として廃止」と判定されている。

(注 3) 平成 24 年 2 月現在で、ジュリナビに参加していないのは、74 校中 4 校である。

(ジュリナビによる支援の効果についての文部科学省の見解)

文部科学省は、ジュリナビによる支援の効果として、ジュリナビが主催している企業法務セミナーにより、当初は学生の認識が低かった企業法務についての認識が学生の間を広まっていることが挙げられるとしている。

また、同省は、ジュリナビにより、学生等に対して、就職や司法修習に関する情報提供の役割が果たせているとしている。

(ウ) 法務博士(専門職)に対する社会のニーズ等に関する法科大学院(38校)等の認識

(法務博士(専門職)の学位)

文部科学省は、平成 15 年に学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)を改正し、新たに、専門職学位である「修士(専門職)」及び「法務博士(専門職)」の学位を設けた。同法第 5 条の 2 に基づき、法科大学院の課程を修了した者には、授与権者である大学から、専門職学位である「法務博士(専門職)」の学位が授与される。

a 法科大学院(38校)の認識

しかし、この法務博士(専門職)の学位について、就職に有意義なものとして、企業等に認知されているか否かについては、実地調査した法科大学院から以下のような意見があり、見解の相違がみられた。

- ① 「法務博士(専門職)」という資格は、就職において、ほとんど意味をなさないため、就職希望者の大半は退学を希望している(1校)
- ② 「法務博士(専門職)」の資格に企業等のニーズがあるとする意見
 - i 「法務博士(専門職)」という資格に価値がないとは思わない。企業等も法科大学院を修了した者は、司法試験に合格しなくても十分に法的素養を持っているということに着目し、法科大学院修了者をターゲットとする企業も少しずつ増えてきている(1校)

ii 最近は、不合格者でもよいから、修了者（法務博士（専門職））を紹介してほしいという企業からの問合せも受けている。修了者がある程度増えてくれば、企業側でも採用しようという動きが出てくるのではないか。実際に、求人情報を提供している企業が、法科大学院修了者を対象とした就職サイトを立ち上げ始めており、マーケットが形成されつつあるようである（1校）

なお、例年、企業等から説明会開催の申入れがあるとする法科大学院もみられた（1校）。

b 文部科学省の認識

また、文部科学省は、法務博士（専門職）の学位について、法的素養や問題解決の調整能力を持った人材であり、法科大学院という教育システムで学んだ者であるため、社会で大いに活用してほしい人材であるとしている。しかし、法務博士（専門職）についての社会の認知度がいまだ低いため、社会で活用されることが課題であるとしている。

ただし、同省は、法科大学院修了1年目の者が司法試験の受験期間（5年）を経て、ようやく社会に輩出され始めてきたところであるので、修了者が実績を積んでいくことが必要であるとしている。

c 企業法務の認識

さらに、経営法友会（注）では、企業法務が求める「法曹」とは、法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）だけでなく、資格を持ってはいないが、法学を学んで企業で活躍する者を含めた広い意味での法曹であるとしている。このため、同会は、法務博士（専門職）の学位について、法科大学院修了者は、司法試験の合否にかかわらず、法的な専門知識を持っているので優秀であり、かつ基礎的な能力もあるので、企業法務にとって、魅力ある人材であるとしている。

同会は、企業法務への法科大学院修了者の採用のニーズはあるとしている。同会が平成22年秋に実施した実態調査においては、法務担当者の採用、配属の方針について尋ねた結果、938社のうち83社（8.8%）が「法科大学院修了者の採用をする」と回答しているとしており、法科大学院修了者を採用するとする企業もみられる。また、採用に当たっては、あくまで人物本位であるため、司法試験の合否について、特に聞くことはなく、在学時にどれだけ頑張っていたかどうかであり、法曹の道を断念した理由を聞くことはあるかもしれないが、司法試験に合格しなかったことが決して不利に働くことはないとしている。修了後に司法試験を数回受けており、高齢になっていたとしても、30歳前後くらいであれば、特段採用に問題はなく、職を辞めて挑戦していたとしても、それまでのキャリア等も考慮されるとしている。

さらに、同会では、各法科大学院及び法科大学院協会修了生職域委員会

から修了者の採用について要請を受けることもある、また、法科大学院協会とは、企業法務が求めるスキルなどについての情報交換も行っているとしている。

修了者の就職支援に当たっては、同会は、「法科大学院の学生が企業に対してどのようにアプローチしたらよいのか分からない状況なので、司法試験以外の道を考えるには、大学の就職支援のサービスをもう少し充実させるべきではないか」としている。

さらに、同会は、司法試験が修了後の5月に実施され、その最終結果が発表されるのは9月になることから、企業の通年採用は増えてきているとしても、一括採用の時期は4月であるため、司法試験と修了者の就職活動、企業の採用の時期が合っていないことも課題ではないかとしている。

(注) 昭和46年、「企業法務実務担当者の情報交換の場」として発足した法人単位の会員組織として企業内の法務担当者（法務、文書、総務、審査、監査等その所属部署名は問わない）によって組織されている。

同会では、企業における「法務部門」の充実強化を目的とし「法務部門」の組織・運営等について、会員相互の意見交換を行い、我が国企業における「法務部門」の在り方を追求している。また、研修を通じた担当者のスキルアップ、実務情報の収集、さらに、所管官庁、関係団体に対し、実務的見地からの意見提言、意見交換を行っている。

エ 法科大学院修了者の再入学及び司法試験予備試験受験の状況

(7) 再入学の状況

a 38校における再入学の状況

74 法科大学院では、法科大学院へ再入学している修了者（以下「再入学者」という。）(注)が生じている実態については、把握されていない。

今回、当省が実地調査した38法科大学院の中には、法科大学院修了者の進路の一つとして、再入学が生じている実態がみられた。

今回、把握できた再入学者数は、当省の調査結果、図表4-(4)-①のとおり、平成19年度以降、38校中14校、累計で25人（うち既修者23人、未修者2人）みられた。このうち、法科大学院において、受験資格喪失者であると把握できているのは、25人中12人となっている。

(注) ここでの「再入学者」とは、法科大学院を修了した後、再度法科大学院へ入学している者のことであり、法科大学院を中退し、法科大学院へ入学し直した者は含まない。

図表 4 - (4) - ① 法科大学院で把握できている再入学者数 (38 校)

(単位：人)

	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	合計
再入学者数	1	0	3	7	14	25
うち既修者	1	0	3	6	13	23
うち未修者	0	0	0	1	1	2
再入学者数のうち法科大学 院で受験資格喪失者数であ ると判明している者の数	0	0	2	5	5	12
うち既修者	0	0	2	5	5	12
うち未修者	0	0	0	0	0	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 23 年 4 月 1 日現在で、あくまで実地調査した 38 校で把握できている法科大学院へ再入学した者の数であり、実態とは必ずしも一致しない。

これらの数は、平成 23 年 4 月 1 日現在、法科大学院側で、把握できている再入学者数であるため、実際には、これより多くの者が再入学しているものと推定される。

再入学者が在籍しているとする 14 校において、司法試験の受験資格を再度取得すること以外に、再入学している理由は把握できなかったことから、再入学者は、司法試験に 3 回（法科大学院修了前 2 年間の旧司法試験の受験回数も含む。）不合格となった後（ただし、合格しない場合に備え、3 回目の試験の年に翌年再入学できるよう入学試験を受験している場合もある。）、司法試験の受験資格をもう一度取得するために、再入学しているものとみられる。

しかし、ほとんどの法科大学院では、入学試験の受験資格として、法科大学院修了者であることを明らかにする必要がないため、そもそも再入学者の有無自体が把握できないとしている。

b 法務省及び文部科学省の再入学についての見解

法務省は、再入学は司法制度改革の本来の理念とはそぐわないが、職業選択の自由や本人の意思の問題もあり、受験資格喪失者が再度、受験資格を取得することまで禁止するものとはなっていないとしている。また、同省は、司法試験法は再度受験資格を取得して、受験することを許容する制度になっているとしている。

文部科学省は、法科大学院修了者が法科大学院へ再入学し、同一学位（法務博士（専門職））を二度取得することについて、法科大学院にかかわらず、禁じられているものではないため、法令上問題はないとしており、同一の学内への再入学であっても、カリキュラムも異なっており、法令上問題はないとしている。一方、再入学を禁じることについても、大学のアド

ミッション・ポリシーによるので、同省が特段の方針を示すものではなく、各大学の判断であるとしている。同省は、同一学位を再度取得する意味では、再入学自体は問題ないとしている。

c 38校における再入学の可否状況

(再入学を認めていないもの)

一方、再入学については、認めていない法科大学院や条件を付け制限を設けている法科大学院もみられる。

当省の調査結果では、例えば、平成23年度から「日本国内の法科大学院を修了し、「法務博士（専門職）」の学位を有する者の入学は認めない」こととしている。同大学では、再入学を認めない理由として、①他の法科大学院を修了した者は、司法試験受験に十分な教育を受けているため、②法科大学院修了後、5年間もしくは3回の受験回数で司法試験に合格できなかった者を受け入れることは、司法試験の受験回数制限に反しているからであるとしている（1校）。

このほか、①プロセスとしての法曹養成教育の重要部分を担う法科大学院において、その教育課程に在籍中の者が、他の法科大学院修了資格により、司法試験を受験する事態は好ましいとは言えないと判断し、「既に法科大学院を修了している場合、修了後5年間を経過しない者は、出願することはできない」としている（1校）、②大学及び大学院を卒業又は修了した場合、同じ課程の学科・研究科に改めて入学することを許可していないため、「既に法科大学院を修了している者の中で、本研究科出身者は、出願することができない」としている（1校）、③他の法科大学院を修了することによって得られた司法試験受験資格の存続する間に、別の法科大学院の教育を受けて受験資格を取得することは、新しい法曹養成制度の趣旨に反する上、実際上も法科大学院を修了した者に同様の教育を重ねて行うことにはあまり意味がなく、また既に取得した受験資格に基づき司法試験を受験合格して標準就業年限を満たすことなく退学する可能性があるなど、体系的に構成されたカリキュラムの教育効果が損なわれる（1校）としている等として、条件付きで再入学を認めていない大学もみられる。

(実地調査した38校における再入学の可否状況)

当省が実地調査した38校における平成23年度入学までの再入学の可否についてみると、図表4-(4)-②のとおり、再入学を認めているものが27校、条件付きで認めているものが9校、認めていないものが5校みられた。

再入学を認めている27校の中には、①該当する者が出た場合に検討するとしているもの（1校）、②学内の修了者の再入学については、今後検討するとしているもの（1校）、③元々既修者コースが開設されていない（いなかった）ため、再入学者が生じることがない（なかった）とするも

の（2校）もみられた。

また、再入学を認めているとする 27 校のうち、再入学の可否について今後検討するとしているものが 5 校みられた。これらの中には、「一度他の法科大学院を修了した者は法務博士（専門職）の学位を既に取得している。このため、再入学をすると二重に学位を取得させることになり、その必要性はない」と判断したため、24 年度から再入学を認めないこととし、当面の様子を見て再度検討していくとしているもの（1 校）もみられた。

再入学を条件付きで認めている 9 校のうち、①法科大学院修了から司法試験の受験資格を保有し得る 5 年を経過していない者は認めていないとするものが 5 校、②同一学位の取得になるため学内の法科大学院修了者は認めていないとするものが 4 校みられた。

図表 4 - (4) - ② 再入学の可否状況（38 校）

（単位：校）

再入学の可否	法科大学院数
認めている法科大学院	27
うち今後検討する予定としている法科大学院	5
条件付きで認めている法科大学院	9
うち修了から 5 年を経過していない者は認めていない法科大学院	5
うち同一学位の取得になる学内の修了者は認めていない法科大学院	4
認めていない法科大学院	2
合計	38

（注）1 当省の調査結果による。

2 平成 23 年 4 月 1 日現在の状況である。

3 「認めている」としている法科大学院には、「今後該当者が出了場合に検討する」としているものや「既修者コースが開設されていないため、該当する場合がない」等とするものも含まれる。

d 再入学と司法制度改革の理念

法科大学院への再入学については、審議会意見において、新しい法曹養成制度が、「法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度」とされたことに照らし合わせると、法科大学院において、2 年あるいは 3 年の法学教育を受けた後、3 回までの司法試験を受験し、更にその後、2 年あるいは 3 年の法学教育を受けることになるため、その理念と相反する事態であり、当初想定されていなかった事態である。

当省の意識調査（注 1）においては、再入学を認めることは、5 年間のうちに 3 回までという受験回数制限を設けた趣旨にそぐわないとする意見や、経済的に恵まれている者や時間に余裕のある者しか再入学することはできないのではないかという意見もみられた。

(注1) 当省が実施した「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する意識調査」(平成23年10月6日から26日までの3週間実施)である。

法科大学院の教員、法科大学院の学生、修了者、新弁護士、旧弁護士、国民を対象にウェブ調査で実施した。

(イ) 法科大学院修了者の司法試験予備試験の受験状況及び結果

平成23年からは、法科大学院を修了せずとも、司法試験の受験資格を取得することができる司法試験予備試験(以下「予備試験」という。)(注1)が開始されている。このため、法科大学院修了者のうち、受験資格喪失者の中には、再度司法試験の受験資格を取得するために、予備試験を受験している者もみられる。

図表4-(4)-③のとおり、法科大学院修了者で平成23年の予備試験に出願した者は471人、受験した者は336人であり、受験した者は、平成22年度までの法科大学院修了者の累計から23年までの司法試験合格者を除いた1万5,720人のうち2.1%に当たる(注2)。このうち最終合格した者は19人であり、法科大学院修了者の合格率は、5.7%であった。

(注1) 司法試験予備試験は、法科大学院を経由しない人にも法曹資格を取得する道を確保するために設けられており、司法試験法第5条第1項において、「法科大学院課程の修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行うもの」と規定されている。また、予備試験に受験資格は特にないが、予備試験を経た者に対しても、法科大学院修了者と同様、司法試験の受験に当たっては5年間に3回までの受験回数制限が適用される。

なお、第1回目の実施となった平成23年の予備試験では、受験者数6,477人に対し、最終合格者は116人であり、合格率は1.8%であった(図表4-(4)-③参照)。

23年予備試験の合格者は、24年司法試験から5年間に3回までの受験ができる。

(注2) ただし、修了者の中には、旧司法試験に合格した者もいる。

図表4-(4)-③ 法科大学院修了者等の平成23年司法試験予備試験の受験結果(全74校)

(単位:人、%)

最終学歴別	出願者	受験者	短答合格者	論文合格者	最終合格者	合格率
全体	8,971	6,477	1,339	123	116	1.8
法科大学院修了	471	336	166	21	19	5.7
法科大学院在学中	282	198	31	6	6	3.0
法科大学院中退	86	49	4	1	1	2.0

(注) 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。

2 司法試験予備試験は、特に出願資格がないため、出願者の自己申告によるものである。

3 「全体」数は、記載している法科大学院修了等に、大学卒業、大学在学中、大学中退、法科大学院以外の大学院修了、法科大学院以外の大学院在学中、法科大学院以外の大学院中退、短期大学卒業、短期大学在学中、高校卒業、高校在学中、高校中退、その他を加えた合計である。

(3) 評価の結果

ア 修了者の進路の把握

実地調査した38法科大学院のうち既に29校において、組織的に修了者の進路の把握を行っている。また、組織的な取組を行っていない残りの9校でも、今後修了者の進路の把握について、検討する又は予定しているとしている。なお、組織的に取り組んでいなかった法科大学院は、i) 有職者を対象としている、又はii) 小規模校であることから改めて把握する必要がないとするものであった。このため、今後、各法科大学院において、組織的に修了者の進路の把握が行われることが期待できると考えられる。

しかし、修了者の進路の状況についてみると、当該38法科大学院において、組織的に把握の取組を行っている29校を含めても、就職先等の進路が不明となっている者が多い。司法試験の合格率は低迷し、不合格者が大量に発生しており、特に不合格者の進路の実態を把握する必要性があるが、進路が把握できていない不合格者は修了者の約3割となっている。なお、認証評価で求められている司法試験合格者についても、数だけの把握にとどまり、就職先等の進路の把握まではできていないものもみられた。

また、法科大学院修了者は修了後5年間に3回までの司法試験の受験資格があるため、受験資格を保有し得る少なくとも5年間は継続的に把握することが必要と考えられるが、そこまでの取組は行われていない。

さらに、法科大学院の間で、修了者の進路の把握の必要性についての認識に差がみられ、必要性が高くないとしている法科大学院では、修了者の進路の把握が認証評価基準に盛り込まれた経緯(i) 修了者の進路の把握・分析を行い、それを今後の教育内容・方法の改善に役立てるため、また、ii) 入学希望者等に対し、説明責任という観点から修了者の進路に関する情報を公開するため)についての理解が低い。文部科学省は、機会を捉えて説明を行っているが、法科大学院に対してその趣旨が十分に伝わっていない。

イ 法科大学院等における修了者及び在学生に対する就職支援等

当省が実地調査した38法科大学院において、修了者及び在学生に対する受験や就職等に関する一定の支援が実施されていると認められる。

また、支援の内容についても、就職に関する情報提供や隣接士業・公務員試験に係る講座の開設にとどまらず、法科大学院独自で就職担当教員の配置や進路選択セミナーの開催等、主体的な支援を行っているものもみられる。

しかし、一方で、修了者に対する就職支援等を行っていない法科大学院もあり、また、修了者に対する就職支援等を行っている法科大学院においても、主体的に担当教員の配置、就職先の開拓等の支援を行っている法科大学院の取組を参考に更なる充実を図る余地がみられる。

また、法科大学院において、修了者等に対する法曹以外への就職支援等を行うことについては、法科大学院の間で、認識に差がみられ、法曹養成に特化した法科大学院において法曹以外の就職支援をすることははばかれるとする

意見がみられる一方で、現状の司法試験の合格率に鑑みると法科大学院が就職支援を行う必要があると考えているとする意見もみられた。当省が調査した企業法務の団体である経営法友会では、学生が企業に対してどのようにアプローチしたらよいのか分からない状況であるとしている。

このようなことから、学生の就職支援等のニーズはあるとみられ、法科大学院においては、自校の司法試験の合格率や不合格者数（合格率は高くても大量の不合格者が発生している大学がみられる。）、在学生及び修了者の就職支援等のニーズ等を踏まえながら、今後、在学生及び修了者に対する就職支援等について、充実を図ることが求められている。

ウ 再入学の可否

再入学については、新しい法曹養成制度が「法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度」とされたことに照らし合わせると、法科大学院において、2年あるいは3年の法学教育を受けた後、3回までの司法試験を受験し、更にその後、2年あるいは3年の法学教育を受けることになるため、その理念とは相反する者が生じていることになる。

しかし、再入学の可否については、各法科大学院のアドミッション・ポリシーによるものであり、各法科大学院が判断することができるため、司法試験不合格者の再度の法科大学院受験を制限していても、同一学位の取得の観点からは、問題はない。

以上のことから、修了者等への支援策に関しては、次のような課題が認められる。

修了者の進路については、司法試験合格者以外の者の進路が把握できていないだけでなく、認証評価でも求められている司法試験合格者についても進路が把握できていないものが多い。法科大学院修了者の進路については、必ずしも実態が把握できていない。さらに、法科大学院修了者は修了後5年間に3回までの受験資格を保有しているため、受験資格を保有し得る少なくとも5年間は継続的に把握することが必要と考えられるが、そこまでの取組は行われていない。

司法試験不合格者が多い現状において、修了者に対する就職支援等の取組を行っていない法科大学院もみられるが、法科大学院修了者（法務博士（専門職））の社会での人材活用を図る観点から、法科大学院における就職支援等の充実を図ることが求められている。

5 全体評価及び勧告

(1) 全体評価

法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策については、司法制度改革推進計画が閣議決定された平成13年度から23年度までの間に法曹人口が1.6倍に増加している（平成13年度2万1,864人→23年度3万5,159人）。この間、法科大学院が創設され、また、法科大学院の教育と司法試験、司法修習の制度との連携を十分に確保することを目的として、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）が施行されたが、それらの連携については、法務省、最高裁判所による法科大学院への教員の派遣、教材の提供などの一定の取組が行われている。これらにより、法科大学院修了者が受験する新司法試験が開始された平成18年から23年までの間に、1万1,105人の司法試験合格者が生まれ、法学未修者からも3,860人の合格者が生まれている。これにより、結果として、i) 弁護士の増大による弁護士ゼロ・ワン地域のほぼ解消、ii) 弁護士会及び地方公共団体による法律相談窓口の増加などの国民の法的サービスへのアクセスの改善の基盤整備等の効果がみられる。

一方、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策については、今回の調査により、以下のような課題がみられる。

- i) 法曹人口の拡大については、「司法制度改革推進計画」（平成14年3月19日閣議決定）において、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を3,000人程度とすることを目指すとされているが、22年の合格者数は2,133人、23年は2,069人と目標達成率は7割未満となっている。しかし、法曹に対する需要は、司法制度改革審議会意見で予想されたほどには拡大・顕在化しておらず、法曹の利用者である国民の立場からみても、ただちに目標値を達成しなければならないほどの大きな支障は確認されていない。また、現状の2,000人程度の司法試験合格者数であっても弁護士の就職難が発生し、これによりOJTが不足し弁護士の質の低下が懸念されているが、年間合格者数に関しては、これまでのところ目標値についての検討はされていない。
- ii) 法科大学院修了者の司法試験合格率については、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）において、目標値（例えば約7～8割）が例示されている。しかし、法科大学院修了後5年間の受験機会を経た後の合格率（累積合格率）は、司法試験受験者が既修者のみであった平成17年度修了者については、69.8%と例示された合格率のほぼ下限に達したが、未修者も含む18年度修了者については、49.5%にとどまっており、単年度の合格率をみても未修者が受験開始した平成19年は40.2%であったものが23年には23.5%に低下している。また、未修者の司法試験合格率は取り分け低迷しており、23年の合格率は既修者が35.4%であるのに対し未修者は16.2%となっている。
- iii) 文部科学省は、法科大学院の入学者の質の向上を図るため、平成21年度から、法科大学院に対し、入学者選抜試験における適性試験の最低基準点の設定

や入学者選抜における競争倍率2倍以上の確保、入学定員の削減を含む組織の見直しを求めているほか、入学者の多様性の確保等を求めている。

しかし、適性試験については、法科大学院入学後の成績や司法試験の成績との相関がないとの指摘があるが、その検証等は行われておらず、調査対象校及び調査対象年度を拡大し、改めて調査、分析を行うことが課題となっている。

文部科学省は、法科大学院の志願者が減少し、入学試験の競争倍率が低く、質の高い入学者を確保することが困難であること、修了者の多くが司法試験に合格しない状況が継続していること等から、法科大学院に対し、入学定員の削減などの法科大学院の組織の適正化に自ら主体的に検討することを求めている。しかし、定員充足率や入学者数が極端に少なく、教育の質を確保する観点から、実入学者数に見合った入学定員の見直しが求められる法科大学院もみられる。その際、実入学者数に見合った定員削減が困難な法科大学院が生ずるとみられ、法科大学院として撤退することも想定されるが、その場合、在籍学生の教育に支障が生じないよう十分な措置が必要である。

司法制度改革審議会意見書においては、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法学部以外の学部の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるなどの措置を講じるべきであるとされており、文部科学省告示において、3割以上となるよう努めるものとされている。しかし、その割合は、平成17年度には45.6%であったものが、23年には32.0%に低下しており、全体としては努力目標を確保しているが、その割合は長期低下傾向にあり、また、努力目標が未達成の法科大学院もあり、その中には長期に渡って未達成のものもある。さらに、法科大学院の未修者コースがこれらの者の主な受け皿となっているが、これまで行われてきた定員削減については、未修者のみの削減や未修者の削減率が大きくなっており法科大学院の制度設計に反することがないように注意することが必要である。

- iv) 文部科学省は、法科大学院に対して、修了者の質を確保する観点から、厳格な成績評価及び修了認定の徹底、法科大学院における共通的な到達目標の設定による法科大学院間の学修のばらつきの解消、未修者教育の充実を促している。

厳格な成績評価及び修了認定の徹底により、法科大学院において、進級率及び標準年限修了率の低下がみられる。しかし、司法試験の合格率は低下していることから、一部の法科大学院においては厳格な成績評価及び修了認定が徹底されていない可能性がある。また、共通的な到達目標としては、現在公表されている共通の到達目標モデル(第2次修正案)が関係機関においておおむね適切であるとの認識が多くみられるが、その策定は進んでおらず、法科大学院間の学修のばらつきは、解消されていない。さらに、入学者に占める退学者・除籍者の割合や法科大学院修了直後の司法試験を受験しない「受け控え者」の割合から、既修者に比べて未修者は質の確保の観点で課題がみられる。未修者の法科大学院志願者が減少すると、多様な者を法曹として養成するという制度の理念に十分対応できなくなるおそれがある。しかし、文部科学省及び中央教育審議会法科大学院特別委員会では、平成24年3月現在、未修者教育の充実の

ため、今後いかなる施策を行っていくべきか検討がなされているものの、具体的な方針や取組等は示されていない。

- v) 国立の法科大学院に対しては国立大学法人運営費交付金が、私立の法科大学院に対しては、私立大学等経常費補助金特別補助の法科大学院支援が支出されており、文部科学省は、平成 24 年度から、法科大学院の組織の自主的・自律的な見直しを促すため、これら公的支援の見直しを実施している。見直しの指標は、入学試験の競争倍率（2 倍未満）及び司法試験合格率（3 年連続して全国平均の半分未満等）の 2 つの指標の両方に該当することである。しかし、この見直し指標については、未修者の司法試験合格率が既修者に比べて低いことが、未修者を中心に教育を行っている法科大学院の司法試験合格率が低迷していること、また、競争性や教育の質の確保が相当期間改善されない法科大学院であっても、もう一方の指標が該当しないことから、公的支援の見直し対象としないことを踏まえる必要がある。また、競争倍率については、意図的に合格者数を減少させることで、2 倍以上を確保することが可能であることから、見直し指標について定員充足率を加味したものに改める必要がある。
- vi) 法科大学院教育と司法試験との連携については、新司法試験開始当初から、司法試験委員会により、法科大学院における教育や受験者の学習に適切な指針となるよう司法試験に関する情報の提供が行われており、これについて、「規制改革推進のための 3 か年計画（改定）」において、試験の出題趣旨のほか、採点実感、採点方針等出題に関する情報をできるだけ詳細に公表することとされ、これを受けて情報の提供がされているが、採点実感に法科大学院教育に求めるものなどの記述がないものがみられ、更なる情報提供が求められる。

また、文部科学省は、法科大学院における教育の質の向上を図るため、法科大学院に対し、自校修了者について司法試験の合格状況を分析することを求めており、平成 22 年度から、法科大学院修了者の司法試験の合格状況を含む進路について認証評価の対象としている。しかし、司法試験の受験は法科大学院修了後であり、また、受験機会が法科大学院終了後 5 年間あることから、各法科大学院では法科大学院修了者の受験動向の把握自体が困難な場合もある。

- vii) 文部科学省は、法科大学院修了者の進路の把握が認証評価の対象となった経緯も踏まえ、各法科大学院に対し、法科大学院修了者の進路の把握及び就職支援を求めている。司法試験の合格率が低迷し、大量の不合格者が発生しており、受験資格喪失者も平成 23 年度で 4,252 人発生し、特に不合格者の進路を把握する必要があるが、調査した 38 法科大学院において進路が把握できていない不合格者は、修了者の約 3 割となっており、5 年間継続して把握している法科大学院はない。また、法曹以外の道を目指す修了者への就職支援を行っていない法科大学院が約 3 割みられる。

(2) 勧告

1 法曹人口の拡大

司法試験の合格者数に関する年間数値目標については、これまでの達成状況との乖離が大きく、また、法曹・法的サービスへの需要の拡大・顕在化も限定的であることから、これまで及び今後の弁護士活動領域の拡大状況、法曹需要の動向、法科大学院における質の向上の状況等を踏まえつつ、速やかに検討すること。(法務省)

2 法科大学院教育

(1) 法科大学院教育の目標の達成状況

司法試験合格率の向上を目指し、法科大学院における教育の質の向上を一層推進すること。その際、未修者教育の一層の強化を推進すること。(文部科学省)

(2) 入学者の質の確保

ア 適性試験の活用

法科大学院における入学者の質を確保する観点から、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関関係の有無について、第三者的立場の者を含めて改めて検証し、相関関係が立証できない場合には、適性試験実施機関に対し適性試験の改善を求めること。(文部科学省)

イ 競争性の確保

法科大学院における入学者の質を確保する観点から、依然として競争倍率が2倍を下回っている法科大学院に対し、更なる取組を促していくこと。(文部科学省)

ウ 入学定員の削減

法科大学院における教育の質を確保する観点から、定員充足率が向上しない法科大学院に対し、実入学者数に見合った更なる入学定員の削減を求めること。

その際、定員規模が小さい法科大学院については、実入学者数に見合った定員削減が困難なものが生ずるとみられるが、法科大学院の撤退によって在籍学生の教育に支障が生じないように、法曹養成制度の理念、地域バランス等も勘案しながら、他の法科大学院との統廃合についても検討しておくこと。

また、法曹養成制度改革の理念を維持する観点から、各法科大学院に対し、入学定員の削減に当たっては未修者の確保に配慮するよう促すこと。(文部科学省)

エ 多様性の確保

多様な人材を受け入れるという法曹養成制度改革の理念を維持する観点から、各法科大学院に対し、非法学部出身者及び社会人の受入れ確保措置を講ずるよう促すこと。(文部科学省)

(3) 修了者の質の確保

ア 厳格な成績評価

法科大学院における修了者の質を確保する観点から、各法科大学院に対し、成績評価及び修了認定の厳格化の一層の推進を求めること。

また、法科大学院に入学しても、最終的に修了できない者や、修了直後の司法試験を受験しない者が増加していることから、各法科大学院における教育の質の向上の取組及びその効果について検証すること。その際、好事例についても収集し、他の法科大学院に対し情報提供を行うこと。

さらに、上記取組の効果が十分に認められず、それが入学者の質の確保が十分でないことによる場合、法科大学院に対し、更なる入学定員の見直しを求めること。(文部科学省)

イ 共通的な到達目標

法科大学院における学修のばらつきをなくし、修了者の質の一定水準を確保するため、関係機関の連携の下、策定された共通的な到達目標モデルを踏まえ、各法科大学院が到達目標を速やかに策定するよう働きかけること。(文部科学省)

ウ 未修者対策

未修者については、上記の修了者の質の確保の取組を推進しつつ、法律基本科目の量的充実の効果について今後検証するとともに、未修者対策の強化について早期に取り組むこと。その際、好事例についても収集し、他の法科大学院に対し情報提供を行うこと。(文部科学省)

(4) 公的支援の見直し

法科大学院の公的支援の見直し指標については、未修者への影響や、法科大学院における教育の質の改善の進捗状況などを踏まえ、必要な改善措置を講ずること。

また、法科大学院の公的支援の見直し指標の競争倍率については、意図的に合格者を減少させることで競争倍率を確保する可能性があることを踏まえ、定員充足率を加味したものに改めること。(文部科学省)

3 法科大学院教育と司法試験との有機的連携

司法試験の透明性を確保し、また、司法試験と法科大学院教育との連携を確保する観点から、司法試験に関する情報提供の充実が図られているが、採点実感において、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込むなどし、その情報提供をより充実させること。

各法科大学院において、受験状況等の把握が困難な場合もあることに鑑み、法科大学院が自校修了者の司法試験の受験状況・合格状況の把握・分析を行って今後の教育内容・方法の改善を図るため、各法科大学院から要請があるときは、当該法科大学院修了が受験資格の基礎となっているその年の司法試験受験者の氏名、それぞれの受験回数、試験の可否の情報を提供すること。（法務省）

4 修了者等への支援策

法科大学院に対し、修了者の進路の把握については、修了時はもとより、受験資格を保有し得る少なくとも5年間は継続し、総合的な集積・管理を行わせること。

修了者（法務博士（専門職））の社会での人材活用を図る観点から、自校の修了者の進路の動向や在学生のニーズ等を踏まえ、法科大学院における修了者及び在学生に対する就職支援等の充実を促進すること。（文部科学省）